資料2-2-2

令和2年5月13日提出の資料から
35-7頁，38-6頁，64-7頁の誤記を
修正している

敦賀発電所2号炉
ボーリング柱状図の記事欄に係るご指摘への回答
補足説明資料2

総点検結果（2）
①ボーリング柱状図記事欄の比較

令和2年6月4日

日本原子力発電株式会社

余白

目　次(補足説明資料2　ボーリング柱状図記事欄比較)

No.	ボーリング孔名	頁
1	H24-D1-2	補足2-1-1
2	H24-D1-3	補足2-2-1
3	H24-D1-4	補足2-3-1
4	H24-D1-5	補足2-4-1
5	H27-B-3	補足2-5-1
6	H27-B-4	補足2-6-1
7	H19-No.2	補足2-7-1
8	H19-No.14	補足2-8-1
9	H20-②-1	補足2-9-1
10	H24-B14-2	補足2-10-1
11	H24-D1-1	補足2-11-1
12	H27-B-1	補足2-12-1
13	H27-B-2	補足2-13-1
14	H19-No.4	補足2-14-1
15	H19-No.12	補足2-15-1
16	H24-B11-2	補足2-16-1
17	H24-B8-22	補足2-17-1
18	H20-①-9	補足2-18-1
19	H24-B11-1	補足2-19-1
20	H24-B8-21	補足2-20-1
21	H27-D5-1	補足2-21-1
22	H20-①-10	補足2-22-1
23	H19-No.16	補足2-23-1
24	H19-No.17	補足2-24-1
25	H19-No.19	補足2-25-1
26	H19-No.8	補足2-26-1
27	H20-①-2	補足2-27-1
28	H20-①-1	補足2-28-1
29	H20-①-3	補足2-29-1
30	H20-①-4	補足2-30-1
31	H19-No.11	補足2-31-1
32	H19-No.13	補足2-32-1
33	H20-③-1	補足2-33-1
34	H19-No.3	補足2-34-1
35	H27-Br-1	補足2-35-1

No.	ボーリング孔名	頁
36	H20-①-8	補足2-36-1
37	H27-Br-2	補足2-37-1
38	H27-Br-8	補足2-38-1
39	H24-B14-1	補足2-39-1
40	H20-④-2	補足2-40-1
41	H20-④-1	補足2-41-1
42	H20-④-5	補足2-42-1
43	H19-No.7	補足2-43-1
44	H24-B8-23	補足2-44-1
45	H24-B8-29	補足2-45-1
46	H24-B8-30	補足2-46-1
47	H19-No.6	補足2-47-1
48	H19-No.18	補足2-48-1
49	H20-①-5	補足2-49-1
50	H20-①-6	補足2-50-1
51	H27-Br-3	補足2-51-1
52	H19-No.15	補足2-52-1
53	H20-④-3	補足2-53-1
54	H20-④-6	補足2-54-1
55	H20-④-7	補足2-55-1
56	H24-B8-34	補足2-56-1
57	H27-Br-5	補足2-57-1
58	H27-Br-6	補足2-58-1
59	H27-Br-12	補足2-59-1
60	H19-No.10	補足2-60-1
61	H19-No.5	補足2-61-1
62	H20-④-4	補足2-62-1
63	H24-B8-15	補足2-63-1
64	H24-B8-27	補足2-64-1
65	H24-B8-35	補足2-65-1
66	H24-B8-36	補足2-66-1
67	H27-Br-4	補足2-67-1
68	H27-Br-9	補足2-68-1

余白

1. 概要

本資料は，総点検の一環として，ボーリング柱状図の記事欄について比較を行い，記載が変更されている箇所を抽出し，変更されている場合はその内容・変更理由を確認したものである。
なお，記事欄以外の記載の比較については，補足説明資料5でとりまとめている。

（1）点検内容

当社は，委託業務に基づき調査会社から当社に提出された資料（申請書案，審査資料案）を確認した後に，当社クレジットの資料（申請書，審査資料）として原子力規制委員会に提出している。

総点検として，調査会社から当社に提出された資料（調査報告書，申請書案，審査資料案），申請書，審査資料を比較し，変更の内容及び変更理由の確認を行った。

・確認対象：審査資料の柱状図として提出している68孔（掘進長 計7,573m）
- 調査会社から当社に提出された調査報告書（平成19年，平成20年，平成25年，平成27年，平成30年），申請書案，審査資料案
- 平成27年11月5日 原子炉設置変更許可申請書添付書類六
- 柱状図を審査資料として提出した3回の審査会合の資料
  - 平成29年12月22日審査資料（第536回審査会合）
  - 平成30年11月30日審査資料（第657回審査会合）
  - 令和2年2月7日審査資料（第833回審査会合）

比較は，報告書から最新の第833回審査会合で提出した資料を並べて変更箇所を確認するとともに，変更がある場合は変更理由の確認を行った。

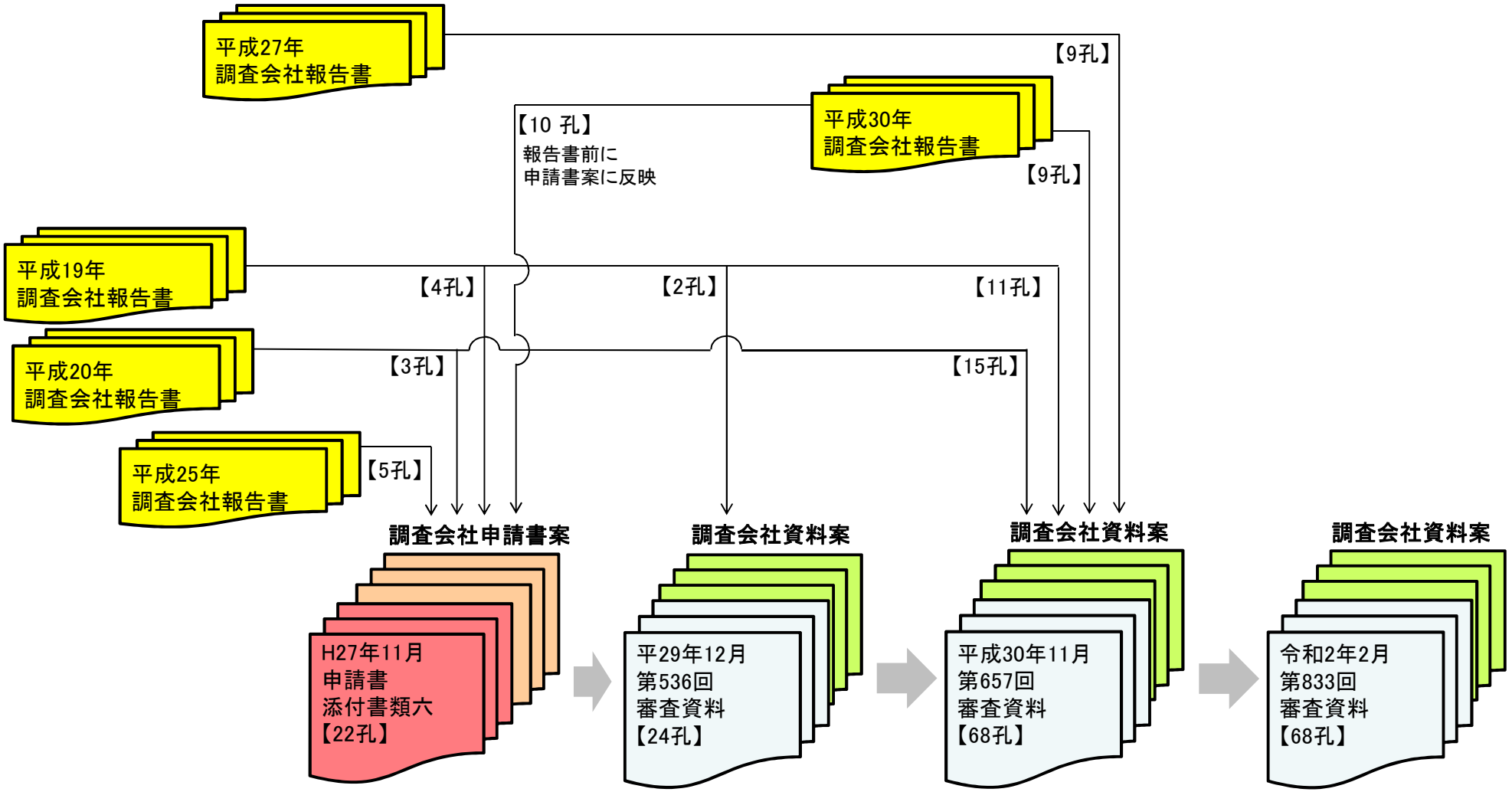
なお，審査対応と並行して調査を実施している場合においては，時系列として，審査資料に先行して観察結果を反映し，調査会社からの報告書は後日受領している場合がある。
報告書受領時期と審査資料提出時期の関係を次頁に示す。

（2）点検結果

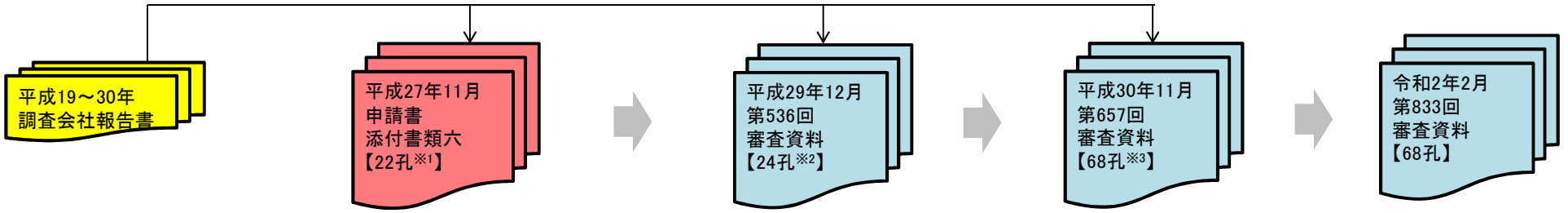
確認の結果，調査会社から当社に提出された資料の内容を当社が変更している箇所はなかった※。

※ただし，体裁の修正を行っている箇所はある。

報告書受領時期と審査資料提出時期の関係



2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について



調査会社報告書→申請書

○審査において重要となる破砕部の性状について統一化して記載

- 申請時の主要破砕帯は破砕帯名を追記
- 破砕部の，色調，破砕部内物質，粘土・シルトの幅を記載
- BHTVで得られた走向・傾斜，薄片観察で得られた変位センスを追記
- 第四系及び岩種，割れ目の多寡とコア形状，コアで目立つ箇所（細粒物質を伴う割れ目，熱水変質による変色等）を記載
- その他の情報（補足的，記事欄以外で読み取り可等）は統合または省略
- 調査会社報告書では「シーム」という用語が用いられている場合があるが，申請書以降では使用していない。（後述）

申請書→第536回審査資料

○連続性評価等において断層岩区分が重要であると考えたことから，全ての破砕部について断層岩区分を目的とした肉眼再観察を行い，断層岩を区分。一部の破砕部は，薄片観察に基づき断層岩を区分（以降，同様）

○以降，柱状図では，断層岩区分に従った表記（固結・未固結）に統一

- 主要破砕帯以外の破砕帯名を追記
- 粘土・シルトの幅に代えて，未固結部（断層ガウジまたは断層角礫）の幅を記載

第536回→第657回審査資料

○審査会合の固結破砕部の判断に関する指摘に対し，カタクレーサイト中に細粒物質をフィルム状に挟在する破砕部に対する判断を追記

○薄片観察による断層岩区分を行った破砕部について，その結果に従った表記に変更

- カタクレーサイト中にフィルム状の細粒物質を挟在する破砕部について，以下の場合は”粘土を挟在する”と追記
  - 薄片観察を実施していない場合には，肉眼観察に基づき断層ガウジと記載
  - 薄片観察の結果，カタクレーサイトの特徴を確認できない場合には断層ガウジと記載

第657回→第833回審査資料

○審査会合でのK断層の連続性に関する説明要請を踏まえ，K断層南方の破砕部について，データ拡充のために実施した薄片観察による断層岩区分を記載

※1　申請時に主要破砕帯としていた破砕帯（D-1，D-5，D-6，D-14，H-3a）を捉えたボーリング孔のうち，申請書本文に明示している22孔を柱状図に掲載
※2　申請書の本文では明示していなかったが調査位置図に示していたD-14破砕帯を確認している2孔を追加
※3　破砕帯の連続性評価プロセスで評価する計68孔掲載

2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について

柱状図記載の基本方針について

申請書柱状図，審査資料柱状図については以下の基本方針に従って記載している。

○申請書柱状図

（破砕部）

- ◆ せん断構造・変形構造等の破砕構造が認められるものについては，破砕部として漏れなく記載。
- ◆ 破砕部については，破砕帯評価に重要と考えた以下の情報を記載。
  - ✓ 破砕部の破砕部内物質と色調を範囲で記載（例：灰白色～黄橙色の粘土状～粘土混じり礫状）。
  - ✓ 連続性評価等で用いる走向・傾斜，変位センスを記載。
  - ✓ 破砕部のうち，粘土・シルト幅を記載。
  - ✓ 断層岩区分は申請書時点では，カタクレーサイト主体であると判断した一部の破砕帯のみに記載。
- ◆ 一部ボーリング孔（H24-D1-1～5，H24-B14-2，H24-B11-1,2，H24-B8-21,22）については，申請書提出前に地盤安定性解析用の物性値設定を目的とした破砕部の詳細観察を実施しており，この詳細観察で得られた性状，色調，粘土の累計幅を記載。

（破砕部以外）

- ◆ 層相名，岩相名と分布深度を記載。
- ◆ 岩石の構成鉱物，石基，斑晶，粒径等については，一般的な岩相の特徴であることから基本的に記載しないこととし，特に目立つ区間（敦賀サイトに広く分布する岩相と異なる岩相の箇所等）について記載。
- ◆ マンガン汚染，割れ目沿いの変色，岩種境界の見かけの傾斜等の破砕帯評価に直接関係しない補足的な情報については記載しない。
- ◆ 割れ目の発達，コアの硬軟，岩盤の劣化の程度等については，RQD，最大コア長，岩級区分等に含めて表現する。
- ◆ 岩盤中の挟在物のうち，その連続性・直線性や周囲の岩盤の劣化，明瞭なせん断構造・変形構造等の破砕構造に関連するような特徴が見られないものについては，風化・変質によるものや細粒物質の割れ目への流入物等であると判断し記載しない。

2. ボーリングの柱状図の記載の変遷について

○審査資料柱状図（平成29年12月22日審査資料（第536回審査会合））

（破砕部）

- ◆ 連続性評価等において断層岩区分が重要であると考えたことから，申請以降，破砕部について，断層岩区分を目的とした肉眼再観察や薄片観察を行い，断層岩区分を行った。Passchier and Trouw(2005)等においては，断層岩を「固結脆性断層岩」と「未固結脆性断層岩」と表現していることから，これに従い，審査資料柱状図では，断層岩区分に従い，断層ガウジ・断層角礫と判断したものは「未固結」，カタクレーサイトと判断したものは「固結」と記載する。
- ◆ 破砕部内物質については，その観察結果に基づき，粘土状部，砂状部，礫状部の表現で統一し，色調および上記の「固結・未固結」と合わせて，「○○色の固結○○部」等と記載する。
- ◆ 断層岩区分を断層ガウジまたは断層角礫と判断した箇所の累計幅を，「未固結○○部：累計幅○○cm」と記載。

（破砕部以外）

- ◆ 申請書と同様。

○審査資料柱状図（平成30年11月30日審査資料（第657回審査会合））

（破砕部）

- ◆ 第536回審査会合（平成29年12月22日）以降の再観察において，カタクレーサイト中に細粒物質を薄く挟在する破砕部について，肉眼観察のみで保守的に断層ガウジと判断したもの，および薄片観察に基づき断層ガウジと判断したものについては，柱状図に 「粘土を挟在する。」と記載。
- ◆ 肉眼観察のみで断層岩を判断していた破砕部のうち，薄片観察により断層岩を見直したものについては，見直した断層岩に従い 「固結・未固結」の表現を変更。
- ◆ 上記以外については，審査資料柱状図（平成29年12月22日審査資料（第536回審査会合））の記載方針と同様。

（破砕部以外）

- ◆ 申請書と同様。

○審査資料柱状図（令和2年2月7日審査資料（第833回審査会合））

（破砕部）

- ◆ K断層の連続性評価に重要となるK断層南方の破砕部について，肉眼観察のみで断層岩を判断していたもののうち，薄片観察により断層岩を見直したものについては，見直した断層岩に従い「固結・未固結」の表現を変更。
- ◆ 上記以外については，審査資料柱状図（平成29年12月22日審査資料（第536回審査会合））の記載方針と同様。

（破砕部以外）

- ◆ 申請書と同様。

3. 審査会合資料の柱状図における破砕部の固結・未固結の記載について

- 当社は肉眼観察による破砕部の硬軟について，設置変更許可申請書及びそれ以降の審査資料の柱状図には記載していない。
- 審査資料では破砕部性状を，肉眼観察や薄片観察の結果に基づき破砕部を断層岩に区分し，区分した断層岩に従い表記している※。
  ※ Passchier and Trouw(2005)等では断層岩を「固結脆性断層岩」や「未固結脆性断層岩」と表現していることから，これを参考に断層ガウジ・断層角礫と判断したものは「未固結〇状部」，カタクレーサイトと判断したものは「固結〇状部」と表記している。なお，平成29年12月22日の審査会合資料（資料2，p.23）には断層岩区分と表記の対応表を掲載している（次頁参照）。

- 全ての破砕部については，申請以降（平成28年～平成29年）に肉眼観察によるコアの再観察を行い，原岩組織の有無，細粒部の連続性・直線性，コアの硬軟等により断層岩を区分している。
- 継続的なデータ拡充により，薄片観察による断層岩区分を実施しているものもある。
- 破砕部の硬軟については上記のような記載方針であったため，新たに薄片観察の所見が得られたものは断層岩区分が変更される場合があり，また柱状図の固結・未固結の記載はコアの硬軟とは必ずしも一致しない。
- 破砕部の断層岩区分に係る経緯等を下表に示す。

	平成29年12月22日 審査会合	平成30年11月30日 審査会合	令和2年2月7日 審査会合
肉眼観察による 破砕部の硬軟の記載	記載していない		
断層岩区分のための データ取得	• 破砕帯の連続性評価等では断層岩区分が重要なため，当時確認されていた全破砕部について肉眼観察によるコアの再観察を実施（H28～H29） • 一部の破砕部※については薄片観察も実施。 ※ 申請時に主要破砕帯としていたD-1，D-5，D-6，D-14，H-3a破砕帯の一部	• 固結破砕部に関する会合の指摘に対し，カタクレーサイト中にフィルム状細粒物質を挟在する破砕部について薄片観察を実施	• K断層の連続性に関する会合の指摘に対し，連続性評価で重要となるK断層南方破砕部の薄片観察を追加実施
断層岩区分及び 柱状図の表記の 変更箇所	• 薄片観察による断層岩区分を行い，その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更	• カタクレーサイト中にフィルム状細粒物質を挟在するものは，以下の通り”粘土を挟在する”と追記 ➢ 薄片観察で断層岩区分していないものは，保守的に断層ガウジに変更 ➢ 薄片観察でカタクレーサイトの特徴を確認できないものは，断層ガウジに変更 • 同時期に薄片を作成したものは，薄片観察による断層岩区分を行い，その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更	• 薄片観察による断層岩区分を行い，その結果に従って断層岩区分の表記を一部変更

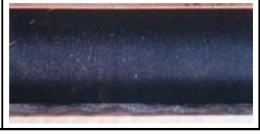
3. 審査会合資料の柱状図における破砕部の固結・未固結の記載について

4. 敷地の地質

分布する岩種並びに破砕部及び断層岩の区分について

- 敷地には，江若花崗岩とこれに貫入するドレライトが分布する。
- このうち，江若花崗岩については，黒雲母花崗岩，花崗斑岩，アプライトからなる。江若花崗岩の形成年代は，カリウム・アルゴン法年代測定値から，形成年代は白亜紀後期～古第三紀と判断される。
- 破砕部は，粒径の違いによって区分した粘土状破砕部，砂状破砕部，角礫状破砕部からなる。
- なお，断層岩の区分については，狩野・村田(1998)に基づく肉眼観察に加えて，顕微鏡下で粒子の形態・粒径，鉱物の種類とその量などを詳細に観察した結果も用いている。

江若花崗岩の岩種

岩種名 地質記号		写真	特　徴
江若花崗岩	黒雲母花崗岩 Gr		• 完晶質等粒状組織 • 鉱物の粒径は5mm前後 • 主たる鉱物組成は，カリ長石・斜長石・石英・黒雲母 • 形成年代は，カリウム・アルゴン法年代測定値が約66.6Maを示すことから，白亜紀後期～古第三紀と判断される。
	花崗斑岩 Gp		• 完晶質斑状組織 • 斑晶の粒径は2～10mm • 石基の粒径は1mm以下 • 主たる鉱物組成は，斜長石・カリ長石・石英・黒雲母 • 形成年代は，カリウム・アルゴン法年代測定値が約66.3Maを示すことから，白亜紀後期～古第三紀と判断される。
	アプライト Ap		• 完晶質等粒状組織 • 斑晶を少量含み，斑状組織を示す箇所も認められる。 • 斑状組織を示す箇所での石基は，微晶質である。 • 主たる鉱物組成は，石英・カリ長石・斜長石であり黒雲母は微量 • 形成年代は，カリウム・アルゴン法年代測定値が約64.2Maを示すことから，白亜紀後期～古第三紀と判断される。
ドレライト Do			• 填間状組織 • 粒径は2mm以下 • 主たる鉱物組成は，斜長石・輝石であり，微量の不透明鉱物を伴う。 • 形成年代は，カリウム・アルゴン法年代測定値が約21.1Maを示すことから，新第三紀中新世と判断される。

侵食抵抗性について

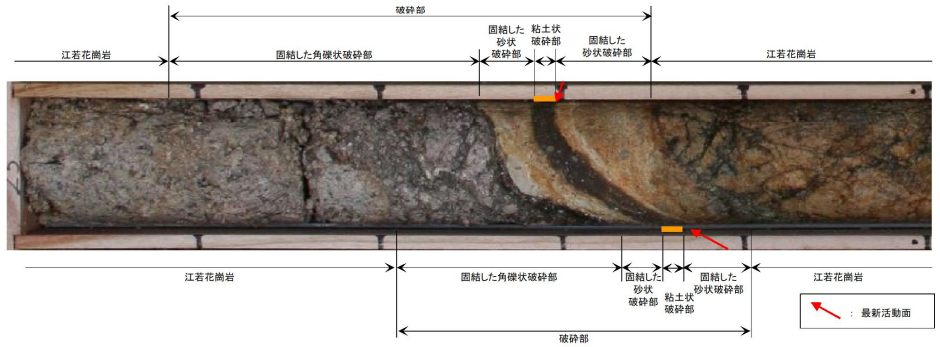
- 松井(1988)によれば，花崗岩，閃緑岩，ハンレイ岩のように，完晶質の深成岩は，粗粒の結晶だけから構成されていることから，物理的風化(乾湿風化，凍結風化等)を受けやすく，結晶間の結合が緩んで，岩石から一遍に砂に変化する。一方，微細な結晶や火山ガラスからなる緻密な石基を主体とする流紋岩，安山岩，玄武岩のような火山岩(噴出岩)は，物理的風化を相対的に受けにくく，岩石は岩塊から礫へと次第に細粒化する。半晶質の半深成岩は，両者の中間的傾向を示すとされている。
- 敷地の黒雲母花崗岩は鉱物の粒径が5mm程度の等粒状の粗粒の結晶だけからなる。一方，花崗斑岩は斑状を呈し，主体を占める基質の粒径が1mm以下と細粒であることから，黒雲母花崗岩の方が侵食抵抗性が低いと判断される。

破砕部及び断層岩の区分

敦賀発電所の破砕部の区分	狩野・村田(1998)による断層岩区分		C.Passchier.et.al(1999)による断層岩区分
粘土状破砕部	断層ガウジ	断層岩の中で，手でこわせるほど軟弱で，粘土状の細粒な基質部が多いもの。	数少ない岩片が粘土鉱物に富む基質中に孤立して存在する。
砂状破砕部	断層角礫	断層ガウジに比べて基質が少なく，角礫状の岩片が多いもの。	30%以上の壁岩角礫片または破断脈と細粒基質からなっている。
角礫状破砕部			
固結した粘土状破砕部	カタクレーサイト	基質と岩片が固結しているもの。	粒径が多様で，直線的でシャープな粒界を持つ角張った粒子がみられる。多結晶岩片を含む。
固結した砂状破砕部			
固結した角礫状破砕部			

※後述する薄片試料観察については，表記「破砕部及び断層岩の区分」に基づき分類する。

破砕部の区分の一例



４．破砕部の認定に係る記載

①調査会社報告書における“シーム”の記載

平成19年，20年の調査会社報告書においては“シーム”という用語が使用されており，詳細は以下の通りとしている。

〇平成19年，20年の調査会社報告書において，“シーム”の定義は「破砕構造及び変位が認められもので，破砕幅10㎜未満のものをシームとする」とされており，これら報告書柱状図で計216箇所使用されている。

〇“シーム”とされていた箇所については，申請までに以下の観点で再観察を行い，申請書柱状図への反映を検討している。（破砕部の一部と認定したものを除く。次頁参照）
再観察の結果，“シーム”とされていた箇所については以下の通り破砕構造が認められないものであったことから，“シーム”という用語は用いないこととし変質部や割れ目として取り扱うこととした。

・風化または熱水変質した箇所に沿って分布するもので周辺岩盤に破砕構造が認められないもの。

・堅硬な岩盤中に分布するもので周辺岩盤に破砕構造が認められない割れ目。

【補足説明資料3】

②破砕部とする箇所の見直し

調査会社報告書において破砕部としていなかった箇所について破砕部に変更したもの，破砕部としていた箇所について変質部に変更したものがある。【補足説明資料4】

〇破砕帯の分布の検討に当たって，破砕帯が通過する可能性がある箇所に破砕部と評価していない弱部（変質部，節理密集部等）がある場合は，改めての検討を行った。また，併せて，破砕部の周囲の変質帯やシーム等について，近接する破砕部と一連のものと評価するのかの検討を行った。

〇破砕部の認定については，破砕部を統一的な見方で見直しを行った。

〇その結果，審査資料の柱状図において，以下の見直しを行っている。

・調査会社報告書においては破砕部としていなかったが，破砕部に変更した箇所　39箇所

・調査会社報告書においては破砕部としていたが，変質部に変更した箇所　5箇所

【補足説明資料4】

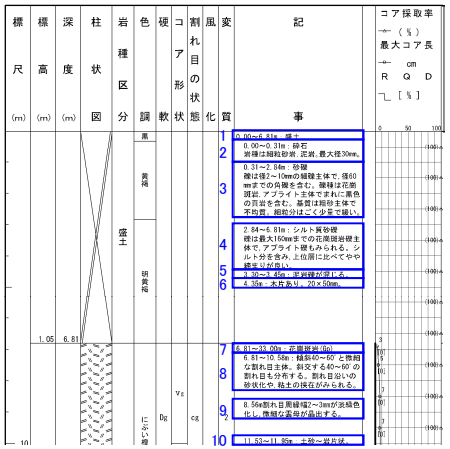
余白

H24-D1-2

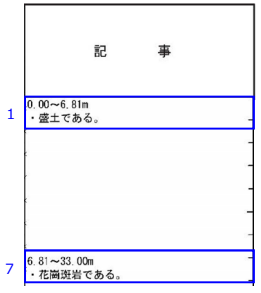
余白

H24-D1-2

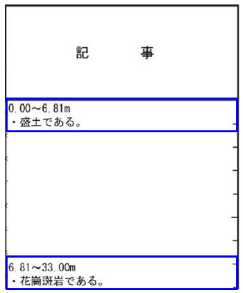
委託報告書
（平成25年）



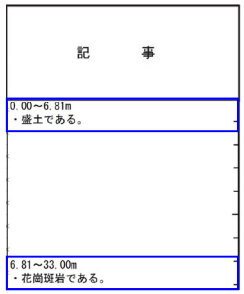
設置許可申請書案



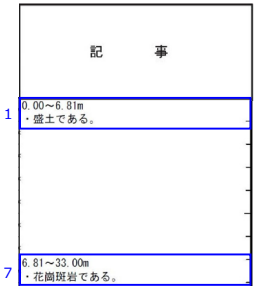
設置許可申請書
（平成27年11月）



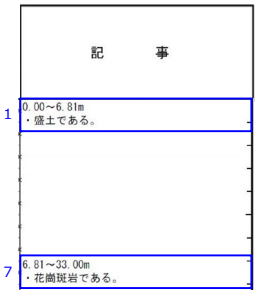
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



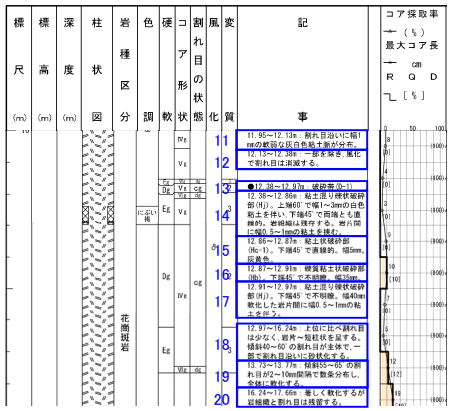
審査資料
（令和2年2月7日）



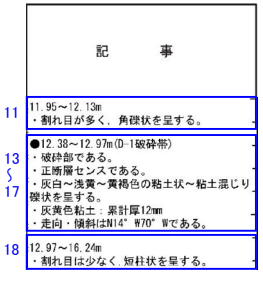
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～6	・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分や構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・一部割れ目沿いで砂状化や粘土の挟在がみられるが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
9	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
10	・割れ目の発達の程度については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－

H24-D1-2

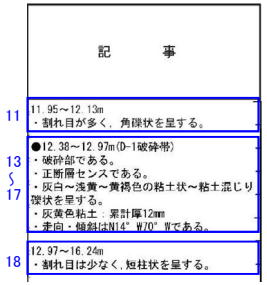
委託報告書
（平成25年）



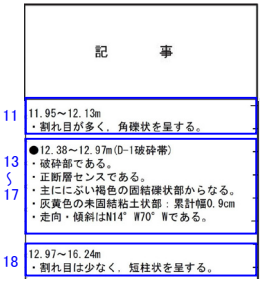
設置許可申請書案



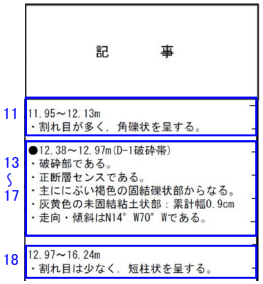
設置許可申請書
（平成27年11月）



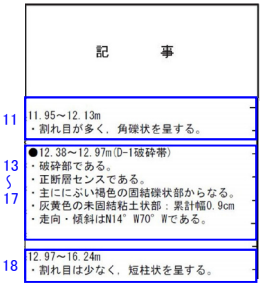
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



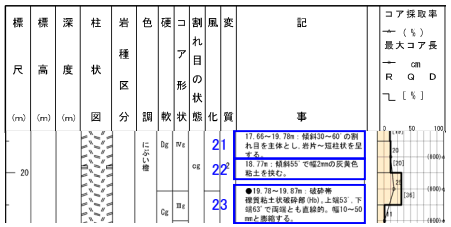
審査資料
（令和2年2月7日）



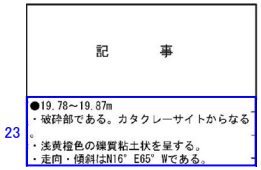
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・風化の程度については，当該区間の周囲と明確な差異がないため削除。	－	－	－	－
13～17	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。その後，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
18	・岩片～短柱状については，より主体的な短柱状と記載。 ・割れ目沿いの砂状化については，当該区間の周囲と明確な差異がないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	・割れ目の発達やコアの硬軟の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
20	・軟質化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－

H24-D1-2

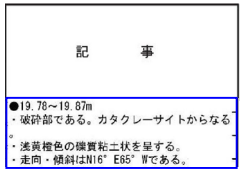
委託報告書
（平成25年）



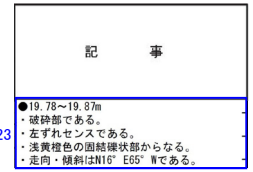
設置許可申請書案



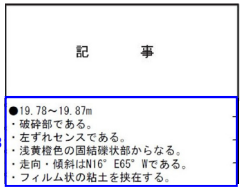
設置許可申請書
（平成27年11月）



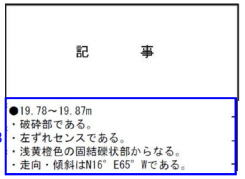
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



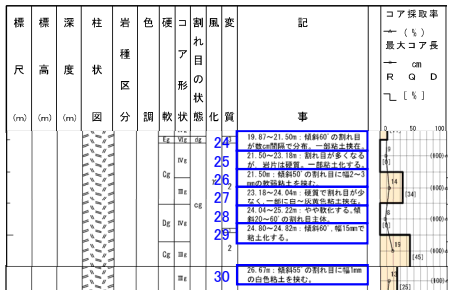
審査資料
（令和2年2月7日）



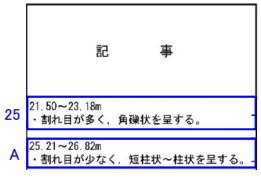
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
22	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
23	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，直線性に乏しいことから，カタクレーサイトからなると記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，フィルム状の粘土の表記を固結粘土状部に見直し。

H24-D1-2

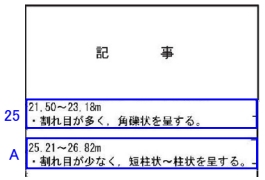
委託報告書
（平成25年）



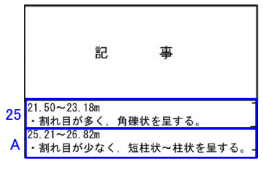
設置許可申請書案



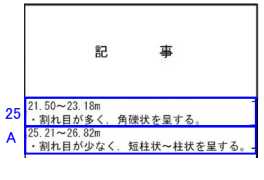
設置許可申請書
（平成27年11月）



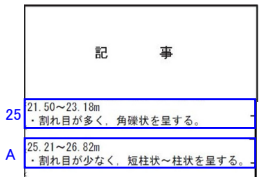
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



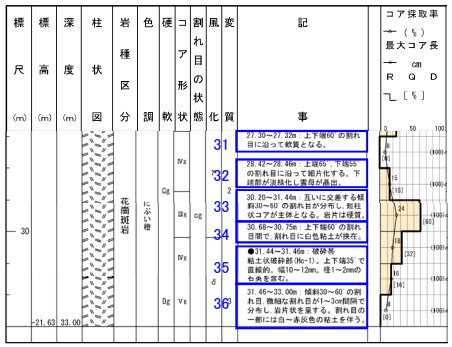
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
25,26	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 （誤記）岩片～短柱状と書くべきところを誤って角礫状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・RQDの増大傾向が顕著であることから，割れ目の少ない区間とその分布深度を追記。 ・"コア形状"欄に基づき短柱状～柱状を追記。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
28	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の傾斜の記載については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
29	・一部に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
30	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－

H24-D1-2

委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案

記事	記　事
35	●31.44～31.46m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰赤～灰白～にぶい黄橙色の粘土状を呈する。 ・灰赤～灰白～にぶい黄橙色粘土：累計厚12mm ・走向・傾斜はN3°W63°Wである。
36	31.46～33.00m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事
35	●31.44～31.46m ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰赤～灰白～にぶい黄橙色の粘土状を呈する。 ・灰赤～灰白～にぶい黄橙色粘土：累計厚12mm ・走向・傾斜はN3°W63°Wである。
36	31.46～33.00m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事
35	●31.44～31.46m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄橙色の未固結粘土状部からなる。 この累計幅は1.2cmである。 ・走向・傾斜はN3°W63°Wである。
36	31.46～33.00m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
35	●31.44～31.46m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄橙色の未固結粘土状部からなる。 この累計幅は1.2cmである。 ・走向・傾斜はN3°W63°Wである。
36	31.46～33.00m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
35	●31.44～31.46m ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・にぶい黄橙色の未固結粘土状部からなる。 この累計幅は1.2cmである。 ・走向・傾斜はN3°W63°Wである。
36	31.46～33.00m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いに軟質化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－	－	－
32	・割れ目沿いに細粒化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出，変色については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
33	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
34	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
35	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・誤記修正(右ずれ正断層センス→右ずれセンス)。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
36	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

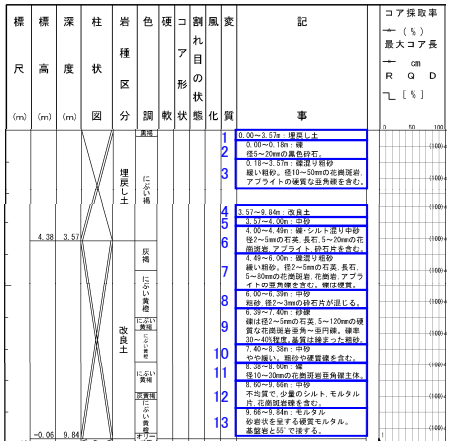
余白

H24-D1-3

余白

H24-D1-3

委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案

記事
1 0.00～3.57m ・埋土である。
4 3.57～9.84m ・改良土である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事
1 0.00～3.57m ・埋土である。
4 3.57～9.84m ・改良土である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
1 0.00～3.57m ・埋土である。
4 3.57～9.84m ・改良土である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
1 0.00～3.57m ・埋土である。
4 3.57～9.84m ・改良土である。

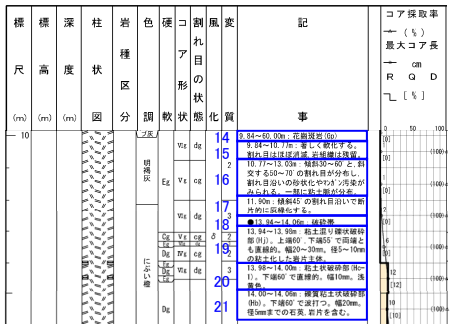
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
1 0.00～3.57m ・埋土である。
4 3.57～9.84m ・改良土である。

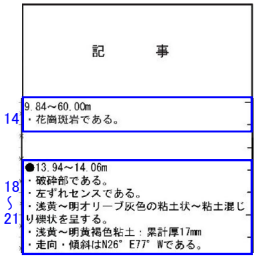
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～3	・埋め戻し土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋め戻し土→埋土)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4～13	・改良土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-3

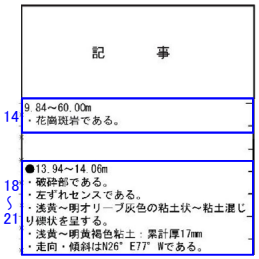
委託報告書
（平成25年）



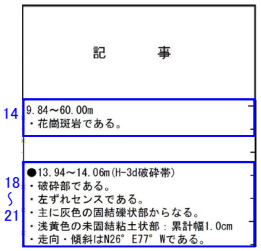
設置許可申請書案



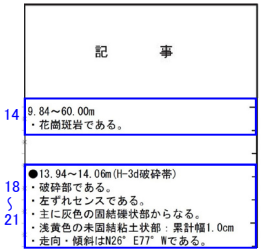
設置許可申請書
（平成27年11月）



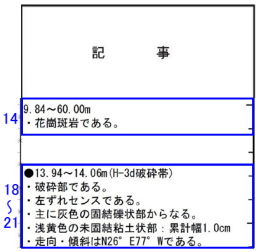
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



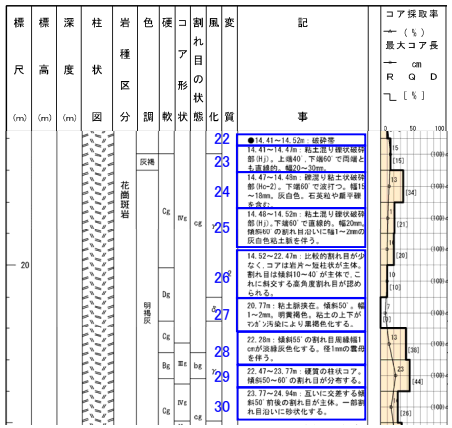
審査資料
（令和2年2月7日）



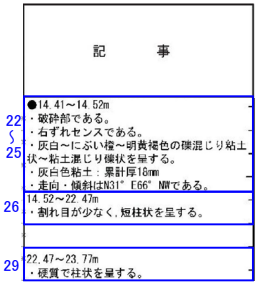
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・軟質化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
16	・一部に粘土～砂を含むが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－	－	－
17	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
18～21	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H24-D1-3

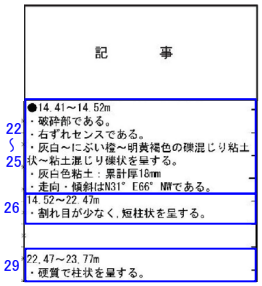
委託報告書
（平成25年）



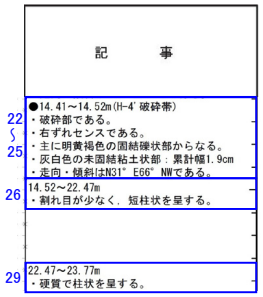
設置許可申請書案



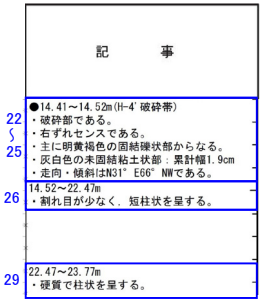
設置許可申請書
（平成27年11月）



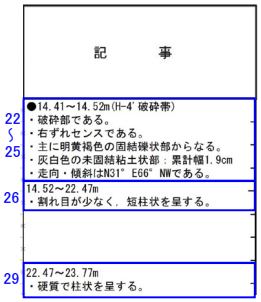
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



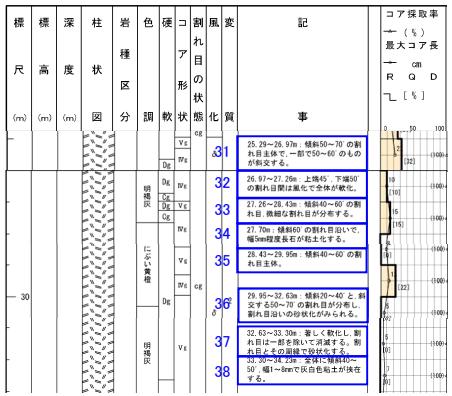
審査資料
（令和2年2月7日）



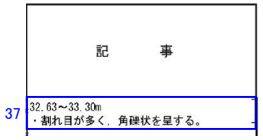
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
22～25	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
26	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・岩片～短柱状については，より主体的な短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－	－	－
28	・割れ目沿いの変色，鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
29	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
30	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・砂を挟在するが，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	－	－	－	－

H24-D1-3

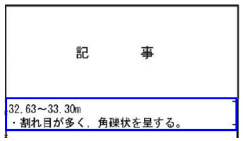
委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案



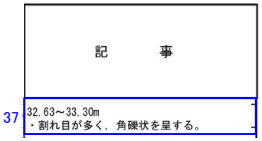
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



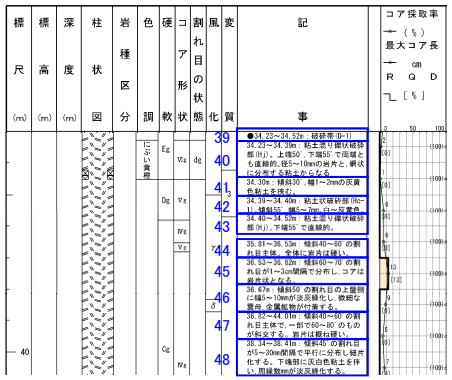
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
32	・軟質化については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
33	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
34	・長石の粘土化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
35	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
36	・砂を挟在するが，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
37	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・軟質化の程度については，当該区間の下位と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部に砂を挟在するが，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－	－	－

H24-D1-3

委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案

記事
●34.23～34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白～灰黄色粘土：累計厚7mm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53～36.82m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事
●34.23～34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・灰黄褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白～灰黄色粘土：累計厚7mm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53～36.82m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
●34.23～34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黒褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53～36.82m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●34.23～34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黒褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53～36.82m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

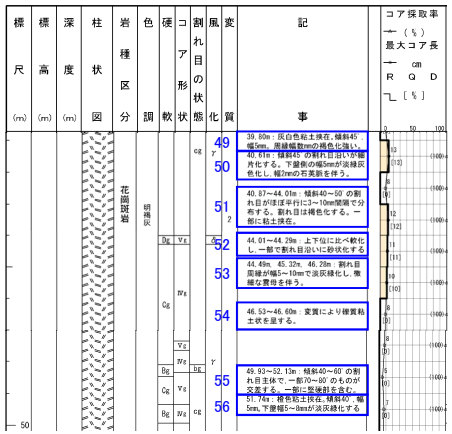
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●34.23～34.52m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に黒褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・走向・傾斜はN12° W89° Wである。
36.53～36.82m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39～43	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。その後，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
45	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目沿いの変色・鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
47	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
48	・割れ目の傾斜・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－	－	－

H24-D1-3

委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案

記事
記　事

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事
記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
記　事

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
記　事

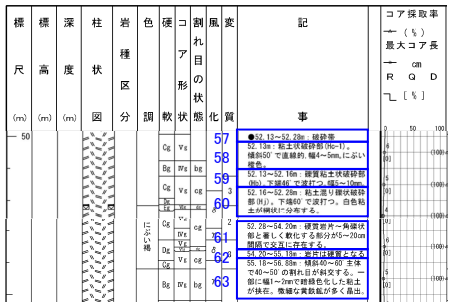
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
記　事

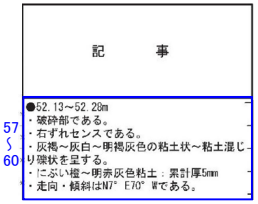
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	・一部に粘土を挟在するが，連続性が乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
50	・割れ目の傾斜・割れ目沿いの変色・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに細片化するが，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	－	－	－	－
51	・割れ目の傾斜・色調については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性が乏しいことから削除。	－	－	－	－
52	・軟質化し，割れ目沿い砂状を呈するが，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
53	・割れ目沿いの変色・鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
54	・礫質粘土状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	－	－	－	－
55	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
56	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性が乏しいことから削除。	－	－	－	－

H24-D1-3

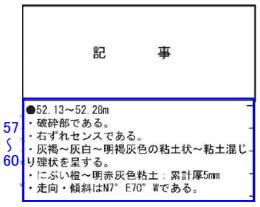
委託報告書
（平成25年）



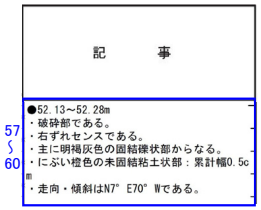
設置許可申請書案



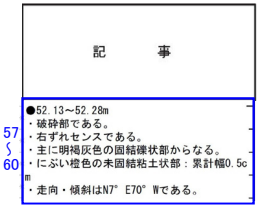
設置許可申請書
（平成27年11月）



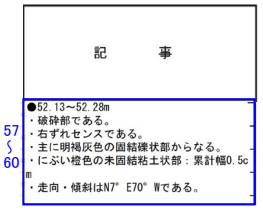
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



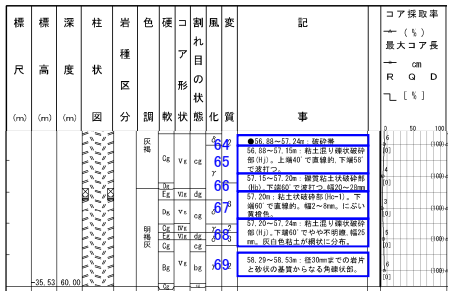
審査資料
（令和2年2月7日）



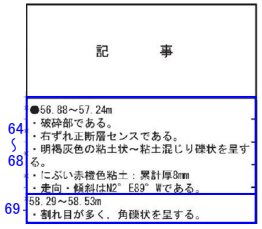
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57～60	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
61	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
62	・硬軟の程度については，岩級区分に示しているため削除。	－	－	－	－
63	・割れ目の傾斜・鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性が乏しいことから削除。	－	－	－	－

H24-D1-3

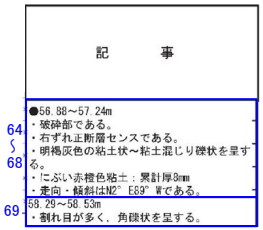
委託報告書
（平成25年）



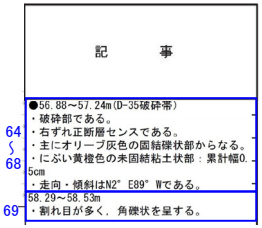
設置許可申請書案



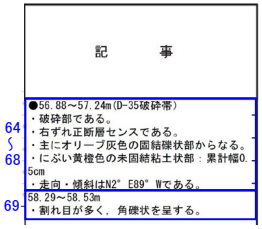
設置許可申請書
（平成27年11月）



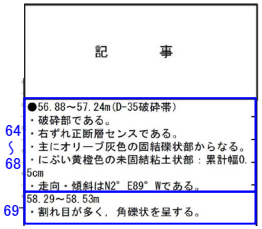
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



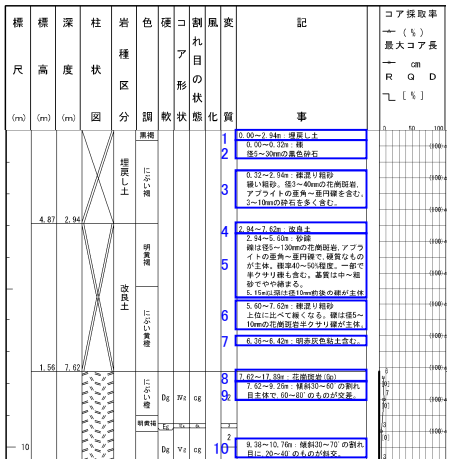
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64～68	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
69	・角礫状部の基質の粒径については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-4

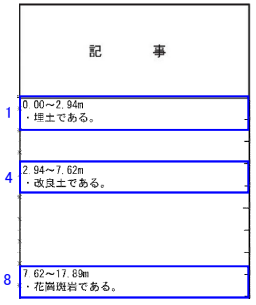
余白

H24-D1-4

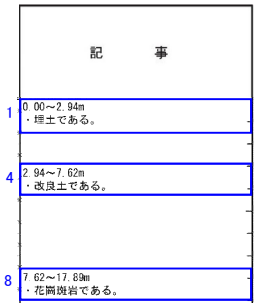
委託報告書
（平成25年）



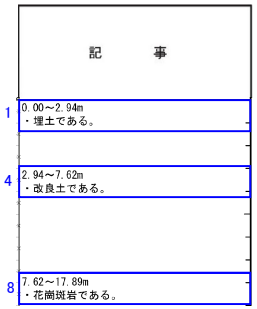
設置許可申請書案



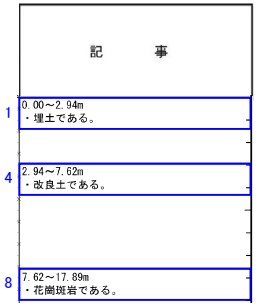
設置許可申請書
（平成27年11月）



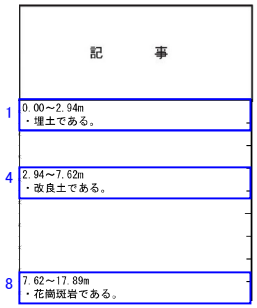
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



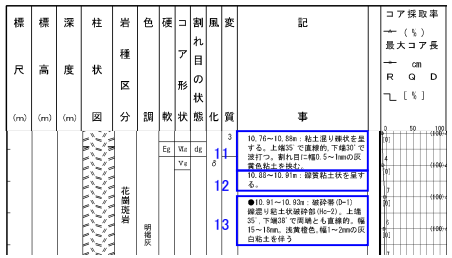
審査資料
（令和2年2月7日）



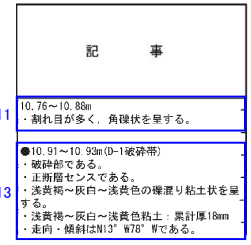
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～3	・埋戻し土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋戻し土→埋土)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4～7	・改良土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	―	―	―	―
10	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	―	―	―	―

H24-D1-4

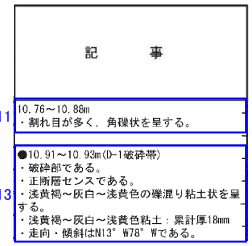
委託報告書
（平成25年）



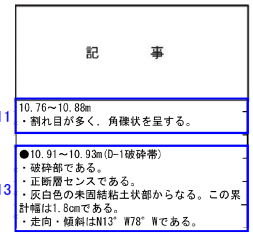
設置許可申請書案



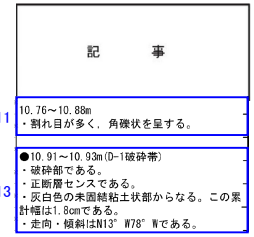
設置許可申請書
（平成27年11月）



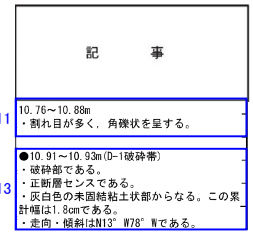
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



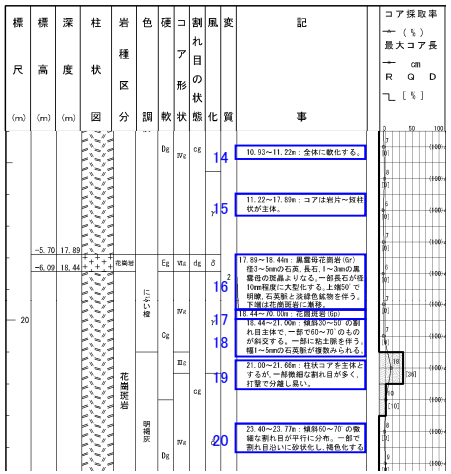
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・粘土混り礫状を呈し一部に粘土を挟在するが，破砕帯と接しており，その影響による劣化と判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・礫質粘土状を呈し一部で粘土を挟在するが，破砕帯と接しており，その影響による劣化と判断し削除。	－	－	－	－
13	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・浅黄橙と書くべきところを誤って浅黄褐と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H24-D1-4

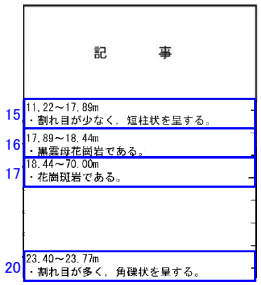
委託報告書
（平成25年）



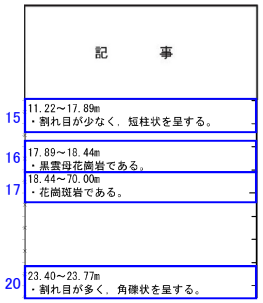
設置許可申請書案



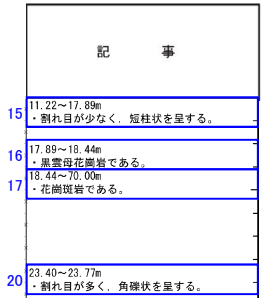
設置許可申請書
（平成27年11月）



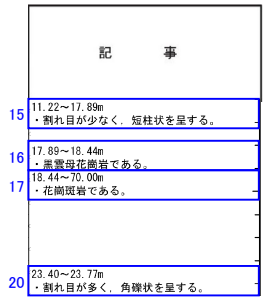
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



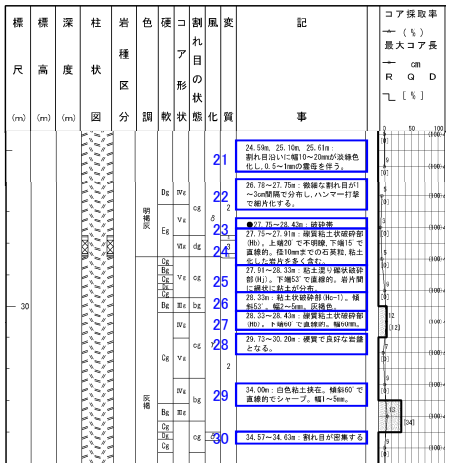
審査資料
（令和2年2月7日）



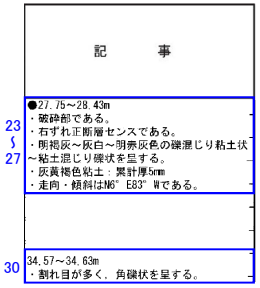
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	・軟質化しているが，破砕帯と接しており，その影響による劣化と判断し削除。	－	－	－	－
15	・"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土の挟在が見られるが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
19	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	－	－	－	－
20	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部で砂状化が見られるが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-4

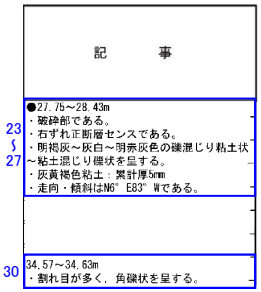
委託報告書
（平成25年）



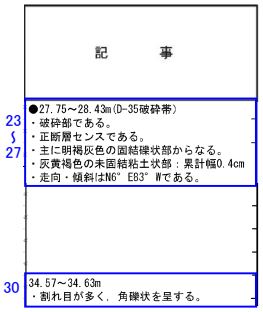
設置許可申請書案



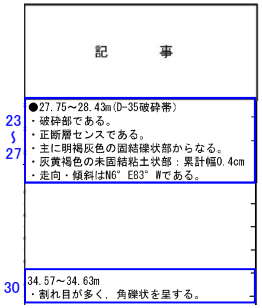
設置許可申請書
（平成27年11月）



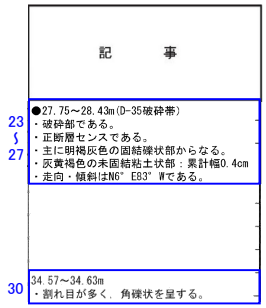
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



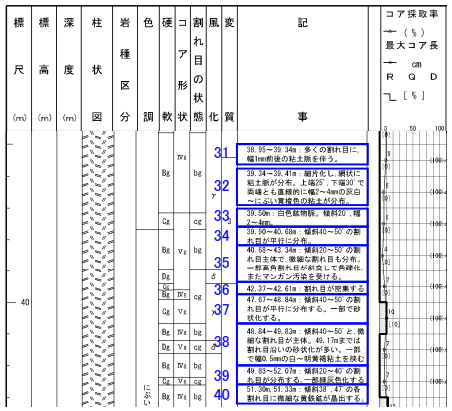
審査資料
（令和2年2月7日）



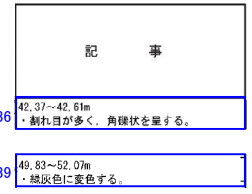
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目沿いの変色，鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
22	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	－	－	－	－
23～27	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
28	・硬軟の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
29	・粘土を挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
30	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-4

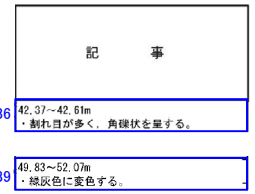
委託報告書
（平成25年）



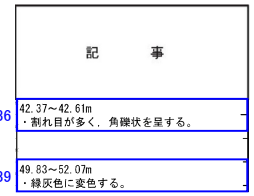
設置許可申請書案



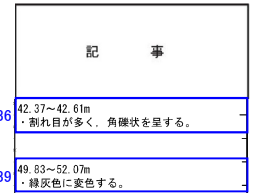
設置許可申請書
（平成27年11月）



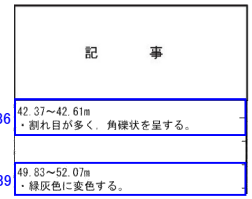
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



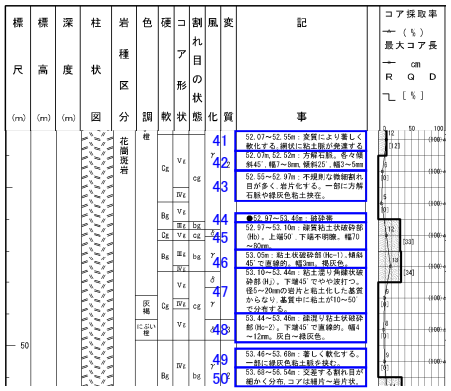
審査資料
（令和2年2月7日）



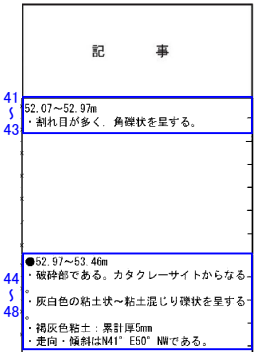
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31,32	・一部粘土が見られるが，その方向や角度に規則性はなく，系統的な配列等が見られないことから削除。	－	－	－	－
33	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
34	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	－	－	－	－
35	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・割れ目の傾斜，割れ目沿いの鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
36	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・再観察の結果，顕著な砂状化部が見られないことから削除。	－	－	－	－
38	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・一部で砂状化が見られ，粘土を挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に著しい劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
39	・割れ目の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－

H24-D1-4

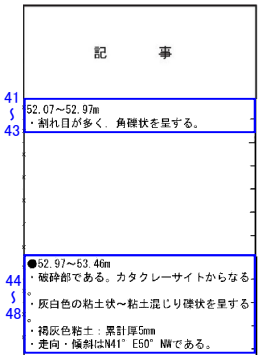
委託報告書
（平成25年）



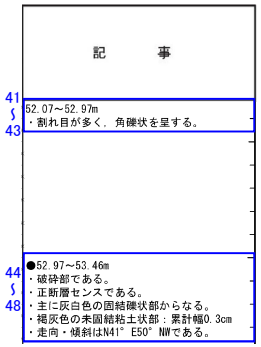
設置許可申請書案



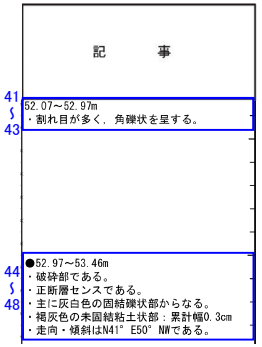
設置許可申請書
（平成27年11月）



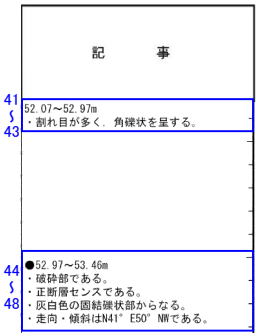
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



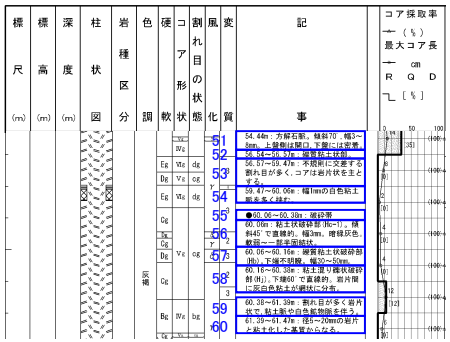
審査資料
（令和2年2月7日）



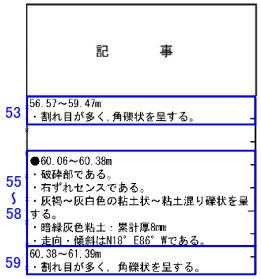
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41～43	・RQDの急減が顕著な区間を一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・軟質化の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土を含むが，系統的な配列が認められないことから削除。 ・鉱物脈の記載については，補足的なものであるので削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44～48	・粒度，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，幅の膨縮が著しく，直線性に乏しいことから，カタクレーサイトからなると記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正(“主に灰白色の固結礫状部からなる。褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm”→“灰白色の固結礫状部からなる”，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
49	・軟質化の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・上部の破砕部の影響による割れ目沿いに粘土を挟んでいるものと判断し削除。	―	―	―	―
50	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―

H24-D1-4

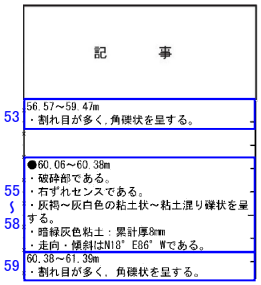
委託報告書
（平成25年）



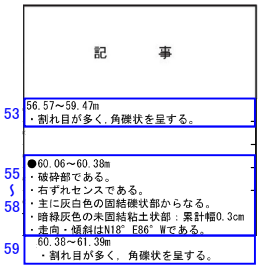
設置許可申請書案



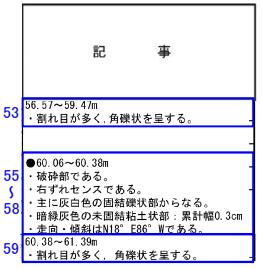
設置許可申請書
（平成27年11月）



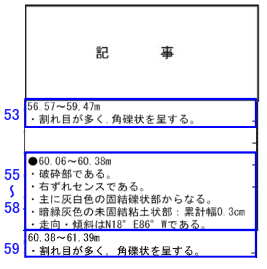
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



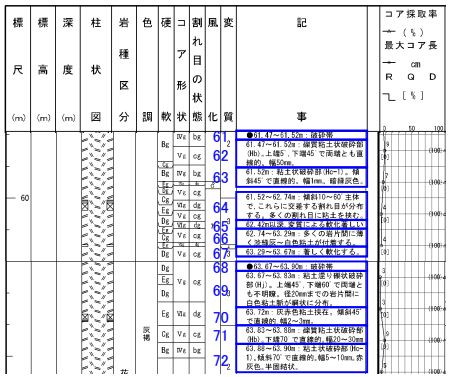
審査資料
（令和2年2月7日）



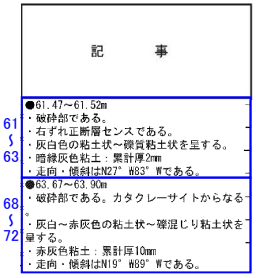
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
52	・礫質粘土状を呈するが，周囲との境界は直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
53	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるのため削除。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
54	・一部に粘土を挟在するが，系統的な配列が認められないことから削除。	－	－	－	－
55～58	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
59	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが，明瞭かつ系統的な配列が認められないことから削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
60	・礫を含む粘土状を呈するが，周囲との境界が不規則・不明瞭であることから削除。	－	－	－	－

H24-D1-4

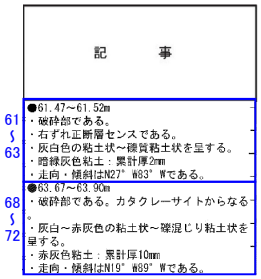
委託報告書
（平成25年）



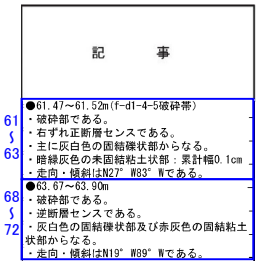
設置許可申請書案



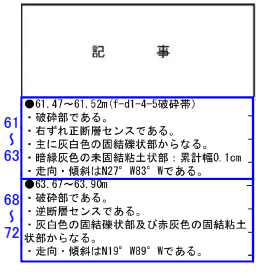
設置許可申請書
（平成27年11月）



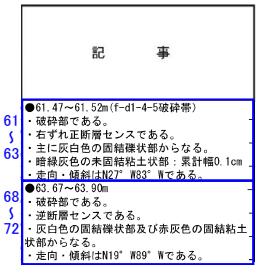
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



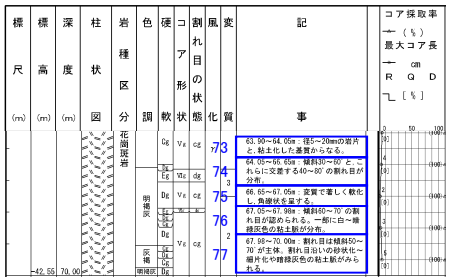
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61～63	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・粒度，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
64	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―	―	―
65～67	・軟質化の程度については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を伴い軟質化しているが，粘土の系統的な配列が認められないことから削除。	―	―	―	―
68～72	・粒度，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土混じり礫状と書くべきところを誤って礫混じり粘土状と記載。 ・粘土を挟在するが，固結していることから，"カタクレーサイトからなる"と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）

H24-D1-4

委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案

記事	
73～77	66.65～67.05m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	
73～77	66.65～67.05m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
73～77	66.65～67.05m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
73～77	66.65～67.05m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
73～77	66.65～67.05m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
73～77	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・66.65～67.05mについては，全体の範囲の中で特に割れ目が発達し，角礫状化が認められることから記載。 ・それ以外の区間の割れ目の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

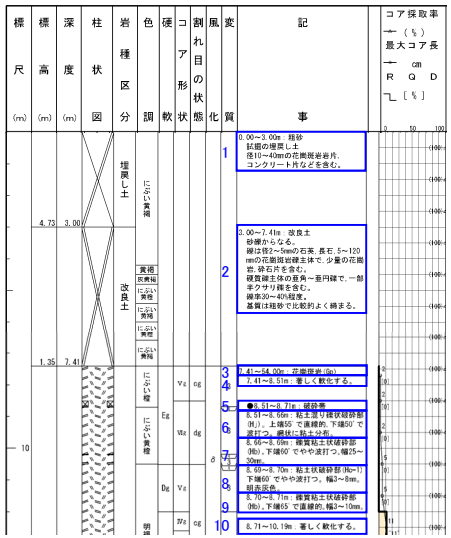
余白

H24-D1-5

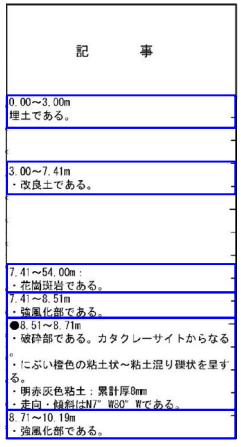
余白

H24-D1-5

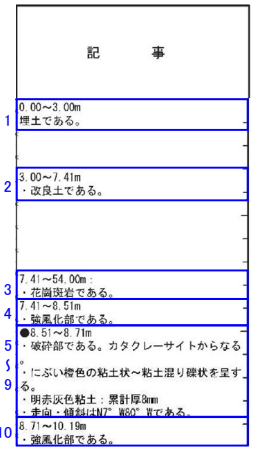
委託報告書
（平成25年）



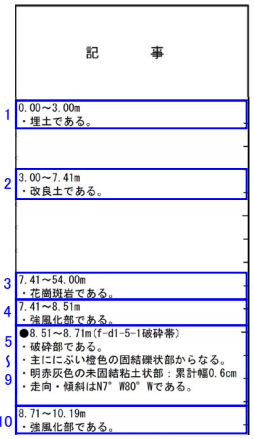
設置許可申請書案



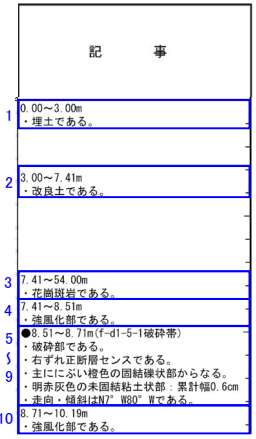
設置許可申請書
（平成27年11月）



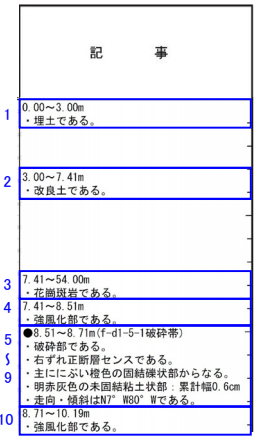
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



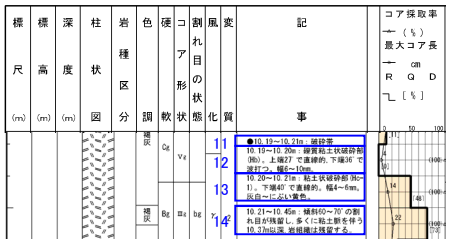
審査資料
（令和2年2月7日）



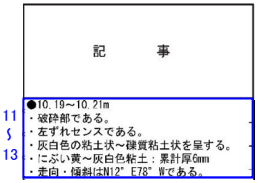
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて埋土と記載。 ・表現の見直し(埋戻し土→埋土)。 ・埋戻し土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，礫種に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・改良土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，礫種，礫径，礫率，基質に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4,10	・褐色化が顕著であることから，"風化"欄に基づき風化の程度を追記。 ・軟質化の程度については，隣接する破砕部区間と明瞭な差がないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5～9	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，周囲との境界が比較的凹凸に富み，直線性に乏しいことから，カタクレーサイトからなると記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）	変更なし

H24-D1-5

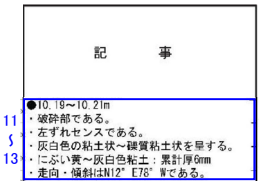
委託報告書
（平成25年）



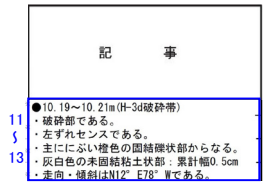
設置許可申請書案



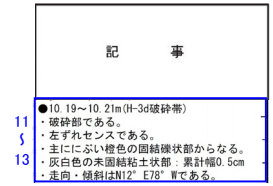
設置許可申請書
（平成27年11月）



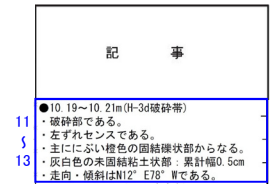
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



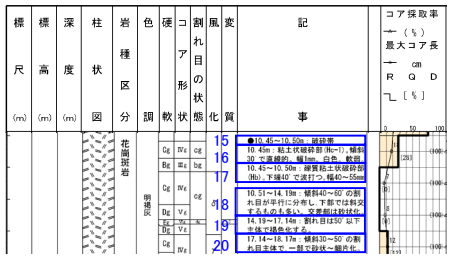
審査資料
（令和2年2月7日）



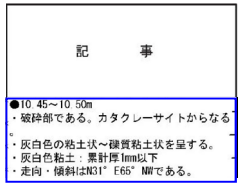
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11～13	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
14	・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，変質に関する補足的なものであるため削除。	―	―	―	―

H24-D1-5

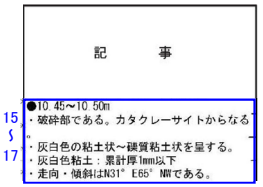
委託報告書
（平成25年）



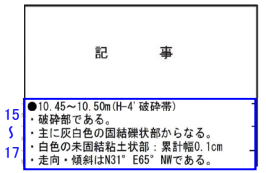
設置許可申請書案



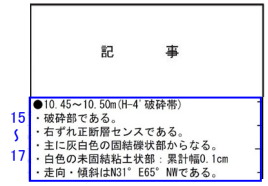
設置許可申請書
（平成27年11月）



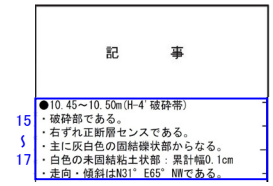
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



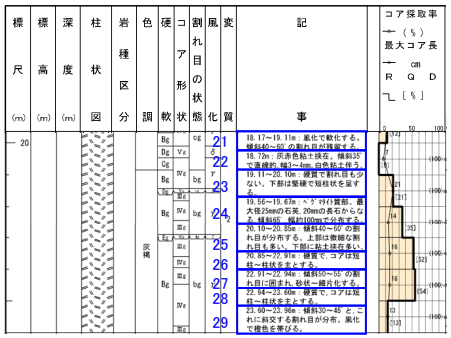
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15～17	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，比較的連続性に乏しいことから，カタクレーサイトからなると記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）	変更なし
18	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・砂状化するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－	－	－
19	・割れ目の傾斜，色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
20	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・砂～細片を挟在するが，直線性に乏しいことから削除。	－	－	－	－

H24-D1-5

委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案

記事	記事
21	18.17～19.11m ・風化部である。
23	19.11～20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24	19.56～19.67m ・ペグマタイト質である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
21	18.17～19.11m ・風化部である。
23	19.11～20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24	19.56～19.67m ・ペグマタイト質である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
21	18.17～19.11m ・風化部である。
23	19.11～20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24	19.56～19.67m ・ペグマタイト質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
21	18.17～19.11m ・風化部である。
23	19.11～20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24	19.56～19.67m ・ペグマタイト質である。

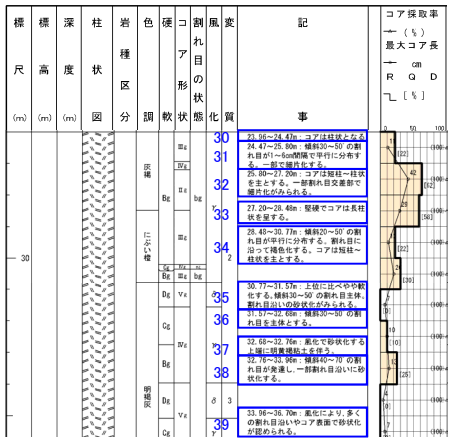
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
21	18.17～19.11m ・風化部である。
23	19.11～20.10m ・硬質で短柱状を呈する。
24	19.56～19.67m ・ペグマタイト質である。

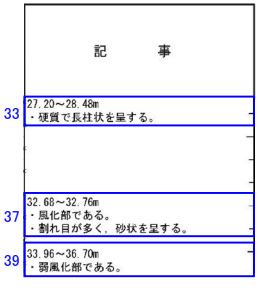
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達の程度や軟質化を伴う岩盤の劣化については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
23	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。 ・局所的に挟まれる良好な岩盤の記載(堅硬部)については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
25	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－	－	－
26	・割れ目の発達の程度や硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
27	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・砂～細片状を呈するが，直線性に乏しいことから削除。	－	－	－	－
28	・割れ目の発達の程度や硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
29	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－

H24-D1-5

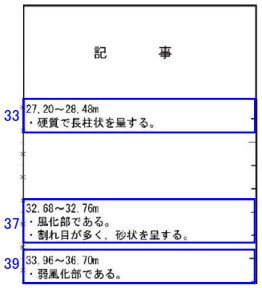
委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案



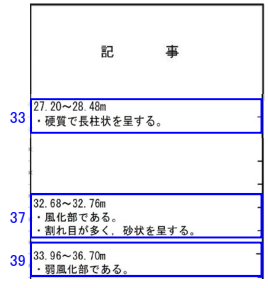
設置許可申請書
（平成27年11月）



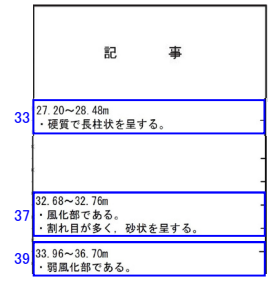
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



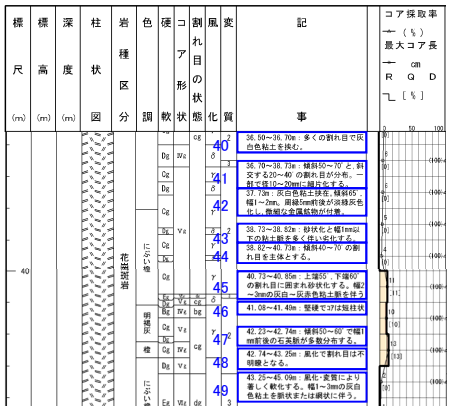
審査資料
（令和2年2月7日）



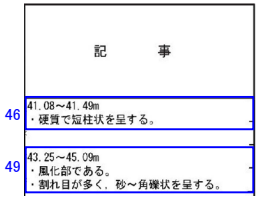
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	・当該区間はC_H'級の良好な岩盤からなり，割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
31	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
32	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
33	・表現の見直し(堅硬→硬質)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
35	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断して削除。	－	－	－	－
36	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
37	・割れ目の発達の程度についてコア写真に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で砂状を呈するが，直線性や連続性に乏しいことから削除。	－	－	－	－
39	・一部で砂状を呈するが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-5

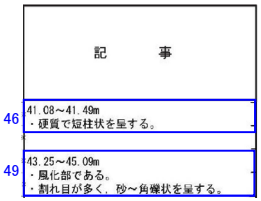
委託報告書
（平成25年）



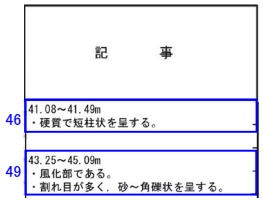
設置許可申請書案



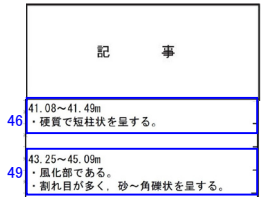
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



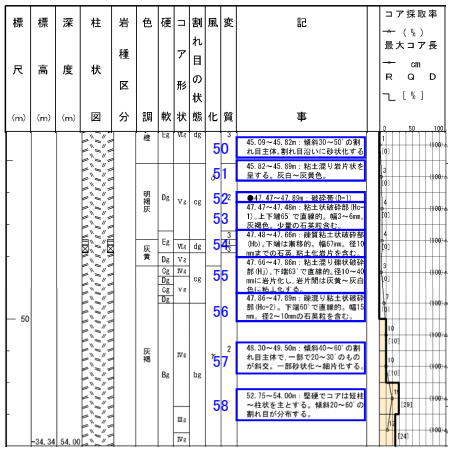
審査資料
（令和2年2月7日）



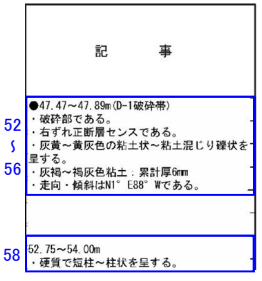
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―	―	―
41	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
42	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色や鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
43	・砂状化し粘土を含むが，周囲との境界が不規則・不明瞭であることから削除。	―	―	―	―
44	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
45	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・砂状化し，一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―	―	―
46	・表現の見直し(堅硬→硬質)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	・石英脈については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
48	・風化の程度については，当該区間の下端側と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―
49	・風化と熱水変質の両方を受けた区間について，風化による褐色化が顕著であることを踏まえ，風化部として記載。 ・軟質化の程度については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部に粘土を含むが，系統的な配列が認められないことから削除。 ・"コア形状"欄に基づき砂～角礫状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-5

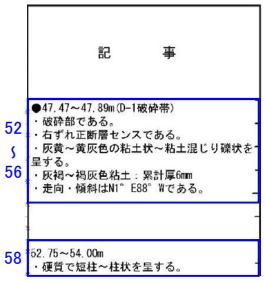
委託報告書
（平成25年）



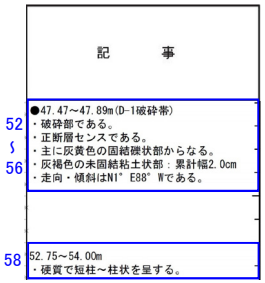
設置許可申請書案



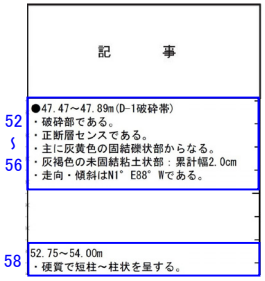
設置許可申請書
（平成27年11月）



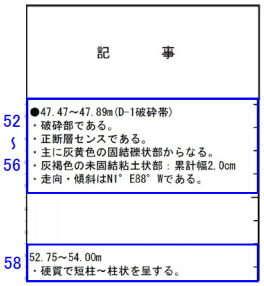
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂状を呈するが，直線性や連続性に乏しいことから削除。	－	－	－	－
51	・粘土混じり岩片状を呈するが，粘土に系統的な配列が認められないことから削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
52～56	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・正断層センスと書くべきところを誤って右ずれ正断層センスと記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・誤記修正（右ずれ正断層センス→正断層センス）。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。その後，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
57	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部で砂状～細片状を呈するが，系統的な配列が認められないことから削除。	－	－	－	－
58	・表現の見直し（堅硬→硬質）。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

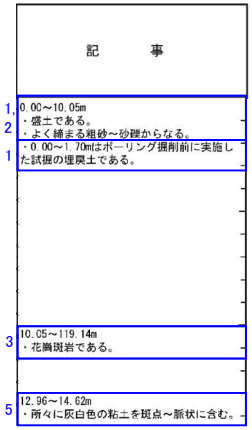
余白

H27-B-3

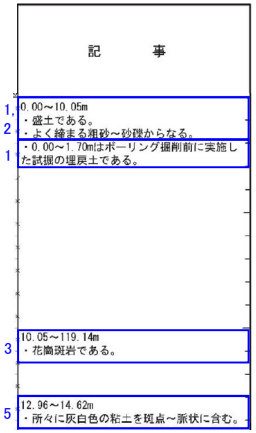
余白

H27-B-3

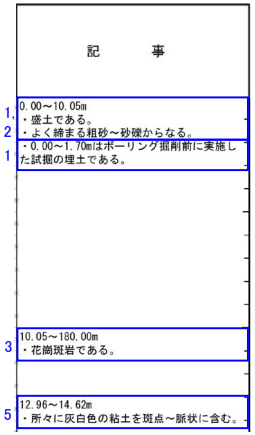
設置許可申請書案



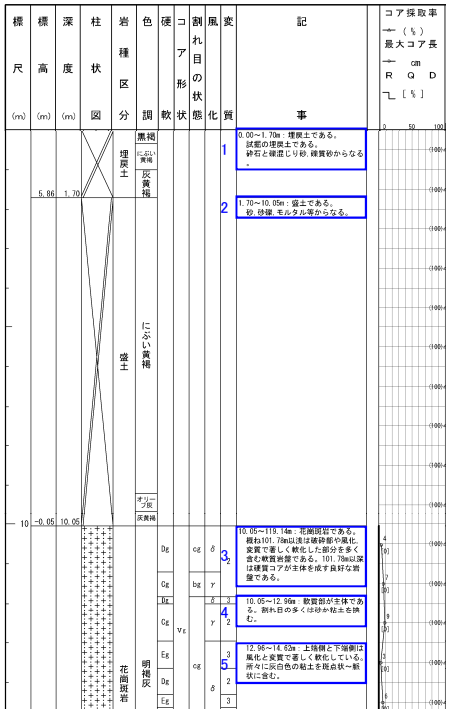
設置許可申請書
（平成27年11月）



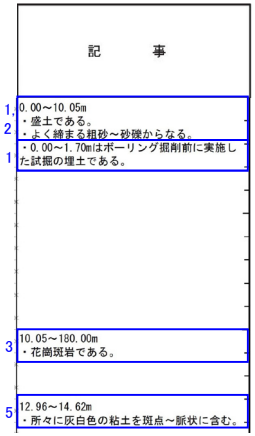
審査資料
（平成29年12月22日）



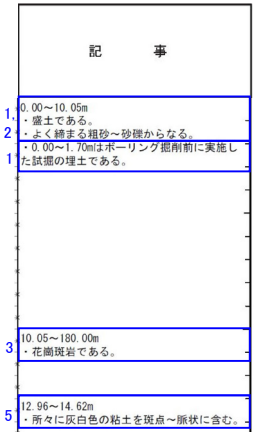
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



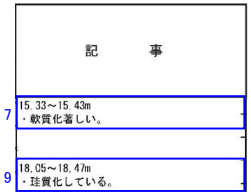
審査資料
（令和2年2月7日）



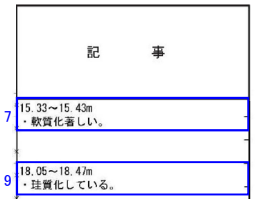
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1,2	変更なし	変更なし	・埋戻土と盛土の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は追記せず。	変更なし
3	変更なし	・記事103の119.14～119.30mについては，区間の大部分が破砕部であり，破砕部の記載に含めたため，花崗岩区間を記事No.104と一括記載。	・119.14～119.30mをアプライトとしたため，花崗斑岩の下端深度を119.14mと記載。 ・花崗斑岩区間の岩盤状況や破砕部の分布を一括記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・119.14～119.30mのアプライトの認定については，区間全体が劣化し原岩組織が不明瞭であることから花崗斑岩に見直し，下端深度を180.00mと記載。 ・花崗斑岩の岩盤状況や破砕部の有無等については，特徴的な部分を個別に記載するためまとめ書きは追記せず。	変更なし
4	―	―	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(粘土を挟在)。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に砂や粘土を挟在するが，系統的でなく連続性に乏しいことから追記せず。	―
5	変更なし	変更なし	・風化，変質，硬軟の程度を記載。 ・粘土を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化，変質，硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-3

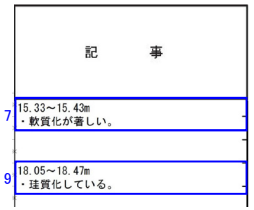
設置許可申請書案



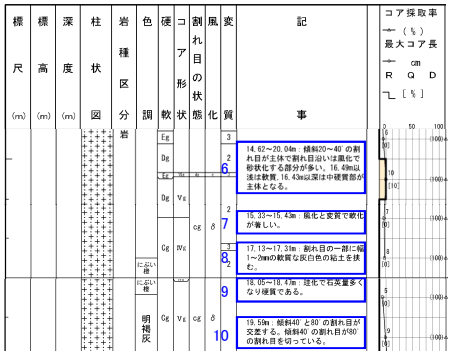
設置許可申請書
（平成27年11月）



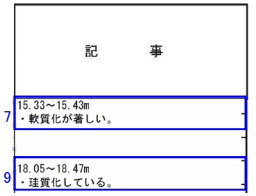
審査資料
（平成29年12月22日）



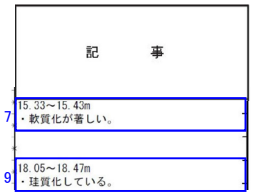
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



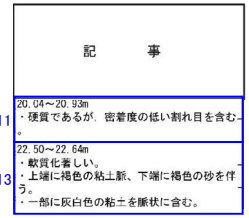
審査資料
（令和2年2月7日）



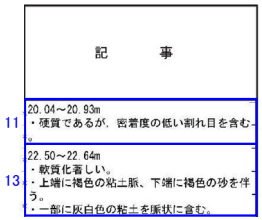
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・硬軟を記載。	・一部割れ目沿いで砂状化するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	－
7	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う軟質化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化，変質，軟化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
8	－	－	・割れ目について記載(粘土を挟在)。	・一部に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	－
9	変更なし	変更なし	・珪化を記載。 ・石英の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
10	－	－	・割れ目について記載(傾斜80°の割れ目を切る傾斜40°の割れ目)。	・高角度の割れ目を切る低角度の割れ目が分布するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	－

H27-B-3

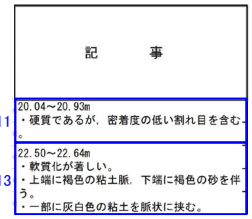
設置許可申請書案



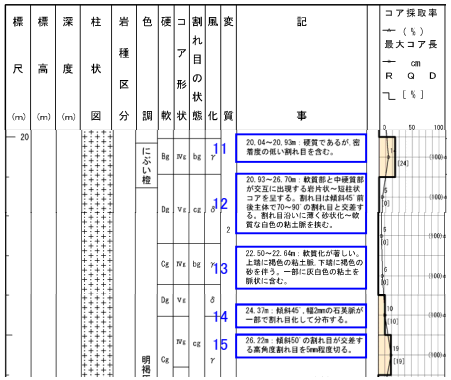
設置許可申請書
（平成27年11月）



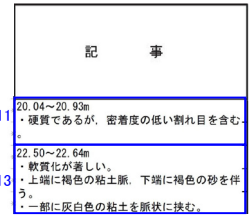
審査資料
（平成29年12月22日）



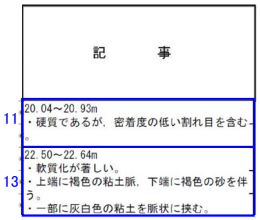
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



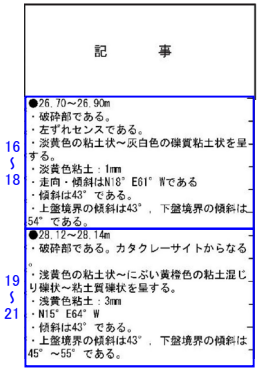
審査資料
（令和2年2月7日）



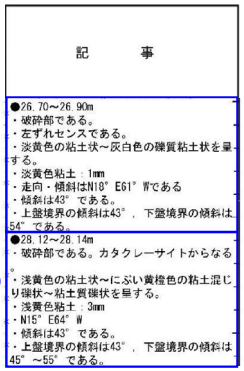
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
12	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化，粘土脈の挟在)。	・硬軟や割れ目の発達の程度ついては，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・一部割れ目沿いで砂状化し粘土を含むが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	―
13	変更なし	変更なし	・軟質化を記載。 ・粘土脈，砂を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
14	―	―	・石英脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	―
15	―	―	・割れ目について記載(高角度割れ目を切る傾斜50度の割れ目)。	・割れ目については，系統的な変位が認められないため追記せず。	―

H27-B-3

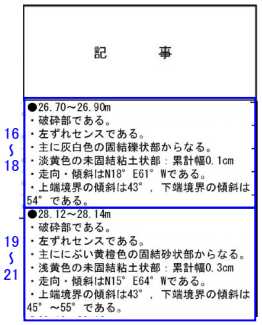
設置許可申請書案



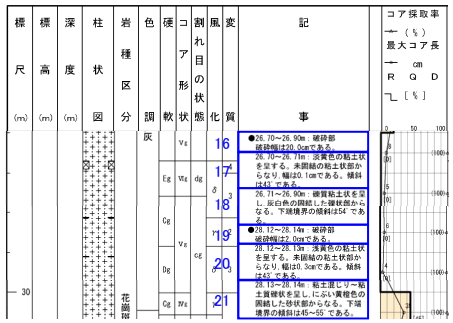
設置許可申請書
（平成27年11月）



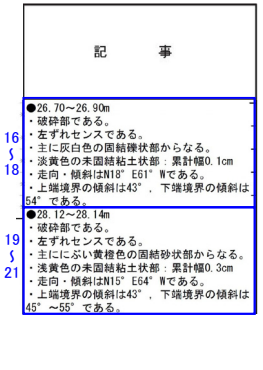
審査資料
（平成29年12月22日）



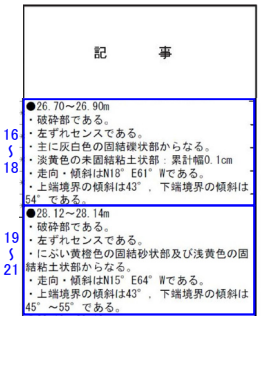
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



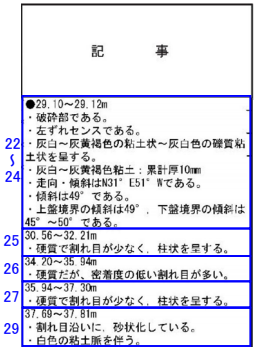
審査資料
（令和2年2月7日）



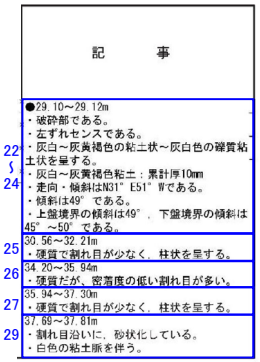
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16～18	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は43°である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕幅として，14.1cmと書くべきところを誤って20.0cmと記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
19～21	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化(“N15°E64°W”→“走向・傾斜はN15°E64°Wである。”)。 ・“傾斜は43°である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-3

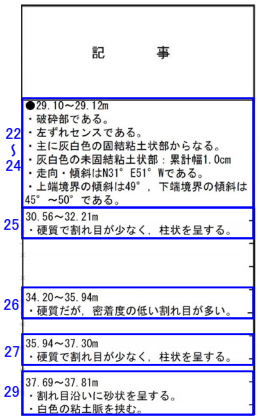
設置許可申請書案



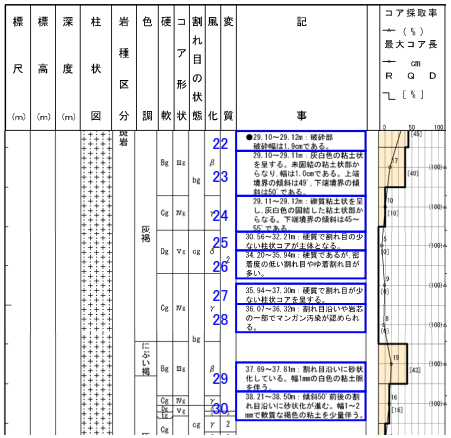
設置許可申請書
（平成27年11月）



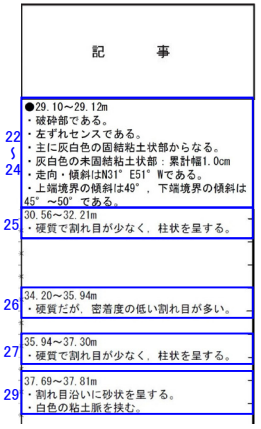
審査資料
（平成29年12月22日）



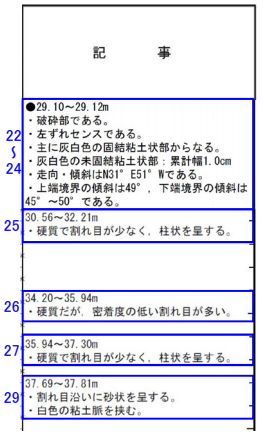
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



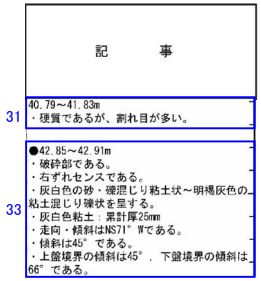
審査資料
（令和2年2月7日）



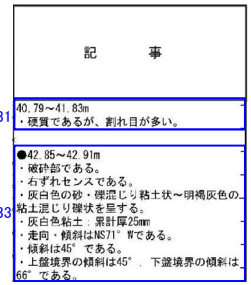
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
22～24	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は49°である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として，45～50°と書くべきところを誤って45～55°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
25	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(岩片状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
28	―	―	・マンガン汚染を記載。	・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	―
29	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・粘土脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土脈の幅については，直線性に乏しく，ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
30	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化，粘土の挟在)。	・割れ目沿いに砂状化し，一部に粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H27-B-3

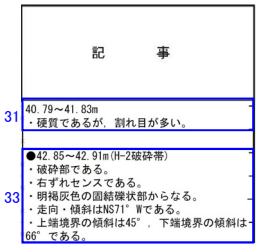
設置許可申請書案



設置許可申請書
（平成27年11月）



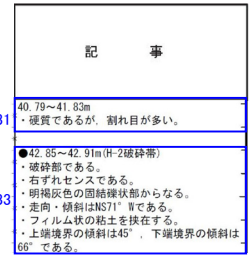
審査資料
（平成29年12月22日）



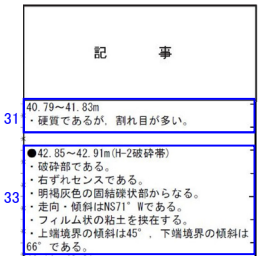
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



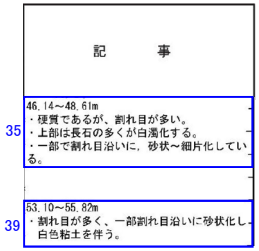
審査資料
（令和2年2月7日）



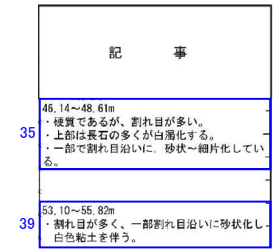
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
32	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(砂の挟在，粘土脈)。	・割れ目沿いに砂状化し，一部に粘土を含むが，連続性に乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	―
33	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・“傾斜は45° である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，薄片観察の結果から断層ガウジを認定し，フィルム状の粘土を追記。	変更なし

H27-B-3

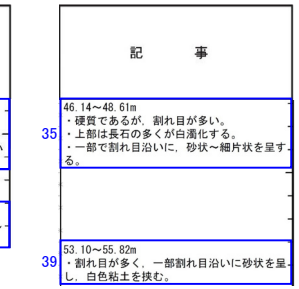
設置許可申請書案



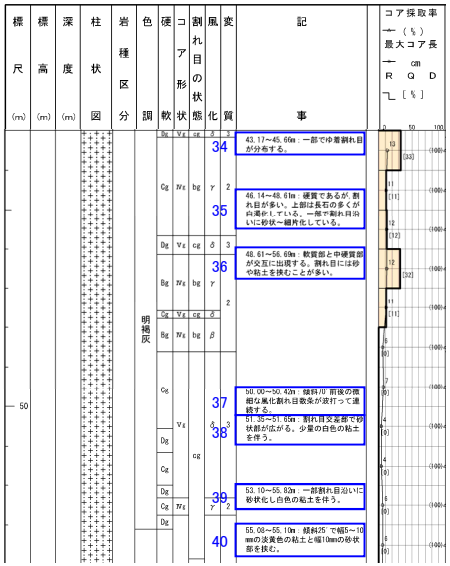
設置許可申請書
（平成27年11月）



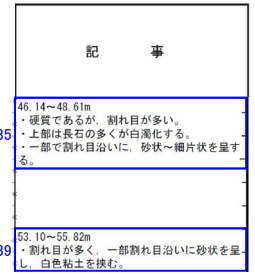
審査資料
（平成29年12月22日）



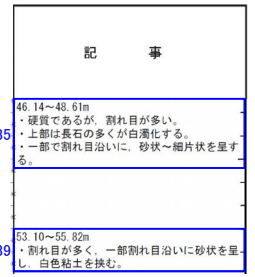
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



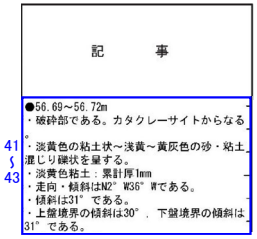
審査資料
（令和2年2月7日）



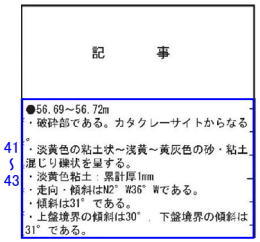
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・ゆ着割れ目については，当該区間の周囲と差異が認められないため追記せず。	―
35	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・長石の白濁化を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状～細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
36	―	―	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(砂や粘土の挟在)。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの砂や粘土については，個別に記載することとし，まとめ書きは削除。	―
37	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の傾向については，当該区間の周囲と差異がないため削除。	―
38	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化，粘土の挟在)。	・一部割れ目沿いで砂状化や粘土の挟在がみられるが，連続性や直線性に乏しく，当該区間の周囲と差異が認められないことから追記せず。	―
39	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化，粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
40	―	―	・粘土と砂状部の挟在を記載。	・一部に粘土と砂状部を挟在するが，周辺の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H27-B-3

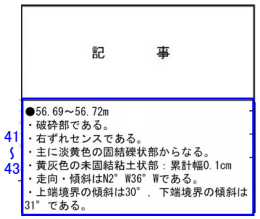
設置許可申請書案



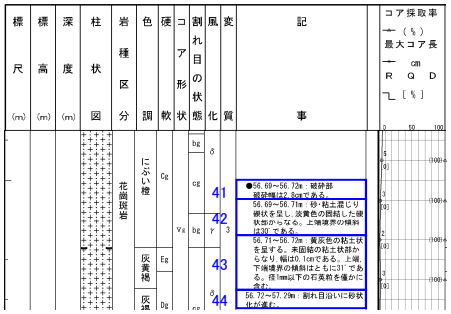
設置許可申請書
（平成27年11月）



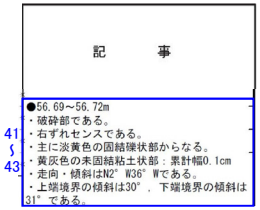
審査資料
（平成29年12月22日）



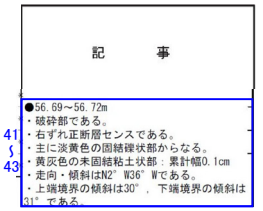
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



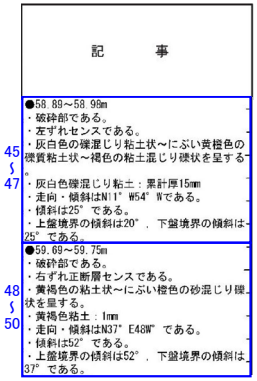
審査資料
（令和2年2月7日）



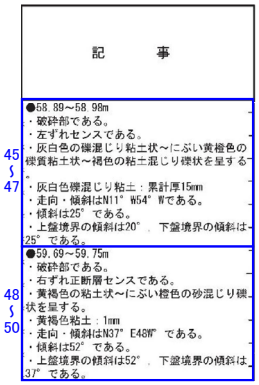
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41～43	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は31° である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・“石英粒をわずかに含む。”との記載については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正（右ずれセンス→右ずれ正断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み。）。 （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
44	―	―	・割れ目について記載（割れ目沿いの砂状化）。	・割れ目沿いに砂状化するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	―

H27-B-3

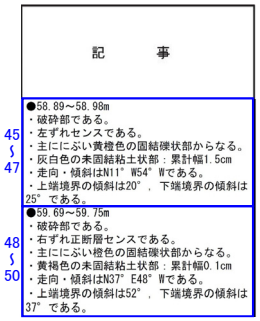
設置許可申請書案



設置許可申請書
（平成27年11月）



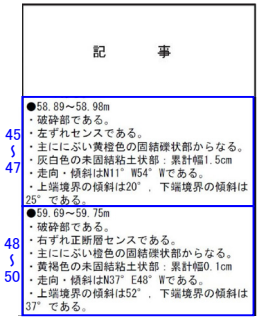
審査資料
（平成29年12月22日）



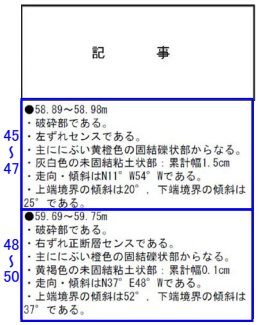
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



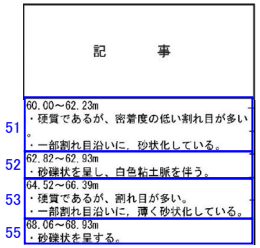
審査資料
（令和2年2月7日）



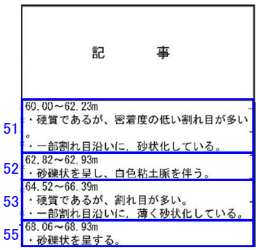
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
45～47	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は25° である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
48～50	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・“傾斜は52° である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）

H27-B-3

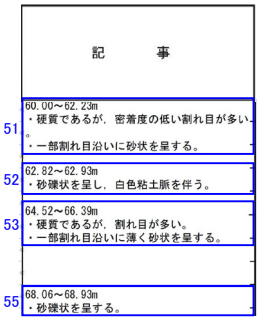
設置許可申請書案



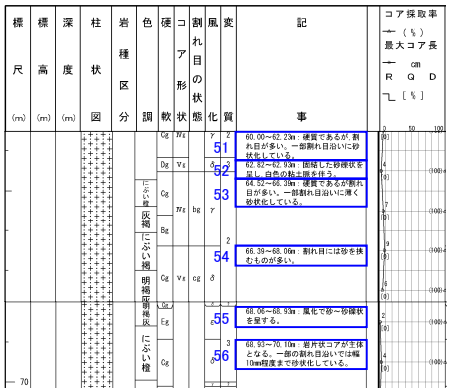
設置許可申請書
（平成27年11月）



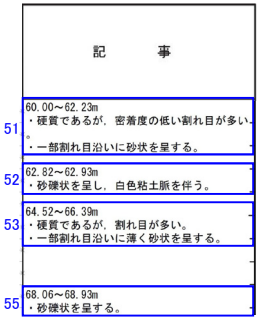
審査資料
（平成29年12月22日）



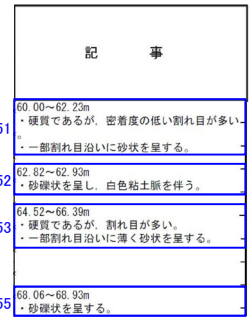
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



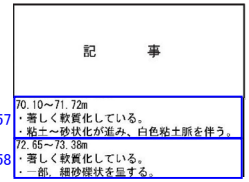
審査資料
（令和2年2月7日）



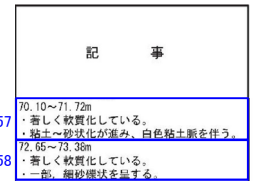
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"割れ目の状態"欄に基づき，密着度の低い割れ目が多いと記載。	変更なし
52	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間とその固結度を記載。 ・粘土脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
53	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・砂状について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
54	―	―	・割れ目について記載(砂の挟在)。	・一部に砂を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
55	変更なし	変更なし	・砂～砂礫状の区間を記載。 ・風化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
56	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に砂状化がみられるが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H27-B-3

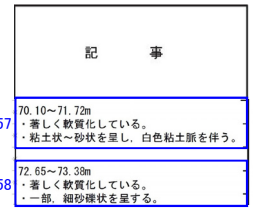
設置許可申請書案



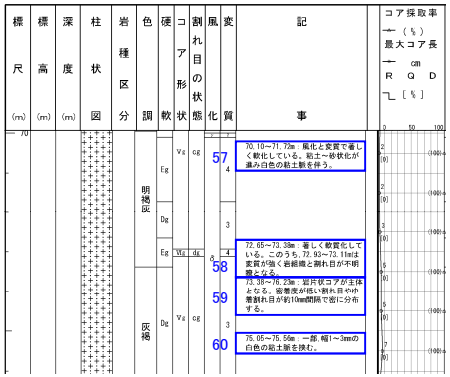
設置許可申請書
（平成27年11月）



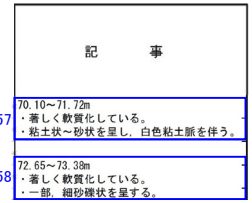
審査資料
（平成29年12月22日）



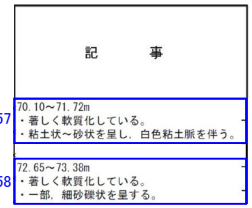
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



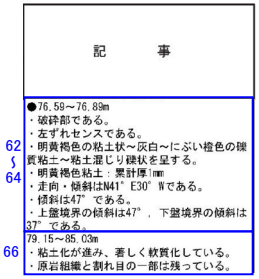
審査資料
（令和2年2月7日）



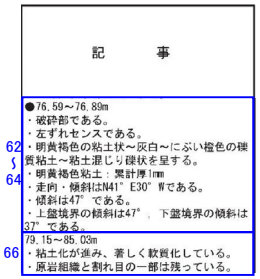
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う軟化を記載。 ・白色粘土脈を伴う粘土～砂状化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化や変質については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
58	変更なし	変更なし	・軟化を記載。 ・変質を伴う原岩組織や割れ目の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・72.93～73.11mの区間については，掘削時の機械割れと判断して追記せず。	変更なし
59	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
60	－	－	・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	－

H27-B-3

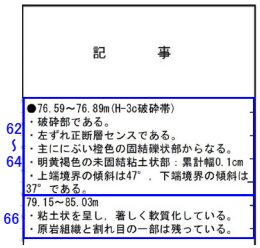
設置許可申請書案



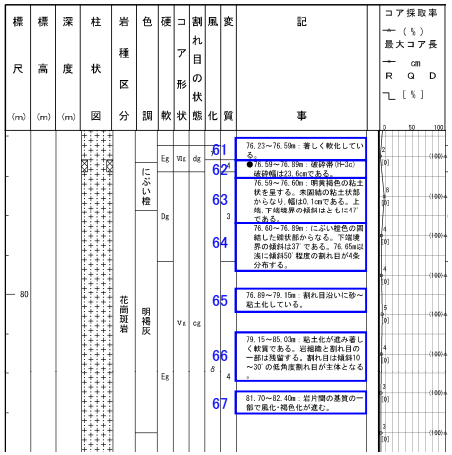
設置許可申請書
（平成27年11月）



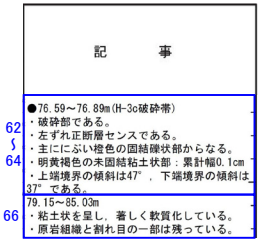
審査資料
（平成29年12月22日）



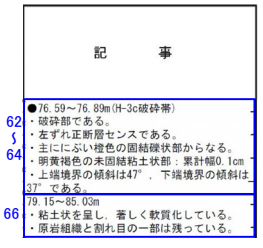
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



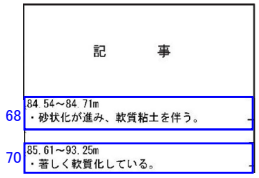
審査資料
（令和2年2月7日）



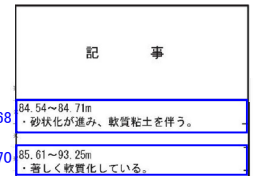
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	－	－	・軟化を記載。	・軟化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	－
62～64	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(“走向・傾斜はN41° E30° W”の削除)。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・”割れ目が4条分布する”との記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
65	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂～粘土化)。	・割れ目沿いに砂～粘土化するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	－
66	変更なし	変更なし	・硬軟を記載。 ・粘土化を記載。 ・原岩組織と割れ目の残留の程度を記載。 ・割れ目について記載(傾斜)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
67	－	－	・風化の程度を記載。	・風化の程度については，当該区間の周囲と差異が認められないため追記せず。	－

H27-B-3

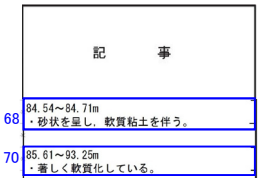
設置許可申請書案



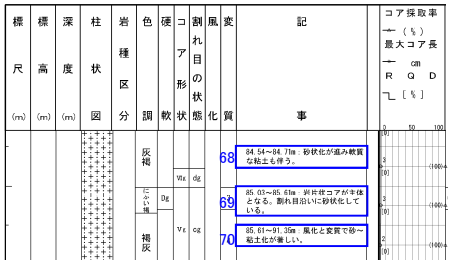
設置許可申請書
（平成27年11月）



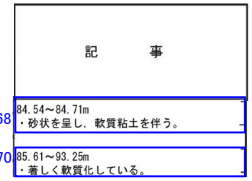
審査資料
（平成29年12月22日）



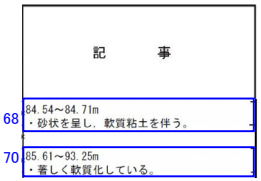
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



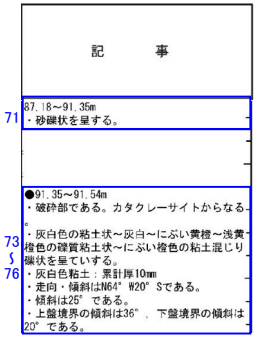
審査資料
（令和2年2月7日）



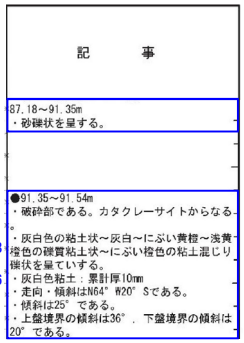
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
68	変更なし	変更なし	・粘土を伴い砂状化する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
69	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部割れ目沿いで砂状化するが，系統的でなく，直線性や連続性が乏しいことから追記せず。	―
70	変更なし	変更なし	・破砕部の区間(記事73～76)を除き，風化と変質を伴い砂～粘土化する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"硬軟"欄に基づき著しく軟質な区間を，破砕部の区間(記事73～76)も含め記載。 ・風化と変質の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-3

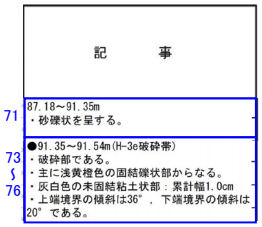
設置許可申請書案



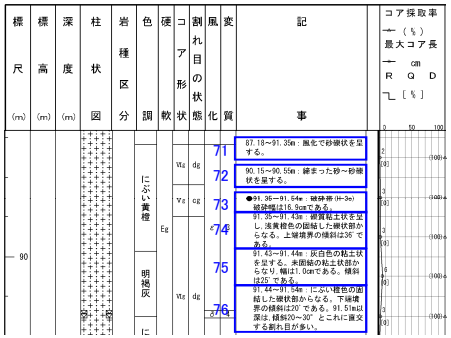
設置許可申請書
（平成27年11月）



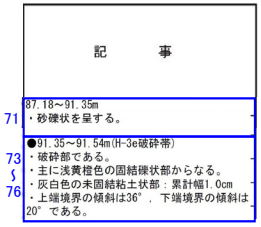
審査資料
（平成29年12月22日）



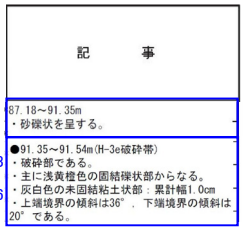
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



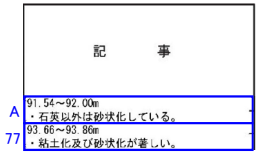
審査資料
（令和2年2月7日）



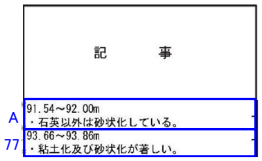
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71,72	変更なし	変更なし	・風化を伴う砂礫状の区間とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・締まった砂礫状を呈する区間については，周囲との境界が明瞭ではないため追記せず。 ・風化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
73～76	変更なし ・“呈する”と書くべきところを誤って”呈ている”と記載。	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(“走向傾斜はN64° W20° Sである。”の削除。)。 ・“傾斜は25° である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として，浅黄橙色と書くべきところを誤ってにぶい橙色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・”直交する割れ目が多い”との記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-3

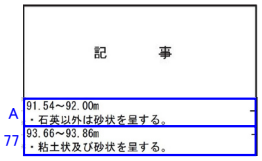
設置許可申請書案



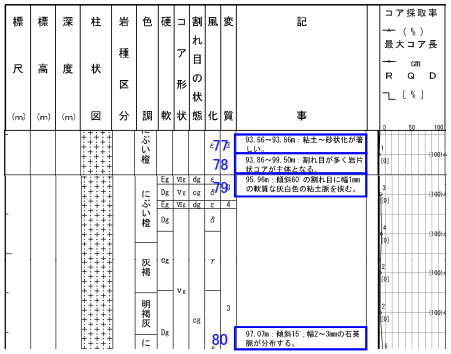
設置許可申請書
（平成27年11月）



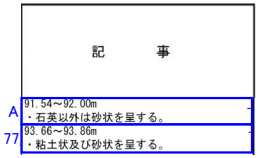
審査資料
（平成29年12月22日）



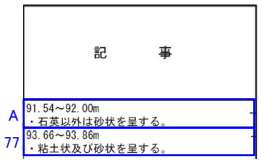
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



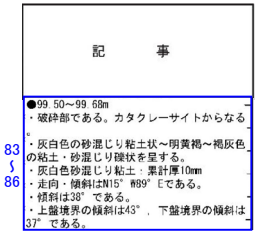
審査資料
（令和2年2月7日）



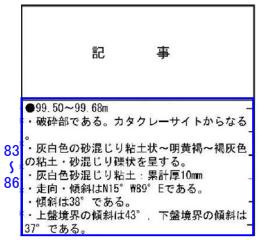
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
77	変更なし	変更なし	・粘土～砂状化する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
78	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
79	―	―	・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	・粘土脈を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	―
80	―	―	・石英脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	―

H27-B-3

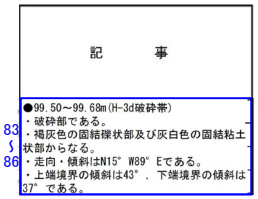
設置許可申請書案



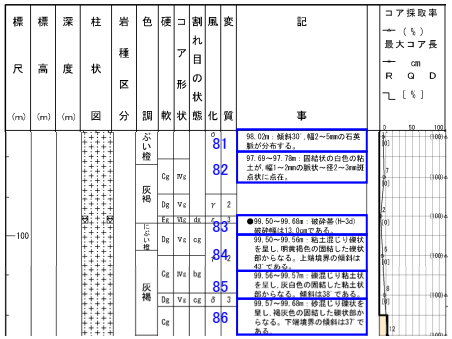
設置許可申請書
（平成27年11月）



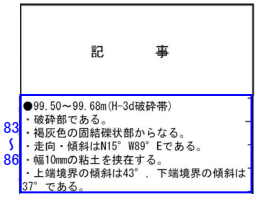
審査資料
（平成29年12月22日）



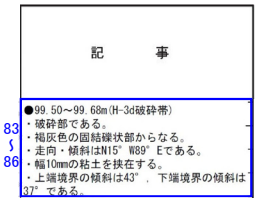
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



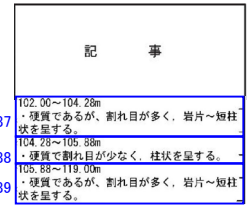
審査資料
（令和2年2月7日）



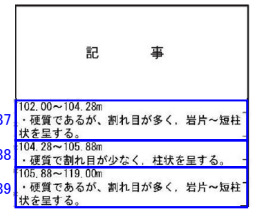
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	－	－	・石英脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	－
82	－	－	・粘土を記載。	・粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	－
83～86	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・“傾斜は38°である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。 ・固結した礫状部の色調として，褐灰色と書くべきところを誤って明黄褐色と記載。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，幅10mmの粘土を追記。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-3

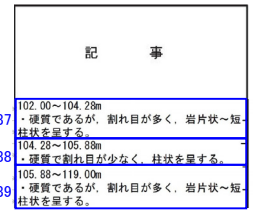
設置許可申請書案



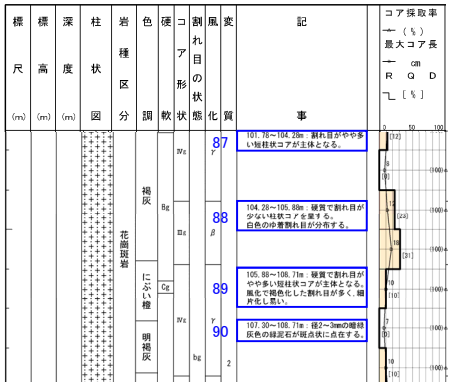
設置許可申請書
（平成27年11月）



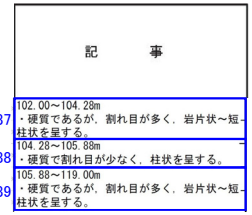
審査資料
（平成29年12月22日）



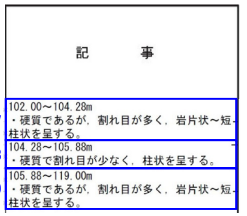
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



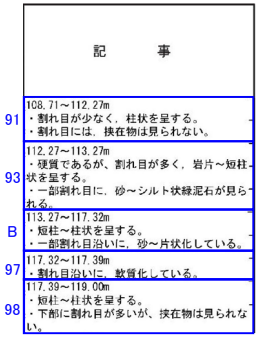
審査資料
（令和2年2月7日）



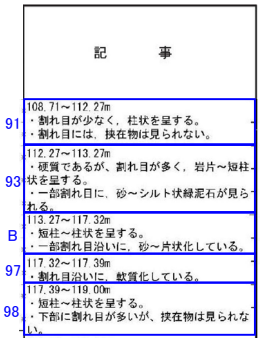
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき，岩片状～短柱状の区間を記載。	変更なし
88	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・ゆ着割れ目を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ゆ着割れ目については，割れ目の発達に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
89	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的高い区間が連続することから，"コア形状"欄に基づき，岩片状～短柱状の区間を記載。	変更なし
90	―	―	・緑泥石を記載。	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	―

H27-B-3

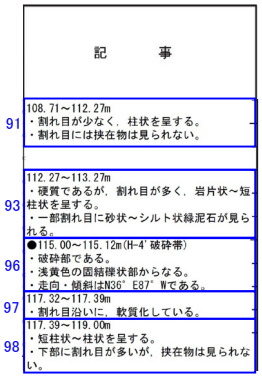
設置許可申請書案



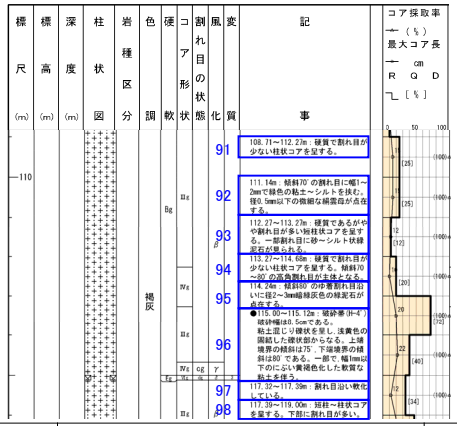
設置許可申請書
（平成27年11月）



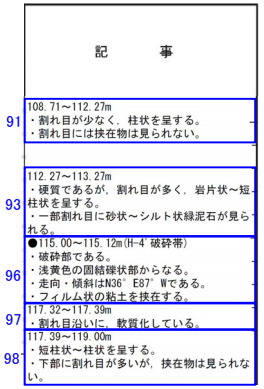
審査資料
（平成29年12月22日）



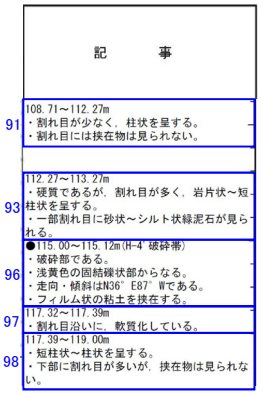
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



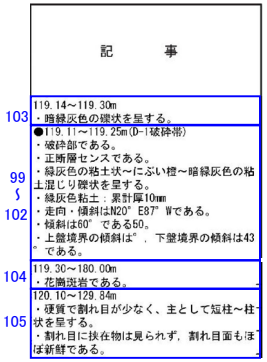
審査資料
（令和2年2月7日）



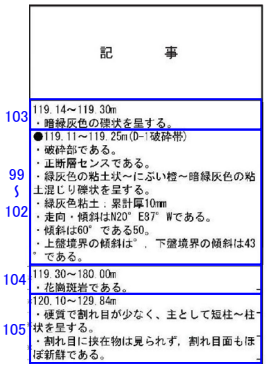
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
92	―	―	・割れ目について記載(粘土～シルトの挟在，絹雲母の点在)。	・粘土～シルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	―
93	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし
B	変更なし	・割れ目の発達の程度については，当該区間の周囲と差異がないことから削除。	―	―	―
94	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	―
95	―	―	・割れ目について記載(緑泥石の点在)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	―
96	―	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-25頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
97	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
98	変更なし	変更なし	・硬軟と割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし

H27-B-3

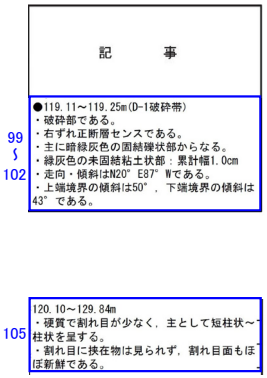
設置許可申請書案



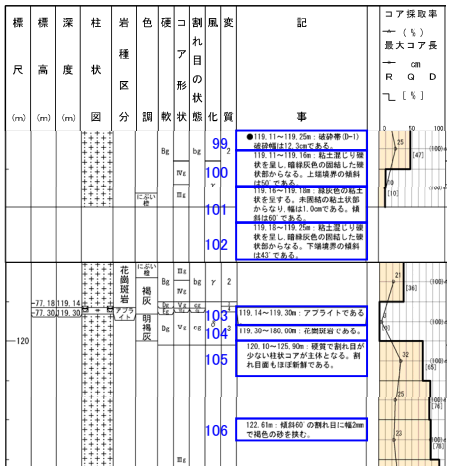
設置許可申請書
（平成27年11月）



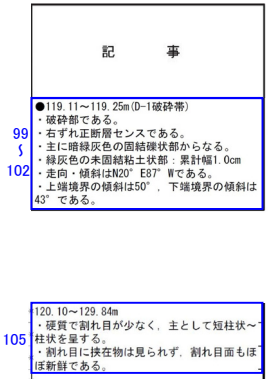
審査資料
（平成29年12月22日）



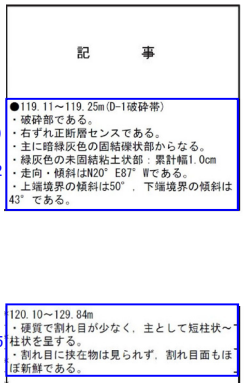
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



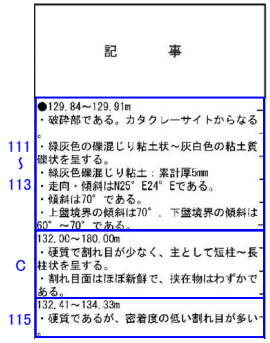
審査資料
（令和2年2月7日）



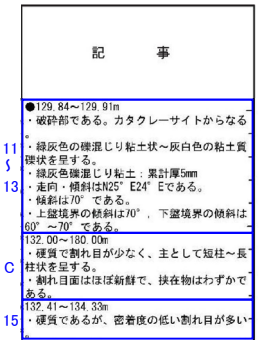
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
99～102	変更なし ・“傾斜は60度である。”と書くべきところを誤って“傾斜は60° である50。”と記載。 ・申請書案及び申請書では，上盤境界の傾斜の記載漏れ。	・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(“上盤境界の傾斜は° ”→“上盤境界の傾斜は50° ”)。 ・“傾斜は60° である”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
103,104	変更なし	・119.14～119.30mについては，区間の大部分が破砕部であり，破砕部の記載に含めたため削除。 ・花崗斑岩については，記事No.3にまとめ書きしたため削除。	・アプライト及び花崗斑岩の区間深度を記載。	・119.14～119.30mのアプライトの認定については，区間全体が劣化し原岩組織が不明瞭であることから花崗斑岩に見直しし追記せず。 ・花崗斑岩については，記事No.3に一括記載しているため追記せず。	―
105	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき短柱状～柱状の区間を記載。	変更なし
106	―	―	・割れ目について記載(砂の挟在)。	・砂を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H27-B-3

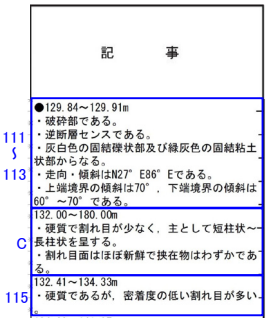
設置許可申請書案



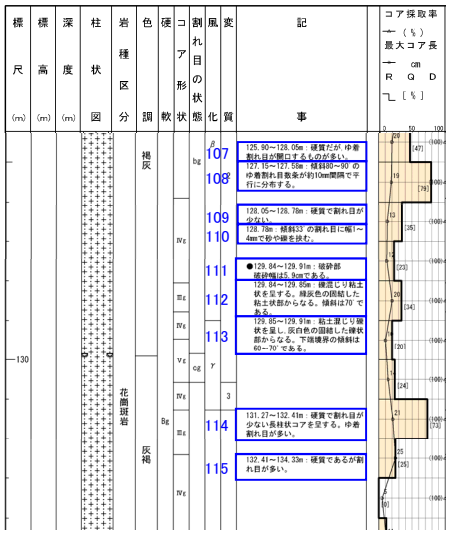
設置許可申請書
（平成27年11月）



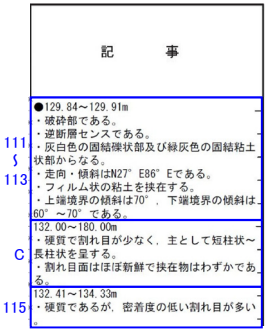
審査資料
（平成29年12月22日）



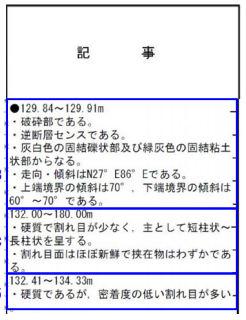
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



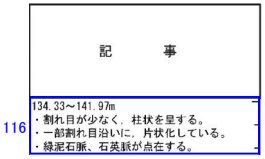
審査資料
（令和2年2月7日）



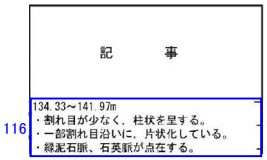
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107	―	―	・硬軟を記載。 ・割れ目の開口を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の開口については，割れ目の発達に関する補足的なものであるため追記せず。	―
108	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
109	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
110	―	―	・割れ目について記載(砂や礫の挟在)。	・砂や礫を挟在するが，連続性乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
111～113	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(N25°E24°E→N27°E86°E)。 ・“傾斜は70°である。”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
114	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
C	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
115	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の密着度について記載。	変更なし

H27-B-3

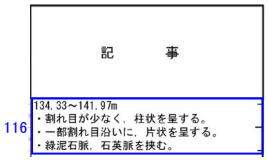
設置許可申請書案



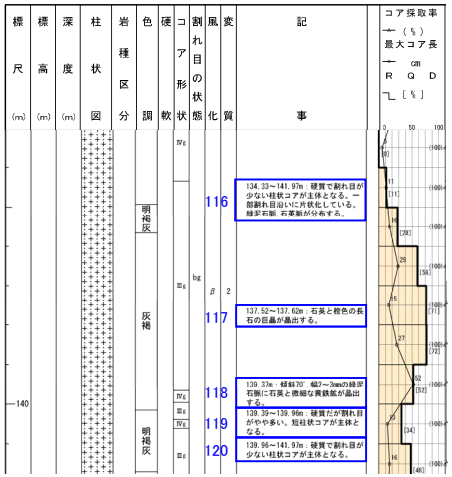
設置許可申請書
（平成27年11月）



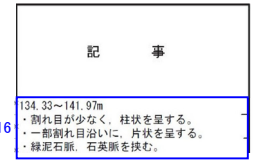
審査資料
（平成29年12月22日）



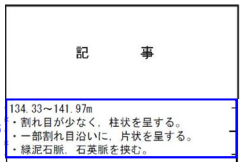
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



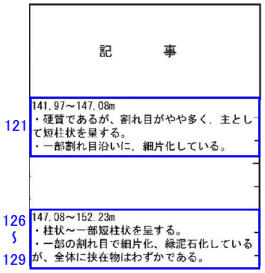
審査資料
（令和2年2月7日）



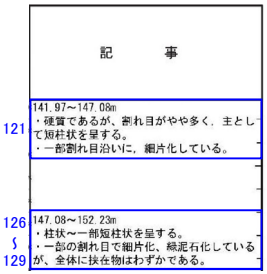
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
116	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの片状化)。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため記載せず。	変更なし
117	−	−	・巨晶を記載。	・花崗斑岩中の巨晶については，補足的なものであるため追記せず。	−
118	−	−	・緑泥石脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	−
119	−	−	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	−
120	−	−	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	−

H27-B-3

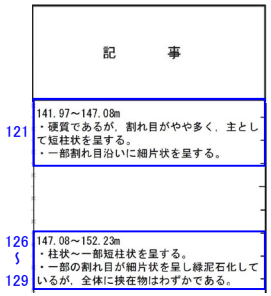
設置許可申請書案



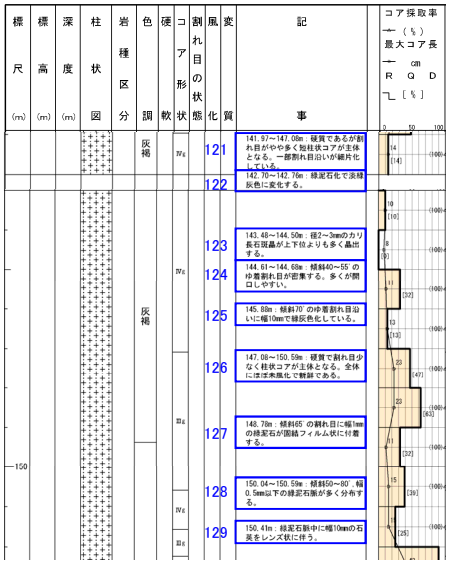
設置許可申請書
（平成27年11月）



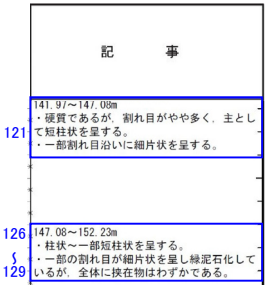
審査資料
（平成29年12月22日）



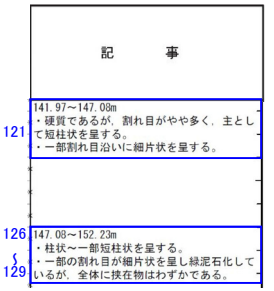
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



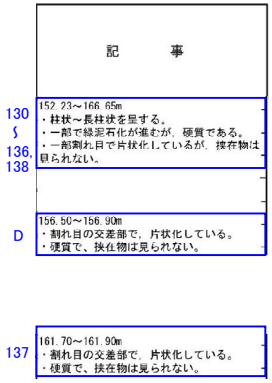
審査資料
（令和2年2月7日）



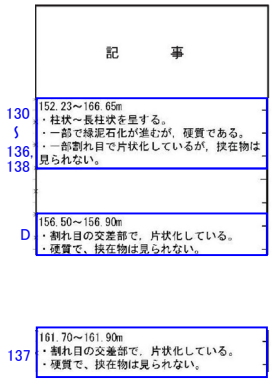
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
122	―	―	・変色を伴う緑泥石化を記載。	・変色については，補足的なものであるため追記せず。	―
123	―	―	・斑晶を記載。	・花崗斑岩中の斑晶については，補足的なものであるため追記せず。	―
124	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
125	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	―
126～129	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDの最大コア長がやや高い区間が連続することから，″コア形状″欄，″割れ目の状態″欄に基づき，短柱状を呈する区間を記載。 ・割れ目沿いの細片化について記載。 ・割れ目沿いの緑泥石化についてまとめ書き。 ・風化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-3

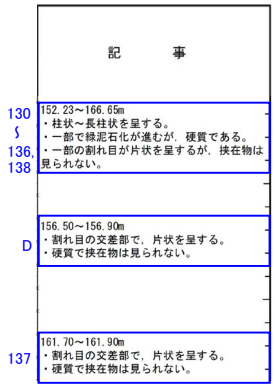
設置許可申請書案



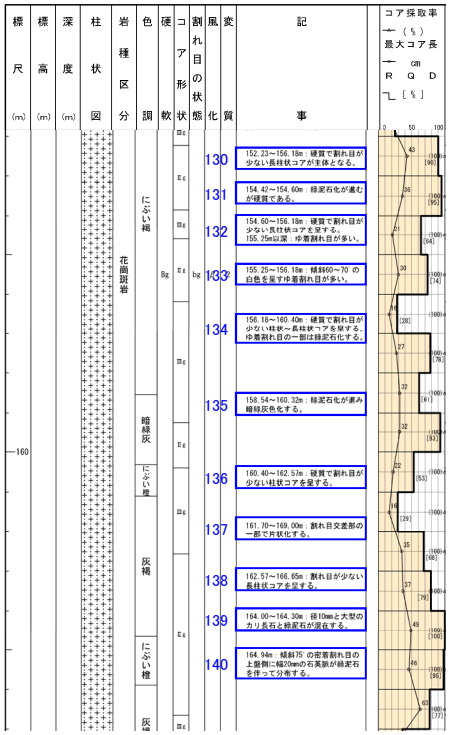
設置許可申請書
（平成27年11月）



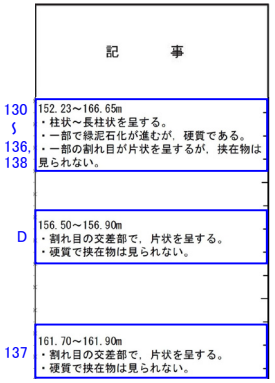
審査資料
（平成29年12月22日）



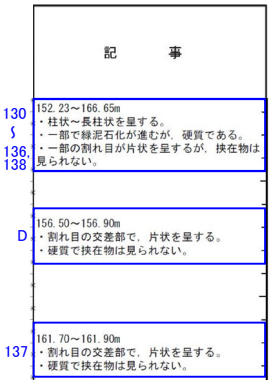
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



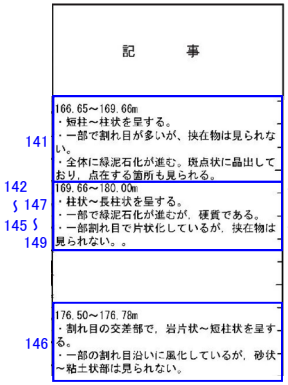
審査資料
（令和2年2月7日）



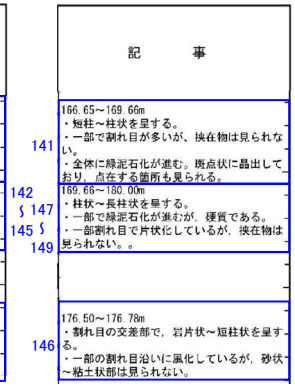
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130～136,138	変更なし	変更なし	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度について，まとめ書き。 ・割れ目沿いの片状化や挟在物の有無について記載。	変更なし
D	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
137	変更なし	変更なし	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・161.70～161.90mと書くべきところを誤って161.70～169.00mと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの片状化や挟在物の有無について記載。	変更なし
139,140	―	―	・緑泥石化を記載。 ・斑晶を記載。 ・石英脈を記載。	・花崗斑岩の斑晶や鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	―

H27-B-3

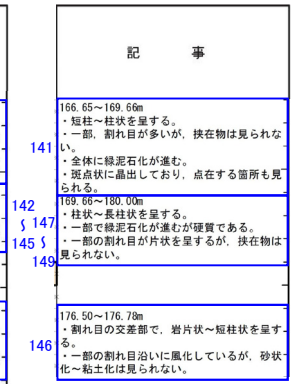
設置許可申請書案



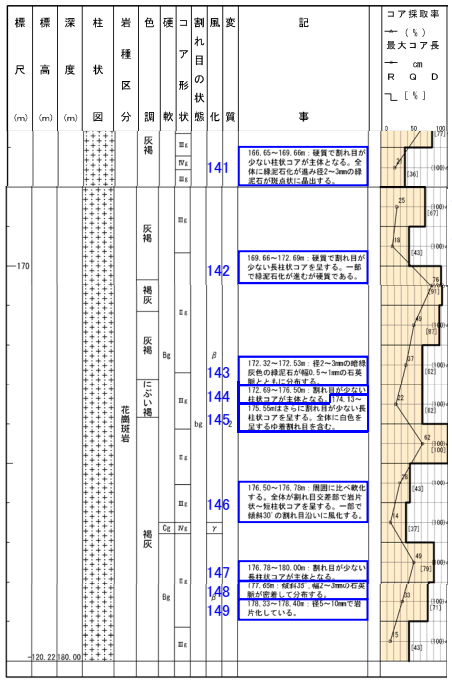
設置許可申請書
（平成27年11月）



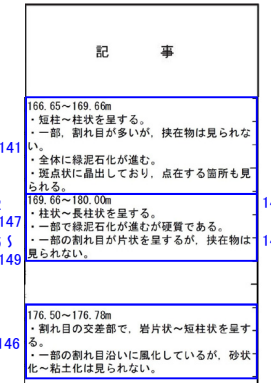
審査資料
（平成29年12月22日）



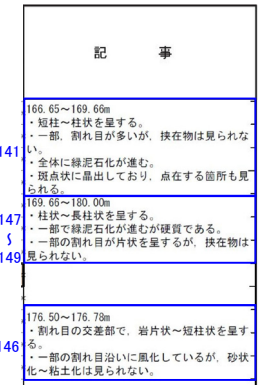
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



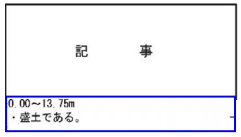
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
141	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・緑泥石を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱～柱状と記載。 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
142～145 147～149	変更なし	・記載の適正化("挟在物は見られない。。"→"挟在物は見られない。")。	・岩級区間毎の硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・緑泥石化を記載。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度について，まとめ書き。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の挟在物の有無について記載。	変更なし
146	変更なし	変更なし	・軟化を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・風化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化については，良好な岩盤からなる区間内の相対的な硬軟であるため追記せず。 ・割れ目沿いの砂状化～粘土化の有無について記載。	変更なし

H27-B-4

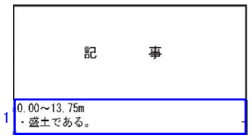
余白

H27-B-4

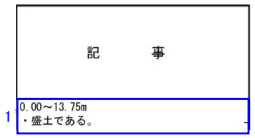
設置許可申請書案



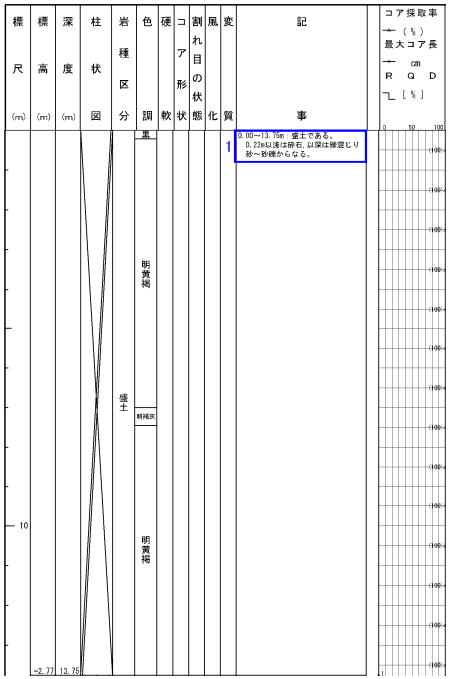
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



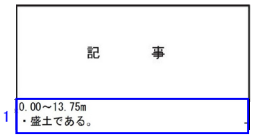
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



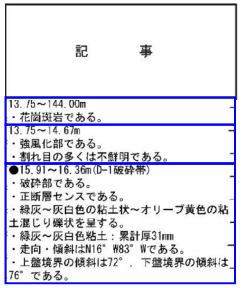
審査資料
（令和2年2月7日）



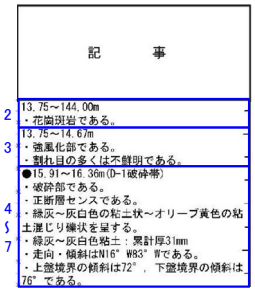
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・盛土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は追記せず。	変更なし

H27-B-4

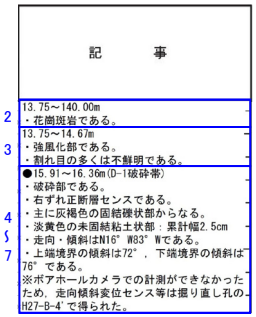
設置許可申請書案



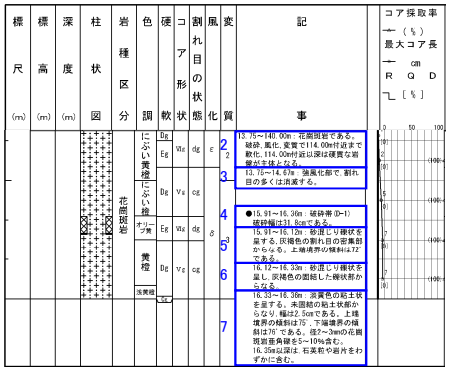
設置許可申請書
（平成27年11月）



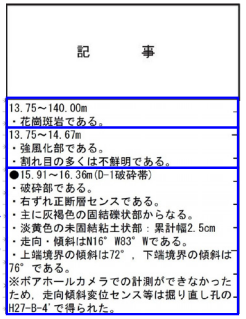
審査資料
（平成29年12月22日）



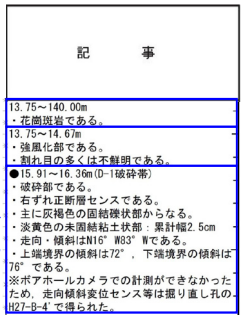
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



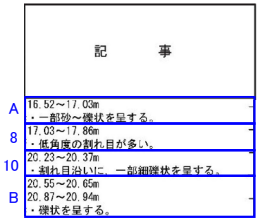
審査資料
（令和2年2月7日）



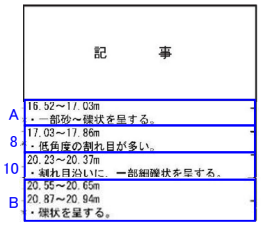
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
2	変更なし	・誤記修正(144.00m→140.00m)。	・花崗斑岩区間の岩盤状況や破砕部の分布をまとめ書き。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・花崗斑岩の岩盤状況や破砕部の有無等については，特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。	変更なし
3	変更なし	変更なし	・風化の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目の消滅)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
4～7	変更なし	・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・走向・傾斜の値が別孔から得られたことを記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・"花崗斑岩亜角礫"，"石英粒や岩片"の記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-4

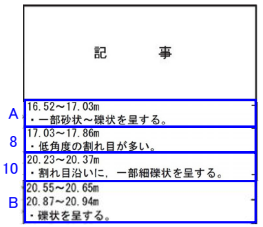
設置許可申請書案



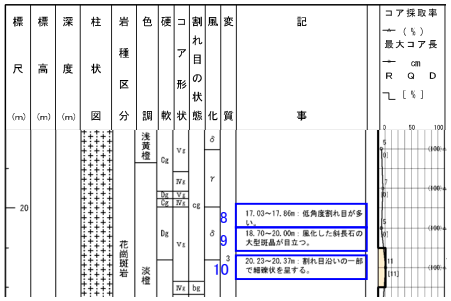
設置許可申請書
（平成27年11月）



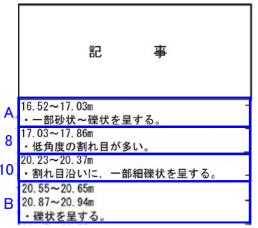
審査資料
（平成29年12月22日）



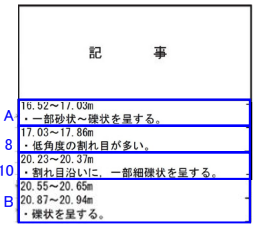
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



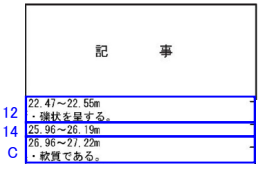
審査資料
（令和2年2月7日）



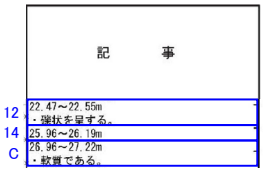
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
8	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	―	―	・花崗斑岩の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	―
10	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
B	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-4

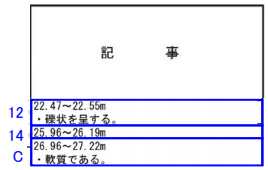
設置許可申請書案



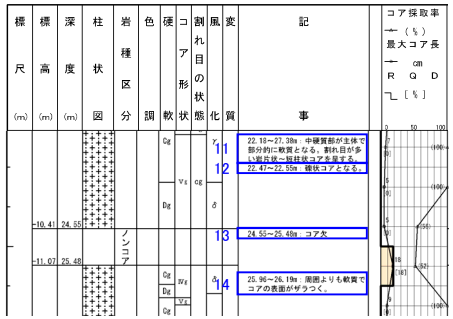
設置許可申請書
（平成27年11月）



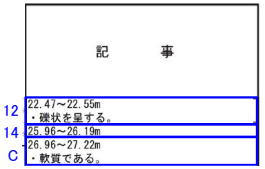
審査資料
（平成29年12月22日）



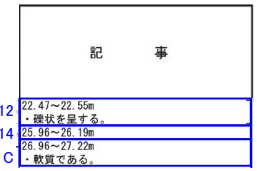
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



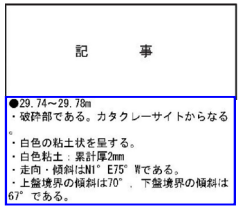
審査資料
（令和2年2月7日）



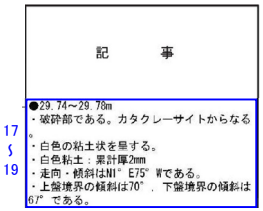
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
12	変更なし	変更なし	・礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
13	―	―	・コア欠の区間を記載。	・コア欠区間については，ボアホールテレビによる観察結果から，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため，コア写真で示すこととし追記せず。	―
14	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。 ・コア表面の粗さを記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・コア表面の粗さについては，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
C	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-4

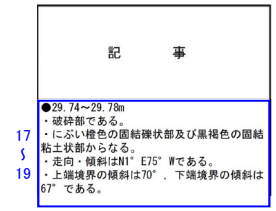
設置許可申請書案



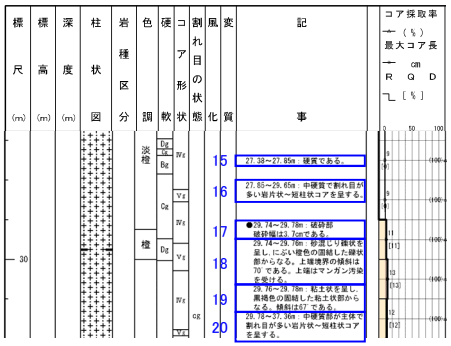
設置許可申請書
（平成27年11月）



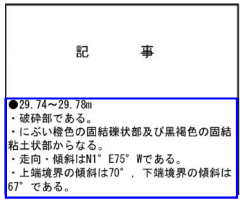
審査資料
（平成29年12月22日）



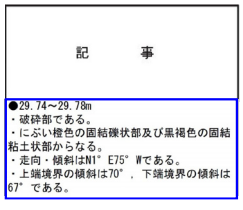
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



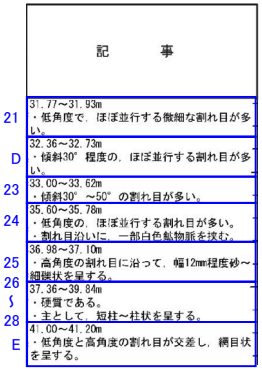
審査資料
（令和2年2月7日）



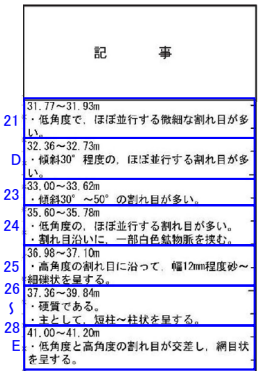
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	―	―	・硬質部を記載。	・局所的に挟まれる硬質部については，補足的なものであるため追記せず。	―
16	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
17～19	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
20	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―

H27-B-4

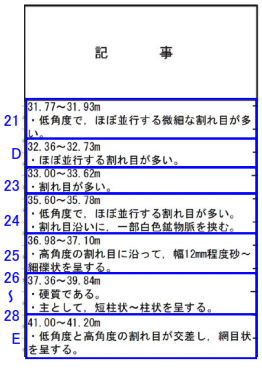
設置許可申請書案



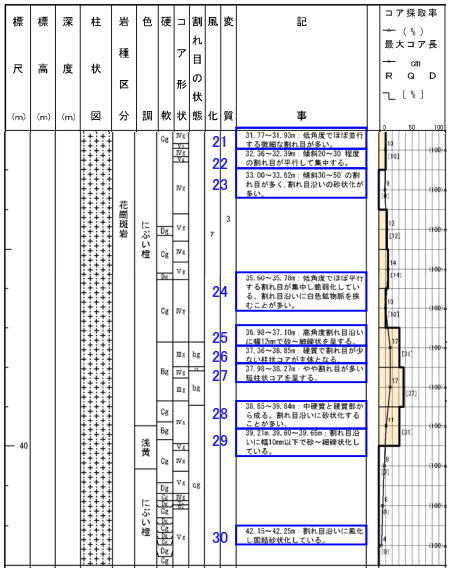
設置許可申請書
（平成27年11月）



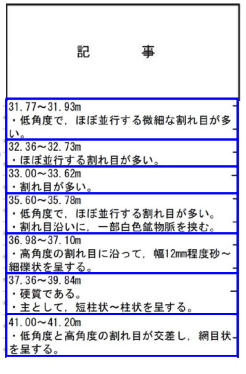
審査資料
（平成29年12月22日）



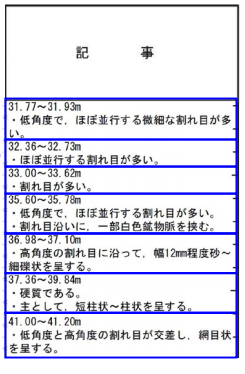
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



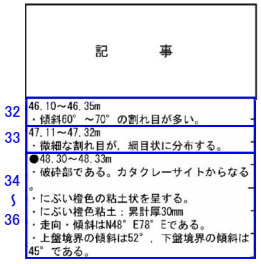
審査資料
（令和2年2月7日）



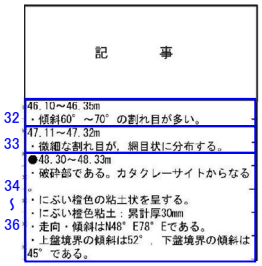
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
22	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目が集中するが，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	―
D	変更なし	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
23	変更なし	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部割れ目沿いで砂状化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・割れ目の発達及び脆弱化について記載。 ・割れ目について記載(鉱物脈)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・脆弱化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
25	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂～細礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26～28	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が増大する区間について，"硬軟"欄に基づき硬質と一括記載。	変更なし
29	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂～細礫状化)。	・割れ目沿いの砂～細礫状化については，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
E	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
30	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状化するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H27-B-4

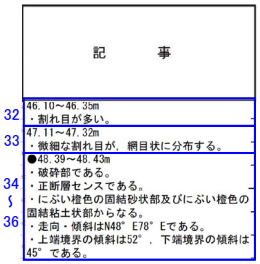
設置許可申請書案



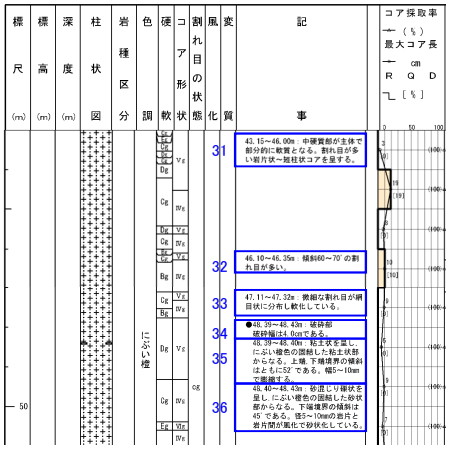
設置許可申請書
（平成27年11月）



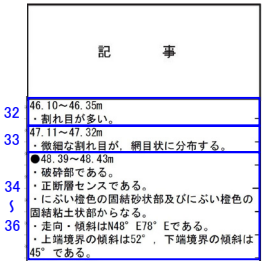
審査資料
（平成29年12月22日）



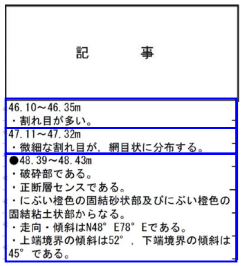
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



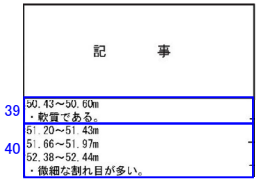
審査資料
（令和2年2月7日）



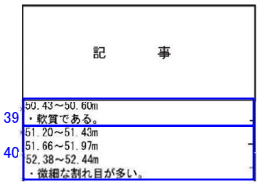
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
32	変更なし	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	・割れ目の傾斜を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	変更なし
33	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・軟化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
34～36	変更なし	・誤記修正(48.30～48.33m→48.39～48.43m)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・"砂状化している"との記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-4

設置許可申請書案



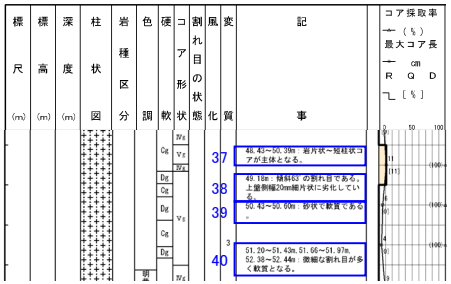
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



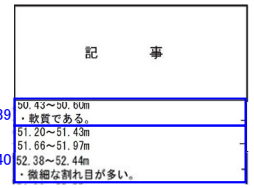
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



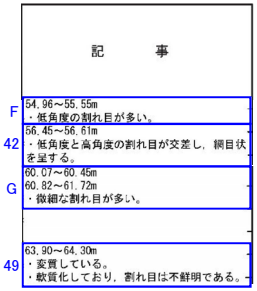
審査資料
（令和2年2月7日）



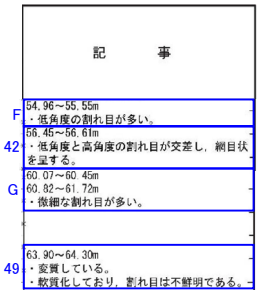
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
38	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片状化)。	・割れ目沿いに細片状化するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	―
39	変更なし	変更なし	・砂状の区間を記載。 ・硬軟を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状については，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	変更なし
40	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・硬軟を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については，区間毎にばらつきがあることから追記せず。	変更なし

H27-B-4

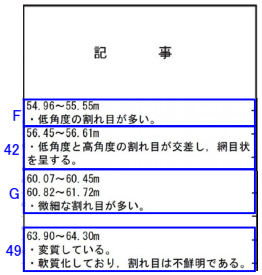
設置許可申請書案



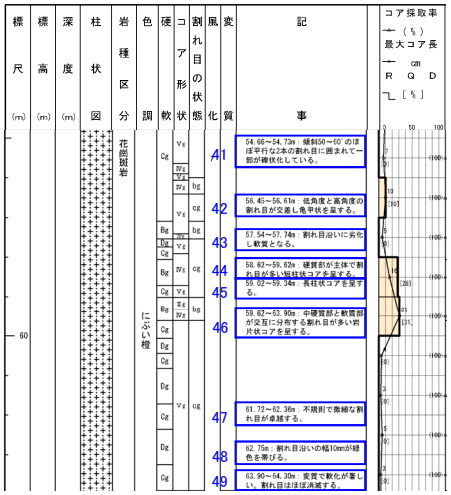
設置許可申請書
（平成27年11月）



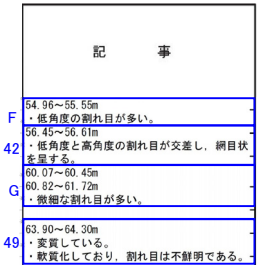
審査資料
（平成29年12月22日）



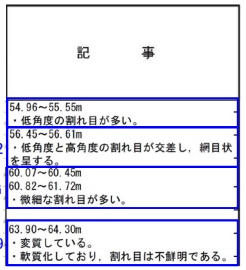
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



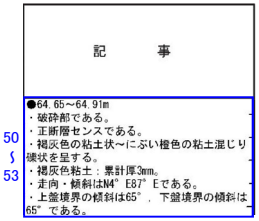
審査資料
（令和2年2月7日）



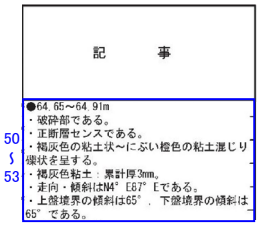
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化)。	・一部が礫状化しているが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
F	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
42	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(亀甲状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(亀甲状→網目状)。	変更なし
43	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質化)。	・割れ目沿いに軟質化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
G	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
44～46	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
47	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
48	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	―
49	変更なし	変更なし	・変質を伴う軟質な区間を記載。 ・割れ目について記載(割れ目の消滅)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-4

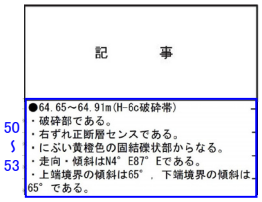
設置許可申請書案



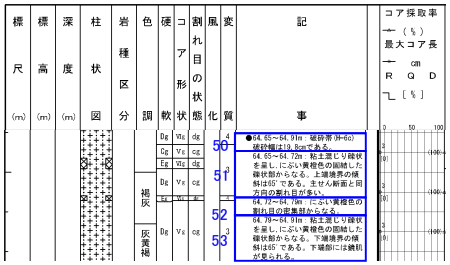
設置許可申請書
（平成27年11月）



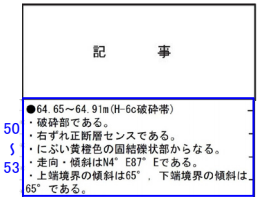
審査資料
（平成29年12月22日）



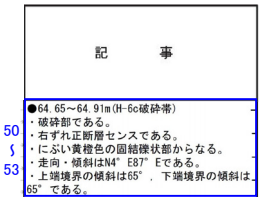
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



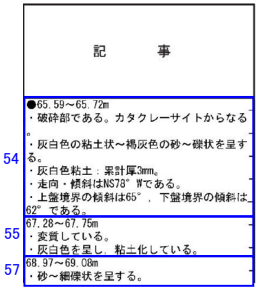
審査資料
（令和2年2月7日）



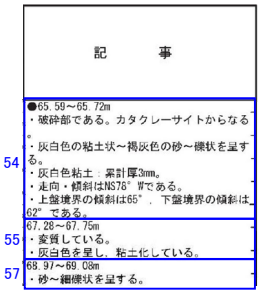
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50～53	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・"主せん断面と同方向の割れ目が多い"との記載，及び"下端部には鏡肌が見られる"との記載については，補足的なものであるため追記せず。 （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）	変更なし

H27-B-4

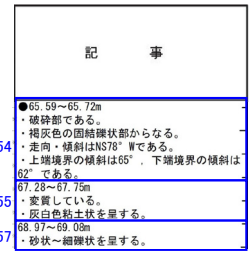
設置許可申請書案



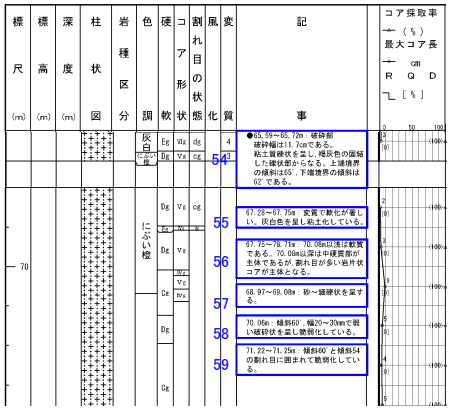
設置許可申請書
（平成27年11月）



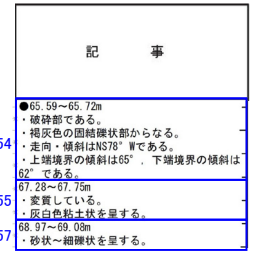
審査資料
（平成29年12月22日）



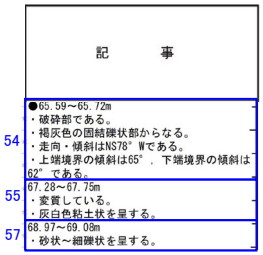
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



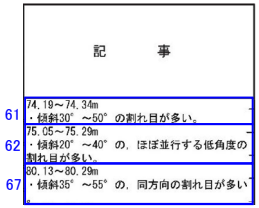
審査資料
（令和2年2月7日）



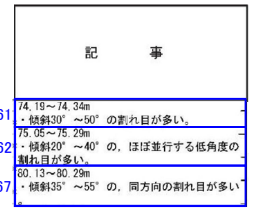
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
55	変更なし	変更なし	・変質を伴う軟質化を記載。 ・粘土化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
56	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
57	変更なし	変更なし	・砂～細礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
58	―	―	・割れ目について記載(破砕状)。	・"破砕状を呈し脆弱化している"との記載については，せん断構造や変形構造が不明瞭で，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―
59	―	―	・脆弱化を記載。	・脆弱化しているが，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	―

H27-B-4

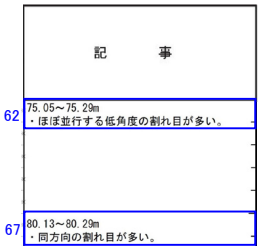
設置許可申請書案



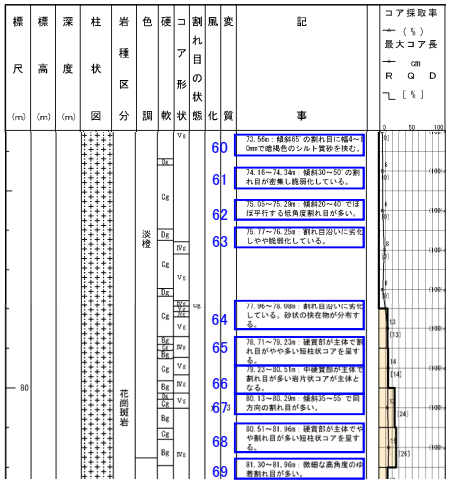
設置許可申請書
（平成27年11月）



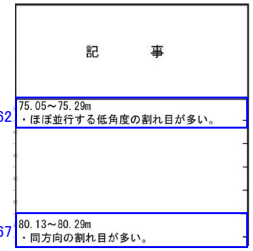
審査資料
（平成29年12月22日）



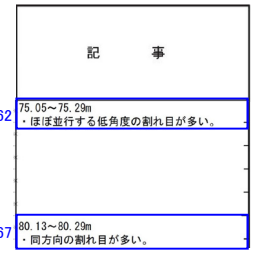
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



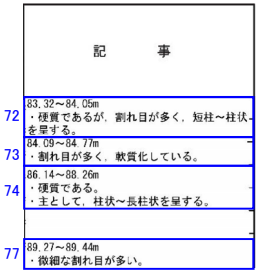
審査資料
（令和2年2月7日）



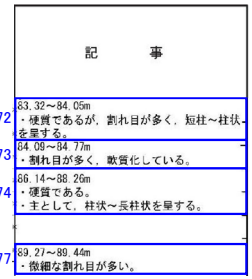
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	－	－	・割れ目について記載(シルト質砂の挟在)。	・シルト質砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	－
61	変更なし	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・脆弱化する区間を記載。 ・74.19～74.34mと書くべきところを誤って74.16～74.34mと記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。 ・硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
62	変更なし	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	変更なし
63	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの脆弱化)。	・硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
64	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化，砂状化)。	・割れ目沿いに劣化し，一部で砂状を呈するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	－
65	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
66	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
67	変更なし	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
68	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
69	－	－	・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	・高角度の割れ目については，連続性に乏しいことから追記せず。	－

H27-B-4

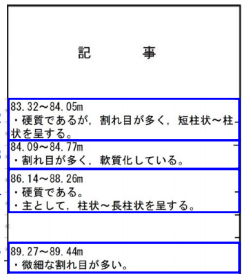
設置許可申請書案



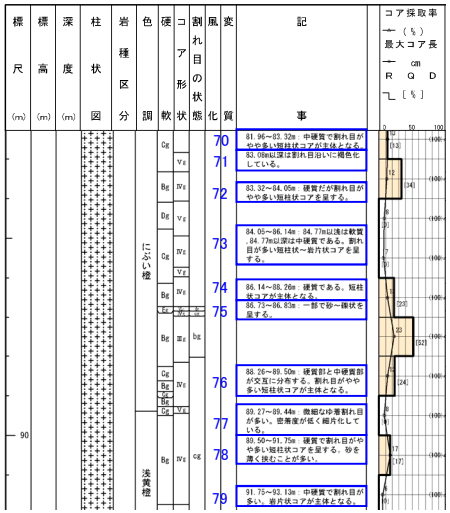
設置許可申請書
（平成27年11月）



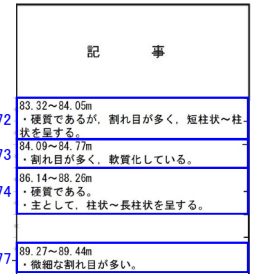
審査資料
（平成29年12月22日）



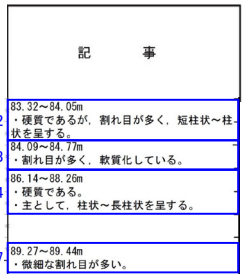
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



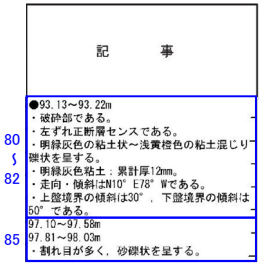
審査資料
（令和2年2月7日）



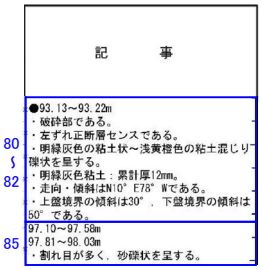
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
71	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	―
72	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
73	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・相対的に軟質な区間についてのみ記載。	変更なし
74	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・“主として柱状～長柱状”と書くべきところを誤って“短柱状”と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・短柱状との記載は誤記のため反映せず。	変更なし
75	―	―	・砂～礫状の区間を記載。	・砂～礫状については，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―
76	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
77	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(ゆ着割れ目，細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(ゆ着割れ目→割れ目)。 ・部分的な細片化については，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
78	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(砂の挟在)。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
79	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―

H27-B-4

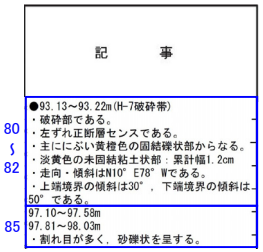
設置許可申請書案



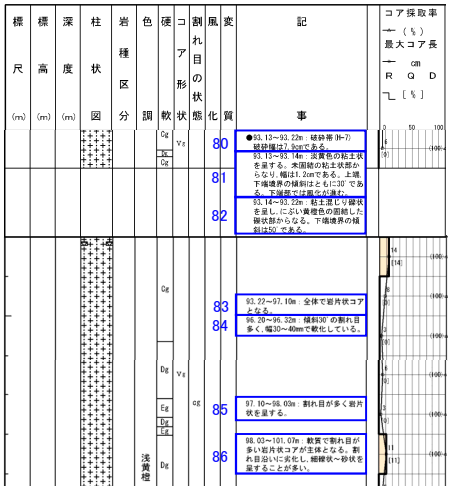
設置許可申請書
（平成27年11月）



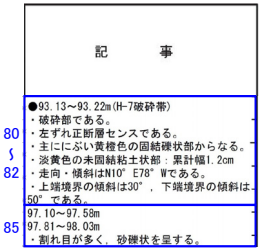
審査資料
（平成29年12月22日）



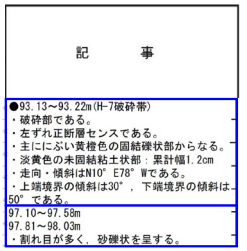
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



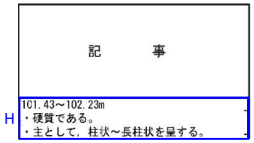
審査資料
（令和2年2月7日）



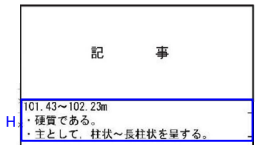
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
80～82	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・"下端部で風化が進む"との記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
83	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
84	―	―	・割れ目について記載(軟化)。	・割れ目沿いに軟化するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
85	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・岩片状を呈する区間のうち，砂礫状の区間のみを分けて記載。	変更なし
86	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫状～砂状化)。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細礫状～砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H27-B-4

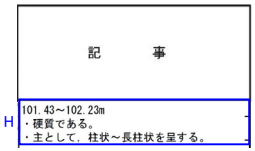
設置許可申請書案



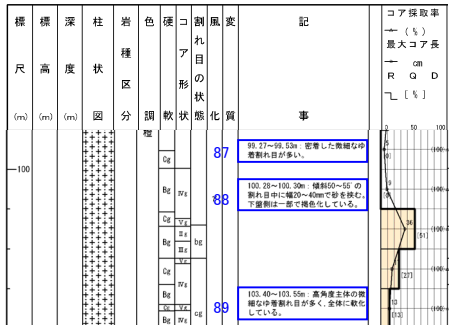
設置許可申請書
（平成27年11月）



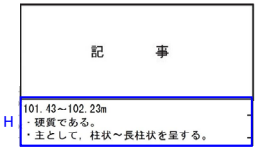
審査資料
（平成29年12月22日）



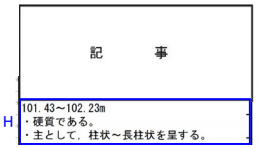
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



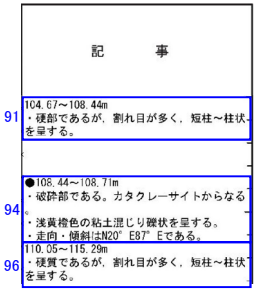
審査資料
（令和2年2月7日）



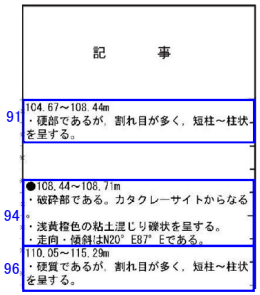
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
88	―	―	・割れ目について記載(砂の挟在，割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。 ・一部で砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
H	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
89	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(軟化)。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―

H27-B-4

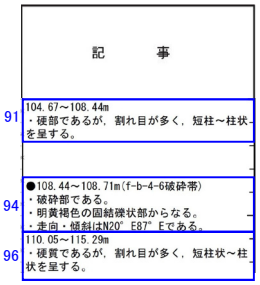
設置許可申請書案



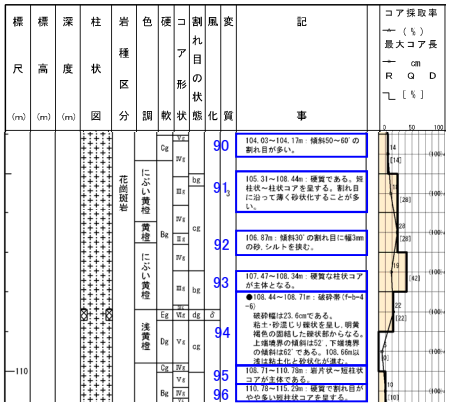
設置許可申請書
（平成27年11月）



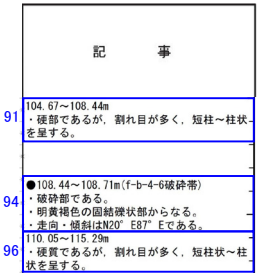
審査資料
（平成29年12月22日）



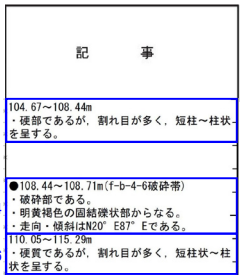
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



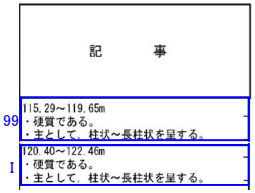
審査資料
（令和2年2月7日）



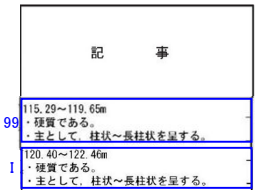
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
90	―	―	・割れ目の傾斜を記載。	・割れ目の傾斜については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	―
91	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的高い区間が連続することから，"硬軟"欄と"コア形状"欄に基づき，硬質な区間における割れ目の発達の程度を記載。	変更なし
92	―	―	・割れ目について記載(砂，シルトの挟在)。	・砂，シルトを挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
93	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
94	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・"粘土化と砂状化が進む"との記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
95	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
96	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・RQDと最大コア長が比較的一定している区間が連続することから，"コア形状"欄から短柱状を呈する区間の深度を読み取り，"硬軟"欄に基づき硬質と記載。	変更なし

H27-B-4

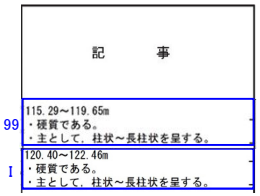
設置許可申請書案



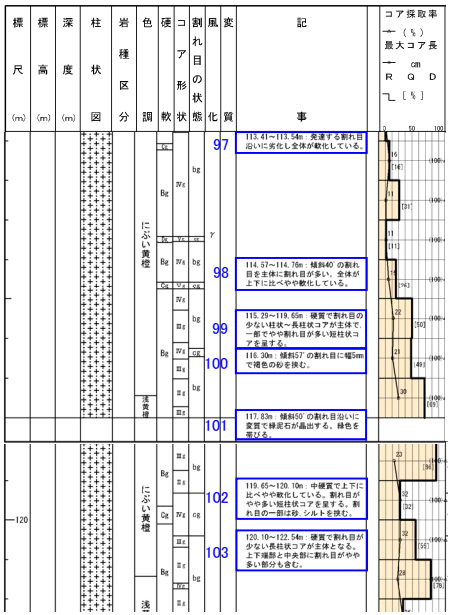
設置許可申請書
（平成27年11月）



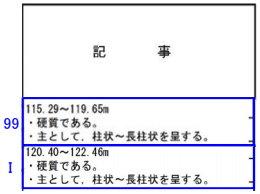
審査資料
（平成29年12月22日）



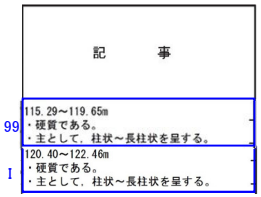
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



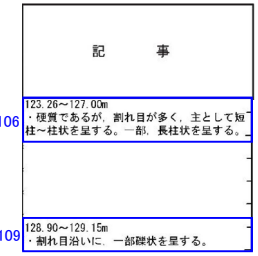
審査資料
（令和2年2月7日）



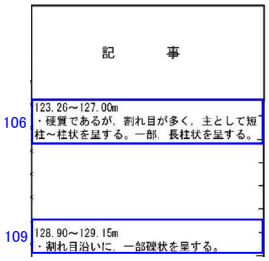
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(軟化)。	・割れ目については，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	－
98	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。 ・軟化を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・軟化については，良好な岩盤からなる区間内の相対的な硬軟であるため追記せず。	－
99	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・主体的なコア状況として，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし
100	－	－	・割れ目について記載(砂の挟在)。	・砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	－
101	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出，変色)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出，変色については，補足的なものであるため追記せず。	－
102	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・軟化を記載。 ・割れ目について記載(砂・シルトの挟在)。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に砂・シルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	－
103	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
I	変更なし	変更なし	－	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-4

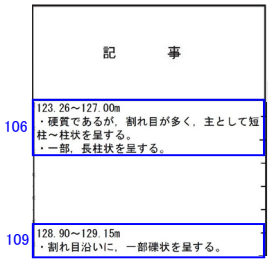
設置許可申請書案



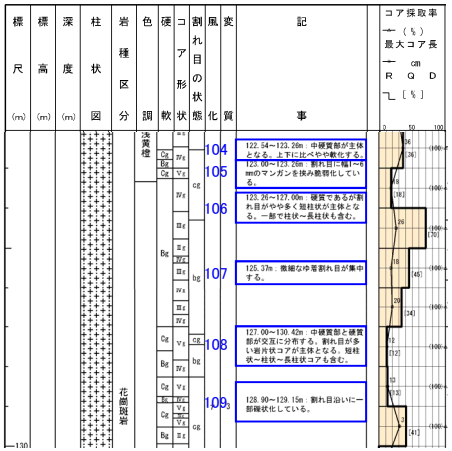
設置許可申請書
（平成27年11月）



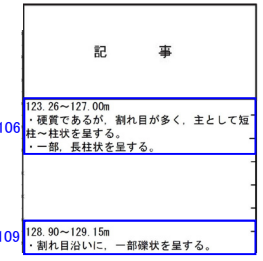
審査資料
（平成29年12月22日）



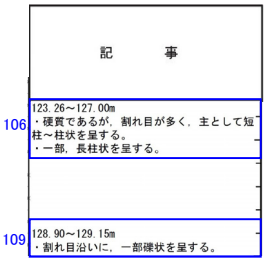
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



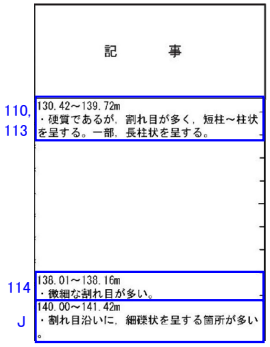
審査資料
（令和2年2月7日）



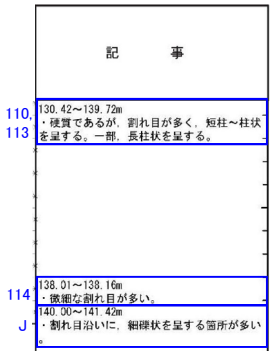
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104	―	―	・硬軟を記載。	・硬軟については岩級区分に含めて示しているため追記せず。	―
105	―	―	・割れ目について記載(マンガンの挟在，脆弱化)。	・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。 ・脆弱化している部分は局所的であり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
106	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
107	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	―
108	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
109	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-4

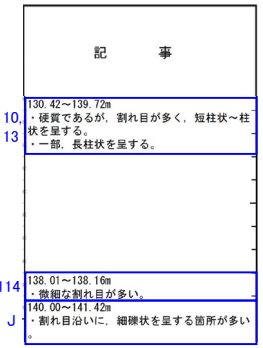
設置許可申請書案



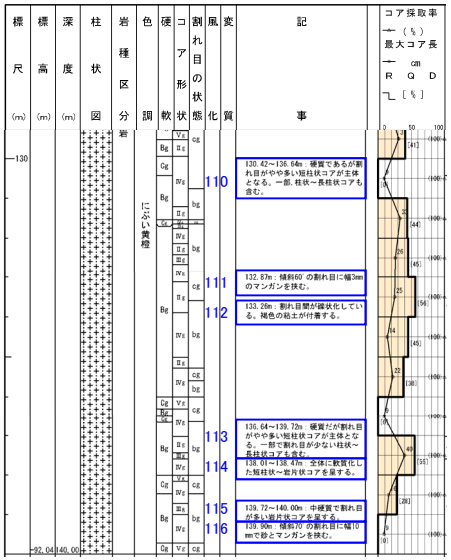
設置許可申請書（平成27年11月）



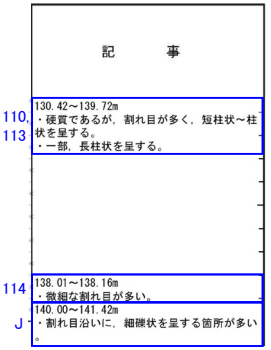
審査資料（平成29年12月22日）



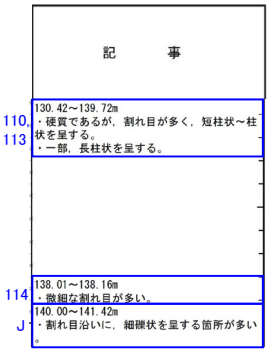
委託報告書（平成30年）



審査資料（平成30年11月30日）



審査資料（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
110,113	変更なし	変更なし	・硬質だが割れ目が発達する区間を細分。 ・短柱状を主体とし，柱状～長柱状が部分的にみられると記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき短柱状～長柱状と記載。	変更なし
111	―	―	・割れ目について記載(マンガンの挟在，割れ目沿いの礫状化)。	・割れ目沿いのマンガンの挟在については，補足的なものであるため追記せず。	―
112	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化，粘土の付着)。	・礫状化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―
114	変更なし	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき微細な割れ目の多い区間のみを記載。	変更なし
115	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
116	―	―	・割れ目について記載(砂とマンガンの挟在)。	・砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガンの挟在については，補足的なものであるため追記せず。	―
J	変更なし (誤記)余掘りコアの区間を誤って記載したもの。	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

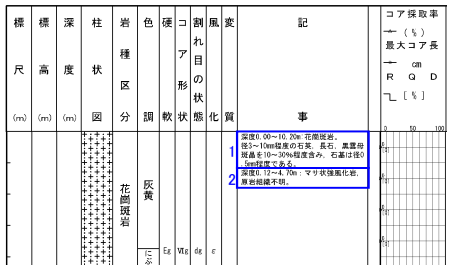
余白

H19-No.2

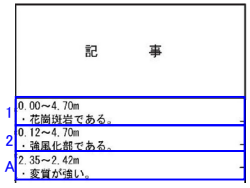
余白

H19-No.2

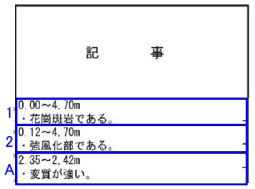
委託報告書
（平成19年）



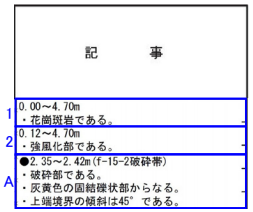
設置許可申請書案



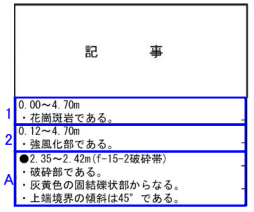
設置許可申請書
（平成27年11月）



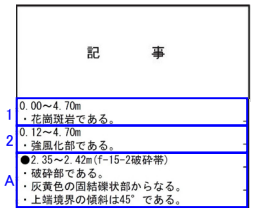
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



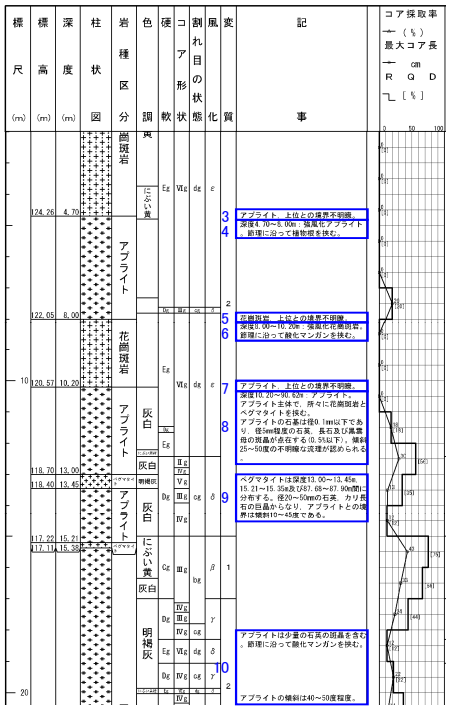
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・変質による白色化が顕著な部分について，コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。別途説明(補足説明資料4　補足4-10頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記　事
3,4	4.70～8.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており，割れ目に植物根を挟む。
5,6	8.00～10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化してしており，割れ目に酸化マンガンを挟む。
7,8	10.20～90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9	13.00～13.45m 15.21～15.35m 87.68～87.90m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°～45°である。
B	18.30～19.10m ・強風化部である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事
3,4	4.70～8.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており，割れ目に植物根を挟む。
5,6	8.00～10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化してしており，割れ目に酸化マンガンを挟む。
7,8	10.20～90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9	13.00～13.45m 15.21～15.35m 87.68～87.90m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°～45°である。
B	18.30～19.10m ・強風化部である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事
3,4	4.70～8.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており，割れ目に植物根を挟む。
5,6	8.00～10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化してしており，割れ目に酸化マンガンを挟む。
7,8	10.20～90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9	13.00～13.45m，15.21～15.38m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°～45°である。
B	18.30～19.10m ・強風化部である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
3,4	4.70～8.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており，割れ目に植物根を挟む。
5,6	8.00～10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化してしており，割れ目に酸化マンガンを挟む。
7,8	10.20～90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9	13.00～13.45m，15.21～15.38m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°～45°である。
B	18.30～19.10m ・強風化部である。

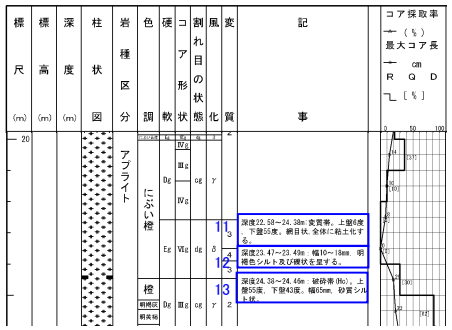
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
3,4	4.70～8.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化しており，割れ目に植物根を挟む。
5,6	8.00～10.20m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。 ・強風化してしており，割れ目に酸化マンガンを挟む。
7,8	10.20～90.62m ・アプライトが主体である。 ・所々に花崗斑岩とペグマタイトを挟む。 ・上端境界は不明瞭である。
9	13.00～13.45m，15.21～15.38m ・ペグマタイトである。 ・アプライトとの境界は傾斜10°～45°である。
B	18.30～19.10m ・強風化部である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
3,4	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5,6	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7,8	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	・誤記修正（15.35m→15.38m）。 ・87.68～87.90mについては記事No.47と記載が重複しており，不要であるため削除。	変更なし	変更なし
B	・"風化"欄に基づき強風化部と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目沿いの酸化マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
11	22.58～24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°，下端境界の傾斜は55°である。
13	●24.38～24.46m ・破砕部である。 ・砂質シルト状を呈する。 ・砂質シルト：累計厚65mm ・ボアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は55°，下盤境界の傾斜は43°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
11	22.58～24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°，下端境界の傾斜は55°である。
13	●24.38～24.46m ・破砕部である。 ・砂質シルト状を呈する。 ・砂質シルト：累計厚65mm ・ボアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は55°，下盤境界の傾斜は43°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
11	22.58～24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°，下端境界の傾斜は55°である。
13	●24.38～24.46m ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結砂状部からなる。 ・にぶい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は45°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
11	22.58～24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°，下端境界の傾斜は55°である。
13	●24.38～24.46m ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結砂状部からなる。 ・にぶい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は45°である。

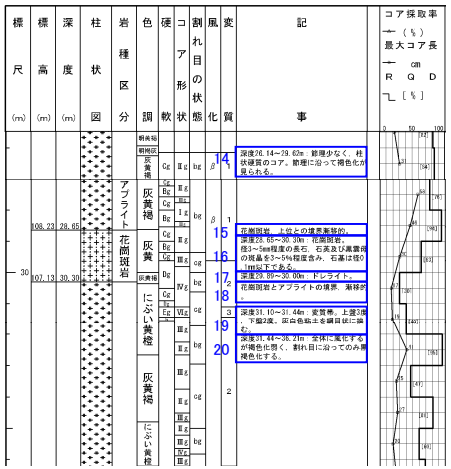
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
11	22.58～24.38m ・変質している。 ・粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は6°，下端境界の傾斜は55°である。
13	●24.38～24.46m ・破砕部である。 ・主ににぶい橙色の固結砂状部からなる。 ・にぶい赤褐色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は45°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・シルト及び礫状を呈するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―	―	―
13	・ボアホールテレビの解析結果(測定不可)を記載。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・表現の見直し(“ボアホールテレビでは，走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
14	26.14～29.62m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
15, 16	28.65～30.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
17	29.89～30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10～31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。 ・上端境界の傾斜は3°，下端境界の傾斜は2°である。
C	31.44～44.90m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
14	26.14～29.62m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
15, 16	28.65～30.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
17	29.89～30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10～31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。 ・上端境界の傾斜は3°，下端境界の傾斜は2°である。
C	31.44～44.90m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
14	26.14～29.62m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
15, 16	28.65～30.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
17	29.89～30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10～31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。
C	31.44～44.90m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
14	26.14～29.62m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
15, 16	28.65～30.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
17	29.89～30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10～31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。
C	31.44～44.90m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

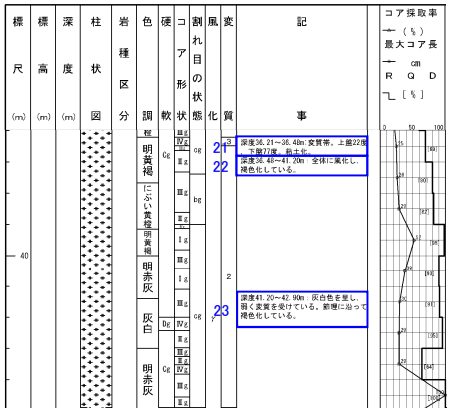
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
14	26.14～29.62m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
15, 16	28.65～30.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
17	29.89～30.00m ・ドレライトを挟む。
19	31.10～31.44m ・変質している。 ・灰白色粘土を網目状に挟む。
C	31.44～44.90m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

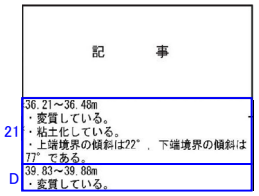
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15,16	・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
19	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調，割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
C	・RQDと最大コア長が比較的大きい区間が連続することから，割れ目の発達の程度について，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

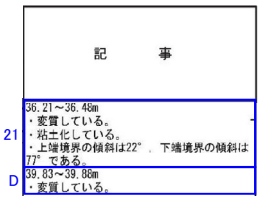
委託報告書
（平成19年）



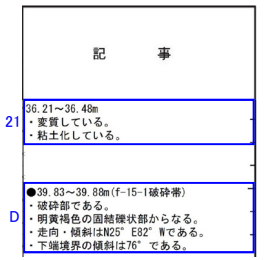
設置許可申請書案



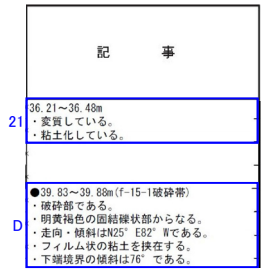
設置許可申請書
（平成27年11月）



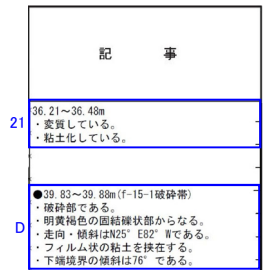
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



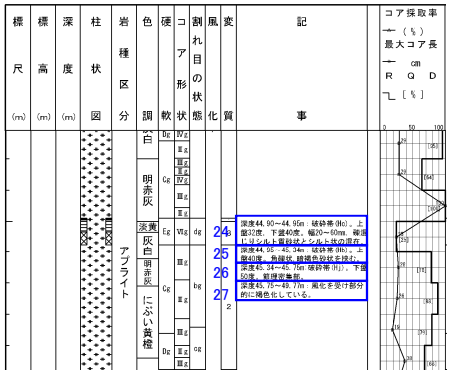
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
D	・変質し原岩組織がやや不明瞭な部分について，コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-11頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で取得した下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
23	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事
●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・暗褐～淡黄～灰白色のシルト状～粘土混じり礫状を呈する。 ・褐色シルト：累計厚60mm ・走向・傾斜はN32° E26° Wである。 ・上盤境界の傾斜は32°，下盤境界の傾斜は40°である。
45.75～49.77m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事
●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・暗褐～淡黄～灰白色のシルト状～粘土混じり礫状を呈する。 ・褐色シルト：累計厚60mm ・走向・傾斜はN32° E26° Wである。 ・上盤境界の傾斜は32°，下盤境界の傾斜は40°である。
45.75～49.77m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN40° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は40°である。
45.75～49.77m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN40° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は40°である。
45.75～49.77m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

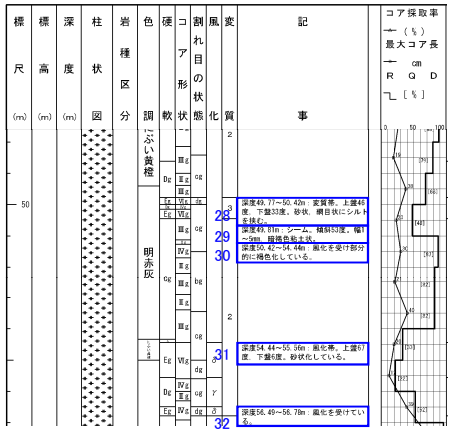
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●44.90～45.75m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN40° E26° Wである。 ・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は40°である。
45.75～49.77m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

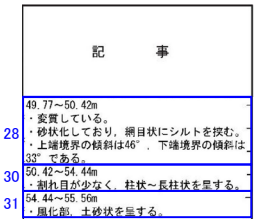
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24～26	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，シルト状～粘土混じり礫状と記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・シルト状～粘土混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき暗褐～淡黄～灰白と記載。 ・シルトの累計幅としては，最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・シルトの色調として，暗褐色と記載すべきところを誤って褐色と記載。 （誤記）下端境界の見かけの傾斜として，50° と記載すべきところを誤って40° と記載。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正 （N32° E26° W→N40° E26° W）。	変更なし	変更なし
27	・RQDが比較的高い区間が連続することから，割れ目の発達の程度について，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

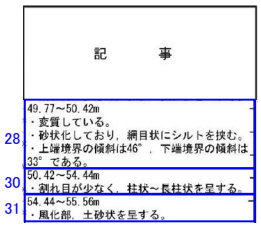
委託報告書
（平成19年）



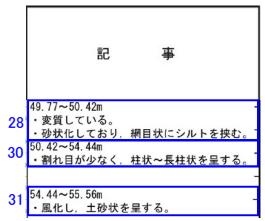
設置許可申請書案



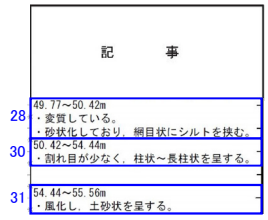
設置許可申請書
（平成27年11月）



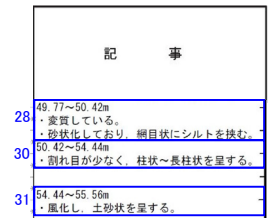
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



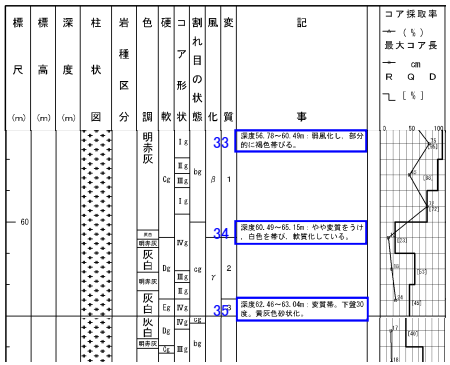
審査資料
（令和2年2月7日）



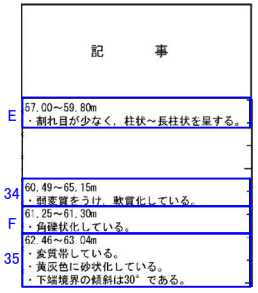
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
28	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-7頁)。	－	－	－	－
30	・RQDが比較的高い区間が連続することから，割れ目の発達の程度について，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
31	・"コア形状"欄に基づき土砂状と記載。 ・風化している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
32	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－

H19-No.2

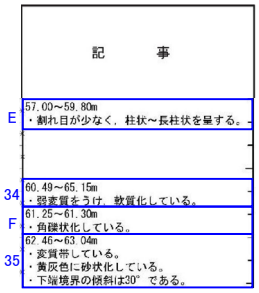
委託報告書
（平成19年）



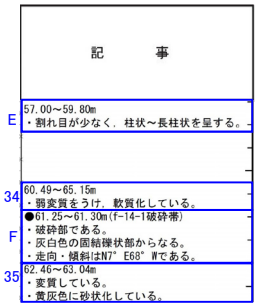
設置許可申請書案



設置許可申請書
（平成27年11月）



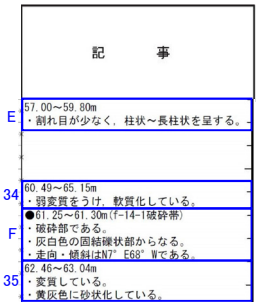
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



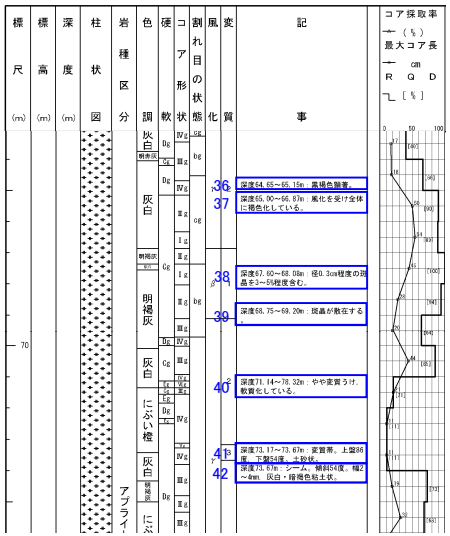
審査資料
（令和2年2月7日）



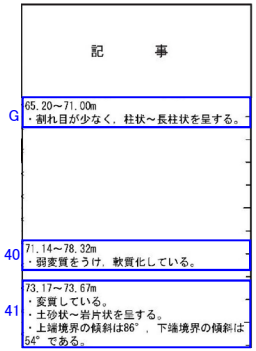
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
E	・RQDの増大傾向が顕著であることから，割れ目の発達の程度について，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
33	・風化については，当該区間の周囲と比べ軽微であるため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
34	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
F	・角礫状を呈する部分について，コア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-12頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・誤記修正(変質帯している→変質している)。	変更なし	変更なし

H19-No.2

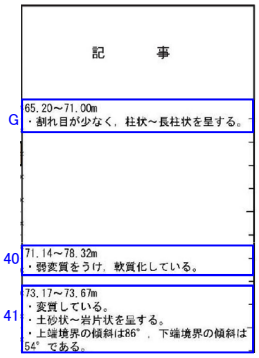
委託報告書
（平成19年）



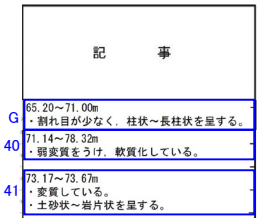
設置許可申請書案



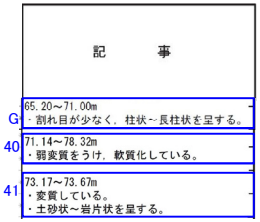
設置許可申請書
（平成27年11月）



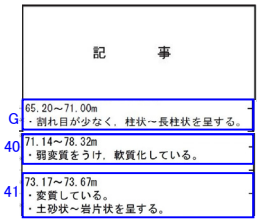
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



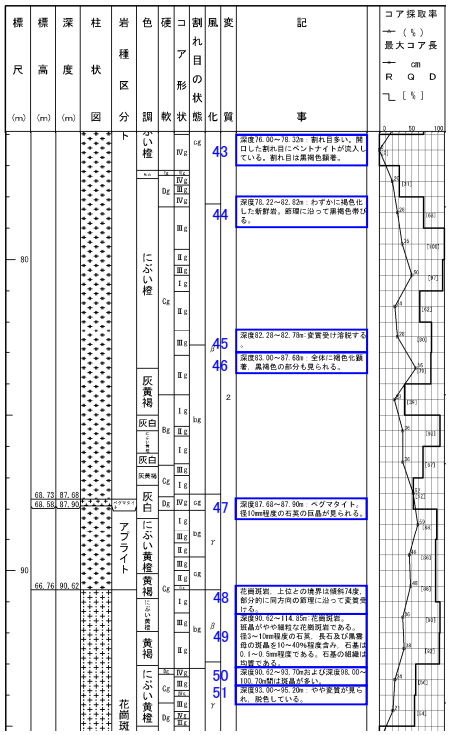
審査資料
（令和2年2月7日）



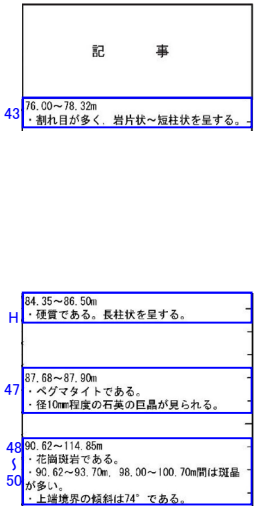
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
37	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
G	・RQDが周囲に比べて高い区間が連続することから，割れ目の発達の程度について，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
38	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
39	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
40	・"変質"欄に基づき弱変質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
41	・"コア形状"欄に基づき土砂状～岩片状と記載。	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-8頁)。	―	―	―	―

H19-No.2

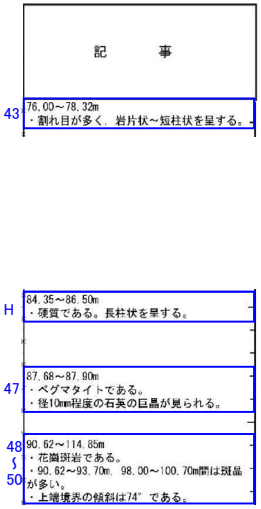
委託報告書
（平成19年）



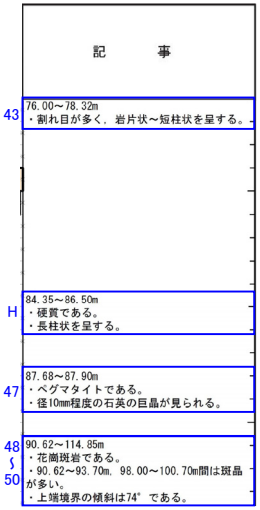
設置許可申請書案



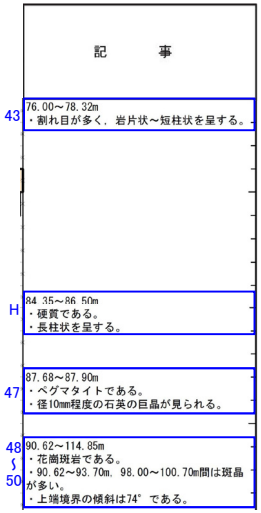
設置許可申請書
（平成27年11月）



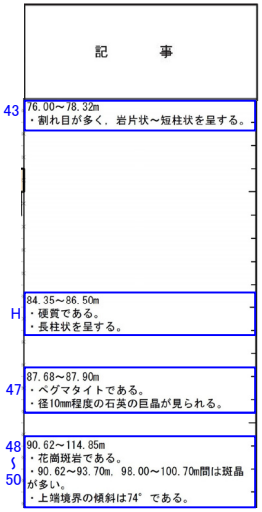
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



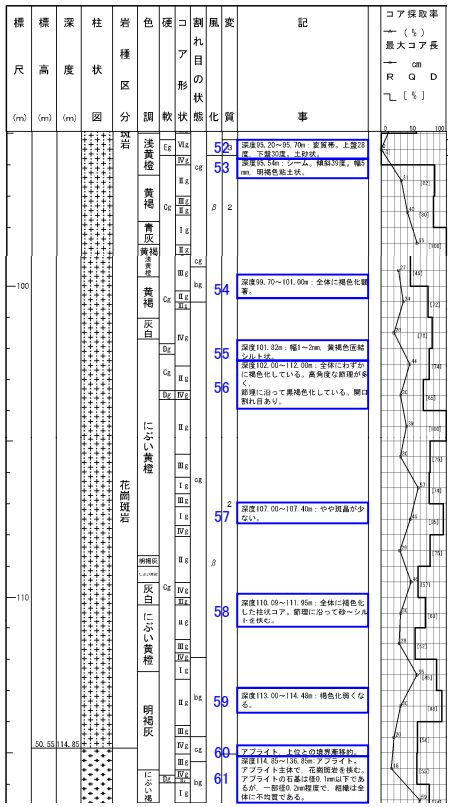
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。 ・ベントナイトの流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの変色，割れ目の開口状況については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
45	・溶脱については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
46	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
H	・RQDの増大が顕著であることから，"硬軟"欄と"コア形状"欄に基づき，硬質で割れ目の少ない区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
48～50	・岩種境界の見かけ傾斜，割れ目沿いの変質については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの変質については，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	・脱色については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
52	95.20～95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は30°である。
56	102.00～112.00m ・高角度の割れ目が多い。開口割れ目あり。
57	107.00～107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09～111.95m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。
60，61	114.85～122.30m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
52	95.20～95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は30°である。
56	102.00～112.00m ・高角度の割れ目が多い。開口割れ目あり。
57	107.00～107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09～111.95m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。
60，61	114.85～122.30m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
52	95.20～95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
56	102.00～112.00m ・高角度の割れ目が多い。 ・開口割れ目あり。
57	107.00～107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09～111.95m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。
60，61	114.85～122.30m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
52	95.20～95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
56	102.00～112.00m ・高角度の割れ目が多い。 ・開口割れ目あり。
57	107.00～107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09～111.95m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。
60，61	114.85～122.30m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。

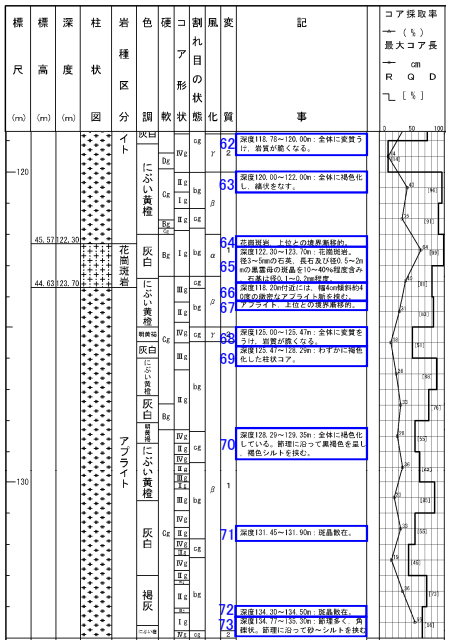
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
52	95.20～95.70m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
56	102.00～112.00m ・高角度の割れ目が多い。 ・開口割れ目あり。
57	107.00～107.40m ・斑晶がやや少ない。
58	110.09～111.95m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。
60，61	114.85～122.30m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書（H27.11）	申請書⇒ 審査資料（H29.12.22）	審査資料（H29.12.22）⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
52	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-9頁）。	－	－	－	－
54	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
55	・シルト状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
56	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
58	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
59	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
60,61	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
62	118.78～120.00m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
64,65	122.30～123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
67	123.70～136.55m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
68	125.00～125.47m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
70	128.29～129.35m ・割れ目にに沿って，褐色シルトを挟む。
71	131.45～131.90m
72	134.30～134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77～135.30m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
62	118.78～120.00m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
64,65	122.30～123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
67	123.70～136.55m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
68	125.00～125.47m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
70	128.29～129.35m ・割れ目にに沿って，褐色シルトを挟む。
71	131.45～131.90m
72	134.30～134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77～135.30m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
62	118.78～120.00m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
64,65	122.30～123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
67	123.70～136.55m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
68	125.00～125.47m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
70	128.29～129.35m ・割れ目に沿って，褐色シルトを挟む。
71,72	131.45～131.90m，134.30～134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77～135.30m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
62	118.78～120.00m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
64,65	122.30～123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
67	123.70～136.55m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
68	125.00～125.47m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
70	128.29～129.35m ・割れ目に沿って，褐色シルトを挟む。
71,72	131.45～131.90m，134.30～134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77～135.30m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

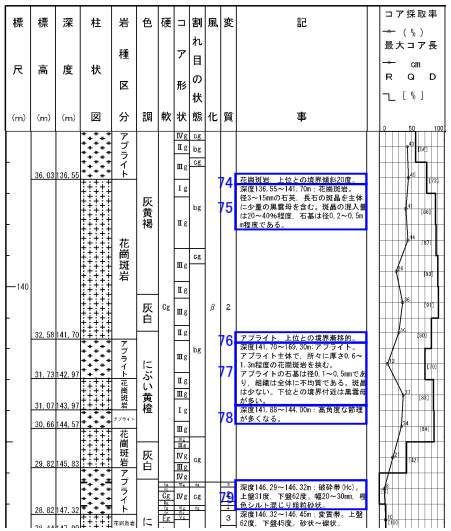
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
62	118.78～120.00m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
64,65	122.30～123.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
67	123.70～136.55m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
68	125.00～125.47m ・変質を受け，岩質が脆くなっている。
70	128.29～129.35m ・割れ目に沿って，褐色シルトを挟む。
71,72	131.45～131.90m，134.30～134.50m ・斑晶が散在する。
73	134.77～135.30m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
63	・色調，縞状については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
64,65	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・岩脈については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
67	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
69	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
70	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・誤記修正(割れ目にに沿って→割れ目に沿って)。	変更なし	変更なし
71,72	・斑晶の散在について一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記　事
74, 75	136.55～141.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は20°である。
76, 77	141.70～169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60～130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上端境界は漸移的である。
78	141.88～144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79	●146.29～146.32m ・破砕部である。 ・橙色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7°E64°Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°，下盤境界の傾斜は62°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事
74, 75	136.55～141.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は20°である。
76, 77	141.70～169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に厚さ60～130cmの花崗斑岩を挟む。 ・上端境界は漸移的である。
78	141.88～144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79	●146.29～146.32m ・破砕部である。 ・橙色のシルト混じり砂状を呈する。 ・シルト混じり砂：累計厚30mm ・走向・傾斜はN7°E64°Wである。 ・上盤境界の傾斜は31°，下盤境界の傾斜は62°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事
74, 75	136.55～141.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は20°である。
76, 77	141.70～169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に幅60～130mm程度の花崗斑岩を挟む。 ・上端境界は漸移的である。
78	141.88～144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79	●146.29～146.32m(f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7°E64°Wである。 ・上端境界の傾斜は31°，下端境界の傾斜は62°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
74, 75	136.55～141.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は20°である。
76, 77	141.70～169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に幅60～130mm程度の花崗斑岩を挟む。 ・上端境界は漸移的である。
78	141.88～144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79	●146.29～146.32m(f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7°E64°Wである。 ・上端境界の傾斜は31°，下端境界の傾斜は62°である。

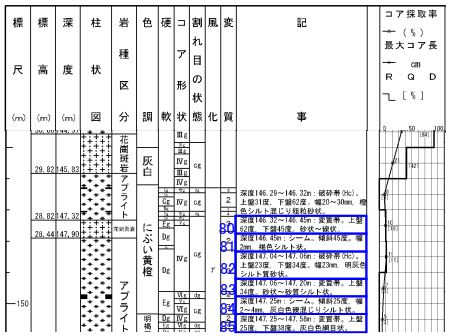
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
74, 75	136.55～141.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は20°である。
76, 77	141.70～169.30m ・アプライトが主体である。 ・所々に幅60～130mm程度の花崗斑岩を挟む。 ・上端境界は漸移的である。
78	141.88～144.00m ・高角度の割れ目が多い。
79	●146.29～146.32m(f-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・橙色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN7°E64°Wである。 ・上端境界の傾斜は31°，下端境界の傾斜は62°である。

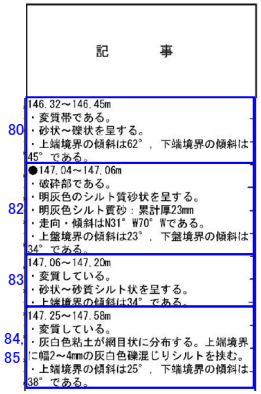
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74,75	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
76,77	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・表現の見直し(m→cm)。	変更なし	(誤記)幅の単位について，cmと記載すべきところを誤ってmmと記載。	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
79	・表現の見直し(シルト混じり粗粒砂状→シルト混じり砂状)。 ・シルト混じり砂の累計幅としては，最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.2

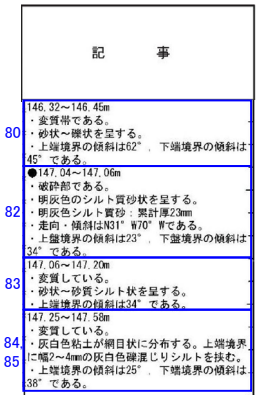
委託報告書
（平成19年）



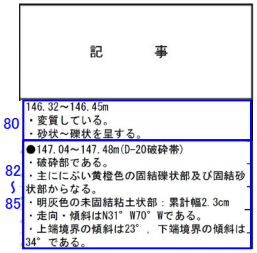
設置許可申請書案



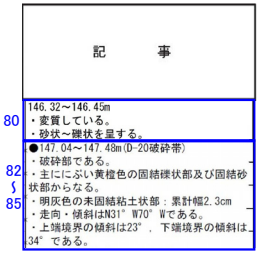
設置許可申請書
（平成27年11月）



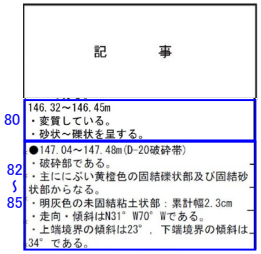
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



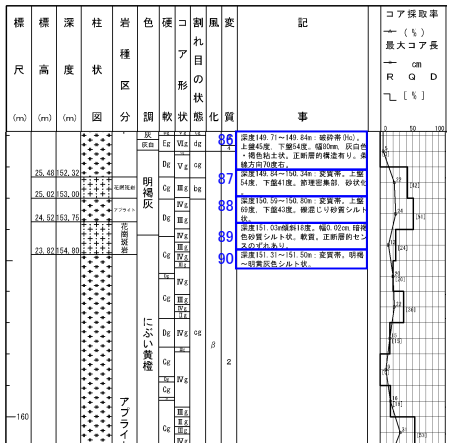
審査資料
（令和2年2月7日）



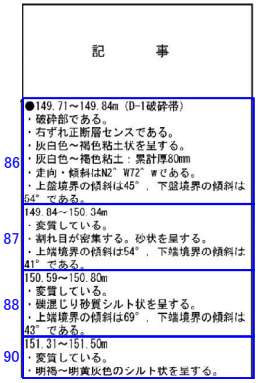
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
80	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
81	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-10頁)。	―	―	―	―
82	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では，破砕部と同系統の低角な割れ目やシームが分布する147.25～147.48m，及び原岩組織が不明瞭な147.06～147.25mを含め，一連の破砕部と判断した。)。 (誤記)下端境界の見かけの傾斜として，38°と記載すべきところを誤って34°と記載。	変更なし	変更なし
83	変更なし	変更なし	・報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果から，上位の破砕帯に含めることとし，記事No.82で一括記載。	変更なし	変更なし
84,85	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-11頁)。 ・記事No.85の下端深度について，147.48mと記載すべきところを誤って147.58mと記載。	変更なし	・誤記修正(147.58m→147.48m)。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果から，上位の破砕帯に含めることとし，記事No.82で一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.2

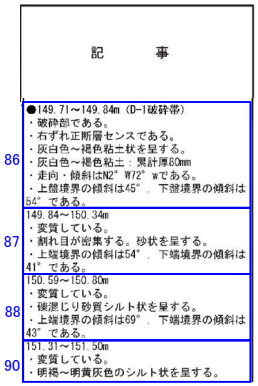
委託報告書
（平成19年）



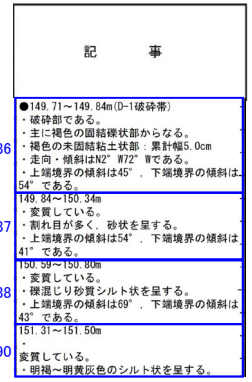
設置許可申請書案



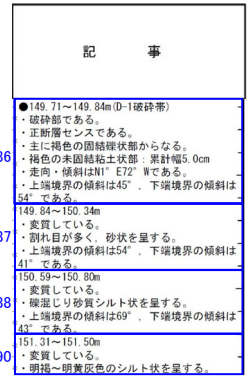
設置許可申請書
（平成27年11月）



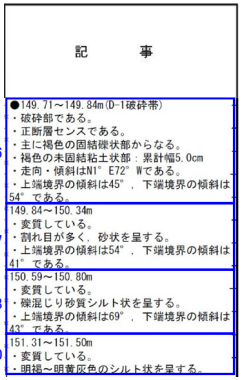
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



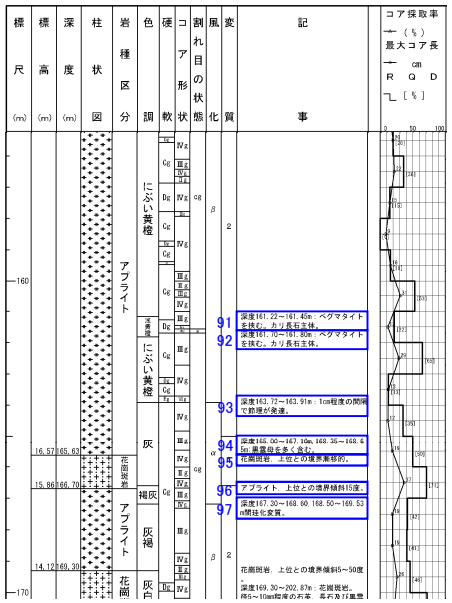
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
86	・破砕帯名を記載。 ・見かけの条線の値を真の条線の値に変換した上で，“正断層的構造有り”との記載に基づき，右ずれ正断層センスであると記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・”右ずれ正断層センスである”との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では，薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化(N2° W72° w→N2° W72° W)。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・ボアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
87	変更なし	変更なし	・表現の見直し(割れ目が密集→割れ目が多く)。	変更なし	変更なし
88	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
89	・シルト状を呈するが，周囲の岩盤に割れ目に沿った系統的な劣化が認められないことから削除。 ・“正断層的センスのずれあり”との記載については，変位基準が不明確であるため削除。	―	―	―	―
90	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
91, 92	161.22～161.45m 161.70～161.80m ・ペグマタイトを挟む。
93	163.72～163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95	165.63～166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96	166.70～169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97	167.30～169.53m ・珪化変質している。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
91, 92	161.22～161.45m 161.70～161.80m ・ペグマタイトを挟む。
93	163.72～163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95	165.63～166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96	166.70～169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97	167.30～169.53m ・珪化変質している。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
91, 92	161.22～161.45m，161.70～161.80m ・ペグマタイトを挟む。
93	163.72～163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95	165.63～166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96	166.70～169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97	167.30～169.53m ・珪化変質している。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
91, 92	161.22～161.45m，161.70～161.80m ・ペグマタイトを挟む。
93	163.72～163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95	165.63～166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96	166.70～169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97	167.30～169.53m ・珪化変質している。

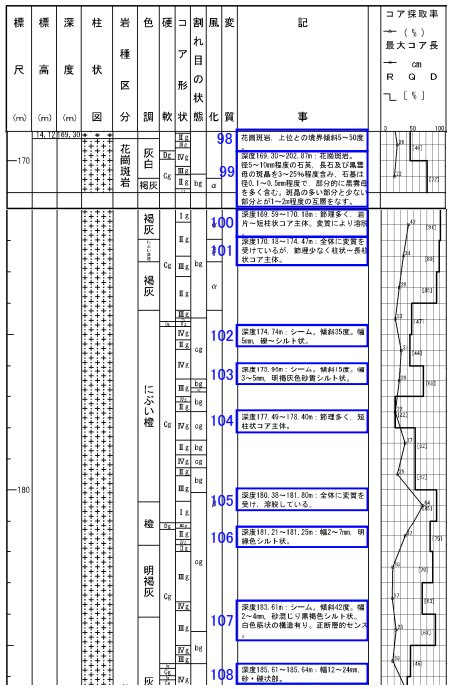
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
91, 92	161.22～161.45m，161.70～161.80m ・ペグマタイトを挟む。
93	163.72～163.91m ・10mm程度の間隔で割れ目が分布する。
95	165.63～166.70m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
96	166.70～169.30m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は15°である。
97	167.30～169.53m ・珪化変質している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91,92	・ペグマタイトについて一括記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
93	・表現の見直し(mm→cm)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
94	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
95	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
96	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
97	・珪化変質している深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
98, 99	169.30～202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°～55°である。
100	169.59～170.18m ・割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
101	170.18～174.47m ・変質を受けているが，割れ目は少なく，柱状～長柱状を呈する。
104	177.49～178.40m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
98, 99	169.30～202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°～55°である。
100	169.59～170.18m ・割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
101	170.18～174.47m ・変質を受けているが，割れ目は少なく，柱状～長柱状を呈する。
104	177.49～178.40m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
98, 99	169.30～202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°～55°である。
100	169.59～170.18m ・割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
101	170.18～174.47m ・変質を受けているが，割れ目は少なく，柱状～長柱状を呈する。
104	177.49～178.40m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
98, 99	169.30～202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°～55°である。
100	169.59～170.18m ・割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
101	170.18～174.47m ・変質を受けているが，割れ目は少なく，柱状～長柱状を呈する。
104	177.49～178.40m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。

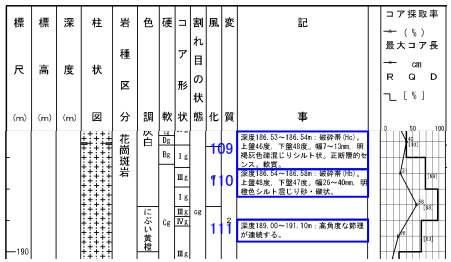
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
98, 99	169.30～202.87m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は5°～55°である。
100	169.59～170.18m ・割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
101	170.18～174.47m ・変質を受けているが，割れ目は少なく，柱状～長柱状を呈する。
104	177.49～178.40m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。

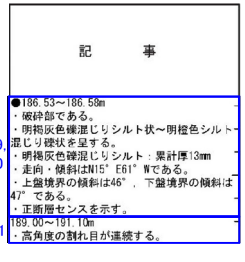
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
98,99	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 (誤記)5°～50°と記載すべきところを誤って5°～55°と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
100	・溶脱については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
101	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
102	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-12頁)。	―	―	―	―
103	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-13頁)。	―	―	―	―
104	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
105	・溶脱については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―
106	・シルト状を呈するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―	―	―
107	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-14頁)。	―	―	―	―
108	・砂・礫状を呈するが，区間の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―	―	―

H19-No.2

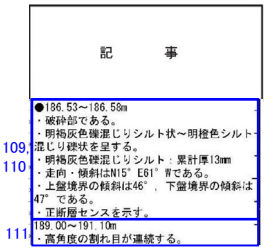
委託報告書
（平成19年）



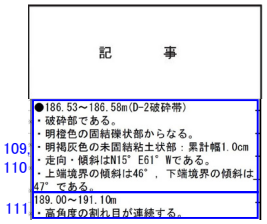
設置許可申請書案



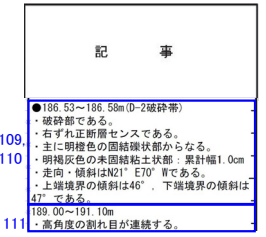
設置許可申請書
（平成27年11月）



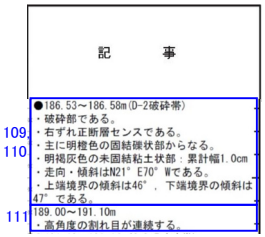
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



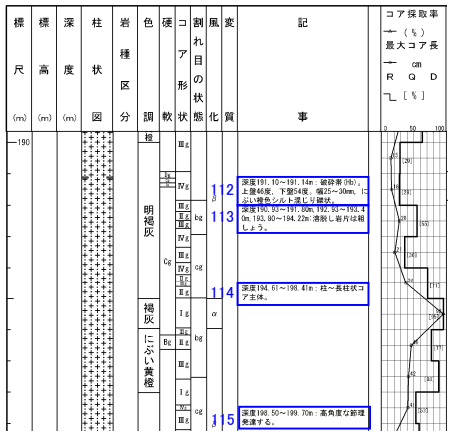
審査資料
（令和2年2月7日）



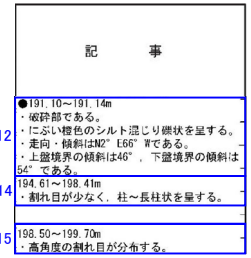
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
109,110	・表現の見直し(シルト混じり砂・礫状→シルト混じり礫状)。 ・礫混じりシルトの累計幅としては最大値を記載。 ・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため，シルト混じり砂・礫状の区間の幅については削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"軟質"との記載については，破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・"正断層センスを示す"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では，薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することしているため削除。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・ボアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
111	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

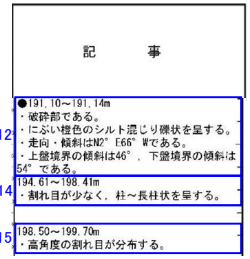
委託報告書
（平成19年）



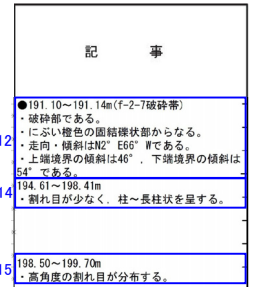
設置許可申請書案



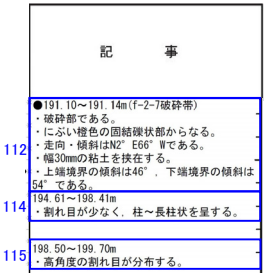
設置許可申請書
（平成27年11月）



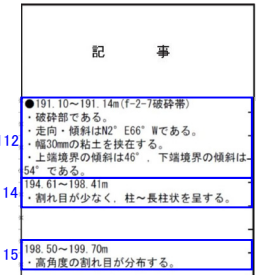
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



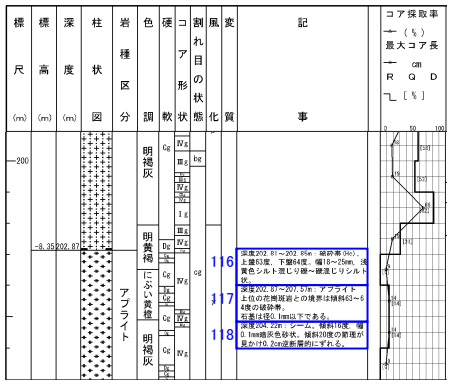
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
112	・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため，シルト混じり礫状の区間の幅については削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，幅30mmの粘土を追記。	・誤記修正（“にぶい橙色の固結礫状部からなる”の削除，審査会合(R1.10.11)にて説明済み）。
113	・溶脱については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
114	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
115	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	
116	●202.81～202.85m ・破砕部である。 ・淺黄色の礫混じりシルト状～シルト混じり礫状を呈する。 ・淺黄色礫混じりシルト：累計厚25mm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°，下盤境界の傾斜は64°である。
117	202.87～207.57m ・アプライトである。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	
116	●202.81～202.85m ・破砕部である。 ・淺黄色の礫混じりシルト状～シルト混じり礫状を呈する。 ・淺黄色礫混じりシルト：累計厚25mm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上盤境界の傾斜は63°，下盤境界の傾斜は64°である。
117	202.87～207.57m ・アプライトである。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
116	●202.81～202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・淺黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・淺黄色の未固結礫状部：累計幅1.8cm ・淺黄色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は64°である。
117	202.87～207.57m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
116	●202.81～202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淺黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・淺黄色の未固結礫状部：累計幅1.8cm ・淺黄色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は64°である。
117	202.87～207.57m ・アプライトである。

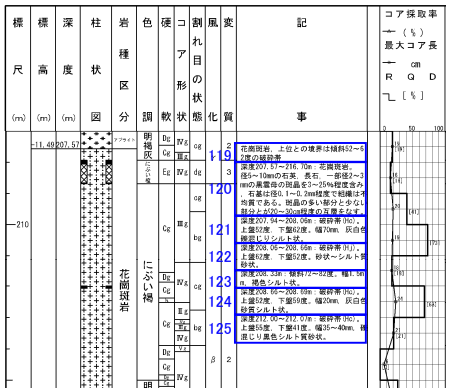
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
116	●202.81～202.85m(f-2-8破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淺黄色の未固結礫状部及び未固結粘土状部からなる。 ・淺黄色の未固結礫状部：累計幅1.1cm ・淺黄色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・走向・傾斜はN32° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は64°である。
117	202.87～207.57m ・アプライトである。

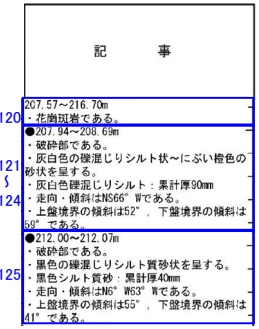
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
116	・礫混じりシルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	・誤記修正(累計幅1.8cm→累計1.1cm，累計幅2.2cm→累計1.4cm，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
117	・岩種境界の破砕帯については，記事No.116で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
118	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-15頁)。	－	－	－	－

H19-No.2

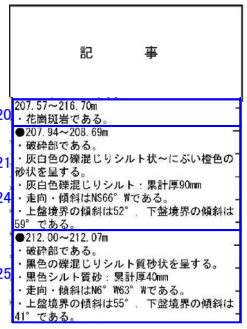
委託報告書
（平成19年）



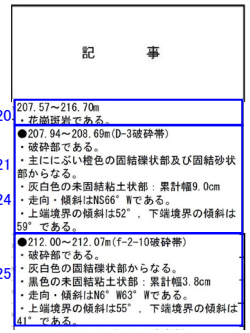
設置許可申請書案



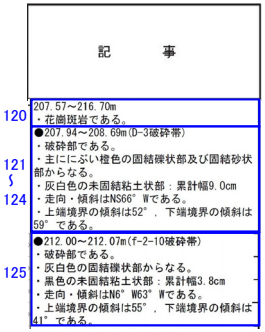
設置許可申請書
（平成27年11月）



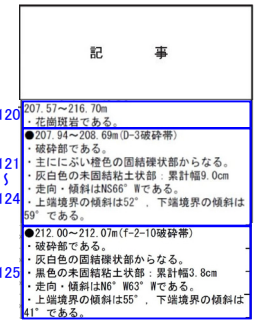
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



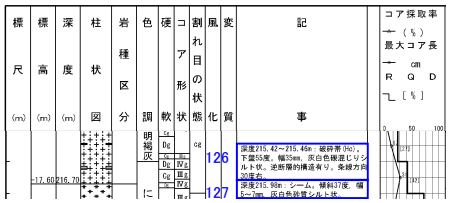
審査資料
（令和2年2月7日）



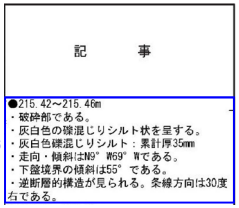
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
119,120	・岩種境界の破砕帯については，記事No.121で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
121～124	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，シルト状～砂状と記載。 ・"色調"の欄に基づき，にぶい橙色と記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・礫混じりシルトの累計幅としては，破砕区分Hcの区間の幅の合計値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正(固結礫状部及び固結砂状部からなる→固結礫状部からなる，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
125	・シルト質砂の累計幅としては最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.2

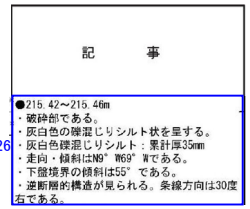
委託報告書
（平成19年）



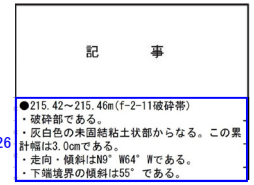
設置許可申請書案



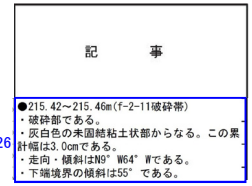
設置許可申請書
（平成27年11月）



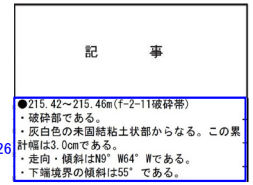
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



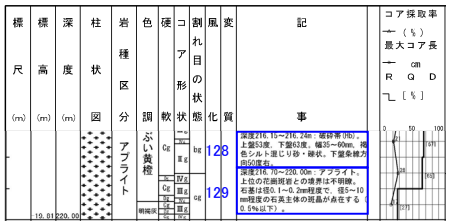
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
126	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N9° W69° W→N9° W64° W)。 ・"逆断層的構造が見られる"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では，薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することしているため削除。 ・"条線方向は30度右である"との記載については，上記再観察で見直した条線方向を性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
127	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-16頁)。	―	―	―	―

H19-No.2

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
128	●216.15～216.24m ・破砕部である。 ・褐色のシルト混じり砂～礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN26° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°，下盤境界の傾斜は63度である。 ・下盤での条線方向は50度右である。
129	216.70～220.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
128	●216.15～216.24m ・破砕部である。 ・褐色のシルト混じり砂～礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN26° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は53°，下盤境界の傾斜は63度である。 ・下盤での条線方向は50度右である。
129	216.70～220.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
128	●216.15～216.24m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は63°である。
129	216.70～220.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
128	●216.15～216.24m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は63°である。
129	216.70～220.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
128	●216.15～216.24m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26° E61° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は63°である。
129	216.70～220.00m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
128	・礫状を呈する区間の幅を記載しないこととしているため，シルト混じり砂・礫状の区間の幅については削除。 ・"シルト混じり砂・礫状"と記載すべきところを誤って"シルト混じり砂～礫状"と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(N26° W61° W→N26° E61° W)。 ・"条線方向は50度右である"との記載については，上記再観察で見直した条線方向を性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
129	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

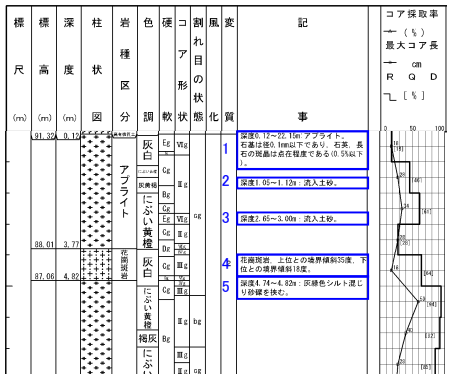
余白

H19-No.14

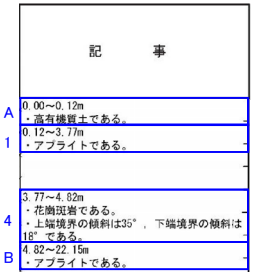
余白

H19-No.14

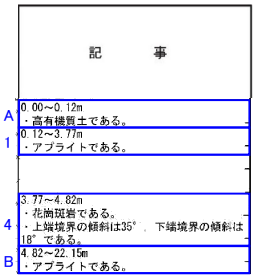
委託報告書
（平成19年）



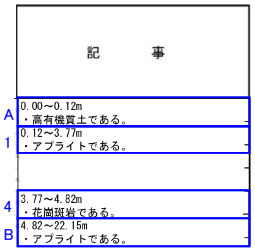
設置許可申請書案



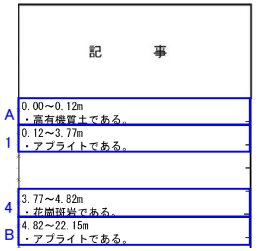
設置許可申請書
（平成27年11月）



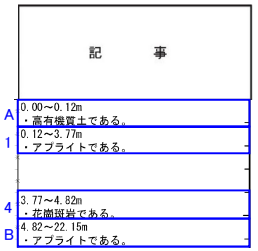
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



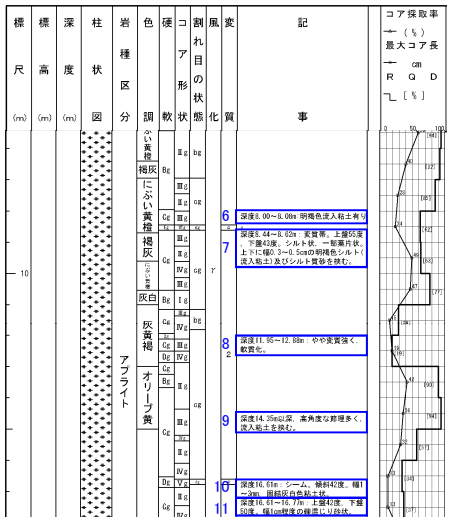
審査資料
（令和2年2月7日）



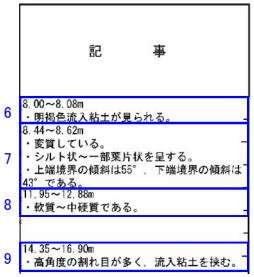
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	・柱状図に合わせて高有機質土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
1	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2,3	・流入土砂については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―	―	―
4	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	・シルト混じり砂礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―	―	―
B	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.14

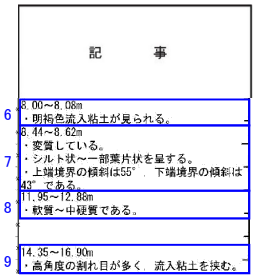
委託報告書
（平成19年）



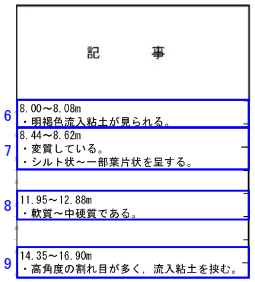
設置許可申請書案



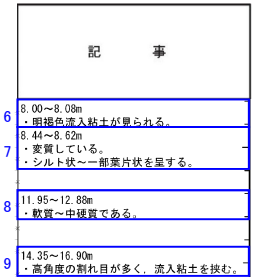
設置許可申請書
（平成27年11月）



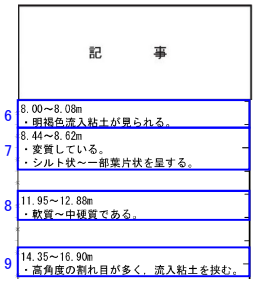
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



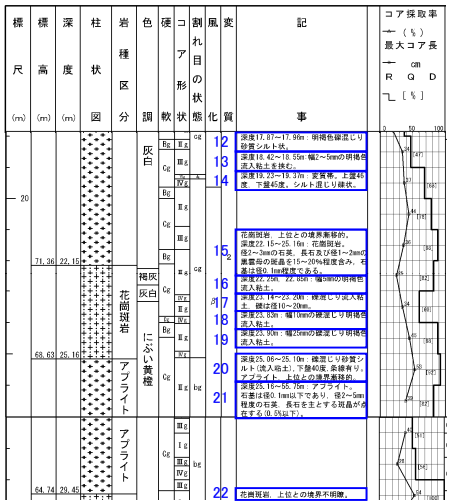
審査資料
（令和2年2月7日）



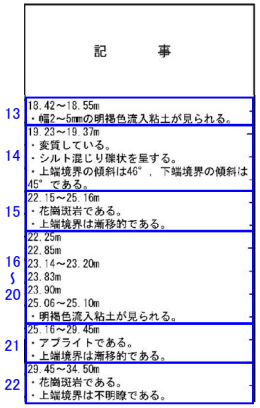
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・シルト質砂については，シルト状～一部葉片状に含めて示しているため削除。 ・シルトの幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・"硬軟"欄に基づき軟質～中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
9	・RQDと最大コア長が低下傾向を示すことから，"コア形状"欄に基づき，14.35～16.90mと記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-88頁)。	－	－	－	－
11	・礫混じり砂状を呈するが，礫に定向配列が認められず，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－

H19-No.14

委託報告書
（平成19年）



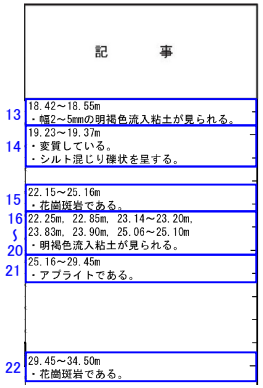
設置許可申請書案



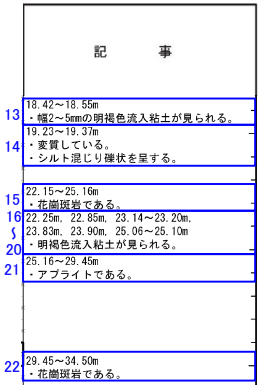
設置許可申請書
（平成27年11月）



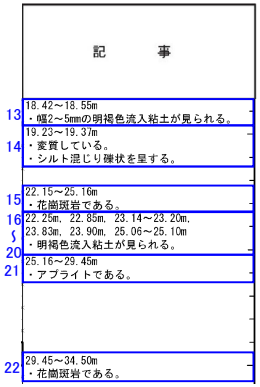
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



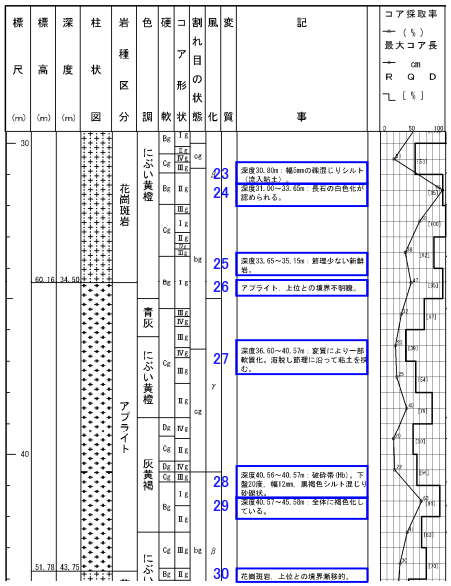
審査資料
（令和2年2月7日）



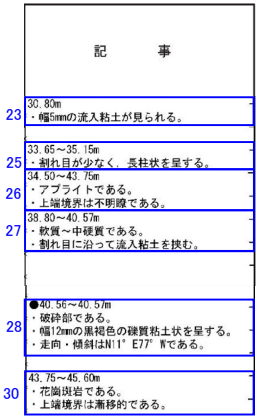
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・礫混じり砂質シルト状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	－	－	－	－
13	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16～20	・流入粘土について一括記載。 ・"条線有り"との記載については，割れ目の周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
21	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

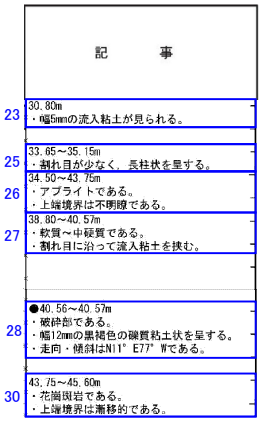
委託報告書
（平成19年）



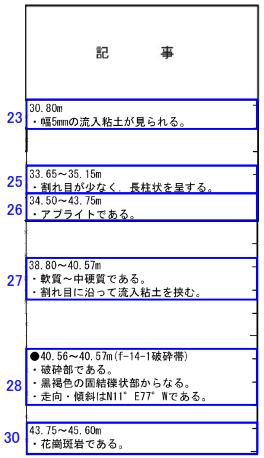
設置許可申請書案



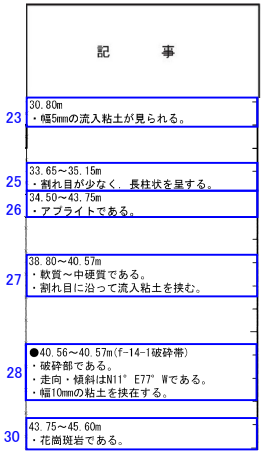
設置許可申請書
（平成27年11月）



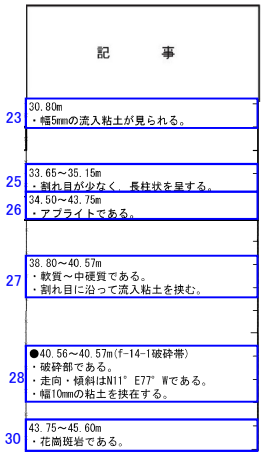
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



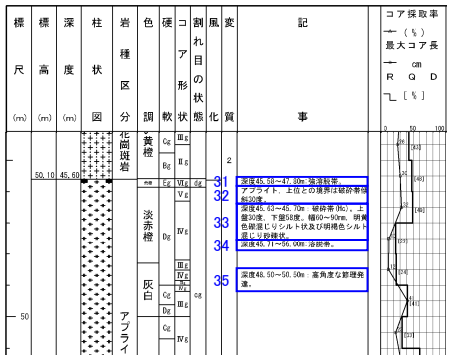
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	・流入粘土の粒度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・長石の白色化については，風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	－	－	－	－
25	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・一部軟質化している区間のうち，軟質化がより顕著な区間を"硬軟"区分に基づき記載。 ・溶脱については，風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 （誤記）粘土と書くべきところを誤って流入粘土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
28	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，礫質粘土状と記載。シルト混じり砂礫状については，より細粒な礫質粘土状を表記しているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，幅10mmの粘土を追記。	変更なし
29	・色調については，補足的なものとして削除。	－	－	－	－
30	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
32	45.60～55.75m ・アプライトである。 ・上端境界付近は破砕部である。
33	●45.63～45.70m ・破砕部である。 ・幅60～90mmの明黄色の燻混じりシルト状～明褐色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN18°E83°Wである。 ・上盤境界は傾斜30°，下盤境界は傾斜58°である。
34	45.70～56.00m ・軟質である。
35	48.50～50.50m ・高角度の割れ目が多く，岩片～柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
32	45.60～55.75m ・アプライトである。 ・上端境界付近は破砕部である。
33	●45.63～45.70m ・破砕部である。 ・幅60～90mmの明黄色の燻混じりシルト状～明褐色のシルト混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN18°E83°Wである。 ・上盤境界は傾斜30°，下盤境界は傾斜58°である。
34	45.70～56.00m ・軟質である。
35	48.50～50.50m ・高角度の割れ目が多く，岩片～柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
32	45.60～55.75m ・アプライトである。
33	●45.63～45.70m(f-14-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅4.5cm ・走向・傾斜はN18°E83°Wである。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は58°である。
34	45.70～56.00m ・軟質である。
35	48.50～50.50m ・高角度の割れ目が多く，岩片～柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
32	45.60～55.75m ・アプライトである。
33	●45.63～45.70m(f-14-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅4.5cm ・走向・傾斜はN18°E83°Wである。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は58°である。
34	45.70～56.00m ・軟質である。
35	48.50～50.50m ・高角度の割れ目が多く，岩片～柱状を呈する。

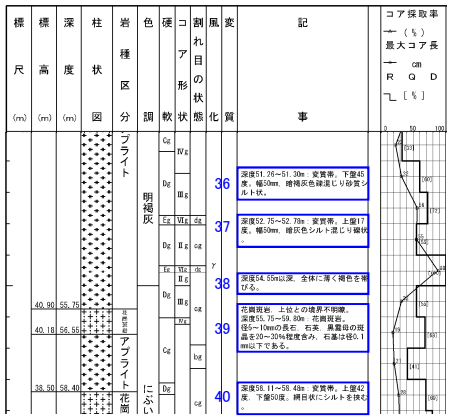
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
32	45.60～55.75m ・アプライトである。
33	●45.63～45.70m(f-14-2破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅4.5cm ・走向・傾斜はN18°E83°Wである。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は58°である。
34	45.70～56.00m ・軟質である。
35	48.50～50.50m ・高角度の割れ目が多く，岩片～柱状を呈する。

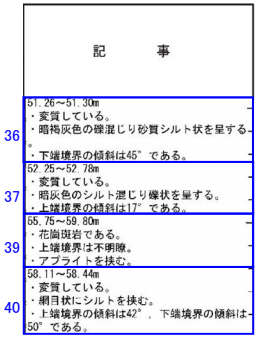
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・強溶脱帯については，風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	－	－	－	－
32	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，記事No.33で説明しているため削除。	変更なし	・岩種境界の破砕部については，記事No.33で説明しているため削除。	変更なし	変更なし
33	・表現の見直し(シルト混じり砂礫状→シルト混じり礫状)。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
34	・誤記修正(45.71～56.00m→45.70～56.00m)。 ・溶脱帯については，風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・"硬軟"欄に基づき，軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
35	・"コア形状"欄に基づき岩片～柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.14

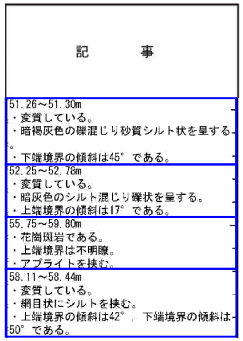
委託報告書
（平成19年）



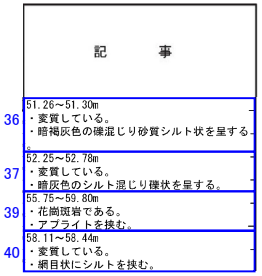
設置許可申請書案



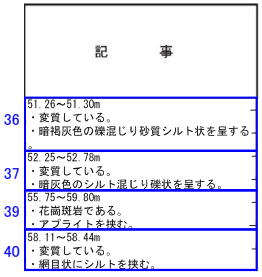
設置許可申請書
（平成27年11月）



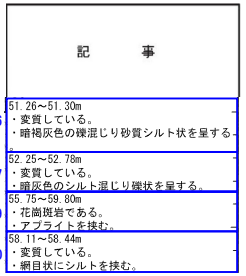
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



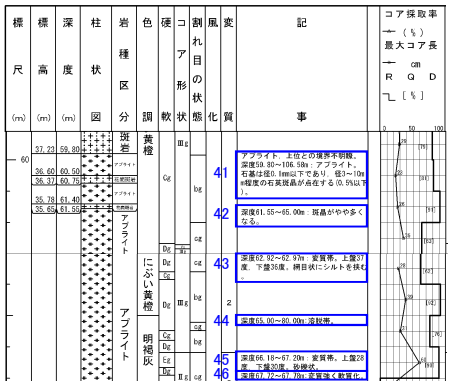
審査資料
（令和2年2月7日）



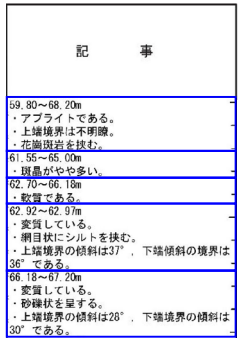
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	・変質している区間の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・変質している区間の幅については，補足的なものであるため削除。 （誤記）52.75～52.78mと書くべきところを誤って52.25～52.78mと記載。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・色調の記載は，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
39	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・柱状図に合わせてアプライトの挟在について記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	（誤記）58.11～58.48mと書くべきところを誤って58.11～58.44mと記載。	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

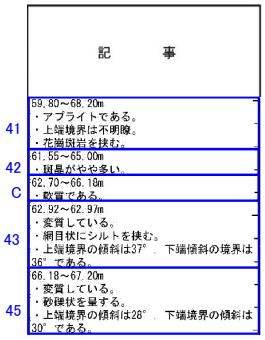
委託報告書
（平成19年）



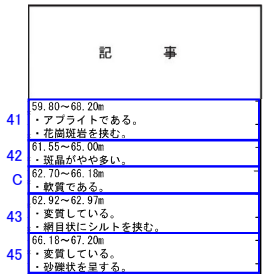
設置許可申請書案



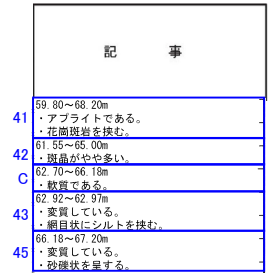
設置許可申請書
（平成27年11月）



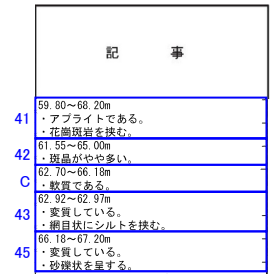
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



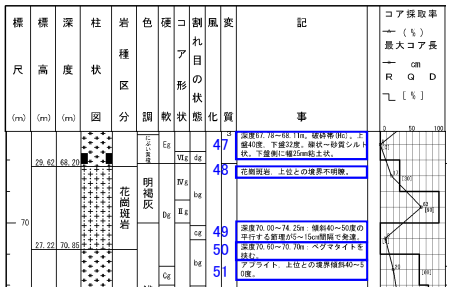
審査資料
（令和2年2月7日）



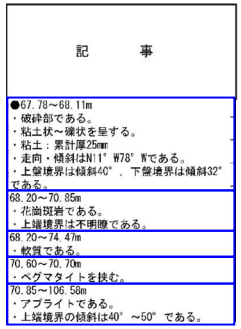
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・柱状図に合わせて花崗斑岩を挟在するアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
C	・上位に比べて軟質なC_L'級岩盤が連続して分布することから，"硬軟"欄に基づき軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・溶脱帯については，風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	―	―	―	―
45	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・硬軟の程度については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―

H19-No.14

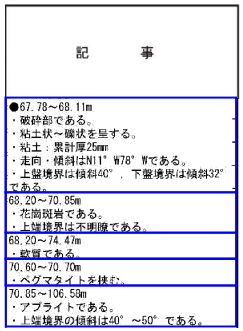
委託報告書
（平成19年）



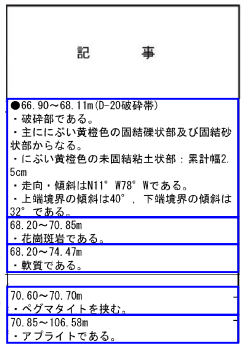
設置許可申請書案



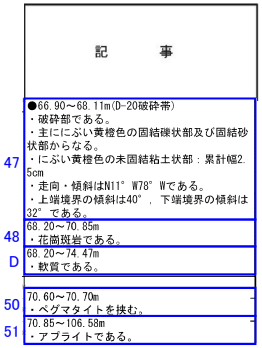
設置許可申請書
（平成27年11月）



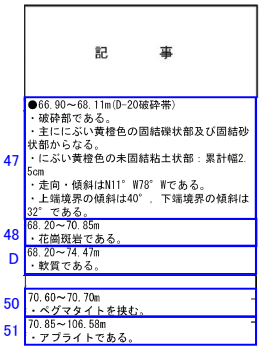
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



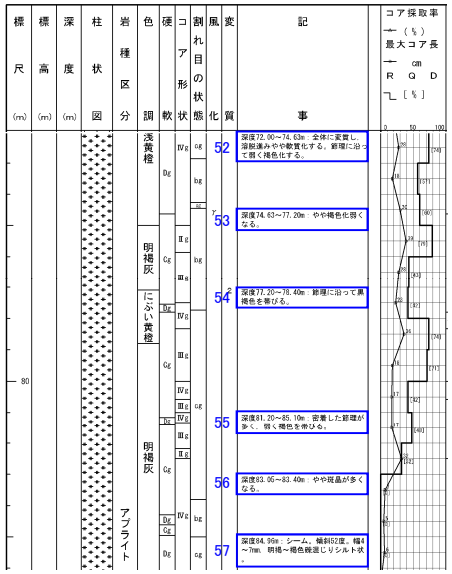
審査資料
（令和2年2月7日）



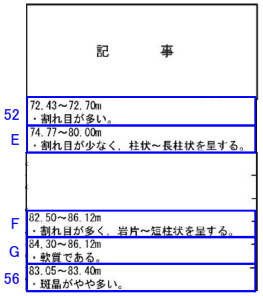
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～礫状と記載。砂質シルト状については，より細粒な粘土状を表示しているため削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では，破砕部と同系統の中～高角な割れ目が分布し，原岩組織が不明瞭となっている区間を含め，一連の破砕部と判断した。)。 (誤記)上端境界の見かけ傾斜として，"上端境界の傾斜は不明"と書くべきところを誤って"上端境界の傾斜は40°"と記載。	変更なし	変更なし
48	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
D	・軟質なC_L'級岩盤が連続することから，"硬軟"欄に基づき軟質であると記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

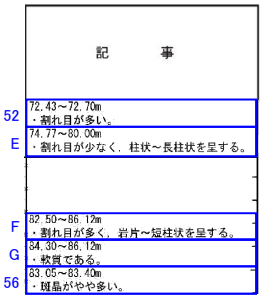
委託報告書
（平成19年）



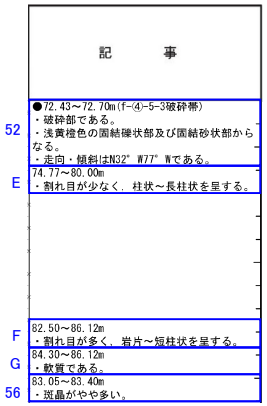
設置許可申請書案



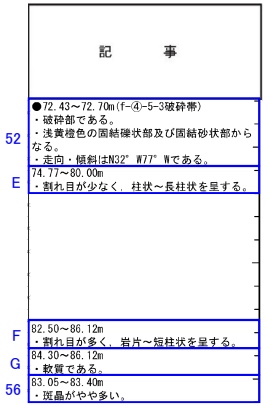
設置許可申請書
（平成27年11月）



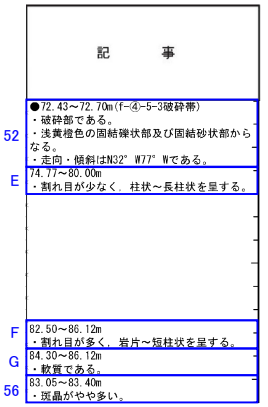
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



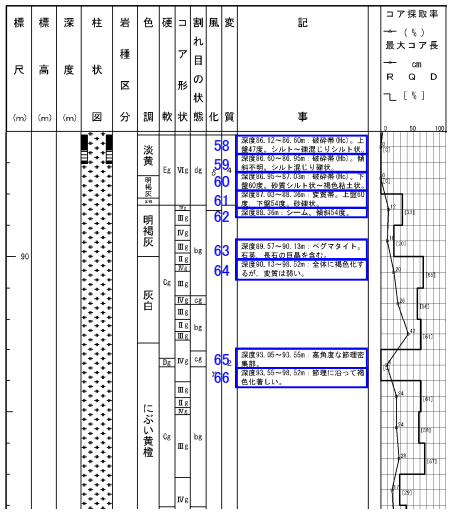
審査資料
（令和2年2月7日）



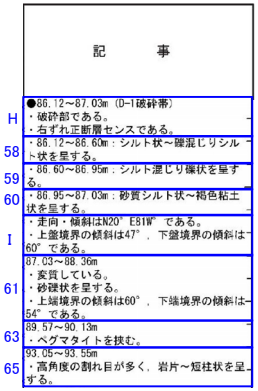
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・溶脱については，風化・変質に関する補足的な記載であるため削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・全体に変質している区間のうち，系統的な割れ目の発達が見られる区間をコア写真から読み取り記載。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-20頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
E	・ RQDと最大コア長が比較的大きいC_M'級岩盤が連続することから，"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
53, 54	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
55	・割れ目の密着状態や色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
F	・RQDと最大コア長の低下が顕著なC_L'級岩盤が連続することから，"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
G	・C_L'級区間のうち，軟質な区間を"硬軟"欄に基づき記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
56	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
57	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-89頁)。	―	―	―	―

H19-No.14

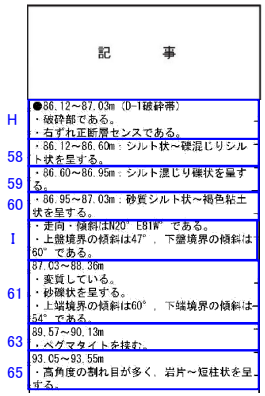
委託報告書
（平成19年）



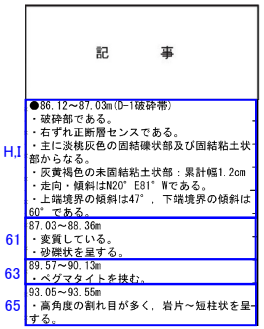
設置許可申請書案



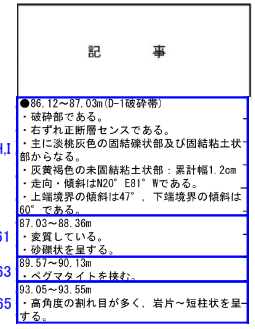
設置許可申請書
（平成27年11月）



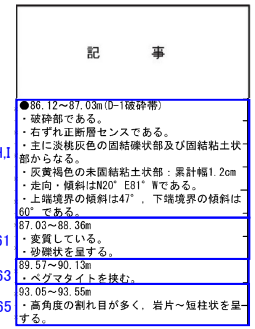
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



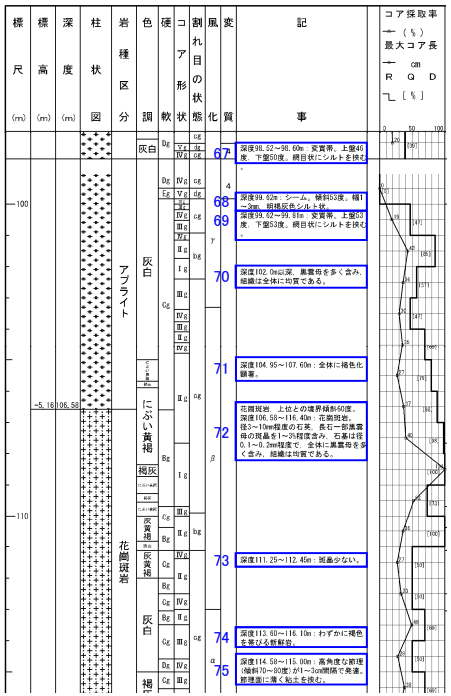
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
H,I	・記事58～記事60をまとめ書きし，区間深度及び境界の見かけ傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。その後，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
58	・破砕帯の記載及び境界の見かけ傾斜については，記事Hにまとめ書きしたため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	－	－
59	・破砕帯の記載については，記事Hにまとめ書きしたため削除。 ・境界の傾斜の不明瞭さについては，補足的であるため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	－	－
60	・破砕帯の記載及び境界の見かけ傾斜については，記事Hにまとめ書きしたため削除。	変更なし	・記事Hに一括記載するため削除。	－	－
61	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-90頁）。	－	－	－	－
63	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
64	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
65	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－

H19-No.14

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
67	98.52～98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 。上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52～99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62～99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48～109.97m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
72	106.58～116.40m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は60°である。
73	111.25～112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58～115.00m ・高角度の割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
67	98.52～98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 。上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52～99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62～99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48～109.97m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
72	106.58～116.40m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は60°である。
73	111.25～112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58～115.00m ・高角度の割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
67	98.52～98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52～99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62～99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48～109.97m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
72	106.58～116.40m ・花崗斑岩である。
73	111.25～112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58～115.00m ・高角度の割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
67	98.52～98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52～99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62～99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48～109.97m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
72	106.58～116.40m ・花崗斑岩である。
73	111.25～112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58～115.00m ・高角度の割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

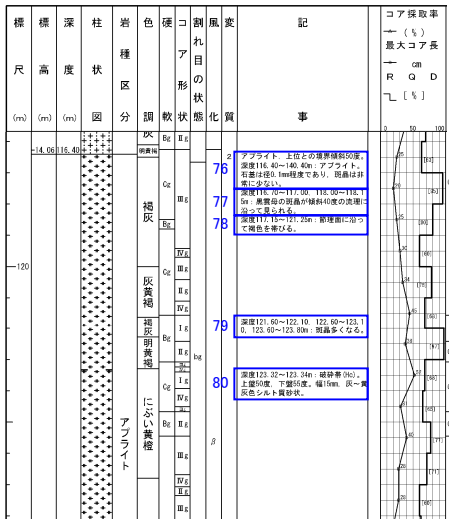
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
67	98.52～98.60m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は50°である。
J	98.52～99.81m ・軟質～極めて軟質である。 ・岩片状～土砂状を呈する。
69	99.62～99.81m ・変質している。 ・網目状にシルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は53°である。
K	104.48～109.97m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
72	106.58～116.40m ・花崗斑岩である。
73	111.25～112.45m ・斑晶が少ない。
75	114.58～115.00m ・高角度の割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。 ・割れ目面に薄い粘土を挟む。

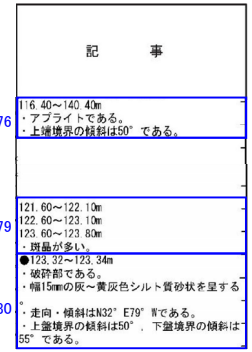
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-91頁)。	―	―	―	―
J	・RQD及び最大コア長の低下が顕著であることから，"硬軟"欄及び"コア形状"欄に基づき，岩盤の劣化を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
69	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
70	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
K	・RQDの増大傾向が顕著であることから，"コア形状"欄に基づき割れ目の少ない区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
71	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
72	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
74	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
75	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.14

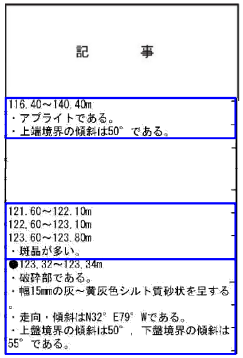
委託報告書
（平成19年）



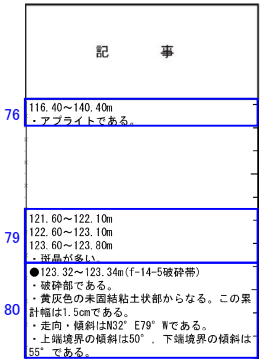
設置許可申請書案



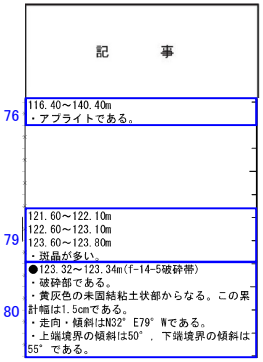
設置許可申請書
（平成27年11月）



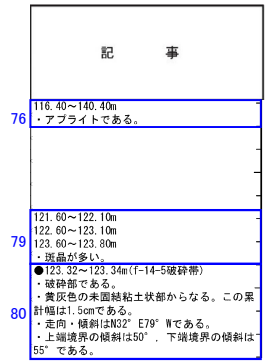
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



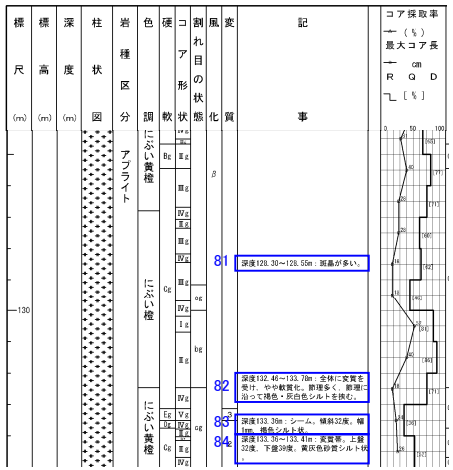
審査資料
（令和2年2月7日）



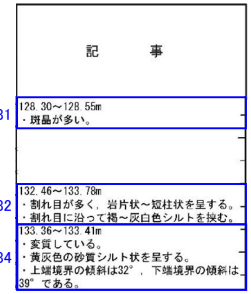
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
76	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
77	・斑晶，流理については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
78	・割れ目沿いの色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
79	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
80	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.14

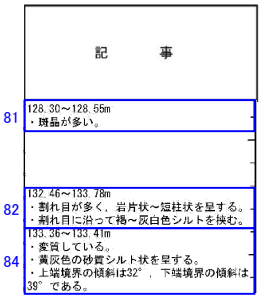
委託報告書
（平成19年）



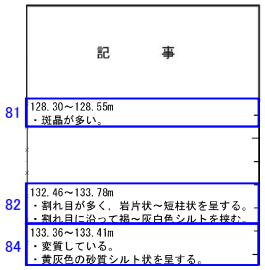
設置許可申請書案



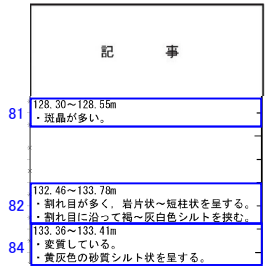
設置許可申請書
（平成27年11月）



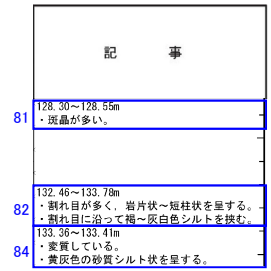
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



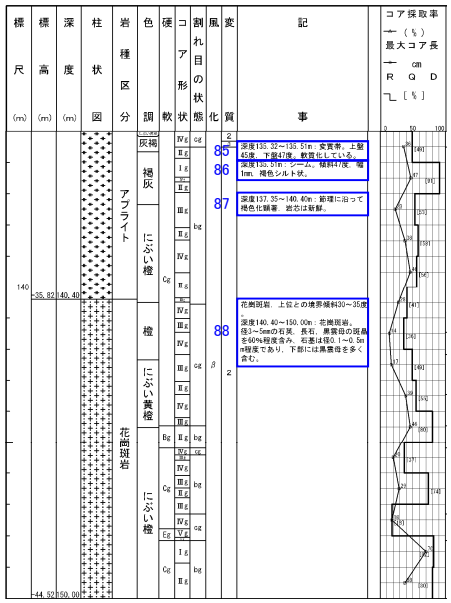
審査資料
（令和2年2月7日）



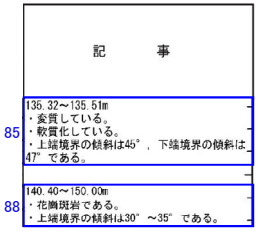
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
82	・変質を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDの低下が見られることから，割れ目の発達の程度について，"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
83	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-92頁)。	―	―	―	―
84	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.14

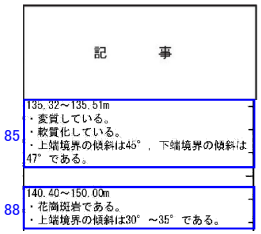
委託報告書
（平成19年）



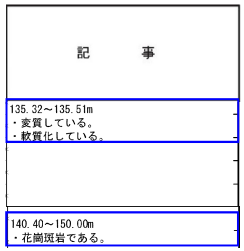
設置許可申請書案



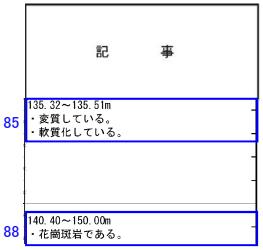
設置許可申請書
（平成27年11月）



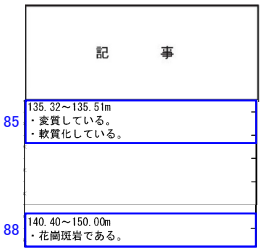
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



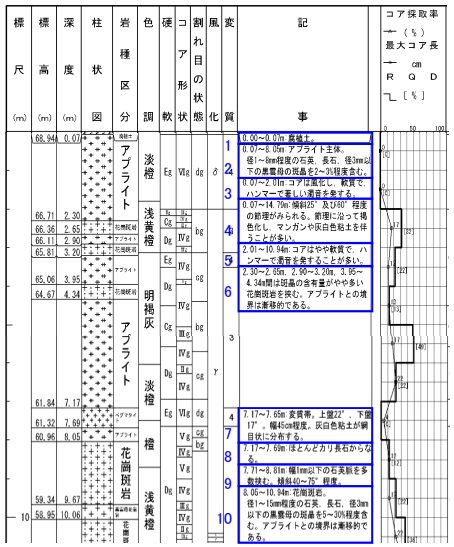
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
85	変更なし	変更なし	・変質している区間の境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
86	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-93頁)。	―	―	―	―
87	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―
88	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-②-1

余白

H20-②-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

記事	記事
1	0.00～0.07m ・腐植土である。
2	0.07～8.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30～2.65m 2.90～3.20m 3.95～4.34m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
3	0.07～2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07～14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
5	2.01～10.94m ・軟質である。
7	7.17～7.65m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は22°，下端境界の傾斜は17°である。
9	7.71～8.81m ・傾斜40°～75°程度，幅1mm以下の石英脈を多数挟む。
10	8.05～10.94m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
1	0.00～0.07m ・腐植土である。
2	0.07～8.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30～2.65m 2.90～3.20m 3.95～4.34m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
3	0.07～2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07～14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
5	2.01～10.94m ・軟質である。
7	7.17～7.65m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は22°，下端境界の傾斜は17°である。
9	7.71～8.81m ・傾斜40°～75°程度，幅1mm以下の石英脈を多数挟む。
10	8.05～10.94m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
1	0.00～0.07m ・有機質土である。
2	0.07～8.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30～2.65m，2.90～3.20m，3.95～4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07～2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07～14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
5	2.01～10.94m ・軟質である。
7	7.17～7.65m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
9	7.71～8.81m ・傾斜40°～75°程度，幅1mm以下の石英脈を多数挟む。
10	8.05～10.94m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
1	0.00～0.07m ・有機質土である。
2	0.07～8.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30～2.65m，2.90～3.20m，3.95～4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07～2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07～14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
5	2.01～10.94m ・軟質である。
7	7.17～7.65m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
9	7.71～8.81m ・傾斜40°～75°程度，幅1mm以下の石英脈を多数挟む。
10	8.05～10.94m ・花崗斑岩である。

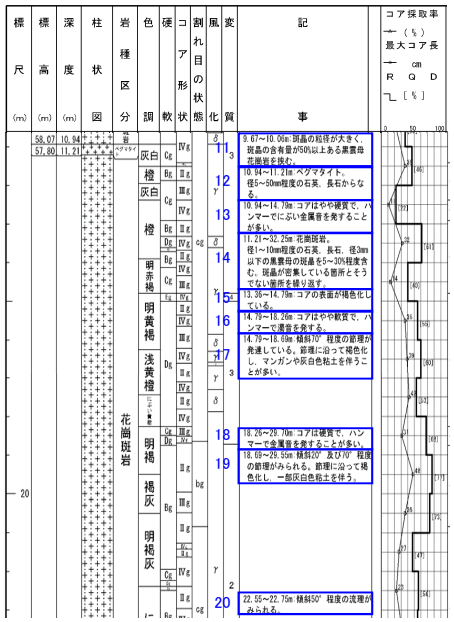
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
1	0.00～0.07m ・有機質土である。
2	0.07～8.05m ・アプライトが主体である。
6	2.30～2.65m，2.90～3.20m，3.95～4.34m ・花崗斑岩である。
3	0.07～2.01m ・極めて軟質である。
4	0.07～14.79m ・傾斜25°及び60°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
5	2.01～10.94m ・軟質である。
7	7.17～7.65m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
9	7.71～8.81m ・傾斜40°～75°程度，幅1mm以下の石英脈を多数挟む。
10	8.05～10.94m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	・“硬軟”欄に基づき極めて軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5	・“硬軟”欄に基づき軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	・幅については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・ペグマタイトの斑晶の鉱物組成については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
9	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-②-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

記事	記　事
11	9.67～10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。
12	10.94～11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5～50mm程度の石英、長石からなる。
13	10.94～14.79m ・中硬質である。
14	11.21～32.25m ・花崗斑岩である。
16	14.79～18.26m ・軟質である。
17	14.79～18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18	18.26～29.70m ・硬質である。
19	18.69～29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事
11	9.67～10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。
12	10.94～11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5～50mm程度の石英、長石からなる。
13	10.94～14.79m ・中硬質である。
14	11.21～32.25m ・花崗斑岩である。
16	14.79～18.26m ・軟質である。
17	14.79～18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18	18.26～29.70m ・硬質である。
19	18.69～29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事
11	9.67～10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。
12	10.94～11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5～50mm程度の石英、長石からなる。
13	10.94～14.79m ・中硬質である。
14	11.21～32.25m ・花崗斑岩である。
16	14.79～18.26m ・軟質である。
17	14.79～18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18	18.26～29.70m ・硬質である。
19	18.69～29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目節理に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
11	9.67～10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。
12	10.94～11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5～50mm程度の石英、長石からなる。
13	10.94～14.79m ・中硬質である。
14	11.21～32.25m ・花崗斑岩である。
16	14.79～18.26m ・軟質である。
17	14.79～18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18	18.26～29.70m ・硬質である。
19	18.69～29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

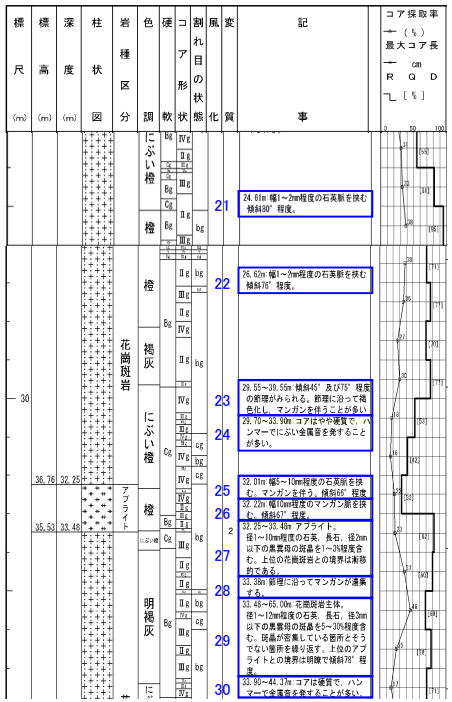
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
11	9.67～10.06m ・黒雲母花崗岩を挟む。
12	10.94～11.21m ・ペグマタイトである。 ・径5～50mm程度の石英、長石からなる。
13	10.94～14.79m ・中硬質である。
14	11.21～32.25m ・花崗斑岩である。
16	14.79～18.26m ・軟質である。
17	14.79～18.69m ・傾斜70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
18	18.26～29.70m ・硬質である。
19	18.69～29.55m ・傾斜20°及び70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し、一部灰白色粘土を伴う。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
13	・"硬軟"欄に基づき中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
16	・"硬軟"欄に基づき軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18	・"硬軟"欄に基づき硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	・誤記修正（割れ目節理→割れ目）。	変更なし	変更なし
20	・流理については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―

H20-②-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
21	24.61m ・傾斜80°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
22	26.62m ・傾斜76°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
23	29.55～39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンを伴うことが多い。
24	29.70～33.90m ・中硬質である。
25	32.01m ・傾斜66°程度，幅5～10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
26	32.22m ・傾斜67°程度，幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
27	32.25～33.48m ・アプライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は漸移的である。
29	33.48～65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・上位のアプライトとの境界は傾斜78°程度である。
30	33.90～44.37m ・硬質である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
21	24.61m ・傾斜80°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
22	26.62m ・傾斜76°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
23	29.55～39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンを伴うことが多い。
24	29.70～33.90m ・中硬質である。
25	32.01m ・傾斜66°程度，幅5～10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
26	32.22m ・傾斜67°程度，幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
27	32.25～33.48m ・アプライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界は漸移的である。
29	33.48～65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・上位のアプライトとの境界は傾斜78°程度である。
30	33.90～44.37m ・硬質である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
21	24.61m ・傾斜80°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
22	26.62m ・傾斜76°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
23	29.55～39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンを伴うことが多い。
24	29.70～33.90m ・中硬質である。
25	32.01m ・傾斜66°程度，幅5～10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
26	32.22m ・傾斜67°程度，幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
27	32.25～33.48m ・アプライトである。
29	33.48～65.00m ・花崗斑岩が主体である。
30	33.90～44.37m ・硬質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
21	24.61m ・傾斜80°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
22	26.62m ・傾斜76°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
23	29.55～39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンを伴うことが多い。
24	29.70～33.90m ・中硬質である。
25	32.01m ・傾斜66°程度，幅5～10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
26	32.22m ・傾斜67°程度，幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
27	32.25～33.48m ・アプライトである。
29	33.48～65.00m ・花崗斑岩が主体である。
30	33.90～44.37m ・硬質である。

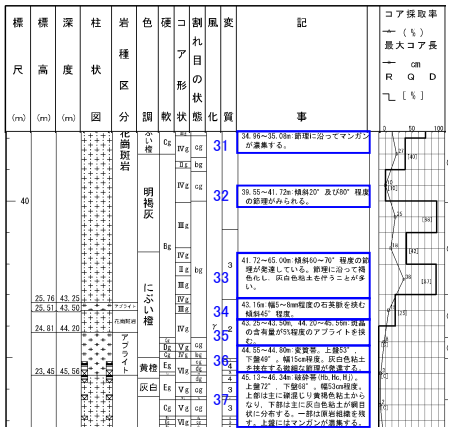
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
21	24.61m ・傾斜80°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
22	26.62m ・傾斜76°程度，幅1～2mm程度の石英脈を挟む。
23	29.55～39.55m ・傾斜45°及び75°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，マンガンを伴うことが多い。
24	29.70～33.90m ・中硬質である。
25	32.01m ・傾斜66°程度，幅5～10mm程度の石英脈を挟む。マンガンを伴う。
26	32.22m ・傾斜67°程度，幅10mm程度のマンガン脈を挟む。
27	32.25～33.48m ・アプライトである。
29	33.48～65.00m ・花崗斑岩が主体である。
30	33.90～44.37m ・硬質である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・"硬軟"欄に基づき中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
27	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
29	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・"硬軟"欄に基づき硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H20-②-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
32	39.55～41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。
33	41.72～65.00m ・傾斜60～70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
34	43.16m ・傾斜45°程度，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
35	43.25～43.50m 44.20～45.56m ・アプライトを挟む。
36	44.55～44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。 ・上端境界は傾斜53°，下端境界は傾斜49°である。
37	●45.13～46.34m ・破砕部である。 ・灰白色～黄褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上盤境界の傾斜は72°，下盤境界の傾斜は68°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
32	39.55～41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。
33	41.72～65.00m ・傾斜60～70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
34	43.16m ・傾斜45°程度，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
35	43.25～43.50m 44.20～45.56m ・アプライトを挟む。
36	44.55～44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。 ・上端境界は傾斜53°，下端境界は傾斜49°である。
37	●45.13～46.34m ・破砕部である。 ・灰白色～黄褐色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上盤境界の傾斜は72°，下盤境界の傾斜は68°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
32	39.55～41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。
33	41.72～65.00m ・傾斜60～70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
34	43.16m ・傾斜45°程度，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
35	43.25～43.50m 44.20～45.56m ・アプライトを挟む。
36	44.55～44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。
37	●45.13～46.34m(f-②-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部，灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は68°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
32	39.55～41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。
33	41.72～65.00m ・傾斜60～70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
34	43.16m ・傾斜45°程度，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
35	43.25～43.50m 44.20～45.56m ・アプライトを挟む。
36	44.55～44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。
37	●45.13～46.34m(f-②-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部，灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は68°である。

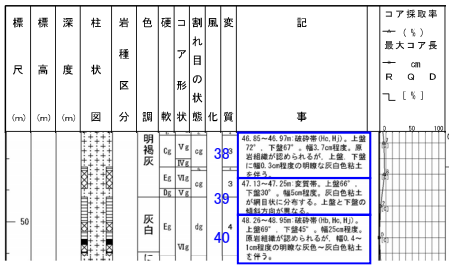
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
32	39.55～41.72m ・傾斜20°及び80°程度の割れ目が見られる。
33	41.72～65.00m ・傾斜60～70°程度の割れ目が見られる。 ・割れ目に沿って褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
34	43.16m ・傾斜45°程度，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
35	43.25～43.50m 44.20～45.56m ・アプライトを挟む。
36	44.55～44.80m ・変質している。 ・微細な割れ目に灰白色粘土を挟む。
37	●45.13～46.34m(f-②-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部，灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・黄褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・走向・傾斜はN3°W60°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は68°である。

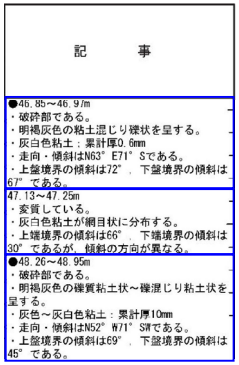
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
32	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
35	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
36	・幅については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅については，区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"マンガンが濃集する"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・"網目状"との記載については，粘土の分布形態に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H20-②-1

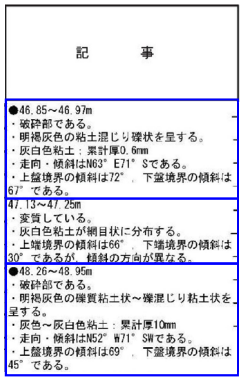
委託報告書
（平成20年）



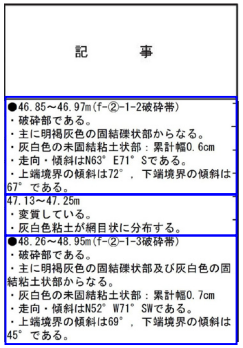
設置許可申請書案



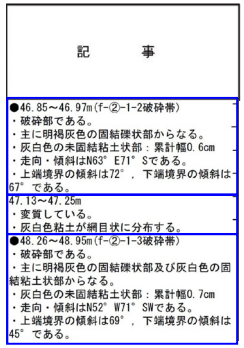
設置許可申請書
（平成27年11月）



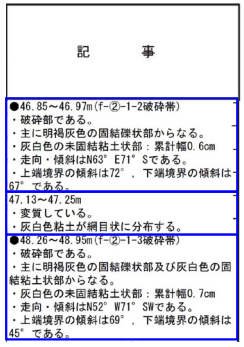
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



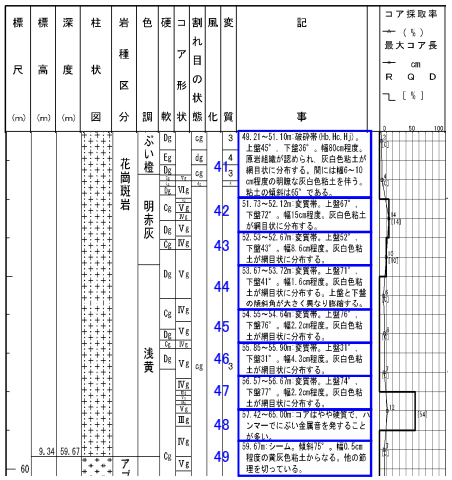
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土混じり礫状と記載。 ・粘土混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき，明褐灰色と記載。 ・粘土の累計厚としては，上盤と下盤の合計を記載。 ・0.6cmと書くべきところを誤って0.6mmと記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(mm→cm)。 ・誤記修正(0.6mm→0.6cm)。	変更なし	変更なし
39	・幅については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	・礫質粘土状～粘土混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき，明褐灰色と記載。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，礫質粘土状～礫混じり粘土状と記載。 ・粘土混じり礫状と書くべきところを誤って礫混じり粘土状と記載。 ・粘土の累計幅としては最大値を記載。 ・表現の見直し(cm→mm)。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(mm→cm)。	変更なし	変更なし

H20-②-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

記事
●49.21～51.10m（D-1破砕帯） ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚100mm ・走向・傾斜は未測定。 ・上盤境界の傾斜は45°，下盤境界の傾斜は36°，主せん断面の傾斜は65°である。
A 51.10～57.42m ・軟質である。
51.73～52.12m 52.53～52.67m 53.67～53.72m 54.55～54.64m 55.85～55.90m 56.57～56.67m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は31°～76°，下端境界の傾斜は31°～77°である。
48 57.42～65.00m ・中硬質である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事
●49.21～51.10m（D-1破砕帯） ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の粘土状～粘土混じり礫状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚100mm ・走向・傾斜は未測定。 ・上盤境界の傾斜は45°，下盤境界の傾斜は36°，主せん断面の傾斜は65°である。
A 51.10～57.42m ・軟質である。
51.73～52.12m 52.53～52.67m 53.67～53.72m 54.55～54.64m 55.85～55.90m 56.57～56.67m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は31°～76°，下端境界の傾斜は31°～77°である。
48 57.42～65.00m ・中硬質である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
●49.21～51.10m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡桃灰～褐色の固結礫状部，灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・橙色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は36°，主せん断面の傾斜は65°である。
A 51.10～57.42m ・軟質である。
51.73～52.12m，52.53～52.67m， 53.67～53.72m，54.55～54.64m， 55.85～55.90m，56.57～56.67m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
48 57.42～65.00m ・中硬質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●49.21～51.10m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡桃灰～褐色の固結礫状部，灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・橙色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は36°，主せん断面の傾斜は65°である。
A 51.10～57.42m ・軟質である。
51.73～52.12m，52.53～52.67m， 53.67～53.72m，54.55～54.64m， 55.85～55.90m，56.57～56.67m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
48 57.42～65.00m ・中硬質である。

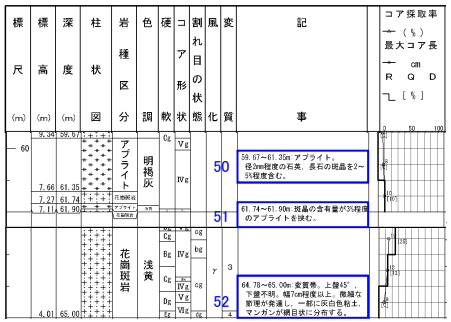
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●49.21～51.10m(D-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡桃灰～褐色の固結礫状部，灰白色の固結砂状部及び固結粘土状部からなる。 ・橙色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は36°，主せん断面の傾斜は65°である。
A 51.10～57.42m ・軟質である。
51.73～52.12m，52.53～52.67m， 53.67～53.72m，54.55～54.64m， 55.85～55.90m，56.57～56.67m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
48 57.42～65.00m ・中硬質である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・粘土の累計幅としては最大値を記載。 ・表現の見直し(cm→mm)。 ・ボアホールテレビの解析結果を記載(未測定)。 ・粘土状を呈する部分を主せん断面と記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(mm→cm)。 ・"走向・傾斜は未測定"の記載については，観察結果でないため削除。	変更なし	変更なし
A	・"硬軟"欄に基づき軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
42～47	・変質している区間を一括記載。 ・幅については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・"硬軟"欄に基づき中硬質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
49	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-203頁)。	―	―	―	―

H20-②-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

記事	記事
50,51	59.67～61.35m 61.74～61.60m ・アプライトである。
52	64.78～65.00m ・変質している。 ・微細な割れ目が多く，一部に灰白色粘土，マンガンが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は不明である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
50,51	59.67～61.35m 61.74～61.60m ・アプライトである。
52	64.78～65.00m ・変質している。 ・微細な割れ目が多く，一部に灰白色粘土，マンガンが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は不明である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
50,51	59.67～61.35m 61.74～61.60m ・アプライトである。
52	64.78～65.00m ・変質している。 ・微細な割れ目が多く，一部に灰白色粘土，マンガンが網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
50,51	59.67～61.35m 61.74～61.60m ・アプライトである。
52	64.78～65.00m ・変質している。 ・微細な割れ目が多く，一部に灰白色粘土，マンガンが網目状に分布する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
50,51	59.67～61.35m 61.74～61.60m ・アプライトである。
52	64.78～65.00m ・変質している。 ・微細な割れ目が多く，一部に灰白色粘土，マンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50,51	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
52	・幅については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

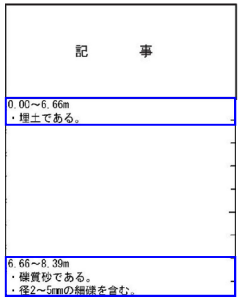
余白

H24-B14-2

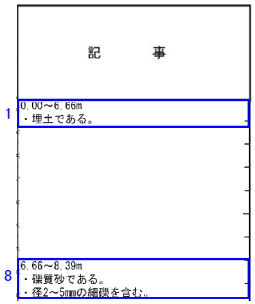
余白

H24-B14-2

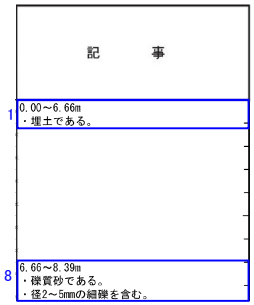
設置許可申請書案



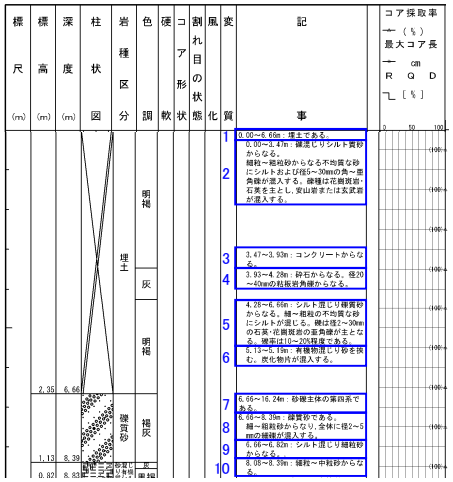
設置許可申請書
（平成27年11月）



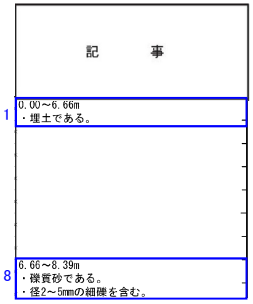
審査資料
（平成29年12月22日）



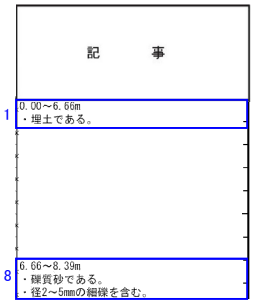
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



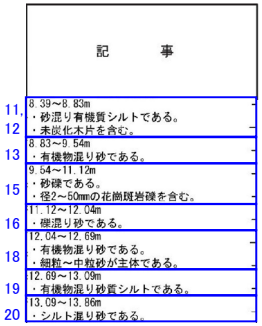
審査資料
（令和2年2月7日）



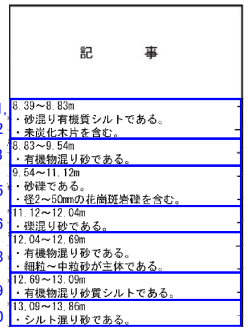
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～6	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は追記せず。	変更なし
7	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8～10	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，細分については追記せず。	変更なし

H24-B14-2

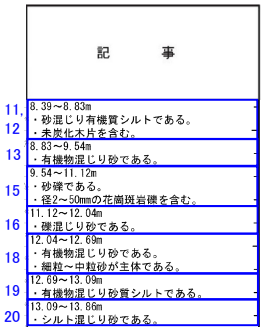
設置許可申請書案



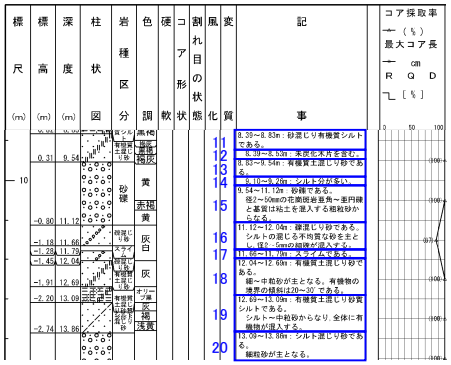
設置許可申請書
（平成27年11月）



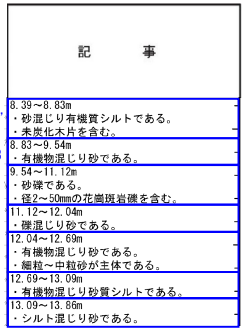
審査資料
（平成29年12月22日）



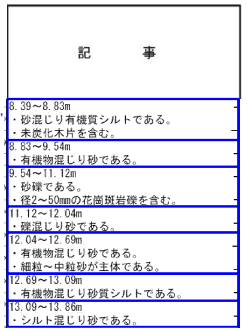
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



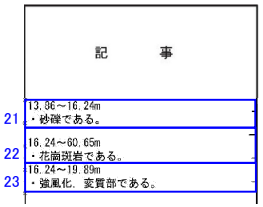
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,12	変更なし	変更なし	・砂混じり有機質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，細分については追記せず。	変更なし
13,14	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度を記載。 ・シルト分が多い深度区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，細分については追記せず。 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。	変更なし
15	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり，基質や斑晶の円磨度については，特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
16	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし
17	—	—	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については，"岩種区分"の欄に示しているため追記せず。	—
18	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 ・有機物の境界の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
19	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度や有機物については追記せず。	変更なし
20	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については追記せず。	変更なし

H24-B14-2

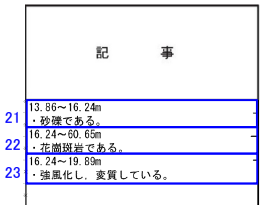
設置許可申請書案



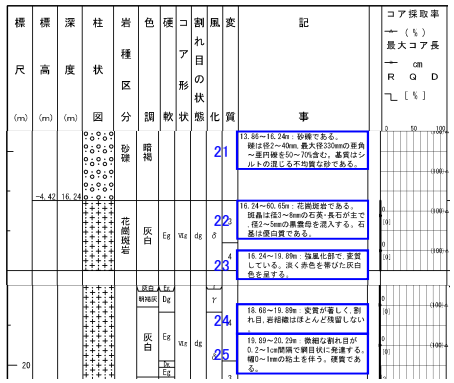
設置許可申請書
（平成27年11月）



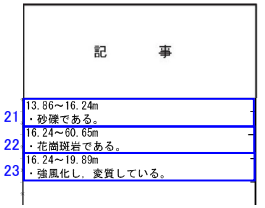
審査資料
（平成29年12月22日）



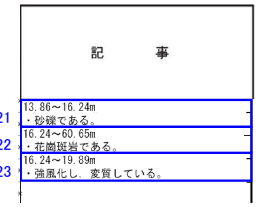
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



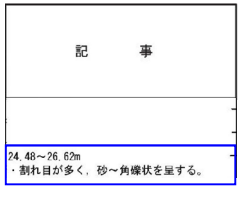
審査資料
（令和2年2月7日）



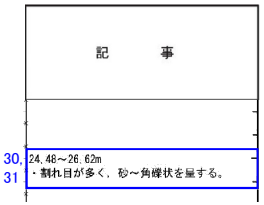
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり，基質や斑晶については，特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度，斑晶及び石基を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
23	変更なし	変更なし	・強風化と変質を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
24	—	—	・変質の程度を記載。	・変質の程度については，当該区間の周囲と差異が認められないことから追記せず。	—
25	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B14-2

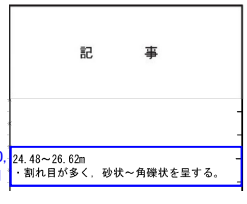
設置許可申請書案



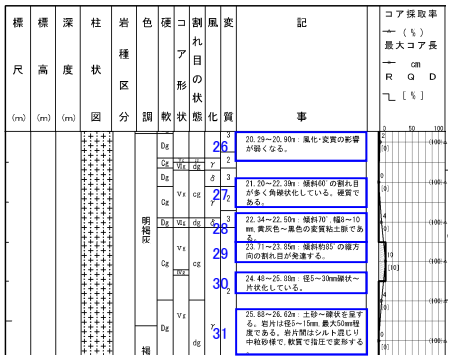
設置許可申請書
（平成27年11月）



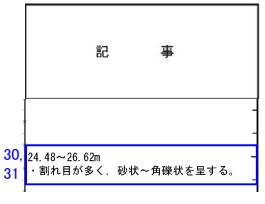
審査資料
（平成29年12月22日）



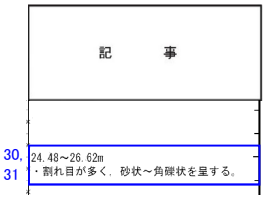
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



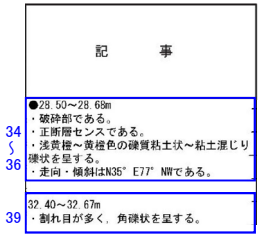
審査資料
（令和2年2月7日）



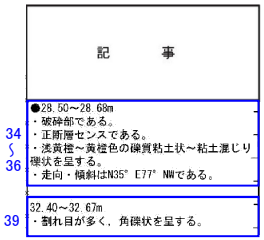
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26	—	—	・変質の程度を記載。	・変質の程度については，当該区間の周囲と差異が認められないことから追記せず。	—
27	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
28	—	—	・変質粘土脈を記載。	・変質粘土脈を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—
29	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
30,31	変更なし	変更なし	・礫状～片状，土状～礫状の区間を記載。 ・硬軟を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき砂状～角礫状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし

H24-B14-2

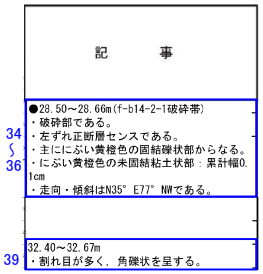
設置許可申請書案



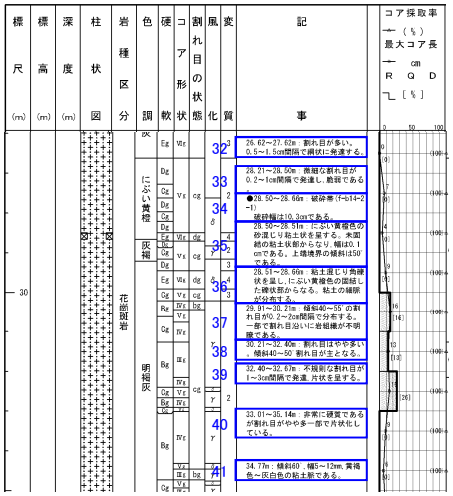
設置許可申請書
（平成27年11月）



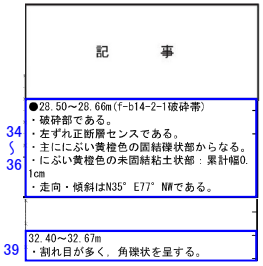
審査資料
（平成29年12月22日）



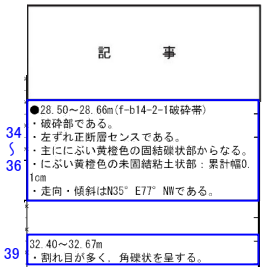
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



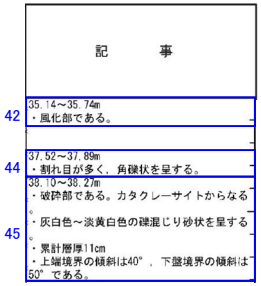
審査資料
（令和2年2月7日）



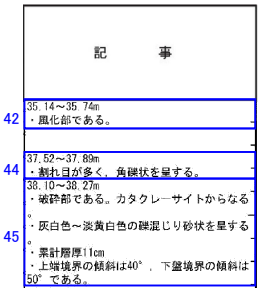
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32,33	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
34～36	変更なし	・誤記修正(28.50～28.66m→28.50～28.68m)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・誤記修正(正断層センス→左ずれ正断層センス)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・粘土の細脈が分布するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
37	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
38	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
39	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
40	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
41	—	—	・粘土脈を記載。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に同方向の劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B14-2

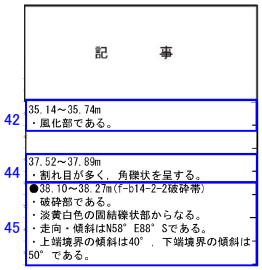
設置許可申請書案



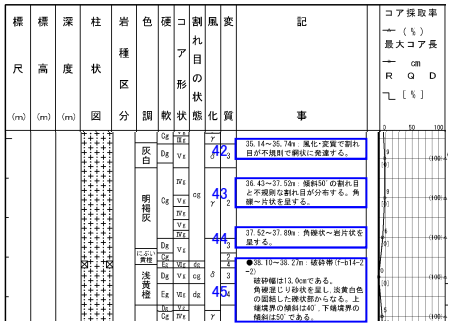
設置許可申請書
（平成27年11月）



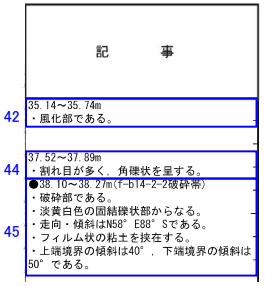
審査資料
（平成29年12月22日）



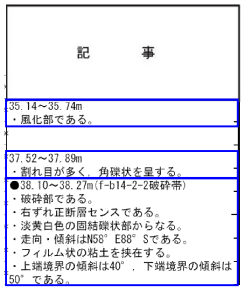
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



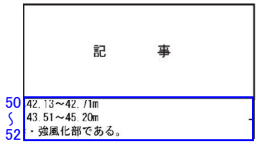
審査資料
（令和2年2月7日）



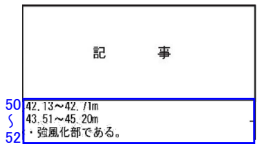
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	変更なし	変更なし	・風化・変質を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について，風化による褐色化が顕著であることを踏まえ，風化部として記載。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
43	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
44	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"の欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
45	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H24-B14-2

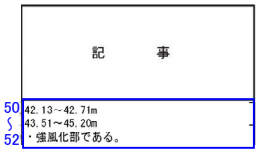
設置許可申請書案



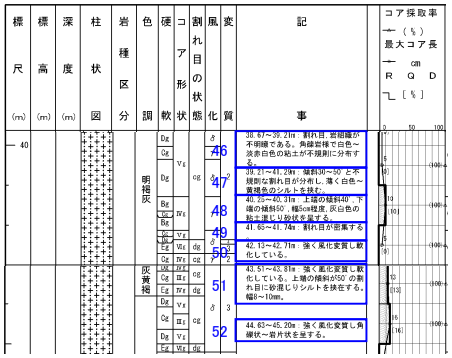
設置許可申請書
（平成27年11月）



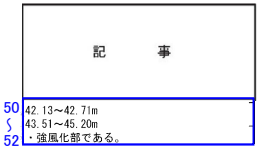
審査資料
（平成29年12月22日）



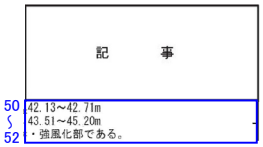
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



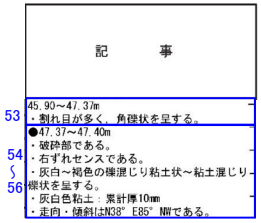
審査資料
（令和2年2月7日）



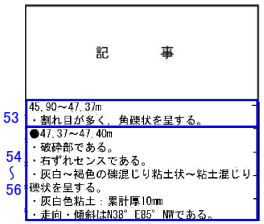
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46,47	—	—	・割れ目や原岩組織の残留の程度を記載。 ・粘土やシルトの挟在を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土やシルトを挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
48	—	—	・粘土混じり砂状の区間を記載。	・粘土混じり砂状を呈するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—
49	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
50～52	変更なし	変更なし	・風化・変質を伴う軟化や割れ目の発達を記載。 ・砂混じりシルトの挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき強風化部と記載。 ・一部に砂混じりシルトを挟在するが，周辺の岩盤に同方向の劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

H24-B14-2

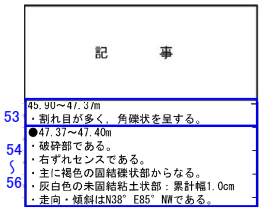
設置許可申請書案



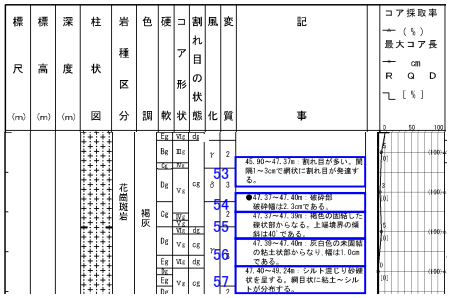
設置許可申請書
（平成27年11月）



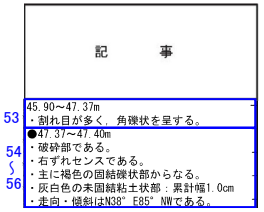
審査資料
（平成29年12月22日）



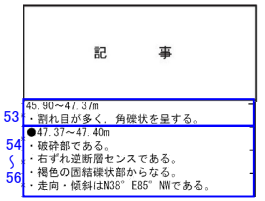
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



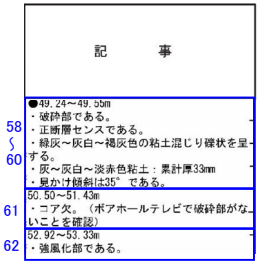
審査資料
（令和2年2月7日）



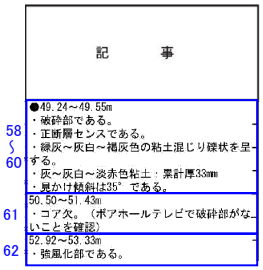
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
53	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
54～56	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・不要な記載として，灰白色の未固結の粘土状部を誤って記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ逆断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・誤記修正("灰白色の未固結粘土状部"の削除，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
57	—	—	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	・シルト混じり砂礫状を呈し，一部で粘土やシルトを含むが，網目状に分布し系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B14-2

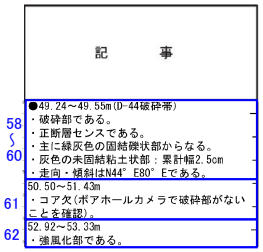
設置許可申請書案



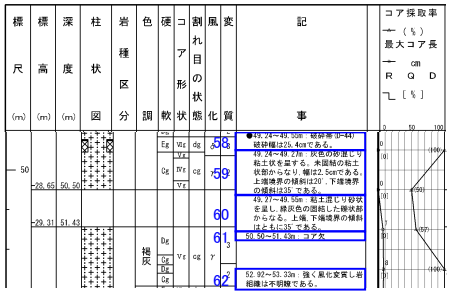
設置許可申請書
（平成27年11月）



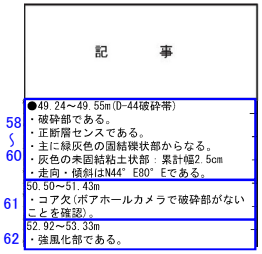
審査資料
（平成29年12月22日）



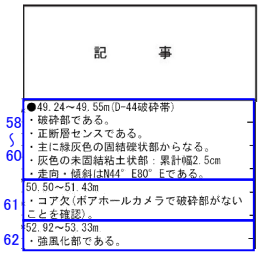
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



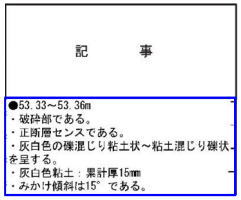
審査資料
（令和2年2月7日）



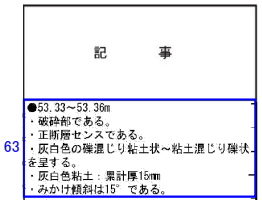
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58～60	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"見かけ傾斜は35°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
61	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
62	変更なし	変更なし	・風化・変質の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき強風化部と記載。	変更なし

H24-B14-2

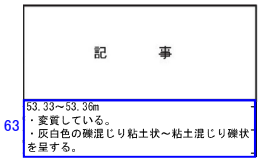
設置許可申請書案



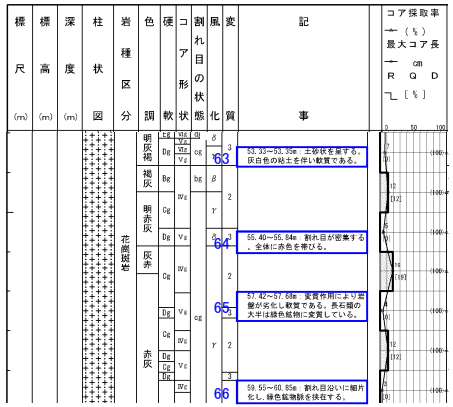
設置許可申請書
（平成27年11月）



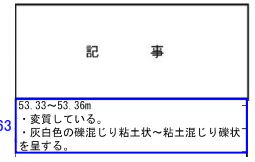
審査資料
（平成29年12月22日）



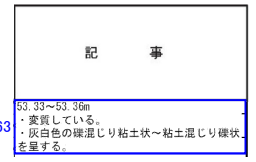
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



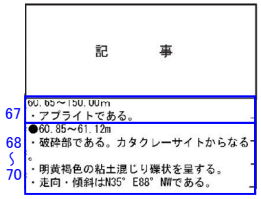
審査資料
（令和2年2月7日）



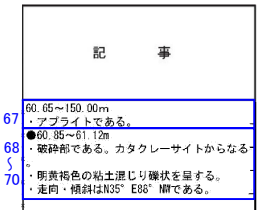
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
63	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-9頁)。	・土砂状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。 ・53.33～53.36mと書くべきところを誤って53.33～53.35mと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
64	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・色調を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。	—
65	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。 ・変質鉱物を記載。	・軟質化については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・変質鉱物については，補足的なものであるため追記せず。	—
66	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，鉱物の晶出)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B14-2

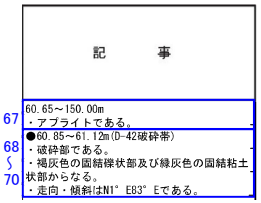
設置許可申請書案



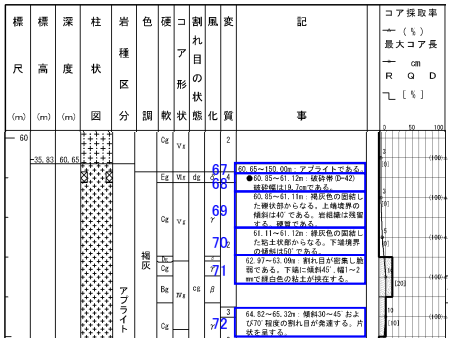
設置許可申請書
（平成27年11月）



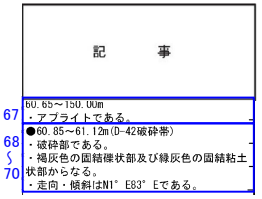
審査資料
（平成29年12月22日）



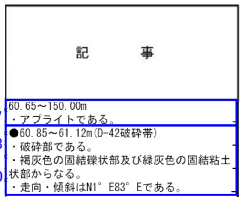
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



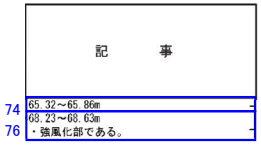
審査資料
（令和2年2月7日）



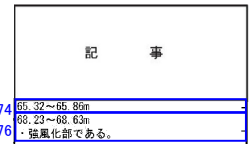
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	変更なし	変更なし	・アプライトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
68～70	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正 (N35° E88° W→N1° E83° E)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・境界の見かけ傾斜については，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 ・硬質であるとの記載については，破砕部の硬軟を記載しないこととしているため追記せず。 ・原岩組織の残留の程度の記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
71	—	—	・割れ目の発達を伴う脆弱化を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが，粘土の連続性に乏しいことから追記せず。	—
72	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B14-2

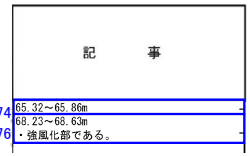
設置許可申請書案



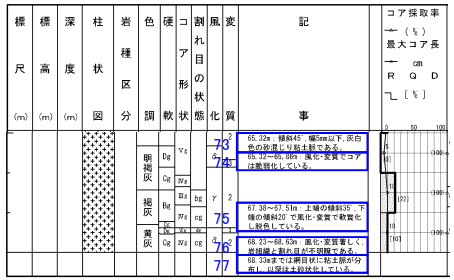
設置許可申請書
（平成27年11月）



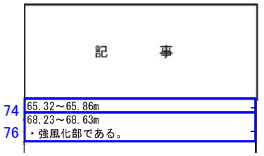
審査資料
（平成29年12月22日）



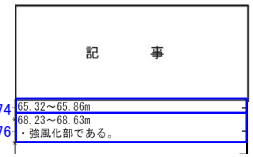
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



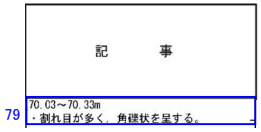
審査資料
（令和2年2月7日）



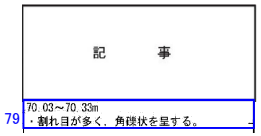
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
73	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—
74	変更なし	変更なし	・風化・変質を伴う脆弱化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき強風化部と記載。	変更なし
75	—	—	・風化・変質を伴う軟質化を記載。 ・脱色を記載。	・風化，変質に伴う軟質化については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・脱色については，風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
76,77	変更なし	変更なし	・風化・変質を伴う原岩組織と割れ目の残留の程度を記載。 ・粘土脈を記載。 ・土砂状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について，風化による褐色化が顕著であることを踏まえ，強風化部として記載。 ・網目状に粘土脈が分布しているが，系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・土砂状の区間については，周囲との境界が一部不明瞭であり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

H24-B14-2

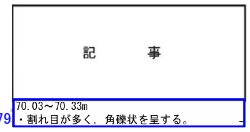
設置許可申請書案



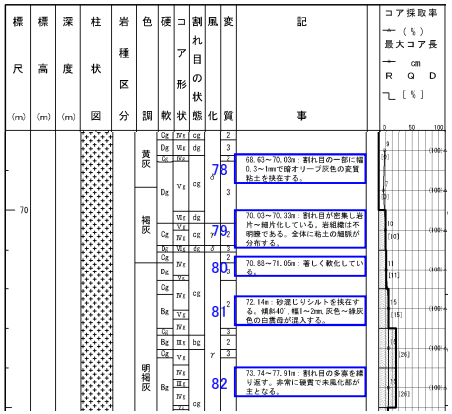
設置許可申請書
（平成27年11月）



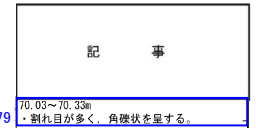
審査資料
（平成29年12月22日）



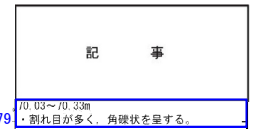
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



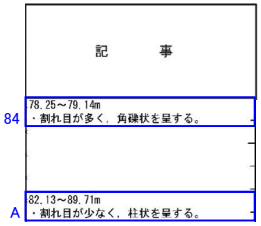
審査資料
（令和2年2月7日）



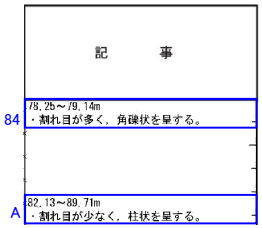
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	—	—	・変質粘土の挟在を記載。	・一部に粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
79	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。 ・粘土の細脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・原岩組織の残留の程度については，劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 ・一部に粘土を含むが，系統的でなく，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
80	—	—	・軟化を記載。	・軟化については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
81	—	—	・砂混じりシルトの挟在を記載。 ・白雲母の混入を記載。	・砂混じりシルトを挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
82	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B14-2

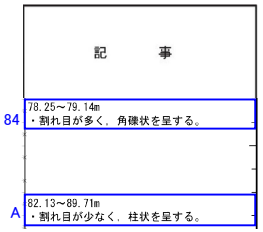
設置許可申請書案



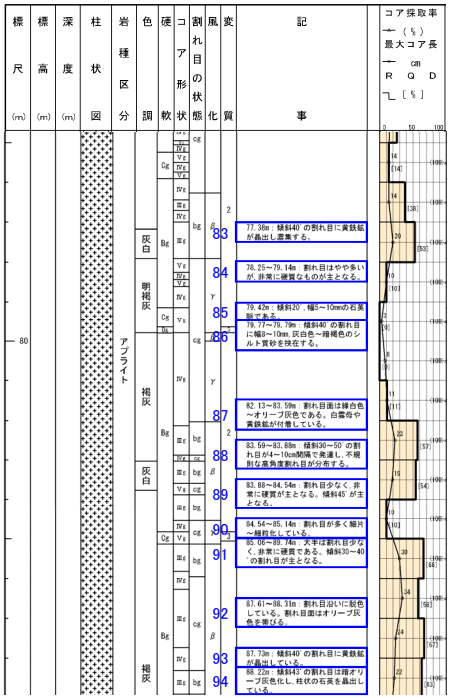
設置許可申請書
（平成27年11月）



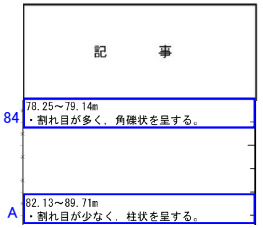
審査資料
（平成29年12月22日）



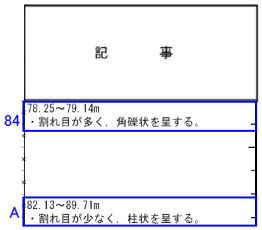
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



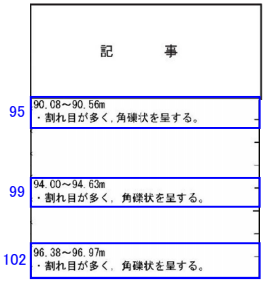
審査資料
（令和2年2月7日）



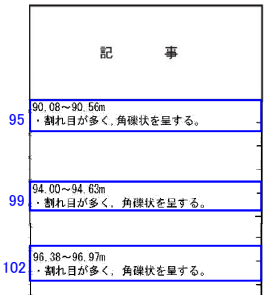
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	—	—	・割れ目について記載(黄鉄鉱の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
84	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
85	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
86	—	—	・割れ目について記載(シルト質砂の挟在)。	・シルト質砂を挟在するが，周辺の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
87	—	—	・割れ目について記載(変色，白雲母や黄鉄鉱の付着)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
A,87～94	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(変色，鉱物晶出，傾斜)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"割れ目が4～10cm間隔で発達"との記載については，割れ目の発達の程度を，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の変色，鉱物晶出，傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H24-B14-2

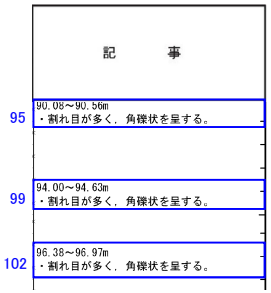
設置許可申請書案



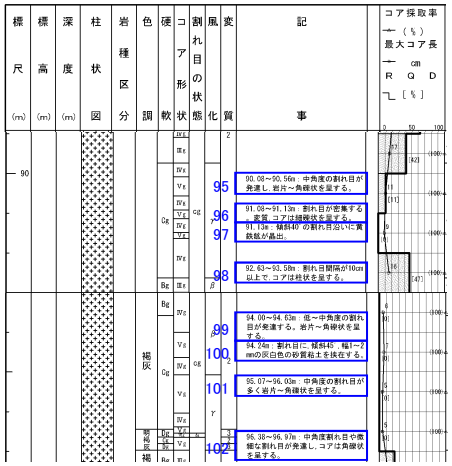
設置許可申請書
（平成27年11月）



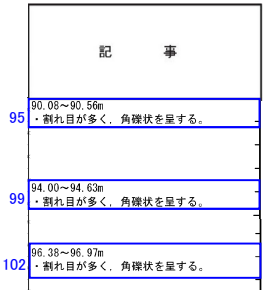
審査資料
（平成29年12月22日）



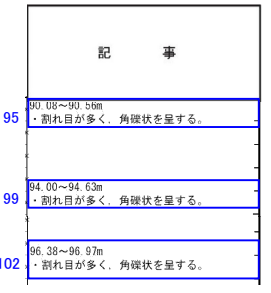
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



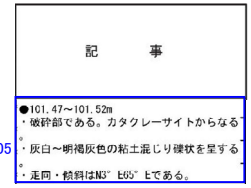
審査資料
（令和2年2月7日）



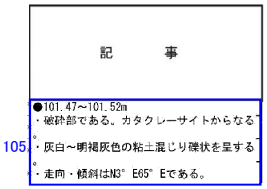
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
95	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
96,97	—	—	・変質を伴う細礫状の区間を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの黄鉄鉱の晶出)。	・割れ目の発達，変質の程度については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
98	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
99	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
100	—	—	・割れ目について記載(砂質粘土の挟在)。	・砂質粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
101	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
102	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

H24-B14-2

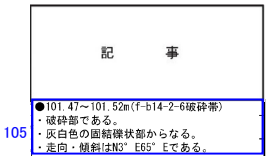
設置許可申請書案



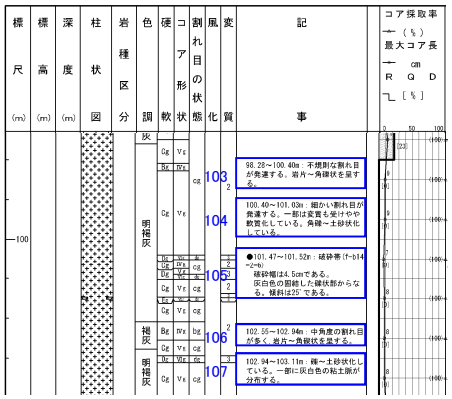
設置許可申請書
（平成27年11月）



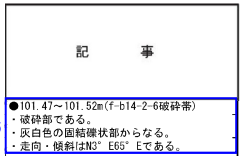
審査資料
（平成29年12月22日）



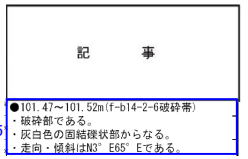
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



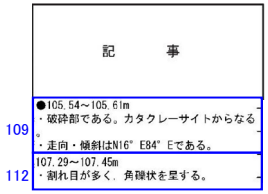
審査資料
（令和2年2月7日）



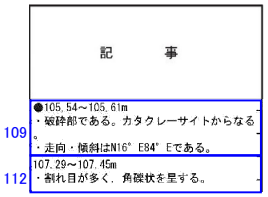
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
103	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
104	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・部分的な軟質化を記載。	・割れ目の発達，変質の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
105	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）	変更なし
106	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
107	—	—	・礫～土砂状化の区間を記載。 ・粘土脈を記載。	・礫～土砂状を呈し一部に粘土を含むが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B14-2

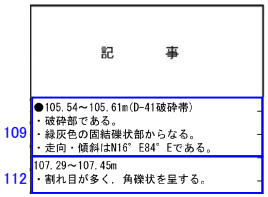
設置許可申請書案



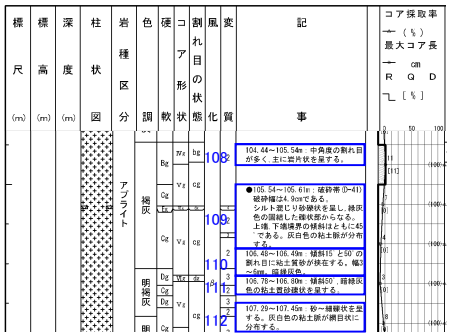
設置許可申請書
（平成27年11月）



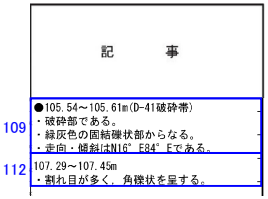
審査資料
（平成29年12月22日）



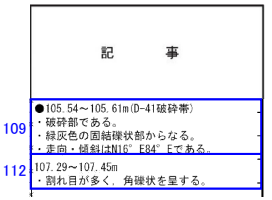
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



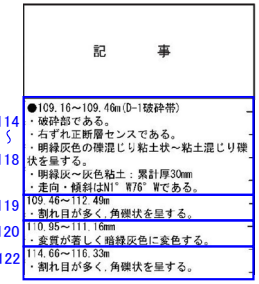
審査資料
（令和2年2月7日）



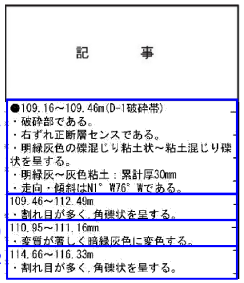
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・粘土脈については，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし
110	—	—	・割れ目について記載（粘土質砂の挟在，色調）。	・粘土質砂を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・割れ目の色調については，補足的なものであるため追記せず。	—
111	—	—	・粘土質砂礫状の区間を記載。	・粘土質砂礫状を呈するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
112	変更なし	変更なし	・砂～細礫状の区間を記載。 ・砂質粘土の挟在を記載。 ・黄鉄鉱を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし

H24-B14-2

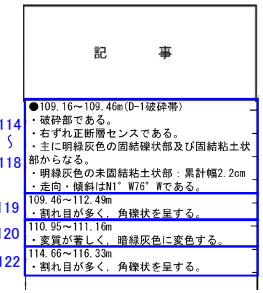
設置許可申請書案



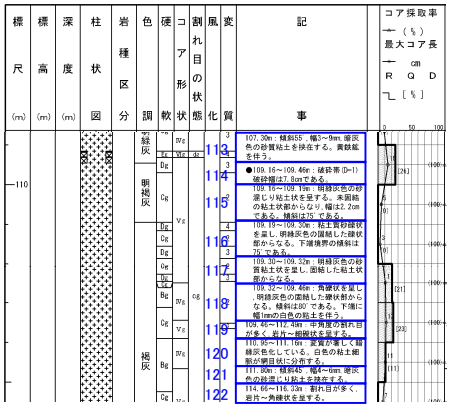
設置許可申請書
（平成27年11月）



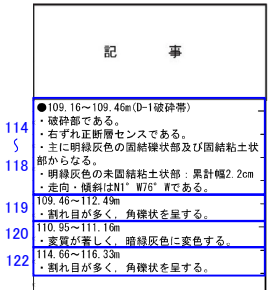
審査資料
（平成29年12月22日）



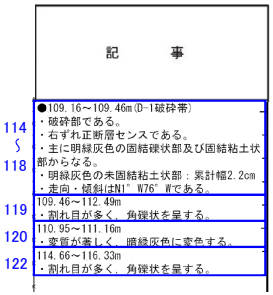
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
113	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
114～118	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・境界の見かけの傾斜については，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。 ・"下端に幅1mmの白色の粘土を伴う"と記載されているが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
119	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
120	変更なし	・誤記修正(mm→m)。	・色調を記載。 ・粘土細脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部に粘土を含むが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし
121	—	—	・砂混じり粘土の挟在を記載。	・砂混じり粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
122	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

H24-B14-2

設置許可申請書案

記　　事

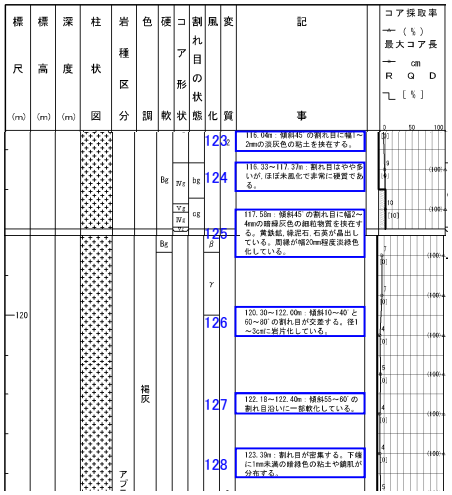
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
123	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
124	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
125	—	—	・割れ目について記載(細粒物質，割れ目沿いの鉱物晶出，変色)。	・細粒物質を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから記載せず。 ・割れ目沿いの鉱物晶出，変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
126	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
127	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質化)。	・割れ目沿いに軟質化しているが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
128	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土を記載。 ・鏡肌を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土や鏡肌を伴うが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B14-2

設置許可申請書案

記　事

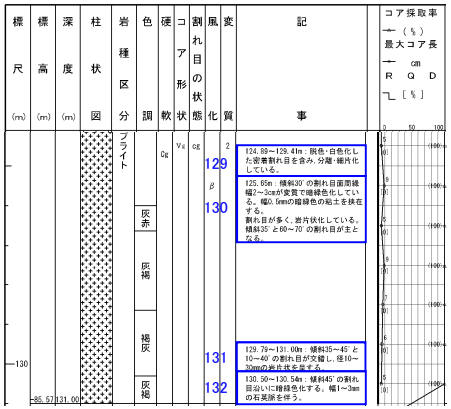
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
129	—	—	・脱色・白色化を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	・変色については，補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
130	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，粘土の挟在)。 ・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達，変質の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目が発達し粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
132	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，鉱物脈)。	・割れ目沿いの変色や鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B14-2

設置許可申請書案



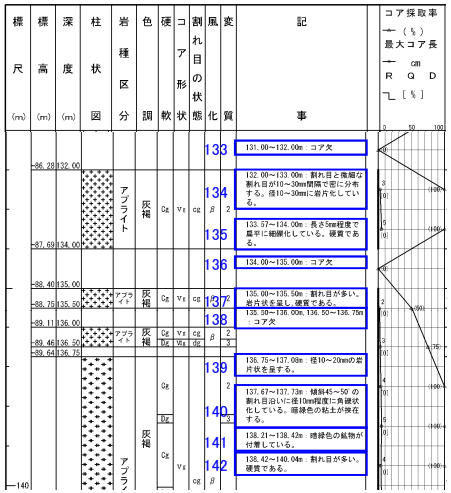
設置許可申請書
（平成27年11月）



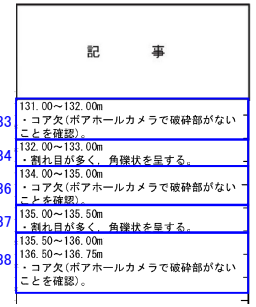
審査資料
（平成29年12月22日）



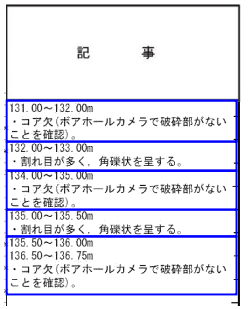
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



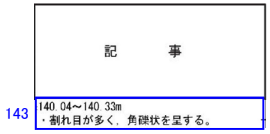
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
133	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
134	変更なし	・誤記修正(”132.00～133.00”→”132.00～133.00m”)。	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・”コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
135	—	—	・細礫化について記載。	・細礫化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
136	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
137	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・”コア形状”欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
138	変更なし	変更なし	・コア欠を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
139	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
140	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの角礫状化，粘土の挟在)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに角礫状化し粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
141	—	—	・鉱物の付着を記載。	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
142	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B14-2

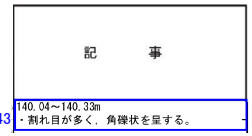
設置許可申請書案



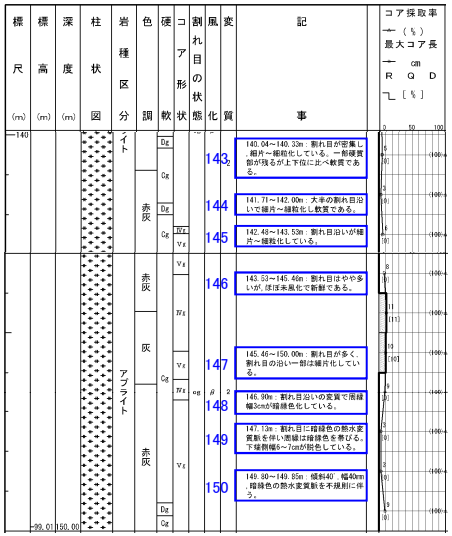
設置許可申請書
（平成27年11月）



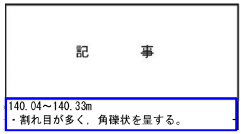
審査資料
（平成29年12月22日）



委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



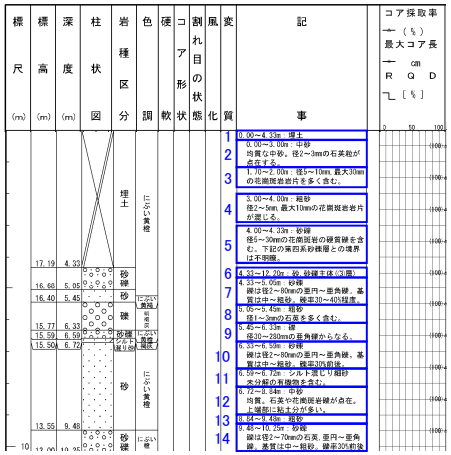
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
143	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
144	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。 ・硬軟を記載。	・割れ目沿いで細片～細粒化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
145	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。	・割れ目沿いで細片～細粒化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
146	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
147	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
148	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
149	—	—	・熱水変質脈を記載。 ・変色を記載。	・熱水変質脈を伴うが，変色部やその周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
150	—	—	・熱水変質脈を記載。	・熱水変質脈を伴うが，変色部の周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-D1-1

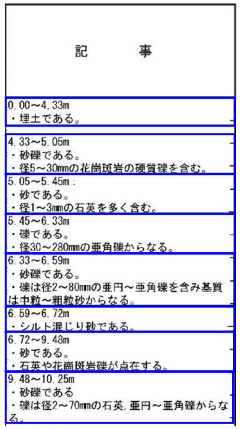
余白

H24-D1-1

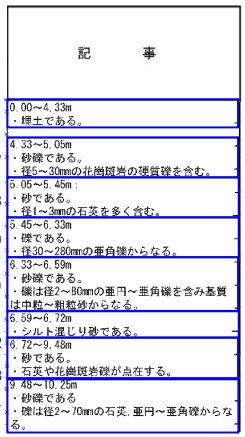
委託報告書
（平成25年）



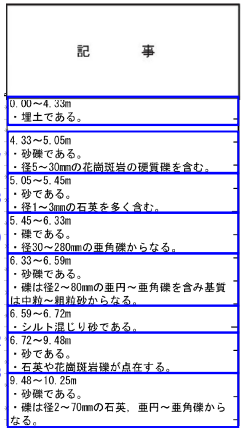
設置許可申請書案



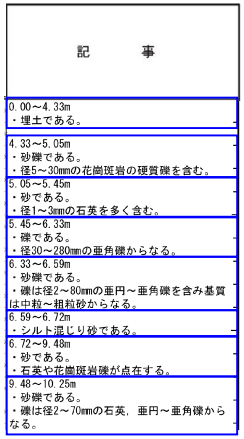
設置許可申請書
（平成27年11月）



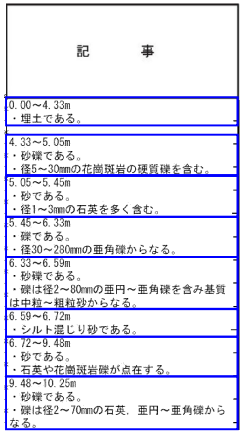
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



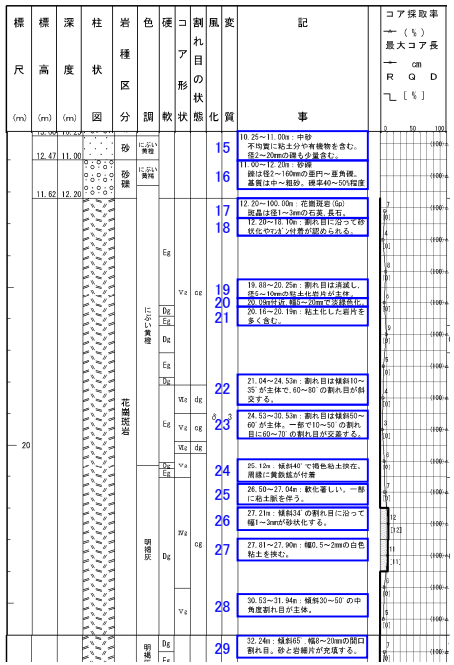
審査資料
（令和2年2月7日）



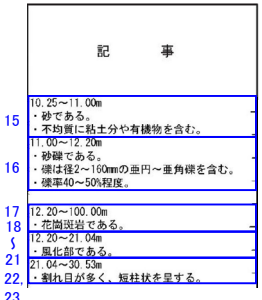
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～5	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は一部削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしており，地層名や土質構成に関するまとめ書きは削除。	－	－	－	－
7	（誤記）″径2～80mmの亜円～亜角礫を含む″と書くべきところを誤って″径5～30mmの花崗斑岩の硬質礫を含む″（記事No.5）と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・″5.05～5.45m″と書くべきところを誤って″5.05～5.45m：″と記載。	変更なし	・記載の適正化（″5.05～5.45m：″→″5.05～5.45m″）。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・礫率については，層相内で多少のばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
11	・柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 ・有機物については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12,13	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・粘土分については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	・基質については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。 ・礫率については，層相内で多少のばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-1

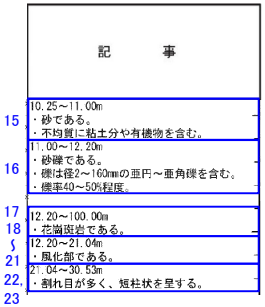
委託報告書
（平成25年）



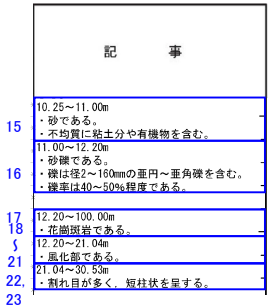
設置許可申請書案



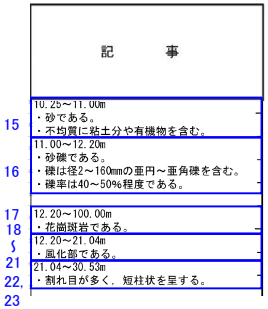
設置許可申請書
（平成27年11月）



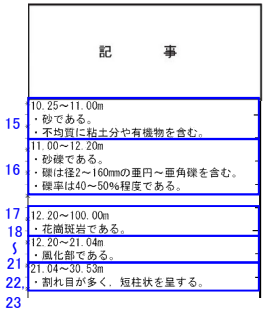
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



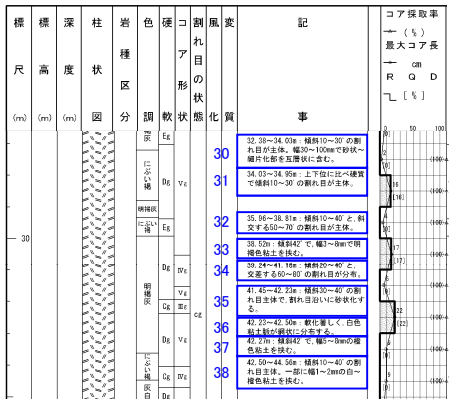
審査資料
（令和2年2月7日）



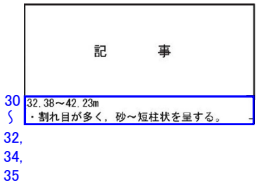
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・礫については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・基質については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
18～21	・岩盤表層からD'級岩盤が連続することから，"岩級区分"欄及び"風化"欄に基づき，風化部と記載。 ・一部の割れ目に砂状化が見られるが，直線性や連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・マンガン付着や淡緑色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土化した岩片が見られるが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22～29	・"コア形状"欄に基づき，割れ目の発達の程度を記載。 ・一部に粘土や割れ目に沿った砂状化が見られるが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の傾斜，鉱物付着については補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-1

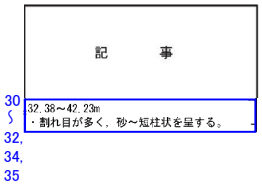
委託報告書
（平成25年）



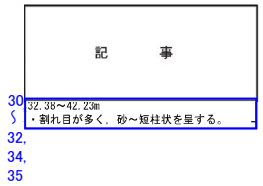
設置許可申請書案



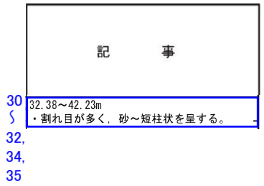
設置許可申請書
（平成27年11月）



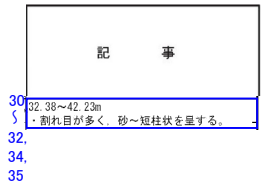
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



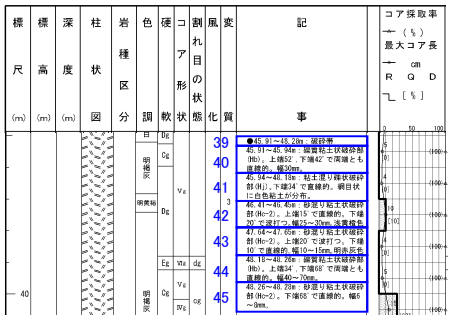
審査資料
（令和2年2月7日）



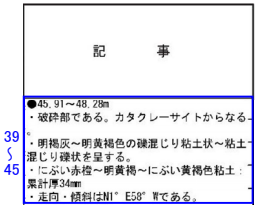
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30～35	・"コア形状"欄に基づき，砂～短柱状と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部に砂状化が見られるが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
36	・軟化の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・一部粘土が分布するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
37	・一部に粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
38	・一部に粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—

H24-D1-1

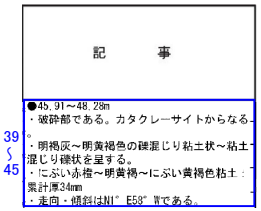
委託報告書
（平成25年）



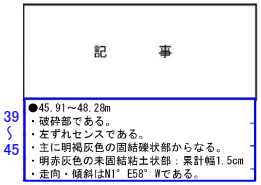
設置許可申請書案



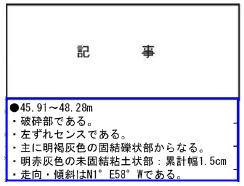
設置許可申請書
（平成27年11月）



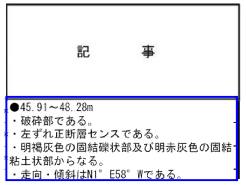
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



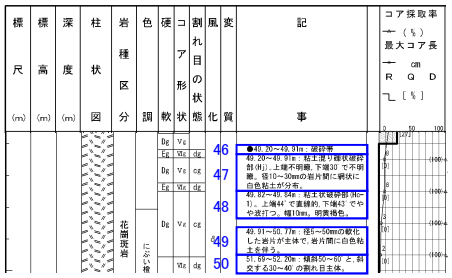
審査資料
（令和2年2月7日）



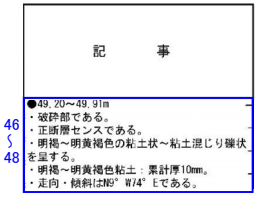
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39～45	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，幅の膨縮が著しく，直線性に乏しいことから，カタクレーサイトからなると記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正（左ずれセンス→左ずれ正断層センス，審査会合（R1.10.11）にて説明済み）。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H24-D1-1

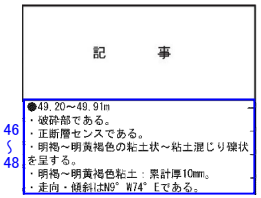
委託報告書
（平成25年）



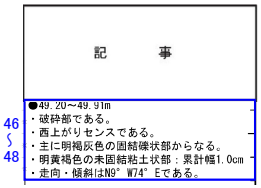
設置許可申請書案



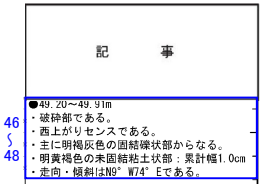
設置許可申請書
（平成27年11月）



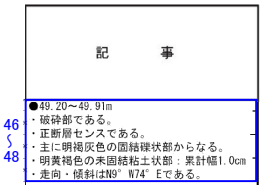
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



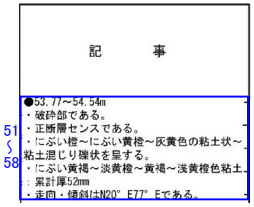
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46～48	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・正断層センスと書くべきところを誤って西上がりセンスと記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正（西上がりセンス→正断層センス，審査会合（R1.10.11）にて説明済み）。 （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
49	・一部粘土が見られるが，系統的でなく，連続性に乏しいことから削除。 ・軟化の程度については，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—	—
50	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—	—	—

H24-D1-1

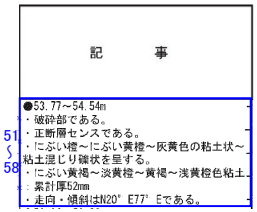
委託報告書
（平成25年）



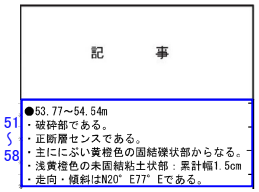
設置許可申請書案



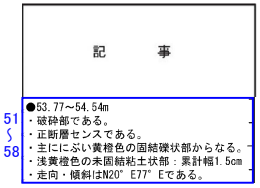
設置許可申請書
（平成27年11月）



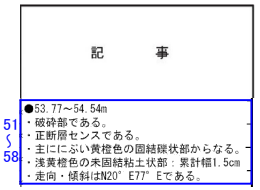
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



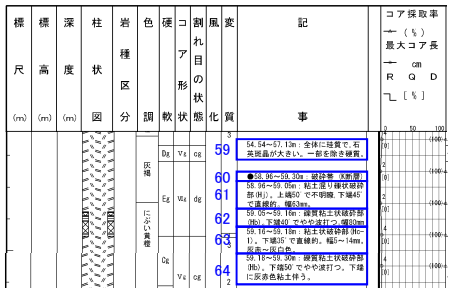
審査資料
（令和2年2月7日）



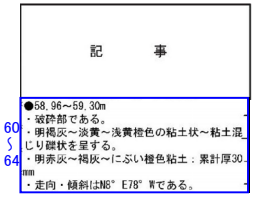
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51～58	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）

H24-D1-1

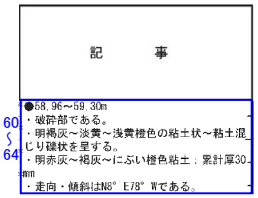
委託報告書
（平成25年）



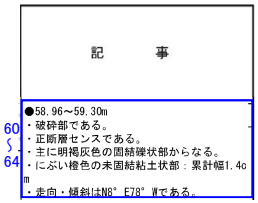
設置許可申請書案



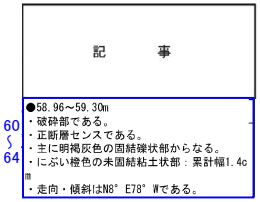
設置許可申請書
（平成27年11月）



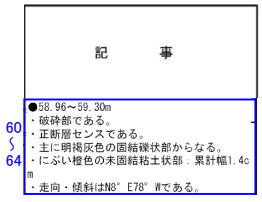
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



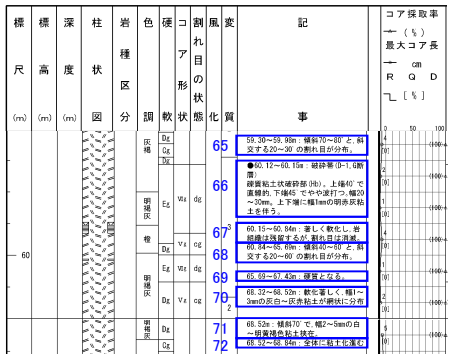
審査資料
（令和2年2月7日）



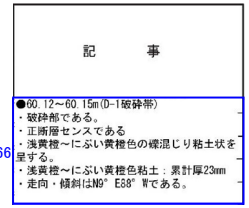
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
59	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。 ・石英斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
60～64	・“K断層”との記載は削除(ボーリング掘削直後は，破砕部の分布位置や，肉眼観察における性状(断層ガウジの有無・断層ガウジの色調)から，当該破砕部がK断層に連続する可能性があるとして記載していたが，後続のトレンチ調査において，K断層は原電道路ピットより南方に連続しないと評価したため)。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H24-D1-1

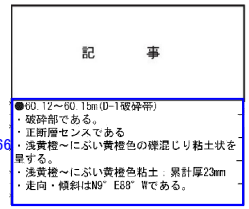
委託報告書
（平成25年）



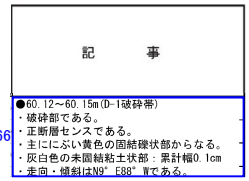
設置許可申請書案



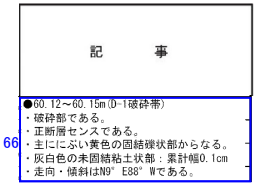
設置許可申請書
（平成27年11月）



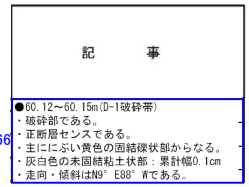
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



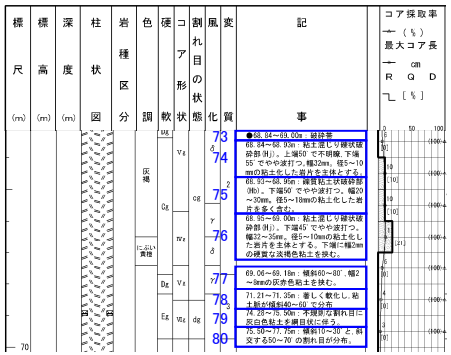
審査資料
（令和2年2月7日）



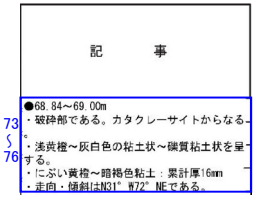
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
65	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
66	・"G断層"との記載については，連続性検討の結果によりD-1破砕帯に対比する前の呼称であることから削除。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
67～72	・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土が分布するが，直線性や連続性に乏しいことから削除。	—	—	—	—

H24-D1-1

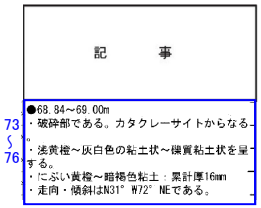
委託報告書
（平成25年）



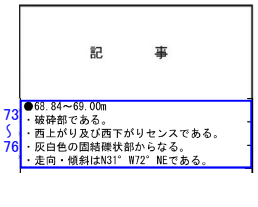
設置許可申請書案



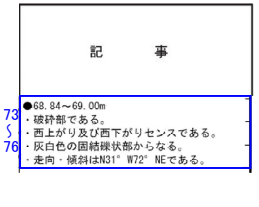
設置許可申請書
（平成27年11月）



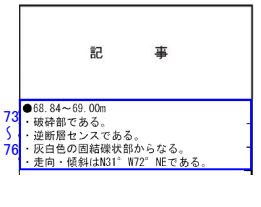
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



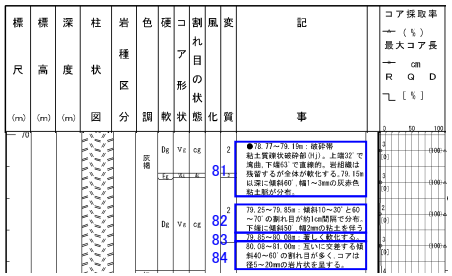
審査資料
（令和2年2月7日）



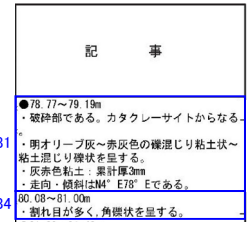
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
73～76	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，直線性に乏しいことから，“カタクレーサイトからなる”と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。	変更なし	・誤記修正(西上がり及び西下がりセンス→逆断層センス，審査会合（R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
77～80	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・軟化の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土が分布するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―	―	―

H24-D1-1

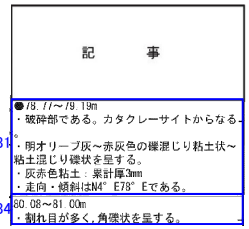
委託報告書
（平成25年）



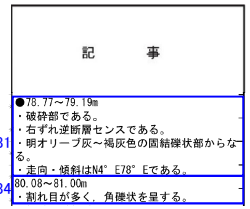
設置許可申請書案



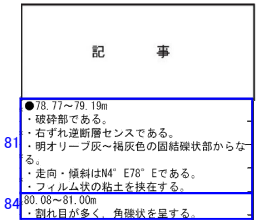
設置許可申請書
（平成27年11月）



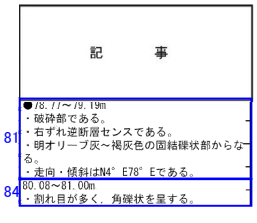
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



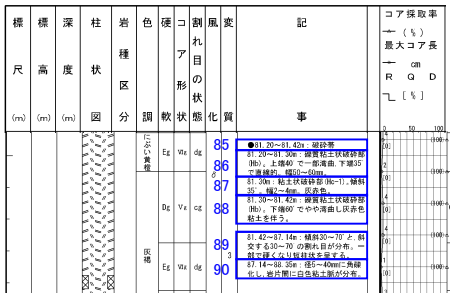
審査資料
（令和2年2月7日）



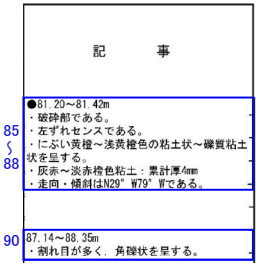
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土脈が分布するが，比較的固結していることから，“カタクレーサイトからなる”と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，フィルム状の粘土の表記を固結粘土状部に見直し。
82,83	・割れ目の発達や軟化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を伴うが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
84	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-1

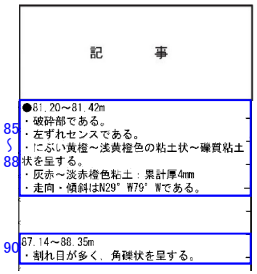
委託報告書
（平成25年）



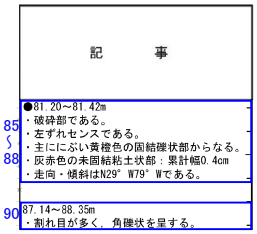
設置許可申請書案



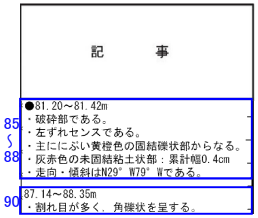
設置許可申請書
（平成27年11月）



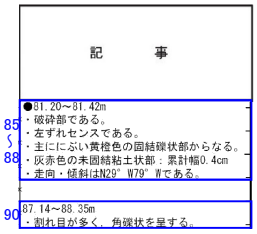
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



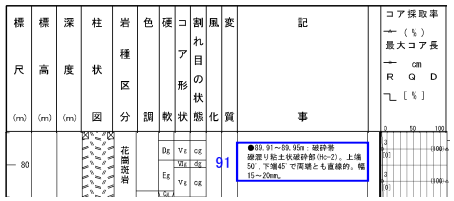
審査資料
（令和2年2月7日）



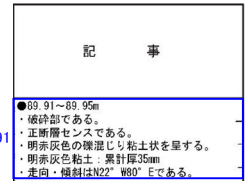
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
85～88	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
89	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—	—	—
90	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部に粘土を伴うが，直線性や連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H24-D1-1

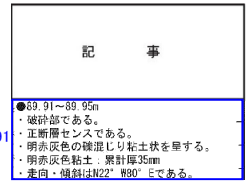
委託報告書
（平成25年）



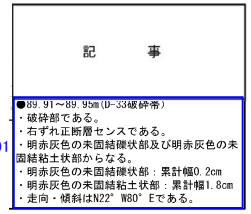
設置許可申請書案



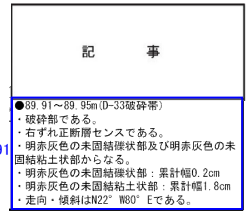
設置許可申請書
（平成27年11月）



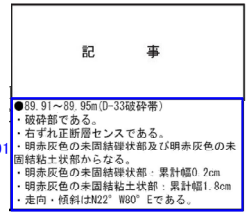
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



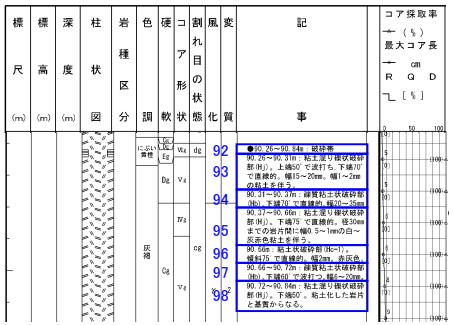
審査資料
（令和2年2月7日）



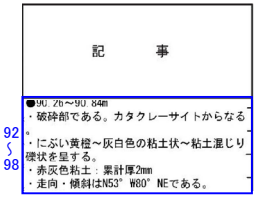
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス)。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H24-D1-1

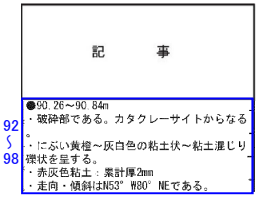
委託報告書
（平成25年）



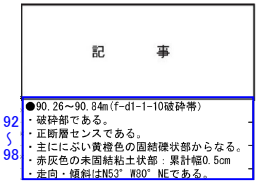
設置許可申請書案



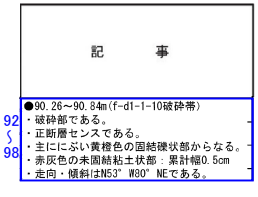
設置許可申請書
（平成27年11月）



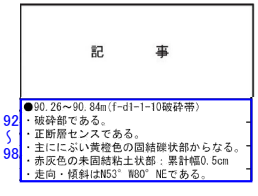
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



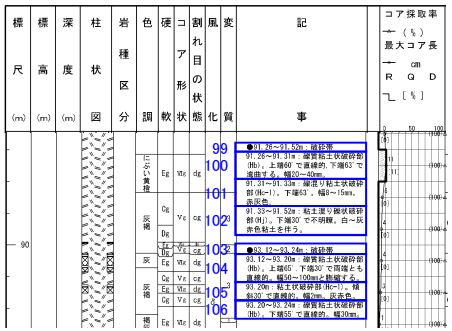
審査資料
（令和2年2月7日）



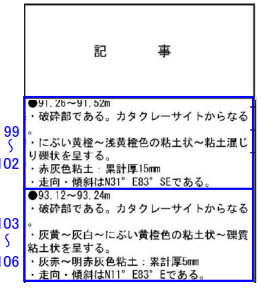
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92～98	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，比較的固結していることから，"カタクレーサイトからなる"と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土（細脈を含む）及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）

H24-D1-1

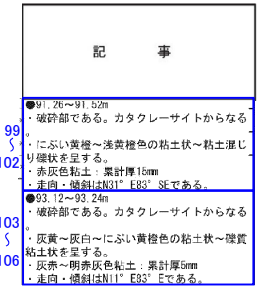
委託報告書
（平成25年）



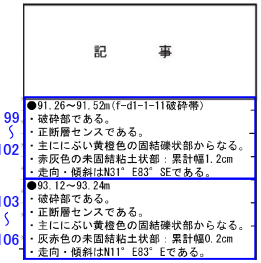
設置許可申請書案



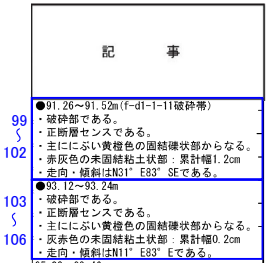
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



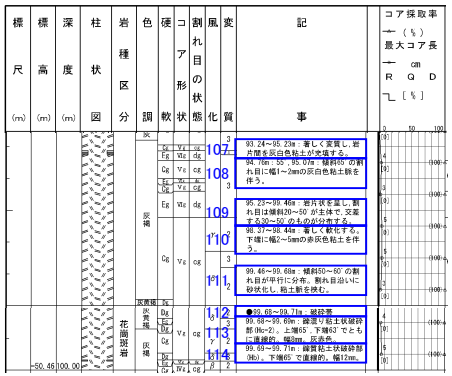
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
99～102	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，幅の膨縮が著しく，直線性に乏しいことから，"カタクレーサイトからなる"と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
103～106	・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・粘土を挟在するが，幅の膨縮が著しく，直線性に乏しいことから，"カタクレーサイトからなる"と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H24-D1-1

委託報告書
（平成25年）



設置許可申請書案

	記事
109	95.23～99.46m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112 ～ 114	●99.68～99.71m ・破砕部である。 ・正断層センスが推定される。 ・灰白～にぶい黄橙色の線選り粘土状～礫質粘土状を呈する。 ・灰赤～にぶい黄橙色粘土：累計厚8mm ・傾斜は65°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
109	95.23～99.46m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112 ～ 114	●99.68～99.71m ・破砕部である。 ・正断層センスが推定される。 ・灰白～にぶい黄橙色の線選り粘土状～礫質粘土状を呈する。 ・灰赤～にぶい黄橙色粘土：累計厚8mm ・傾斜は65°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
109	95.23～99.46m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112 ～ 114	●99.68～99.71m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰赤色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・上端境界の傾斜は65°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
109	95.23～99.46m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112 ～ 114	●99.68～99.71m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰赤色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・上端境界の傾斜は65°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
109	95.23～99.46m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112 ～ 114	●99.68～99.71m ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰赤色の未固結粘土状部：累計幅0.8cm ・上端境界の傾斜は65°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107,108	・変質の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・一部の粘土は直線的であるが周囲の岩盤に劣化が認められないことや大部分は連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—	—
109	・"コア形状"欄に基づき，角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
110	・軟化の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・一部に粘土を伴うが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
111	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部砂状化し粘土脈を挟むが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—	—
112～114	・肉眼観察の結果に基づき，"正断層センスが推定される"と記載。 ・性状，色調，粘土の累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った，地盤安定解析用の物性値設定を目的とした破砕部の再観察の結果に基づき記載。 ・上端境界と下端境界の見かけの傾斜が同じであることから，"傾斜は65° である"と記載。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・申請書の粒度，色調，粘土幅については，破砕部内の粘土(細脈を含む)及びその近傍に着目した局所的な記載であるため反映させず。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 (誤記)最新活動面の見かけの傾斜を示すため，"下端境界の"と書くべきところを誤って"上端境界の"と記載。	変更なし	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

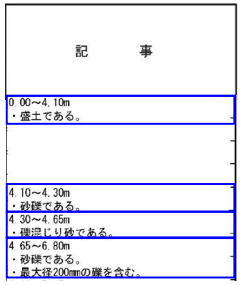
余白

H27-B-1

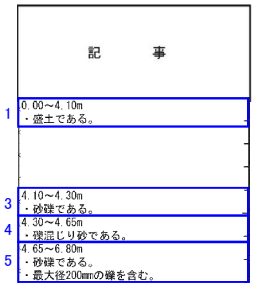
余白

H27-B-1

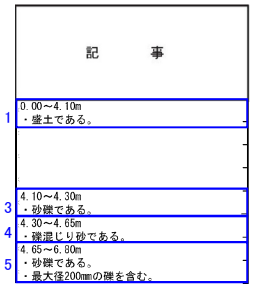
設置許可申請書案



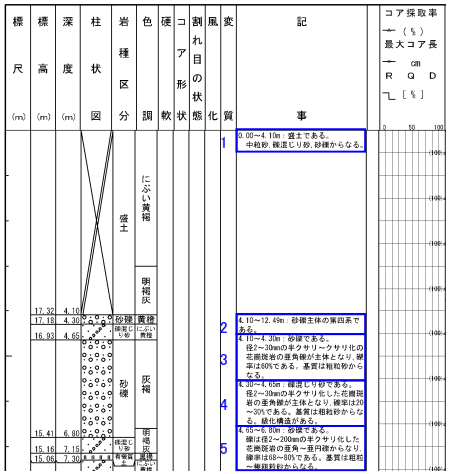
設置許可申請書
（平成27年11月）



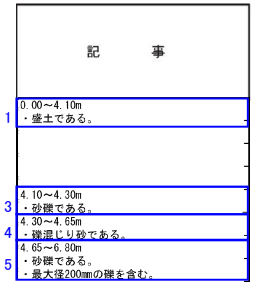
審査資料
（平成29年12月22日）



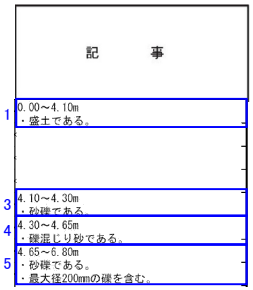
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



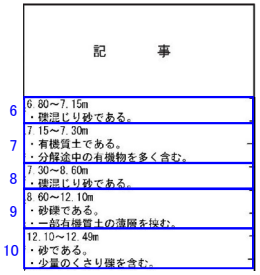
審査資料
（令和2年2月7日）



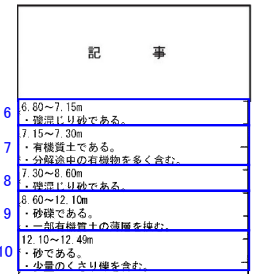
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・盛土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分は追記せず。	変更なし
2	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することにしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
3	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし
4	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし
5	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，礫径以外は追記せず。	変更なし

H27-B-1

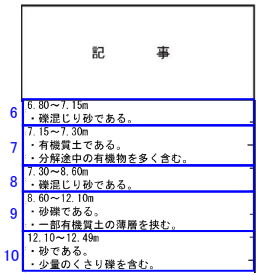
設置許可申請書案



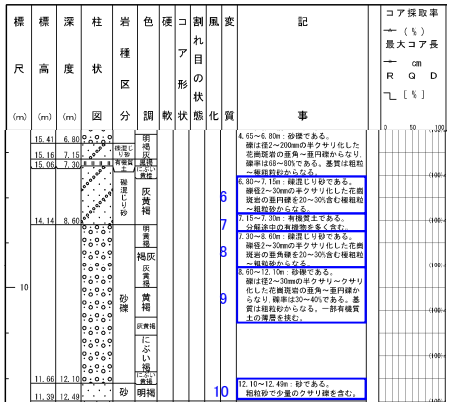
設置許可申請書
（平成27年11月）



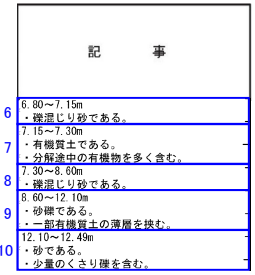
審査資料
（平成29年12月22日）



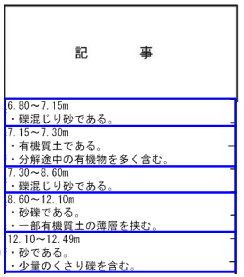
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



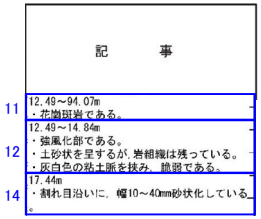
審査資料
（令和2年2月7日）



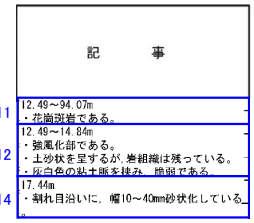
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし
7	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
8	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，有機質土の薄層以外は追記せず。	変更なし
10	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-1

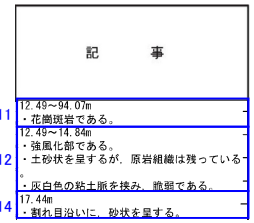
設置許可申請書案



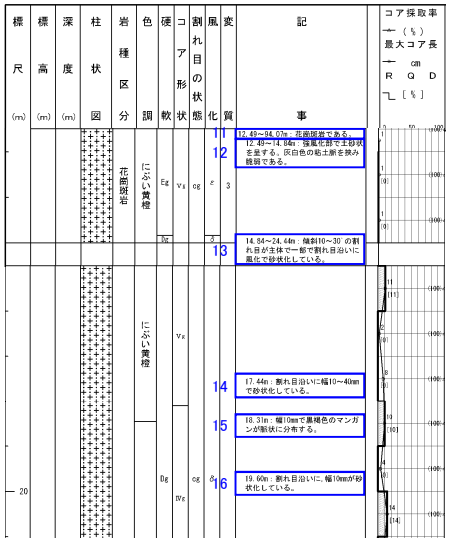
設置許可申請書
（平成27年11月）



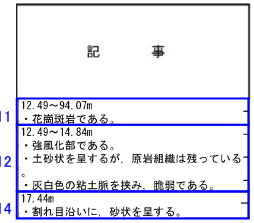
審査資料
（平成29年12月22日）



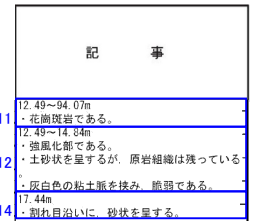
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



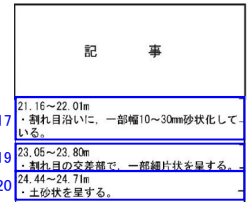
審査資料
（令和2年2月7日）



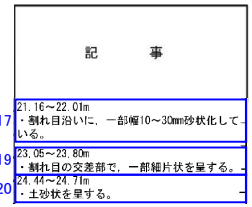
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
12	変更なし	・表現の見直し(岩組織→原岩組織)。	・風化の程度を記載。 ・土砂状の区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・原岩組織の残留について，コア写真から読み取り補足。	変更なし
13	—	—	・岩盤表層の劣化状況を一括記載。	・岩片の劣化状況については，特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。	—
14	変更なし	・砂状化の幅については，ばらつきがあるため削除。	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状化の幅については，ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
15	—	—	・割れ目について記載(マンガン脈の挟在)。	・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	—
16	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

H27-B-1

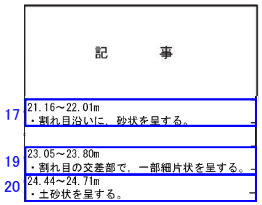
設置許可申請書案



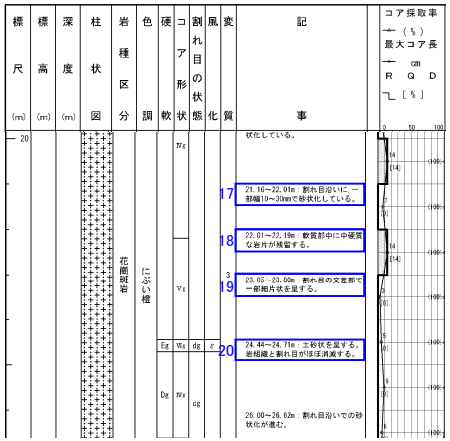
設置許可申請書
（平成27年11月）



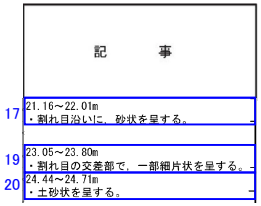
審査資料
（平成29年12月22日）



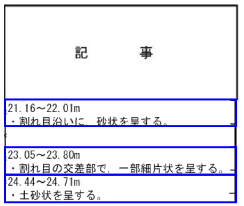
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



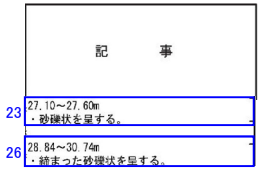
審査資料
（令和2年2月7日）



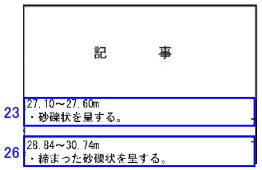
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	変更なし	・砂状化の幅については，ばらつきがあるため削除。	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂状化の幅については，ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
18	—	—	・硬軟の分布状況を記載。	・局所的に挟まれる良好な岩片の記載については，補足的なものであるため追記せず(軟質部中の中硬質な岩片)。	—
19	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
20	変更なし	変更なし	・土砂状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-1

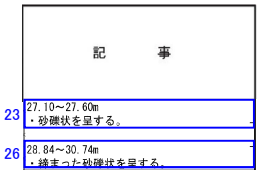
設置許可申請書案



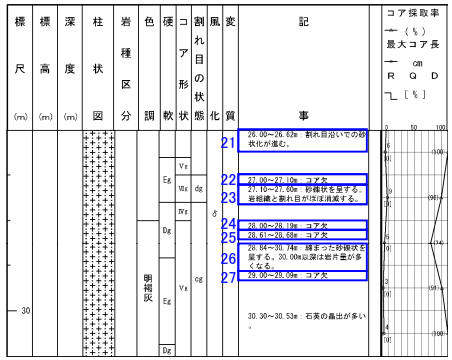
設置許可申請書
（平成27年11月）



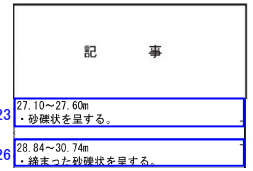
審査資料
（平成29年12月22日）



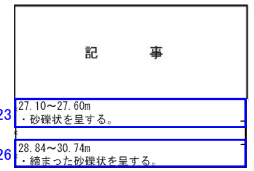
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



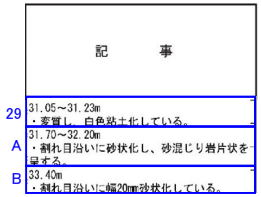
審査資料
（令和2年2月7日）



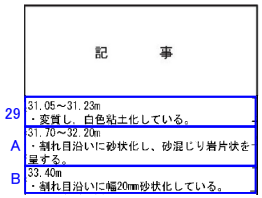
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
22	—	—	・コア欠区間を記載。	・コア欠区間については，ボアホールテレビによる観察結果から，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため，コア写真で示すこととし追記せず。	—
23	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
24	—	—	・コア欠区間を記載。	・コア欠区間については，ボアホールテレビによる観察結果から，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため，コア写真で示すこととし追記せず。	—
25	—	—	・コア欠区間を記載。	・コア欠区間については，ボアホールテレビによる観察結果から，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため，コア写真で示すこととし追記せず。	—
26	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。 ・岩片量の傾向を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・岩片量の傾向については，当該区間の周囲と明確な差異がないため追記せず。	変更なし
27	—	—	・コア欠区間を記載。	・コア欠区間については，ボアホールテレビによる観察結果から，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないため，コア写真で示すこととし追記せず。	—

H27-B-1

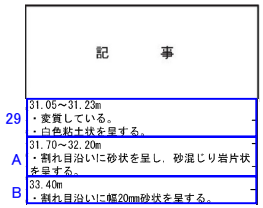
設置許可申請書案



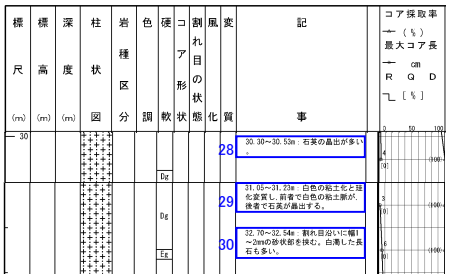
設置許可申請書
（平成27年11月）



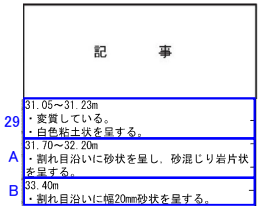
審査資料
（平成29年12月22日）



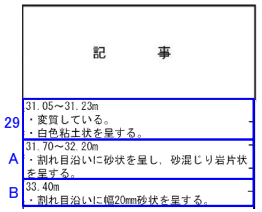
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



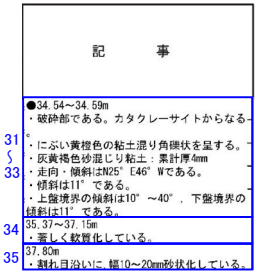
審査資料
（令和2年2月7日）



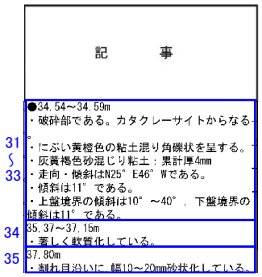
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
28	—	—	・花崗斑岩中の鉱物組成を記載。	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
29	変更なし	変更なし	・変質し粘土状を呈する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
30	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。 ・長石の白濁化を記載。	・一部で砂状化が見られるが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・長石の白濁化については，風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
B	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-1

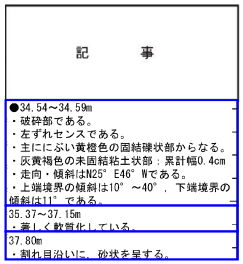
設置許可申請書案



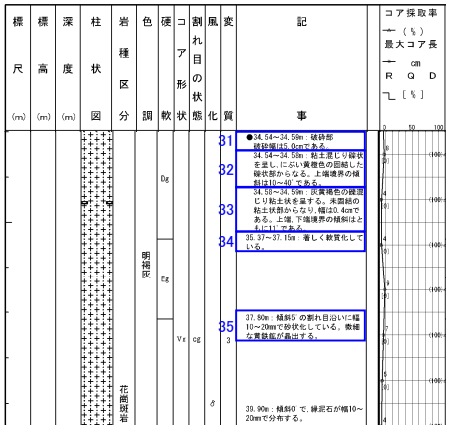
設置許可申請書
（平成27年11月）



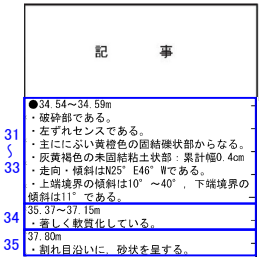
審査資料
（平成29年12月22日）



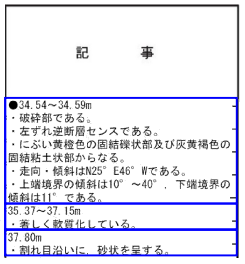
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



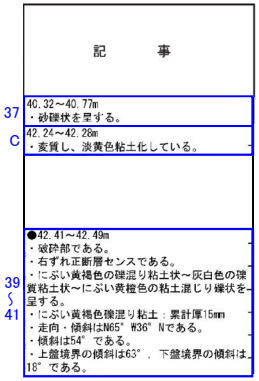
審査資料
（令和2年2月7日）



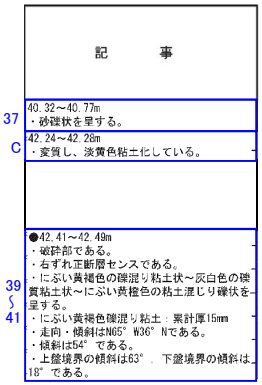
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31～33	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は11°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ逆断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
34	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
35	変更なし	・砂状化の幅については，ばらつきがあるため削除。	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化，鉱物の晶出)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-1

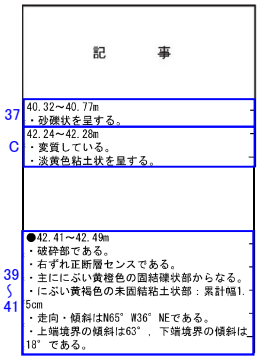
設置許可申請書案



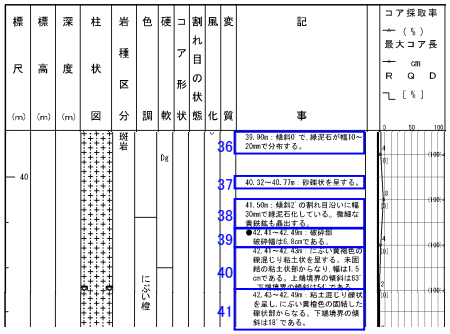
設置許可申請書
（平成27年11月）



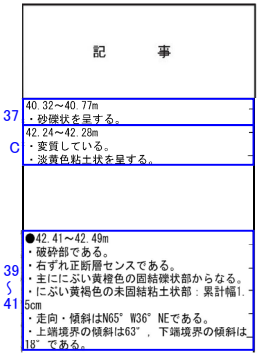
審査資料
（平成29年12月22日）



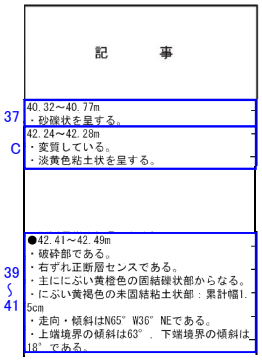
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



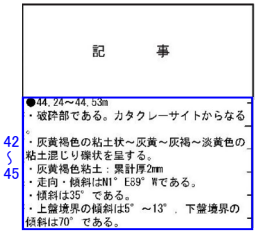
審査資料
（令和2年2月7日）



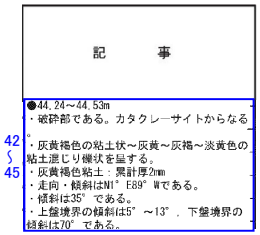
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	—	—	・花崗斑岩中の鉱物組成を記載。	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	—
37	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
38	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
C	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
39～41	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(36° N→36° NE)。 ・"傾斜は54° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-1

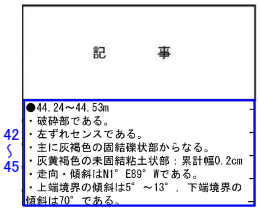
設置許可申請書案



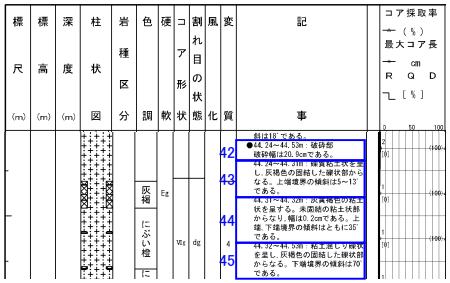
設置許可申請書
（平成27年11月）



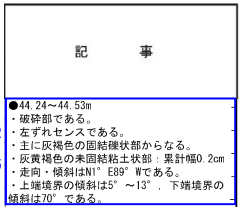
審査資料
（平成29年12月22日）



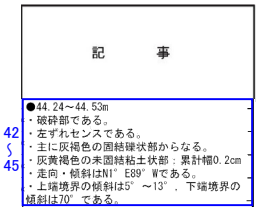
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



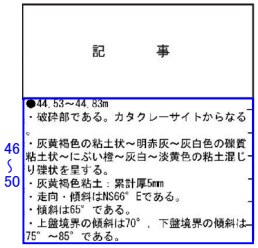
審査資料
（令和2年2月7日）



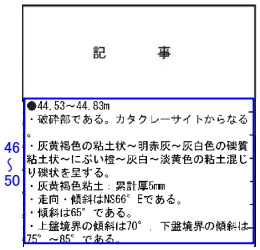
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42～45	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は35° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）

H27-B-1

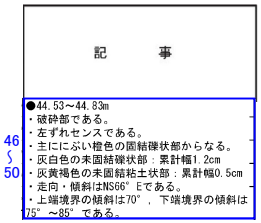
設置許可申請書案



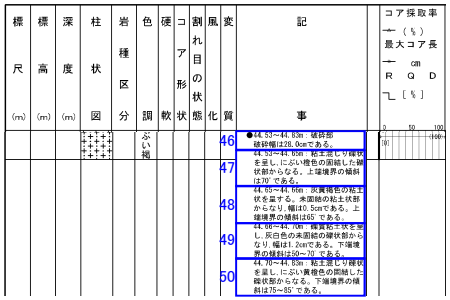
設置許可申請書
（平成27年11月）



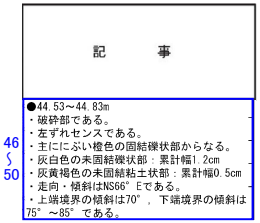
審査資料
（平成29年12月22日）



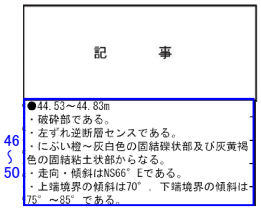
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



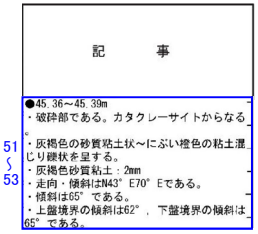
審査資料
（令和2年2月7日）



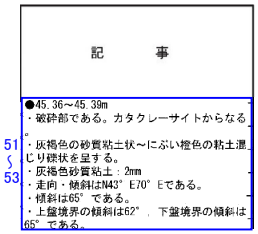
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46～50	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は65° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結礫状部の色調として，にぶい橙色と書くべきところを誤ってにぶい黄橙色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ逆断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-1

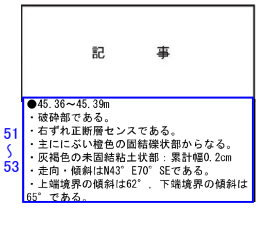
設置許可申請書案



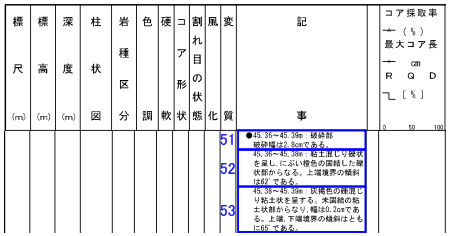
設置許可申請書
（平成27年11月）



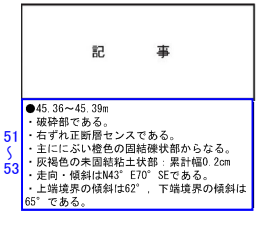
審査資料
（平成29年12月22日）



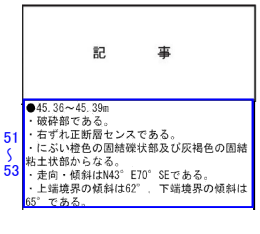
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



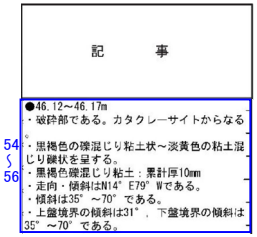
審査資料
（令和2年2月7日）



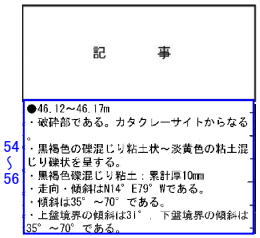
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51～53	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(70°E→70°SE)。 ・"傾斜は65°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-1

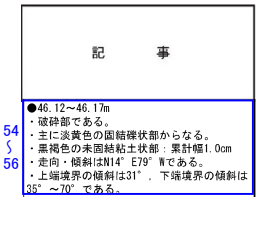
設置許可申請書案



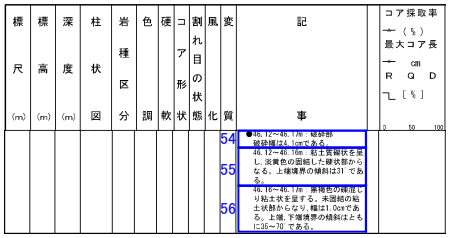
設置許可申請書
（平成27年11月）



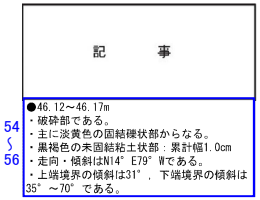
審査資料
（平成29年12月22日）



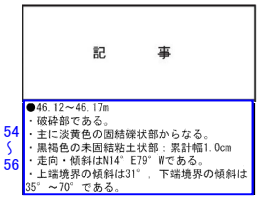
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



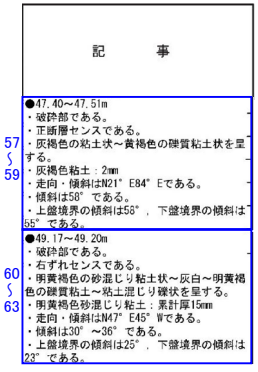
審査資料
（令和2年2月7日）



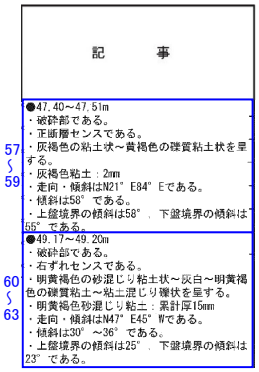
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54～56	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は35° ～70° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-1

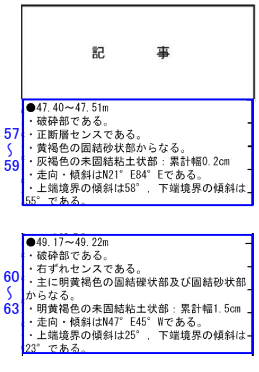
設置許可申請書案



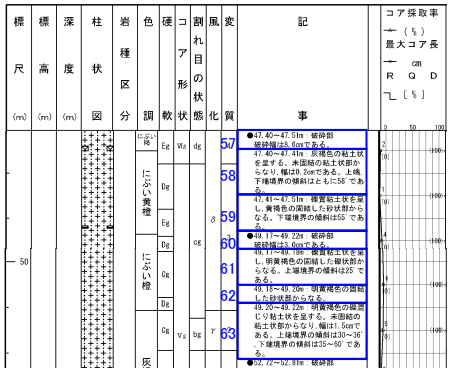
設置許可申請書
（平成27年11月）



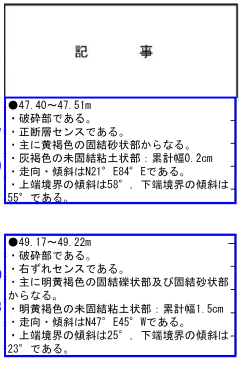
審査資料
（平成29年12月22日）



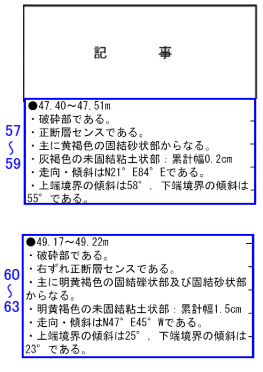
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



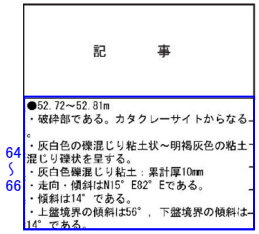
審査資料
（令和2年2月7日）



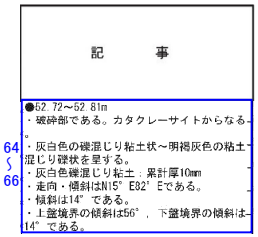
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57～59	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は58°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・記載の適正化(黄褐色→主に黄褐色)。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
60～63	変更なし	・誤記修正(49.20m→49.22m)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は30°～36°である"との記載については，最新活動面の走向・傾斜を示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として，23°と書くべきところを誤って35～60°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス，審査会合（R1.10.11）にて説明済み)。 （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）

H27-B-1

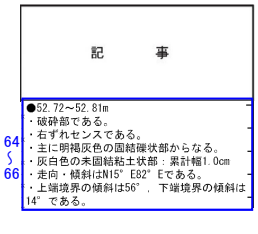
設置許可申請書案



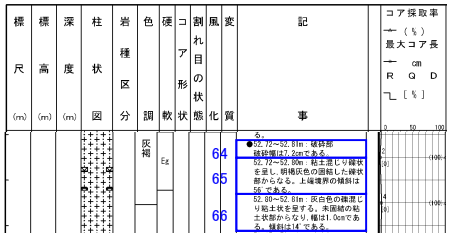
設置許可申請書
（平成27年11月）



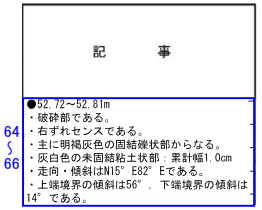
審査資料
（平成29年12月22日）



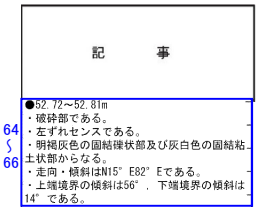
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



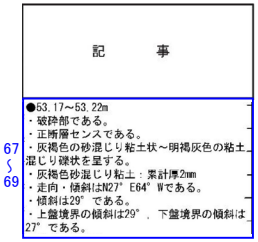
審査資料
（令和2年2月7日）



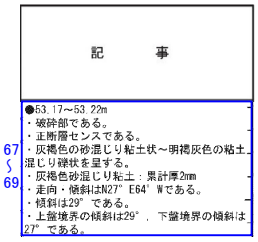
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64～66	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は14° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	・誤記修正（右ずれセンス→左ずれセンス）。 ・薄片観察に結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-1

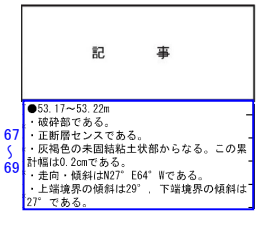
設置許可申請書案



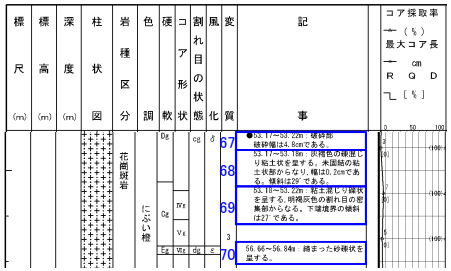
設置許可申請書
（平成27年11月）



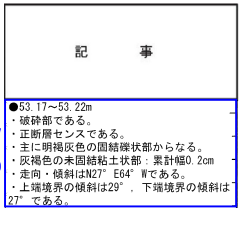
審査資料
（平成29年12月22日）



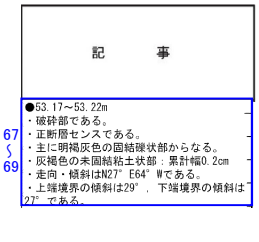
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



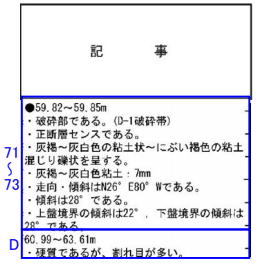
審査資料
（令和2年2月7日）



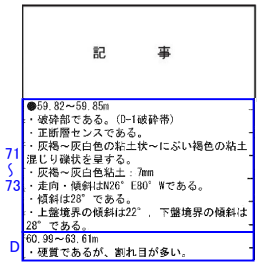
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67～69	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は29°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・誤記修正("主に明褐灰色の固結礫状部からなる"の追加)。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
70	—	—	・砂礫状の区間を記載。	・砂礫状を呈するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H27-B-1

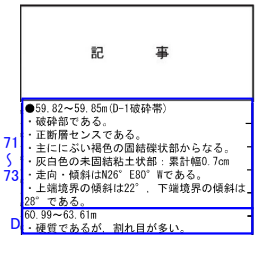
設置許可申請書案



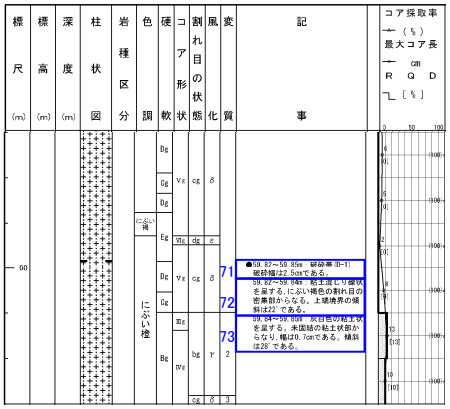
設置許可申請書
（平成27年11月）



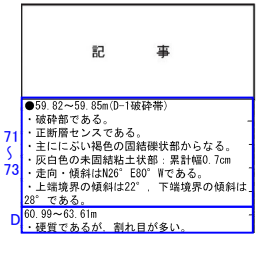
審査資料
（平成29年12月22日）



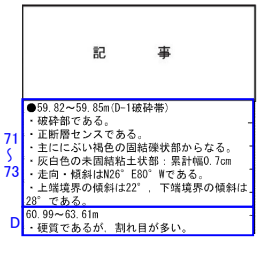
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



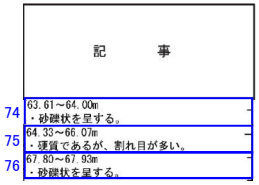
審査資料
（令和2年2月7日）



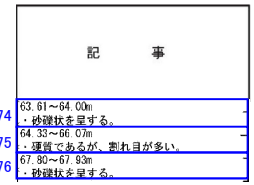
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71～73	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は28° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。	変更なし
D	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-B-1

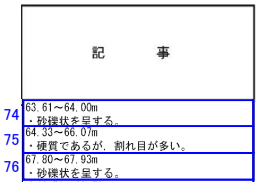
設置許可申請書案



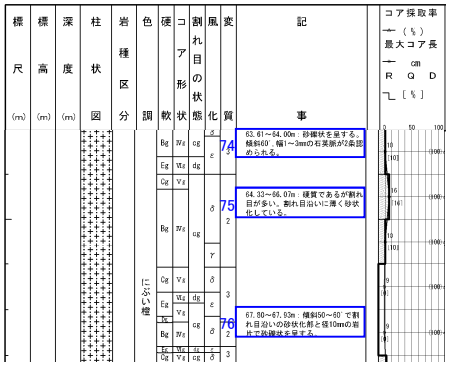
設置許可申請書
（平成27年11月）



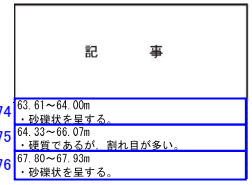
審査資料
（平成29年12月22日）



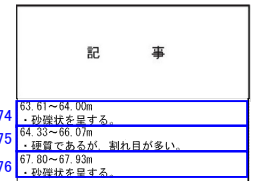
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



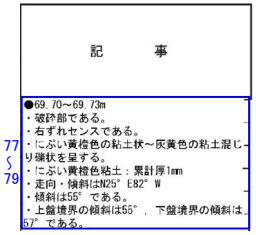
審査資料
（令和2年2月7日）



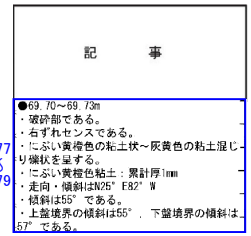
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。 ・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
75	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で砂状化が見られるが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
76	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間とその粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粒度組成については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-1

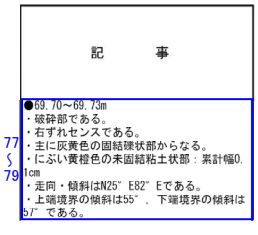
設置許可申請書案



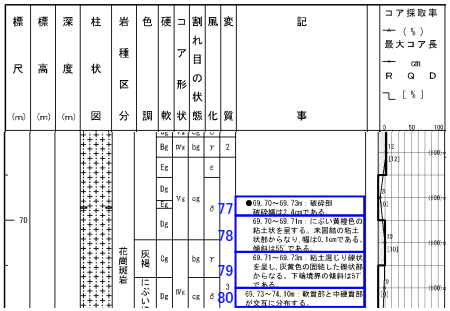
設置許可申請書
（平成27年11月）



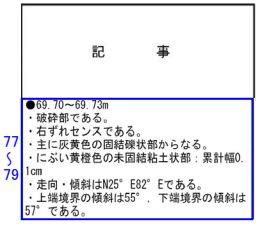
審査資料
（平成29年12月22日）



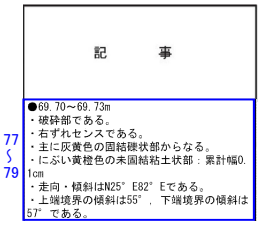
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



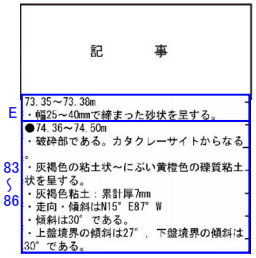
審査資料
（令和2年2月7日）



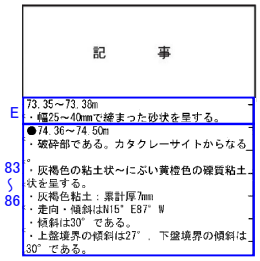
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
77～79	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N25°E82°W→N25°E82°E)。 ・"傾斜は55°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし （※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく）
80	—	—	・硬軟の分布状況を記載。	・硬軟の異なる岩盤の出現状況については，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-1

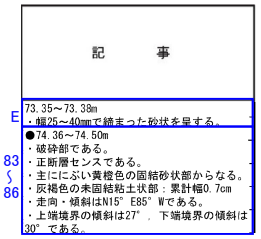
設置許可申請書案



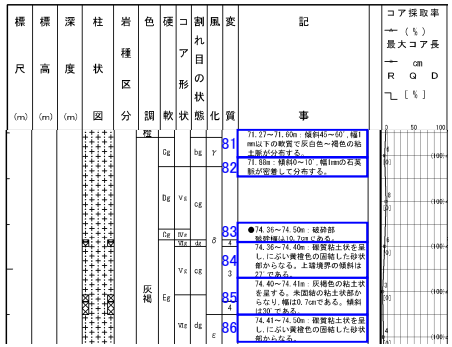
設置許可申請書
（平成27年11月）



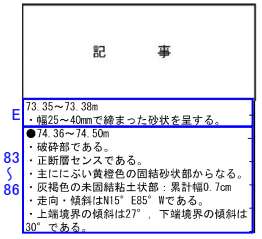
審査資料
（平成29年12月22日）



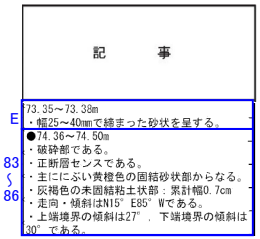
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



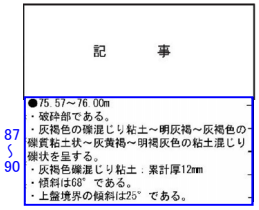
審査資料
（令和2年2月7日）



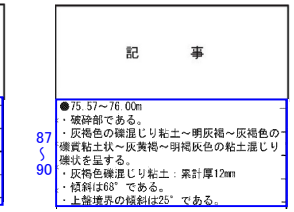
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	—	—	・粘土脈を記載。	・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
82	—	—	・石英脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
E	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
83～86	変更なし (誤記)下端境界の見かけの傾斜として，"不明"と書くべきところを誤って30°と記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N15° E87° W→N15° E85° W)。 ・"傾斜は30° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-1

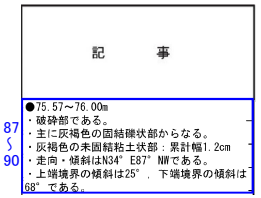
設置許可申請書案



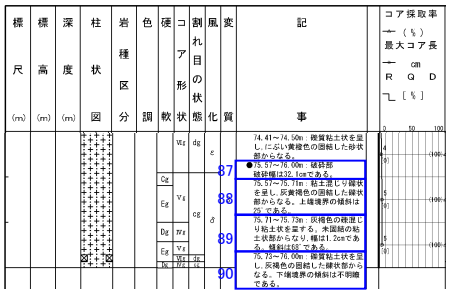
設置許可申請書
（平成27年11月）



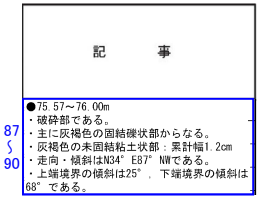
審査資料
（平成29年12月22日）



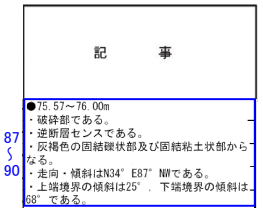
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



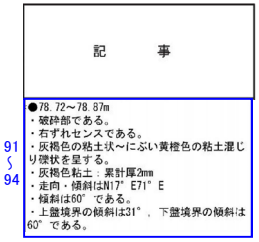
審査資料
（令和2年2月7日）



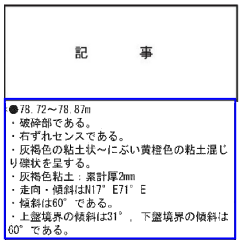
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87～90	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 (誤記)上記再観察で見直した下端境界の見かけの傾斜として，“不明”と書くべきところを誤って68°と記載。 ・“傾斜は68°である”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕幅として，18.2cmと書くべきところを誤って32.1cmと記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・固結礫状部の色調として，灰褐色と書くべきところを誤って灰黄褐色と記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-1

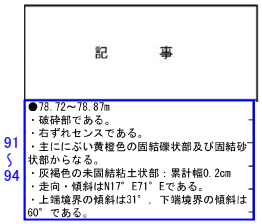
設置許可申請書案



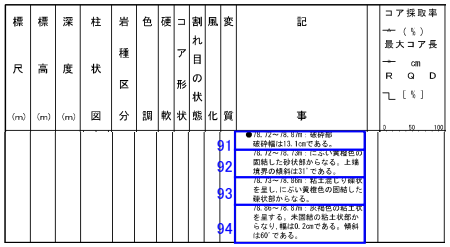
設置許可申請書
（平成27年11月）



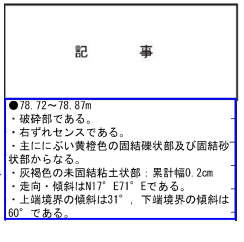
審査資料
（平成29年12月22日）



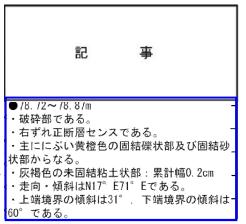
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



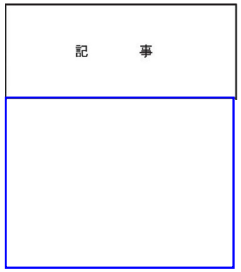
審査資料
（令和2年2月7日）



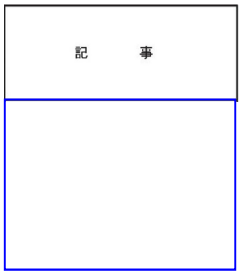
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91～94	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は60° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-1

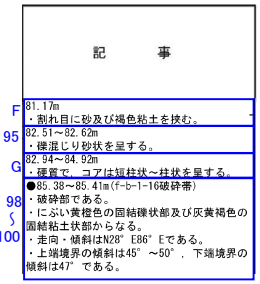
設置許可申請書案



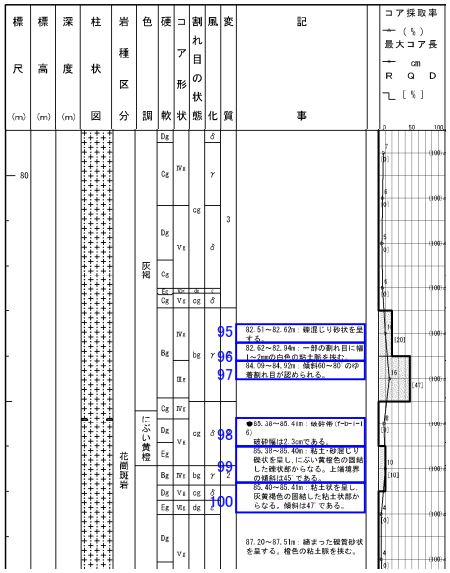
設置許可申請書
（平成27年11月）



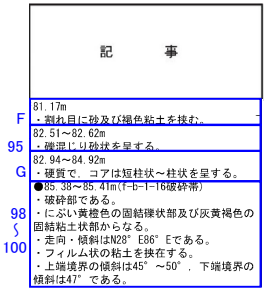
審査資料
（平成29年12月22日）



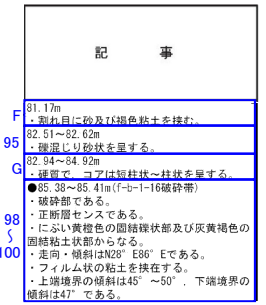
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



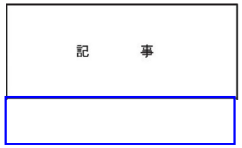
審査資料
（令和2年2月7日）



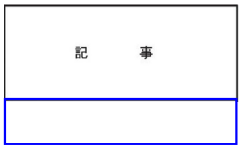
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
F	—	記載漏れを修正	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
95	—	記載漏れを修正	・礫混じり砂状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
G	—	記載漏れを修正	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
96	—	—	・割れ目について記載(粘土脈の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
97	—	—	・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
98～100	—	記載漏れを修正	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として，45°～50°と書くべきところを誤って45°と記載。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-1

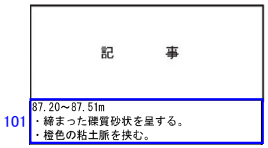
設置許可申請書案



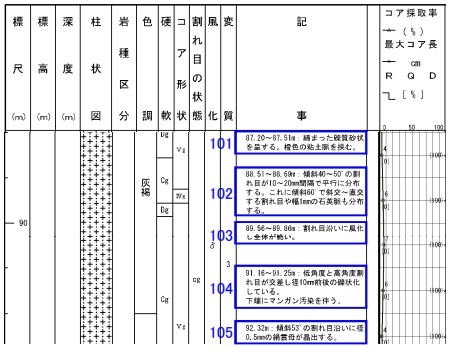
設置許可申請書
（平成27年11月）



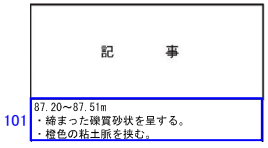
審査資料
（平成29年12月22日）



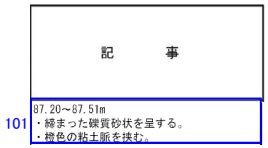
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



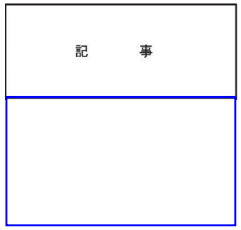
審査資料
（令和2年2月7日）



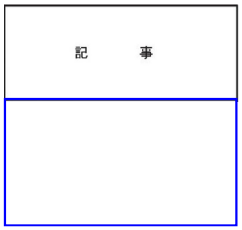
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	—	記載漏れを修正	・礫質砂状の区間を記載。 ・粘土脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
102	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・石英脈を記載。	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため追記せず。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
103	—	—	・風化を伴う脆弱化の程度を記載。	・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
104	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化，マンガン汚染)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	—
105	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—

H27-B-1

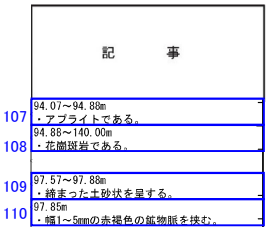
設置許可申請書案



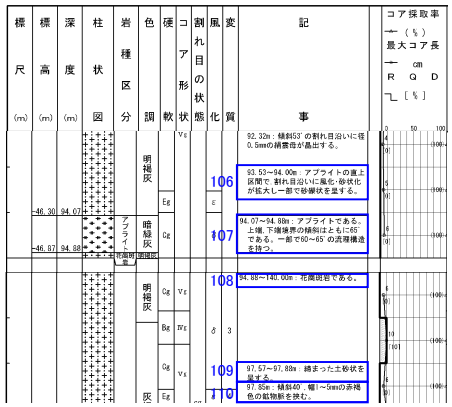
設置許可申請書
（平成27年11月）



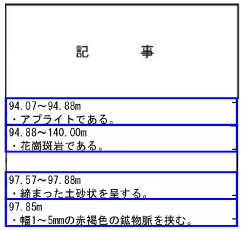
審査資料
（平成29年12月22日）



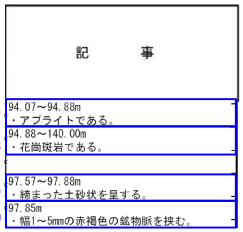
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



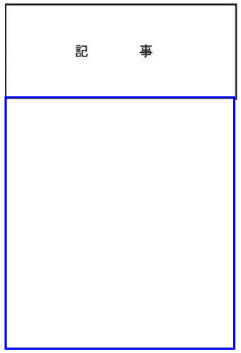
審査資料
（令和2年2月7日）



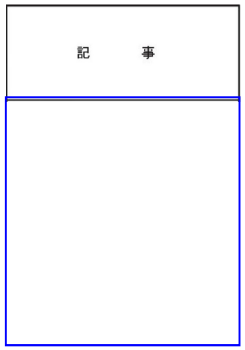
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
106	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化，砂～礫状化)。	・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目沿いに砂～礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
107	—	記載漏れを修正	・アプライトの区間深度，境界傾斜，流理構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界傾斜や流理構造については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
108	—	記載漏れを修正	・花崗斑岩区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
109	—	記載漏れを修正	・土砂状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
110	—	記載漏れを修正	・鉱物脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-1

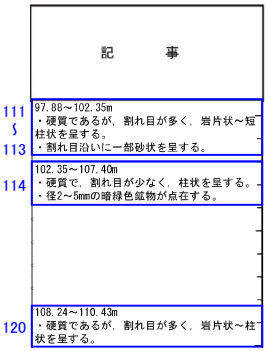
設置許可申請書案



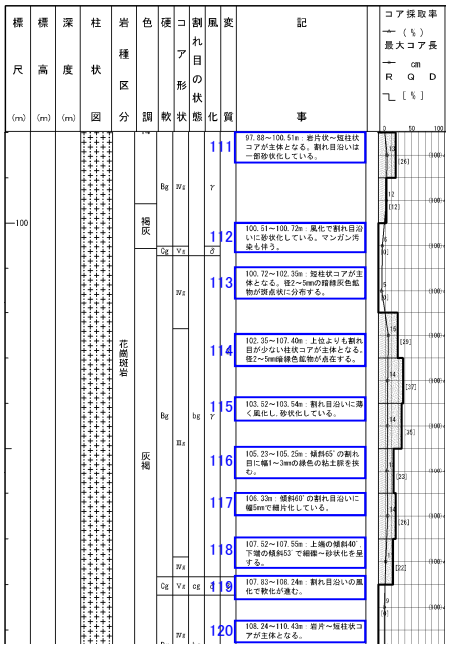
設置許可申請書
（平成27年11月）



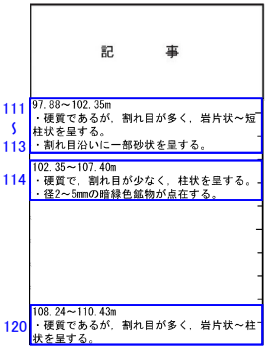
審査資料
（平成29年12月22日）



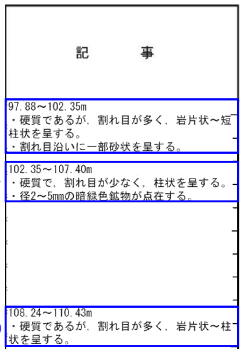
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



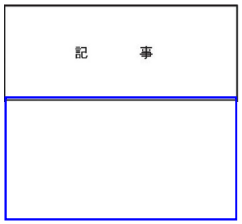
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111〜113	—	記載漏れを修正	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化，マンガン汚染)。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・マンガン汚染や鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
114	—	記載漏れを修正	・割れ目の発達の程度を記載。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき硬質と追記。	変更なし
115	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化，砂状化)。	・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるため追記せず。 ・一部で砂状化が見られるが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
116	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部で粘土を挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
117	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・細片化が見られるが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
118	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細礫〜砂状化)。	・割れ目間で脆弱化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
119	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化，軟化)。	・風化や軟化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	記載漏れを修正	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき硬質と追記。	変更なし

H27-B-1

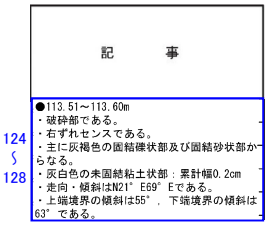
設置許可申請書案



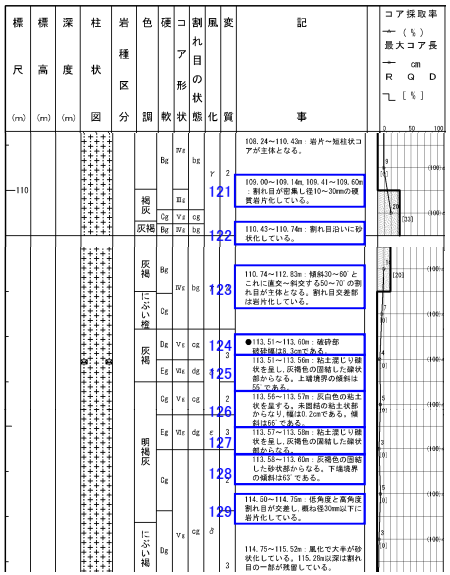
設置許可申請書
（平成27年11月）



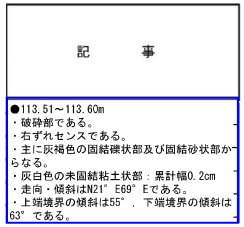
審査資料
（平成29年12月22日）



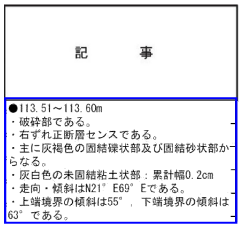
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



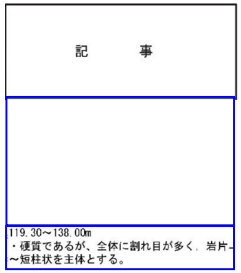
審査資料
（令和2年2月7日）



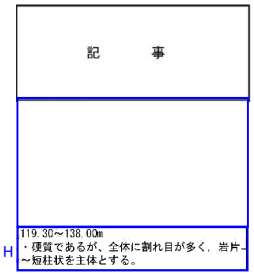
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
122	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
123	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
124〜128	—	記載漏れを修正	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
129	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-1

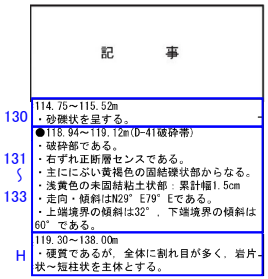
設置許可申請書案



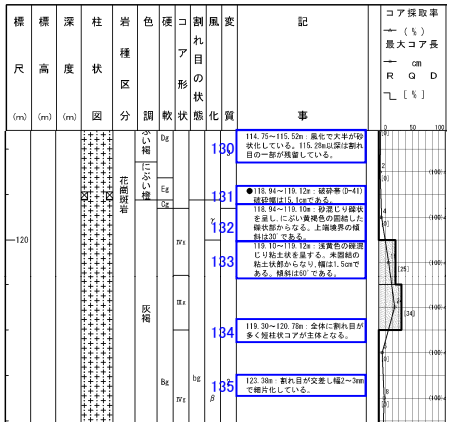
設置許可申請書
（平成27年11月）



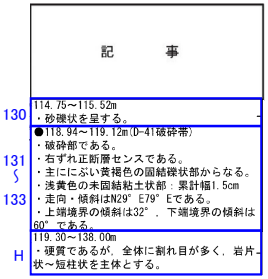
審査資料
（平成29年12月22日）



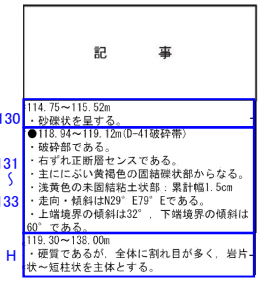
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



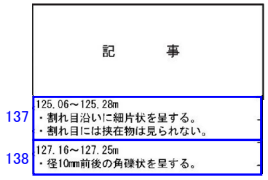
審査資料
（令和2年2月7日）



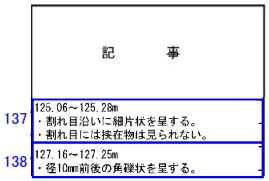
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130	—	記載漏れを修正	・砂状の区間を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき砂礫状と記載。	変更なし
131～133	—	記載漏れを修正	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として，32°と書くべきところを誤って30°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
H	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
134	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
135	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・細片化が見られるが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H27-B-1

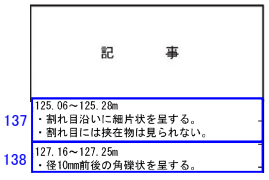
設置許可申請書案



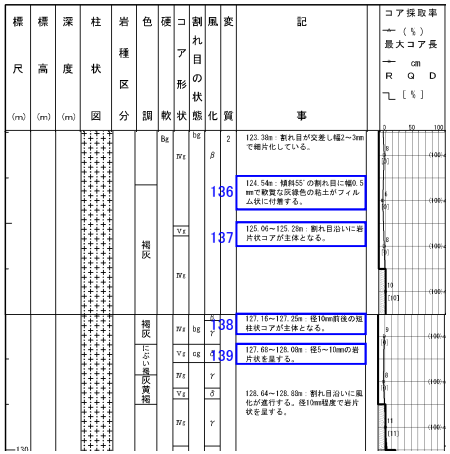
設置許可申請書
（平成27年11月）



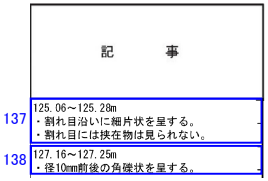
審査資料
（平成29年12月22日）



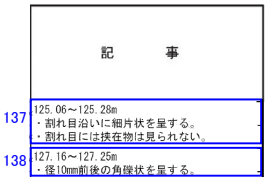
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



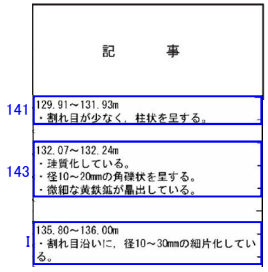
審査資料
（令和2年2月7日）



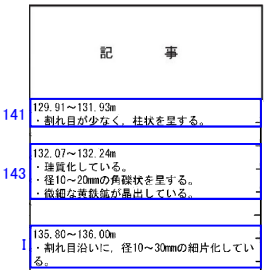
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
136	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土の挟在が見られるが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
137	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの岩片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・挟在物の有無について追記。	変更なし
138	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
139	—	—	・岩片状の区間を記載。	・岩片状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

H27-B-1

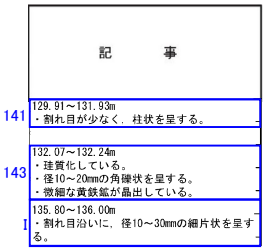
設置許可申請書案



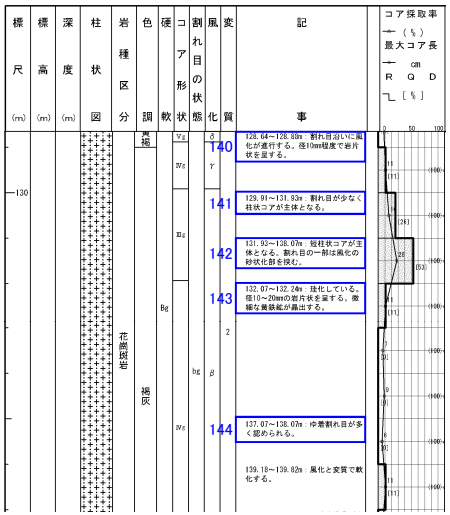
設置許可申請書
（平成27年11月）



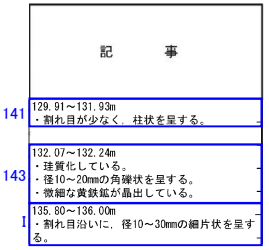
審査資料
（平成29年12月22日）



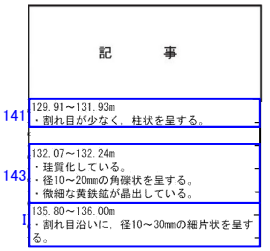
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



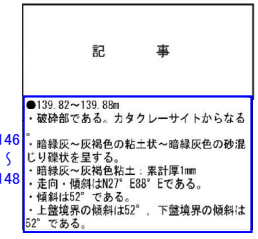
審査資料
（令和2年2月7日）



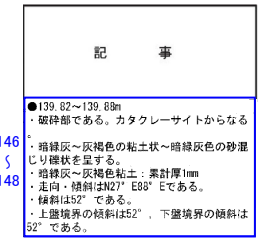
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
140	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化，岩片化)。	・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるため追記せず。 ・岩片状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
141	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
142	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化，砂状化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部割れ目沿いで砂状化するが幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
143	変更なし	変更なし	・珪化する岩片状の区間を記載。 ・鉱物の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
I	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
144	—	—	・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	・ゆ着割れ目については，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-1

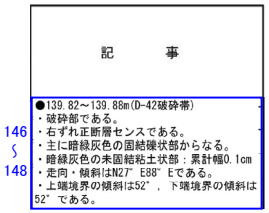
設置許可申請書案



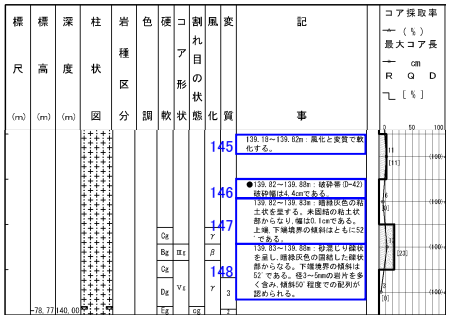
設置許可申請書
（平成27年11月）



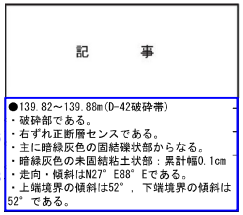
審査資料
（平成29年12月22日）



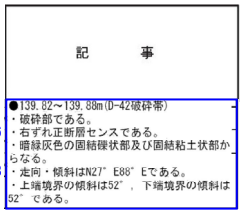
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22) ⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
145	—	—	・風化・変質により軟化する区間を記載。	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
146～148	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は52° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・"岩片が配列する"との記載については，補足的なものであるため追記せず。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-2

余白

H27-B-2

設置許可申請書案

	記事
1	0.00～0.70m ・コンクリートである。
2	0.70～12.33m ・盛土である。 ・最上部300mmは砕石である。

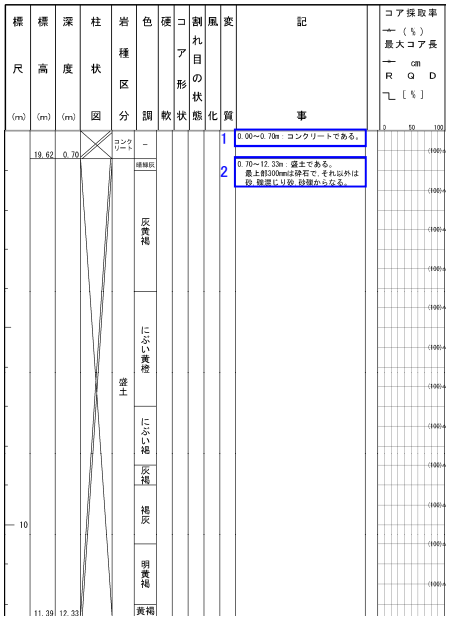
設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
1	0.00～0.70m ・コンクリートである。
2	0.70～12.33m ・盛土である。 ・最上部300mmは砕石である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
1	0.00～0.70m ・コンクリートである。
2	0.70～12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
1	0.00～0.70m ・コンクリートである。
2	0.70～12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。

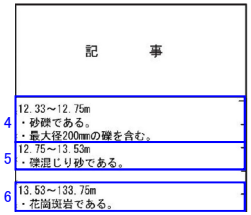
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
1	0.00～0.70m ・コンクリートである。
2	0.70～12.33m ・盛土である。 ・最上部の幅30cmは砕石である。

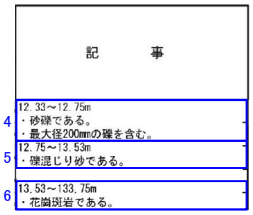
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	コンクリートの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
2	変更なし	・表現の見直し(mm→cm)。	盛土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分は追記せず。	変更なし

H27-B-2

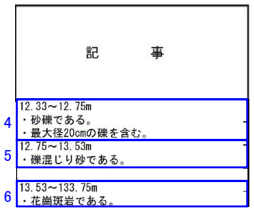
設置許可申請書案



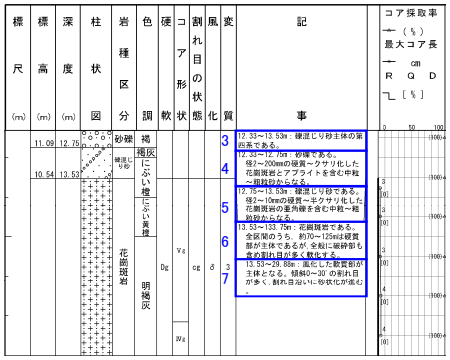
設置許可申請書
（平成27年11月）



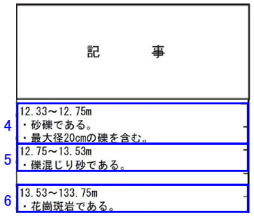
審査資料
（平成29年12月22日）



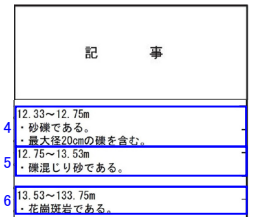
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



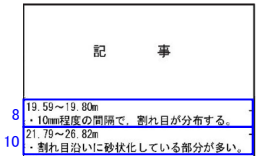
審査資料
（令和2年2月7日）



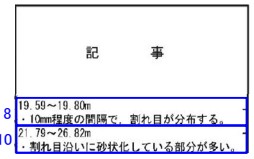
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
3	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することにしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
4	変更なし	・表現の見直し(mm→cm)。	・礫種，礫径，砂の粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし
5	変更なし	変更なし	・礫種，礫径，砂の粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし
6	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の岩盤状況や破砕部の分布を一括記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・花崗斑岩の岩盤状況や破砕部の有無等については，特徴的な部分を個別に記載することとしているため追記せず。	変更なし
7	—	—	・風化した軟質部の区間を記載。 ・割れ目の傾斜を記載。 ・割れ目沿いの砂状化を記載。	・軟質化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・砂の挟在については，顕著な部分は個別に記載している。	—

H27-B-2

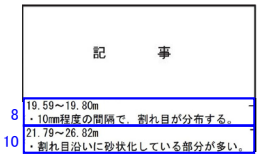
設置許可申請書案



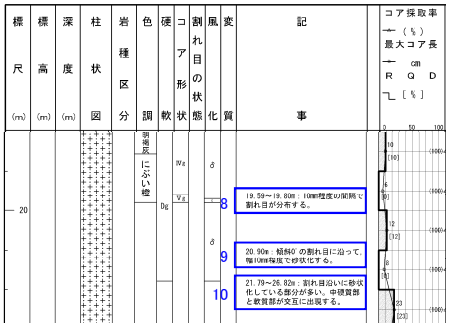
設置許可申請書
（平成27年11月）



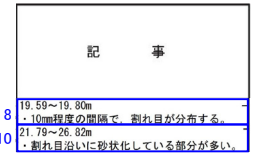
審査資料
（平成29年12月22日）



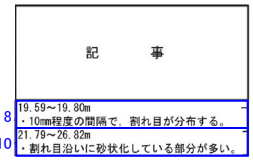
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



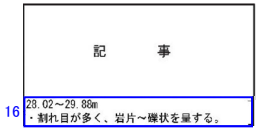
審査資料
（令和2年2月7日）



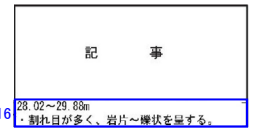
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目沿いに砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
10	変更なし	変更なし	・硬軟の分布状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の異なる岩盤の出現状況については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-2

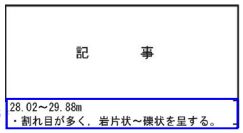
設置許可申請書案



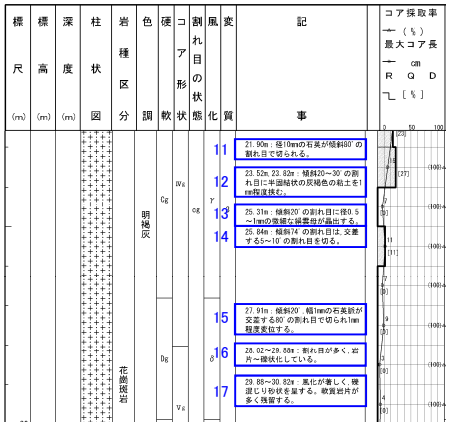
設置許可申請書
（平成27年11月）



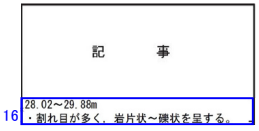
審査資料
（平成29年12月22日）



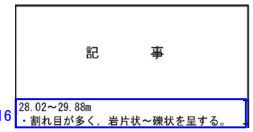
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



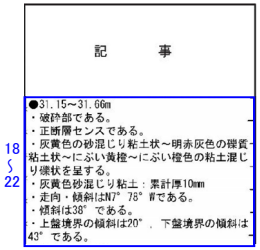
審査資料
（令和2年2月7日）



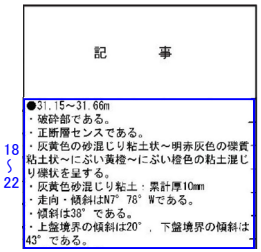
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	—	—	・割れ目について記載(石英を切る割れ目)。	・石英を切る箇所が不明であり，割れ目は直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
12	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
13	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・割れ目に晶出した鉱物については，補足的なものであるため追記せず。	—
14	—	—	・割れ目について記載(低角度割れ目を切る高角度割れ目)。	・低角度割れ目に変位がないため追記せず。	—
15	—	—	・割れ目について記載(石英脈の切断)。	・石英脈を切る箇所が不明瞭であり，割れ目は連続性に乏しいことから追記せず。	—
16	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
17	—	—	・風化が著しい区間を記載。	・風化の程度については，RQD，最大コア，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-2

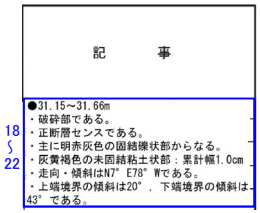
設置許可申請書案



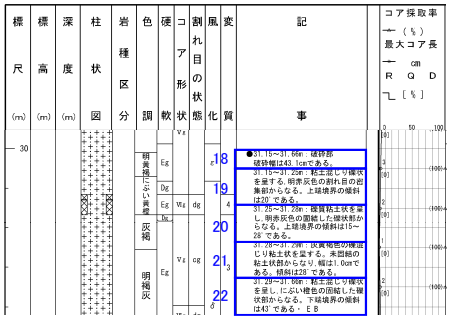
設置許可申請書
（平成27年11月）



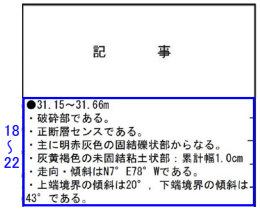
審査資料
（平成29年12月22日）



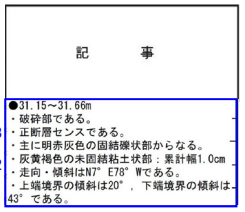
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



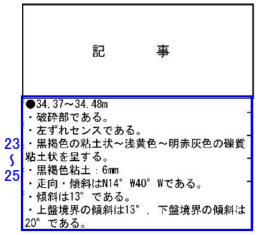
審査資料
（令和2年2月7日）



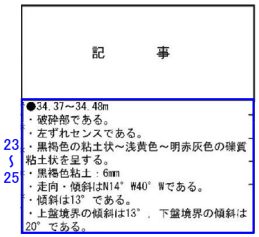
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18～22	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は38° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・誤記修正 (N7° 78W→N7° E78W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として，明赤灰色と書くべきところを誤ってにぶい橙色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

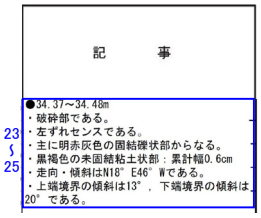
設置許可申請書案



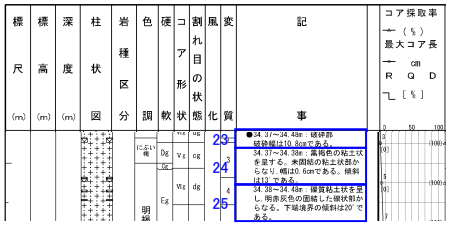
設置許可申請書
（平成27年11月）



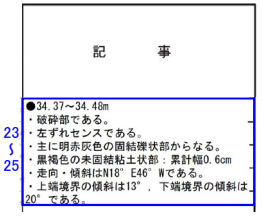
審査資料
（平成29年12月22日）



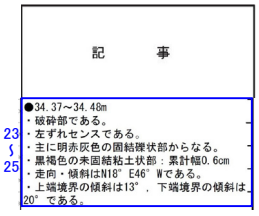
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



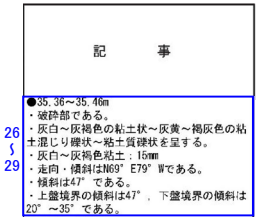
審査資料
（令和2年2月7日）



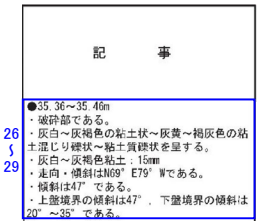
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23～25	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正 (N14°W40°W→N18°E46°W)。 ・"傾斜は13°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

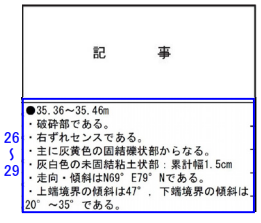
設置許可申請書案



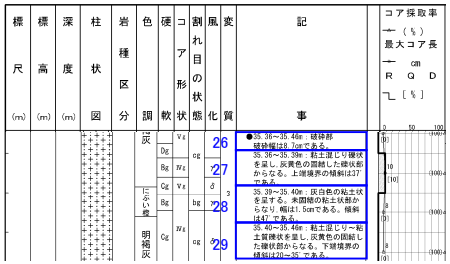
設置許可申請書
（平成27年11月）



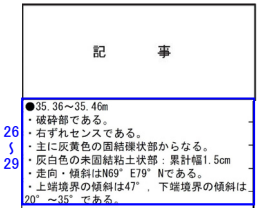
審査資料
（平成29年12月22日）



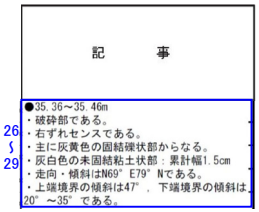
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



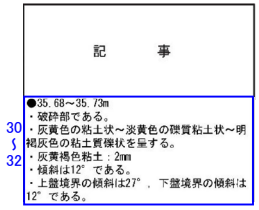
審査資料
（令和2年2月7日）



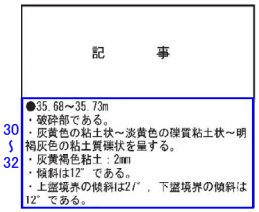
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26～29	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(79°W→79°N)。 ・"傾斜は47°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として，47°と書くべきところを誤って37°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

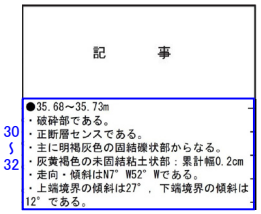
設置許可申請書案



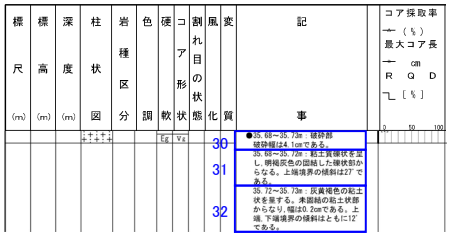
設置許可申請書
（平成27年11月）



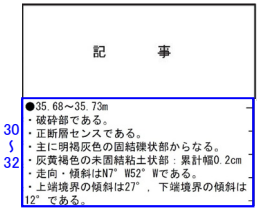
審査資料
（平成29年12月22日）



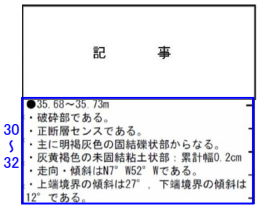
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



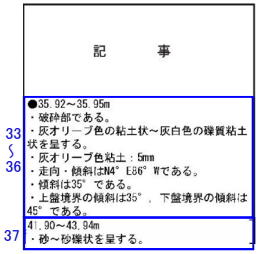
審査資料
（令和2年2月7日）



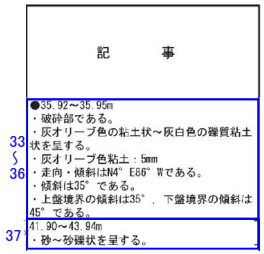
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30～32	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"傾斜は12°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

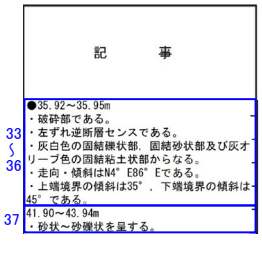
設置許可申請書案



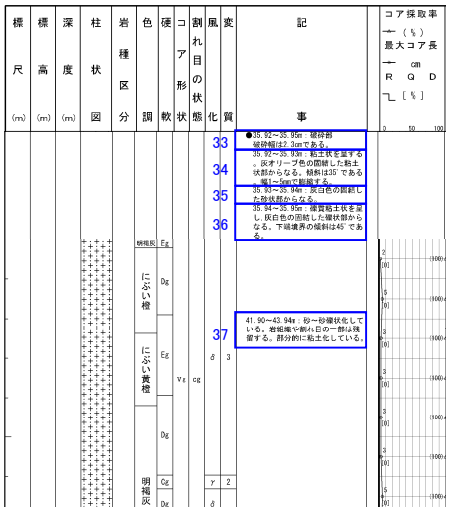
設置許可申請書
（平成27年11月）



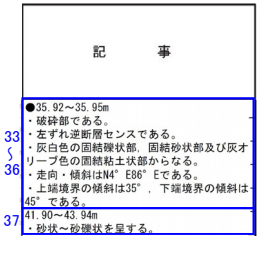
審査資料
（平成29年12月22日）



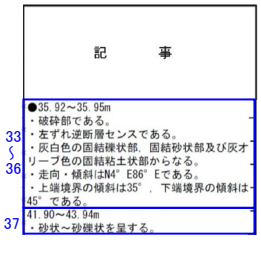
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



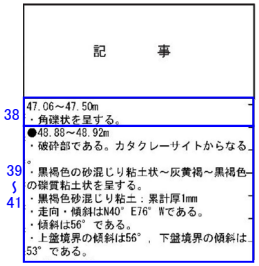
審査資料
（令和2年2月7日）



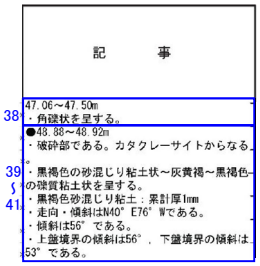
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33〜36	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正 (N4° E86° W→N4° E86° E)。 ・“傾斜は35° である”との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
37	変更なし	変更なし	・原岩組織の残留の程度を記載。 ・部分的な粘土化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。 ・一部に粘土を含むが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし

H27-B-2

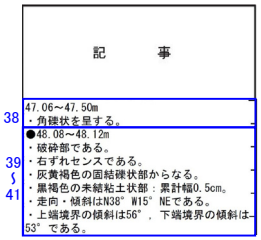
設置許可申請書案



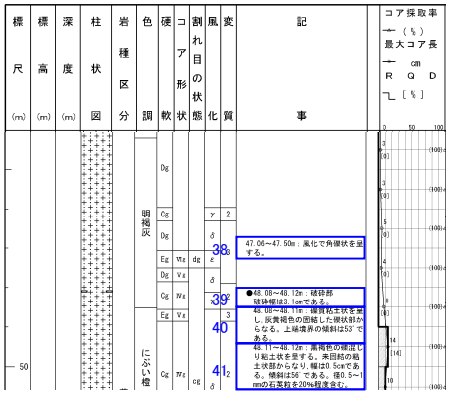
設置許可申請書
（平成27年11月）



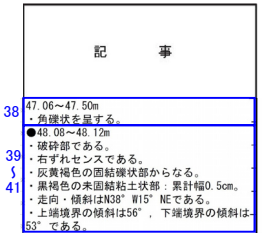
審査資料
（平成29年12月22日）



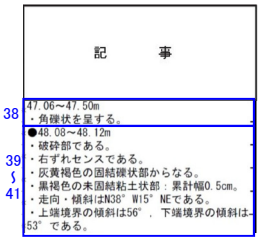
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



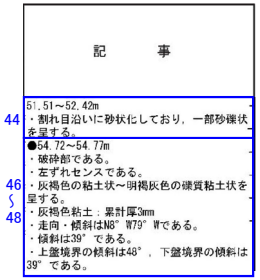
審査資料
（令和2年2月7日）



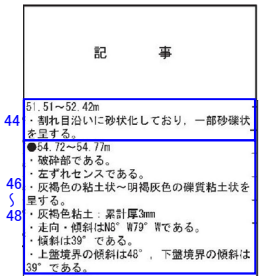
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	変更なし	変更なし	・角礫状の成因を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
39～41	変更なし (誤記)上端境界の見かけの傾斜として53°と書くべきところを誤って56°，下端境界の見かけの傾斜として56°と書くべきところを誤って53°と記載。	・誤記修正(48.88～48.92m→48.08～48.12m)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正 (N40°E76°W→N38°W15°NE)。 ・"傾斜は56°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・誤記修正(上端境界の傾斜は56°→上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は53°→下端境界の傾斜は56°)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・"石英粒を含む"との記載については，補足的なものであるため追記せず。 ・正しい上端境界，下端境界の傾斜の反映漏れ。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

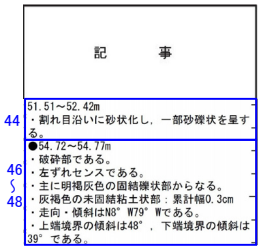
設置許可申請書案



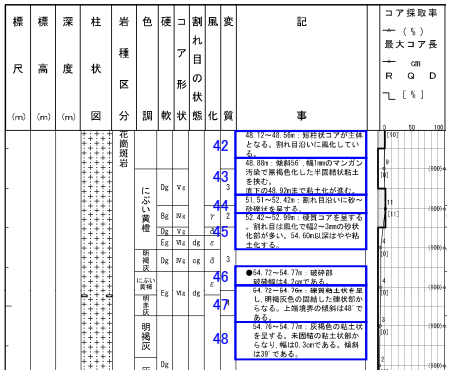
設置許可申請書
（平成27年11月）



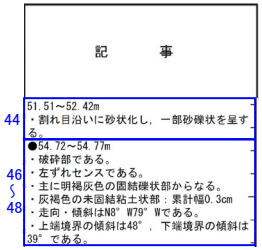
審査資料
（平成29年12月22日）



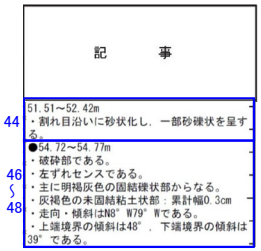
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



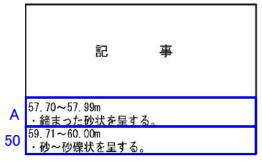
審査資料
（令和2年2月7日）



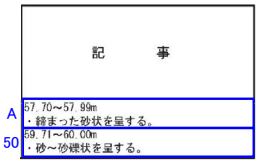
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目沿いの風化を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるのため追記せず。	—
43	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在，割れ目下位側の粘土状化)。	・粘土を挟在するが，低角度の割れ目に変位を与えておらず，連続性に乏しいことから追記せず。 ・割れ目下位側の粘土化については，周囲に比べて著しく粘土化しているものではないことから追記せず。	—
44	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂～砂状部を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
45	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂～粘土状化)。	・コアの硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに砂～粘土状を呈するが，連続性や直線性に乏しく，周囲に比べて著しく砂～粘土状化していないことから追記せず。	—
46～48	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は39° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

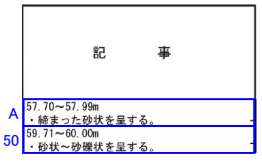
設置許可申請書案



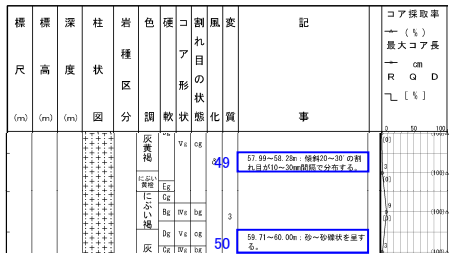
設置許可申請書
（平成27年11月）



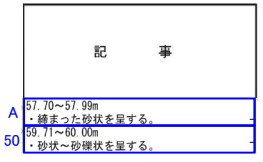
審査資料
（平成29年12月22日）



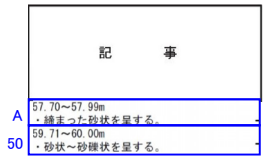
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



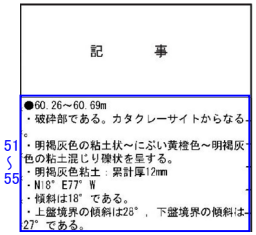
審査資料
（令和2年2月7日）



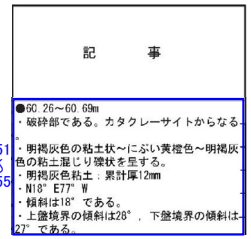
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし	変更なし	—	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
49	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
50	変更なし	変更なし	・砂～砂礫状の区間について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-2

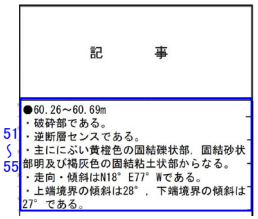
設置許可申請書案



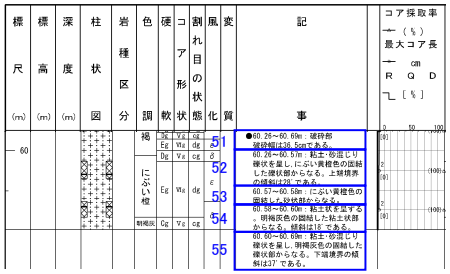
設置許可申請書
（平成27年11月）



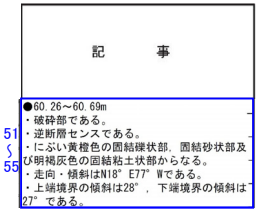
審査資料
（平成29年12月22日）



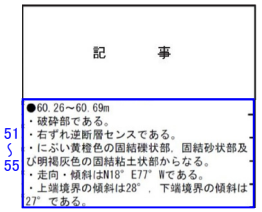
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



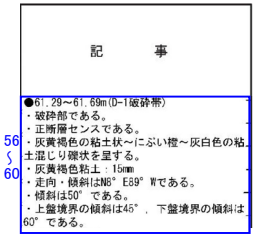
審査資料
（令和2年2月7日）



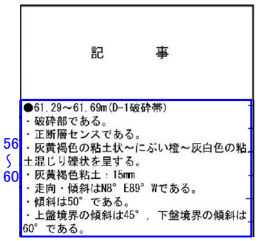
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51～55	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・"傾斜は18°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・誤記修正(褐灰色の固結粘土状部→明褐灰色の固結粘土状部)。 ・固結した礫状部の色調として，にぶい黄橙色と書くべきところを誤って明褐灰色と記載。 ・下端境界の見かけの傾斜として，27°と書くべきところを誤って37°と記載。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(逆断層センス→右ずれ逆断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

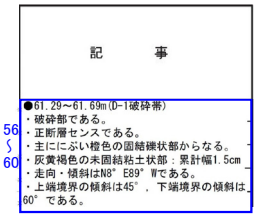
設置許可申請書案



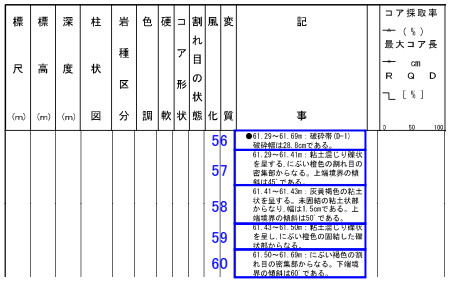
設置許可申請書
（平成27年11月）



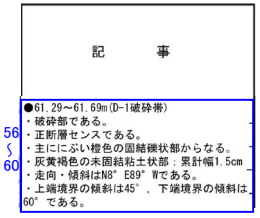
審査資料
（平成29年12月22日）



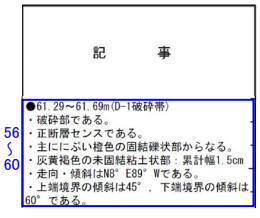
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



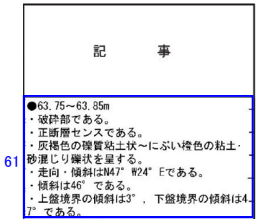
審査資料
（令和2年2月7日）



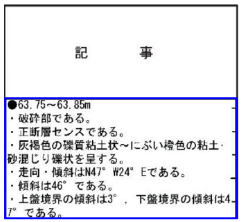
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56～60	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は50°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・割れ目の密集部の色調として，にぶい橙色と書くべきところを誤ってにぶい褐色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-2

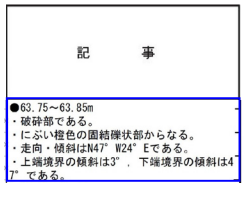
設置許可申請書案



設置許可申請書
（平成27年11月）



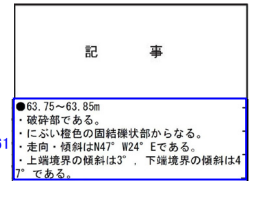
審査資料
（平成29年12月22日）



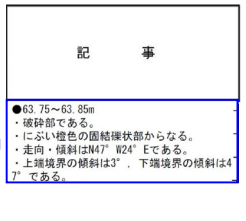
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



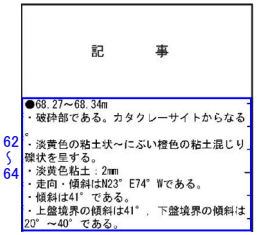
審査資料
（令和2年2月7日）



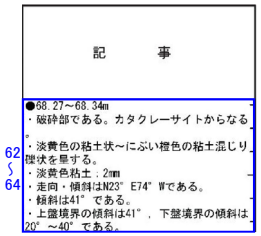
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	変更なし	・"正断層センスである"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では，薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・"傾斜は46° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし

H27-B-2

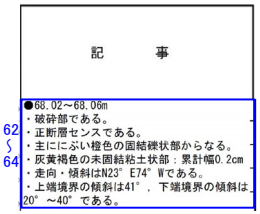
設置許可申請書案



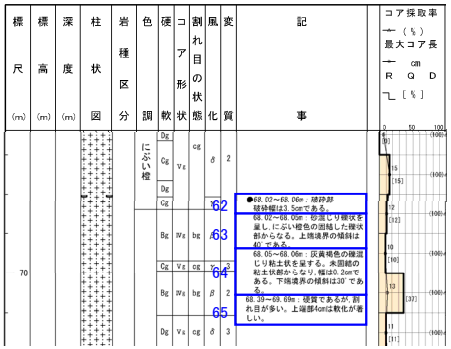
設置許可申請書
（平成27年11月）



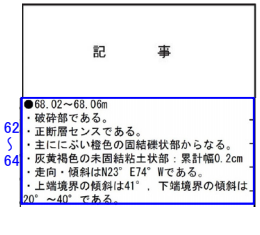
審査資料
（平成29年12月22日）



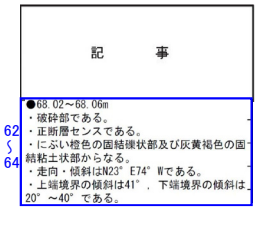
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



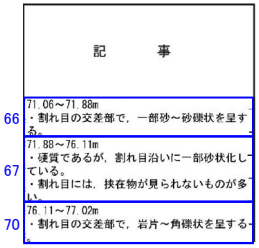
審査資料
（令和2年2月7日）



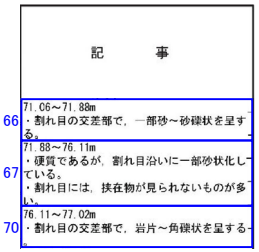
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62～64	変更なし (誤記)上盤境界の見かけの傾斜として，40°と書くべきところを誤って41°，下盤境界の見かけの傾斜として，30°と書くべきところを誤って20°～40°と記載。	・誤記修正(68.27～68.34m→68.02～68.06m)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は41°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・誤記修正(上端境界の傾斜は41°→40°，下端境界の傾斜は20°～40°→30°)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・正しい見かけの傾斜の反映漏れ(上端境界40°→41°，下端境界30°→20°～40°)。	・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
65	—	—	・硬軟と割れ目の発達の程度を記載。 ・軟質化の状況を記載。	・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・区間上端が軟質化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

H27-B-2

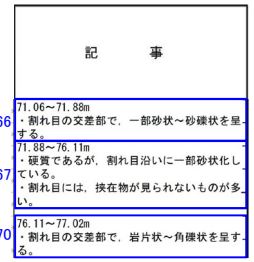
設置許可申請書案



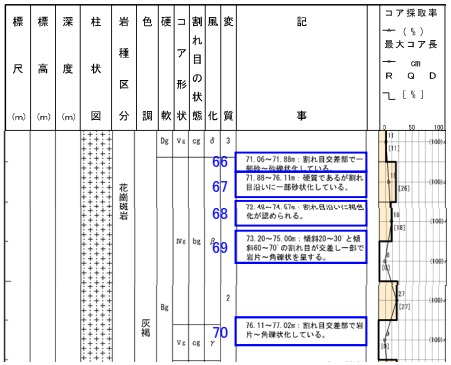
設置許可申請書
（平成27年11月）



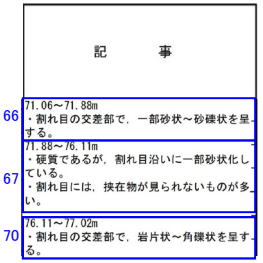
審査資料
（平成29年12月22日）



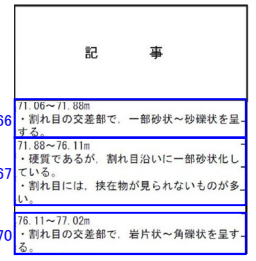
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



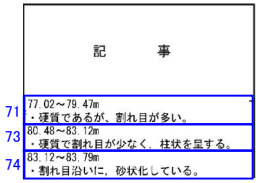
審査資料
（令和2年2月7日）



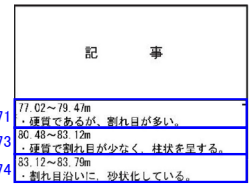
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
66	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂～砂礫状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
67	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・挟在物の有無の傾向について追記。	変更なし
68	—	—	・割れ目沿いの変色について記載。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
69	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目沿いの岩片～角礫状化について記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
70	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの岩片～角礫状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-2

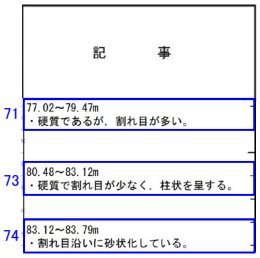
設置許可申請書案



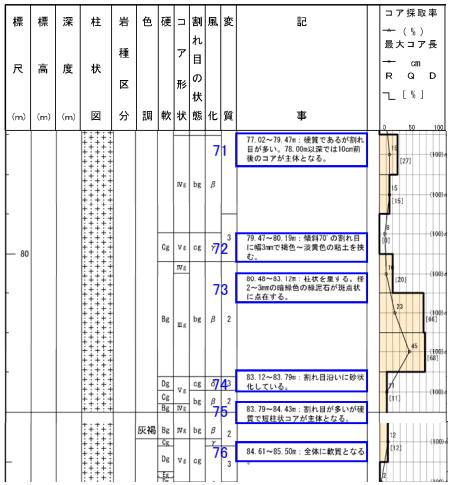
設置許可申請書
（平成27年11月）



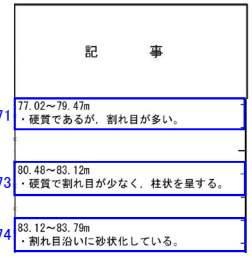
審査資料
（平成29年12月22日）



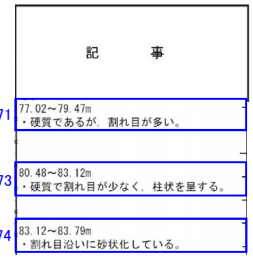
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



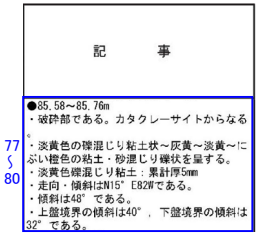
審査資料
（令和2年2月7日）



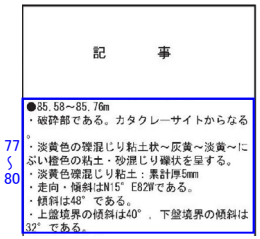
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
72	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
73	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・花崗斑岩中の鉱物の晶出を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
74	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
75	—	—	・硬軟と割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟及び割れ目の発達の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
76	—	—	・軟質な区間を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-2

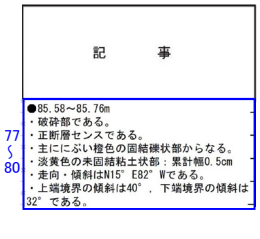
設置許可申請書案



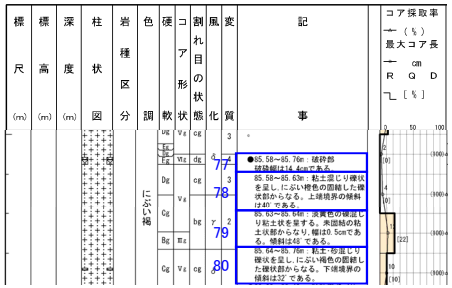
設置許可申請書
（平成27年11月）



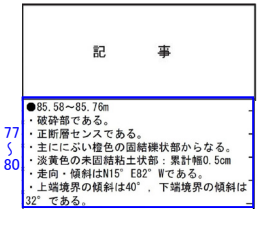
審査資料
（平成29年12月22日）



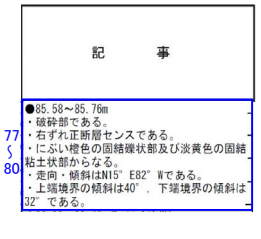
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



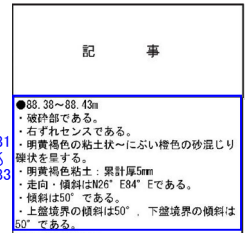
審査資料
（令和2年2月7日）



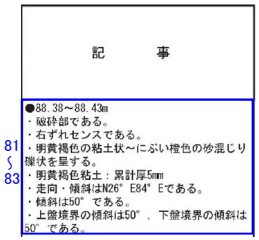
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
77〜80	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は48° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・記載の適正化 (N15° E82W→N15° E82° W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として，にぶい橙色と書くべきところを誤ってにぶい褐色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	・誤記修正(正断層センス→右ずれ正断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-2

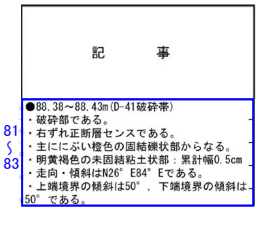
設置許可申請書案



設置許可申請書
（平成27年11月）



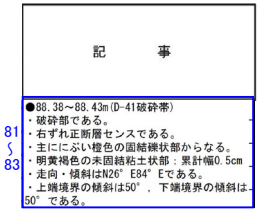
審査資料
（平成29年12月22日）



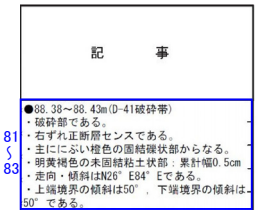
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



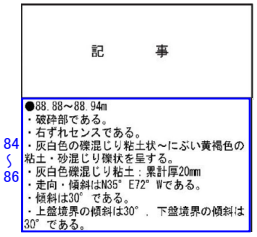
審査資料
（令和2年2月7日）



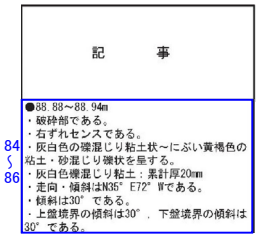
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81～83	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は50°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

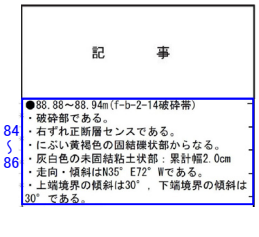
設置許可申請書案



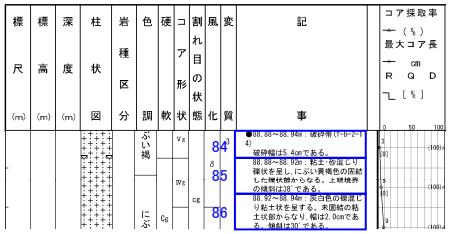
設置許可申請書
（平成27年11月）



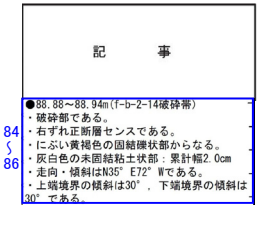
審査資料
（平成29年12月22日）



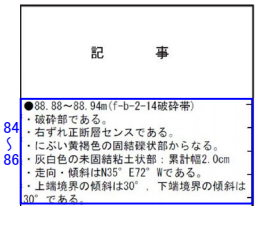
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



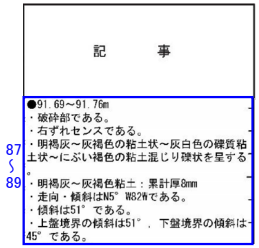
審査資料
（令和2年2月7日）



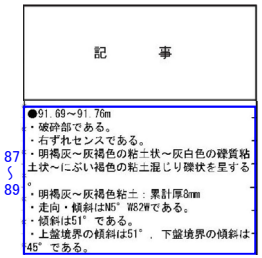
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
84～86	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は30°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけの傾斜として，30°と書くべきところを誤って38°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

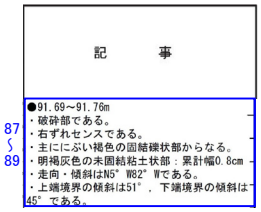
設置許可申請書案



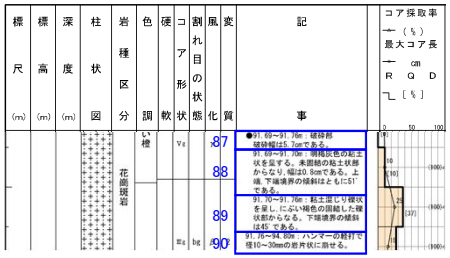
設置許可申請書
（平成27年11月）



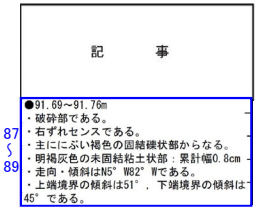
審査資料
（平成29年12月22日）



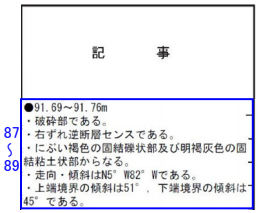
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



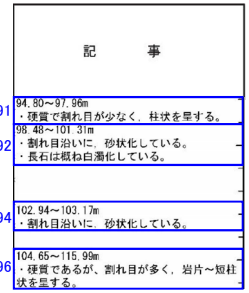
審査資料
（令和2年2月7日）



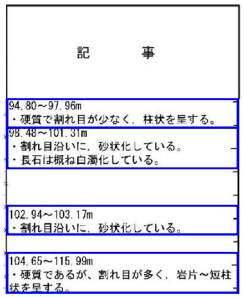
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87～89	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化 (N5° W82W→N5° W82° W)。 ・"傾斜は51° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ逆断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。
90	—	—	・脆弱化している区間を記載。	・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-2

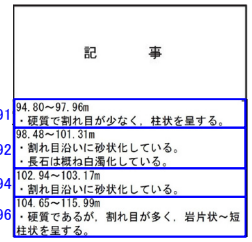
設置許可申請書案



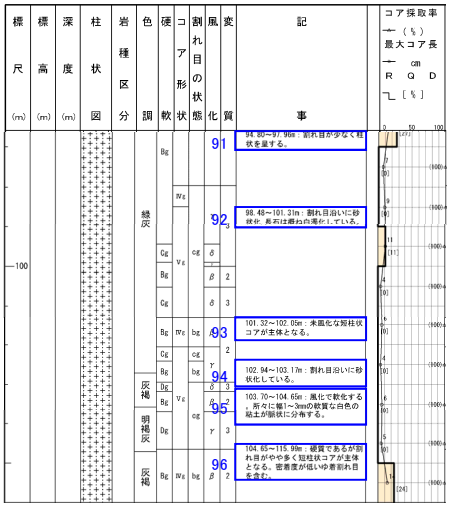
設置許可申請書
（平成27年11月）



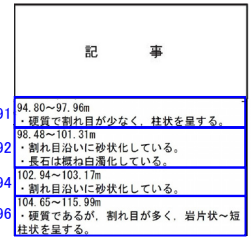
審査資料
（平成29年12月22日）



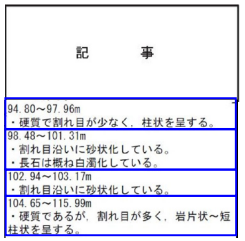
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



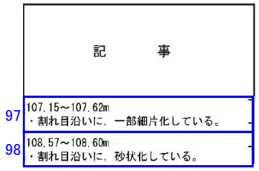
審査資料
（令和2年2月7日）



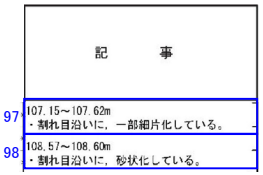
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"硬軟"の欄に基づき，硬軟の程度について追記。	変更なし
92	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
93	—	—	・風化と割れ目の発達の程度を記載。	・風化や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
94	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
95	—	—	・風化による軟質化を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・風化による軟質化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
96	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度について記載。 ・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の密着の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H27-B-2

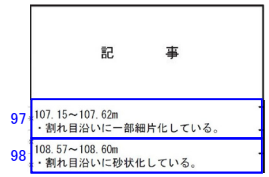
設置許可申請書案



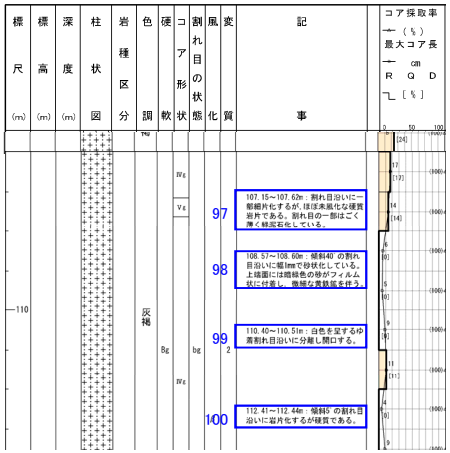
設置許可申請書
（平成27年11月）



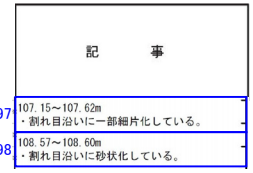
審査資料
（平成29年12月22日）



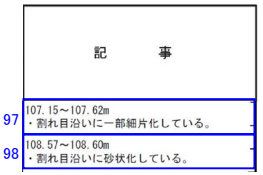
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



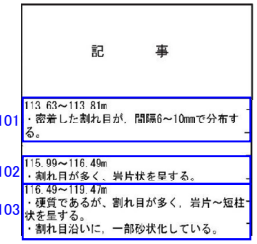
審査資料
（令和2年2月7日）



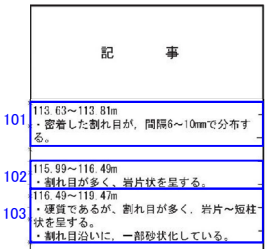
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの細片化について記載。 ・風化と硬軟を記載。 ・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化や硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
98	変更なし	変更なし	・割れ目沿いの砂状化について記載。 ・割れ目について記載(傾斜，砂の挟在，鉱物の晶出)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の傾斜，鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。 ・一部に砂を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
99	—	—	・割れ目について記載(ゆ着割れ目)。	・割れ目沿いに開口しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
100	—	—	・割れ目沿いの岩片化について記載。 ・硬軟を記載。	・割れ目沿いに岩片化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

H27-B-2

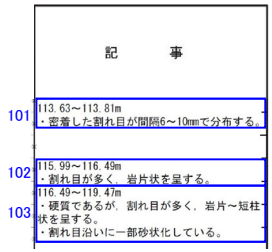
設置許可申請書案



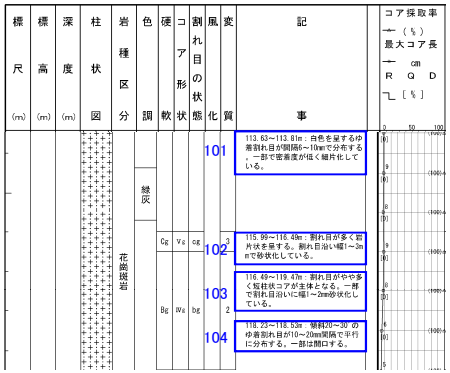
設置許可申請書
（平成27年11月）



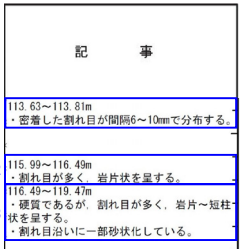
審査資料
（平成29年12月22日）



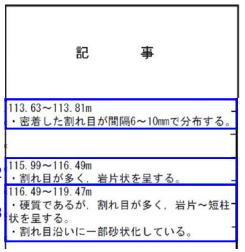
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



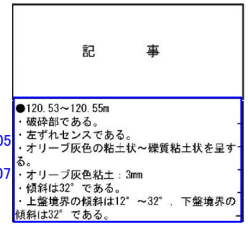
審査資料
（令和2年2月7日）



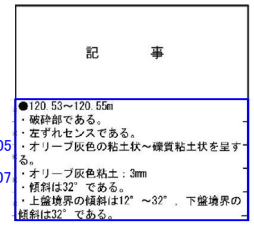
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(色調，細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。 ・一部で細片化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	変更なし
102	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの砂状化については，連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
103	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化の幅)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"硬軟"の欄に基づき，硬軟の程度について追記。 ・砂状化の幅については，ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
104	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-B-2

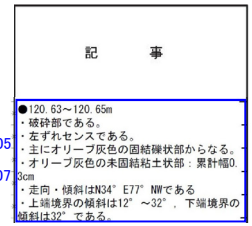
設置許可申請書案



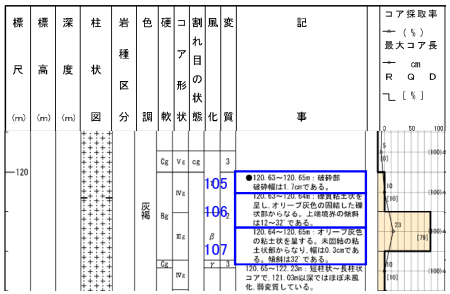
設置許可申請書
（平成27年11月）



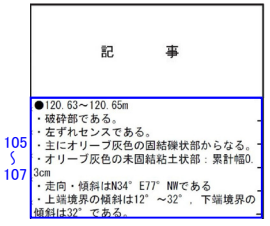
審査資料
（平成29年12月22日）



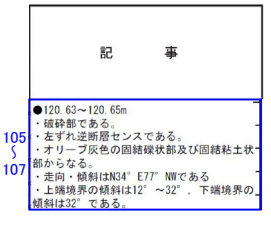
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



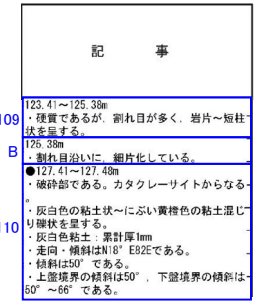
審査資料
（令和2年2月7日）



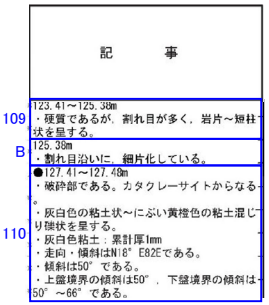
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
105～107	変更なし	・誤記修正(120.53～120.55m→120.63～120.65m) ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"傾斜は32°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	・誤記修正(左ずれセンス→左ずれ逆断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。

H27-B-2

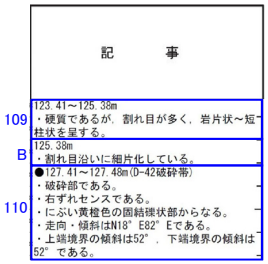
設置許可申請書案



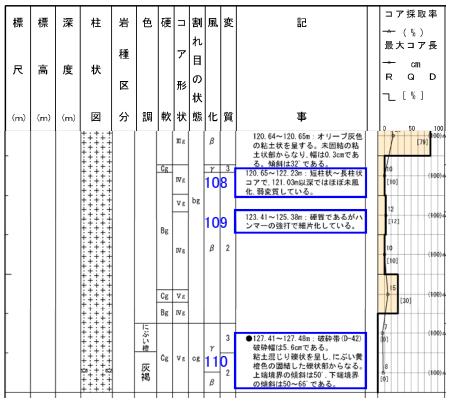
設置許可申請書
（平成27年11月）



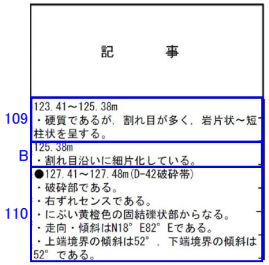
審査資料
（平成29年12月22日）



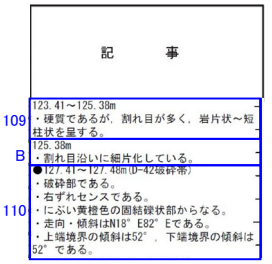
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



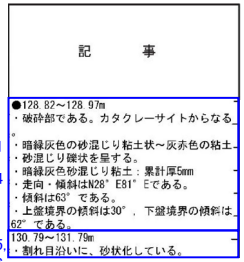
審査資料
（令和2年2月7日）



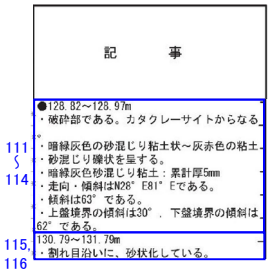
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	―	―	・割れ目の発達の程度，風化，変質を記載。	・割れ目の発達の程度，風化，変質については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
109,B	変更なし	変更なし	・脆弱化の程度について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度について記載。 ・割れ目沿いに特に細片化している区間について追記。	変更なし
110	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察により上端境界と下端境界の見かけの傾斜を見直し。 ・記載の適正化 (N18°E82E→N18°E82°E)。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・見かけの傾斜として，"上端境界の傾斜は52°"と書くべきところを誤って"上端境界の傾斜は50°"，"下端境界の傾斜は52°"と書くべきところを誤って"下端傾斜の境界は50～66°"と誤って記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし

H27-B-2

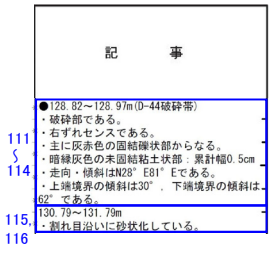
設置許可申請書案



設置許可申請書
（平成27年11月）



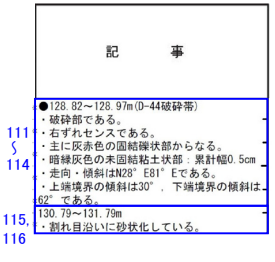
審査資料
（平成29年12月22日）



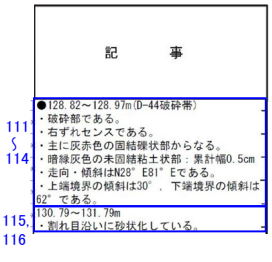
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



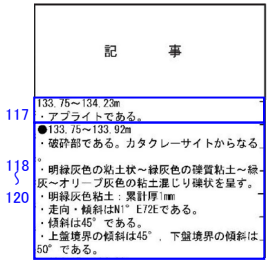
審査資料
（令和2年2月7日）



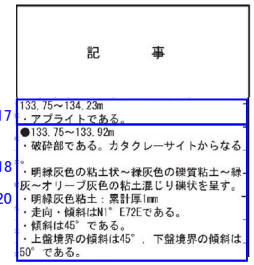
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111～114	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は63°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
115,116	変更なし	変更なし	・砂状化の区間の記事を細分。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化，粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いで砂状化する区間のうち，砂状化が特に目立つ区間を記載。 ・割れ目沿いの砂状化し粘土脈を伴うが，連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし

H27-B-2

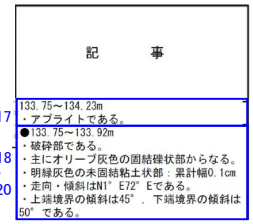
設置許可申請書案



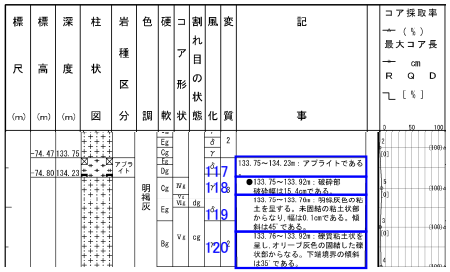
設置許可申請書
（平成27年11月）



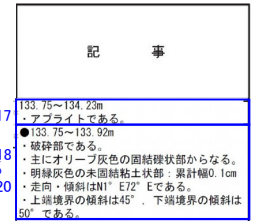
審査資料
（平成29年12月22日）



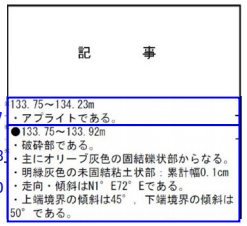
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



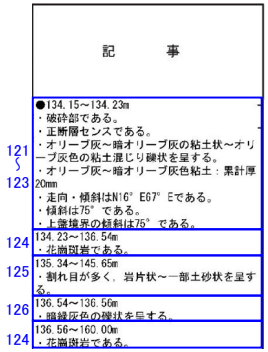
審査資料
（令和2年2月7日）



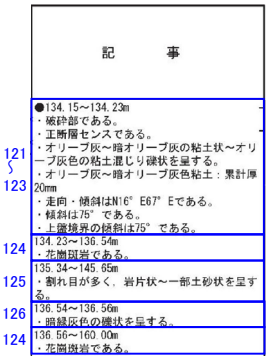
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
117	変更なし	変更なし	・アプライトの分布深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
118～120	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化 (N1°E72E→N1°E72°E)。 ・"傾斜は45°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として，50°と書くべきところを誤って35°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-B-2

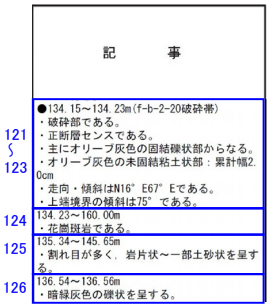
設置許可申請書案



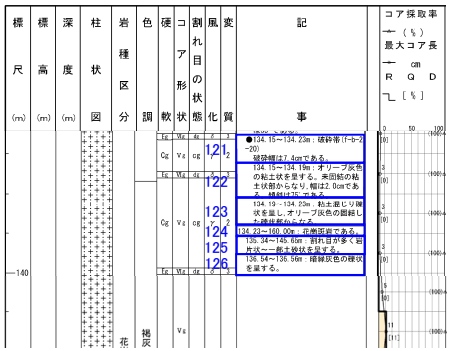
設置許可申請書
（平成27年11月）



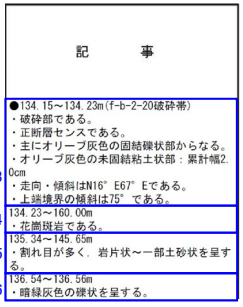
審査資料
（平成29年12月22日）



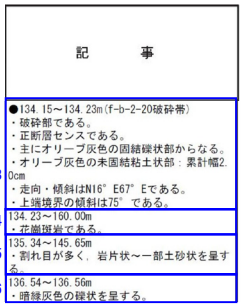
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



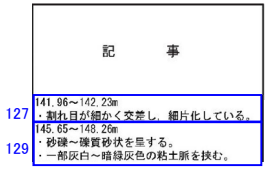
審査資料
（令和2年2月7日）



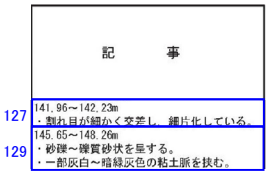
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121～123	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜は75° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
124	変更なし	・花崗斑岩の分布範囲を一括記載。	・花崗斑岩の分布深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
125	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
126	変更なし	変更なし	・礫状部について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H27-B-2

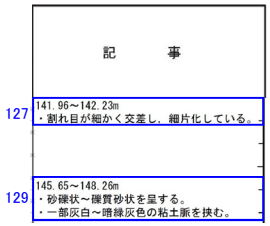
設置許可申請書案



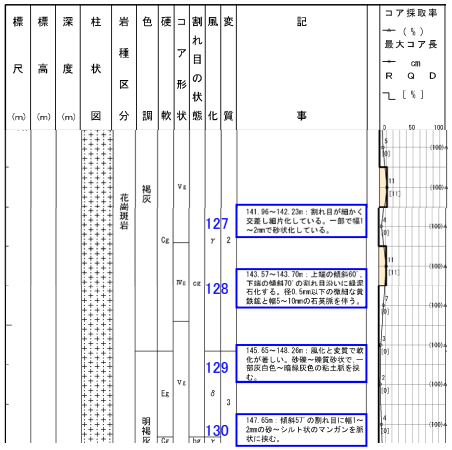
設置許可申請書
（平成27年11月）



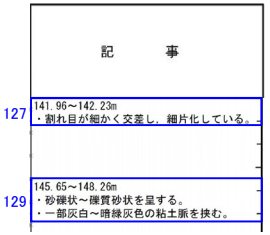
審査資料
（平成29年12月22日）



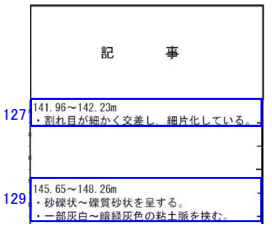
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



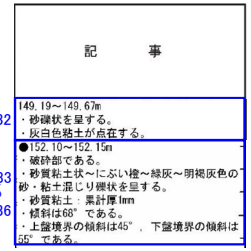
審査資料
（令和2年2月7日）



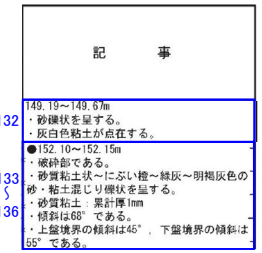
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いで一部砂状化しているが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	変更なし
128	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
129	変更なし	変更なし	・風化と変質による軟質部を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土脈について記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と変質による軟質部ついては，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
130	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—

H27-B-2

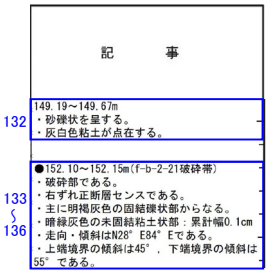
設置許可申請書案



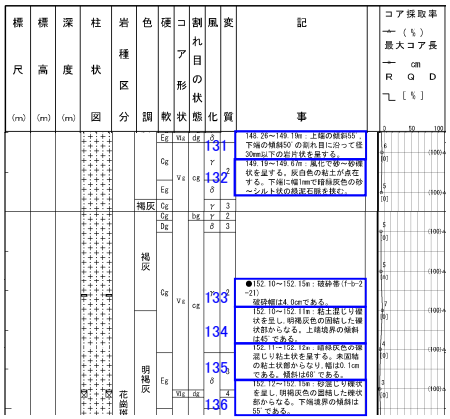
設置許可申請書
（平成27年11月）



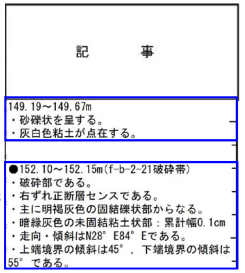
審査資料
（平成29年12月22日）



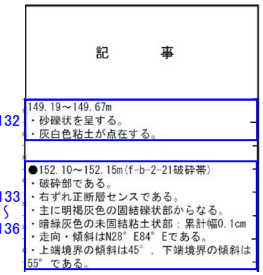
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



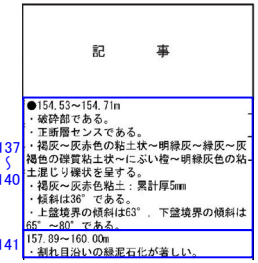
審査資料
（令和2年2月7日）



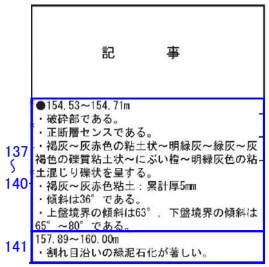
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	—	—	・割れ目について記載。(割れ目沿いの岩片化)	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
132	変更なし	変更なし	・砂～砂礫状部について記載。 ・砂～砂礫状の成因を記載。 ・粘土の点在について記載。 ・割れ目について記載(鉱物脈)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・区間内でより多くの割合を占める砂礫について記載。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
133～136	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"傾斜は68°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・未固結粘土状部の見かけの傾斜に記載については，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)

H27-B-2

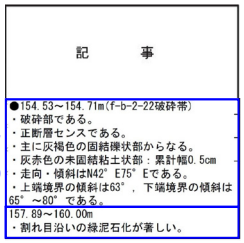
設置許可申請書案



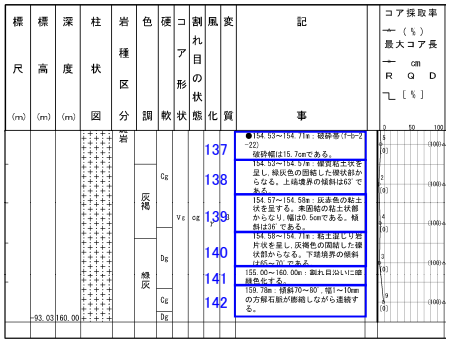
設置許可申請書
（平成27年11月）



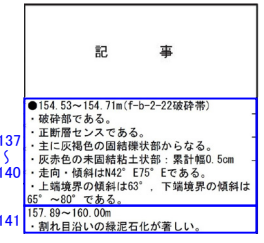
審査資料
（平成29年12月22日）



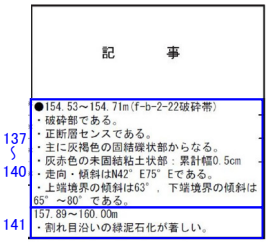
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
137～140	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"傾斜は36°である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけの傾斜として，65～80°と書くべきところを誤って65～70°と記載。 ・固結した礫状部の色調として，灰褐色と書くべきところを誤って緑灰色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・未固結粘土状部の見かけの傾斜に記載については，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。	変更なし (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)
141	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・155.00～160.00m区間のうち，特に緑灰色が顕著な区間について記載。	変更なし
142	—	—	・割れ目について記載(鉱物脈)。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—

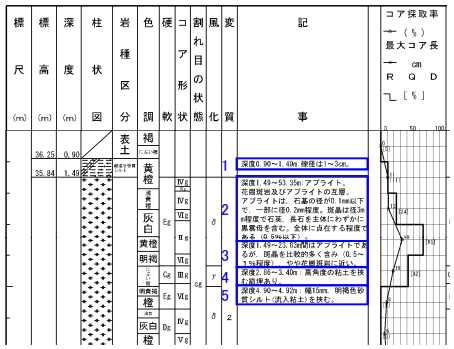
余白

H19-No.4

余白

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
A	0.00～0.90m ・表土である。
1	0.90～1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10～30mm程度である。
3	1.49～23.83m ・アプライトである。 ・斑晶を比較的多く含み（0.5～1%程度），やや花崗斑岩に近い。
4	2.86～3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90～4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト（流入粘土）を挟む。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
A	0.00～0.90m ・表土である。
1	0.90～1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10～30mm程度である。
3	1.49～23.83m ・アプライトである。 ・斑晶を比較的多く含み（0.5～1%程度），やや花崗斑岩に近い。
4	2.86～3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90～4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト（流入粘土）を挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
A	0.00～0.90m ・表土である。
1	0.90～1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10～30mm程度である。
3	1.49～23.83m ・アプライトである。 ・斑晶を比較的多く含み（0.5～1%程度），やや花崗斑岩に近い。
4	2.86～3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90～4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト（流入粘土）を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
A	0.00～0.90m ・表土である。
1	0.90～1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10～30mm程度である。
3	1.49～23.83m ・アプライトである。 ・斑晶を比較的多く含み（0.5～1%程度），やや花崗斑岩に近い。
4	2.86～3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90～4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト（流入粘土）を挟む。

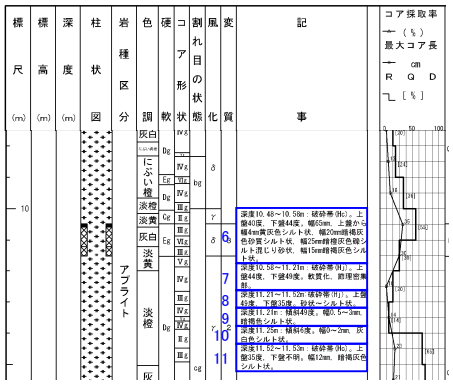
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
A	0.00～0.90m ・表土である。
1	0.90～1.49m ・礫混じり砂質シルトである。 ・礫径は10～30mm程度である。
3	1.49～23.83m ・アプライトである。 ・斑晶を比較的多く含み（0.5～1%程度），やや花崗斑岩に近い。
4	2.86～3.40m ・高角度の割れ目沿いに粘土を挟む。
5	4.90～4.92m ・幅15mmの明褐色砂質シルト（流入粘土）を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書（H27.11）	申請書（H27.11）⇒ 審査資料（H29.12.22）	審査資料（H29.12.22）⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
A	・柱状図に合わせて表土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
1	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・表現の見直し。（cm→mm）	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・岩盤区間については，柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており，まとめ書きの記載は削除。	－	－	－	－
3	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事
●10.48～11.53m ・破砕部である。 ・暗褐灰色のシルト～砂質シルト状～灰白～淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・暗褐灰色シルト～砂質シルト：累計厚77mm ・走向・傾斜はN34° W72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は40°，下盤境界は不明瞭である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事
●10.48～11.53m ・破砕部である。 ・暗褐灰色のシルト～砂質シルト状～灰白～淡黄色の粘土混じり礫状を呈する。 ・暗褐灰色シルト～砂質シルト：累計厚77mm ・走向・傾斜はN34° W72° Wである。 ・上盤境界の傾斜は40°，下盤境界は不明瞭である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
●10.48～11.53m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び暗褐灰色の固結粘土状部からなる。 ・暗橙灰色の未固結粘土状部：累計幅7.7cm ・走向・傾斜はN21° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界は不明瞭である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●10.48～11.53m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び暗褐灰色の固結粘土状部からなる。 ・暗橙灰色の未固結粘土状部：累計幅7.7cm ・走向・傾斜はN4° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界は不明瞭である。

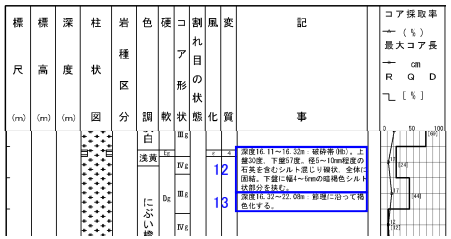
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●10.48～11.53m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び暗褐灰色の固結粘土状部からなる。 ・暗橙灰色の未固結粘土状部：累計幅7.7cm ・走向・傾斜はN4° W70° Wである。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界は不明瞭である。

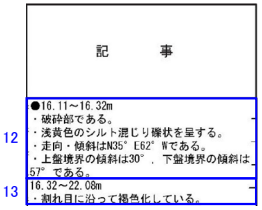
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6～11	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，シルト～砂質シルト状～粘土混じり礫状と記載。 ・シルト～砂質シルト状の色調については，幅の大きな区間の色調として，暗褐灰色と記載。 ・粘土混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき，灰白～淡黄色と記載。 ・シルト～砂質シルトの累計幅としては，破砕区分Hcの区間の幅の合計値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"軟質化"との記載については，破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。	・ボアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。	変更なし

H19-No.4

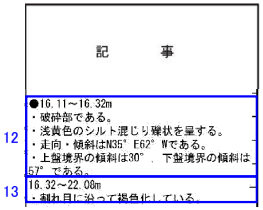
委託報告書
（平成19年）



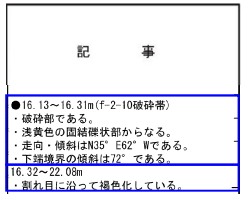
設置許可申請書案



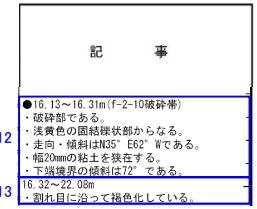
設置許可申請書
（平成27年11月）



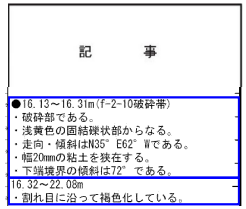
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



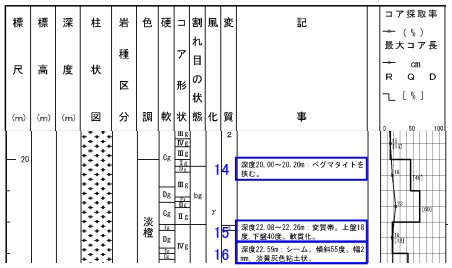
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・シルト混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき，浅黄色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・下盤側にシルト状部分を挟むとの記載については，シルト状部分が不明瞭であることから削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度及び下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では，破砕部の上端について，機械割れ部分を破砕部ではないと判断した。下端については，深度の読み取りのずれを修正した。)。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界は不明瞭であるため削除)。	・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，幅20mmの粘土を追記。	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
14	20.00～20.20m ・ペグマタイトを挟む。
15	22.08～22.26m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は18°，下端境界の傾斜は40°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
14	20.00～20.20m ・ペグマタイトを挟む。
15	22.08～22.26m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は18°，下端境界の傾斜は40°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
14	20.00～20.20m ・ペグマタイトを挟む。
15	●22.20～22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
14	20.00～20.20m ・ペグマタイトを挟む。
15	●22.20～22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。

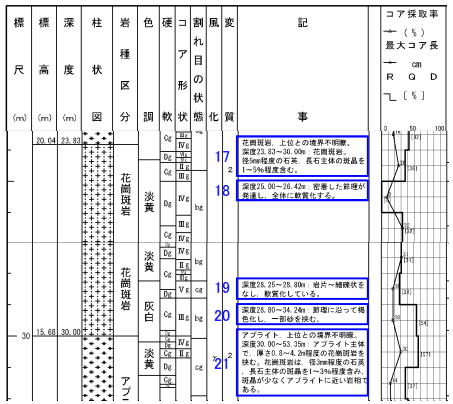
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
14	20.00～20.20m ・ペグマタイトを挟む。
15	●22.20～22.26m(f-2-11破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN3° E79° Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15,16	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-21頁)。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-13頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察により上端深度を見直し。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
17	23.83～30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
18	25.00～26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19	28.25～28.80m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
20	28.80～34.24m ・割れ目に沿って褐色化し，一部に砂を挟む
21	30.00～34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
17	23.83～30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
18	25.00～26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19	28.25～28.80m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
20	28.80～34.24m ・割れ目に沿って褐色化し，一部に砂を挟む
21	30.00～34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
17	23.83～30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
a	●24.12～24.41m(f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7°W73°Wである。
18	25.00～26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19	28.25～28.80m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
20	28.80～34.24m ・割れ目に沿って褐色化し，一部に砂を挟む
21	30.00～34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
17	23.83～30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
a	●24.12～24.41m(f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7°W73°Wである。
18	25.00～26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19	28.25～28.80m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
20	28.80～34.24m ・割れ目に沿って褐色化し，一部に砂を挟む
21	30.00～34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

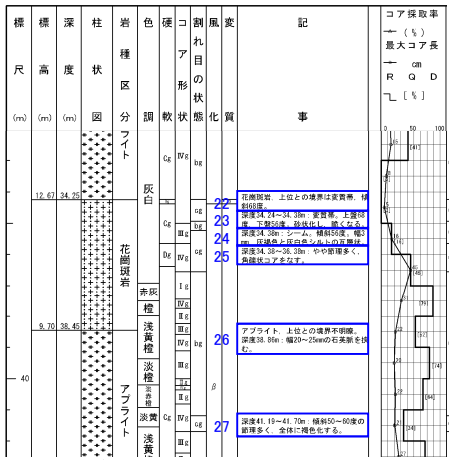
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
17	23.83～30.00m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
a	●24.12～24.41m(f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN7°W73°Wである。
18	25.00～26.42m ・密着した割れ目が多い。 ・軟質化している。
19	28.25～28.80m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
20	28.80～34.24m ・割れ目に沿って褐色化し，一部に砂を挟む
21	30.00～34.25m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
a	—	—	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-14頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
19	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。 ・軟質化の程度については，周囲との差が明瞭でないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
21	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩盤区間については，柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており，まとめ書きの記載は削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事
34.24～34.38m ・変質している。 ・砂状を呈する。下端境界に幅3mmの灰褐～灰白色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は56°である。
34.25～38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
38.45～43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
38.86～38.89mm ・幅20～25mmの石英脈を挟む。
41.19～41.70m ・傾斜50～60°の割れ目が多い。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事
34.24～34.38m ・変質している。 ・砂状を呈する。下端境界に幅3mmの灰褐～灰白色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は56°である。
34.25～38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
38.45～43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
38.86～38.89mm ・幅20～25mmの石英脈を挟む。
41.19～41.70m ・傾斜50～60°の割れ目が多い。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
●34.24～34.38m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°E73°Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。
34.25～38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
38.45～43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
38.86～38.89m ・幅20～25mmの石英脈を挟む。
41.19～41.70m ・傾斜50～60°の割れ目が多い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●34.24～34.38m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°E73°Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。
34.25～38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
38.45～43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
38.86～38.89m ・幅20～25mmの石英脈を挟む。
41.19～41.70m ・傾斜50～60°の割れ目が多い。

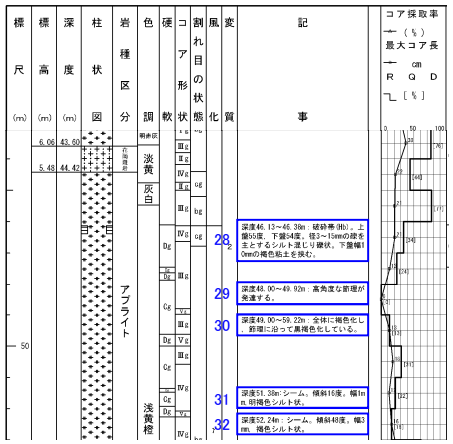
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●34.24～34.38m(f-2-12破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°E73°Wである。 ・下端境界の傾斜は56°である。
34.25～38.45m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は68°である。
38.45～43.60m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
38.86～38.89m ・幅20～25mmの石英脈を挟む。
41.19～41.70m ・傾斜50～60°の割れ目が多い。

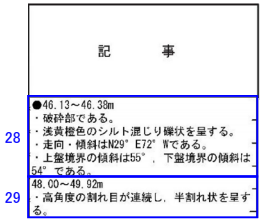
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
22	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23,24	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-22頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-15頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(下端境界に変更はなく，上端境界は不明瞭であるため削除)。	変更なし	変更なし
25	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
B,26	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。	変更なし	・誤記修正(mm→m)。	変更なし	変更なし
27	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

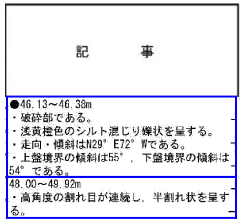
委託報告書
（平成19年）



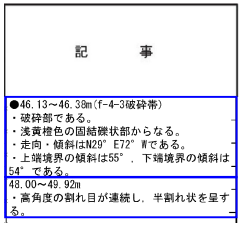
設置許可申請書案



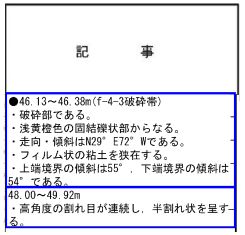
設置許可申請書
（平成27年11月）



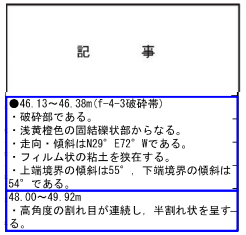
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



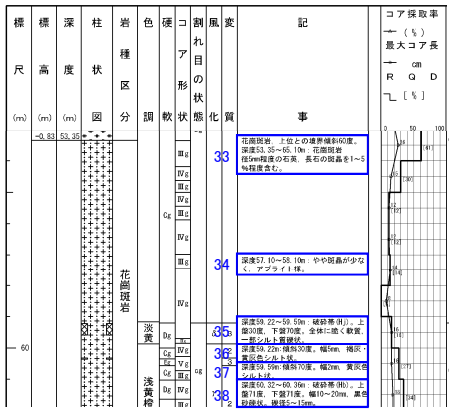
審査資料
（令和2年2月7日）



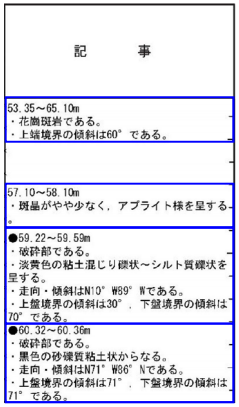
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
28	・シルト混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき，浅黄橙色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"粘土を挟む"との記載については，粘土が不明瞭であることから削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
29	・コア写真に基づき半割れ状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
30	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
31	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-23頁)。	－	－	－	－
32	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-24頁)。	－	－	－	－

H19-No.4

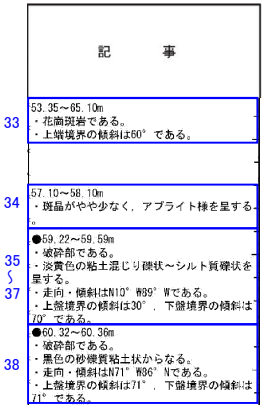
委託報告書
（平成19年）



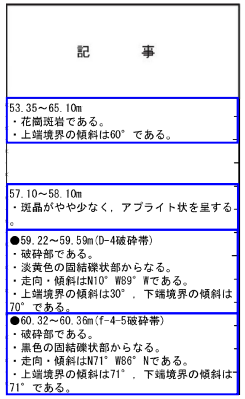
設置許可申請書案



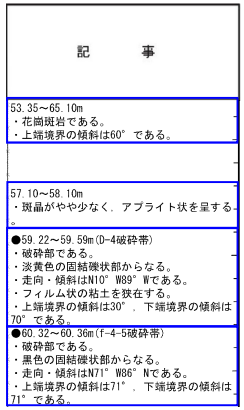
設置許可申請書
（平成27年11月）



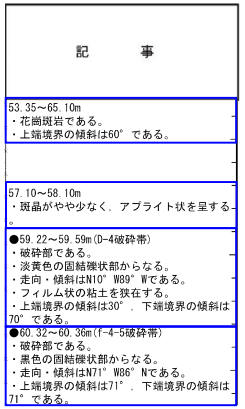
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



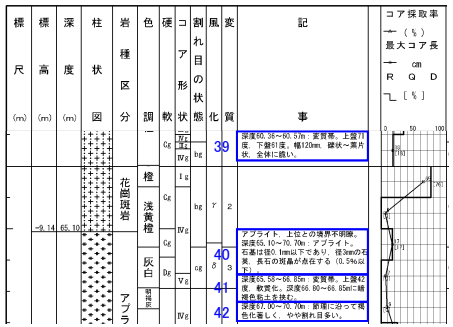
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
35～37	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土混じり礫状～シルト質礫状と記載。 ・色調については，"色調"欄に基づき淡黄色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"褐灰・黄灰色シルト状"との記載については，シルトが不明瞭であることから削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
38	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，砂礫質粘土状と記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
39	60.36～60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の緻状～薬片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は61°である。
40	65.10～70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41	65.58～66.85m ・変質している。 ・軟質化しており，66.80～66.85mに暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は42°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
39	60.36～60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の緻状～薬片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は61°である。
40	65.10～70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41	65.58～66.85m ・変質している。 ・軟質化しており，66.80～66.85mに暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は42°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
39	60.36～60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の緻状～薬片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は61°である。
40	65.10～70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41	65.58～66.85m ・変質している。 ・軟質化しており，66.80～66.85mに暗褐色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
39	60.36～60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の緻状～薬片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は61°である。
40	65.10～70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41	65.58～66.85m ・変質している。 ・軟質化しており，66.80～66.85mに暗褐色粘土を挟む。

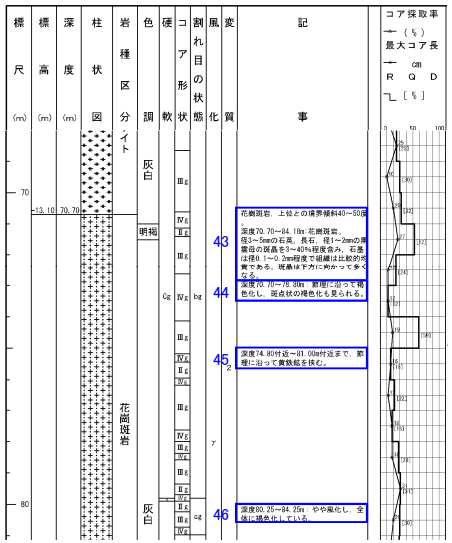
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
39	60.36～60.57m ・変質している。 ・浅黄橙色の緻状～薬片状を呈する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は61°である。
40	65.10～70.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
41	65.58～66.85m ・変質している。 ・軟質化しており，66.80～66.85mに暗褐色粘土を挟む。

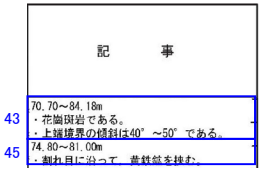
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書（H27.11）	申請書（H27.11）⇒ 審査資料（H29.12.22）	審査資料（H29.12.22）⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
39	・色調については，″色調″欄に基づき浅黄橙色と記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
40	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
41	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－

H19-No.4

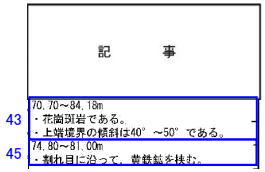
委託報告書
（平成19年）



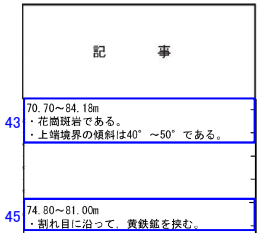
設置許可申請書案



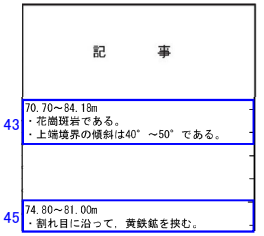
設置許可申請書
（平成27年11月）



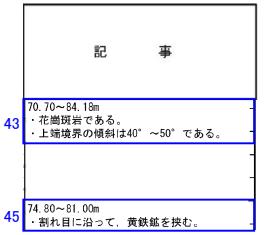
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



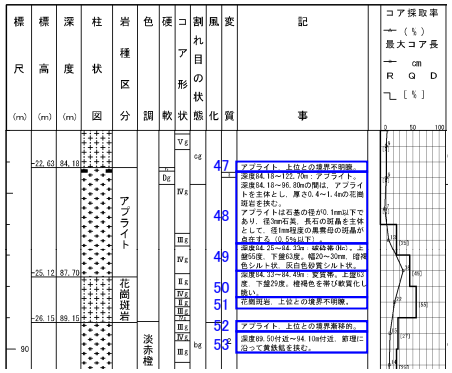
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
45	・表現の見直し(74.80付近～81.00m付近まで→74.80～81.00m)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	・風化については，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
47, 48	84.18～87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
49	●84.25～84.33m ・破砕部である。 ・暗褐色のシルト状～灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・暗褐色シルト～灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ボアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は55°，下盤境界の傾斜は63°である。
50	84.33～84.49m ・変質している。 ・橙褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は29°である。
51	87.70～89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.15～94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
53	89.50付近～94.10m ・割れ目に沿って，黄鉄鉱を挟む。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
47, 48	84.18～87.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。
49	●84.25～84.33m ・破砕部である。 ・暗褐色のシルト状～灰白色の砂質シルト状を呈する。 ・暗褐色シルト～灰白色砂質シルト：累計厚30mm ・ボアホールテレビでは走向・傾斜は測定できない。 ・上盤境界の傾斜は55°，下盤境界の傾斜は63°である。
50	84.33～84.49m ・変質している。 ・橙褐色を呈し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は29°である。
51	87.70～89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.15～94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
53	89.50付近～94.10m ・割れ目に沿って，黄鉄鉱を挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
47, 48	84.18～87.70m ・アプライトである。
49	●84.25～84.33m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は63°である。
50	84.33～84.49m ・変質している。 ・橙褐色を呈し軟質化している。
51	87.70～89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.15～94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
53	89.50付近～94.10m ・割れ目に沿って，黄鉄鉱を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
47, 48	84.18～87.70m ・アプライトである。
49	●84.25～84.33m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は63°である。
50	84.33～84.49m ・変質している。 ・橙褐色を呈し軟質化している。
51	87.70～89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.15～94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
53	89.50付近～94.10m ・割れ目に沿って，黄鉄鉱を挟む。

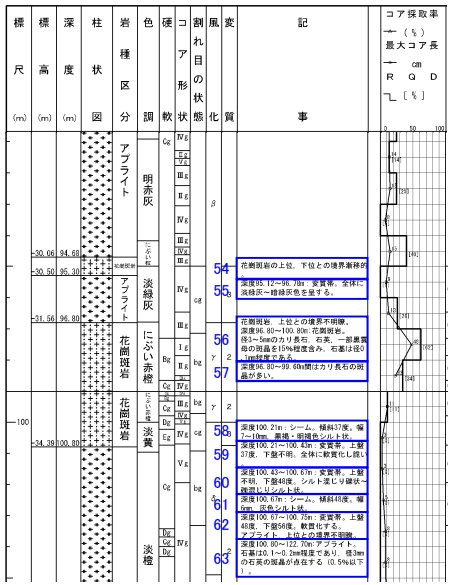
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
47, 48	84.18～87.70m ・アプライトである。
49	●84.25～84.33m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結砂状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅3.0cm ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は63°である。
50	84.33～84.49m ・変質している。 ・橙褐色を呈し軟質化している。
51	87.70～89.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
52	89.15～94.68m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
53	89.50付近～94.10m ・割れ目に沿って，黄鉄鉱を挟む。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47,48	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。 ・岩盤区間については，柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており，まとめ書きの記載は削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・シルト～砂質シルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(“ボアホールテレビでは走向・傾斜を測定できない”との記載を削除)。	変更なし	変更なし
50	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
51	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
52	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
53	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
54	94.68～95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
55	95.12～96.78m ・変質している。 ・淡緑灰～暗緑灰色を呈する。
56	花崗斑岩，上位との境界不明瞭。 96.80～100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
58 ～ 62	100.21～100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界に幅7～10mの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°，幅6mmの灰色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は37°，下端境界の傾斜は56°である。
63	100.80～122.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
54	94.68～95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
55	95.12～96.78m ・変質している。 ・淡緑灰～暗緑灰色を呈する。
56	花崗斑岩，上位との境界不明瞭。 96.80～100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
58 ～ 62	100.21～100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界に幅7～10mの黒褐・明褐色シルトを挟む。100.67mに傾斜48°，幅6mmの灰色シルトを挟む。 ・上端境界の傾斜は37°，下端境界の傾斜は56°である。
63	100.80～122.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
54	94.68～95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
55	95.12～96.78m ・変質している。 ・淡緑灰～暗緑灰色を呈する。
56	96.80～100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
59, 60, 62	100.21～100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界に幅7～10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
61	100.67m ・傾斜48°，幅6mmの灰色シルトを挟む。
63	100.80～122.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
54	94.68～95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
55	95.12～96.78m ・変質している。 ・淡緑灰～暗緑灰色を呈する。
56	96.80～100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
59, 60, 62	100.21～100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界に幅7～10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
61	100.67m ・傾斜48°，幅6mmの灰色シルトを挟む。
63	100.80～122.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

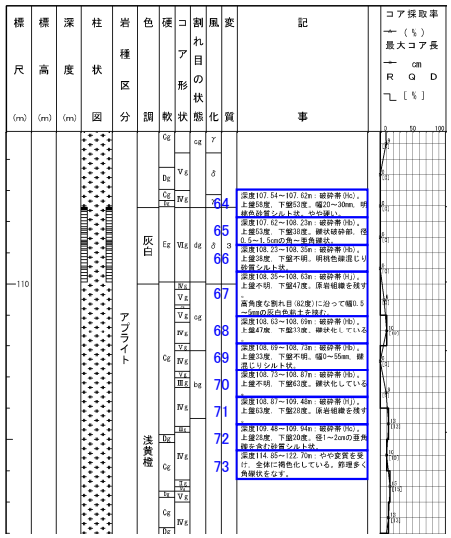
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
54	94.68～95.30m ・花崗斑岩である。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
55	95.12～96.78m ・変質している。 ・淡緑灰～暗緑灰色を呈する。
56	96.80～100.80m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は不明瞭である。
59, 60, 62	100.21～100.75m ・変質している。 ・淡黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界に幅7～10mmの黒褐・明褐色シルトを挟む。
61	100.67m ・傾斜48°，幅6mmの灰色シルトを挟む。
63	100.80～122.70m ・アプライトである。 ・上端境界は不明瞭である。

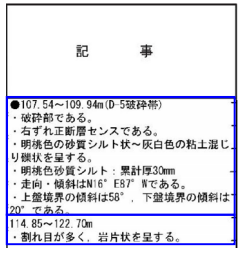
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
55	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
56	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・境界の明瞭さについて，記載が重複していたため一方を削除。	変更なし	変更なし
57	・カリ長石については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
58～62	・変質している区間を一括記載。 ・"浅黄色を呈し"と記載。 (誤記)色調欄に基づき，淡黄色と書くべきところを誤って浅黄色と記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-25頁)。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・誤記修正（幅7～10m→幅7～10mm）。	変更なし	変更なし
63	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

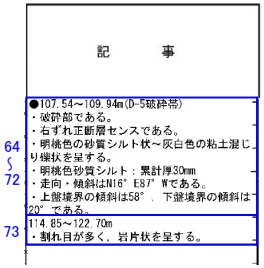
委託報告書
（平成19年）



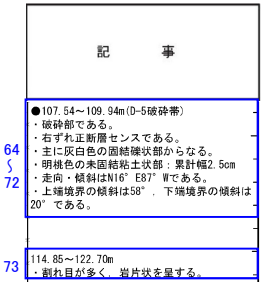
設置許可申請書案



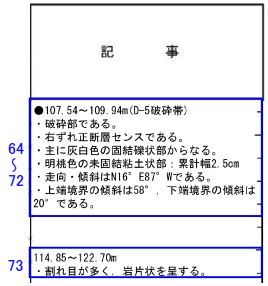
設置許可申請書
（平成27年11月）



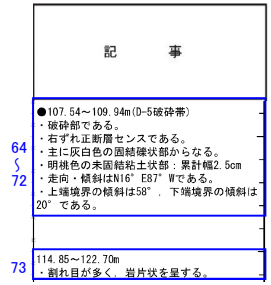
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



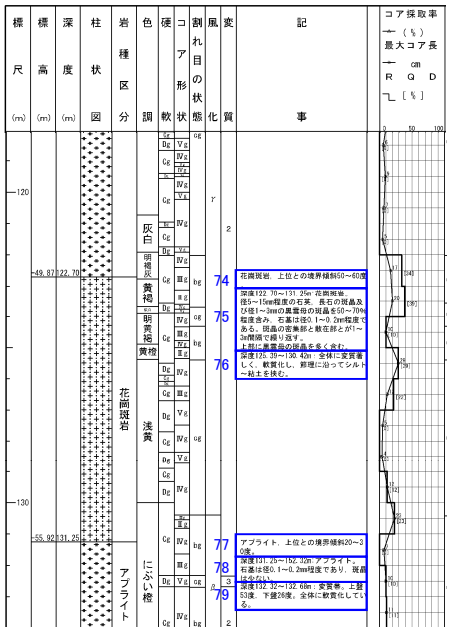
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64～72	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，砂質シルト状～粘土混じり礫状と記載。 ・明桃色砂質シルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"やや硬い"との記載については，破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織を残す"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
73	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
74, 75	122.70～131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°～60°である。
76	125.39～130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
77, 78	131.25～134.60m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は20°～30°である。
79	132.32～132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は26°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
74, 75	122.70～131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°～60°である。
76	125.39～130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
77, 78	131.25～134.60m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は20°～30°である。
79	132.32～132.68m ・変質している。 ・軟質化している。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は26°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
74, 75	122.70～131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°～60°である。
76	125.39～130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
77, 78	131.25～134.60m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は20°～30°である。
79	132.32～132.68m ・変質している。 ・軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
74, 75	122.70～131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°～60°である。
76	125.39～130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
77, 78	131.25～134.60m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は20°～30°である。
79	132.32～132.68m ・変質している。 ・軟質化している。

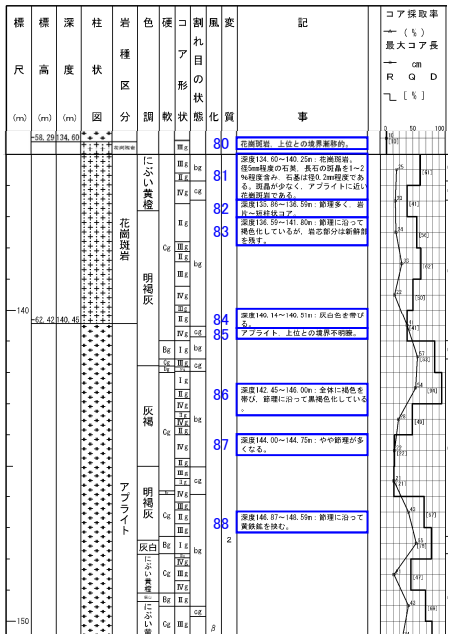
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
74, 75	122.70～131.25m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は50°～60°である。
76	125.39～130.42m ・変質している。 ・軟質化している。 ・割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
77, 78	131.25～134.60m ・アプライトである。 ・上端境界の傾斜は20°～30°である。
79	132.32～132.68m ・変質している。 ・軟質化している。

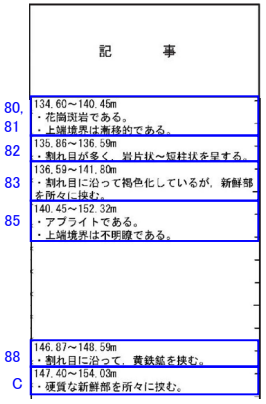
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74,75	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
76	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
77,78	・柱状図に合わせてアプライトとその区間深度を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
79	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.4

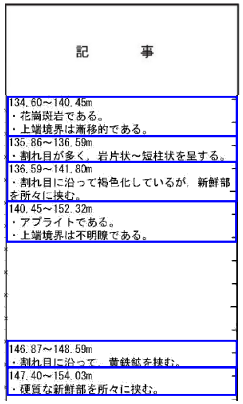
委託報告書
（平成19年）



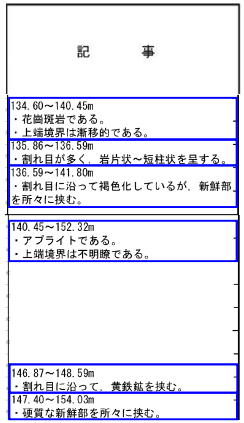
設置許可申請書案



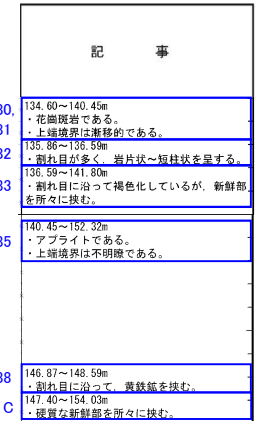
設置許可申請書
（平成27年11月）



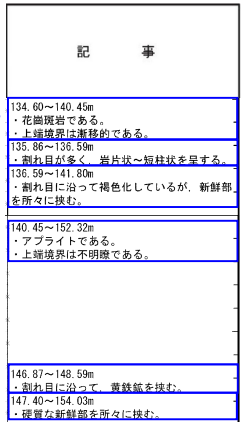
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



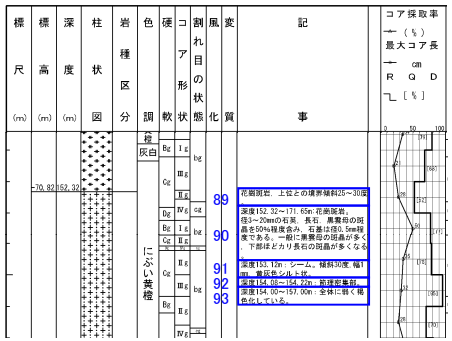
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
80,81	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・誤記修正(140.25m→140.45m)	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
82	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
83	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
84	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
85	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
86	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
87	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
88	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
C	・B'級の良好な岩盤を挟む区間を一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	
89,90	152.32～171.65m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は25°～30°である。
92	154.08～154.22m ・割れ目が密集する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	
89,90	152.32～171.65m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は25°～30°である。
92	154.08～154.22m ・割れ目が密集する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
89,90	152.32～171.65m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は25°～30°である。
92	154.08～154.22m ・割れ目が多い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
89,90	152.32～171.65m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は25°～30°である。
92	154.08～154.22m ・割れ目が多い。

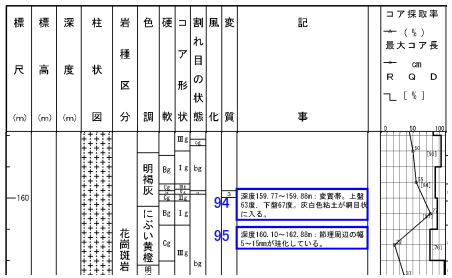
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
89,90	152.32～171.65m ・花崗斑岩である。 ・上端境界の傾斜は25°～30°である。
92	154.08～154.22m ・割れ目が多い。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
89,90	・花崗斑岩と区間深度と上端境界の傾斜を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
91	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-26頁)。	―	―	―	―
92	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
93	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
D	158.60～160.85m ・硬質な新鮮部を主体とする。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
94	159.77～159.88m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は67°である。
95	160.10～162.88m ・割れ目周辺の幅5～15mmが珪化している。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
D	158.60～160.85m ・硬質な新鮮部を主体とする。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
94	159.77～159.88m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は67°である。
95	160.10～162.88m ・割れ目周辺の幅5～15mmが珪化している。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
D	158.60～160.85m ・硬質な新鮮部を主体とする。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
94	●159.77～159.88m(f-12-10破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15°E87°Wである。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は67°である。
95	160.10～162.88m ・割れ目周辺の幅5～15mmが珪化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
D	158.60～160.85m ・硬質な新鮮部を主体とする。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
94	●159.77～159.88m(f-12-10破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15°E87°Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は67°である。
95	160.10～162.88m ・割れ目周辺の幅5～15mmが珪化している。

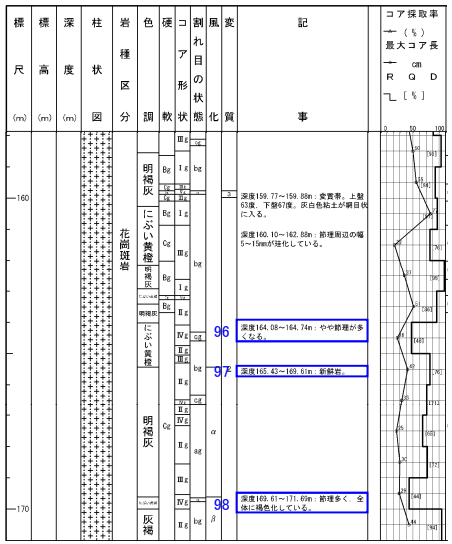
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
D	158.60～160.85m ・硬質な新鮮部を主体とする。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
94	●159.77～159.88m(f-12-10破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15°E87°Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は67°である。
95	160.10～162.88m ・割れ目周辺の幅5～15mmが珪化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
D	・RQDと最大コア長の増大が顕著であることから，C_M'級及びB'級の良好な岩盤からなる区間を一括記載。 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
94	変更なし	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-16頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
95	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
97	165.43～169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
97	165.43～169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
97	165.43～169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
97	165.43～169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

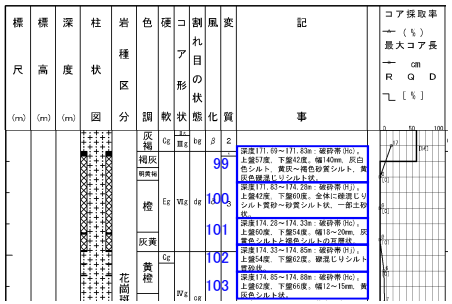
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
97	165.43～169.61m ・新鮮である。 ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

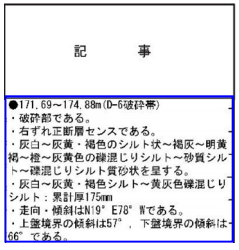
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
96	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
97	・"コア形状"欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
98	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	―	―	―	―

H19-No.4

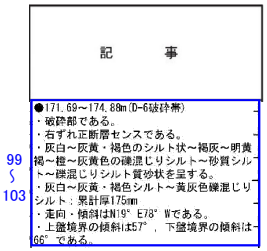
委託報告書
（平成19年）



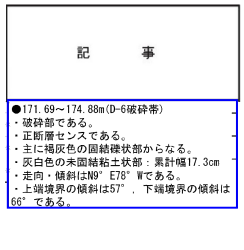
設置許可申請書案



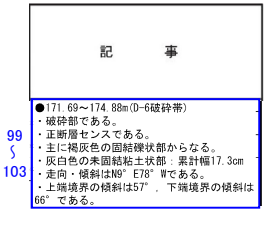
設置許可申請書
（平成27年11月）



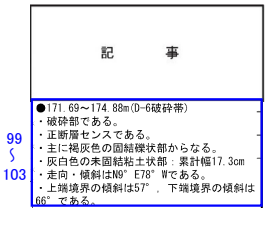
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



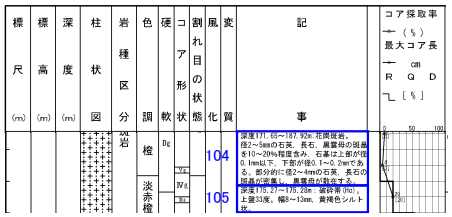
審査資料
（令和2年2月7日）



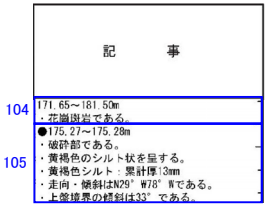
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
99～103	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，シルト状～礫混じりシルト～砂質シルト～礫混じりシルト質砂状と記載。 ・シルト状の色調については，灰白～灰黄・褐色と記載。 ・シルト状の色調として，灰白～灰黄・褐～黄灰色と書くべきところを誤って灰白～灰黄・褐色と記載。 ・礫混じりシルト～砂質シルト～礫混じりシルト質砂状の色調については，"色調"欄に基づき，褐灰～明黄褐～橙～灰黄色と記載。 ・シルト～礫混じりシルトの累計幅としては，破砕区分Hcの区間の幅の合計値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・誤記修正（右ずれ正断層センス→正断層センス）。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。その後，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正 （N19° E78° W→N9° E78° W）。	変更なし	変更なし

H19-No.4

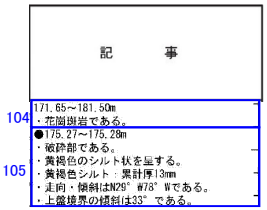
委託報告書
（平成19年）



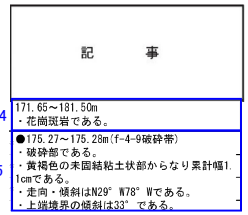
設置許可申請書案



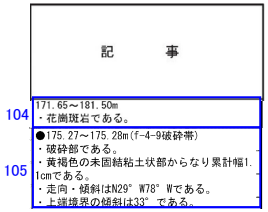
設置許可申請書
（平成27年11月）



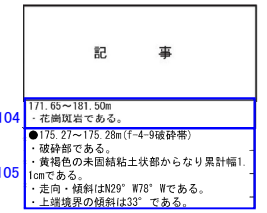
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



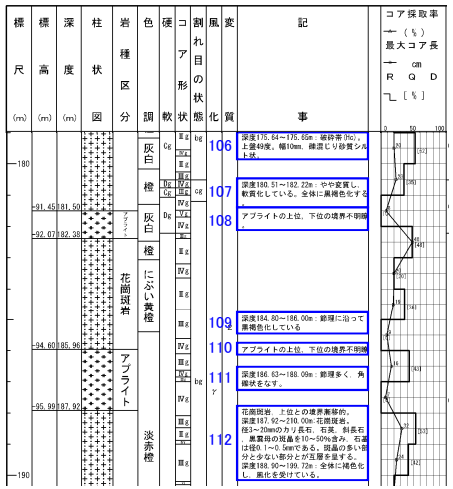
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載を見直し。 ・岩盤区間については，柱状図に対応した岩種毎に記載することとしており，まとめ書きの記載は削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
105	・シルトの累計幅としては最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
106	●175.64～175.65m ・破砕部である。 ・黄橙色の礫混じり砂質シルト状を呈する。 ・黄橙色礫混じり砂質シルト：累計厚10mm ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は49° である。
107	180.51～182.22m ・やや変質し，軟質化している。
108	181･50～182.38 ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は不明瞭である。
E	182.38～185.96m ・花崗斑岩である。
110	185.96～187.92m ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は不明瞭である。
111	186.63～188.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112, 119	187.92～250.00m ・花崗斑岩である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
106	●175.64～175.65m ・破砕部である。 ・黄橙色の礫混じり砂質シルト状を呈する。 ・黄橙色礫混じり砂質シルト：累計厚10mm ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は49° である。
107	180.51～182.22m ・やや変質し，軟質化している。
108	181･50～182.38 ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は不明瞭である。
E	182.38～185.96m ・花崗斑岩である。
110	185.96～187.92m ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は不明瞭である。
111	186.63～188.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112, 119	187.92～250.00m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
106	●175.64～175.65m(f-4-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黄橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・上端境界の傾斜は49° である。
107	180.51～182.22m ・やや変質し，軟質化している。
108	181･50～182.38 ・アプライトである。
E	182.38～185.96m ・花崗斑岩である。
110	185.96～187.92m ・アプライトである。
111	186.63～188.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112, 119	187.92～250.00m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
106	●175.64～175.65m(f-4-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黄橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。 ・上端境界の傾斜は49° である。
107	180.51～182.22m ・やや変質し，軟質化している。
108	181･50～182.38 ・アプライトである。
E	182.38～185.96m ・花崗斑岩である。
110	185.96～187.92m ・アプライトである。
111	186.63～188.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112, 119	187.92～250.00m ・花崗斑岩である。

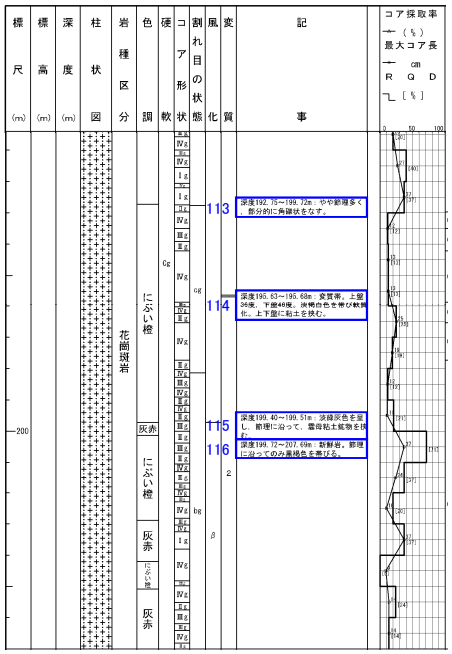
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
106	●175.64～175.65m(f-4-10破砕帯) ・破砕部である。 ・黄橙色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN14° E76° Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。 ・上端境界の傾斜は49° である。
107	180.51～182.22m ・やや変質し，軟質化している。
108	181･50～182.38 ・アプライトである。
E	182.38～185.96m ・花崗斑岩である。
110	185.96～187.92m ・アプライトである。
111	186.63～188.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
112, 119	187.92～250.00m ・花崗斑岩である。

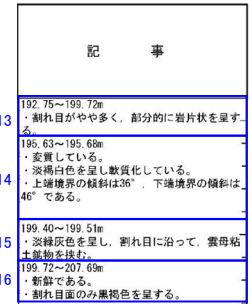
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
106	・色調については，"色調"欄に基づき黄橙色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
107	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
108	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。 (誤記)181.50～182.38mと書くべきところを誤って181･50～182.38と記載。	変更なし	・境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
E	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその区間深度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
109	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
110	・柱状図に合わせてアプライトの区間深度を記載。	変更なし	・境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
111	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
112,119	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載(記事No.112と記事No.119を統合)。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・風化については，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

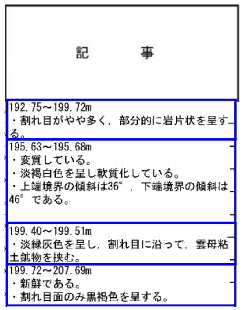
委託報告書
（平成19年）



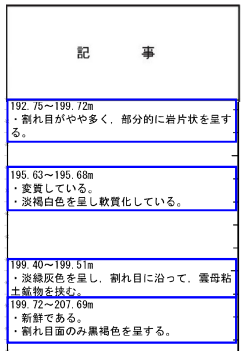
設置許可申請書案



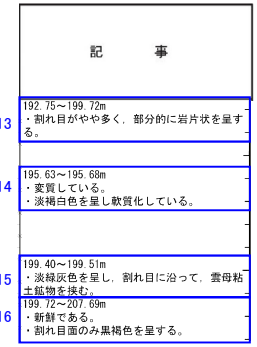
設置許可申請書
（平成27年11月）



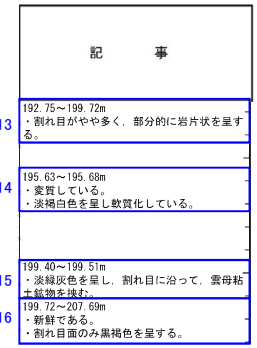
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



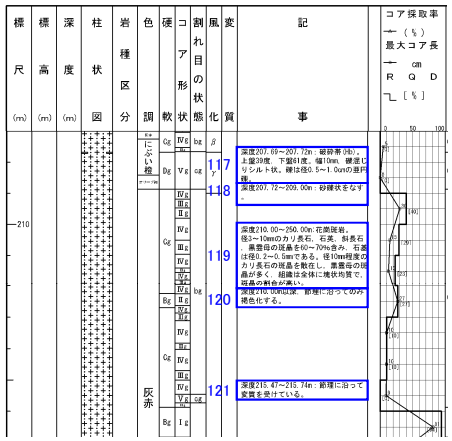
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
113	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
114	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周辺の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
115	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
116	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
117	●207.69～207.72m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の礫混じりシルト状を呈する ・にぶい橙色礫混じりシルト：累計厚10mm ・走向・傾斜はN13°E83°Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°，下盤境界の傾斜は61°である。
118	207.72～209.00m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
121	215.47～215.74m ・割れ目に沿って，変質している。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
117	●207.69～207.72m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の礫混じりシルト状を呈する ・にぶい橙色礫混じりシルト：累計厚10mm ・走向・傾斜はN13°E83°Wである。 ・上盤境界の傾斜は39°，下盤境界の傾斜は61°である。
118	207.72～209.00m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
121	215.47～215.74m ・割れ目に沿って，変質している。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
117	●207.69～207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13°E83°Wである。 ・上端境界の傾斜は39°，下端境界の傾斜は61°である。
118	207.72～209.00m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
121	215.47～215.74m ・割れ目に沿って，変質している。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
117	●207.69～207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13°E83°Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。 ・上端境界の傾斜は39°，下端境界の傾斜は61°である。
118	207.72～209.00m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
121	215.47～215.74m ・割れ目に沿って，変質している。

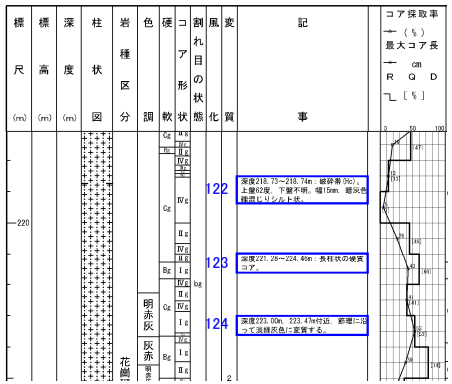
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
117	●207.69～207.72m(D-7破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN13°E83°Wである。 ・フィルム状の粘土を狭在する。 ・上端境界の傾斜は39°，下端境界の傾斜は61°である。
118	207.72～209.00m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
121	215.47～215.74m ・割れ目に沿って，変質している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
117	・色調については，"色調"欄に基づきにぶい橙色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
118	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
112,119	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載(記事No.112と記事No.119を統合)。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
120	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
121	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
122	●218.73～218.74m ・破砕部である。 ・暗灰色の礫混じりシルト状を呈する。 ・暗灰色礫混じりシルト：累計厚15mm ・走向・傾斜はN20°E74°Wである。 ・上盤境界の傾斜は62°である。
123	221.28～224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
124	223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って，淡緑灰色に変質している。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
122	●218.73～218.74m ・破砕部である。 ・暗灰色の礫混じりシルト状を呈する。 ・暗灰色礫混じりシルト：累計厚15mm ・走向・傾斜はN20°E74°Wである。 ・上盤境界の傾斜は62°である。
123	221.28～224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
124	223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って，淡緑灰色に変質している。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
122	●218.73～218.74m(f-4-12破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN20°E74°Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
123	221.28～224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
124	223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って，淡緑灰色に変質している。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
122	●218.73～218.74m(f-4-12破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN20°E74°Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
123	221.28～224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
124	223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って，淡緑灰色に変質している。

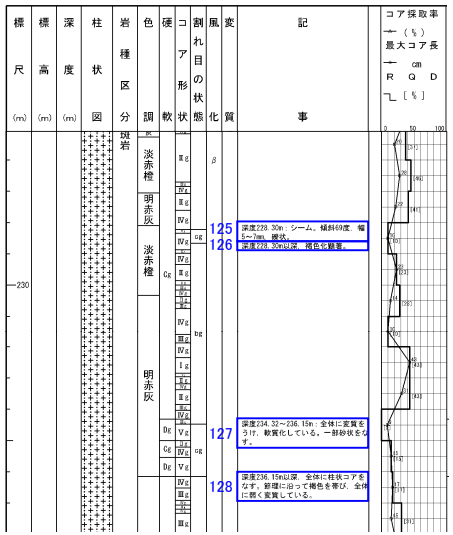
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
122	●218.73～218.74m(f-4-12破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN20°E74°Wである。 ・上端境界の傾斜は62°である。
123	221.28～224.46m ・新鮮・硬質である。 ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。
124	223.00m、223.47m付近 ・割れ目に沿って，淡緑灰色に変質している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
122	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
123	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
124	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
127	234.32～236.15m ・変質している。 ・軟質化している。一部砂状を呈する。
128	236.15～250.00m ・柱状～長柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
127	234.32～236.15m ・変質している。 ・軟質化している。一部砂状を呈する。
128	236.15～250.00m ・柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
127	●234.32～236.15m(f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° W68° Wである。
128	236.15～250.00m ・柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
127	●234.32～236.15m(f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° W68° Wである。
128	236.15～250.00m ・柱状～長柱状を呈する。

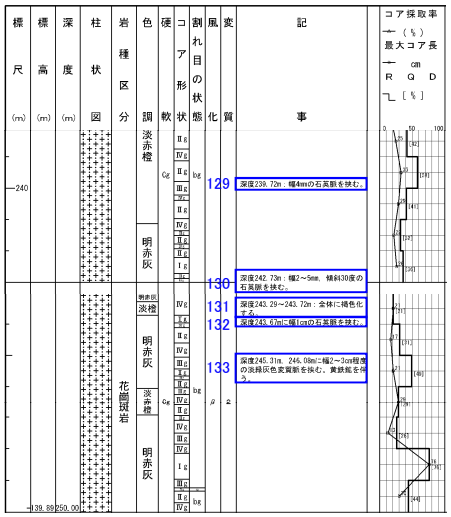
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
127	●234.32～236.15m(f-6-2破砕帯) ・破砕部である。 ・明赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN28° W68° Wである。
128	236.15～250.00m ・柱状～長柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
125	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-27頁)。	―	―	―	―
126	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
127	変更なし	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-17頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
128	・コア形状欄に基づき柱状～長柱状と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.4

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
129	239.72m ・幅4mmの石英脈を挟む。
130	242.73m ・傾斜30°，幅2～5mmの石英脈を挟む。
132	243.67m ・幅10mmの石英脈を挟む。
133	245.31m，246.08m ・幅20～30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。 ・黄鉄鉱を伴っている。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
129	239.72m ・幅4mmの石英脈を挟む。
130	242.73m ・傾斜30°，幅2～5mmの石英脈を挟む。
132	243.67m ・幅10mmの石英脈を挟む。
133	245.31m，246.08m ・幅20～30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。 ・黄鉄鉱を伴っている。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
129	239.72m ・幅4mmの石英脈を挟む。
130	242.73m ・傾斜30°，幅2～5mmの石英脈を挟む。
132	243.67m ・幅10mmの石英脈を挟む。
133	245.31m，246.08m ・幅20～30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。 ・黄鉄鉱を伴う。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
129	239.72m ・幅4mmの石英脈を挟む。
130	242.73m ・傾斜30°，幅2～5mmの石英脈を挟む。
132	243.67m ・幅10mmの石英脈を挟む。
133	245.31m，246.08m ・幅20～30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。 ・黄鉄鉱を伴う。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
129	239.72m ・幅4mmの石英脈を挟む。
130	242.73m ・傾斜30°，幅2～5mmの石英脈を挟む。
132	243.67m ・幅10mmの石英脈を挟む。
133	245.31m，246.08m ・幅20～30mm程度の淡緑灰色変質脈を挟む。 ・黄鉄鉱を伴う。

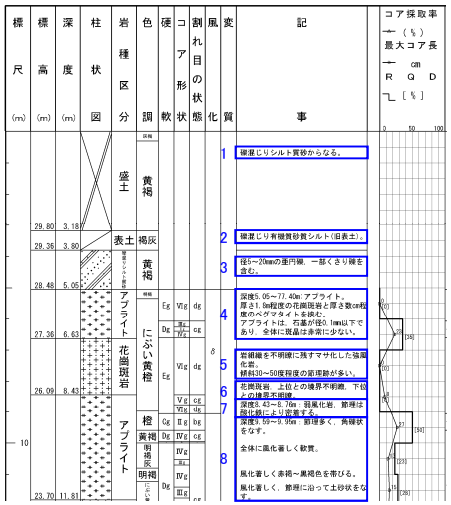
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
129	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
130	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
131	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
132	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
133	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

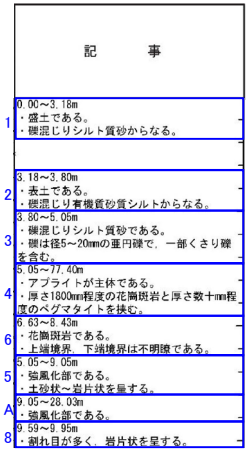
余白

H19-No.12

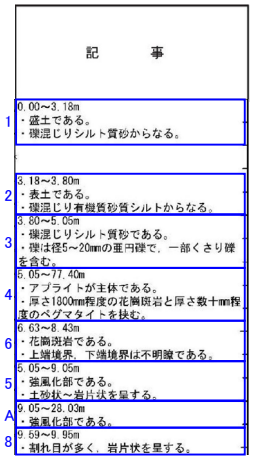
委託報告書
（平成19年）



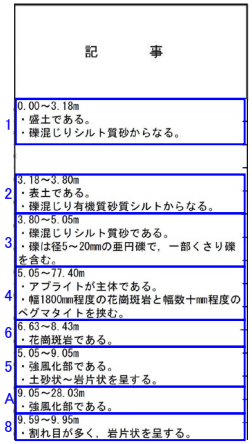
設置許可申請書案



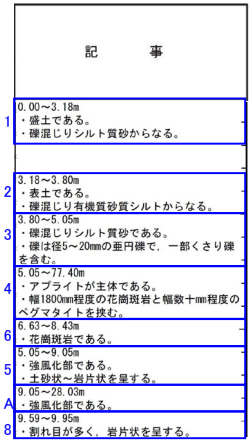
設置許可申請書
（平成27年11月）



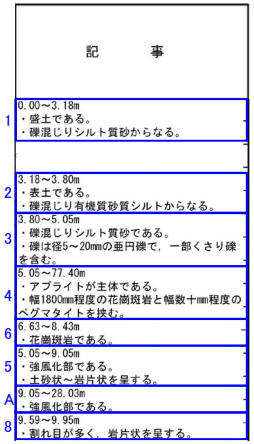
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



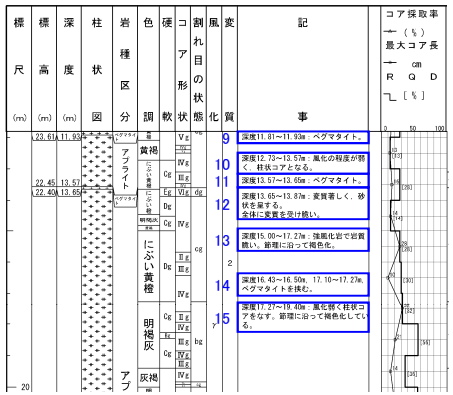
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて表土と記載。 ・旧表土については，ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	・表現の見直し(cm→mm)。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
5,7	・"風化"欄に基づき，強風化部とその深度区間を一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき土砂状～岩片状と記載。 ・風化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため詳細は削除。 ・節理跡，割れ目沿いの酸化鉄については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間深度を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
A,16,18,22	・C_L'級を主体とする区間を一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"の欄に基づき岩片状と記載。 ・風化の程度については，記事Aにまとめて記載。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに土砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
9, 11	11.81～11.93m 13.57～13.65m ・ペグマタイトである。
10	12.73～13.57m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
12	13.65～13.87m ・軟質で，土砂状を呈する。
14	16.43～16.50m 17.10～17.27m ・ペグマタイトである。
15	17.27～19.40m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
9, 11	11.81～11.93m 13.57～13.65m ・ペグマタイトである。
10	12.73～13.57m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
12	13.65～13.87m ・軟質で，土砂状を呈する。
14	16.43～16.50m 17.10～17.27m ・ペグマタイトである。
15	17.27～19.40m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
9, 11	11.81～11.93m，13.57～13.65m ・ペグマタイトである。
10	12.73～13.57m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
12	13.65～13.87m ・軟質で，土砂状を呈する。
14	16.43～16.50m，17.10～17.27m ・ペグマタイトである。
15	17.27～19.40m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
9, 11	11.81～11.93m，13.57～13.65m ・ペグマタイトである。
10	12.73～13.57m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
12	13.65～13.87m ・軟質で，土砂状を呈する。
14	16.43～16.50m，17.10～17.27m ・ペグマタイトである。
15	17.27～19.40m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。

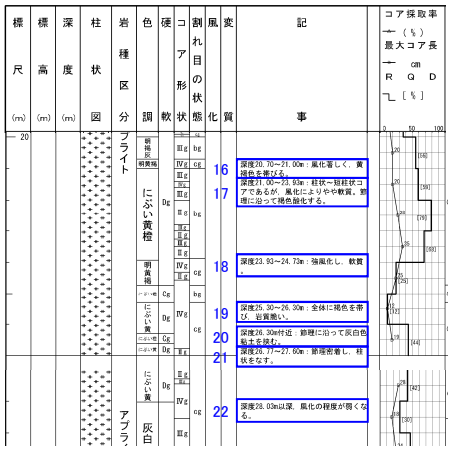
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
9, 11	11.81～11.93m，13.57～13.65m ・ペグマタイトである。
10	12.73～13.57m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
12	13.65～13.87m ・軟質で，土砂状を呈する。
14	16.43～16.50m，17.10～17.27m ・ペグマタイトである。
15	17.27～19.40m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。

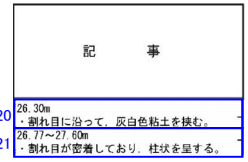
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9,11	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
10	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
12	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・"コア形状"欄に基づき，土砂状と記載。 ・"硬軟"欄に基づき，周囲に比べ軟化していることから軟質と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
13	・風化の程度については，記事Aにまとめ書きしており，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
14	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

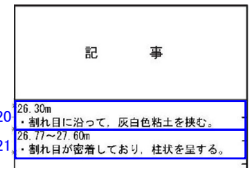
委託報告書
（平成19年）



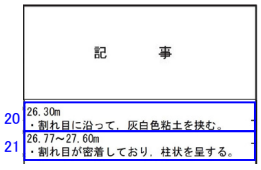
設置許可申請書案



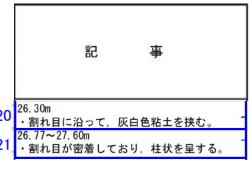
設置許可申請書
（平成27年11月）



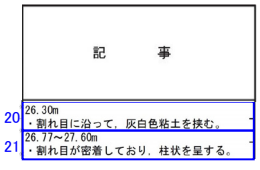
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



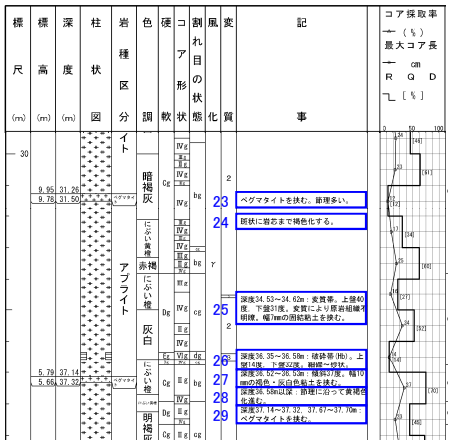
審査資料
（令和2年2月7日）



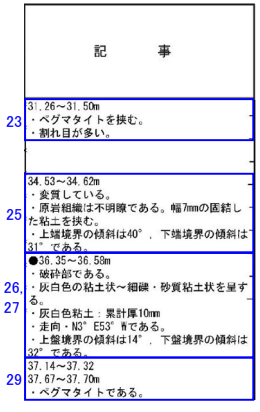
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16	・風化の程度については，記事Aでまとめ書きしているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
17	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・"風化によりやや軟質"との記載については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・割れ目沿いの褐色酸化については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
18	・風化の程度については，記事Aでまとめ書きしているため削除。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
19	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
20	・表現の見直し(26.30m付近→26.30m)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
21	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
22	・"風化の程度が弱くなる"との記載については，記事Aで強風化している深度区間を示しているため削除。	―	―	―	―

H19-No.12

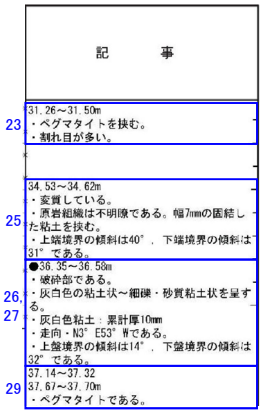
委託報告書
（平成19年）



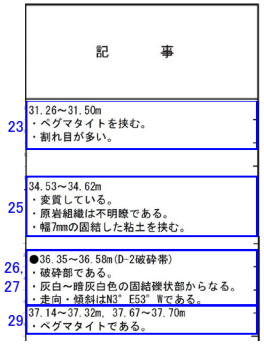
設置許可申請書案



設置許可申請書
（平成27年11月）



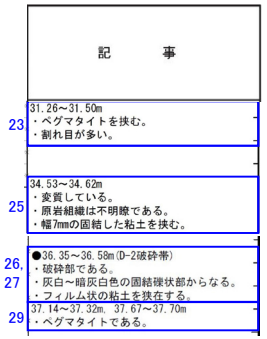
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



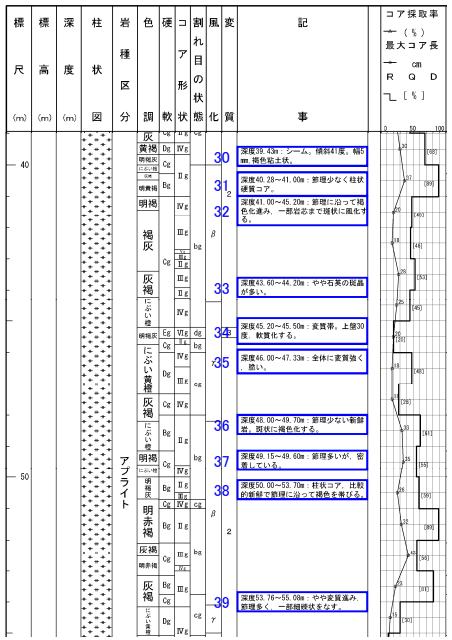
審査資料
（令和2年2月7日）



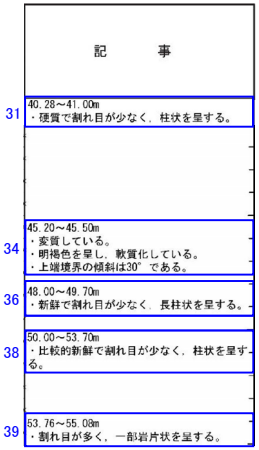
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	・柱状図に合わせてペグマタイトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
25	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26,27	・色調については，“色調”欄に基づき灰白と記載。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～細礫・砂質粘土状と記載（※細礫・砂質粘土については，Hb→礫質粘土に読み替えた上で，“礫質”を記事欄に基づき，“細礫・砂質”としたもの）。 ・褐色・灰白色粘土と書くべきところを誤って灰白色粘土と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正（“走向・”→“走向・傾斜”）。 （誤記）見かけの傾斜を誤って削除。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質にのうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を追記。 ・ボアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映（不連続面が不明瞭であるため削除）。	変更なし
28	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
29	変更なし	変更なし	・誤記修正（37.14～37.32→37.14～37.32m）。	変更なし	変更なし

H19-No.12

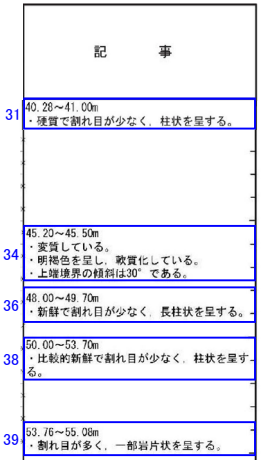
委託報告書
（平成19年）



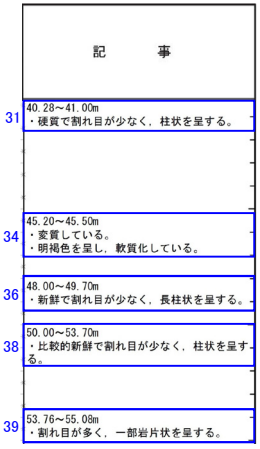
設置許可申請書案



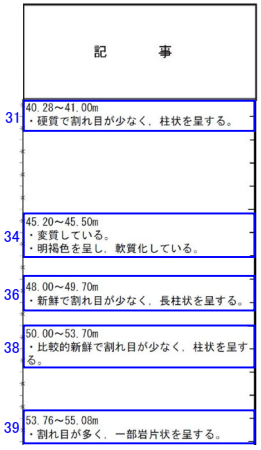
設置許可申請書
（平成27年11月）



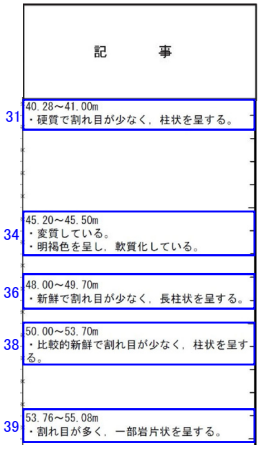
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



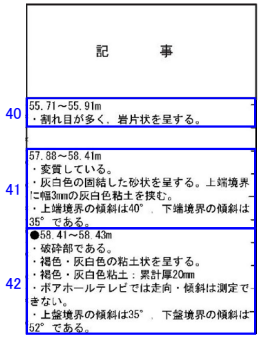
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-78頁)。	―	―	―	―
31	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
32	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―
33	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―	―	―
34	(誤記)色調について，"色調"欄に基づき明褐灰色と書くべきところを誤って明褐色と追記。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―
36	・"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の密着状況については，補足的な記載であるため削除。	―	―	―	―
38	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
39	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

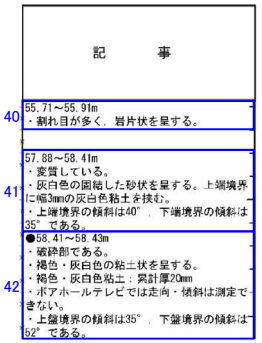
委託報告書
（平成19年）



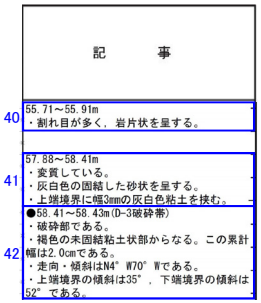
設置許可申請書案



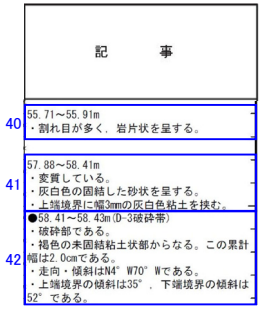
設置許可申請書
（平成27年11月）



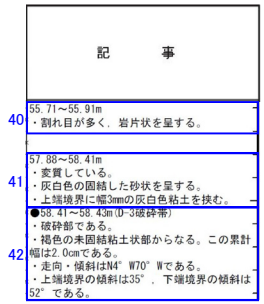
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



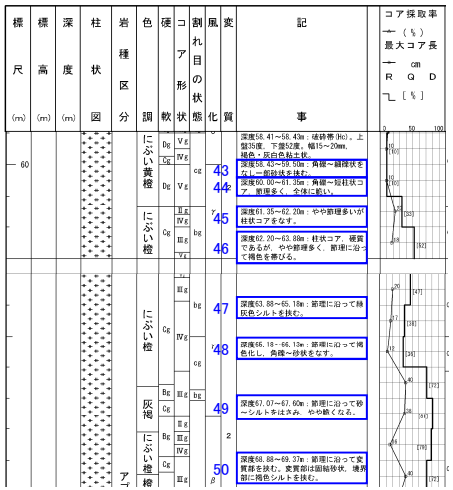
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。 ・一部に砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
41	・"色調"欄に基づき，灰白色と記載。 (誤記)粘土の幅について，5mmと書くべきところを誤って3mmと記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・粘土の累計幅としては最大値を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの再解析結果による最新活動面の走向・傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし

H19-No.12

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
43	58.43～59.50m ・割れ目が多く，岩片状～一部土砂状を呈する。
44	60.00～61.35m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
46	62.20～63.88m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
47	63.88～65.18m ・割れ目に沿って，シルトを挟む。
49	67.07～67.60m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
43	58.43～59.50m ・割れ目が多く，岩片状～一部土砂状を呈する。
44	60.00～61.35m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
46	62.20～63.88m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
47	63.88～65.18m ・割れ目に沿って，シルトを挟む。
49	67.07～67.60m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
43	58.43～59.50m ・割れ目が多く，岩片状～一部土砂状を呈する。
44	60.00～61.35m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
46	62.20～63.88m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
47	63.88～65.18m ・割れ目に沿って，シルトを挟む。
49	67.07～67.60m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
43	58.43～59.50m ・割れ目が多く，岩片状～一部土砂状を呈する。
44	60.00～61.35m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
46	62.20～63.88m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
47	63.88～65.18m ・割れ目に沿って，シルトを挟む。
49	67.07～67.60m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

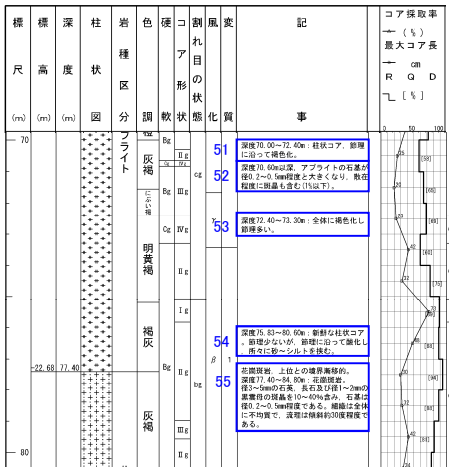
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
43	58.43～59.50m ・割れ目が多く，岩片状～一部土砂状を呈する。
44	60.00～61.35m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
46	62.20～63.88m ・割れ目が少なく，柱状を呈する。
47	63.88～65.18m ・割れ目に沿って，シルトを挟む。
49	67.07～67.60m ・割れ目に沿って，砂～シルトを挟む。

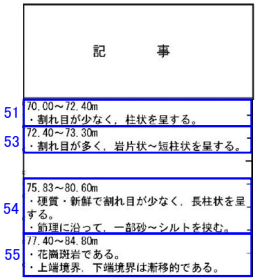
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・"コア形状"欄に基づき岩片状，土砂状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
44	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
45	・"柱状コア"との記載については，岩片状～短柱状コアの区間も多くみられる当該区間のコア状況を表現できていないため削除。	―	―	―	―
46	・"やや節理多く"との記載については，周囲の岩盤状況との比較によるものであり，当該区間のコア形状自体は良好であるため，"割れ目が少なく"と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
47	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
48	・割れ目沿いに角礫～砂状を呈しているが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―	―	―
49	・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
50	・割れ目沿いの局所的な変質については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―

H19-No.12

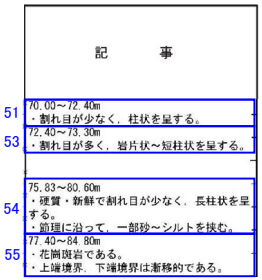
委託報告書
（平成19年）



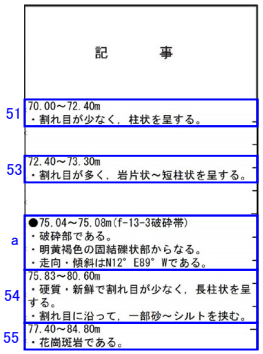
設置許可申請書案



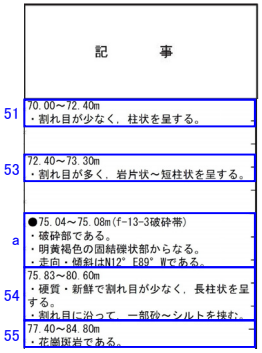
設置許可申請書
（平成27年11月）



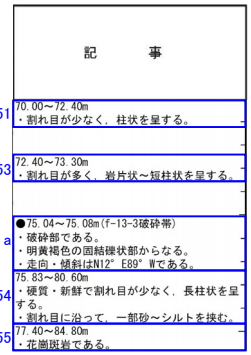
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



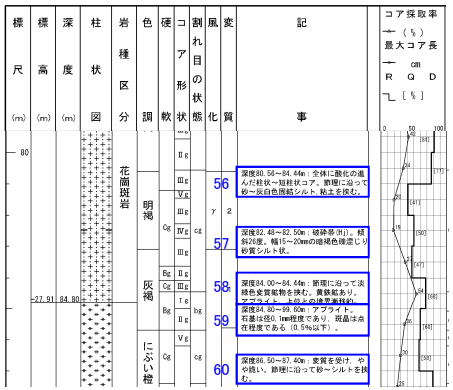
審査資料
（令和2年2月7日）



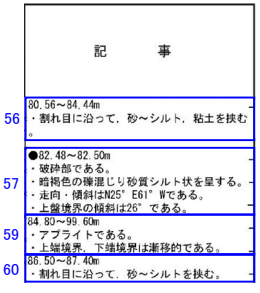
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
52	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―	―	―
53	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
a	―	―	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-18頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
54	・"硬軟"の欄に基づき硬軟を記載。 ・"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。 ・割れ目沿いの酸化については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
55	・下端境界の明瞭さについては記事No.59に基づき記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.12

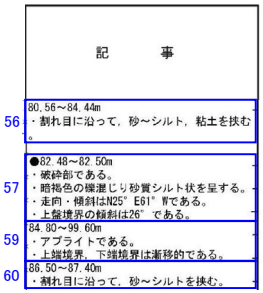
委託報告書
（平成19年）



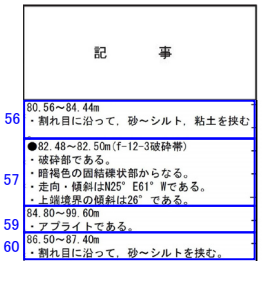
設置許可申請書案



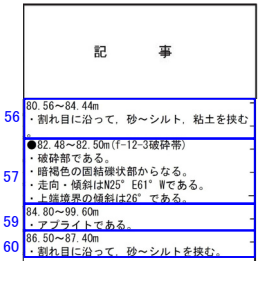
設置許可申請書
（平成27年11月）



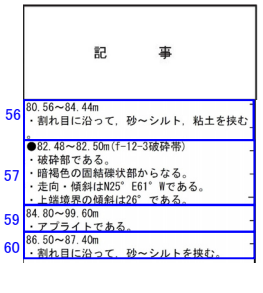
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



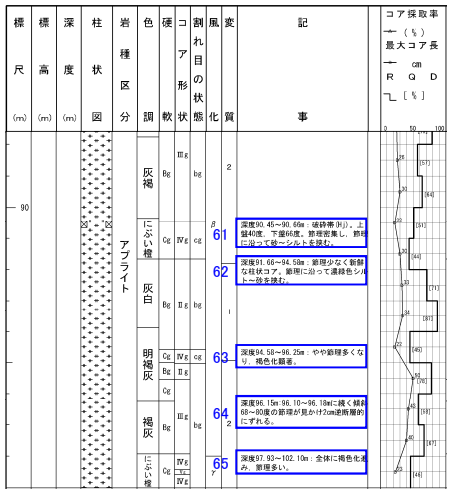
審査資料
（令和2年2月7日）



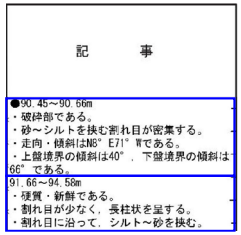
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56	・割れ目の発達状況については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・酸化については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
57	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし
58	・割れ目沿いの鉱物晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
59	・下端境界の明瞭さについては記事No.66に基づき記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

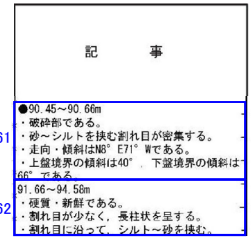
委託報告書
（平成19年）



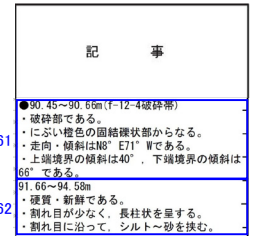
設置許可申請書案



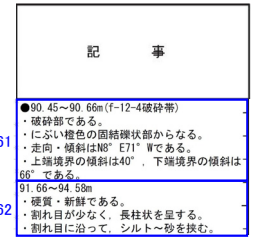
設置許可申請書
（平成27年11月）



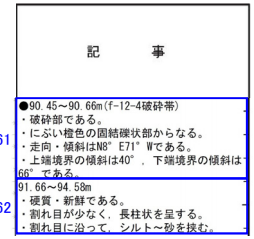
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



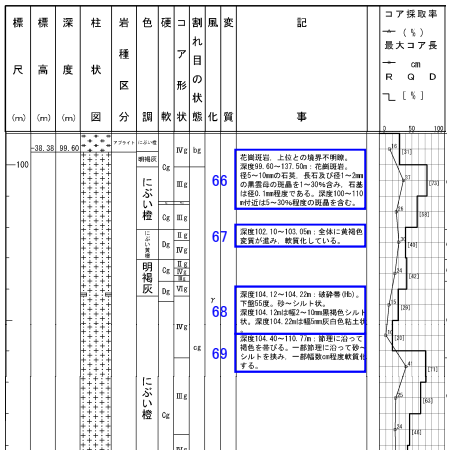
審査資料
（令和2年2月7日）



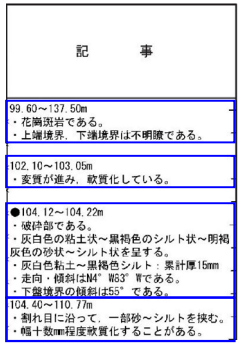
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし
62	・"硬軟"欄に基づき硬軟を記載。 ・"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
63	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	－	－	－	－
64	・"節理が見かけ2cm逆断層的にずれる"と記載されているが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－
65	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しており，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	－	－	－	－

H19-No.12

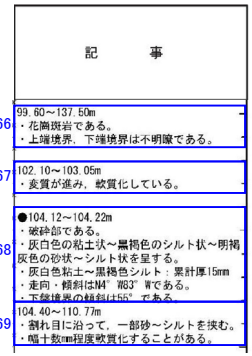
委託報告書
（平成19年）



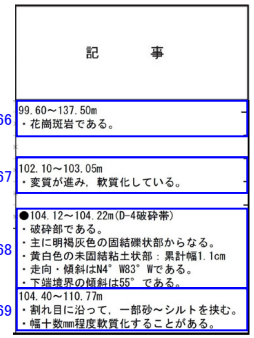
設置許可申請書案



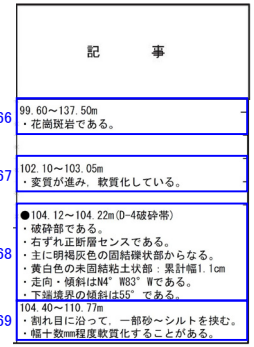
設置許可申請書
（平成27年11月）



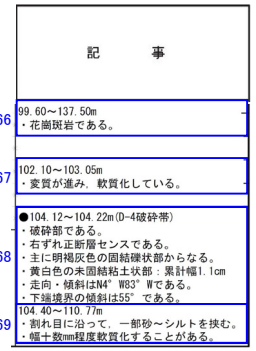
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



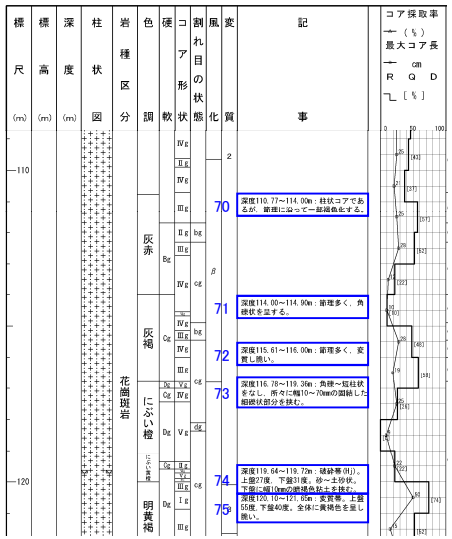
審査資料
（令和2年2月7日）



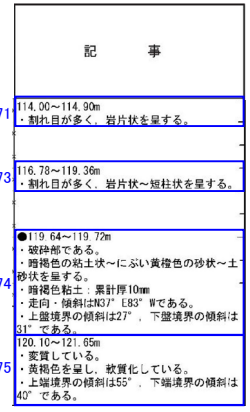
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
66	・下端境界の明瞭さについては記事No.83に基づき記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
68	・砂状～シルト状の色調については，"色調"欄に基づき，明褐灰色と記載。 ・粘土～シルトの累計幅としては，それぞれの最大値の合計を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
69	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

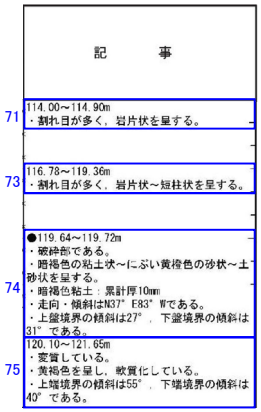
委託報告書
（平成19年）



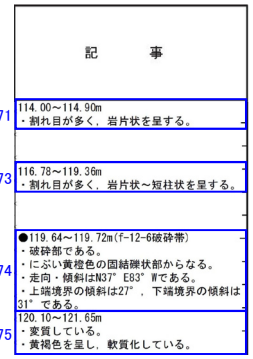
設置許可申請書案



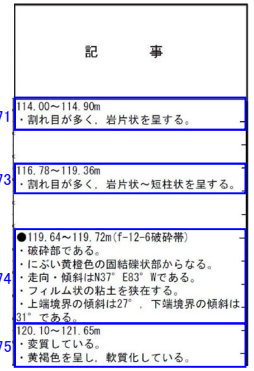
設置許可申請書
（平成27年11月）



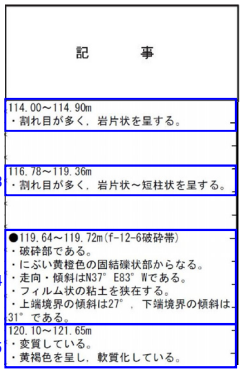
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



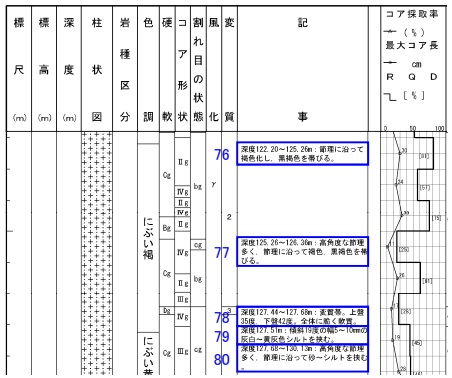
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	－	－	－	－
71	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
72	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－	－	－
73	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。 ・一部で細礫状部を挟在するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
74	・砂状～土砂状の色調については，"色調"欄に基づき，にぶい黄橙色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
75	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.12

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
77	125.26～126.36m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
78	127.44～127.68m ・変質している。 ・にぶい褐色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は35°，下端境界の傾斜は42°である。
79	127.51m ・傾斜19°，幅5～10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。
80	127.68～130.13m ・高角度の割れ目が多く，割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
77	125.26～126.36m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
78	127.44～127.68m ・変質している。 ・にぶい褐色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は35°，下端境界の傾斜は42°である。
79	127.51m ・傾斜19°，幅5～10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。
80	127.68～130.13m ・高角度の割れ目が多く，割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
77	125.26～126.36m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
78	127.44～127.68m ・変質している。 ・にぶい褐色を呈し，軟質化している。
79	127.51m ・傾斜19°，幅5～10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。
80	127.68～130.13m ・高角度の割れ目が多く，割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
77	125.26～126.36m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
78	127.44～127.68m ・変質している。 ・にぶい褐色を呈し，軟質化している。
79	127.51m ・傾斜19°，幅5～10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。
80	127.68～130.13m ・高角度の割れ目が多く，割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

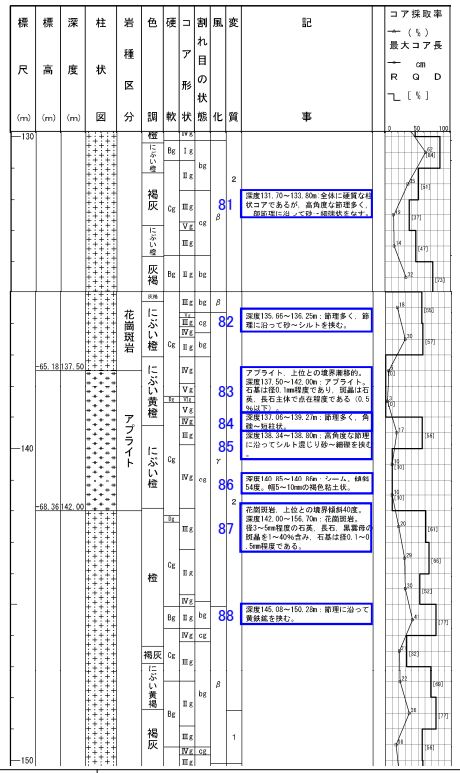
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
77	125.26～126.36m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
78	127.44～127.68m ・変質している。 ・にぶい褐色を呈し，軟質化している。
79	127.51m ・傾斜19°，幅5～10mmの灰白～黄灰色シルトを挟む。
80	127.68～130.13m ・高角度の割れ目が多く，割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

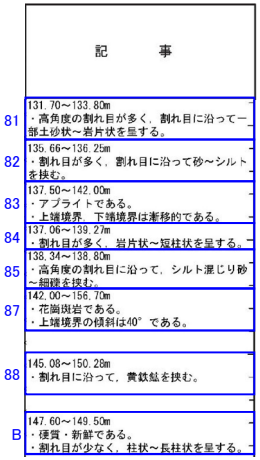
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
76	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
77	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
78	・"色調"欄に基づきにぶい褐色と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
79	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
80	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

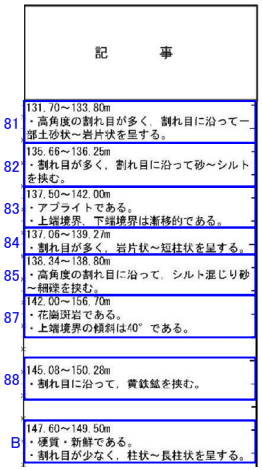
委託報告書
（平成19年）



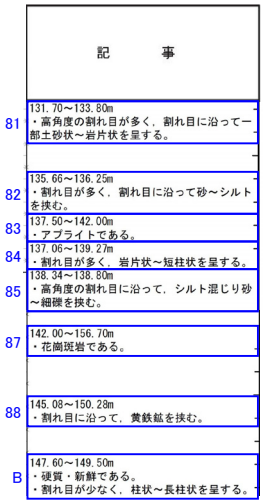
設置許可申請書案



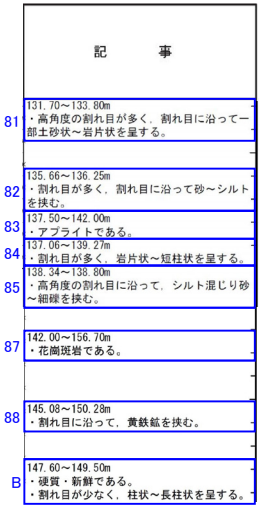
設置許可申請書
（平成27年11月）



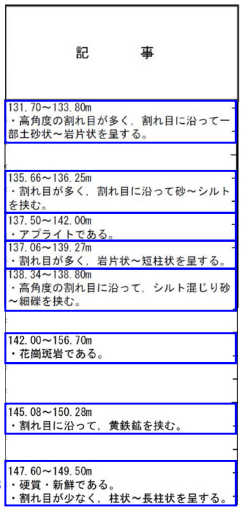
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



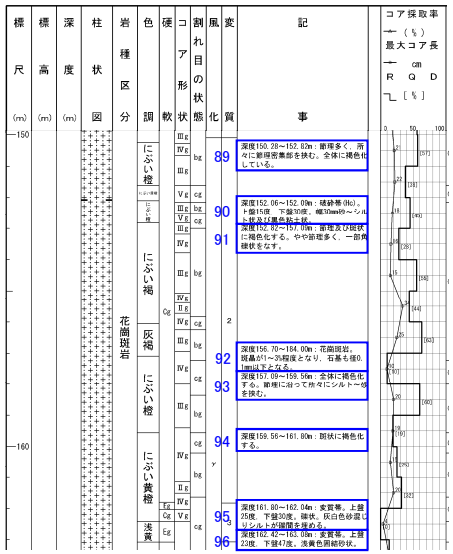
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	・硬軟と割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・"コア形状"欄に基づき土砂状～岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
82	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
83	・下端境界の明瞭さについてはコア写真に基づき記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
84	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
85	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
86	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-79頁）。	－	－	－	－
87	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
88	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
B	・RQD及び最大コア長の増大が認められ，かつ，硬質であることから，"硬軟"欄及び"風化"欄に基づき，硬質・新鮮と記載。 ・"コア形状"欄に基づき，柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

	記事
89	150.28～152.82m ・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	●152.06～152.09m ・破砕部である。 ・黒色の粘土状～砂～シルト状を呈する。 ・黒色粘土・砂～シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN40°E71°Wである。 ・上盤境界の傾斜は15°，下盤境界の傾斜は30°である。
92	156.70～184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09～159.56m ・割れ目に沿って，所々にシルト～砂を挟む。
95	161.80～162.04m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の礫状を呈し，灰白色の砂混じりシルトが礫間を埋める。 ・上端境界の傾斜は25°，下端境界の傾斜は30°である。
96	162.42～163.08m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は23°，下端境界の傾斜は47°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
89	150.28～152.82m ・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	●152.06～152.09m ・破砕部である。 ・黒色の粘土状～砂～シルト状を呈する。 ・黒色粘土・砂～シルト：累計厚30mm ・走向・傾斜はN40°E71°Wである。 ・上盤境界の傾斜は15°，下盤境界の傾斜は30°である。
92	156.70～184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09～159.56m ・割れ目に沿って，所々にシルト～砂を挟む。
95	161.80～162.04m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の礫状を呈し，灰白色の砂混じりシルトが礫間を埋める。 ・上端境界の傾斜は25°，下端境界の傾斜は30°である。
96	162.42～163.08m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。 ・上端境界の傾斜は23°，下端境界の傾斜は47°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
89	150.28～152.82m ・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	●152.06～152.09m(f-12-7破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40°E71°Wである。 ・上端境界の傾斜は15°，下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70～184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09～159.56m ・割れ目に沿って，所々にシルト～砂を挟む。
95	161.80～162.04m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の礫状を呈し，灰白色の砂混じりシルトが礫間を埋める。
96	162.42～163.08m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
89	150.28～152.82m ・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	●152.06～152.09m(f-12-7破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40°E71°Wである。 ・上端境界の傾斜は15°，下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70～184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09～159.56m ・割れ目に沿って，所々にシルト～砂を挟む。
95	161.80～162.04m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の礫状を呈し，灰白色の砂混じりシルトが礫間を埋める。
96	162.42～163.08m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。

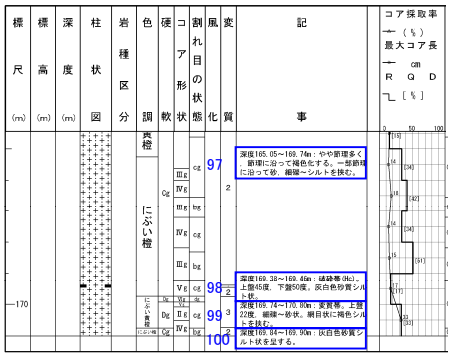
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
89	150.28～152.82m ・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。 ・所々に割れ目密集部を挟む。
90	●152.06～152.09m(f-12-7破砕帯) ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は3.0cmである。 ・走向・傾斜はN40°E71°Wである。 ・上端境界の傾斜は15°，下端境界の傾斜は30°である。
92	156.70～184.00m ・花崗斑岩である。
93	157.09～159.56m ・割れ目に沿って，所々にシルト～砂を挟む。
95	161.80～162.04m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の礫状を呈し，灰白色の砂混じりシルトが礫間を埋める。
96	162.42～163.08m ・変質している。 ・淡黄色の固結した砂状を呈する。

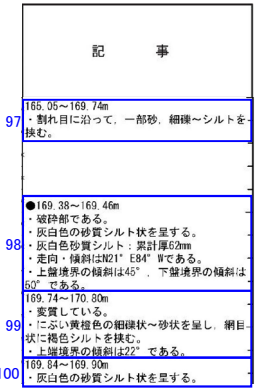
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
89	・"コア形状"欄に基づき岩片状～柱状と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
90	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
91	・変色については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
92	(誤記)"岩種区分"欄に基づく深度区間172.87mと書くべきところを誤って184.00mと記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
93	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
94	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
95	・"色調"欄に基づきにぶい黄橙色と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
96	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.12

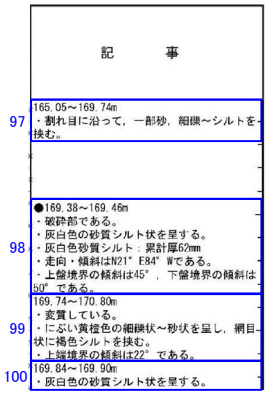
委託報告書
（平成19年）



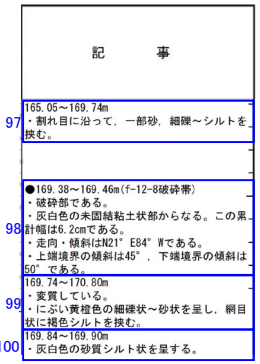
設置許可申請書案



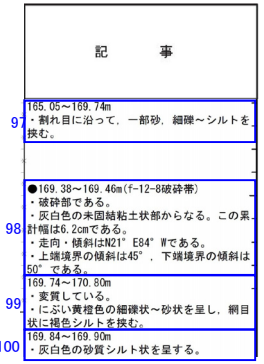
設置許可申請書
（平成27年11月）



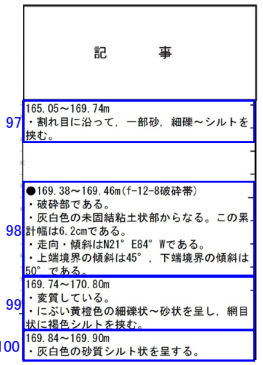
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



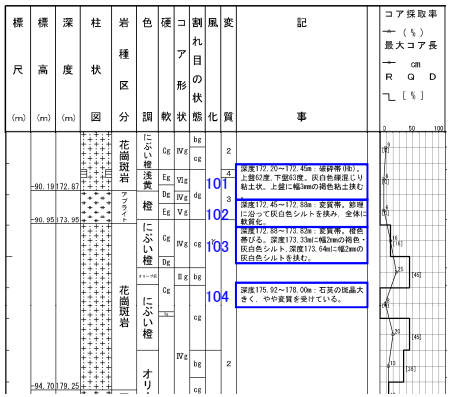
審査資料
（令和2年2月7日）



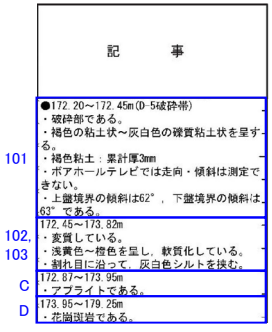
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
98	・砂質シルトの累計幅については，報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果に基づき62mmと記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
99	・〝色調〟欄に基づきにぶい黄橙色と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
100	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

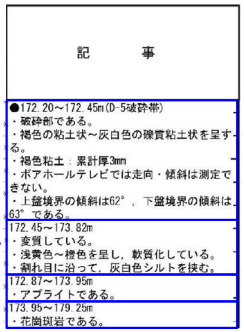
委託報告書
（平成19年）



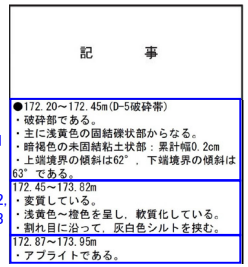
設置許可申請書案



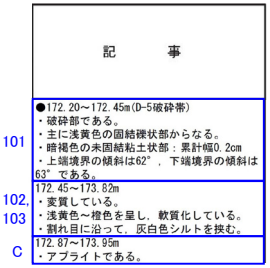
設置許可申請書
（平成27年11月）



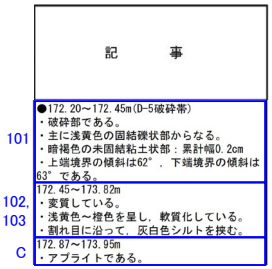
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



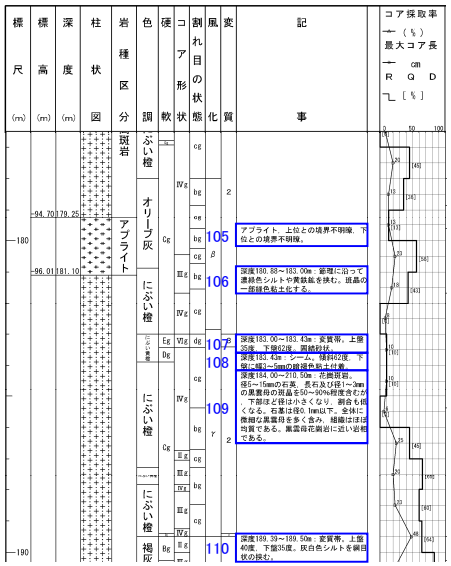
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	・破砕帯名を記載。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～礫質粘土状と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し(“ボアホールテレビでは，走向・傾斜は測定できない”との記載を削除)。	変更なし	変更なし
102,103	・変質している区間を一括記載。 ・“色調”欄に基づき浅黄色～橙色と記載。 ・全体に系統的な配列のないシルトが認められるため，個々の幅の記載については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
C	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
D	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	(誤記)花崗斑岩の深度区間に関する記事全体を誤って削除。	―	―
104	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―

H19-No.12

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記　事
105	179.25～181.10m ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は不明瞭である。
106	180.88～183.00m ・割れ目に沿って，シルト，黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は，緑色粘土化している。
E	181.10～250.00m ・花崗斑岩である。
107,108	183.00～183.43m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。下端境界に幅3～5mmの暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は35°，下端境界の傾斜は62°である。
110	189.39～189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界の傾斜は35°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事
105	179.25～181.10m ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は不明瞭である。
106	180.88～183.00m ・割れ目に沿って，シルト，黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は，緑色粘土化している。
E	181.10～250.00m ・花崗斑岩である。
107,108	183.00～183.43m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。下端境界に幅3～5mmの暗褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は35°，下端境界の傾斜は62°である。
110	189.39～189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界の傾斜は35°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事
105	179.25～181.10m ・アプライトである。
106	180.88～183.00m ・割れ目に沿って，シルト，黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は，緑色粘土化している。
107,108	183.00～183.43m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。 ・下端境界に幅3～5mmの暗褐色粘土を挟む。
E	184.00～250.00m ・花崗斑岩である。
110	189.39～189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
105	179.25～181.10m ・アプライトである。
106	180.88～183.00m ・割れ目に沿って，シルト，黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は，緑色粘土化している。
107,108	183.00～183.43m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。 ・下端境界に幅3～5mmの暗褐色粘土を挟む。
E	184.00～250.00m ・花崗斑岩である。
110	189.39～189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。

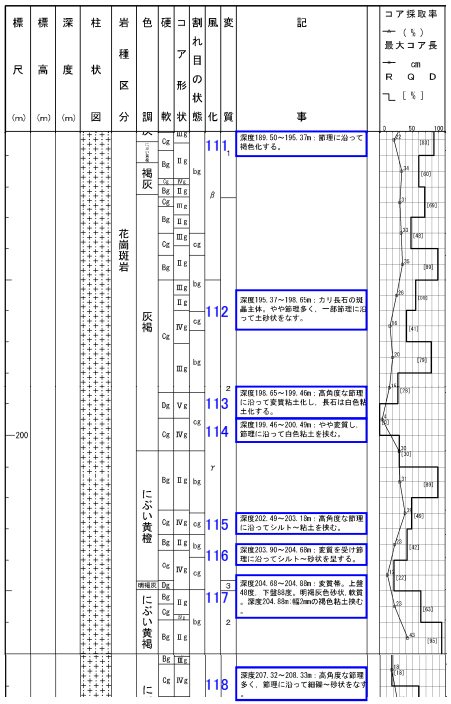
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
105	179.25～181.10m ・アプライトである。
106	180.88～183.00m ・割れ目に沿って，シルト，黄鉄鉱を挟む。 ・斑晶の一部は，緑色粘土化している。
107,108	183.00～183.43m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。 ・下端境界に幅3～5mmの暗褐色粘土を挟む。
E	184.00～250.00m ・花崗斑岩である。
110	189.39～189.50m ・変質している。 ・灰白色シルトが網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
105	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
106	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
E,109	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	(誤記)181.10～250.00mと書くべきところを誤って184.00～250.00mと記載。	変更なし	変更なし
107,108	・"色調"欄に基づき，にぶい黄橙色と記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-80頁)。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
110	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.12

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
113	198.65～199.46m ・高角度の割れ目に沿って，変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114	199.46～200.49m ・割れ目に沿って，白色粘土を挟む。
115	202.49～203.18m ・高角度の割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
116	203.90～204.68m ・割れ目に沿って，シルト～砂状を呈する。
117	204.68～204.88m ・変質している。 ・明褐灰色の砂状を呈し，軟質化している。下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は48°，下端境界の傾斜は88°である。
118	207.32～208.33m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
113	198.65～199.46m ・高角度の割れ目に沿って，変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114	199.46～200.49m ・割れ目に沿って，白色粘土を挟む。
115	202.49～203.18m ・高角度の割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
116	203.90～204.68m ・割れ目に沿って，シルト～砂状を呈する。
117	204.68～204.88m ・変質している。 ・明褐灰色の砂状を呈し，軟質化している。下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。 ・上端境界の傾斜は48°，下端境界の傾斜は88°である。
118	207.32～208.33m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
113	198.65～199.46m ・高角度の割れ目に沿って，変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114	199.46～200.49m ・割れ目に沿って，白色粘土を挟む。
115	202.49～203.18m ・高角度の割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
116	203.90～204.68m ・割れ目に沿って，シルト～砂状を呈する。
117	204.68～204.88m ・変質している。 ・明褐灰色の砂状を呈し，軟質化している。下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。
118	207.32～208.33m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
113	198.65～199.46m ・高角度の割れ目に沿って，変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114	199.46～200.49m ・割れ目に沿って，白色粘土を挟む。
115	202.49～203.18m ・高角度の割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
116	203.90～204.68m ・割れ目に沿って，シルト～砂状を呈する。
117	204.68～204.88m ・変質している。 ・明褐灰色の砂状を呈し，軟質化している。下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。
118	207.32～208.33m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。

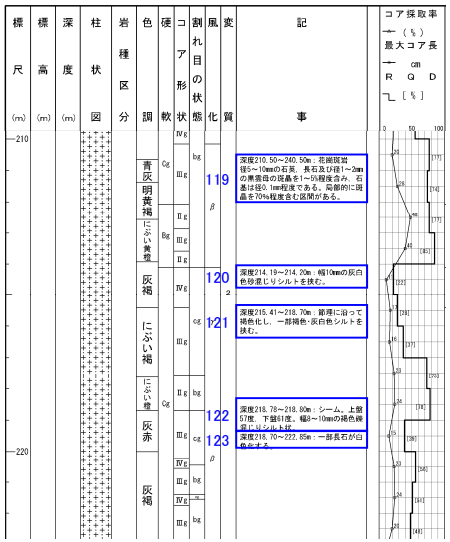
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
113	198.65～199.46m ・高角度の割れ目に沿って，変質・粘土化している。 ・長石は白色粘土化している。
114	199.46～200.49m ・割れ目に沿って，白色粘土を挟む。
115	202.49～203.18m ・高角度の割れ目に沿って，シルト～粘土を挟む。
116	203.90～204.68m ・割れ目に沿って，シルト～砂状を呈する。
117	204.68～204.88m ・変質している。 ・明褐灰色の砂状を呈し，軟質化している。下端境界に幅2mmの褐色粘土を挟む。
118	207.32～208.33m ・高角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
112	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・一部割れ目沿いで土砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―	―	―
113	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
114	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
115	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
116	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
117	変更なし	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
118	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。 ・一部で割れ目沿いに細礫～砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書案

記事	記事
121	215.41～218.70m ・割れ目に沿って，一部褐色・灰白色シルトを挟む。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
121	215.41～218.70m ・割れ目に沿って，一部褐色・灰白色シルトを挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
121	215.41～218.70m ・割れ目に沿って，一部褐色・灰白色シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
121	215.41～218.70m ・割れ目に沿って，一部褐色・灰白色シルトを挟む。

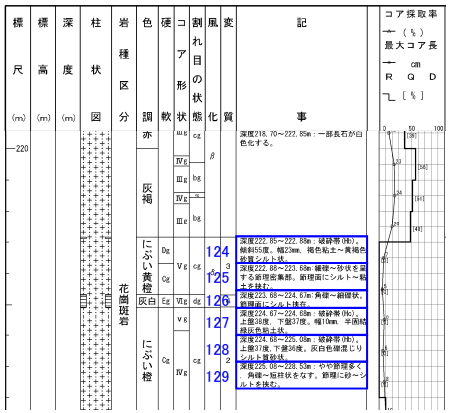
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
121	215.41～218.70m ・割れ目に沿って，一部褐色・灰白色シルトを挟む。

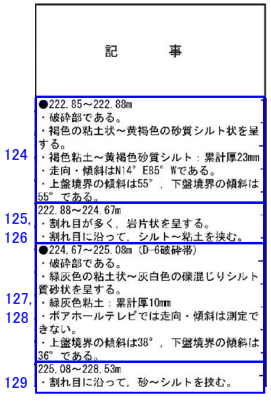
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
119	・花崗斑岩の深度区間については，記事Eで記載しているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―	―	―
120	・一部に砂混じりシルトを挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―	―	―
121	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
122	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-81頁)。	―	―	―	―
123	・長石の白色化については，風化・変質に関する補足的なものであることから削除。	―	―	―	―

H19-No.12

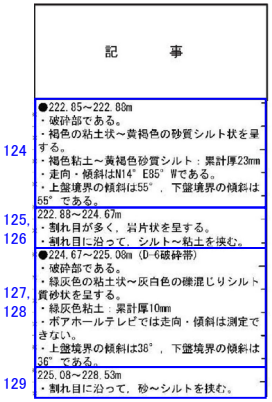
委託報告書
（平成19年）



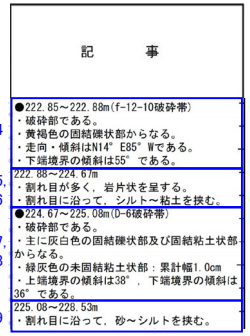
設置許可申請書案



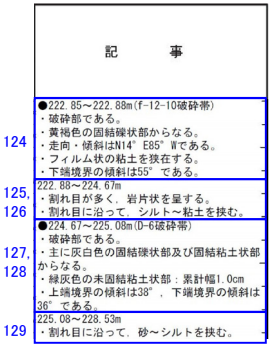
設置許可申請書
（平成27年11月）



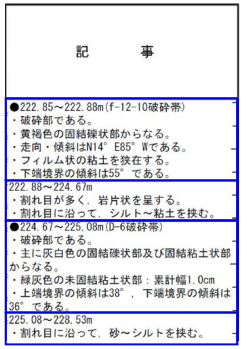
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



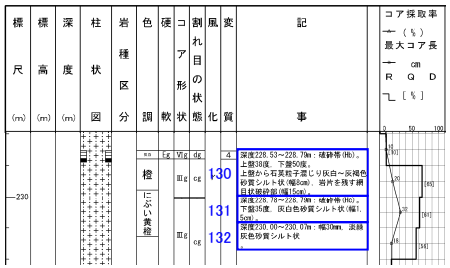
審査資料
（令和2年2月7日）



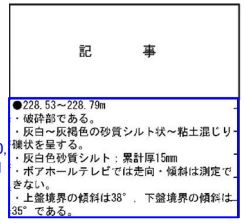
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
124	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"傾斜55度"との記載については，見かけの傾斜を示しており，上端境界と下端境界で同様の傾斜であることから，"上盤境界の傾斜は55°，下盤境界の傾斜は55°"と記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(境界が直線的ではないため削除)。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
125,126	・割れ目の多い区間を一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
127,128	・破砕帯名を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。 ・"半固結"との記載については，破砕部の固結度を統一的に記載しているわけではないため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し("ボアホールテレビでは，走向・傾斜は測定できない"との記載を削除)。	変更なし	変更なし
129	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.12

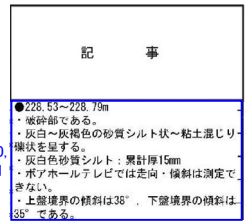
委託報告書
（平成19年）



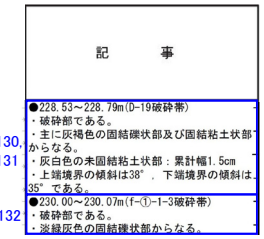
設置許可申請書案



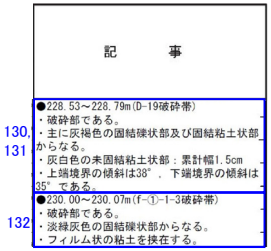
設置許可申請書
（平成27年11月）



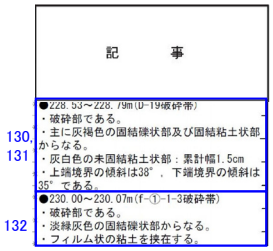
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



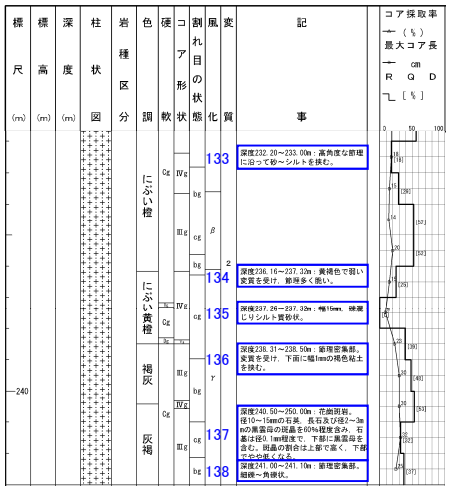
審査資料
（令和2年2月7日）



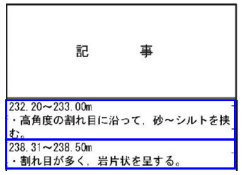
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130,131	・"石英粒子混じり"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・"岩片を残す網目状"との記載については，報告書から申請書提出までの間に行った再観察の結果に基づき，粘土混じり礫状と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・破砕区分Hbの砂質シルト状と網目状破砕部の幅については，破砕区分Hcの累計幅を記載することとしているため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・表現の見直し("ボアホールテレビでは，走向・傾斜は測定できない"との記載を削除)。	変更なし	変更なし
132	・砂質シルト状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-19頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし

H19-No.12

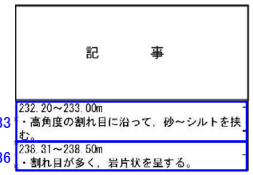
委託報告書
（平成19年）



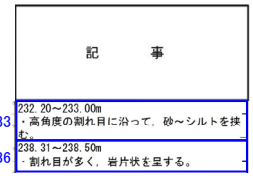
設置許可申請書案



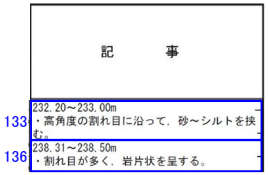
設置許可申請書
（平成27年11月）



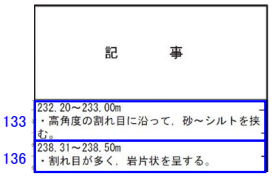
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



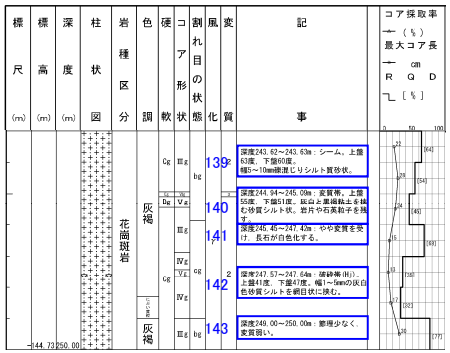
審査資料
（令和2年2月7日）



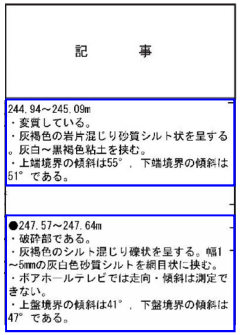
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
133	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
134	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―
135	・礫混じりシルト質砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―	―	―
136	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
137	・花崗斑岩の深度区間については，記事Eで示しているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―	―	―
138	・細礫～角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―	―	―

H19-No.12

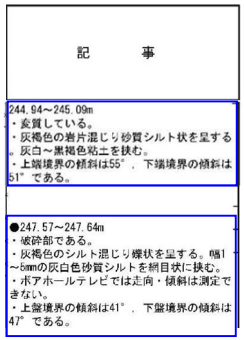
委託報告書
（平成19年）



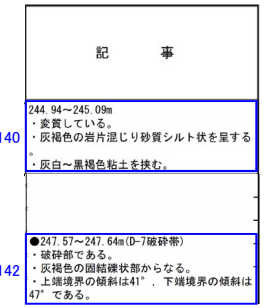
設置許可申請書案



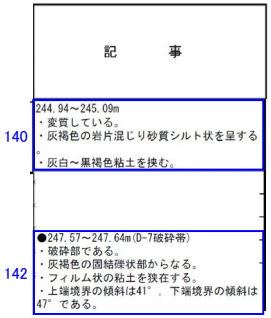
設置許可申請書
（平成27年11月）



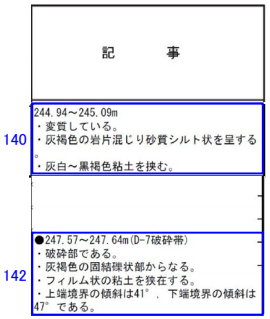
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



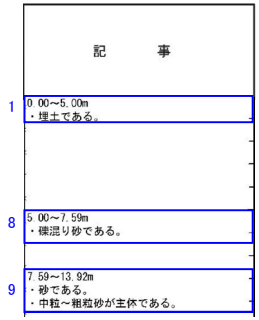
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
139	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-82頁)。	―	―	―	―
140	・表現の見直し(岩片や石英粒子を残す→岩片混じり)。 ・〝色調〟欄に基づき灰褐色と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
141	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―
142	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，シルト混じり礫状と記載。 ・色調については，〝色調〟欄に基づき灰褐色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果を記載(測定不可)。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・表現の見直し(〝ボアホールテレビでは，走向・傾斜は測定できない〟との記載を削除)。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
143	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―	―	―

H24-B11-2

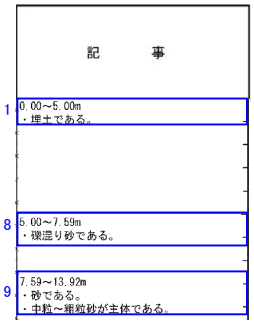
余白

H24-B11-2

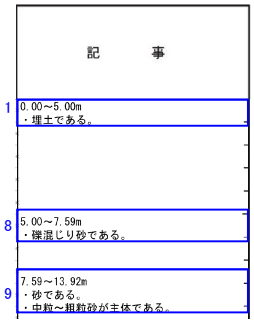
設置許可申請書案



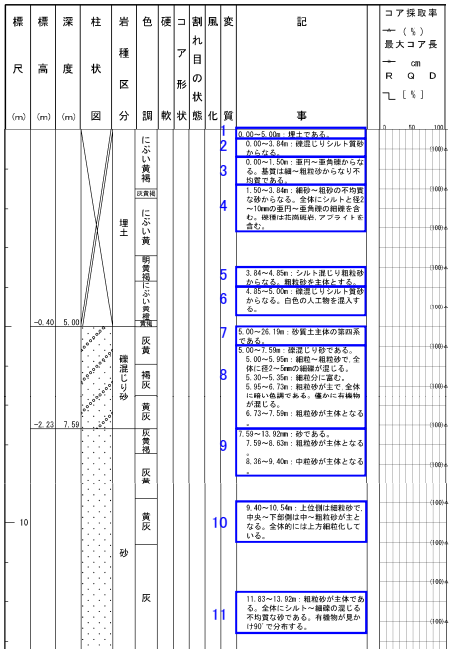
設置許可申請書
（平成27年11月）



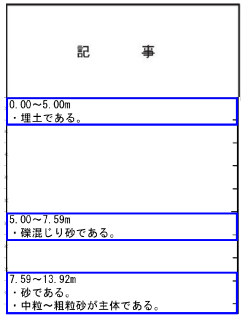
審査資料
（平成29年12月22日）



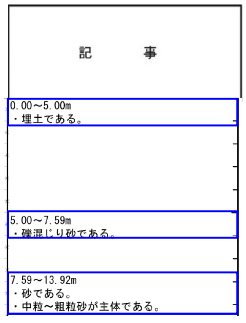
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



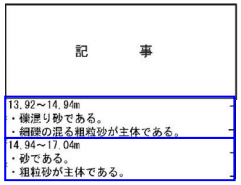
審査資料
（令和2年2月7日）



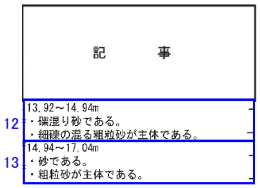
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～6	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分については追記せず。	変更なし
7	—	—	・堆積物区間について，土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその細分，構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については，柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。	変更なし
9～11	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については，柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。 ・主体的な構成粒子として中粒～粗粒砂を記載。	変更なし

H24-B11-2

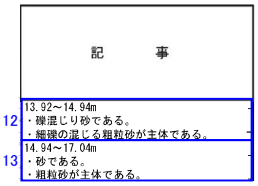
設置許可申請書案



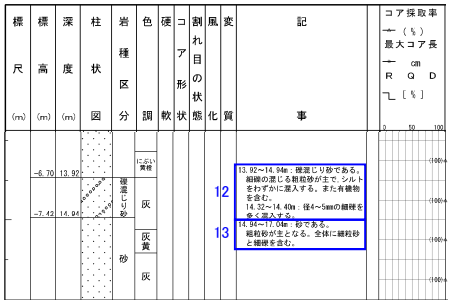
設置許可申請書
（平成27年11月）



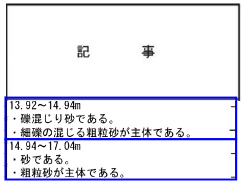
審査資料
（平成29年12月22日）



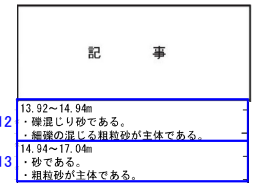
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



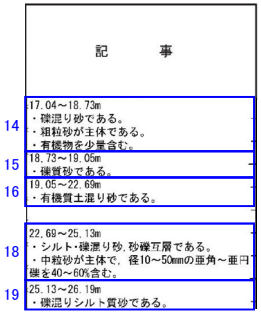
審査資料
（令和2年2月7日）



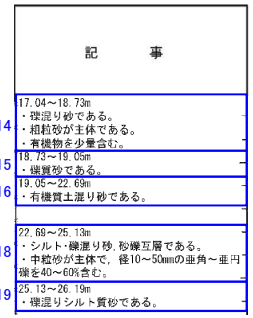
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその細分，構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については，柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。 ・シルトや有機物については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
13	変更なし	変更なし	・砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・細粒砂と細礫については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

H24-B11-2

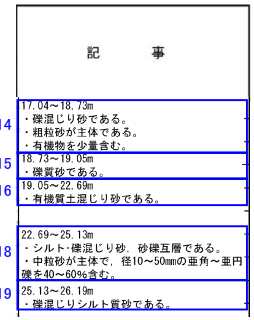
設置許可申請書案



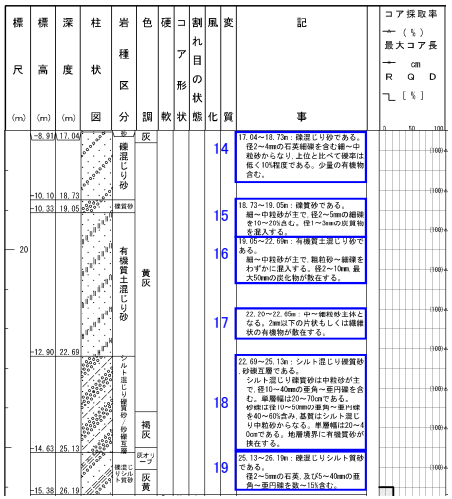
設置許可申請書
（平成27年11月）



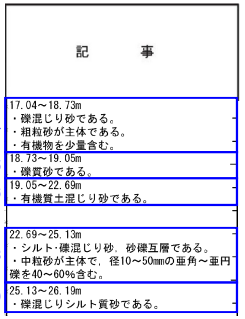
審査資料
（平成29年12月22日）



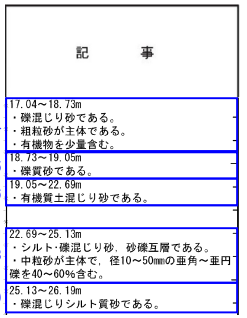
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



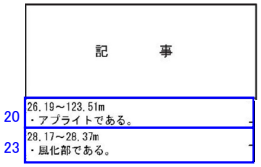
審査資料
（令和2年2月7日）



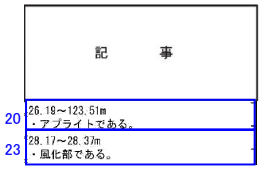
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。 ・粗粒砂と書くべきところを誤って細～中粒砂と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・誤記のため記載を反映せず。 ・礫率については，層相内で多少のばらつきがあるため追記せず。 ・層相の構成粒子については，目立つもののみを記載することにしており，石英を追記せず。	変更なし
15	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については，柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
16,17	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその細分，構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については，柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，構成粒子については追記せず。	変更なし
18	変更なし	変更なし	・シルト混じり礫質砂，砂礫互層の区間深度と単層毎の構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・当該区間では砂礫が主体であることからシルト混じり礫質砂については追記せず。 ・堆積物区間については，柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，単層毎の構成粒子については追記せず。	変更なし
19	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積物区間については，柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし

H24-B11-2

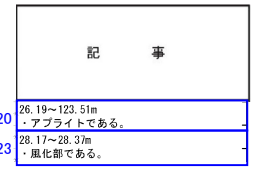
設置許可申請書案



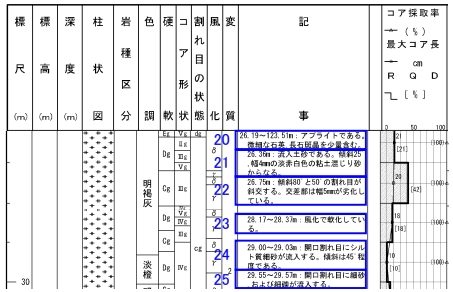
設置許可申請書
（平成27年11月）



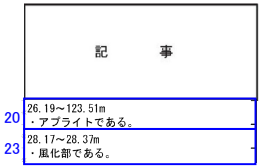
審査資料
（平成29年12月22日）



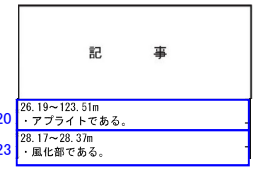
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20	変更なし	変更なし	・アプライトの区間深度，石基及び斑晶の種類を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
21	—	—	・流入土砂を記載。	・流入土砂については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
22	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・劣化の程度については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	—
23	変更なし	変更なし	・風化に伴う軟質化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟化の程度については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
24	—	—	・割れ目について記載(シルト質細砂の流入)。	・シルト質細砂の流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
25	—	—	・割れ目について記載(細砂及び細礫の流入)。	・細砂及び細礫の流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案



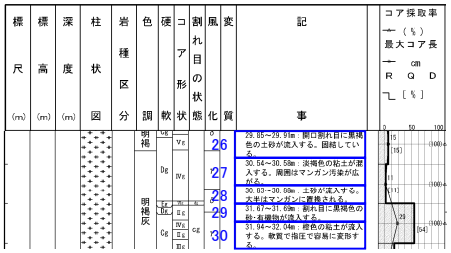
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



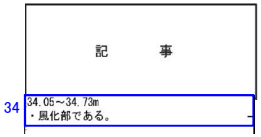
審査資料
（令和2年2月7日）



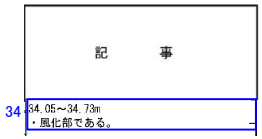
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26	―	―	・割れ目について記載。(土砂の流入)	・土砂の流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
27	―	―	・粘土の混入を記載。 ・マンガン汚染を記載。	・粘土の混入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	―
28	―	―	・マンガンを伴う土砂の流入を記載。	・土砂の流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	―
29	―	―	・割れ目について記載。(砂・有機物の流入)	・砂・有機物の流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
30	―	―	・粘土の流入を記載。	・粘土の流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H24-B11-2

設置許可申請書案



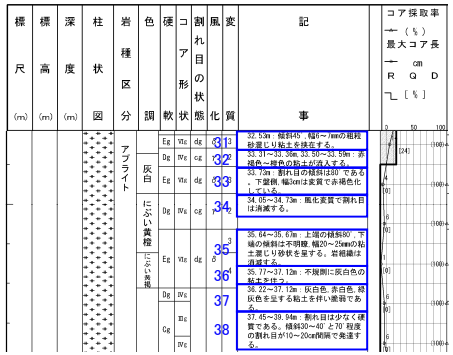
設置許可申請書
（平成27年11月）



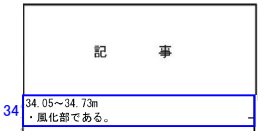
審査資料
（平成29年12月22日）



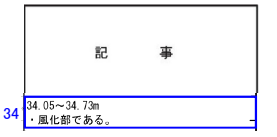
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



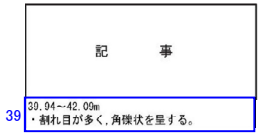
審査資料
（令和2年2月7日）



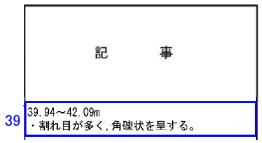
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	—	—	・粗粒砂混じり粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
32	—	—	・粘土の流入を記載。	・粘土の流入については，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
33	—	—	・割れ目について記載(傾斜，割れ目沿いの変色)。	・傾斜や割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
34	変更なし	変更なし	・風化・変質する区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき風化部と記載。	変更なし
35	—	—	・粘土混じり砂状の区間を記載。	・粘土混じり砂状の下面は直線性がなく，礫の周囲に不規則に充填しており，礫にも定向配列が認められないことから追記せず。	—
36,37	—	—	・粘土を伴う区間を記載。 ・粘土を伴い脆弱化する区間を記載。	・一部で粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。 ・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
38	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B11-2

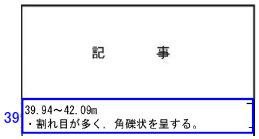
設置許可申請書案



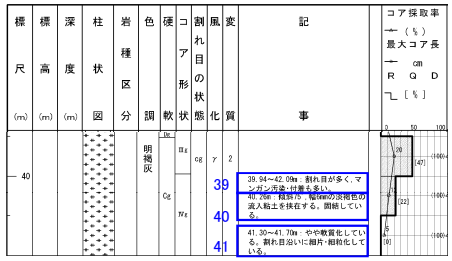
設置許可申請書
（平成27年11月）



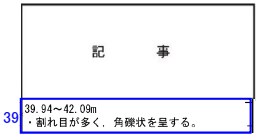
審査資料
（平成29年12月22日）



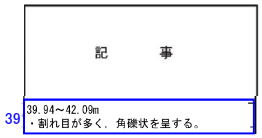
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と追記。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
40	—	—	・流入粘土の挟在を記載。	・流入粘土の挟在については，細粒分が割れ目を充填したものであり，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
41	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片・細粒化)。	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに細片化しているが，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　事

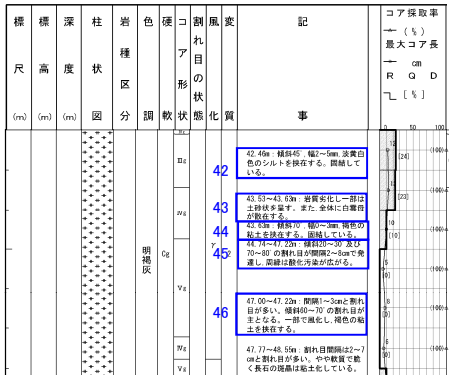
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	—	—	・固結したシルトの挟在を記載。	・シルトを挟在するが，直線性や連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
43,44	—	—	・土砂状部を伴う劣化を記載。 ・白雲母の散在を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・一部で土砂状を呈し粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
45	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目周囲の酸化汚染)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・酸化汚染については，補足的なものであるため追記せず。	—
46	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化，粘土の挟在)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　事

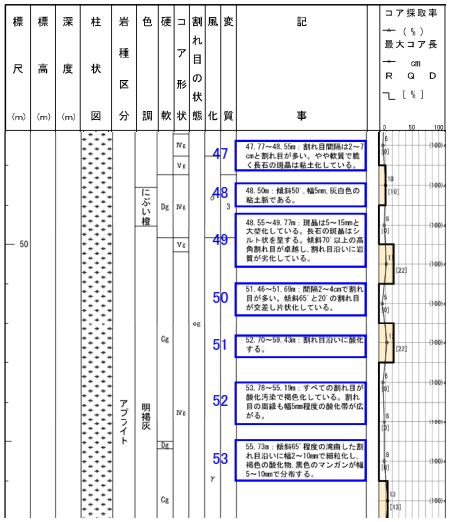
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・長石の粘土化を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の粘土化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	—
48	—	—	・粘土脈の挟在を記載。	・粘土脈を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
49	—	—	・斑晶を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・一般的な岩相であり，斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。 ・劣化及び割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
50	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの片状化)。	・割れ目沿いに片状化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
51	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化)。	・割れ目沿いの酸化については，補足的なものであるため追記せず。	—
52	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化汚染)。	・割れ目沿いの酸化については，補足的なものであるため追記せず。	—
53	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化，酸化物，マンガン)。	・割れ目沿いに細粒化するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの酸化物，マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　事

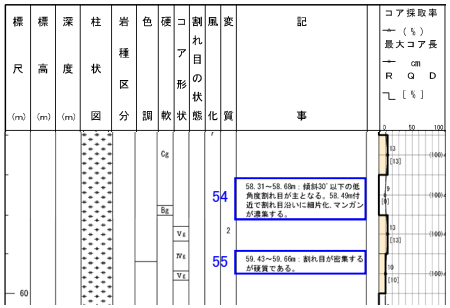
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	—	—	・割れ目について記載(傾斜，割れ目沿いの細片化，マンガン濃集)。	・割れ目沿いに細片化するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 ・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガン濃集については，補足的なものであるため追記せず。	—
55	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　事

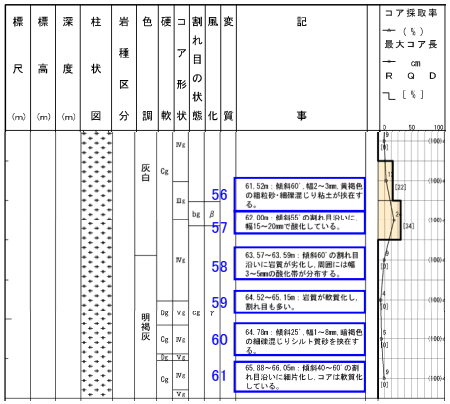
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

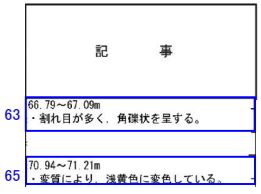
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

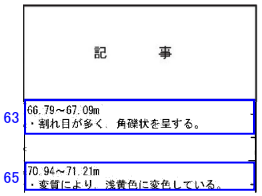
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56	—	—	・粗粒砂・細礫混じり粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
57	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの酸化)。	・割れ目沿いの酸化については，補足的なものであるため追記せず。	—
58	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化，酸化)。	・割れ目沿いに劣化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの酸化については，補足的なものであるため追記せず。	—
59	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
60	—	—	・細礫混じりシルト質砂の挟在を記載。	・細礫混じりシルト質砂を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
61	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 ・軟質化を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B11-2

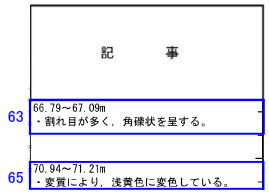
設置許可申請書案



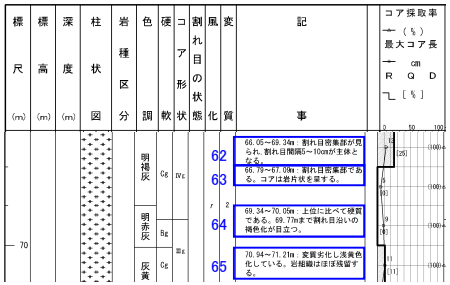
設置許可申請書
（平成27年11月）



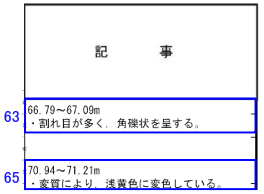
審査資料
（平成29年12月22日）



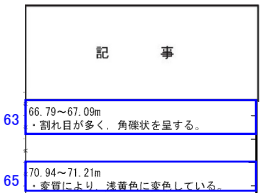
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



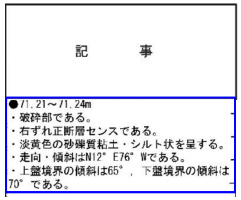
審査資料
（令和2年2月7日）



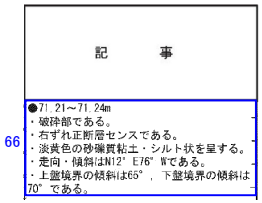
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
63	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と追記。	変更なし
64	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの褐色化)。	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
65	変更なし	変更なし	・変質を伴う劣化部を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・変質を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H24-B11-2

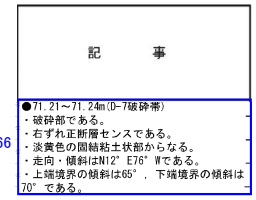
設置許可申請書案



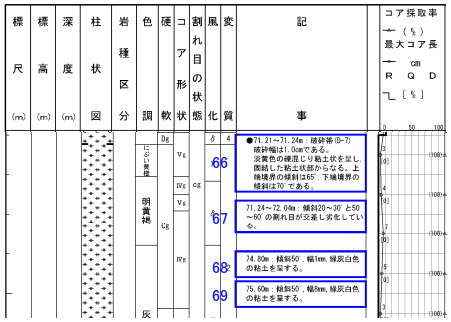
設置許可申請書
（平成27年11月）



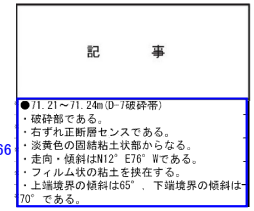
審査資料
（平成29年12月22日）



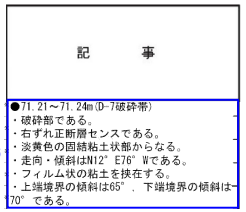
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



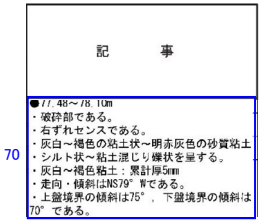
審査資料
（令和2年2月7日）



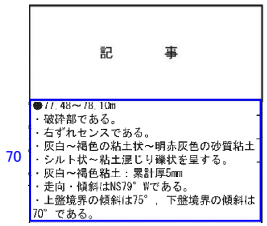
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
66	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，薄片観察の結果から断層ガウジを認定し，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
67	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
68	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
69	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B11-2

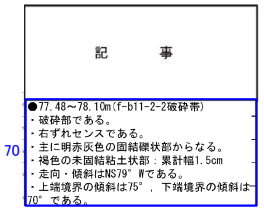
設置許可申請書案



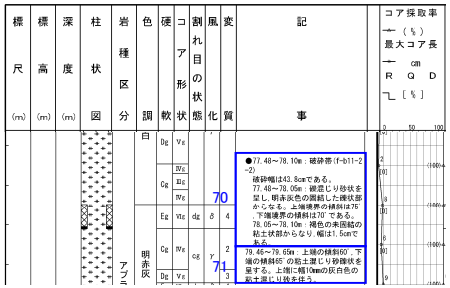
設置許可申請書
（平成27年11月）



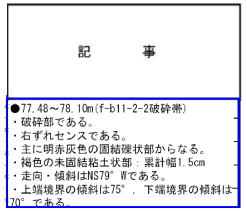
審査資料
（平成29年12月22日）



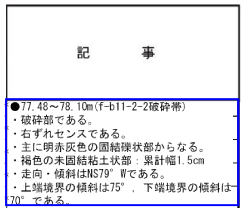
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



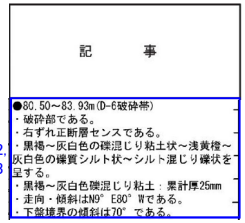
審査資料
（令和2年2月7日）



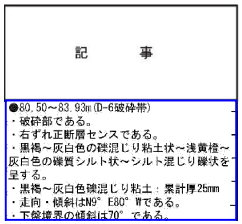
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
71	—	—	・粘土混じり砂礫状の区間を記載。 ・粘土混じり砂の挟在を記載。	・粘土混じり砂礫状を呈し，粘土混じり砂を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B11-2

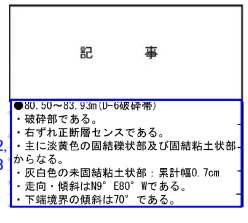
設置許可申請書案



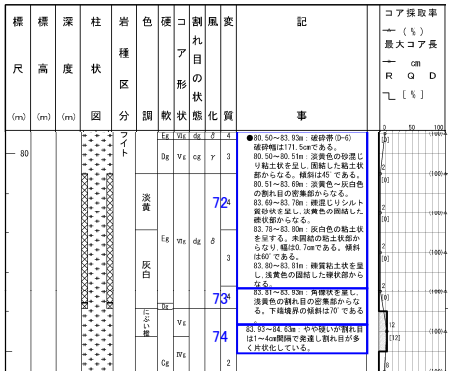
設置許可申請書
（平成27年11月）



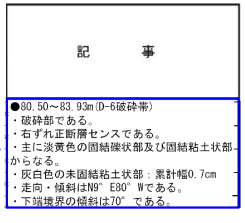
審査資料
（平成29年12月22日）



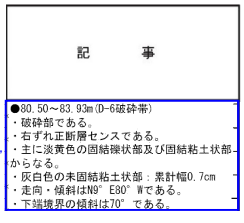
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
72,73	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・固結した礫状部の色調として，淡黄色と書くべきところを誤って浅黄色と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・固結粘土状部の見かけの傾斜については，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため追記せず。	変更なし
74	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　事

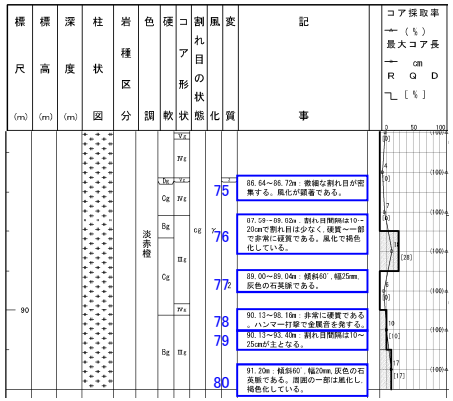
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
75	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	―
76	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・色調を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	―
77	―	―	・石英脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	―
78	―	―	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	―
79	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
80	―	―	・石英脈の挟在を記載。 ・風化の程度を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。 ・風化の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	―

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　事

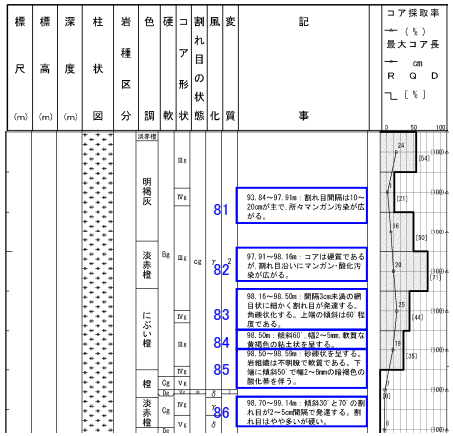
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

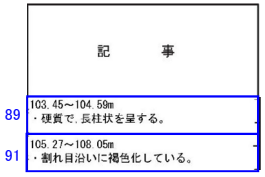
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

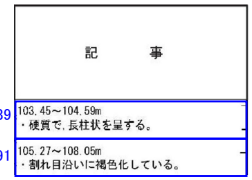
記事	申請書案⇒ 申請書（H27.11）	申請書（H27.11）⇒ 審査資料（H29.12.22）	審査資料（H29.12.22）⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
81	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・マンガン汚染について記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	―
82	―	―	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載（割れ目沿いのマンガン・酸化汚染）。	・割れ目沿いのマンガン・酸化汚染については，補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	―
83,84	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土状の区間を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
85	―	―	・砂礫状の区間を記載。	・砂礫状を呈するが，原岩組織が残留し，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
86	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―

H24-B11-2

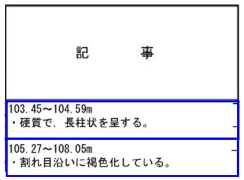
設置許可申請書案



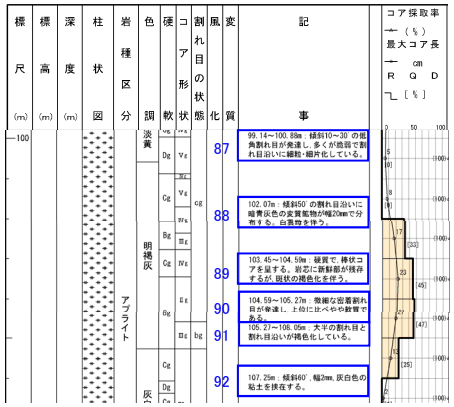
設置許可申請書
（平成27年11月）



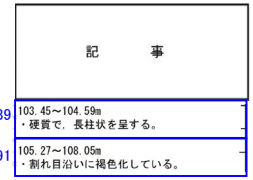
審査資料
（平成29年12月22日）



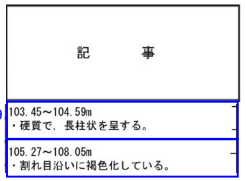
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒・細片化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細粒・細片化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
88	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変質鉱物，白雲母)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
89	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。	変更なし
90	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
91	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(褐色化)。	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
92	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　事

設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

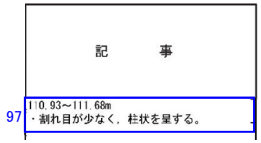
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

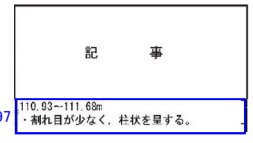
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93	—	—	・粘土の挟在を記載。 ・変質鉱物を記載。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・変質鉱物については，補足的なものであるため追記せず。	—
94	—	—	・割れ目について記載(傾斜，割れ目沿いの褐色化)。	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため追記せず。	—
95	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物晶出)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
96	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B11-2

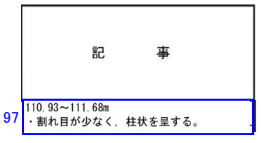
設置許可申請書案



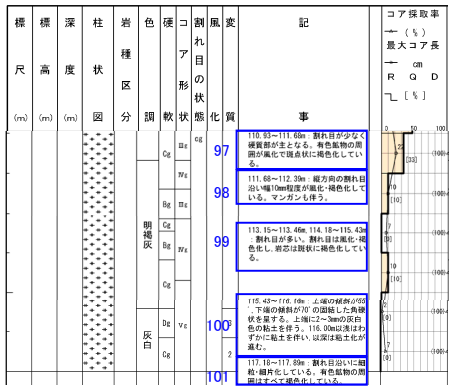
設置許可申請書
（平成27年11月）



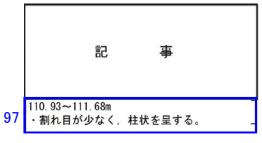
審査資料
（平成29年12月22日）



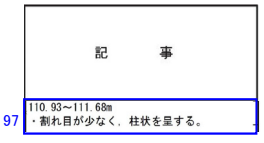
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



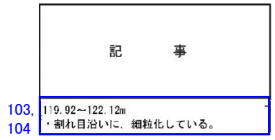
審査資料
（令和2年2月7日）



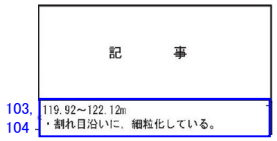
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	変更なし
98	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・褐色化，マンガン)。	・割れ目沿いの風化・褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	—
99	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・褐色化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化・褐色化については，補足的なものであるため追記せず。	—
100	—	—	・角礫状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・上端に粘土を挟在するが，周囲の岩盤の劣化が認められないことから追記せず。 ・角礫状の区間は，掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・116m以深の粘土は，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤の劣化が認められないことから追記せず。	—
101	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒・細片化)。	・割れ目沿いの細粒・細片化については，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

H24-B11-2

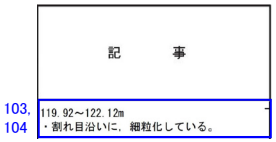
設置許可申請書案



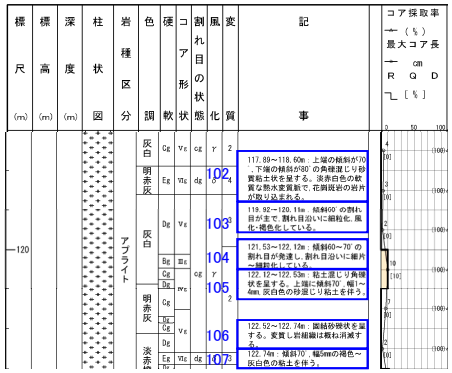
設置許可申請書
（平成27年11月）



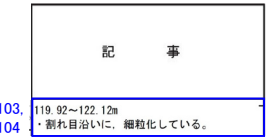
審査資料
（平成29年12月22日）



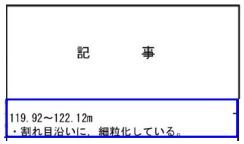
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



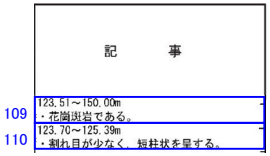
審査資料
（令和2年2月7日）



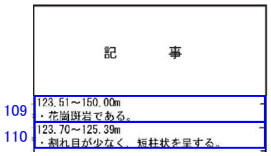
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
102	—	—	・角礫混じり砂質粘土状の区間を記載。	・網目状に粘土脈が分布しているが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
103,104	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化，風化，褐色化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いの風化，褐色化については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
105～107	—	—	・粘土混じり角礫状，固結砂礫状の区間を記載。 ・粘土の挟在を記載。	・粘土混じり角礫状及び固結砂礫状を呈し，一部で粘土を挟在するが，粘土が系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案



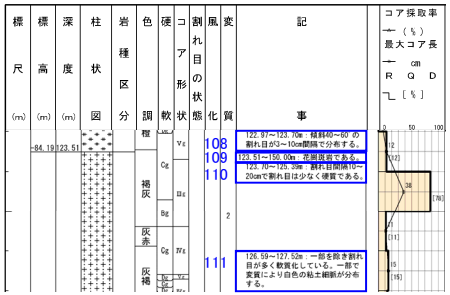
設置許可申請書
（平成27年11月）



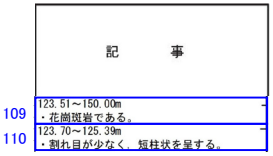
審査資料
（平成29年12月22日）



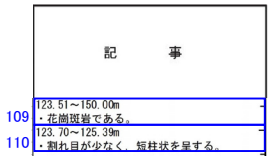
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



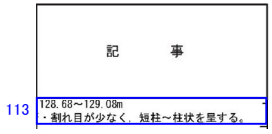
審査資料
（令和2年2月7日）



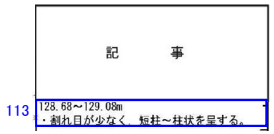
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
110	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱状と追記。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
111	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土細脈を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部に粘土細脈を伴うが，系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B11-2

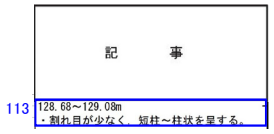
設置許可申請書案



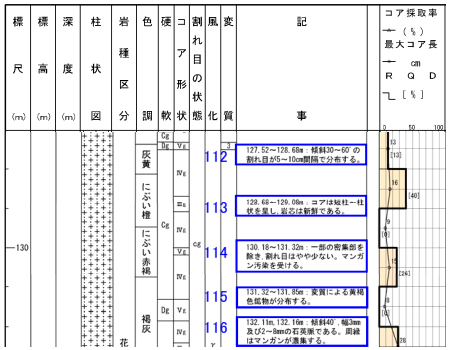
設置許可申請書
（平成27年11月）



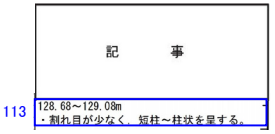
審査資料
（平成29年12月22日）



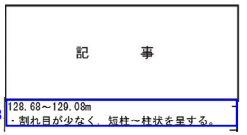
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
112	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
113	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
114	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	—
115	—	—	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
116	—	—	・石英脈を記載。 ・マンガン濃集を記載。	・石英脈，マンガン濃集については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　　事

設置許可申請書
（平成27年11月）

記　　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　　事

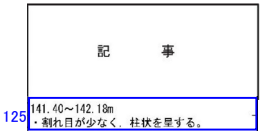
審査資料
（令和2年2月7日）

記　　事

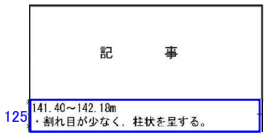
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
117	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
118	—	—	・色調を記載。 ・細片化を記載。	・細片化しているが，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。	—
119	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
121	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B11-2

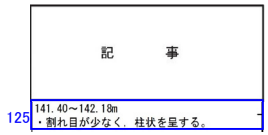
設置許可申請書案



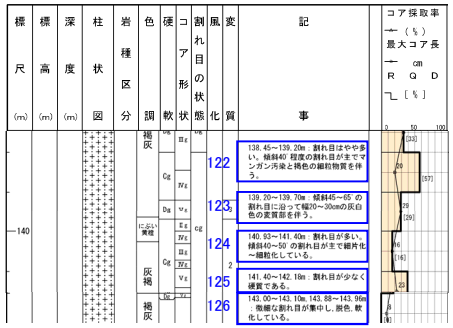
設置許可申請書
（平成27年11月）



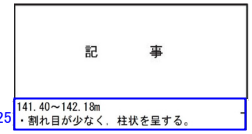
審査資料
（平成29年12月22日）



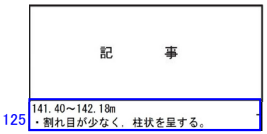
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
122	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(細粒物質の挟在，マンガン汚染)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目に細粒物質を挟在するが，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
123	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変質)。	・割れ目沿いに変質し劣化するが，粘土等の系統的な配列が認められず，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
124	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(細片～細粒化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの細片～細粒化については，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
125	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため追記せず。	変更なし
126	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの脱色)。	・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B11-2

設置許可申請書案

記　　事

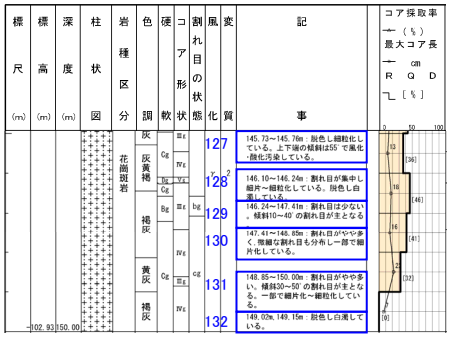
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　　事

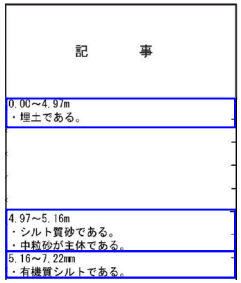
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	—	—	・脱色を伴い細粒化する区間を記載。	・細粒化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
128	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。 ・脱色し白濁している区間を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・白濁については，風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
129	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
130	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片化しているが，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片～細粒化しているが，周囲の岩盤と明瞭な差が認められないことから追記せず。	—
132	—	—	・脱色し白濁している区間を記載。	・白濁については，風化・変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-22

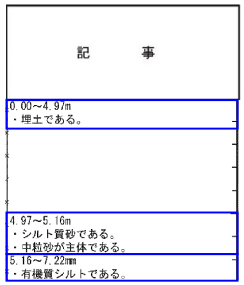
余白

H24-B8-22

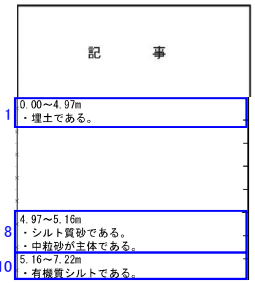
設置許可申請書案



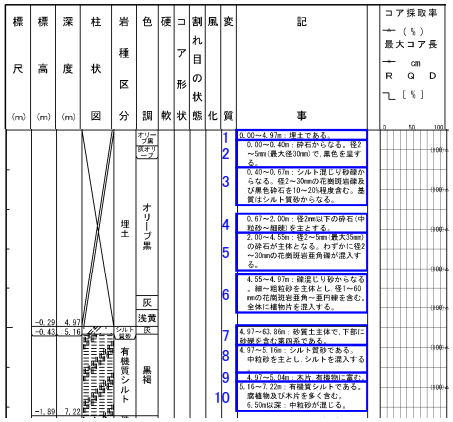
設置許可申請書
（平成27年11月）



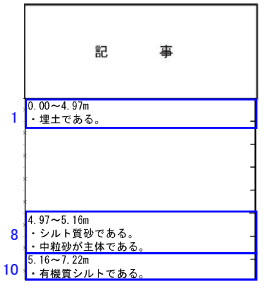
審査資料
（平成29年12月22日）



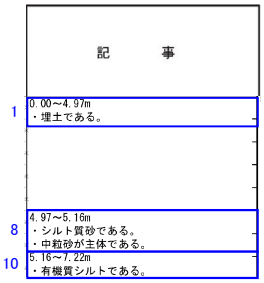
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



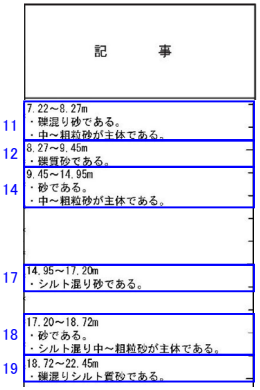
審査資料
（令和2年2月7日）



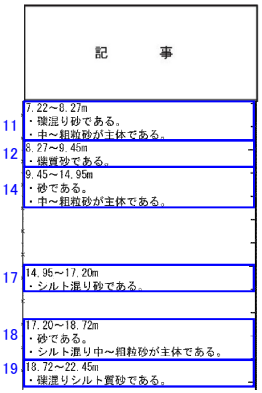
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
2～6	—	—	・埋土区間の細分を記載。	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は追記せず。	—
7	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8,9	変更なし	変更なし	・シルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルト，木片，有機物の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
10	変更なし	・誤記修正(mm→m)。	・有機質シルトの区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・腐植物，木片，中粒砂の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

H24-B8-22

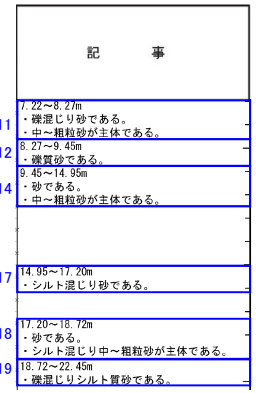
設置許可申請書案



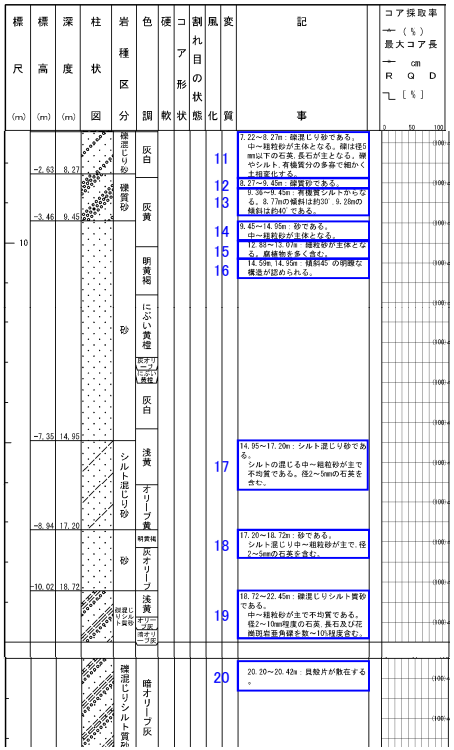
設置許可申請書（平成27年11月）



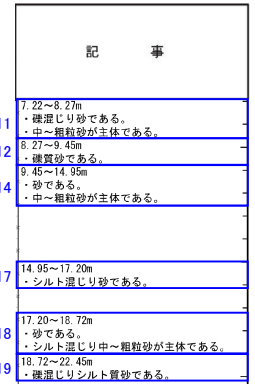
審査資料（平成29年12月22日）



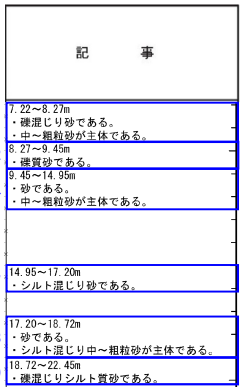
委託報告書（平成30年）



審査資料（平成30年11月30日）



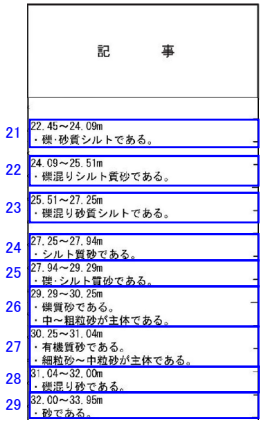
審査資料（令和2年2月7日）



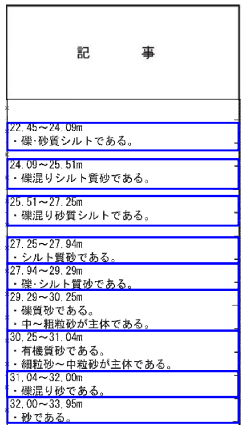
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫，シルト，有機質分の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
12,13	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。	変更なし
14～16	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその細分，堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分や堆積構造については追記せず。	変更なし
17	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
18	変更なし	変更なし	・砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
19,20	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。 ・貝殻片の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

H24-B8-22

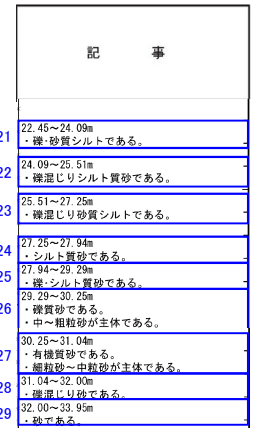
設置許可申請書案



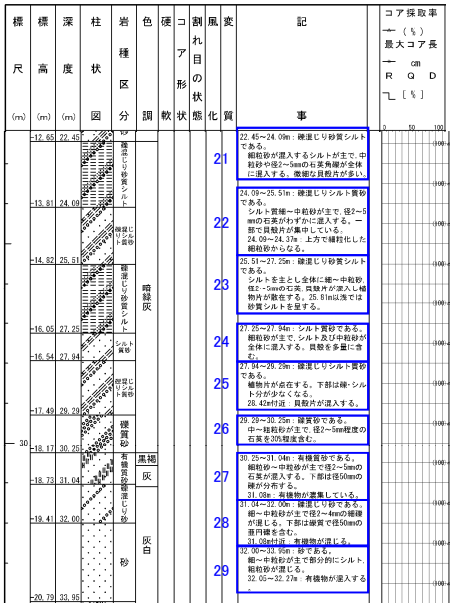
設置許可申請書（平成27年11月）



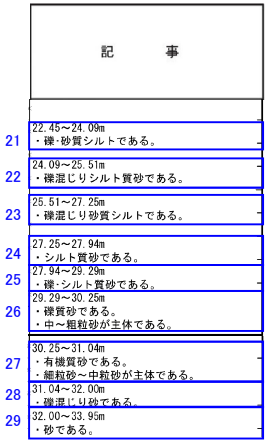
審査資料（平成29年12月22日）



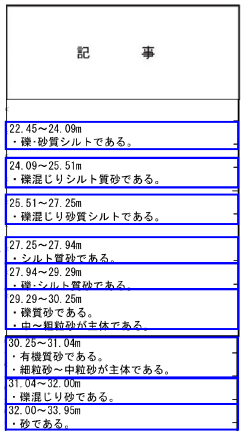
委託報告書（平成30年）



審査資料（平成30年11月30日）



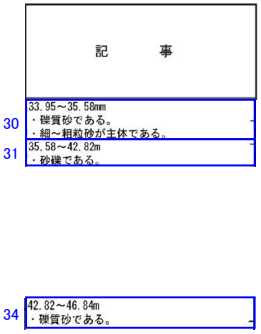
審査資料（令和2年2月7日）



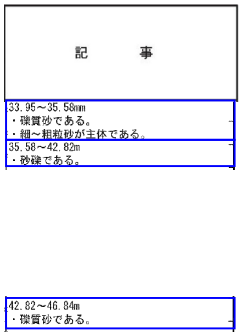
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・礫混じり砂質シルトの区間深度と構成粒子を記載。 ・礫・砂質シルトと書くべきところを誤って礫混じり砂質シルトと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
23	変更なし	変更なし	・礫混じり砂質シルトの区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・シルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
25	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度と構成粒子を記載。 ・礫・シルト質砂と書くべきところを誤って礫混じりシルト質砂と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・石英の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・有機質砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・石英，礫，有機物の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
28	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。 ・有機物の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
29	変更なし	変更なし	・砂の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。 ・有機物の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし

H24-B8-22

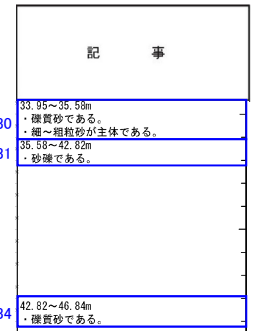
設置許可申請書案



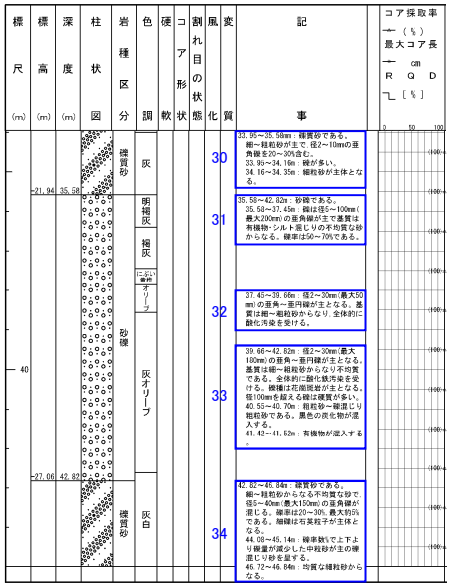
設置許可申請書
（平成27年11月）



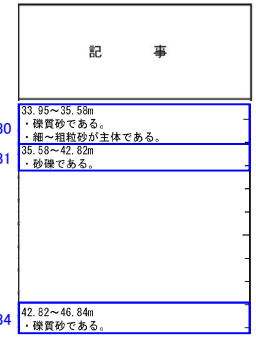
審査資料
（平成29年12月22日）



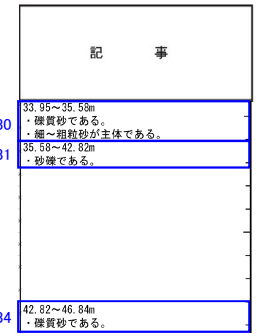
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



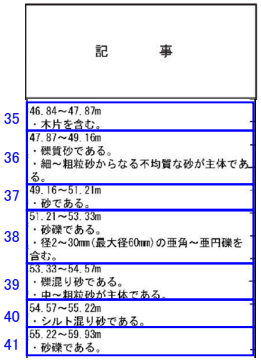
審査資料
（令和2年2月7日）



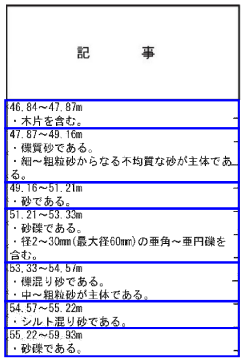
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	変更なし	・誤記修正(35.58mm→35.58m)。	・礫質砂の区間深度とその細分，構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。 ・礫の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
31～33	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分，構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，構成粒子については追記せず。	変更なし
34	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその細分，構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，構成粒子については追記せず。	変更なし

H24-B8-22

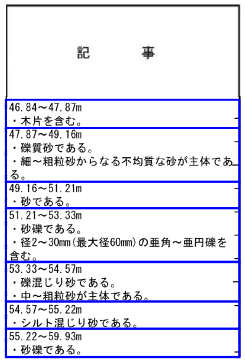
設置許可申請書案



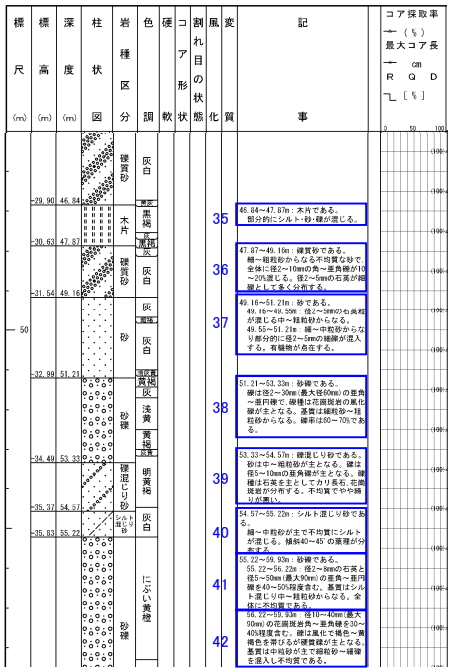
設置許可申請書
（平成27年11月）



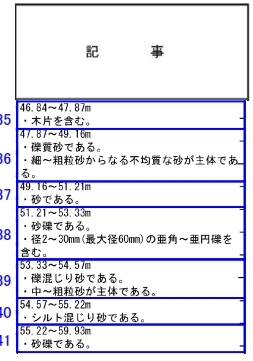
審査資料
（平成29年12月22日）



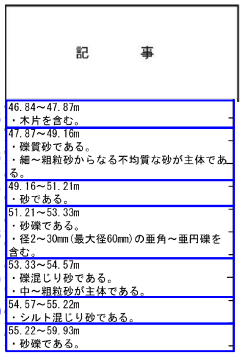
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



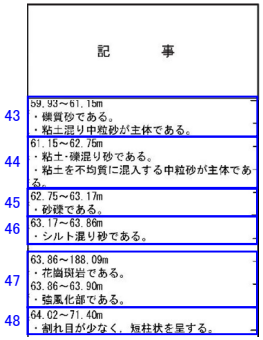
審査資料
（令和2年2月7日）



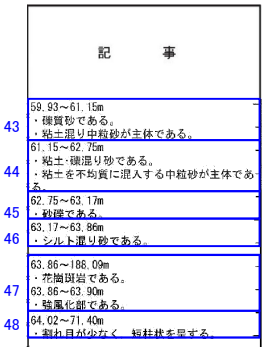
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
35	変更なし	変更なし	・木片の区間深度と構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
36	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
37	変更なし	変更なし	・砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。	変更なし
38	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種については追記せず。 ・砂の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
39	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
40	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子，堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子や堆積構造については追記せず。	変更なし
41,42	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分，構成粒子，堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，構成粒子，堆積構造については追記せず。	変更なし

H24-B8-22

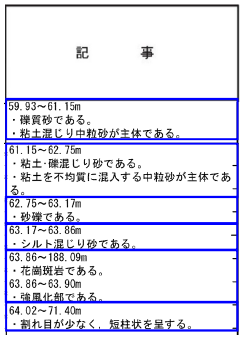
設置許可申請書案



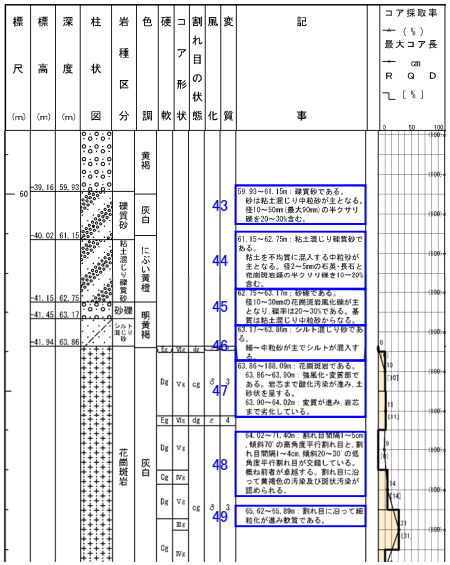
設置許可申請書
（平成27年11月）



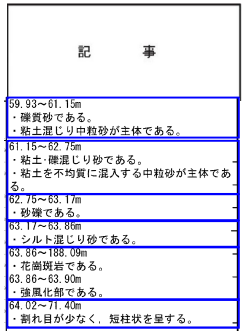
審査資料
（平成29年12月22日）



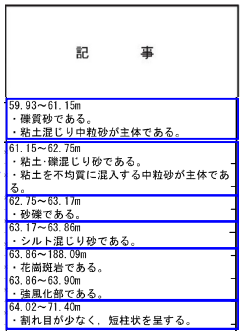
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



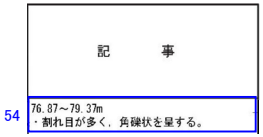
審査資料
（令和2年2月7日）



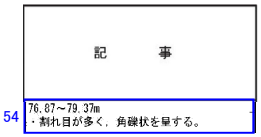
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
44	変更なし	変更なし	・粘土混じり礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。 ・粘土・礫混じり砂と書くべきところを誤って粘土混じり礫質砂と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
45	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。 ・礫の記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため追記せず。	変更なし
46	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
47	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度を記載。 ・風化及び変質を受けた区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため，詳細については追記せず(酸化汚染，土砂状)。 ・63.90～64.02mの変質の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	変更なし
48	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの汚染)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。 ・割れ目沿いの汚染の記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
49	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。	・割れ目沿いに細粒化し軟質となるが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—

H24-B8-22

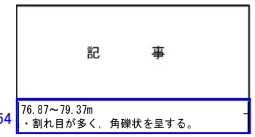
設置許可申請書案



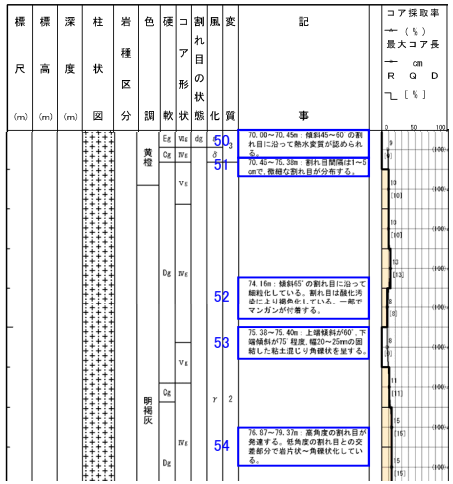
設置許可申請書
（平成27年11月）



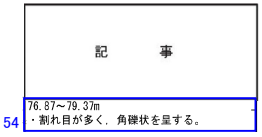
審査資料
（平成29年12月22日）



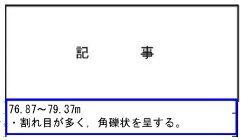
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



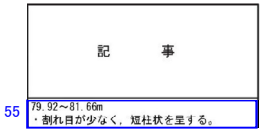
審査資料
（令和2年2月7日）



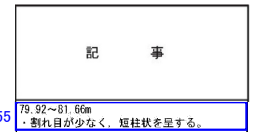
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの熱水変質)。	・割れ目沿いに変質し劣化するが，前後の岩質に差はないこと，割れ目は連続性や直線性に乏しく，系統的な配列等も認められないことから追記せず。	—
51	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
52	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。	・細粒化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
53	—	—	・粘土混じり角礫状の区間を記載。	・粘土混じり角礫状を呈するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
54	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目交差部で岩片状～角礫状化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

H24-B8-22

設置許可申請書案



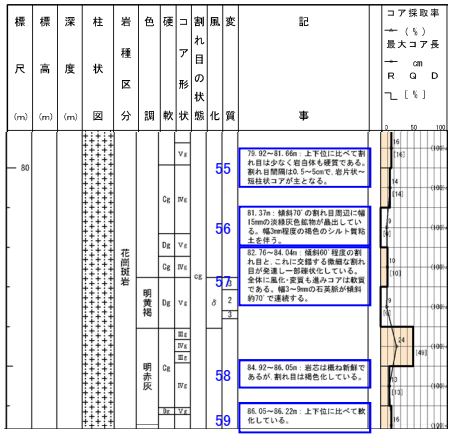
設置許可申請書
（平成27年11月）



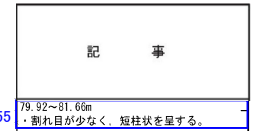
審査資料
（平成29年12月22日）



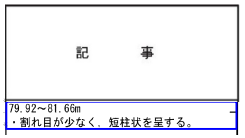
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
55	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。	変更なし
56	—	—	・割れ目について記載(シルト質粘土の挟在)。	・シルト質粘土を挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
57	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの礫状化)。 ・鉱物脈を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに礫状化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
58	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの褐色化)。	・割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため追記せず。	—
59	—	—	・軟質な区間を記載。	・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B8-22

設置許可申請書案

記　事

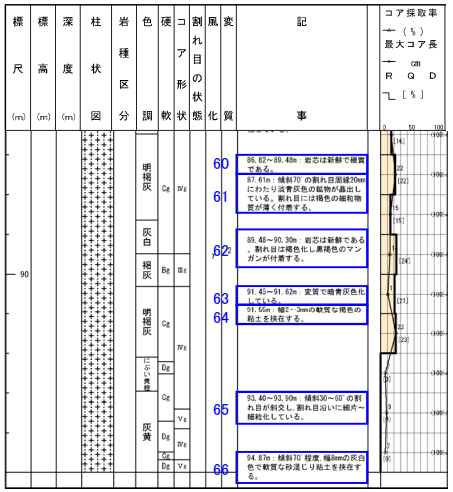
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
61	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
62	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，マンガン)。	・割れ目沿いの変色，マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	—
63	—	—	・変色を記載。	・変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
64	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
65	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
66	—	—	・砂混じり粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B8-22

設置許可申請書案

記　　事

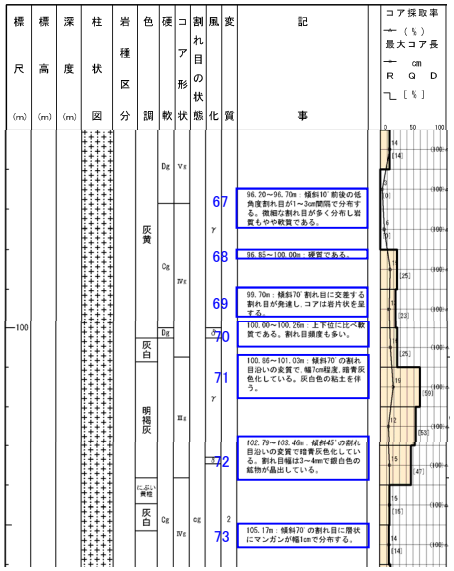
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
68	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
69	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
70	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
71	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—
72	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
73	—	—	・割れ目について記載(マンガン)。	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-22

設置許可申請書案

記　事

79 112.70～113.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

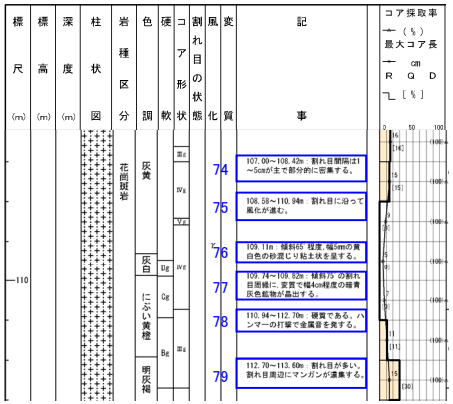
79 112.70～113.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

79 112.70～113.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

79 112.70～113.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

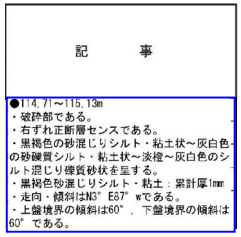
記　事

79 112.70～113.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

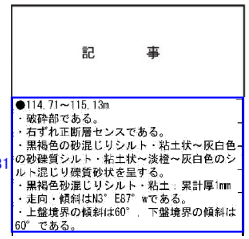
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
75	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・風化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
76	—	—	・砂混じり粘土状部を記載。	・砂混じり粘土状を呈するが，粘土の直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
77	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
78	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
79	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目周辺のマンガン)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H24-B8-22

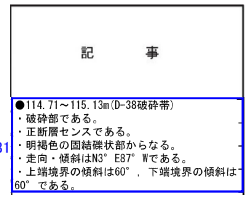
設置許可申請書案



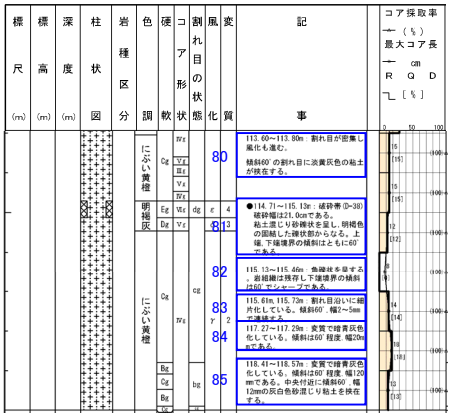
設置許可申請書
（平成27年11月）



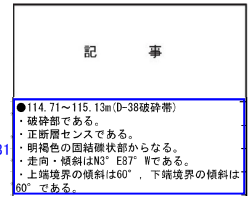
審査資料
（平成29年12月22日）



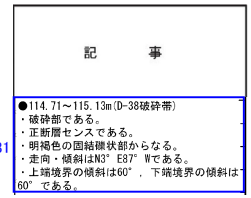
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
80	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載。(粘土の挟在)	・割れ目の発達の程度の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—
81	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれ正断層センス→正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・記載の適正化 (N3° E87° w→N3° E87° W)	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
82	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
83	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いに細片化しているが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
84	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
85	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B8-22

設置許可申請書案



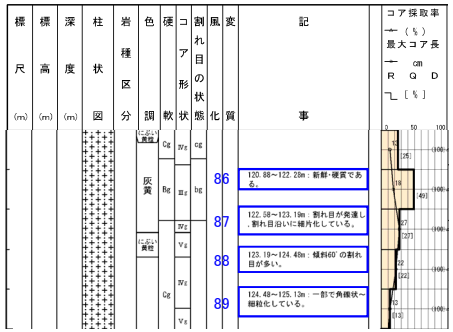
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



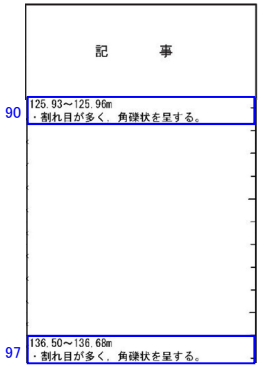
審査資料
（令和2年2月7日）



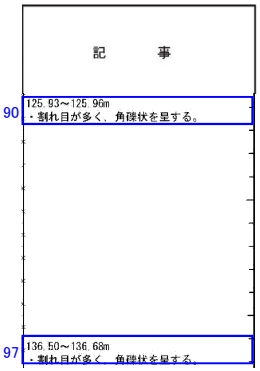
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
86	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
87	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
88	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
89	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B8-22

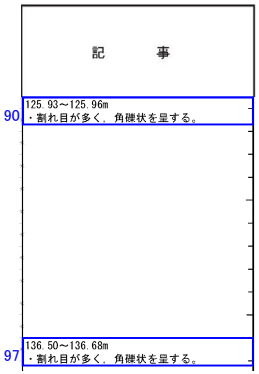
設置許可申請書案



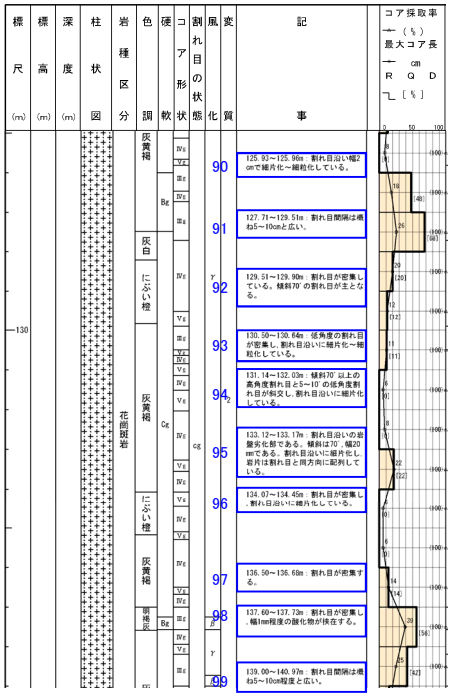
設置許可申請書
（平成27年11月）



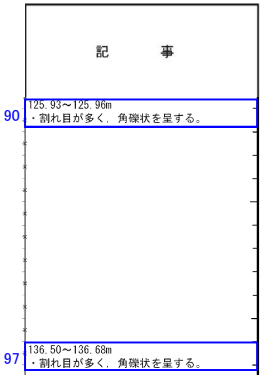
審査資料
（平成29年12月22日）



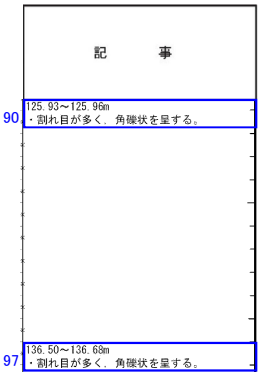
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



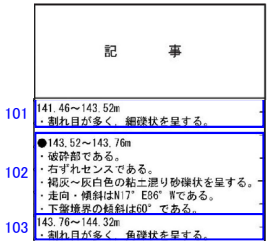
審査資料
（令和2年2月7日）



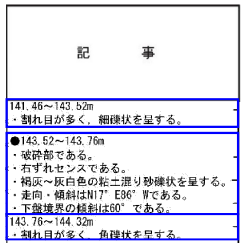
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
90	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・細粒化については，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	変更なし
91～96	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの細片化，細粒化については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
97	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
98	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(酸化物の挟在)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・酸化物の挟在については，補足的なものであるため追記せず。	—
99	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B8-22

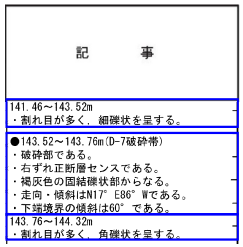
設置許可申請書案



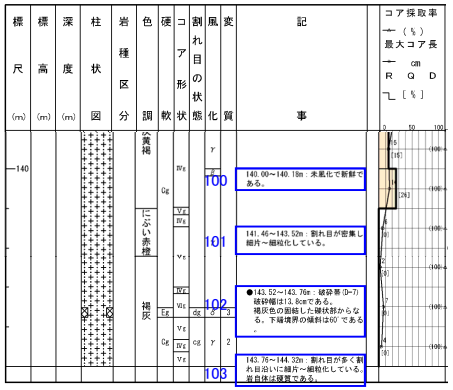
設置許可申請書
（平成27年11月）



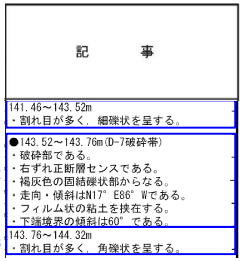
審査資料
（平成29年12月22日）



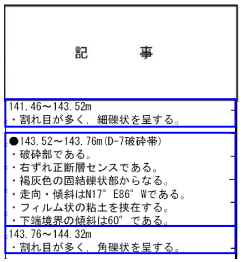
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
100	—	—	・風化の程度を記載。	・風化を伴う岩盤の劣化の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
101	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき細礫状と記載。	変更なし
102	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(右ずれセンス→右ずれ正断層センス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，薄片観察の結果から断層ガウジを認定し，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
103	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

H24-B8-22

設置許可申請書案

記　事

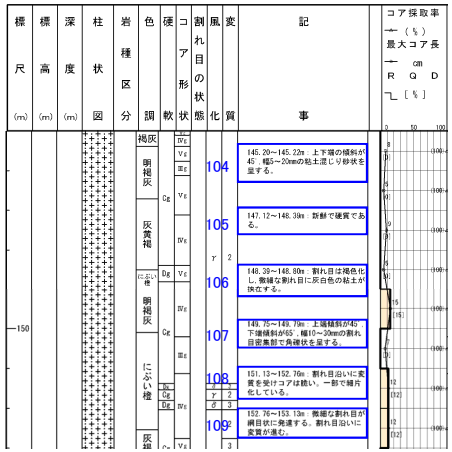
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

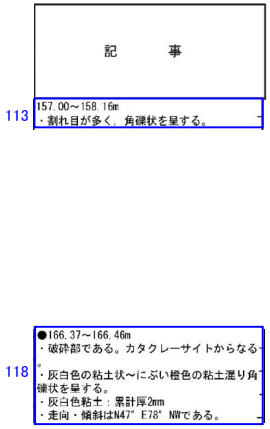
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

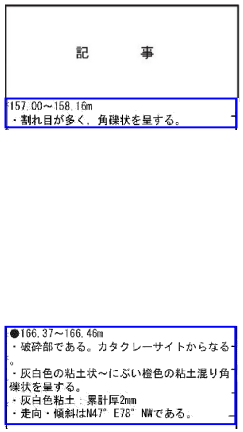
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104	—	—	・粘土混じり砂状区間を記載。	・粘土混じり砂状を呈するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
105	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
106	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・割れ目に粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—
107	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・角礫状を呈するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—
108	—	—	・脆弱化について記載。	・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
109	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・変質について記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—

H24-B8-22

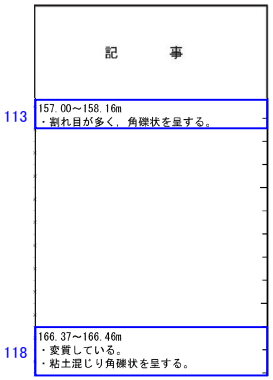
設置許可申請書案



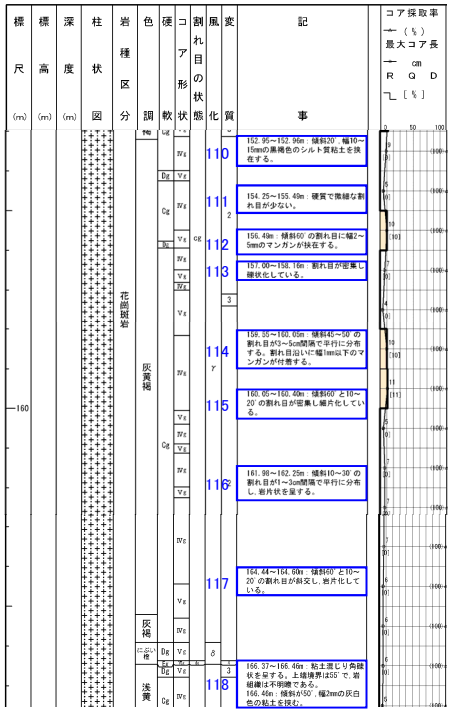
設置許可申請書
（平成27年11月）



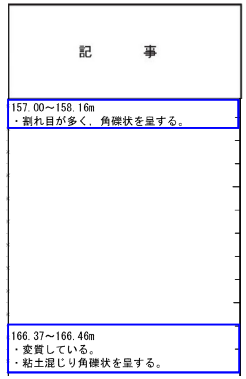
審査資料
（平成29年12月22日）



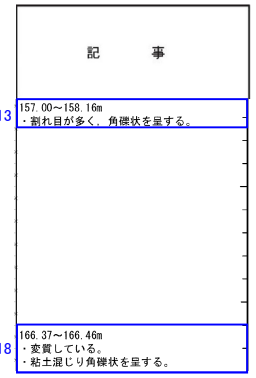
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



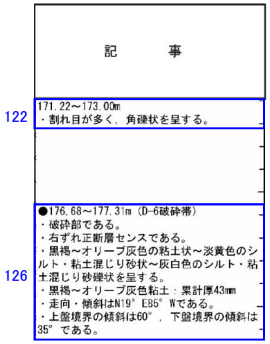
審査資料
（令和2年2月7日）



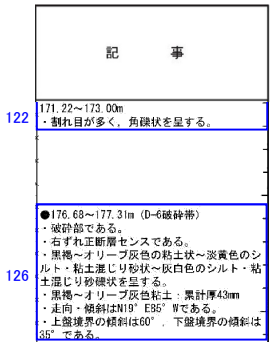
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
110	—	—	・シルトの挟在を記載。	・シルトを挟在するが，掘削時の機械割れと判断して追記せず。	—
111	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
112	—	—	・マンガンの挟在を記載。	・マンガンの挟在については，補足的なものであるため追記せず。	—
113	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
114～117	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	—
118	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-6頁)。	・粘土混じり角礫状部を記載。 ・粘土の挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし

H24-B8-22

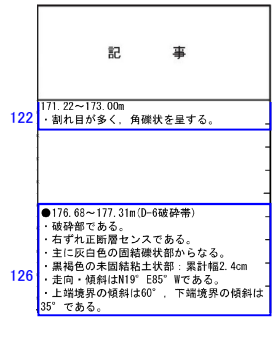
設置許可申請書案



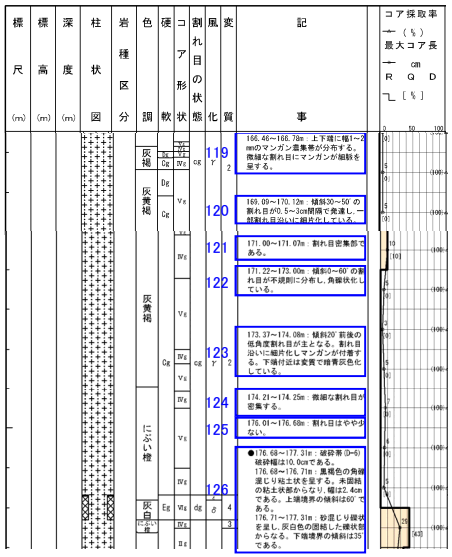
設置許可申請書
（平成27年11月）



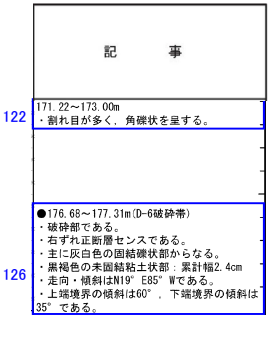
審査資料
（平成29年12月22日）



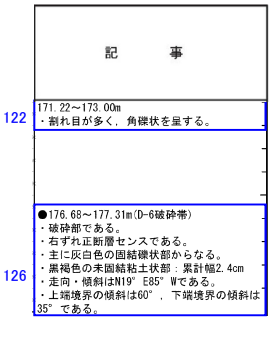
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



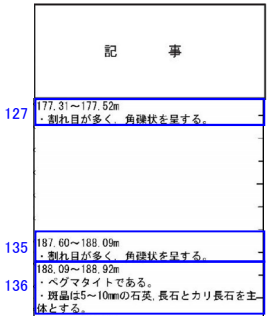
審査資料
（令和2年2月7日）



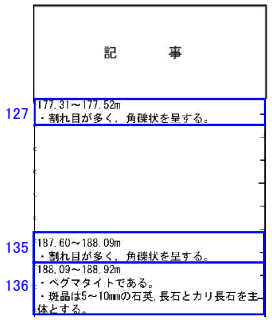
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
119	—	—	・マンガン濃集を記載。	・マンガン濃集については，補足的なものであるため追記せず。	—
120	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いに細片化しているが，周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	—
121	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目が密集しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
122	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
123～125	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，マンガン付着)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色，マンガン付着については，補足的なものであるため追記せず。	—
126	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし

H24-B8-22

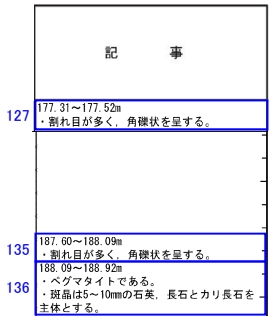
設置許可申請書案



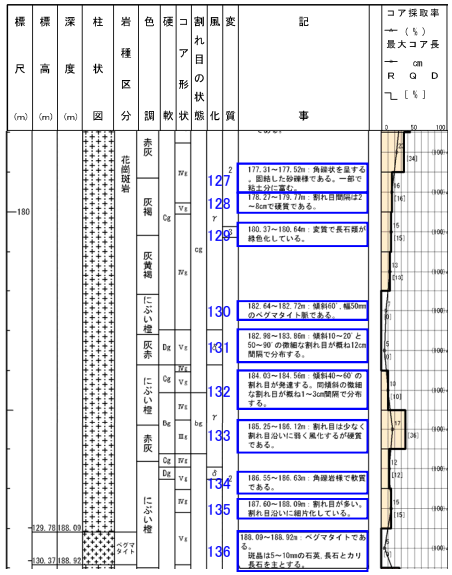
設置許可申請書
（平成27年11月）



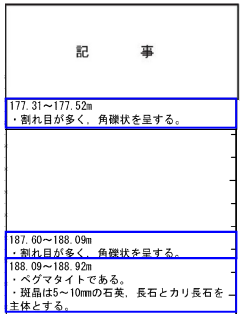
審査資料
（平成29年12月22日）



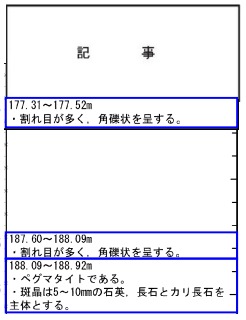
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



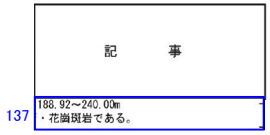
審査資料
（令和2年2月7日）



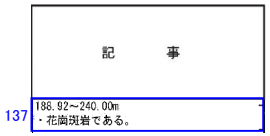
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で粘土を含むが，粘土の配列が系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	変更なし
128	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
129	—	—	・長石類の緑色化を記載。	・長石類の緑色化については，変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—
130	—	—	・ペグマタイト脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
132	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
133	—	—	・硬軟及び割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
134	—	—	・角礫岩様で軟質な区間を記載。	・マンガン汚染により，角礫岩様に見えるものであるため追記せず。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
135	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
136	変更なし	変更なし	・ペグマタイトの区間深度，斑晶の種類，粒径を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし

H24-B8-22

設置許可申請書案



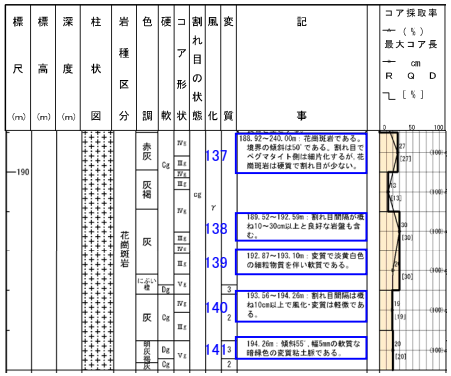
設置許可申請書
（平成27年11月）



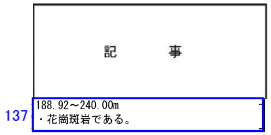
審査資料
（平成29年12月22日）



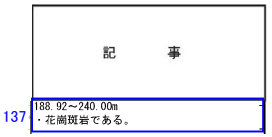
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



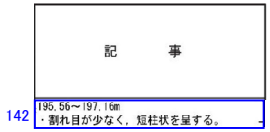
審査資料
（令和2年2月7日）



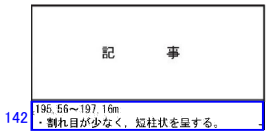
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
137	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度，境界傾斜，境界の岩盤状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の傾斜の記載については，補足的なものであるため追記せず。 ・岩盤状況については，特徴的な区間毎に別途記載することとしているため，境界の岩盤状況については追記せず。	変更なし
138	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
139	—	—	・細粒物質を伴う軟質化を記載。	・細粒物質を伴い軟質化するが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
140	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
141	—	—	・変質粘土脈を記載。	・粘土を挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-22

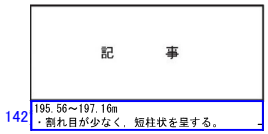
設置許可申請書案



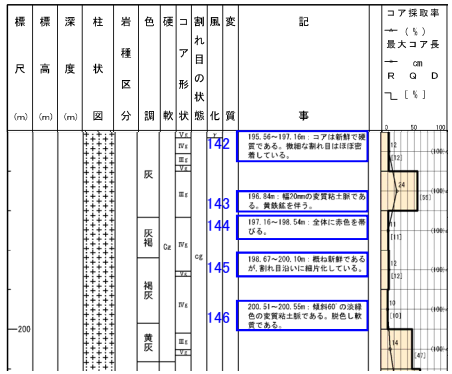
設置許可申請書
（平成27年11月）



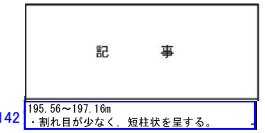
審査資料
（平成29年12月22日）



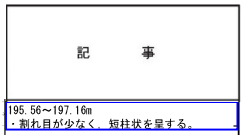
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



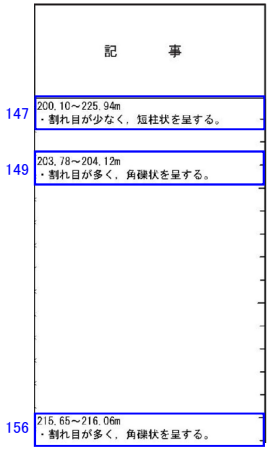
審査資料
（令和2年2月7日）



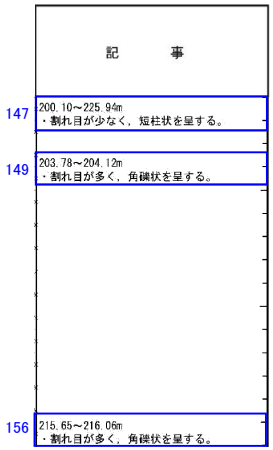
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
142	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
143	—	—	・変質粘土脈を記載。 ・鉱物の晶出を記載。	・粘土を挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物の晶出の記載については，補足的なものであるため追記せず。	—
144	—	—	・色調を記載。	・色調については，補足的なものであるため追記せず。	—
145	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目沿いの細片化しているが，掘削時の機械割れと判断して追記せず。	—
146	—	—	・変質粘土脈を記載。	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B8-22

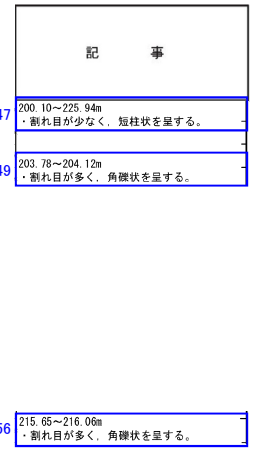
設置許可申請書案



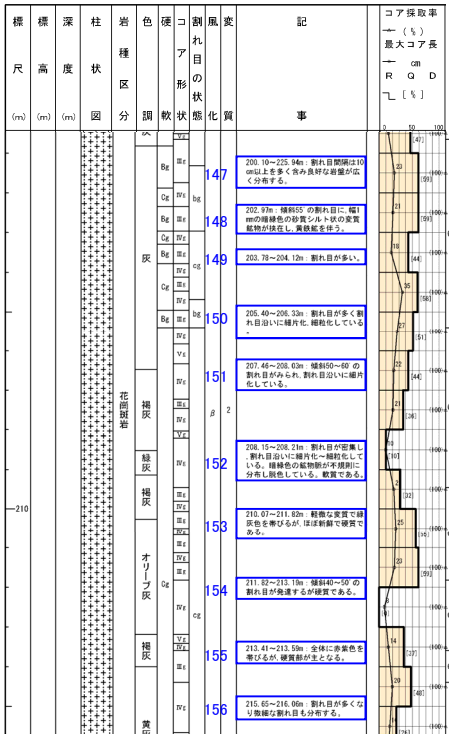
設置許可申請書
（平成27年11月）



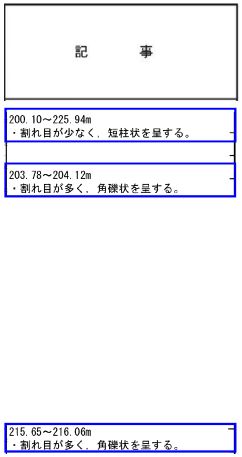
審査資料
（平成29年12月22日）



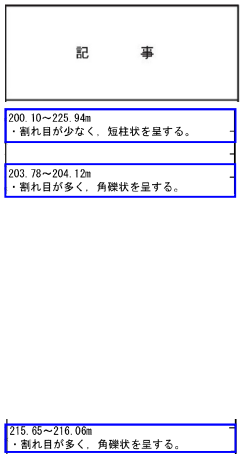
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
147	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。	変更なし
148	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
149	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
150～155	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，細粒化，鉱物の晶出)。 ・硬軟を記載。 ・色調を記載。	・比較的硬質な区間であり，一部割れ目沿いに細片化するが，挟在物の連続性に乏しく周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
156	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし

H24-B8-22

設置許可申請書案

記　事

164 228.33～228.56m
・割れ目が多く，短柱状～角礫状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

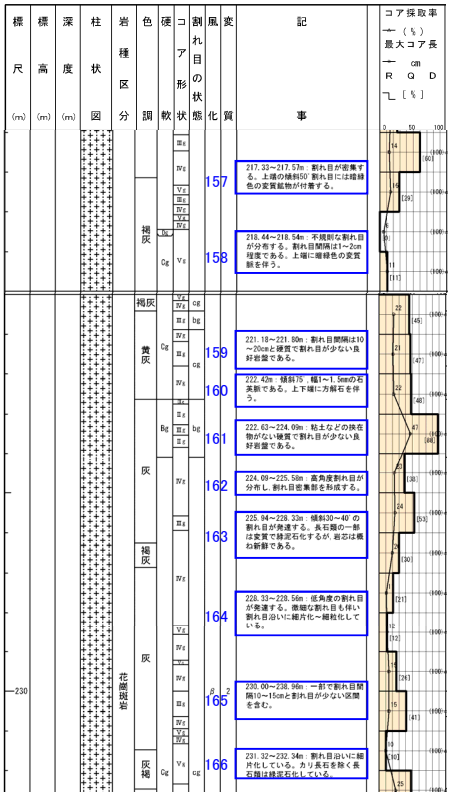
164 228.33～228.56m
・割れ目が多く，短柱状～角礫状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

164 228.33～228.56m
・割れ目が多く，短柱状～角礫状を呈する。

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

164 228.33～228.56m
・割れ目が多く，短柱状～角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

164 228.33～228.56m
・割れ目が多く，短柱状～角礫状を呈する。

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
157～163	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，鉱物の晶出，変質脈)。 ・石英脈を記載。 ・硬軟を記載。 ・長石の変質を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。 ・鉱物脈，変質脈については，補足的なものであるため追記せず。 ・一部割れ目沿いで，細片化や変質脈の挟在が見られるが，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の変質については，補足的なものであるため追記せず。	—
164	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱状～角礫状と記載。	変更なし
165	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
166	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。 ・長石の緑泥石化を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・長石の緑泥石化については，変質に関する補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-22

設置許可申請書案

記　事

169 238.16～238.96m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

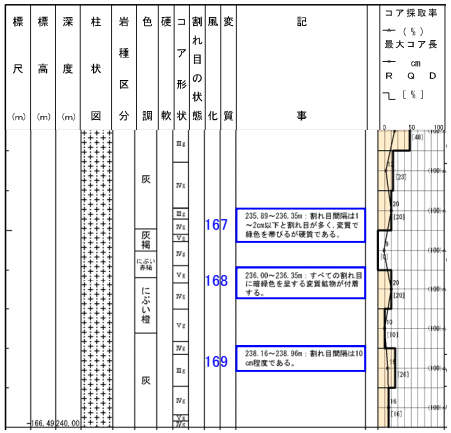
169 238.16～238.96m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

169 238.16～238.96m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

169 238.16～238.96m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

169 238.16～238.96m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

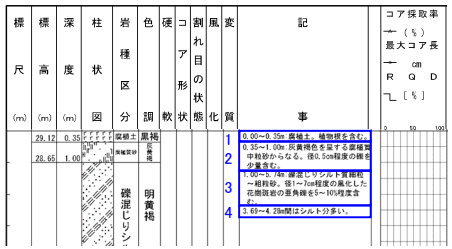
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
167	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
168	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変質鉱物付着)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
169	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき柱状と記載。	変更なし

H20-①-9

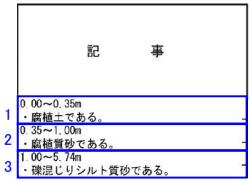
余白

H20-①-9

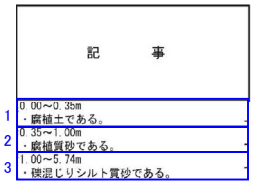
委託報告書
（平成20年）



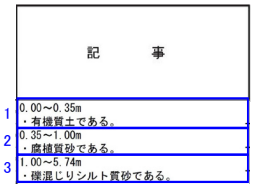
設置許可申請書案



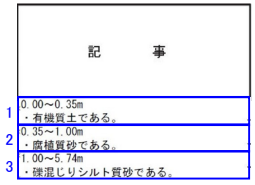
設置許可申請書
（平成27年11月）



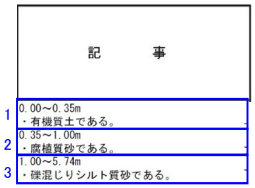
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



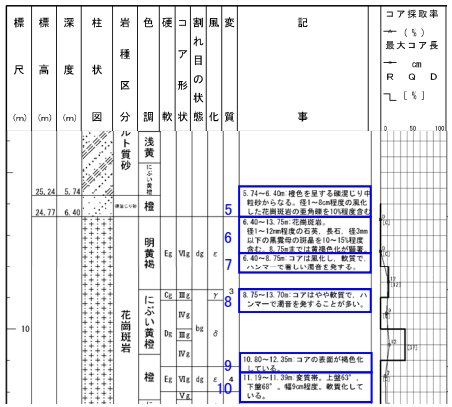
審査資料
（令和2年2月7日）



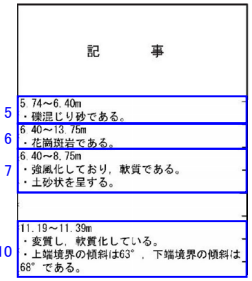
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて腐植土と記載。	変更なし	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて腐植質砂と記載。 ・礫については，区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3, 4	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・シルトの含有量及び礫については，区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-9

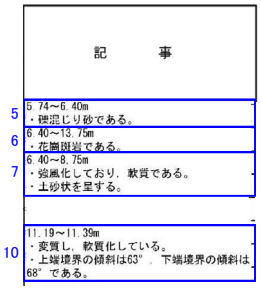
委託報告書
（平成20年）



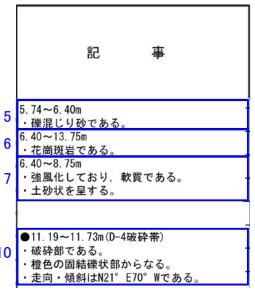
設置許可申請書案



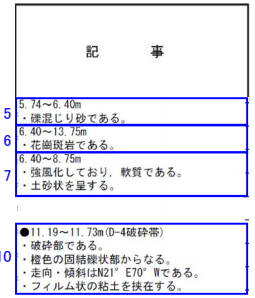
設置許可申請書
（平成27年11月）



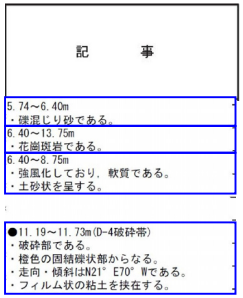
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



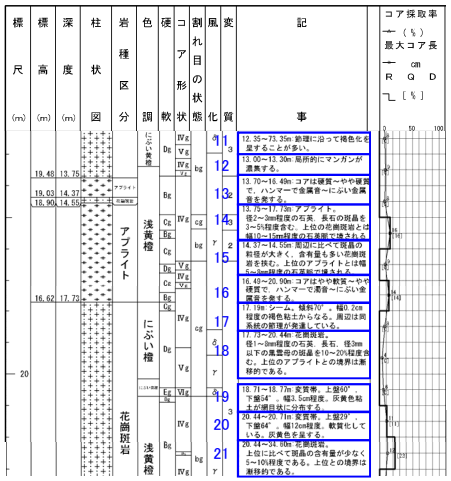
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
5	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・礫については，区間を構成する主体的な粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・"コア形状"欄に基づき土砂状と記載。 ・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
8	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
9	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
10	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-21頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし

H20-①-9

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
13	13.70～14.91m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
14	13.75～17.73m ・アプライトである。 ・上端境界に，幅10～15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37～14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55～17.73m アプライトである。
18, 21	17.73～34.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
19	18.71～18.77m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は54°である。
20	20.44～20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は29°，下端境界の傾斜は64°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
13	13.70～14.91m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
14	13.75～17.73m ・アプライトである。 ・上端境界に，幅10～15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37～14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55～17.73m アプライトである。
18, 21	17.73～34.60m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
19	18.71～18.77m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は54°である。
20	20.44～20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は29°，下端境界の傾斜は64°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
13	13.70～14.91m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
14	13.75～17.73m ・アプライトである。 ・上端境界に，幅10～15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37～14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55～17.73m アプライトである。
18, 21	17.73～34.60m ・花崗斑岩である。
19	18.71～18.77m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44～20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
13	13.70～14.91m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
14	13.75～17.73m ・アプライトである。 ・上端境界に，幅10～15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37～14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55～17.73m アプライトである。
18, 21	17.73～34.60m ・花崗斑岩である。
19	18.71～18.77m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44～20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。

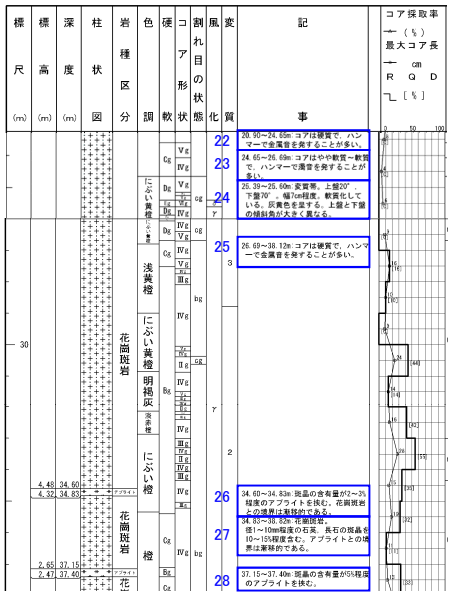
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
13	13.70～14.91m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
14	13.75～17.73m ・アプライトである。 ・上端境界に，幅10～15mm程度の石英脈を挟む。
15	14.37～14.55m ・花崗斑岩である。 ・上端境界に，幅5～8mm程度の石英脈を挟む。
A	14.55～17.73m アプライトである。
18, 21	17.73～34.60m ・花崗斑岩である。
19	18.71～18.77m ・変質している。 ・灰黄色の粘土が網目状に分布する。
20	20.44～20.71m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
12	・マンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
13	・13.70～16.49m区間は全体に硬質であるが，その中で特に硬質な13.70～14.91m区間について記載。 ・“コア形状”欄に基づき割れ目の発達の程度を記載。 ・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
A	・柱状図に合わせてアプライトと記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
16	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-196頁)。	－	－	－	－
18, 21	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-9

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
22	20.90～24.65m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
24	25.39～25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は70°である。
25	27.52～35.40m ・硬質である。
B	33.02～34.34m ・割れ目が少なく，主として柱状を呈する。
26	34.60～34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	34.83～37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
28	37.15～37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	37.40～38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
22	20.90～24.65m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
24	25.39～25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は70°である。
25	27.52～35.40m ・硬質である。
B	33.02～34.34m ・割れ目が少なく，主として柱状を呈する。
26	34.60～34.83m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	34.83～37.15m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。
28	37.15～37.40m ・アプライトである。 ・上端境界は漸移的である。
27	37.40～38.82m ・花崗斑岩である。 ・上端境界は漸移的である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
22	20.90～24.65m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
24	25.39～25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。
25	27.52～35.40m ・硬質である。
B	33.02～34.34m ・割れ目が少なく，主として柱状を呈する。
26	34.60～34.83m ・アプライトである。
27	34.83～37.15m ・花崗斑岩である。
28	37.15～37.40m ・アプライトである。
27	37.40～38.82m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
22	20.90～24.65m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
24	25.39～25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。
25	27.52～35.40m ・硬質である。
B	33.02～34.34m ・割れ目が少なく，主として柱状を呈する。
26	34.60～34.83m ・アプライトである。
27	34.83～37.15m ・花崗斑岩である。
28	37.15～37.40m ・アプライトである。
27	37.40～38.82m ・花崗斑岩である。

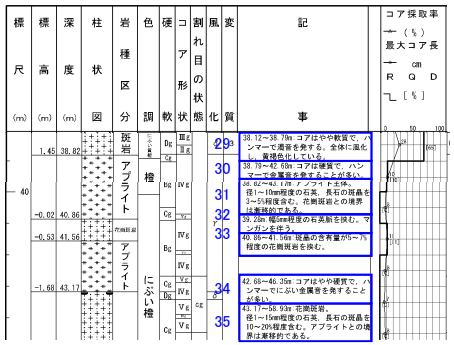
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
22	20.90～24.65m ・硬質であるが，割れ目が多く，岩片～短柱状を呈する。
24	25.39～25.60m ・変質している。 ・灰黄色を呈し，軟質化している。
25	27.52～35.40m ・硬質である。
B	33.02～34.34m ・割れ目が少なく，主として柱状を呈する。
26	34.60～34.83m ・アプライトである。
27	34.83～37.15m ・花崗斑岩である。
28	37.15～37.40m ・アプライトである。
27	37.40～38.82m ・花崗斑岩である。

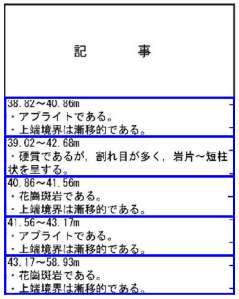
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
22	・"コア形状"欄に基づき割れ目の発達の程度を記載。 ・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
24	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・C_M'級及びC_H'級の良好な岩盤からなる区間のうち，特に硬質な区間について記載。 ・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
B	・RQDのピークを伴うC_H'級区間について，"コア形状"欄に基づき割れ目の発達の程度を記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせてアプライトを挟在する花崗斑岩とその深度区間を分割して記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・上端境界の明瞭さについては，記事No.27に基づき記載。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-9

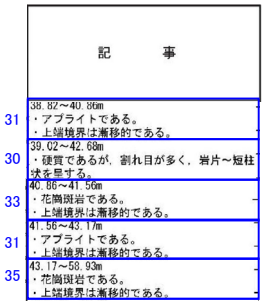
委託報告書
（平成20年）



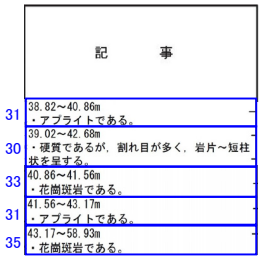
設置許可申請書案



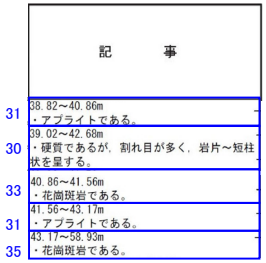
設置許可申請書
（平成27年11月）



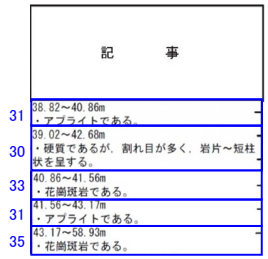
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



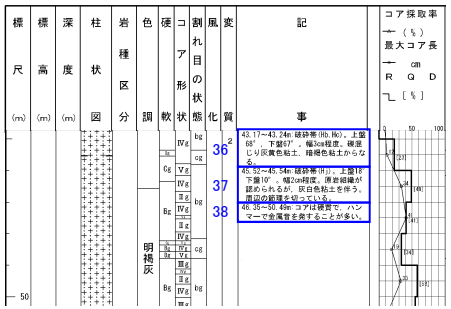
審査資料
（令和2年2月7日）



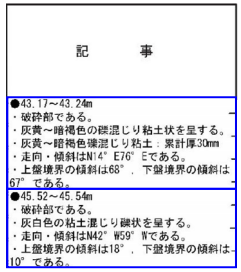
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29	・硬軟や割れ目の発達の程度については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
30	・C_M'級の良好な岩盤からなる区間のうち，特に硬質な区間について記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
31	・柱状図に合わせてアプライトと記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・石英脈及びマンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－
33	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・当該区間中には破砕帯を複数含み，破砕帯区間とその他の区間で硬軟が異なるためまとめ書きを削除。	－	－	－	－
35	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-9

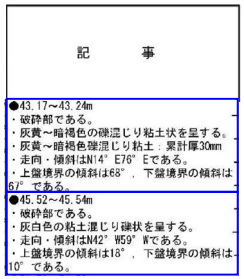
委託報告書
（平成20年）



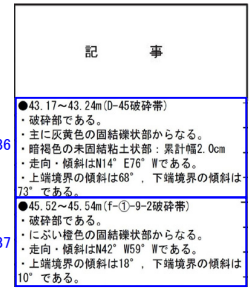
設置許可申請書案



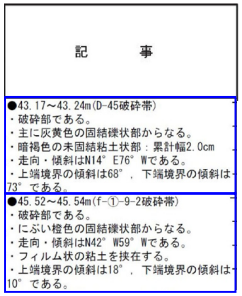
設置許可申請書
（平成27年11月）



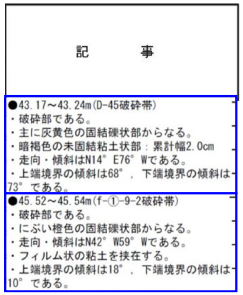
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



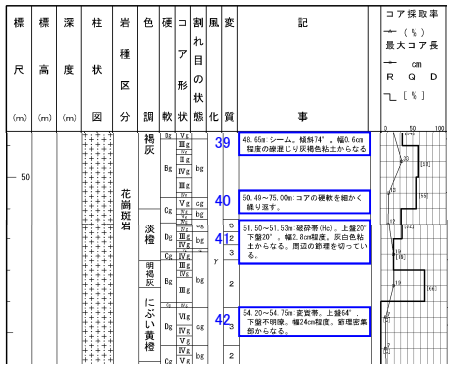
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・誤記修正 （N14° E76° E→N14° E76° W）。	変更なし	変更なし
37	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土混じり礫状と記載。 ・にぶい橙色と書くべきところを誤って灰白色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"周辺の節理を切っている"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
38	・まとめ書きの記載は削除。	―	―	―	―

H20-①-9

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
41	●51.50～51.53m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚28mm ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°，下盤境界の傾斜は20°である。
42	54.20～54.75m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の割れ目密集状を呈する。 ・上端境界の傾斜は64°，下端境界の傾斜は不明瞭である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
41	●51.50～51.53m ・破砕部である。 ・灰白色の粘土状を呈する。 ・灰白色粘土：累計厚28mm ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上盤境界の傾斜は20°，下盤境界の傾斜は20°である。
42	54.20～54.75m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の割れ目密集状を呈する。 ・上端境界の傾斜は64°，下端境界の傾斜は不明瞭である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
41	●51.50～51.53m(f-①-9-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.8cmである。 ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は20°である。
42	54.20～54.75m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の割れ目密集状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
41	●51.50～51.53m(f-①-9-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.8cmである。 ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は20°である。
42	54.20～54.75m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の割れ目密集状を呈する。

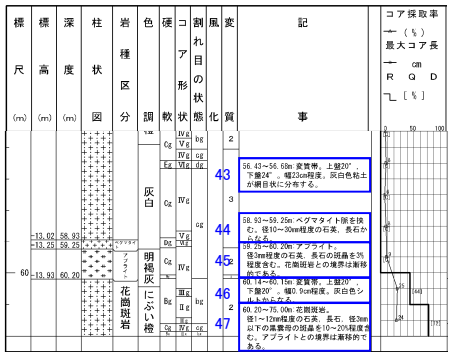
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
41	●51.50～51.52m(f-①-9-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN36° W61° Wである。 ・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は20°である。
42	54.20～54.75m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の割れ目密集状を呈する。

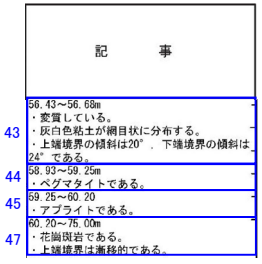
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-197頁)。	―	―	―	―
40	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
41	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"周辺の節理を切っている"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正(51.53m→51.52m，2.8cm→2.1cm，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
42	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。 ・"色調"欄に基づきにぶい黄橙と記載。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-9

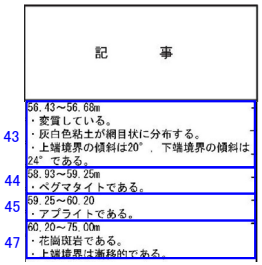
委託報告書
（平成20年）



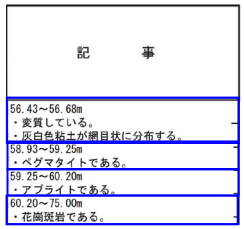
設置許可申請書案



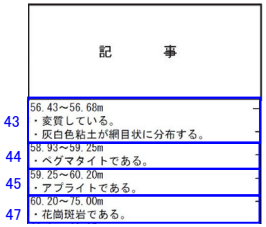
設置許可申請書
（平成27年11月）



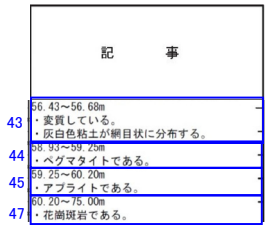
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



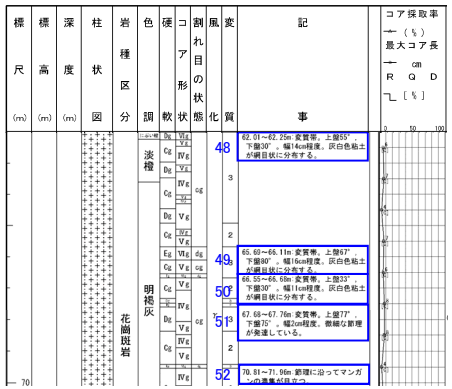
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・柱状図に合わせてペグマタイトと記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
45	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
46	・シルト状を呈するが，連続性に乏しく，周辺の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―	―	―
47	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-9

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

記事	記事
48	62.01～62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は30°である。
49	65.69～66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は80°である。
50	66.55～66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は33°，下端境界の傾斜は30°である。
51	67.68～67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は75°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
48	62.01～62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は55°，下端境界の傾斜は30°である。
49	65.69～66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は80°である。
50	66.55～66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は33°，下端境界の傾斜は30°である。
51	67.68～67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は75°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
48	62.01～62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
49	65.69～66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布している。
50	66.55～66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
51	67.68～67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
48	62.01～62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
49	65.69～66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布している。
50	66.55～66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
51	67.68～67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。

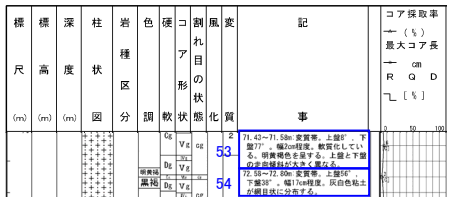
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
48	62.01～62.25m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布する。
49	65.69～66.11m ・変質している。 ・灰白色の粘土が網目状に分布している。
50	66.55～66.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
51	67.68～67.76m ・変質している。 ・微細な割れ目が分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
51	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・マンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－	－	－

H20-①-9

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
53	71.43～71.58m ・変質している。 ・明黄褐色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は8°，下端境界の傾斜は77°である。
54	72.58～72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は56°，下端境界の傾斜は38°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
53	71.43～71.58m ・変質している。 ・明黄褐色を呈し，軟質化している。 ・上端境界の傾斜は8°，下端境界の傾斜は77°である。
54	72.58～72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は56°，下端境界の傾斜は38°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
53	●71.43～71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54	72.58～72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
53	●71.43～71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54	72.58～72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

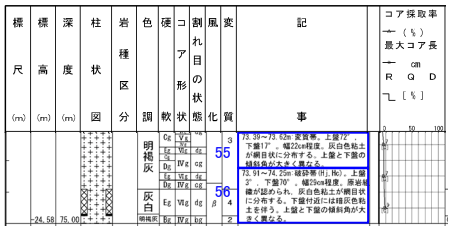
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
53	●71.43～71.48m(f-4-5破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN80° W69° Nである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・下端境界の傾斜は72°である。
54	72.58～72.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
53	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。 ・"上盤と下盤の走向傾斜が大きく異なる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-22頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(直線的でないことから削除)。 ・上記再観察で取得した下端境界の見かけの傾斜を記載。	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
54	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-9

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
55	73.39～73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は17°である。
56	●73.91～74.75m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の粘土状～灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・暗灰色粘土：累計厚29mm ・走向・傾斜はN9°W64°Wである。 ・上盤境界の傾斜は3°，下盤境界の傾斜は70°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
55	73.39～73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は17°である。
56	●73.91～74.75m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・暗灰色の粘土状～灰白色の粘土混じり礫状を呈する。 ・暗灰色粘土：累計厚29mm ・走向・傾斜はN9°W64°Wである。 ・上盤境界の傾斜は3°，下盤境界の傾斜は70°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
55	73.39～73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
56	●73.91～74.75m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN9°W84°Wである。 ・上端境界の傾斜は3°，下端境界の傾斜は69°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
55	73.39～73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
56	●73.91～74.75m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN9°W84°Wである。 ・上端境界の傾斜は3°，下端境界の傾斜は69°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
55	73.39～73.62m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
56	●73.91～74.75m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・暗褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・走向・傾斜はN9°W84°Wである。 ・上端境界の傾斜は3°，下端境界の傾斜は69°である。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
55	・幅の記載については，区間長を記載していることから削除。 ・上下端境界の傾斜の違いについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
56	・破砕帯名を記載。 ・破砕幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・原岩組織の残留の程度の記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・誤記修正(73.91～74.25m→73.91～74.75m)。 ・"幅29cm程度"との記載を粘土の幅と勘違いし，単位も誤って，"暗灰色粘土：累計厚29mm"と記載。 ・"粘土が網目状に分布する"との記載については，粘土混じり礫状に含めて示しているため削除。 ・"上盤と下盤で傾斜角が大きく異なる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし

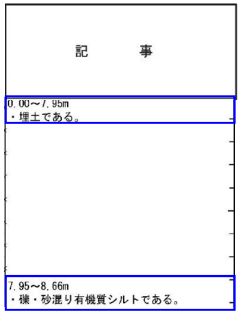
余白

H24-B11-1

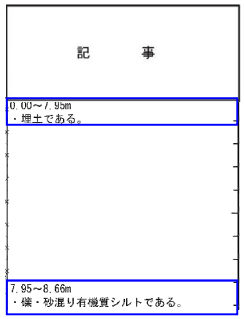
余白

H24-B11-1

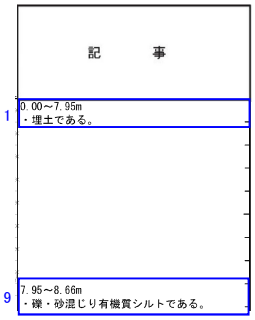
設置許可申請書案



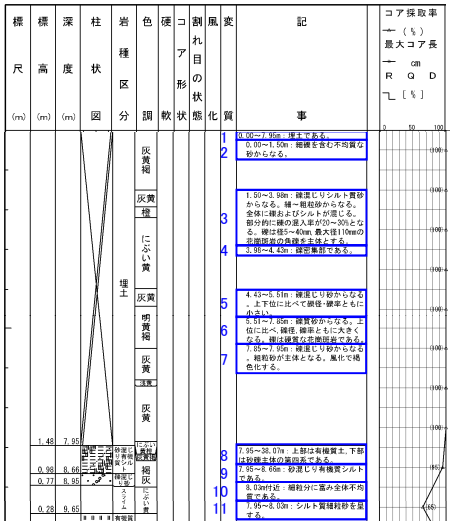
設置許可申請書
（平成27年11月）



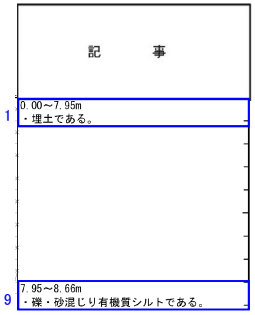
審査資料
（平成29年12月22日）



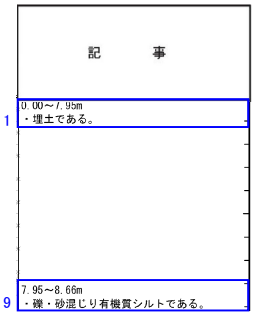
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



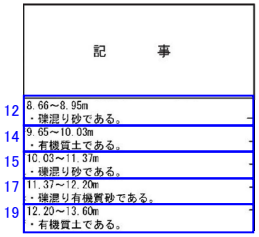
審査資料
（令和2年2月7日）



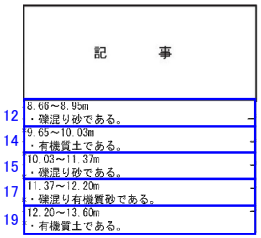
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
2～7	―	―	・埋土区間の細分を記載。	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，細分に関する記載は追記せず。	―
8	―	―	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	―
9～11	変更なし	変更なし	・砂混じり有機質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。	変更なし

H24-B11-1

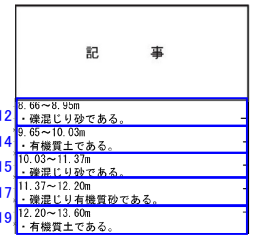
設置許可申請書案



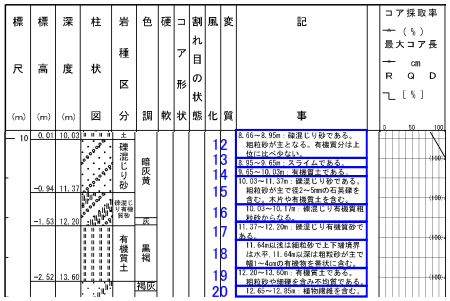
設置許可申請書
（平成27年11月）



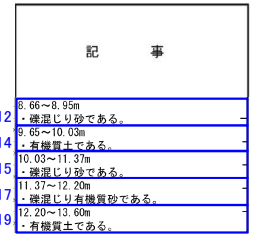
審査資料
（平成29年12月22日）



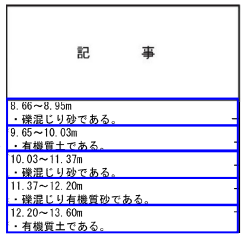
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
13	－	－	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については，岩種区分に記載しているため追記せず。	－
14	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
15,16	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，細分については追記せず。	変更なし
17,18	変更なし	変更なし	・礫混じり有機質砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，細分については追記せず。	変更なし
19,20	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，細分については追記せず。	変更なし

H24-B11-1

設置許可申請書案

	記事
21	13.60～16.53m ・有機質土混り砂である。
24	16.53～17.90m ・有機質土である。
26	17.90～18.05m ・細礫混りシルト質砂である。
27	18.05～18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28～23.15m ・礫混り砂である。

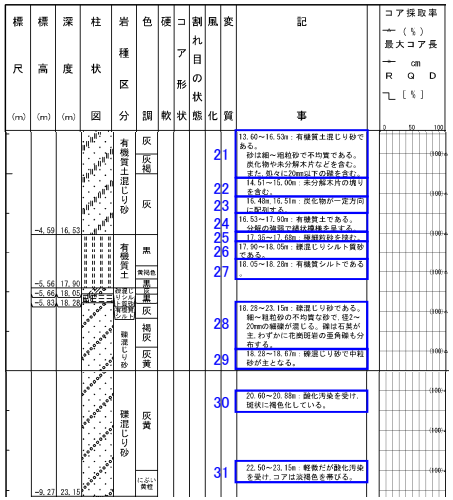
設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
21	13.60～16.53m ・有機質土混り砂である。
24	16.53～17.90m ・有機質土である。
26	17.90～18.05m ・細礫混りシルト質砂である。
27	18.05～18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28～23.15m ・礫混り砂である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
21	13.60～16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53～17.90m ・有機質土である。
26	17.90～18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05～18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28～23.15m ・礫混じり砂である。

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
21	13.60～16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53～17.90m ・有機質土である。
26	17.90～18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05～18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28～23.15m ・礫混じり砂である。

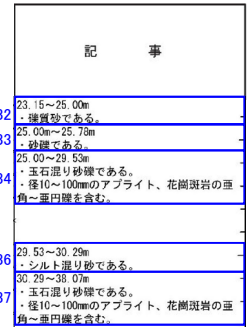
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
21	13.60～16.53m ・有機質土混じり砂である。
24	16.53～17.90m ・有機質土である。
26	17.90～18.05m ・細礫混じりシルト質砂である。
27	18.05～18.28m ・有機質シルトである。
28	18.28～23.15m ・礫混じり砂である。

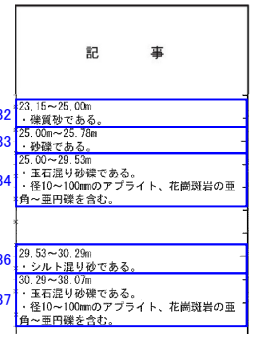
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21～23	変更なし	変更なし	・有機質土混じり砂の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，細分については追記せず。	変更なし
24,25	変更なし	変更なし	・有機質土の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，細分については追記せず。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・表現の見直し(細礫混じり→礫混じり)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(礫混じり→細礫混じり)。	変更なし
27	変更なし	変更なし	・有機質シルトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
28～31	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，細分については追記せず。	変更なし

H24-B11-1

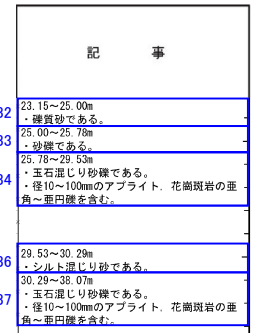
設置許可申請書案



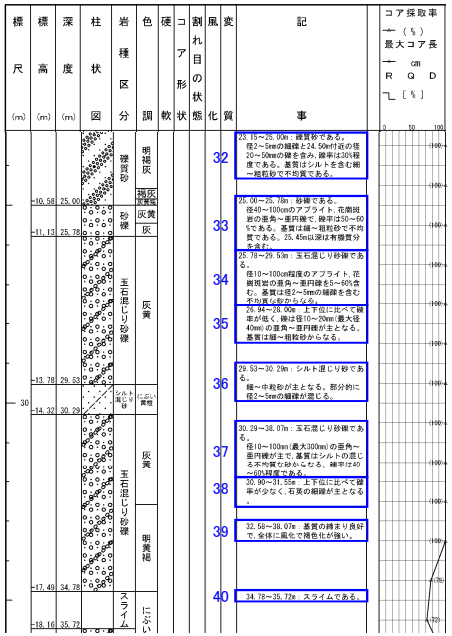
設置許可申請書
（平成27年11月）



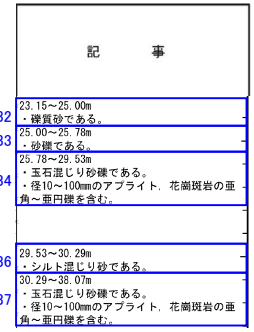
審査資料
（平成29年12月22日）



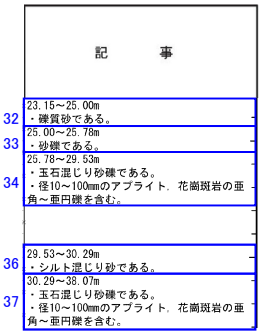
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



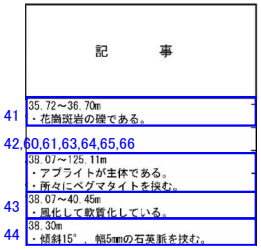
審査資料
（令和2年2月7日）



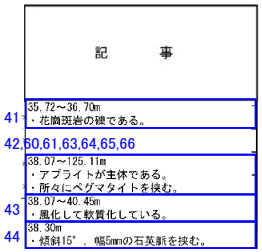
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子，基質の粒度組成を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，基質の粒度組成については追記せず。	変更なし
33	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，細分については追記せず。	変更なし
34,35	変更なし	変更なし	・玉石混じり砂礫の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，細分については追記せず。 ・基質については，当該区間を構成する目立つ粒子ではないため削除。	変更なし
36	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子については追記せず。	変更なし
37～39	変更なし	変更なし	・玉石混じり砂礫の区間深度とその構成粒子，細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，構成粒子，細分については追記せず。	変更なし
40	―	―	・スライムの区間深度を記載。	・スライム区間については，"岩種区分"欄に記載しているため追記せず。	―

H24-B11-1

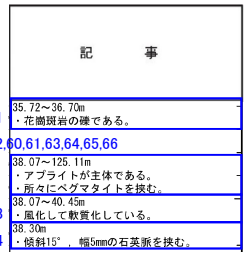
設置許可申請書案



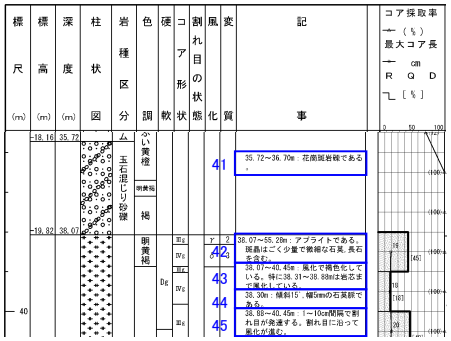
設置許可申請書
（平成27年11月）



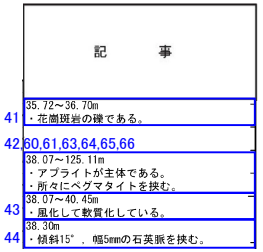
審査資料
（平成29年12月22日）



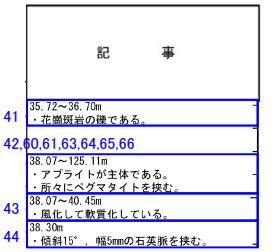
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



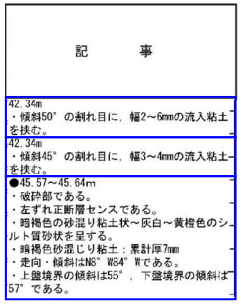
審査資料
（令和2年2月7日）



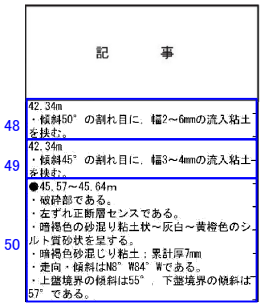
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	・花崗斑岩礫の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
42	変更なし	変更なし	・アプライトの区間深度，斑晶の種類を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり，斑晶の種類については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。 ・記事No.60,61,63,64,65,66に基づき，ペグマタイトの挟在を追記。	変更なし
43	変更なし	変更なし	・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化の程度については，岩級区分で表示しているため追記せず。	変更なし
44	変更なし	変更なし	・石英脈の挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
45	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・割れ目の発達，風化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―

H24-B11-1

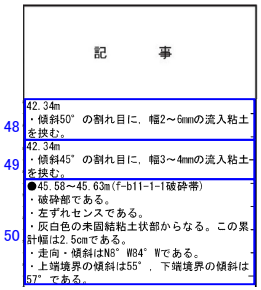
設置許可申請書案



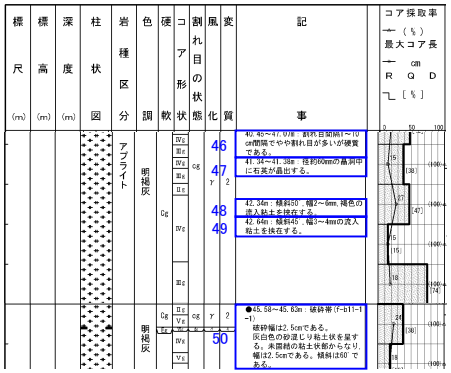
設置許可申請書
（平成27年11月）



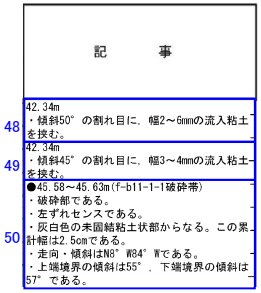
審査資料
（平成29年12月22日）



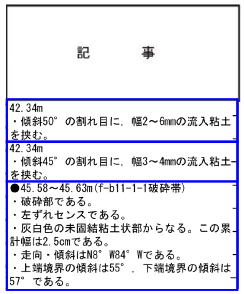
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



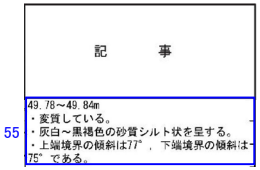
審査資料
（令和2年2月7日）



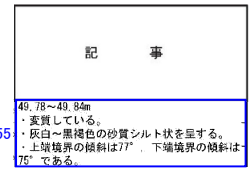
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
47	－	－	・石英の晶出を記載。	・割れ目沿いの鉱物晶出については，補足的なものであるため追記せず。	－
48	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いに流入粘土)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
49	変更なし (誤記)深度について，42.64mと書くべきところを誤って42.34mと記載。	変更なし	・割れ目について記載(割れ目沿いに流入粘土)。 ・誤記修正(42.34m→42.64m)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・正しい深度の反映漏れ(42.64m→42.34m)。	変更なし
50	変更なし	・誤記修正(45.57～45.64m→45.58～45.63m)。 ・破砕帯名を記載。 ・誤記修正(左ずれ正断層センス→左ずれセンス)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H24-B11-1

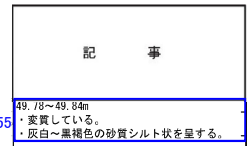
設置許可申請書案



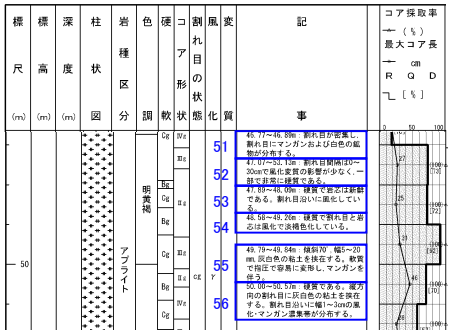
設置許可申請書（平成27年11月）



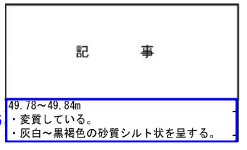
審査資料（平成29年12月22日）



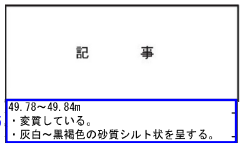
委託報告書（平成30年）



審査資料（平成30年11月30日）



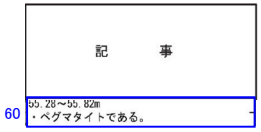
審査資料（令和2年2月7日）



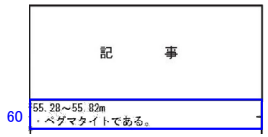
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いのマンガン，鉱物の晶出)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン，鉱物晶出については，補足的なものであるため追記せず。	－
52	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
53	－	－	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるため追記せず。	－
54	－	－	・硬軟を記載。 ・色調を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については、補足的なものであるため追記せず。	－
55	変更なし	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	・マンガン，粘土の挟在を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
56	－	－	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いに風化，マンガン，粘土の挟在)。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・粘土を挟在するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化，マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	－

H24-B11-1

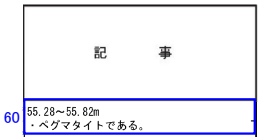
設置許可申請書案



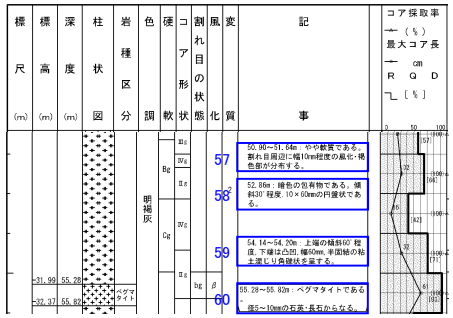
設置許可申請書
（平成27年11月）



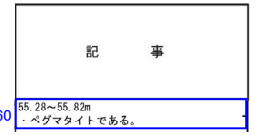
審査資料
（平成29年12月22日）



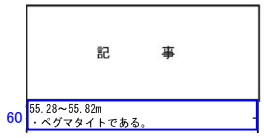
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



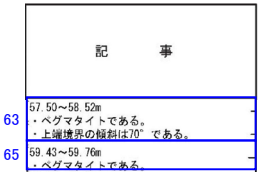
審査資料
（令和2年2月7日）



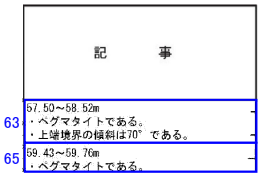
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	―	―	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いに風化，変色)。	・割れ目沿いの風化，変色については，補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。	―
58	―	―	・包有物について記載。	・包有物については，補足的なものであるため追記せず。	―
59	―	―	・半固結の粘土混じり角礫状の区間を記載。	・粘土混じり角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―
60	変更なし	変更なし	・ペグマタイトの区間深度，斑晶の種類，粒径を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，斑晶の種類，粒径については追記せず。	変更なし

H24-B11-1

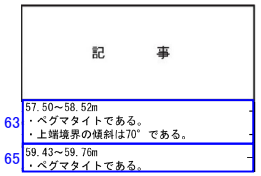
設置許可申請書案



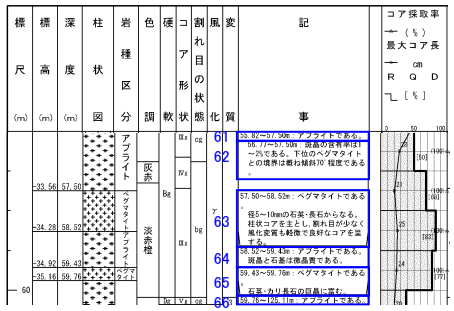
設置許可申請書
（平成27年11月）



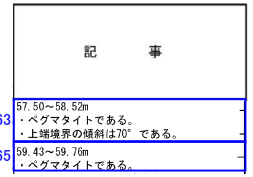
審査資料
（平成29年12月22日）



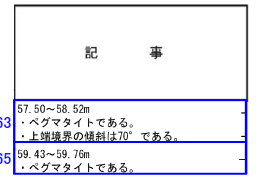
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



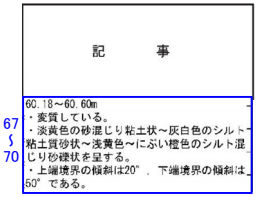
審査資料
（令和2年2月7日）



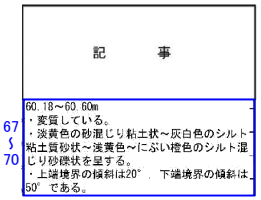
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61,62	―	―	・アプライトの区間深度，斑晶，境界傾斜を記載。	・上位のペグマタイトを挟在物として記事No.42と統合しているため追記せず。	―
63	変更なし	変更なし	・ペグマタイトの区間深度，斑晶の種類，粒径を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，斑晶の種類，粒径については追記せず。 ・記事No.62に基づき境界傾斜を追記。	変更なし
64	―	―	・アプライトの区間深度，斑晶及び石基を記載。	・ペグマタイトを挟在物としてNo.42と統合しているため追記せず。	―
65	変更なし	変更なし	・ペグマタイト区間の石基及び斑晶の種類，粒径等を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，斑晶の種類，粒径については追記せず。	変更なし
66	―	―	・アプライトの区間深度を記載。	・ペグマタイトを挟在物としてNo.42と統合しているため追記せず。	―

H24-B11-1

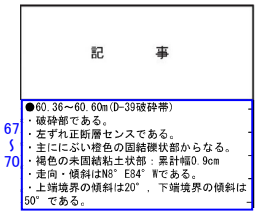
設置許可申請書案



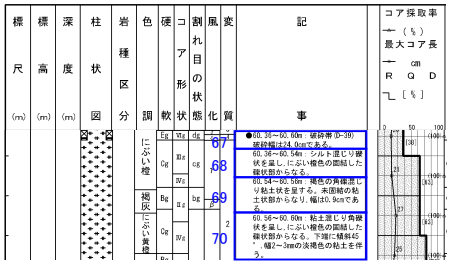
設置許可申請書
（平成27年11月）



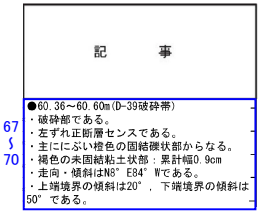
審査資料
（平成29年12月22日）



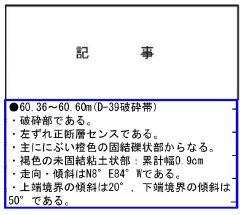
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



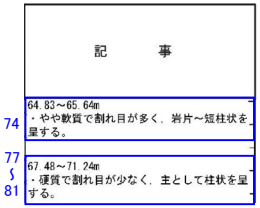
審査資料
（令和2年2月7日）



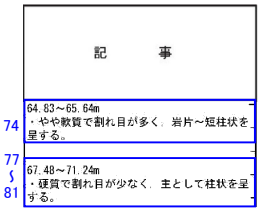
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67～70	変更なし (誤記)下端境界の傾斜について，45°と書くべきところを誤って50°と記載。	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-23頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・誤記修正(50°→45°)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・下端に粘土を伴うとの記載については，粘土が不連続であり，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・正しい下端境界の傾斜の反映漏れ(45°→50°)。	変更なし

H24-B11-1

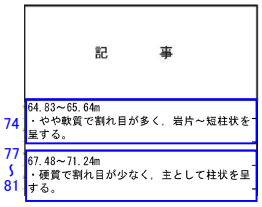
設置許可申請書案



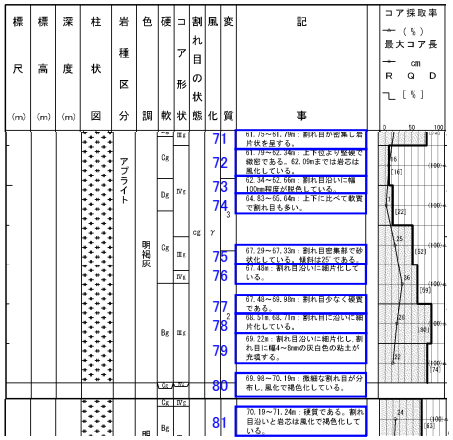
設置許可申請書
（平成27年11月）



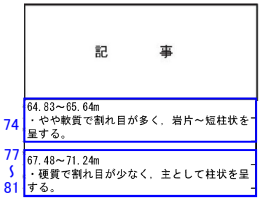
審査資料
（平成29年12月22日）



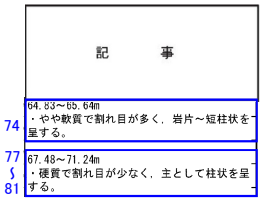
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



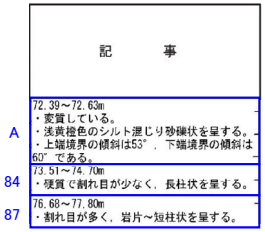
審査資料
（令和2年2月7日）



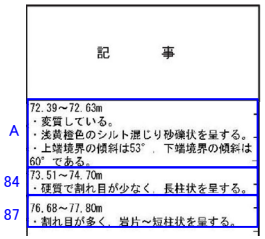
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	－
72	－	－	・硬軟について記載。 ・風化の程度について記載。	・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－
73	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの脱色)。	・割れ目沿いの脱色については，補足的なものであるため追記せず。	－
74	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と追記。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
75	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目が発達し砂状化するが，直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	－
76	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	－
77～81	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，粘土の充填，風化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"硬軟"欄に基づきやや軟質と記載。 ・"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。 ・一部割れ目沿いで細片化し粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるため削除。	変更なし

H24-B11-1

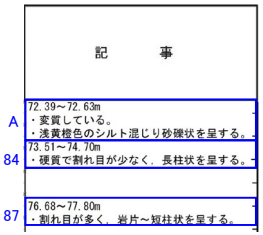
設置許可申請書案



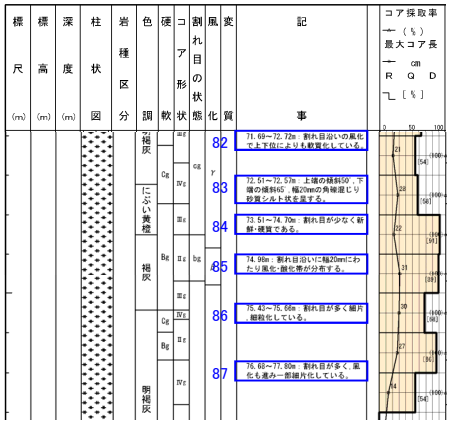
設置許可申請書
（平成27年11月）



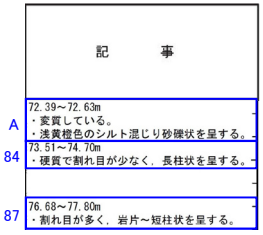
審査資料
（平成29年12月22日）



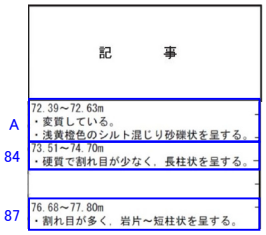
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



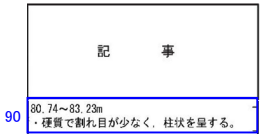
審査資料
（令和2年2月7日）



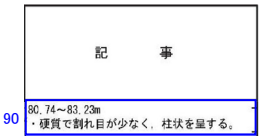
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
A	変更なし (誤記)報告書に該当する記載なし。	・変質している区間の境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	・誤記修正(記事と整合する観察結果が認められないことから，記事を削除)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・記事削除の反映漏れ。	変更なし
82	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。 ・硬軟を記載。	・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの風化については，補足的なものであるため追記せず。	―
83	―	―	・角礫混じり砂質シルト状の区間を記載。	・角礫混じり砂質シルト状を呈するが，内部にせん断構造が認められず，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
84	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。	変更なし
85	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化・酸化)。	・割れ目沿いの風化，酸化については，補足的なものであるため追記せず。	―
86	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒，細片化)。	・割れ目沿いで細粒，細片化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―
87	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・風化の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	変更なし

H24-B11-1

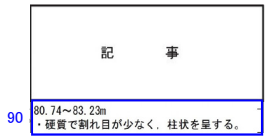
設置許可申請書案



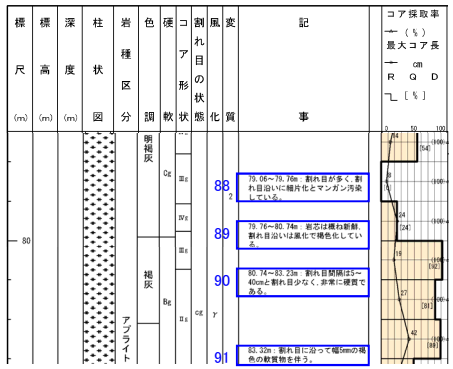
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



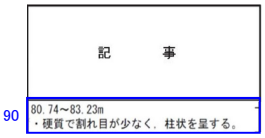
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



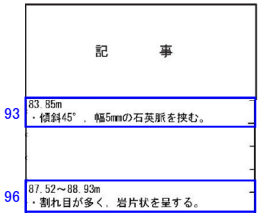
審査資料
（令和2年2月7日）



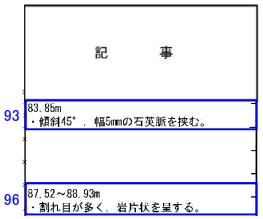
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
88	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，マンガン汚染)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細片化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	―
89	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの風化)。	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため追記せず。	―
90	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟の程度については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき柱状と追記。	変更なし
91	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟質物の挟在)。	・割れ目沿いに軟質物を伴うが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H24-B11-1

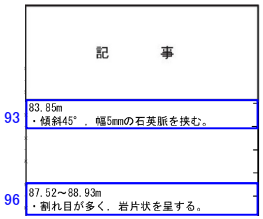
設置許可申請書案



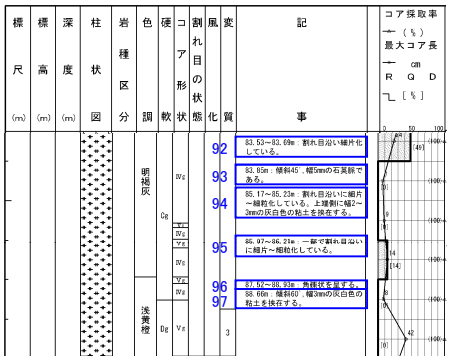
設置許可申請書
（平成27年11月）



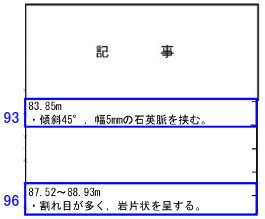
審査資料
（平成29年12月22日）



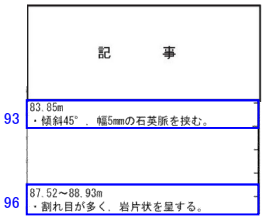
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



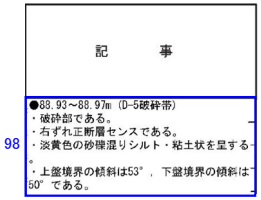
審査資料
（令和2年2月7日）



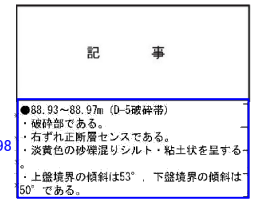
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―
93	変更なし	変更なし	・石英脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
94	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒～細片化，粘土の挟在)。	・割れ目沿いで細片化し粘土を挟在するが，粘土は直線性や連続性に乏しいことから追記せず。	―
95	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。	・割れ目沿いで細片～細粒化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
96	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし
97	―	―	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H24-B11-1

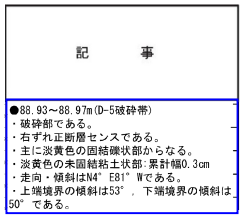
設置許可申請書案



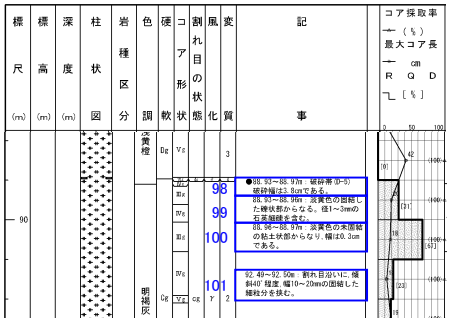
設置許可申請書
（平成27年11月）



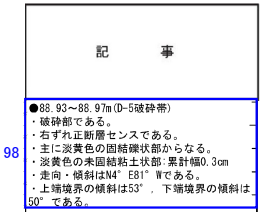
審査資料
（平成29年12月22日）



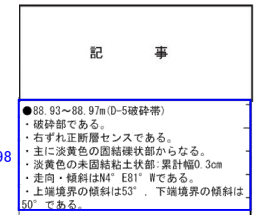
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



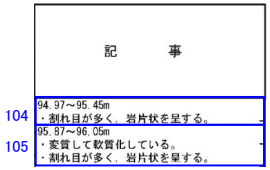
審査資料
（令和2年2月7日）



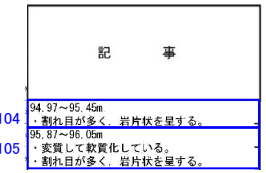
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
98～100	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(カタクレーサイト)を判断。その後，薄片観察の結果に基づき，断層ガウジを認定。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・石英細礫については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
101	―	―	・割れ目について記載(細粒分の挟在)。	・割れ目沿いで細粒分を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H24-B11-1

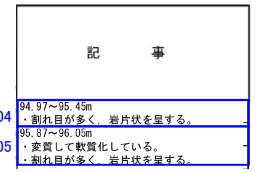
設置許可申請書案



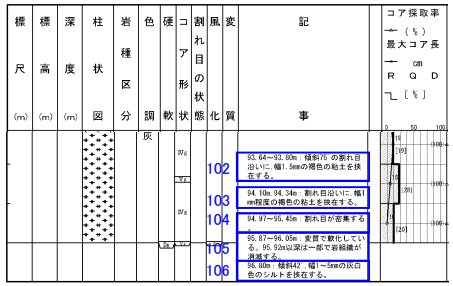
設置許可申請書
（平成27年11月）



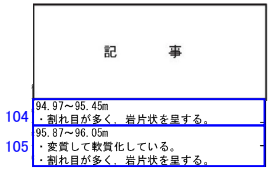
審査資料
（平成29年12月22日）



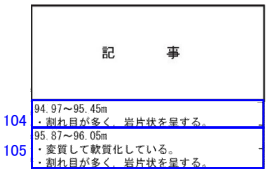
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



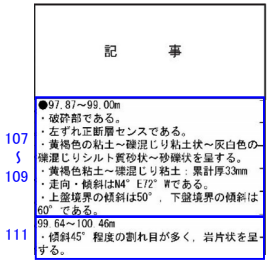
審査資料
（令和2年2月7日）



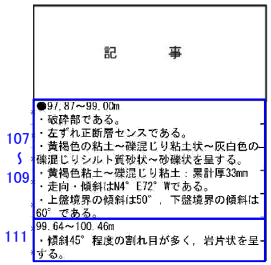
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
102	―	―	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・一部に粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
103	―	―	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
104	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき岩片状と追記。	変更なし
105	変更なし	変更なし	・変質に伴う軟化を記載。 ・原岩組織の残留の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため追記せず。	変更なし
106	―	―	・シルトの挟在を記載。	・シルトを挟在するが，幅狭く，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―

H24-B11-1

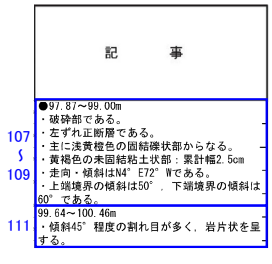
設置許可申請書案



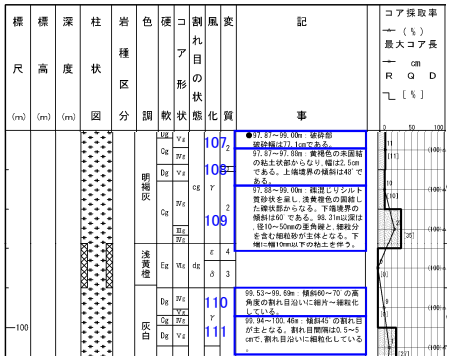
設置許可申請書
（平成27年11月）



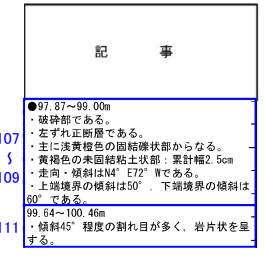
審査資料
（平成29年12月22日）



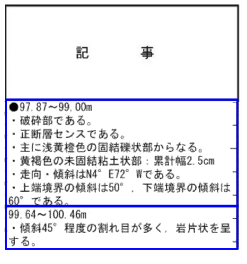
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



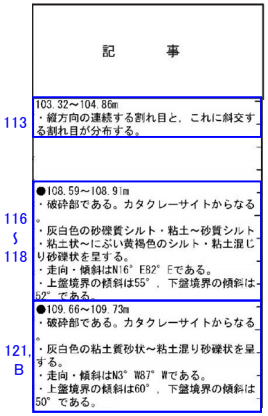
審査資料
（令和2年2月7日）



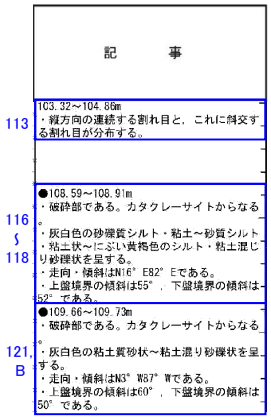
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107～109	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・上端境界の見かけ傾斜として，50°と書くべきところを誤って48°と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・下端に粘土を伴うとの記載については，粘土が不明瞭であり，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・上端境界の見かけ傾斜は誤記のため反映せず。	・誤記修正(左ずれ正断層センス→正断層センス，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
110	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒～細片化)。	・割れ目沿いで細粒～細片化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
111	変更なし (誤記)深度について，99.94mと書くべきところを誤って99.64mと記載。	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。 ・誤記修正(99.64m→99.94m)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。 ・割れ目沿いの細粒化の記載については，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・正しい深度の反映漏れ(99.94m→99.64m)。	変更なし

H24-B11-1

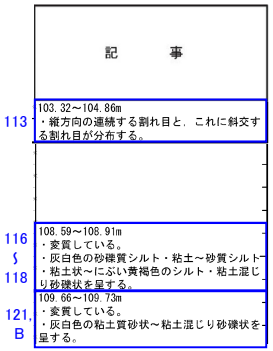
設置許可申請書案



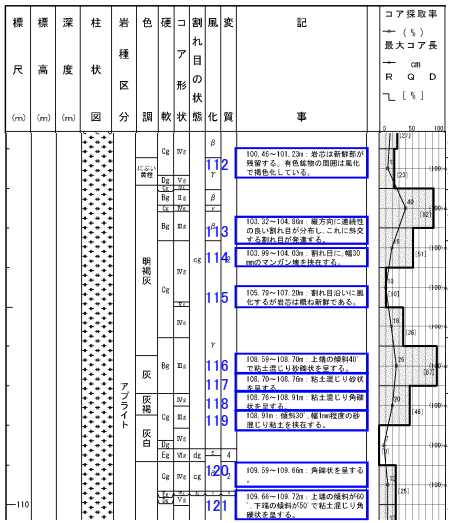
設置許可申請書
（平成27年11月）



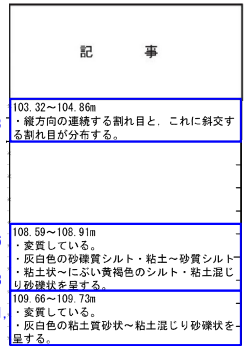
審査資料
（平成29年12月22日）



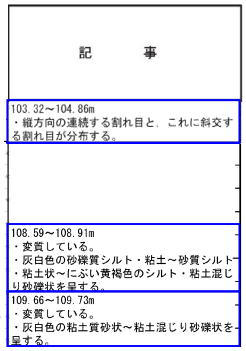
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



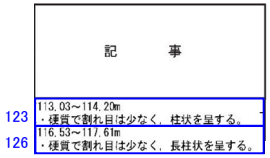
審査資料
（令和2年2月7日）



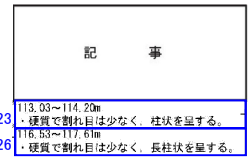
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
112	―	―	・風化の程度を記載。	・風化については，岩級区分に含めて表示しているため追記せず。	―
113	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
114	―	―	・割れ目について記載(マンガン塊の挟在)。	・割れ目沿いのマンガン塊の挟在については，補足的なものであるため追記せず。	―
115	―	―	・風化の程度を記載。	・風化については，岩級区分に含めて表示しているため追記せず。	―
116～119	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-7頁)。	・変質部区間を性状毎に深度を分けて記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・変質している区間を一括記載。	変更なし
120	―	―	・角礫状の区間を記載。	・角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―
121,B	変更なし	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-8頁)。	・粘土混じり角礫状の区間を記載。 ・109.66～109.73mと書くべきところを誤って109.66～109.72mと記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・区間下端の深度については，誤記のため反映せず。	変更なし

H24-B11-1

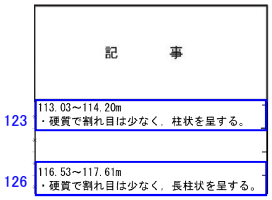
設置許可申請書案



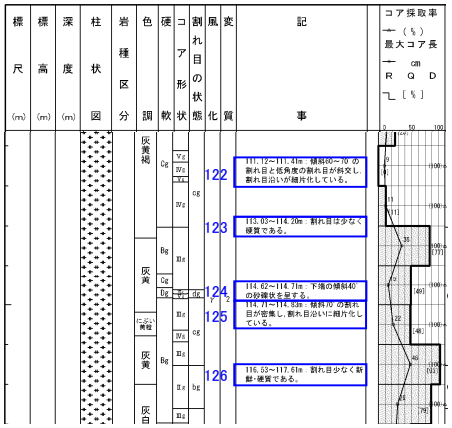
設置許可申請書
（平成27年11月）



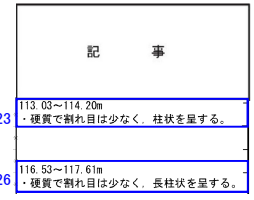
審査資料
（平成29年12月22日）



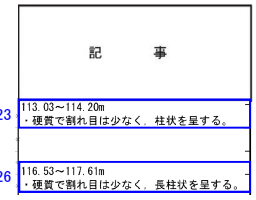
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



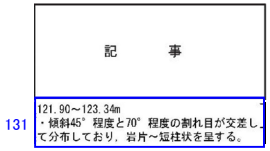
審査資料
（令和2年2月7日）



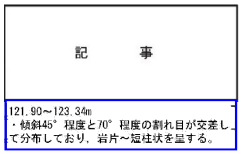
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
122	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―
123	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき柱状と記載。	変更なし
124,125	―	―	・砂礫状とその下位の割れ目の密集区間を記載。	・割れ目が密集し，一部で砂礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められず，砂礫状部の礫に定向配列も認められないことから追記せず。	―
126	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき長柱状と記載。	変更なし

H24-B11-1

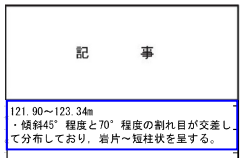
設置許可申請書案



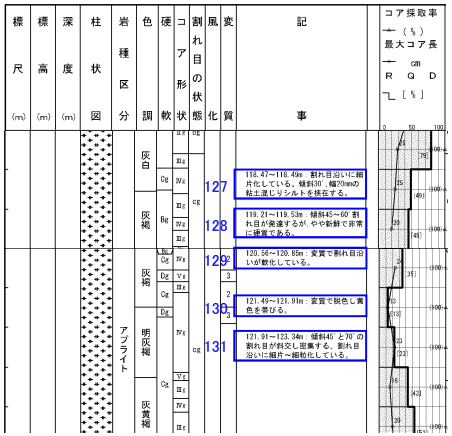
設置許可申請書
（平成27年11月）



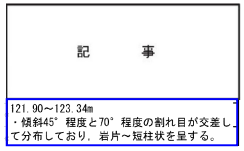
審査資料
（平成29年12月22日）



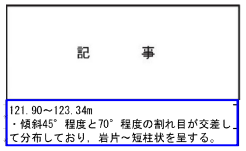
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



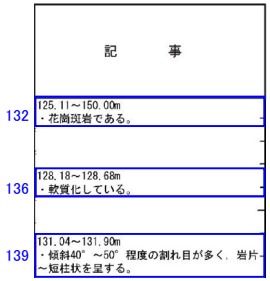
審査資料
（令和2年2月7日）



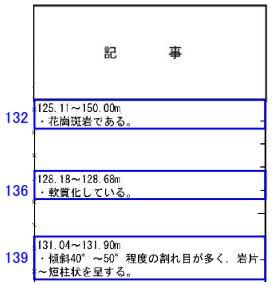
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
127	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，粘土混じりシルトの挟在)。	・割れ目沿いで細片化し粘土を挟在するが，開口部にスライムが充てんしたものと判断し追記せず。	―
128	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
129	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの軟化)。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	―
130	―	―	・色調を記載。	・色調については，補足的なものであるため追記せず。	―
131	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片～細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目沿いに細片～細粒化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と追記。	変更なし

H24-B11-1

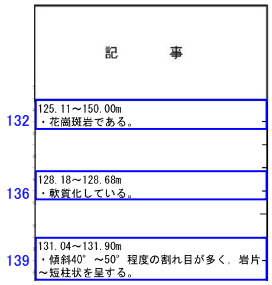
設置許可申請書案



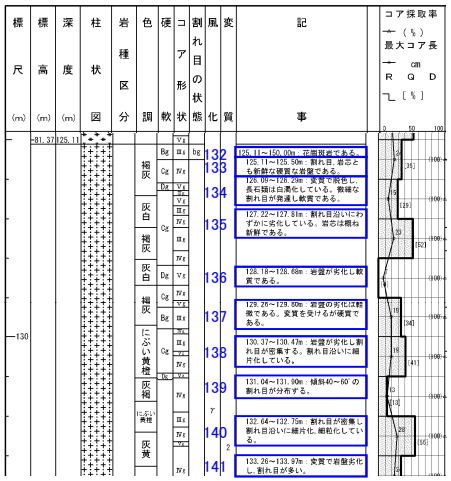
設置許可申請書（平成27年11月）



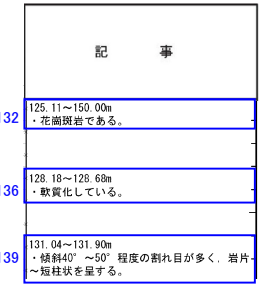
審査資料（平成29年12月22日）



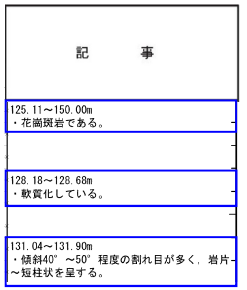
委託報告書（平成30年）



審査資料（平成30年11月30日）



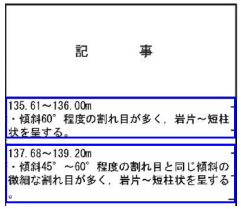
審査資料（令和2年2月7日）



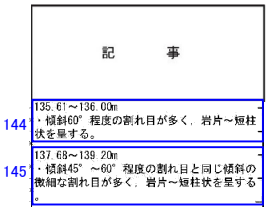
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
132	変更なし	変更なし	・花崗斑岩の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
133	－	－	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	－
134	－	－	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・変質を伴う脱色，長石の白濁化を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・脱色，長石の白濁化については，風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため追記せず。	－
135	－	－	・割れ目について記載(割れ目沿いの劣化)。	・割れ目沿いに劣化するが，当該区間の周囲と明確な差異がないことから追記せず。	－
136	変更なし	変更なし	・軟質化を伴う劣化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・軟質化を伴う岩盤の劣化については，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
137	－	－	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	－
138	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目沿いで細片化するが掘削時の機械割れと判断し追記せず。	－
139	変更なし (誤記)割れ目の傾斜について，60°と書くべきところを誤って50°程度と記載。	変更なし	・誤記修正(50°程度→60°)。 ・"岩片～短柱状"との記載については，"コア形状"欄で示しているため反映させず。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・正しい傾斜の反映漏れ(60°→50°程度)。 ・"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。	変更なし
140	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒～細片化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細粒～細片化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	－
141	－	－	・割れ目の発達を伴う岩盤の劣化を記載。 ・変質の程度を記載。	・割れ目の発達を伴う岩盤の劣化については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－

H24-B11-1

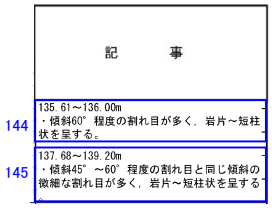
設置許可申請書案



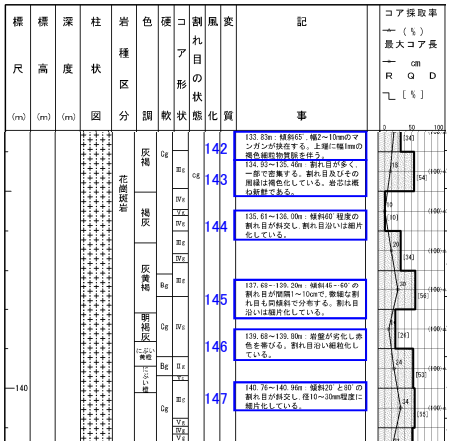
設置許可申請書
（平成27年11月）



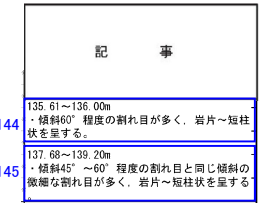
審査資料
（平成29年12月22日）



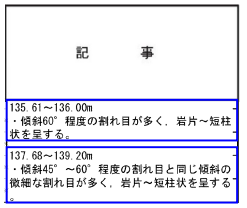
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



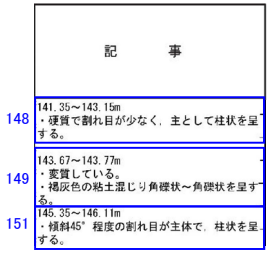
審査資料
（令和2年2月7日）



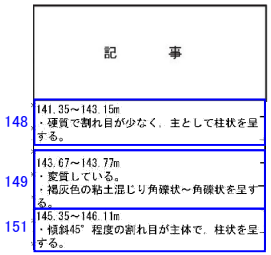
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
142	―	―	・マンガンを記載。 ・細粒物質脈を記載。	・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。 ・一部に細粒物質脈が挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
143	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	―
144	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。 ・割れ目沿いの細片化の記載については，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
145	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"コア形状"欄に基づき岩片～短柱状と記載。 ・割れ目沿いの細片化の記載については，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
146	―	―	・色調を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒化)。	・割れ目沿いで細粒化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
147	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いで細片化するが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	―

H24-B11-1

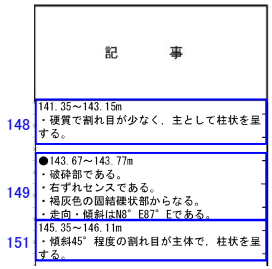
設置許可申請書案



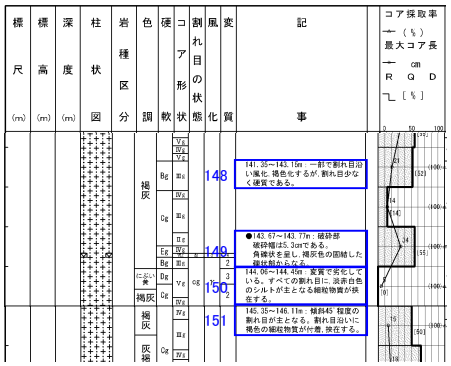
設置許可申請書
（平成27年11月）



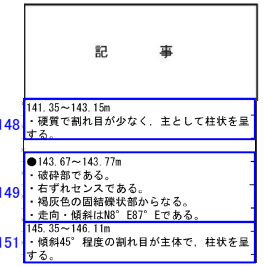
審査資料
（平成29年12月22日）



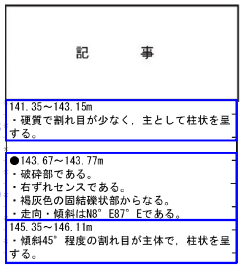
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
148	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの風化，褐色化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき柱状と追記。 ・割れ目沿いの風化，変色については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
149	変更なし	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-24頁)。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
150	ー	ー	・変質を伴う劣化を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	・劣化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部に細粒物質を挟在するが，系統的でなく連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	ー
151	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき柱状と記載。 ・細粒物質を挟在するが，幅狭く，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

H24-B11-1

設置許可申請書案

記　事

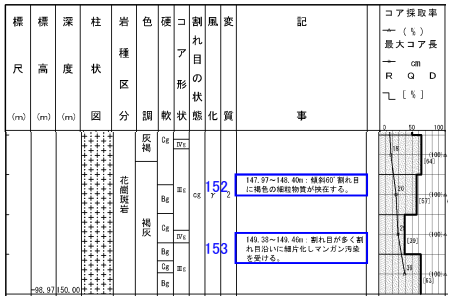
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

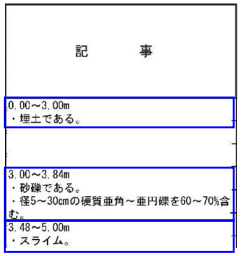
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
152	―	―	・割れ目について記載(割れ目沿いの細粒物質の挟在)。	・割れ目沿いに白色の細粒物質を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
153	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，マンガン汚染)。	・割れ目の発達の程度は，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いで細片化するが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いのマンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	―

H24-B8-21

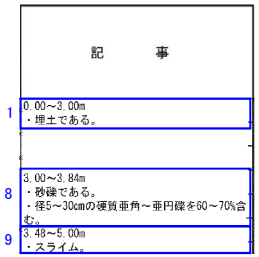
余白

H24-B8-21

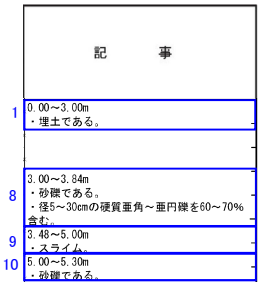
設置許可申請書案



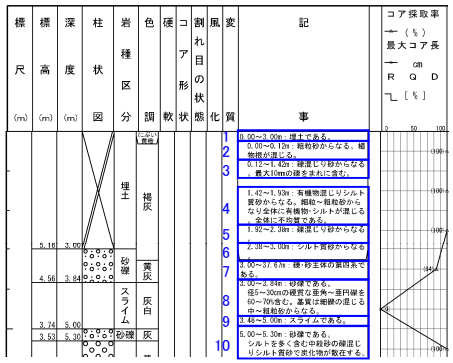
設置許可申請書
（平成27年11月）



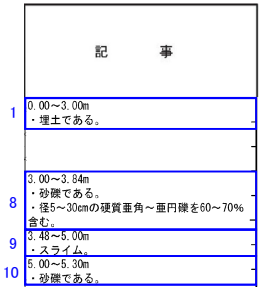
審査資料
（平成29年12月22日）



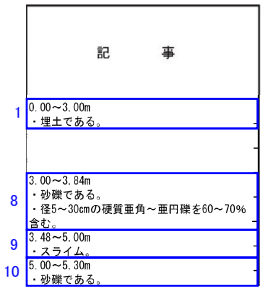
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



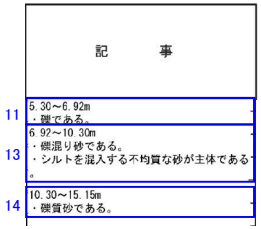
審査資料
（令和2年2月7日）



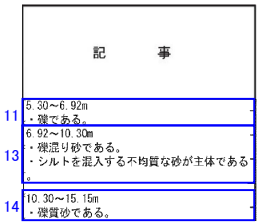
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～6	変更なし	変更なし	・埋土の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は追記せず。	変更なし
7	—	—	・堆積物区間について土質構成や年代を一括記載。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	—
8	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・基質については，当該区間を構成する目立つ粒子ではないため追記せず。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
10	—	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，基質については追記せず。	変更なし

H24-B8-21

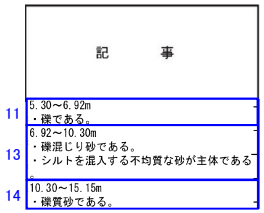
設置許可申請書案



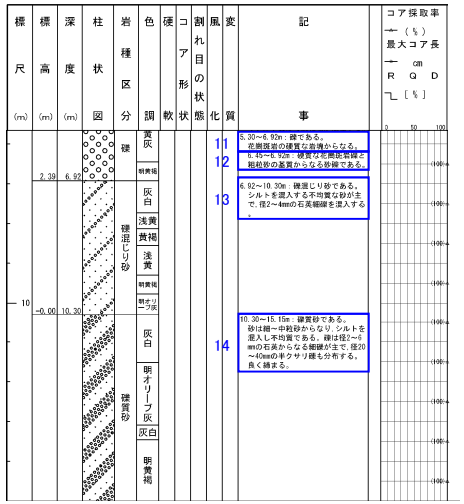
設置許可申請書
（平成27年11月）



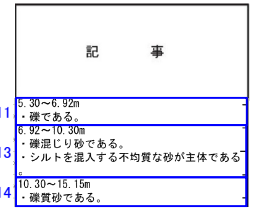
審査資料
（平成29年12月22日）



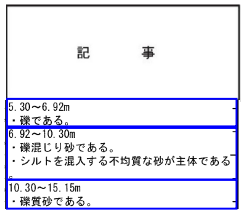
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



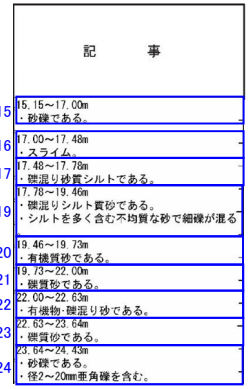
審査資料
（令和2年2月7日）



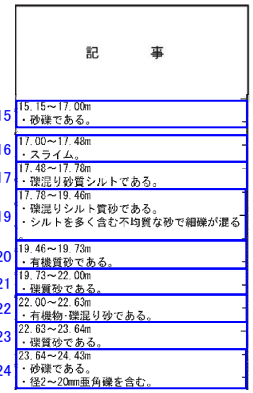
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,12	変更なし	変更なし	・礫の区間深度とその細分，礫種を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や区間の細分については追記せず。	変更なし
13	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・礫については，当該区間を構成する主体的な粒子ではないため追記せず。	変更なし
14	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については追記せず。	変更なし

H24-B8-21

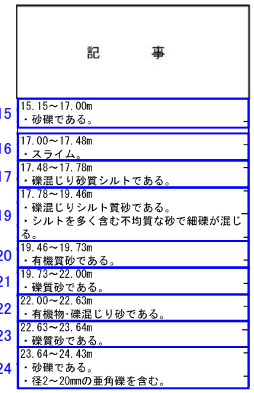
設置許可申請書案



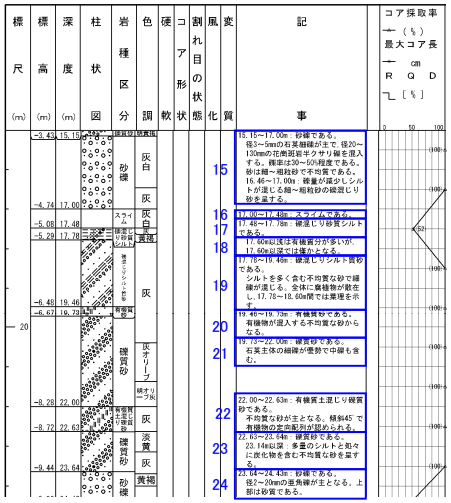
設置許可申請書
（平成27年11月）



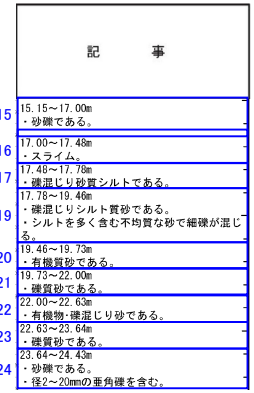
審査資料
（平成29年12月22日）



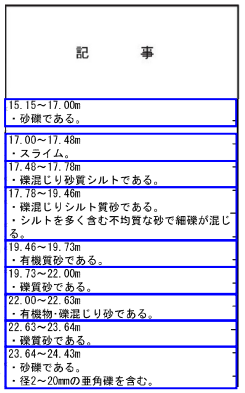
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



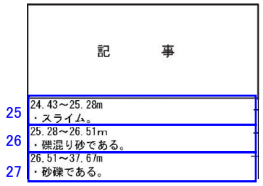
審査資料
（令和2年2月7日）



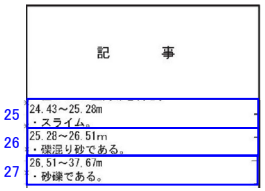
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分，構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため礫種，粒度，区間の細分については追記せず。	変更なし
16	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
17,18	変更なし	変更なし	・礫混じり砂質シルトの区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため区間の細分については追記せず。	変更なし
19	変更なし	変更なし	・礫混じりシルト質砂の区間深度とその構成粒子，堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・堆積構造については，コア写真で表示することとして追記せず。	変更なし
20	変更なし	変更なし	・有機質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，淘汰度については追記せず。	変更なし
21	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，粒度については追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・有機質土混じり礫質砂の区間深度とその構成粒子，堆積構造を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，淘汰度や堆積構造については追記せず。	変更なし
23	変更なし	変更なし	・礫質砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については追記せず。	変更なし
24	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその構成粒子を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・上部の礫質区間については，境界が不明瞭であるため追記せず。	変更なし

H24-B8-21

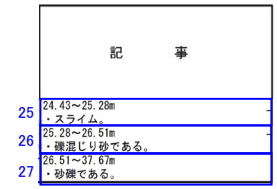
設置許可申請書案



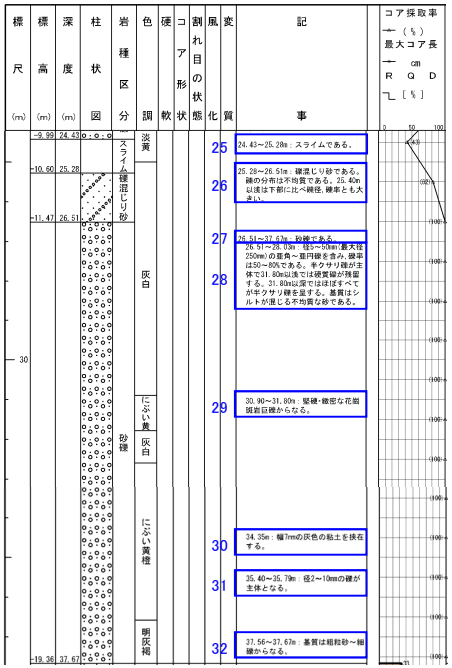
設置許可申請書（平成27年11月）



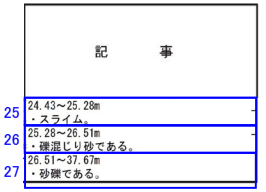
審査資料（平成29年12月22日）



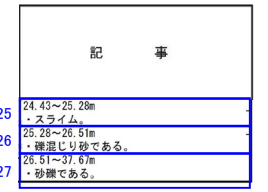
委託報告書（平成30年）



審査資料（平成30年11月30日）



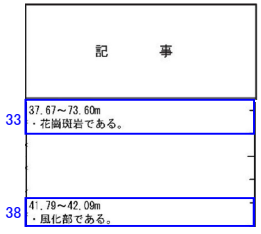
審査資料（令和2年2月7日）



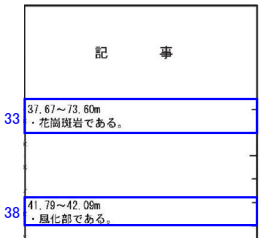
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	変更なし	変更なし	・スライムの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
26	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため区間の細分については追記せず。	変更なし
27～32	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度とその細分を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため区間の細分については追記せず。	変更なし

H24-B8-21

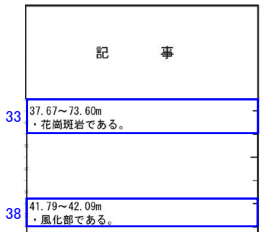
設置許可申請書案



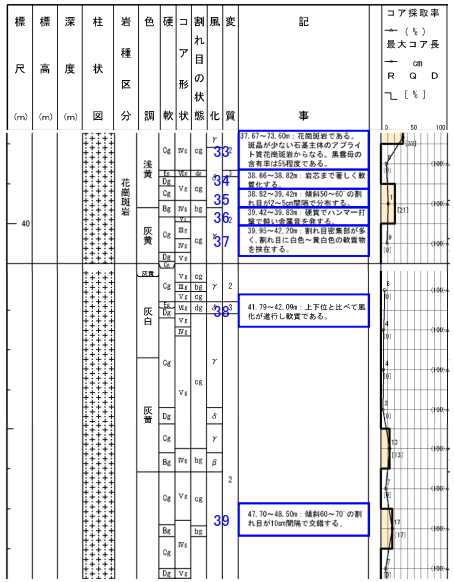
設置許可申請書
（平成27年11月）



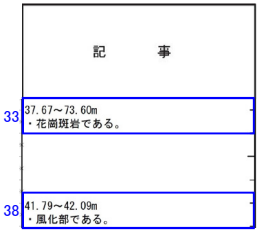
審査資料
（平成29年12月22日）



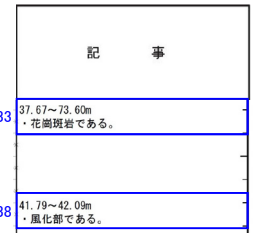
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の石基及び斑晶の種類，粒径等を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
34	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
35	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
36	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
37	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(軟質物の挟在)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に軟質物を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
38	変更なし	変更なし	・硬軟の分布状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき風化部と記載。	変更なし
39	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　事

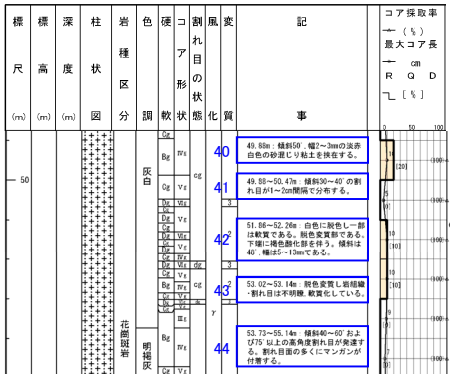
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	—	—	・割れ目について記載(砂混じり粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
41	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
42,43	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。	・軟質化しているが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
44	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　　事

50　66.34～67.37m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記　　事

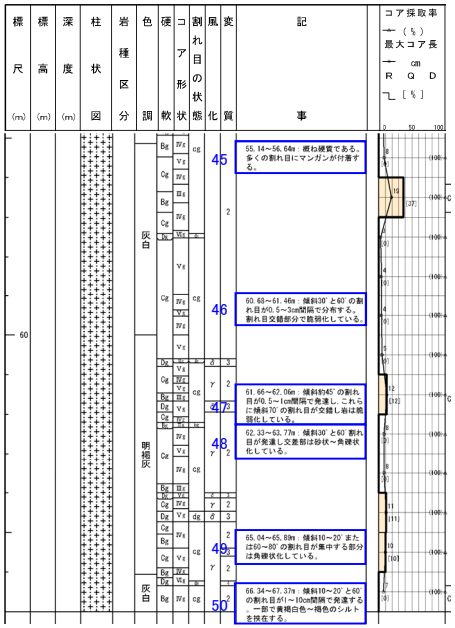
50　66.34～67.37m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　　事

50　66.34～67.37m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

委託報告書
（平成30年）



50　66.34～67.37m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　　事

50　66.34～67.37m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

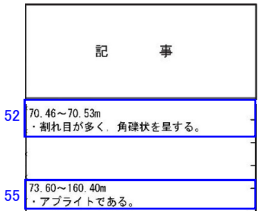
記　　事

50　66.34～67.37m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

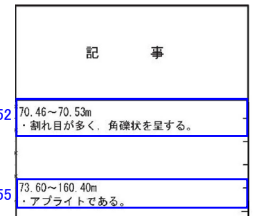
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
45	—	—	・硬軟を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・硬軟については，良好な岩盤からなる区間内における相対的なものであるため追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	—
46～49	—	—	・割れ目の発達や脆弱性の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの砂状化)。	・割れ目の発達や脆弱性の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
50	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(シルトの挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目にシルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし

H24-B8-21

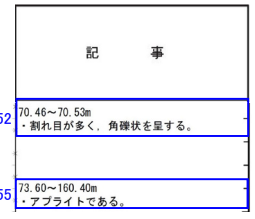
設置許可申請書案



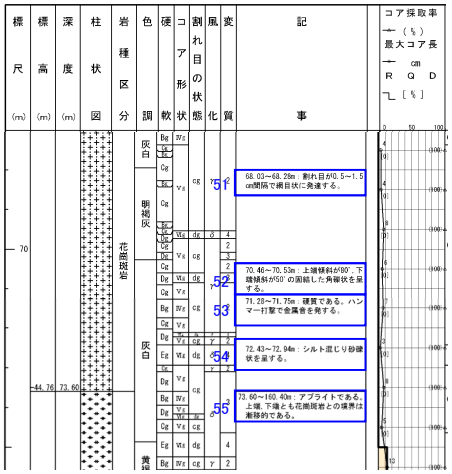
設置許可申請書
（平成27年11月）



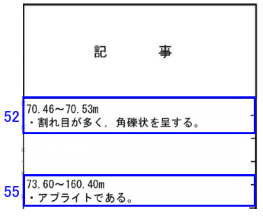
審査資料
（平成29年12月22日）



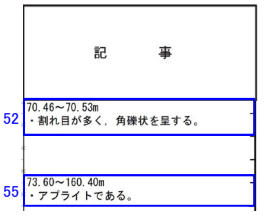
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



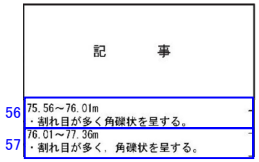
審査資料
（令和2年2月7日）



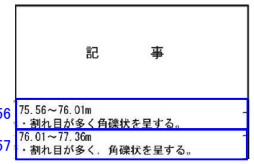
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
52	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(固結した角礫状)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の傾斜については，ばらつきがあるため追記せず。 ・劣化部の固結の程度については，ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため追記せず。	変更なし
53	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
54	—	—	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	・硬軟及び割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
55	変更なし	変更なし	・アプライトの区間深度，境界の明瞭さを記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の明瞭さについては，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H24-B8-21

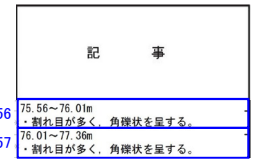
設置許可申請書案



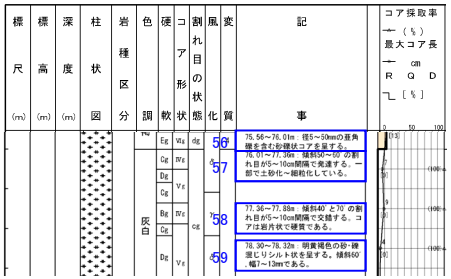
設置許可申請書
（平成27年11月）



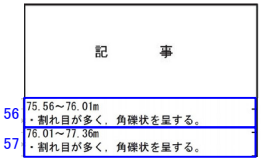
審査資料
（平成29年12月22日）



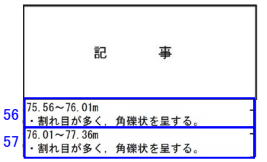
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



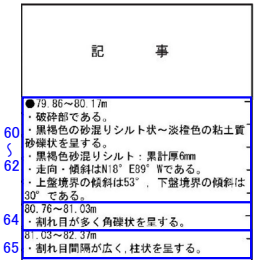
審査資料
（令和2年2月7日）



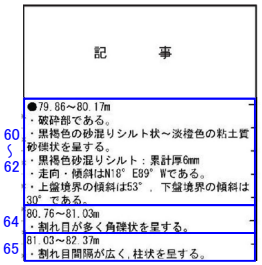
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56	変更なし	変更なし	・砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・砂礫状については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
57	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(土砂化～細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・部分的な土砂化～細粒化については，直線性に乏しく，同系統の劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
58	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
59	—	—	・砂・礫混じりシルト状の区間を記載。	・砂・礫混じりシルト状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-21

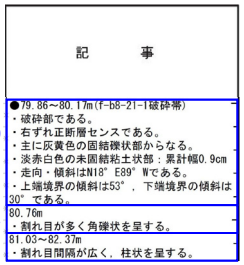
設置許可申請書案



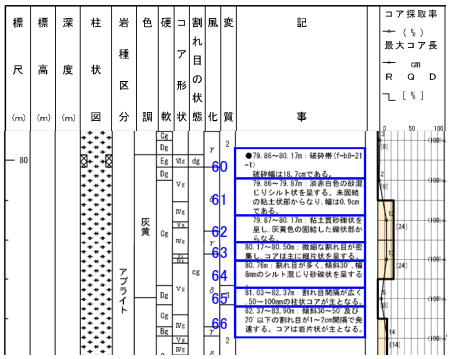
設置許可申請書
（平成27年11月）



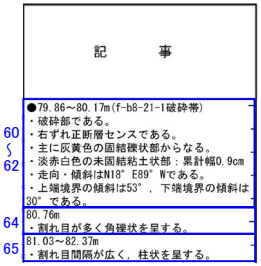
審査資料
（平成29年12月22日）



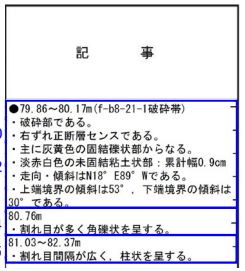
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



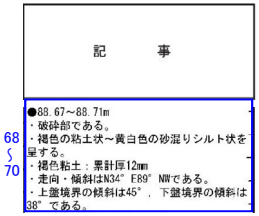
審査資料
（令和2年2月7日）



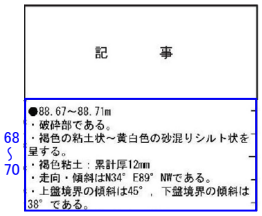
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60～62	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
63	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
64	変更なし	(誤記)80.76～81.03mと書くべきところを誤って80.76mと記載。	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルト混じり砂礫状については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
65	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし
66	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B8-21

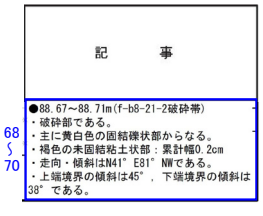
設置許可申請書案



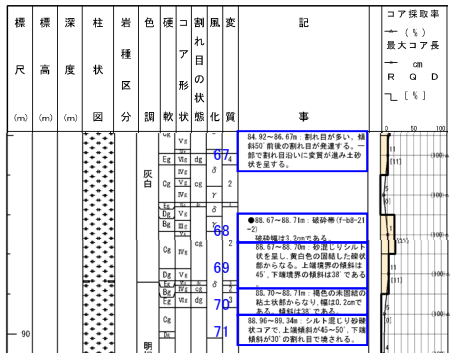
設置許可申請書
（平成27年11月）



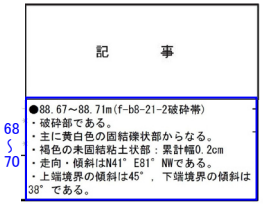
審査資料
（平成29年12月22日）



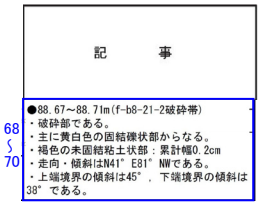
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



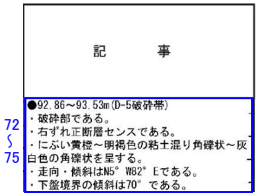
審査資料
（令和2年2月7日）



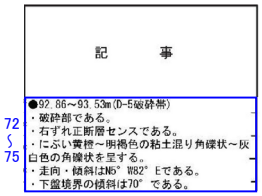
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(一部土砂状)。	・割れ目については，掘削時の機械割れと判断し追記せず。 ・土砂状については，表層の細粒分が割れ目を充填したものと判断し削除。	—
68～70	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正 (N34° E89° W→N41° E81° W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
71	—	—	・シルト混じり砂礫状の区間を記載。	・砂礫状については，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-21

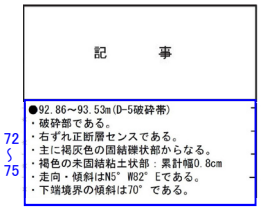
設置許可申請書案



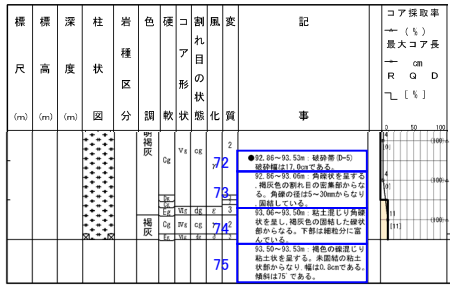
設置許可申請書
（平成27年11月）



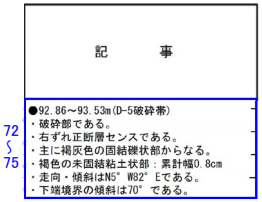
審査資料
（平成29年12月22日）



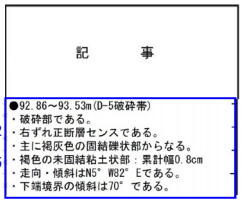
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



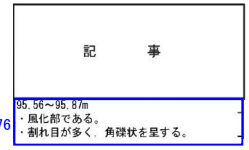
審査資料
（令和2年2月7日）



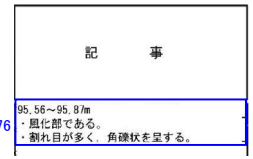
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
72～75	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。 ・下端境界の見かけ傾斜について，70° と書くべきところを誤って75° と記載。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。	変更なし

H24-B8-21

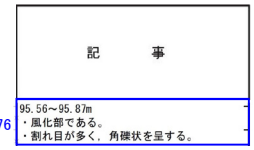
設置許可申請書案



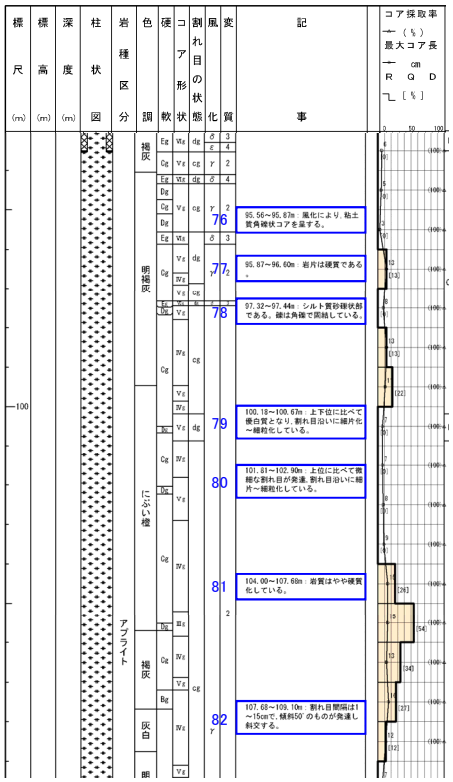
設置許可申請書
（平成27年11月）



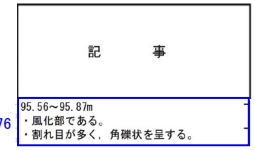
審査資料
（平成29年12月22日）



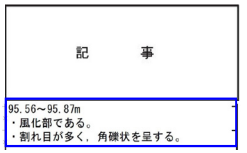
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
76	変更なし	変更なし	・粘土質角礫状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき風化部と記載。 ・粘土質については，当該区間内に不均質に含まれるものであるため追記せず。	変更なし
77	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
78	—	—	・シルト質砂礫状の区間を記載。	・砂礫状を呈するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
79,80	—	—	・割れ目について記載(細片化～細粒化)。	・細片化～細粒化しているが，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	—
81	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
82	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　事

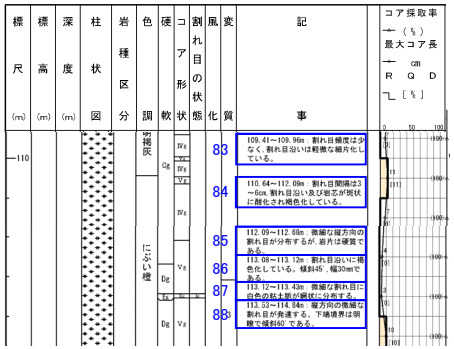
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
84	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。 ・褐色化について記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。	―
85	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
86	―	―	・割れ目について記載(褐色化)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	―
87	―	―	・割れ目について記載(粘土脈)。	・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから追記せず。	―
88	―	―	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　事

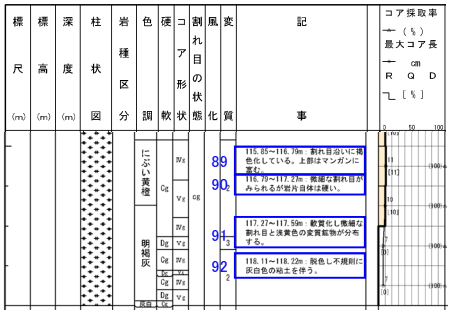
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

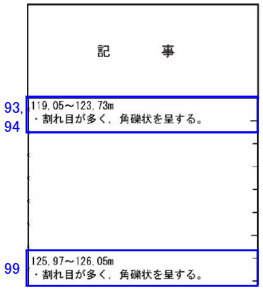
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

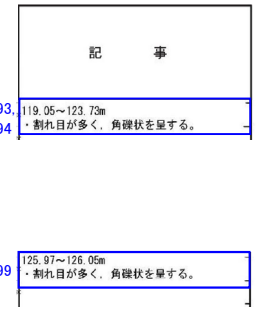
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
89	—	—	・割れ目について記載(褐色化)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
90	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
91	—	—	・軟質化，変質鉱物を記載。	・硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
92	—	—	・粘土の記載。	・一部で粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-21

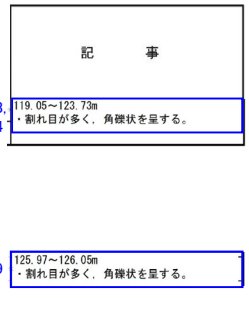
設置許可申請書案



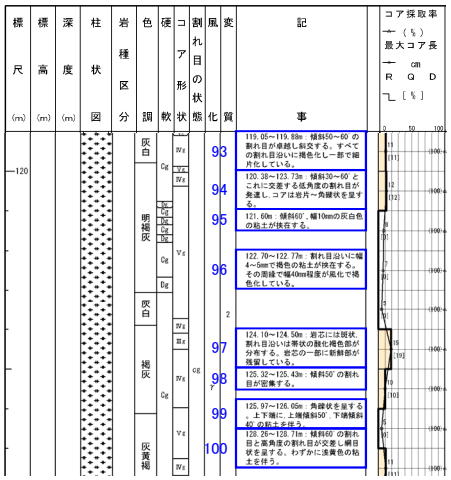
設置許可申請書
（平成27年11月）



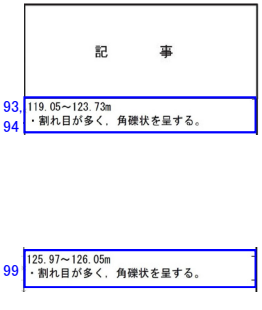
審査資料
（平成29年12月22日）



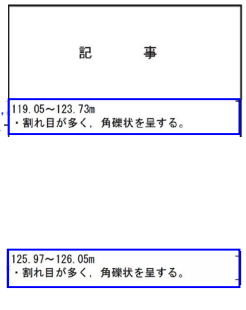
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



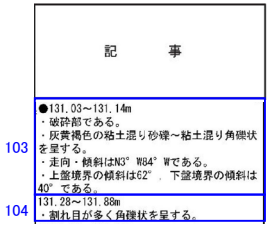
審査資料
（令和2年2月7日）



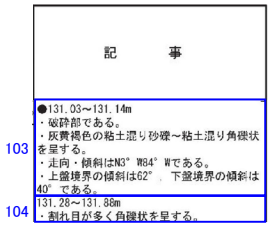
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93,94	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部割れ目沿いで細片化しているが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
95	—	—	・粘土の挟在を記載。	・割れ目に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
96	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの粘土の挟在，褐色化)。	・割れ目に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—
97	—	—	・褐色化を記載。	・色調については，補足的なものであるため追記せず。	—
98	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
99	変更なし	変更なし	・角礫状の区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目に挟在する粘土については，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	変更なし
100	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—

H24-B8-21

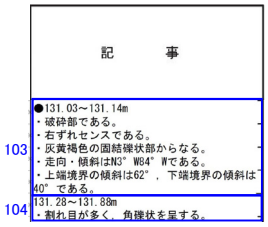
設置許可申請書案



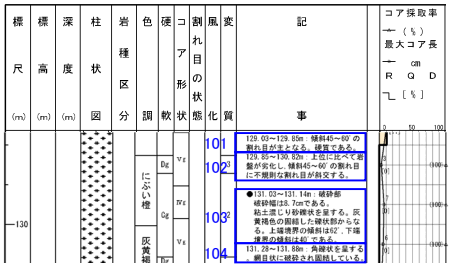
設置許可申請書
（平成27年11月）



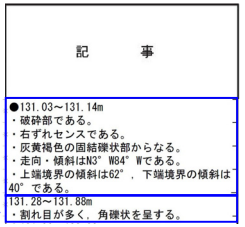
審査資料
（平成29年12月22日）



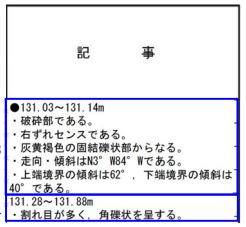
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



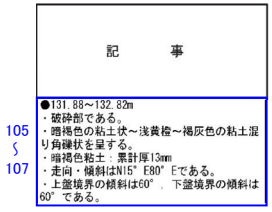
審査資料
（令和2年2月7日）



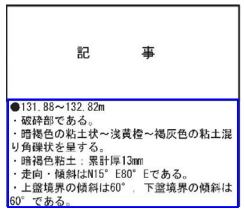
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
102	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
103	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	・破砕幅を記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
104	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(角礫状)。 ・網目状の破砕を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・網目状の破砕については，当該区間に系統的な網目がないことから追記せず。	変更なし

H24-B8-21

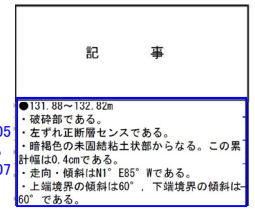
設置許可申請書案



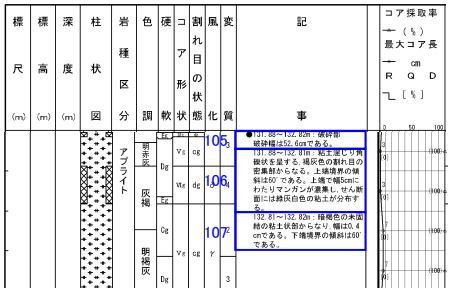
設置許可申請書
（平成27年11月）



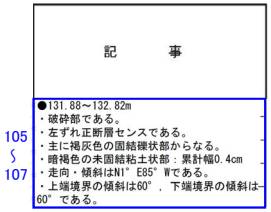
審査資料
（平成29年12月22日）



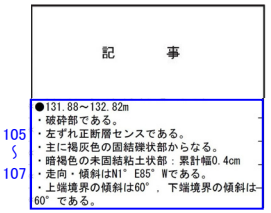
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



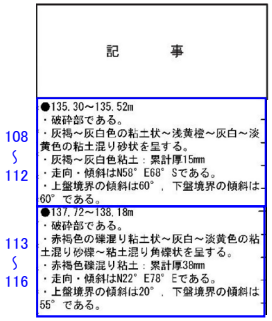
審査資料
（令和2年2月7日）



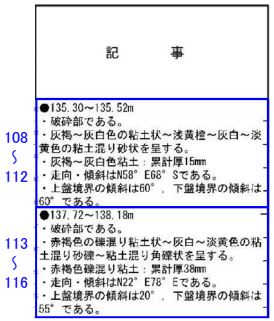
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
105～107	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正 (N15° E80° E→N1° E85° W)	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・上端にマンガンが濃集するとの記載については，補足的なものであるため追記せず。 ・上端のせん断面に粘土が分布するが，粘土の幅の膨縮が著しく，直線性に乏しいことから，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・誤記修正(″主に褐灰色の固結礫状部からなる。″と記載。)。	変更なし

H24-B8-21

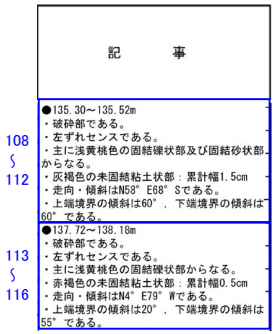
設置許可申請書案



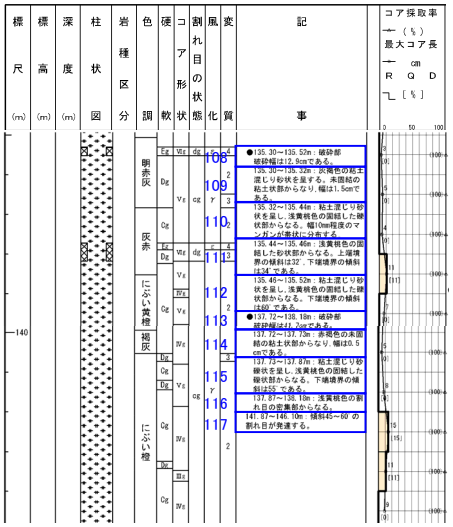
設置許可申請書
（平成27年11月）



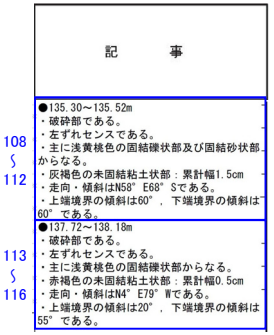
審査資料
（平成29年12月22日）



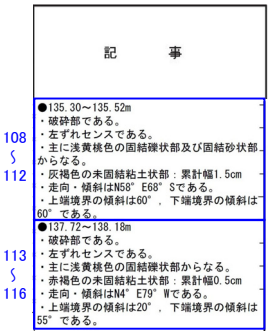
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108～112	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の各性状間の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・"マンガンが帯状に分布する"との記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
113～116	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・誤記修正(N22° E78° E→N4° E79° W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の各性状間の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
117	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　事

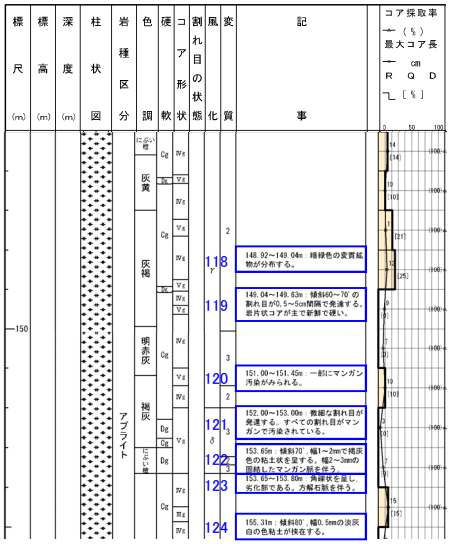
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

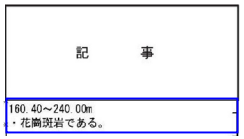
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
118	—	—	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
119	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
120	—	—	・マンガン汚染を記載。	・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	—
121	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・マンガン汚染を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため追記せず。	—
122,123	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・粘土の挟在を記載。 ・方解石脈を記載。 ・マンガン脈を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目に粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・マンガン脈や方解石脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
124	—	—	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・割れ目に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案



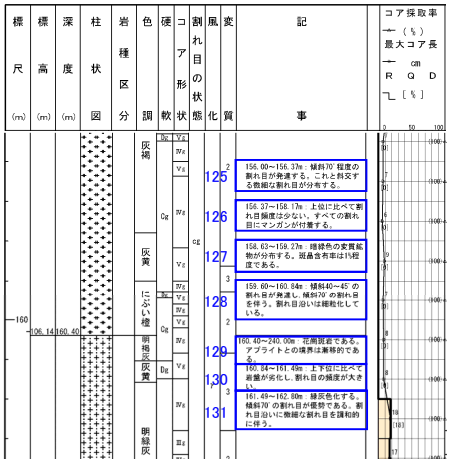
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



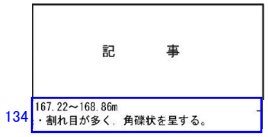
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
125	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
126	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(マンガン汚染)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	—
127	—	—	・変質鉱物や斑晶の量を記載。	・鉱物の晶出や斑晶の量については，補足的なものであるため追記せず。	—
128	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(細粒化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いに一部細粒化しているが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
129	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の深度区間，境界の状況を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・境界の明瞭さについては，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
130	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
131	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・色調を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-21

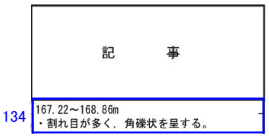
設置許可申請書案



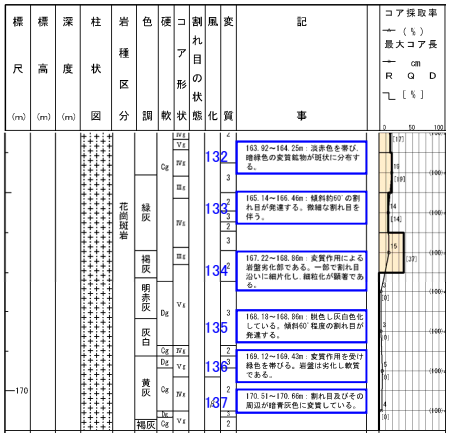
設置許可申請書
（平成27年11月）



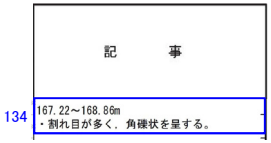
審査資料
（平成29年12月22日）



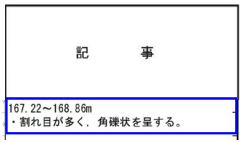
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
132	—	—	・色調や変質鉱物を記載。	・色調や鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
133	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
134	変更なし	変更なし	・劣化部を記載。 ・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化，細粒化)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・一部で細片化，細粒化しているが，連続性に乏しいことから追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
135	—	—	・色調を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	・色調については，補足的なものであるため追記せず。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
136	—	—	・色調を記載。 ・硬軟を記載。	・色調については，補足的なものであるため追記せず。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
137	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色)。	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　事

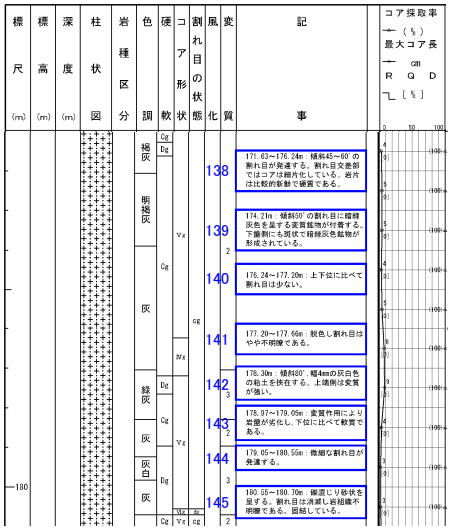
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

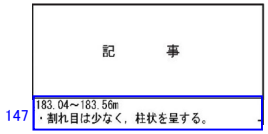
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

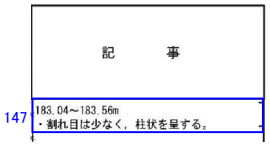
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
138	—	—	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(細片化)。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で割れ目沿いに細片化しているが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
139	—	—	・割れ目について記載(鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの鉱物晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
140	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
141	—	—	・脱色した割れ目について記載(不明瞭)。	・割れ目については，補足的なものであるため追記せず。	—
142	—	—	・粘土の挟在を記載。	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
143	—	—	・変質を伴う軟質化を記載。	・軟質化しているが，連続性に乏しく，周囲の割れ目と差異が認められないため追記せず。	—
144	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
145	—	—	・礫混じり砂状の区間を記載。	・礫混じり砂状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-21

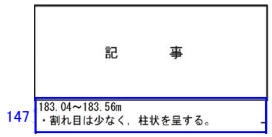
設置許可申請書案



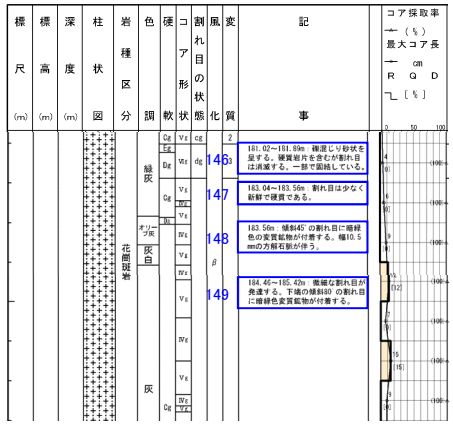
設置許可申請書
（平成27年11月）



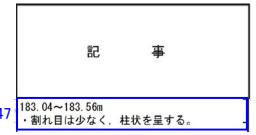
審査資料
（平成29年12月22日）



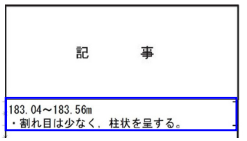
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
146	—	—	・礫混じり砂状の区間を記載。	・礫混じり砂状を呈するが，挟在物が幅狭く，直線性に乏しいことから追記せず。	—
147	変更なし	変更なし	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・硬軟や割れ目の発達については，岩級区分で示しているため追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき柱状と記載。	変更なし
148	—	—	・割れ目について記載(変質鉱物の付着，方解石脈)。	・割れ目沿いの鉱物の晶出や鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
149	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(変質鉱物の付着)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　事

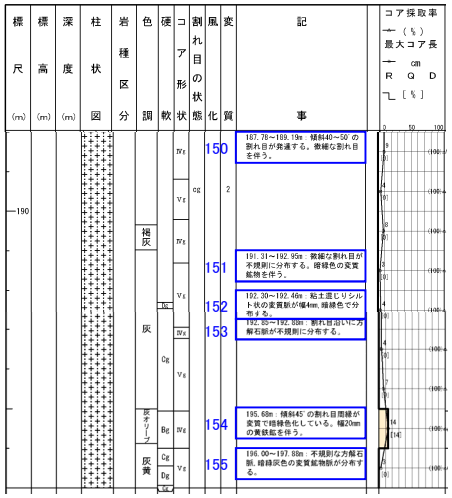
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

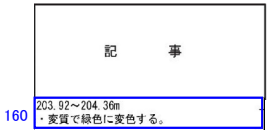
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

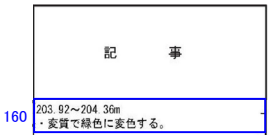
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
150	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
151	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(変質鉱物の付着)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
152	—	—	・粘土混じりシルト状の変質脈を記載。	・粘土混じりシルト状の変質脈が分布するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
153	—	—	・方解石脈を記載。	・方解石脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
154	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの変色，鉱物の晶出)。	・割れ目沿いの変色や鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
155	—	—	・方解石脈，変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-21

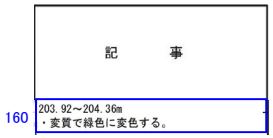
設置許可申請書案



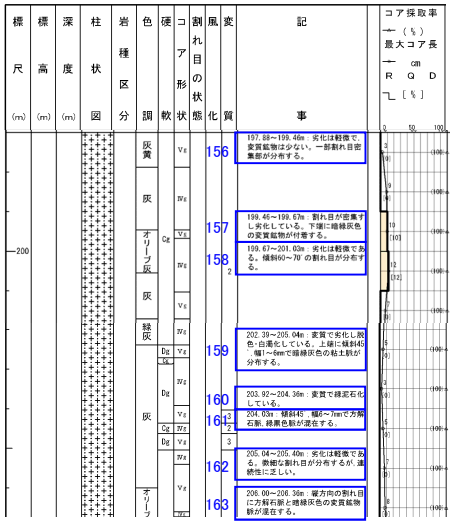
設置許可申請書
（平成27年11月）



審査資料
（平成29年12月22日）



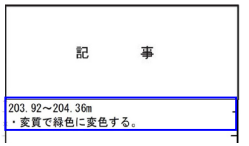
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



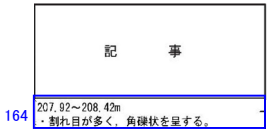
審査資料
（令和2年2月7日）



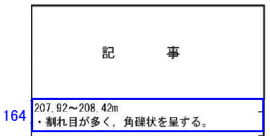
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
156, 157	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・変質鉱物を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
158	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
159	—	—	・変質を伴う劣化を記載。 ・粘土脈を記載。	・劣化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
160	変更なし	変更なし	・緑泥石化を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・表現の見直し(緑泥石化→緑色に変色)。	変更なし
161	—	—	・方解石脈，変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
162	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
163	—	—	・方解石脈，変質鉱物脈を記載。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—

H24-B8-21

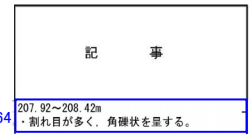
設置許可申請書案



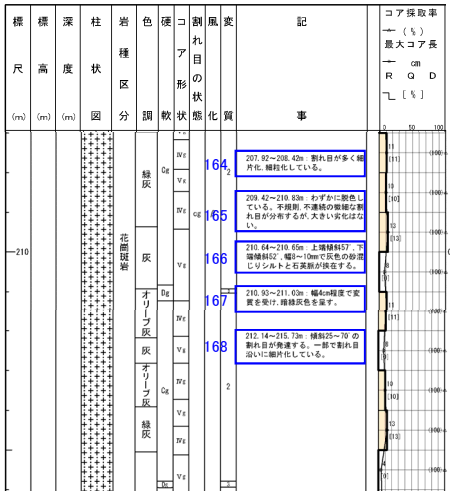
設置許可申請書
（平成27年11月）



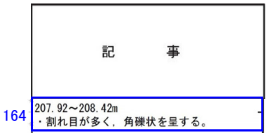
審査資料
（平成29年12月22日）



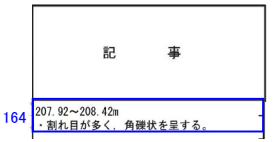
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
164	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・細片化，細粒化については，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
165	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
166	—	—	・砂混じりシルトの挟在を記載。 ・石英脈の挟在を記載。	・砂混じりシルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
167	—	—	・色調を記載。	・色調については，補足的なものであるため追記せず。	—
168	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(細片化)。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・細片化しているが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-21

設置許可申請書案

記　事

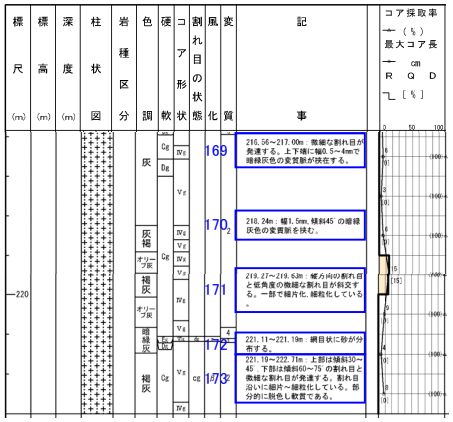
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

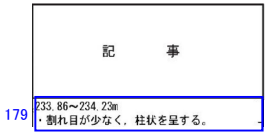
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

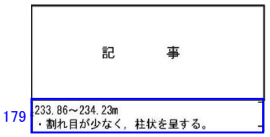
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
169	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・変質脈の挟在を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・変質脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
170	—	—	・変質脈の挟在を記載。	・変質脈については，補足的なものであるため追記せず。	—
171	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片化，細粒化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—
172	—	—	・網目状の砂の挟在を記載。	・砂を挟在するが，連続性に乏しいことから追記せず。	—
173	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。 ・部分的な軟質化を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。 ・一部で細片～細粒化を伴い軟質化しているが，挟在物の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	—

H24-B8-21

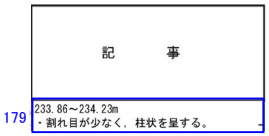
設置許可申請書案



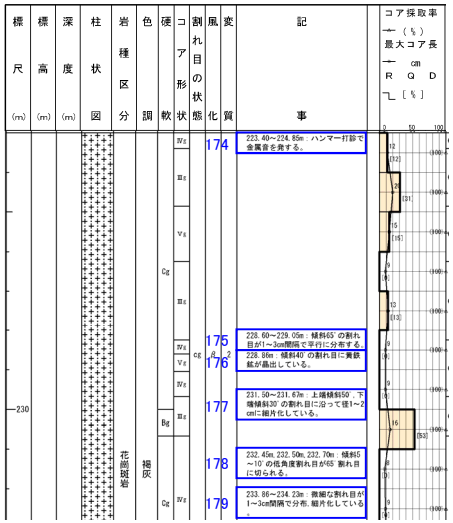
設置許可申請書
（平成27年11月）



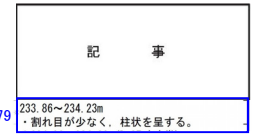
審査資料
（平成29年12月22日）



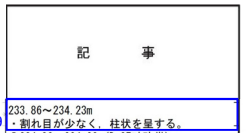
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



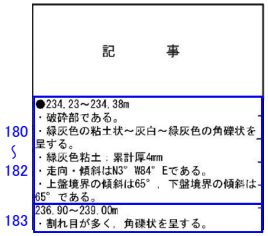
審査資料
（令和2年2月7日）



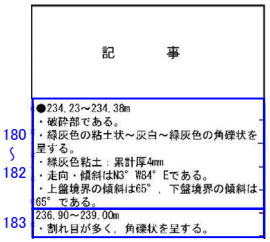
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
174	—	—	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	—
175	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—
176	—	—	・割れ目について記載(黄鉄鉱の晶出)。	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため追記せず。	—
177	—	—	・割れ目について記載(割れ目沿いの細片化)。	・細片化しているが，掘削時の機械割れと判断し追記せず。	—
178	—	—	・割れ目について記載(低角度割れ目が65°割れ目に切られる)。	・低角度割れ目を切る65°の割れ目が見られるが，低角度割れ目の変位がないため追記せず。	—
179	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	変更なし

H24-B8-21

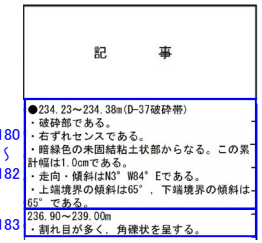
設置許可申請書案



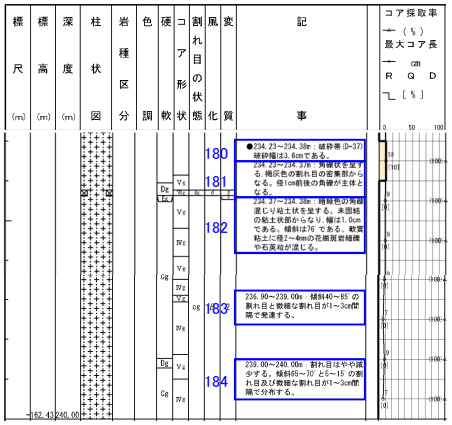
設置許可申請書
（平成27年11月）



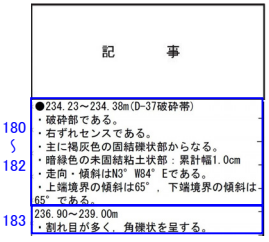
審査資料
（平成29年12月22日）



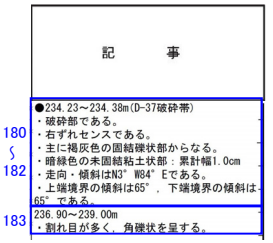
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



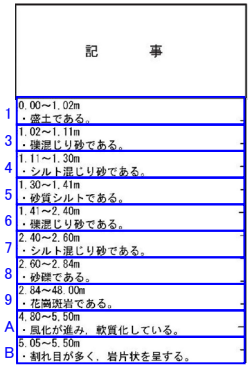
記事	申請書⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
180～182	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・誤記修正("主に褐灰色の固結礫状部からなる。"と記載)。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・"花崗斑岩細礫や石英粒が混じる"との記載については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
183	変更なし	変更なし	・割れ目の発達の程度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし
184	—	—	・割れ目の発達の程度を記載。	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	—

H27-D5-1

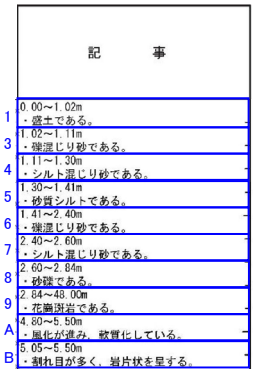
余白

H27-D5-1

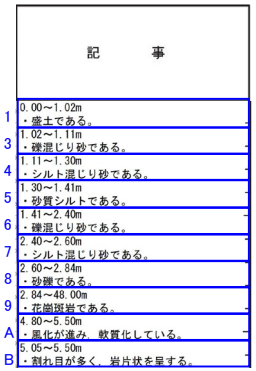
設置許可申請書案



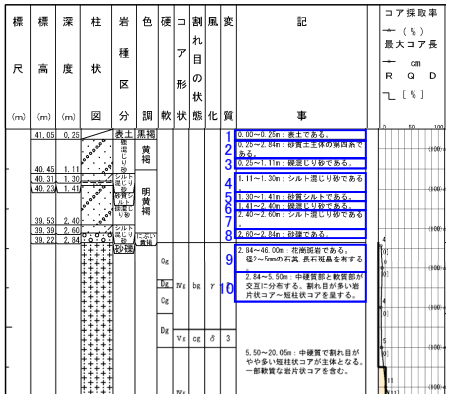
設置許可申請書
（平成27年11月）



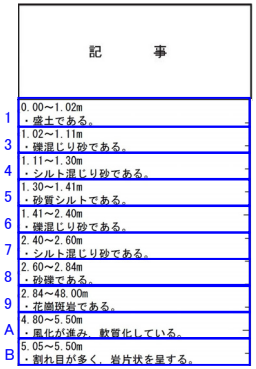
審査資料
（平成29年12月22日）



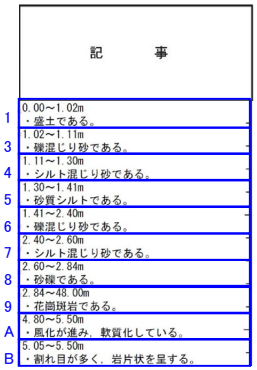
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



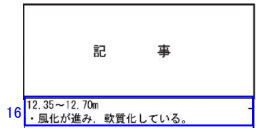
審査資料
（令和2年2月7日）



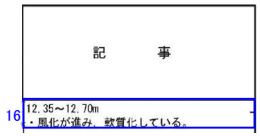
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	・表土の区間深度を記載。 ・古い観察結果を転記し，誤って"0.00～0.25m"と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・誤った深度のため反映せず。	変更なし
2	―	―	・堆積物区間について土質構成や年代をまとめ書き。	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしており，土質構成や年代に関するまとめ書きは追記せず。	―
3	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度を記載。 ・古い観察結果を転記し，誤って"0.25～1.11m"と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・誤った深度のため反映せず。	変更なし
4	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
5	変更なし	変更なし	・砂質シルトの区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
6	変更なし	変更なし	・礫混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
7	変更なし	変更なし	・シルト混じり砂の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
8	変更なし	変更なし	・砂礫の区間深度を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
9	変更なし	変更なし	・花崗斑岩区間の斑晶を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・余掘り分を含めて，48mまで記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	変更なし
A	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
B	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
10	―	―	・硬軟の分布状況及び割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟の分布状況や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―

H27-D5-1

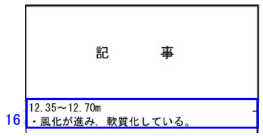
設置許可申請書案



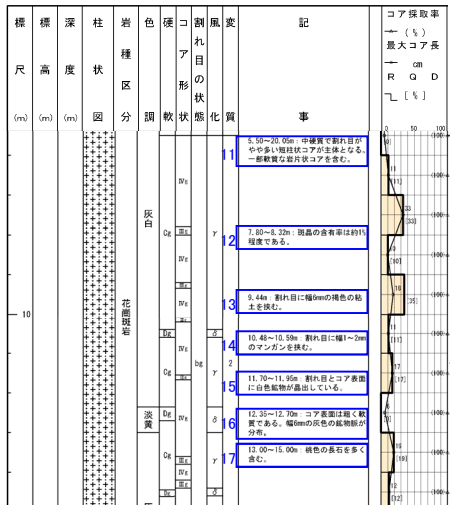
設置許可申請書
（平成27年11月）



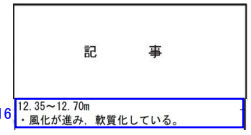
審査資料
（平成29年12月22日）



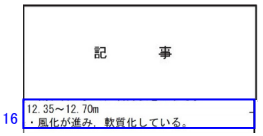
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



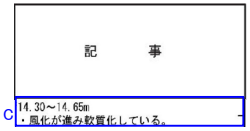
審査資料
（令和2年2月7日）



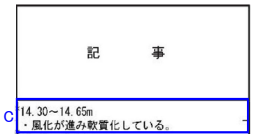
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
12	―	―	・花崗斑岩中の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	―
13	―	―	・割れ目について記載(粘土の挟在)。	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
14	―	―	・割れ目について記載(マンガンの挟在)。	・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	―
15	―	―	・鉱物の晶出を記載。	・鉱物の晶出については，補足的なものであるた追記せず。	―
16	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。 ・鉱物脈を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき"風化が進み"と記載。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
17	―	―	・花崗斑岩中の斑晶を記載。	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため追記せず。	―

H27-D5-1

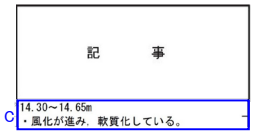
設置許可申請書案



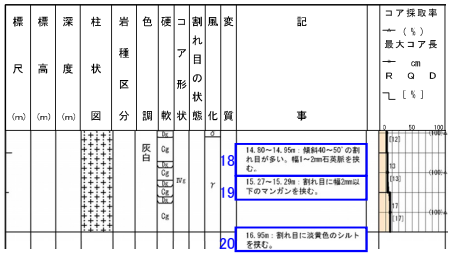
設置許可申請書
（平成27年11月）



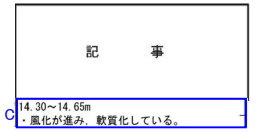
審査資料
（平成29年12月22日）



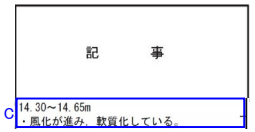
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



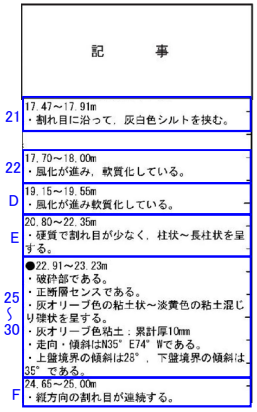
審査資料
（令和2年2月7日）



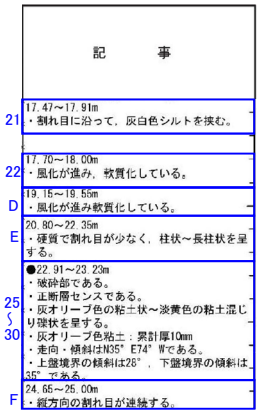
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
C	変更なし	変更なし	－	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
18	－	－	・割れ目の発達の程度を記載。 ・割れ目について記載(石英脈)。	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が見られないため追記せず。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	－
19	－	－	・割れ目について記載(マンガンの挟在)。	・マンガンについては，補足的なものであるため追記せず。	－
20	－	－	・割れ目について記載(シルトの挟在)。	・シルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	－

H27-D5-1

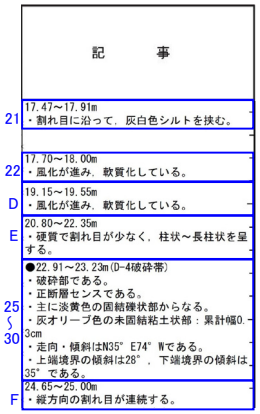
設置許可申請書案



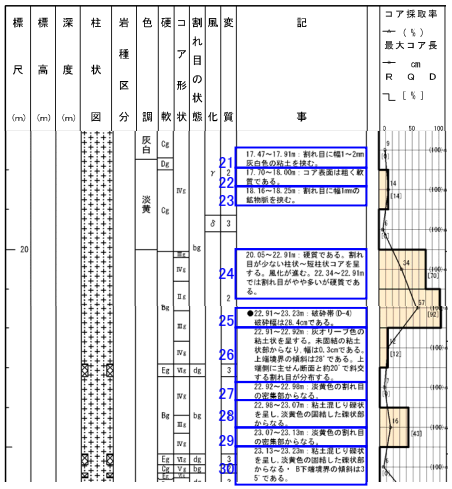
設置許可申請書
（平成27年11月）



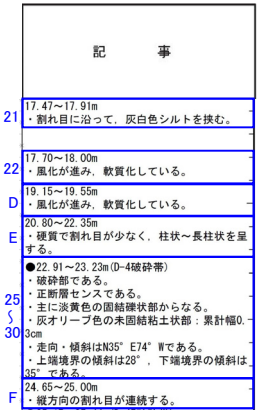
審査資料
（平成29年12月22日）



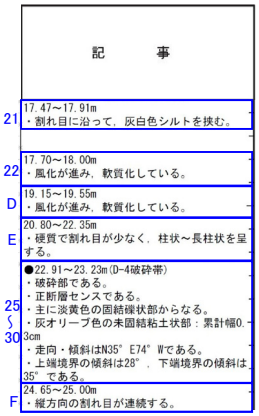
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



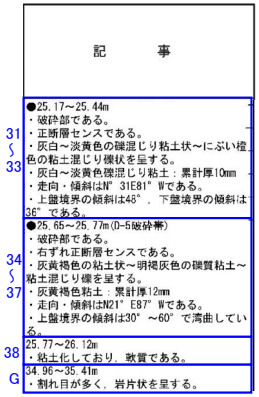
審査資料
（令和2年2月7日）



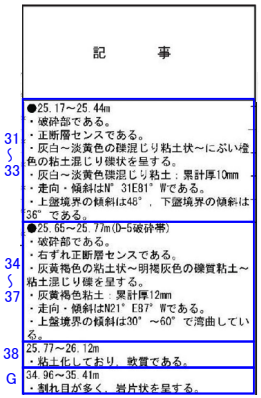
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	・割れ目について記載(粘土の挟在)。 ・シルトと書くべきところを誤って粘土と記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・シルトの幅については，ばらつきがあることから追記せず。	変更なし
22	変更なし	変更なし	・軟質な区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・"風化"欄に基づき"風化が進み"と記載。	変更なし
23	―	―	・割れ目について記載(鉱物脈)。	・鉱物脈については，補足的なものであるため追記せず。	―
D	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
24	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
E	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
25～30	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・"斜交する割れ目が分布する"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・"主せん断面"との記載については，最新活動面を示したものであり，性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし
F	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし

H27-D5-1

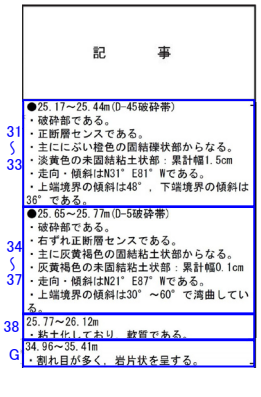
設置許可申請書案



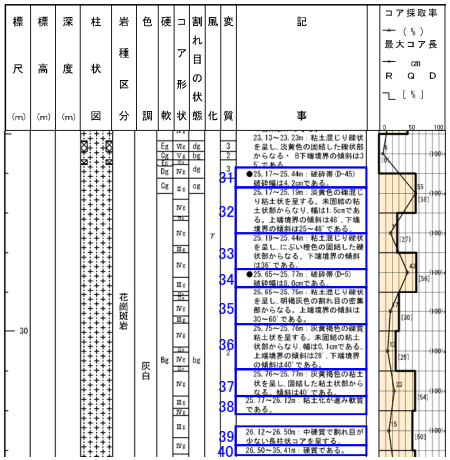
設置許可申請書
（平成27年11月）



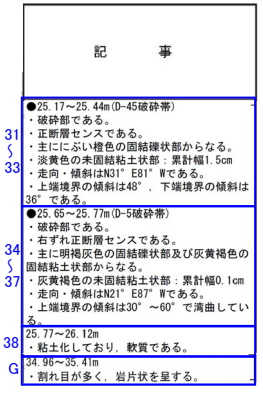
審査資料
（平成29年12月22日）



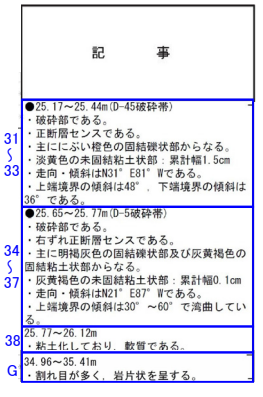
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



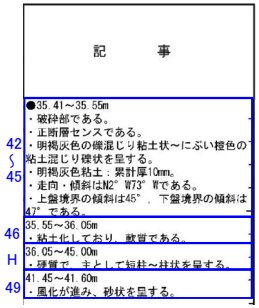
審査資料
（令和2年2月7日）



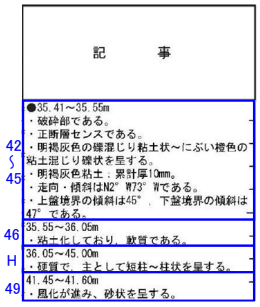
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31～33	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・記載の適正化(N°31E81°W→N31°E81°W)。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし
34～37	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・誤記修正(″主に灰黄褐色の固結粘土状部からなる″→″主に明褐灰色の固結礫状部及び灰黄褐色の固結粘土状部からなる″)。	変更なし
38	変更なし	変更なし	・軟質な粘土化区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・報告書と差異なし。	変更なし
G	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
39	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―
40	―	―	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	―

H27-D5-1

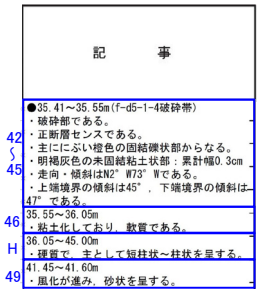
設置許可申請書案



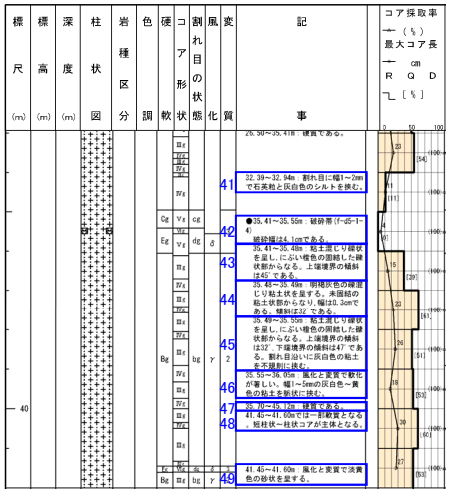
設置許可申請書
（平成27年11月）



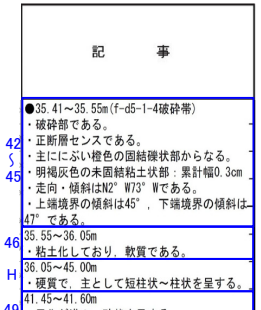
審査資料
（平成29年12月22日）



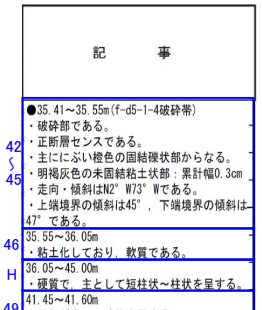
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



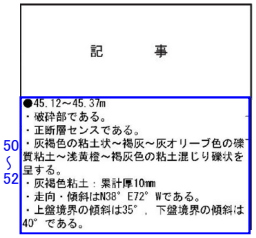
審査資料
（令和2年2月7日）



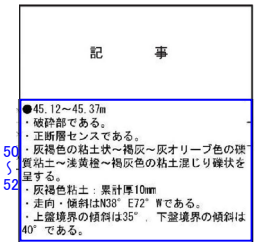
記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	―	―	・割れ目について記載(シルトの挟在，石英粒)。	・シルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから追記せず。	―
42～45	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分(固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ)を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため追記せず。 ・"割れ目沿いに灰白色の粘土を不規則に挟む"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし
46	変更なし	変更なし	・軟質な粘土状区間を記載。 ・割れ目について記載(粘土の挟在)。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・粘土の幅については，ばらつきがあるため追記せず。	変更なし
47	―	―	・硬軟を記載。	・硬軟については，岩級区分で示しているため追記せず。	―
48	―	―	・周囲に比べ軟質な区間を記載。 ・割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の発達の程度については，記事No.Hで別途示しているため削除。	―
H	変更なし	変更なし	―	審査資料(H29.12.22)と同様	変更なし
49	変更なし	変更なし	・風化と変質を伴う砂状の区間を記載。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・風化と熱水変質の両方を受けた区間について，風化による褐色化が顕著であることを踏まえ，風化部として追記。 ・色調については，補足的なものであるため追記せず。	変更なし

H27-D5-1

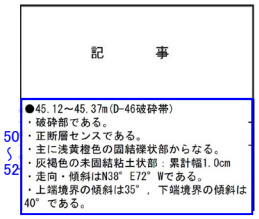
設置許可申請書案



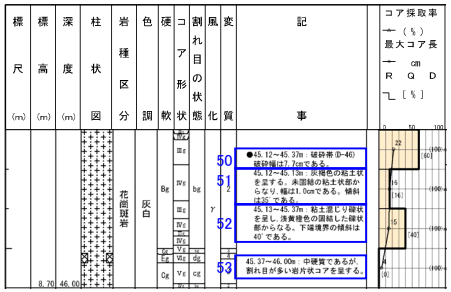
設置許可申請書
（平成27年11月）



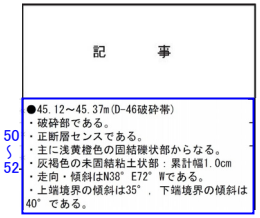
審査資料
（平成29年12月22日）



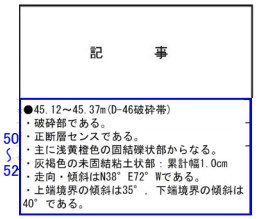
委託報告書
（平成30年）



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 報告書	報告書⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50～52	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・破砕幅を記載。 ・破砕部区間を性状毎に深度を分けて記載。 ・性状については，観察結果と審査資料での断層岩区分（固結・未固結と礫状・砂状・粘土状の組合せ）を併記。	審査資料(H29.12.22)と同様 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため追記せず。	変更なし
53	―	―	・硬軟や割れ目の発達の程度を記載。	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため追記せず。	―

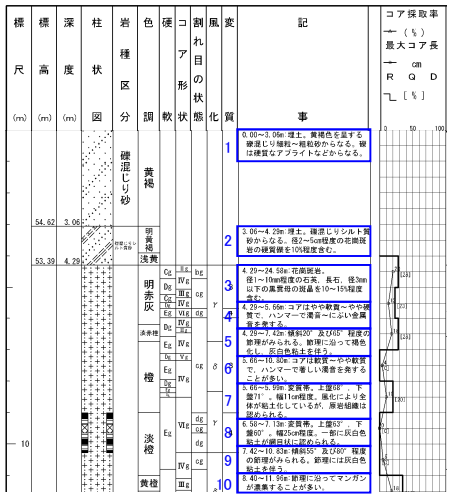
余白

H20-①-10

余白

H20-①-10

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
1	0.00～3.06m ・礫混じり砂である（埋土）。
2	3.06～4.29m ・礫混じりシルト質砂である（埋土）。
3	4.29～24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66～10.80m ・軟質化している。
7	5.66～5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58～7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は60°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
1	0.00～3.06m ・礫混じり砂である（埋土）。
2	3.06～4.29m ・礫混じりシルト質砂である（埋土）。
3	4.29～24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66～10.80m ・軟質化している。
7	5.66～5.99m ・変質し粘土化している。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は71°である。
8	6.58～7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は60°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
1	0.00～3.06m ・礫混じり砂である（埋土）。
2	3.06～4.29m ・礫混じりシルト質砂である（埋土）。
3	4.29～24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66～10.80m ・軟質化している。
7	5.66～5.99m ・変質し粘土化している。
8	6.58～7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
1	0.00～3.06m ・礫混じり砂である（埋土）。
2	3.06～4.29m ・礫混じりシルト質砂である（埋土）。
3	4.29～24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66～10.80m ・軟質化している。
7	5.66～5.99m ・変質し粘土化している。
8	6.58～7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

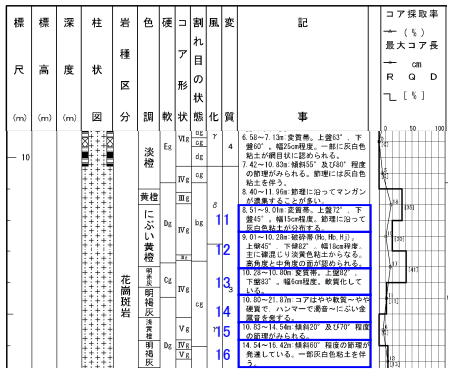
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
1	0.00～3.06m ・礫混じり砂である（埋土）。
2	3.06～4.29m ・礫混じりシルト質砂である（埋土）。
3	4.29～24.58m ・花崗斑岩である。
6	5.66～10.80m ・軟質化している。
7	5.66～5.99m ・変質し粘土化している。
8	6.58～7.13m ・変質している。 ・一部灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
2	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
5	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
6	・"硬軟"欄に基づき軟質化と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
7	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・風化の程度については，岩級区分で示しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―	―	―
10	・マンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―

H20-①-10

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
11	8.51～9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は45°である。
12	●9.01～10.28m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土～礫混じり粘土状～淡橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN1° W81° Wである。 ・上盤境界の傾斜は45°，下盤境界の傾斜は82°である。
13	10.28～10.80m ・変質し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は82°，下端境界の傾斜は83°である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
11	8.51～9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は45°である。
12	●9.01～10.28m ・破砕部である。 ・淡黄色の粘土～礫混じり粘土状～淡橙色の粘土混じり礫状を呈する。 ・走向・傾斜はN1° W81° Wである。 ・上盤境界の傾斜は45°，下盤境界の傾斜は82°である。
13	10.28～10.80m ・変質し軟質化している。 ・上端境界の傾斜は82°，下端境界の傾斜は83°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
11	8.51～9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
12	●9.01～10.28m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN1° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は85°である。
13	10.28～10.80m ・変質し軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
11	8.51～9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
12	●9.01～10.28m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN1° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は85°である。
13	10.28～10.80m ・変質し軟質化している。

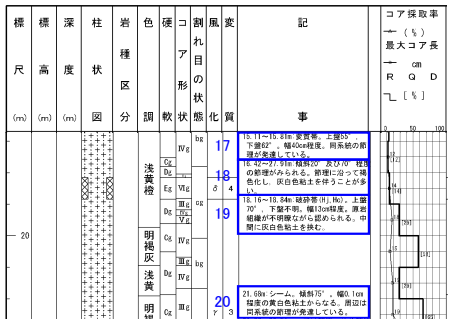
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
11	8.51～9.01m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
12	●9.01～10.28m(D-4破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淡黄色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・淡黄色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・走向・傾斜はN1° W81° Wである。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は85°である。
13	10.28～10.80m ・変質し軟質化している。

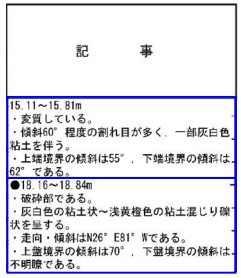
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～礫混じり粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・粘土混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき，淡橙色と記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"高角度と中角度の面が認められる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
13	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
15	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－	－	－
16	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－	－	－

H20-①-10

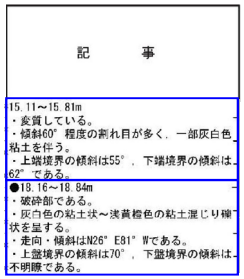
委託報告書
（平成20年）



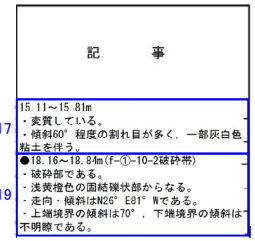
設置許可申請書案



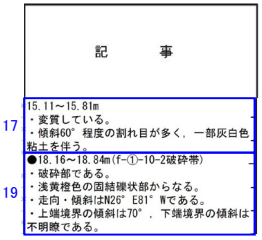
設置許可申請書
（平成27年11月）



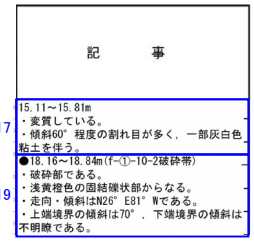
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



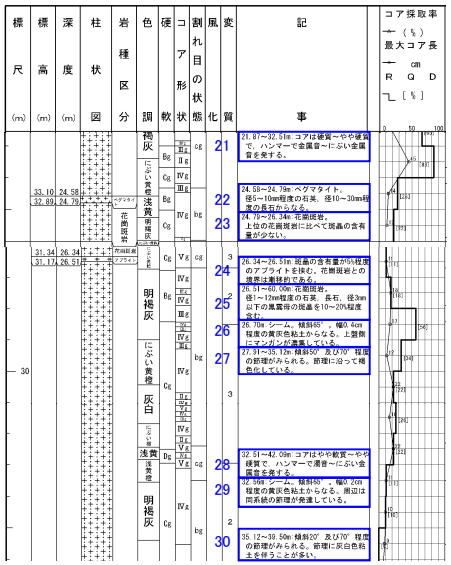
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・系統的な割れ目の配列が比較的明瞭であることから，割れ目の傾斜，割れ目沿いの粘土の挟在について追記。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については，個別に記載するためまとめ書きは削除。	―	―	―	―
19	・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・粘土混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき浅黄橙色と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし
20	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(資補足説明資料3　補足3-198頁)。	―	―	―	―

H20-①-10

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

記事	記事
22	24. 58～24. 79m ・ペグマタイトである。
23	24. 79～26. 34m ・花崗斑岩である。
24	26. 34～26. 51m ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
25	26. 51～60. 00m ・花崗斑岩である。
27	27. 91～35. 12m ・傾斜50°，70°程度の割れ目が分布する。
30	35. 12～39. 50m ・傾斜20°，70°程度の割れ目が多く，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を伴うことが多い。

設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事
22	24. 58～24. 79m ・ペグマタイトである。
23	24. 79～26. 34m ・花崗斑岩である。
24	26. 34～26. 51m ・アプライトである。 ・上端境界，下端境界は漸移的である。
25	26. 51～60. 00m ・花崗斑岩である。
27	27. 91～35. 12m ・傾斜50°，70°程度の割れ目が分布する。
30	35. 12～39. 50m ・傾斜20°，70°程度の割れ目が多く，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を伴うことが多い。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事
22	24. 58～24. 79m ・ペグマタイトである。
23	24. 79～26. 34m ・花崗斑岩である。
24	26. 34～26. 51m ・アプライトである。
25	26. 51～60. 00m ・花崗斑岩である。
27	27. 91～35. 12m ・傾斜50°，70°程度の割れ目が分布する。
30	35. 12～39. 50m ・傾斜20°，70°程度の割れ目が多く，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を伴うことが多い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
22	24. 58～24. 79m ・ペグマタイトである。
23	24. 79～26. 34m ・花崗斑岩である。
24	26. 34～26. 51m ・アプライトである。
25	26. 51～60. 00m ・花崗斑岩である。
27	27. 91～35. 12m ・傾斜50°，70°程度の割れ目が分布する。
30	35. 12～39. 50m ・傾斜20°，70°程度の割れ目が多く，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を伴うことが多い。

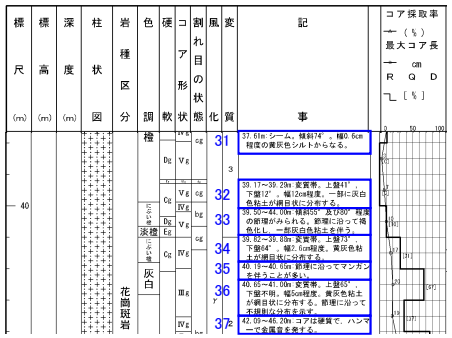
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
22	24. 58～24. 79m ・ペグマタイトである。
23	24. 79～26. 34m ・花崗斑岩である。
24	26. 34～26. 51m ・アプライトである。
25	26. 51～60. 00m ・花崗斑岩である。
27	27. 91～35. 12m ・傾斜50°，70°程度の割れ目が分布する。
30	35. 12～39. 50m ・傾斜20°，70°程度の割れ目が多く，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色粘土を伴うことが多い。

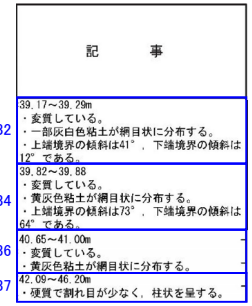
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
22	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
23	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
24	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
26	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-199頁)。	―	―	―	―
27	・褐色化については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
28	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-200頁)。	―	―	―	―
30	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-10

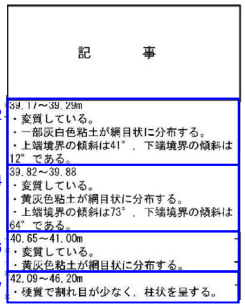
委託報告書
（平成20年）



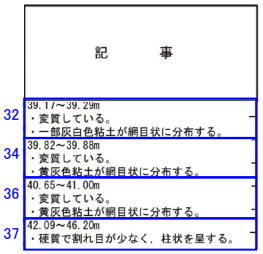
設置許可申請書案



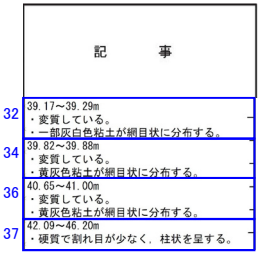
設置許可申請書
（平成27年11月）



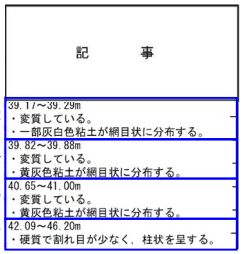
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



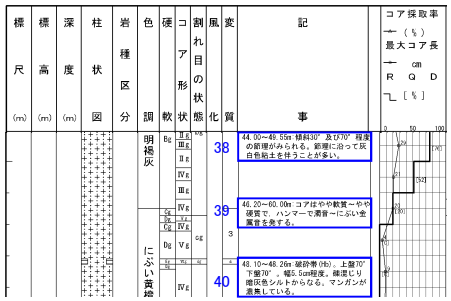
審査資料
（令和2年2月7日）



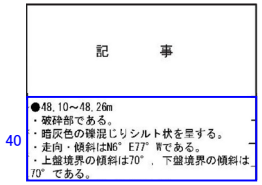
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-201頁)。	―	―	―	―
32	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については，個別に記載するためまとめ書きは削除。 ・褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
34	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・マンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―	―	―
36	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-10

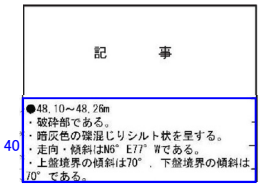
委託報告書
（平成20年）



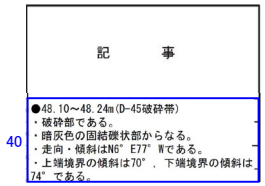
設置許可申請書案



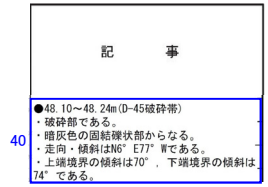
設置許可申請書
（平成27年11月）



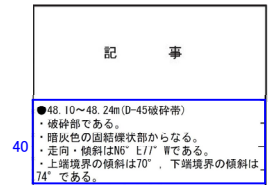
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



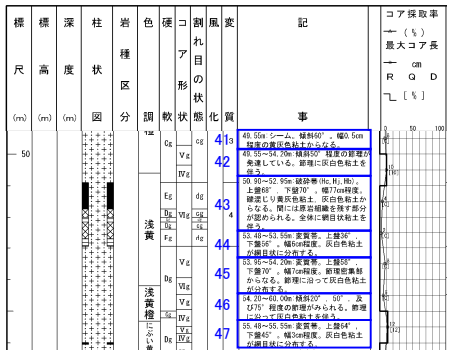
審査資料
（令和2年2月7日）



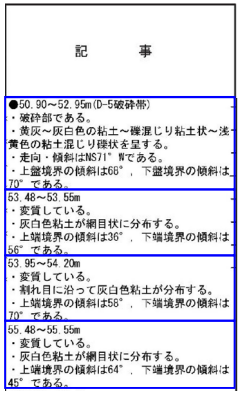
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については，個別に記載するためまとめ書きは削除。	―	―	―	―
39	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―	―	―
40	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・マンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・誤記修正(報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直した。申請書案には未反映であった。再観察では，破砕部の下端について，深度の読み取りのずれを修正した。)。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし

H20-①-10

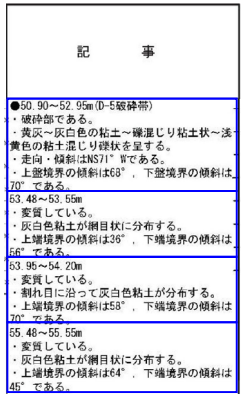
委託報告書
（平成20年）



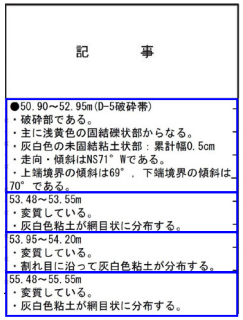
設置許可申請書案



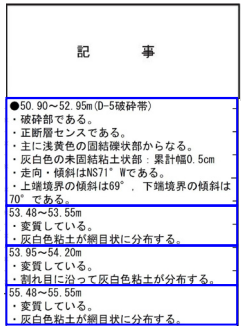
設置許可申請書
（平成27年11月）



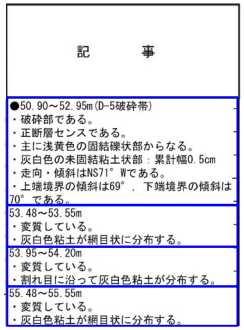
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



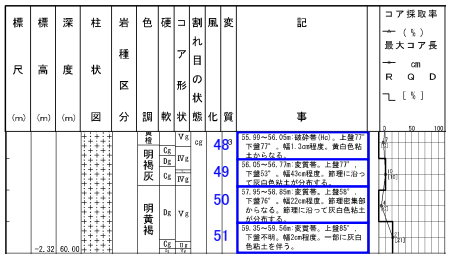
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-202頁)。	－	－	－	－
42	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については，個別に記載するためまとめ書きは削除。	－	－	－	－
43	・破砕帯名を記載。 ・粘土混じり礫状の色調については，"色調"欄に基づき，淡黄色と記載。 ・性状について，報告書では破砕区分の記号で示していたが，観察による粒度を示すこととし，粘土状～礫混じり粘土状～粘土混じり礫状と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"網目状粘土を伴う"と記載されているが，粘土が系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
44	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・挟在物については，個別に記載するためまとめ書きは削除。	－	－	－	－
47	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-10

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書案

	記事
48	●55.99～56.05m ・破砕部である。 ・黄白色の粘土状を呈する。 ・黄白色粘土：累計厚13mm ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は77°，下盤境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は53°である。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており，割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上端境界の傾斜は58°，下端境界の傾斜は76°である。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。 ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は不明瞭である。

設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事
48	●55.99～56.05m ・破砕部である。 ・黄白色の粘土状を呈する。 ・黄白色粘土：累計厚13mm ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上盤境界の傾斜は77°，下盤境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は53°である。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており，割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。 ・上端境界の傾斜は58°，下端境界の傾斜は76°である。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。 ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は不明瞭である。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
48	●55.99～56.05m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・黄白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.3cmである。 ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており，割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
48	●55.99～56.05m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・黄白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.3cmである。 ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており，割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
48	●55.99～56.05m(D-46破砕帯) ・破砕部である。 ・左ずれセンスである。 ・黄白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.3cmである。 ・走向・傾斜はN34° E83° Wである。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は77°である。
49	56.05～56.77m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
50	57.95～58.85m ・変質している。 ・割れ目が密集しており，割れ目に沿って灰白色粘土が分布する。
51	59.35～59.56m ・変質している。 ・一部灰白色粘土を伴う。

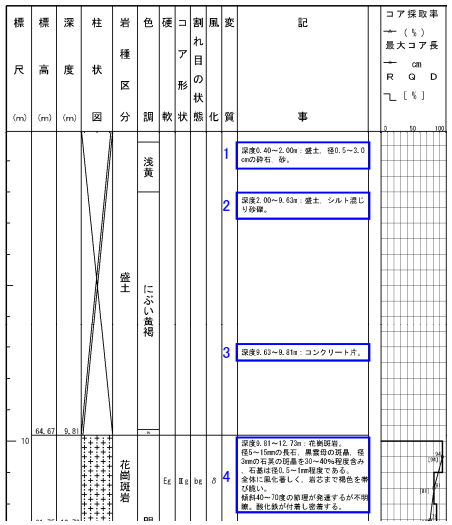
記事	報告書⇒申請書案	申請書案⇒ 申請書(H27.11)	申請書(H27.11)⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 (※ただし，断層岩区分は薄片観察結果に基づく)	変更なし
49	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
51	・幅の記載については，区間長を記載しているため削除。	変更なし	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.16

余白

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
a	0.00～9.81m ・盛土である。
1	0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石，砂からなる。
2	2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3	9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4	9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し，軟質化している。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
a	0.00～9.81m ・盛土である。
1	0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石，砂からなる。
2	2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3	9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4	9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し，軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
a	0.00～9.81m ・盛土である。
1	0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石，砂からなる。
2	2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3	9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4	9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し，軟質化している。

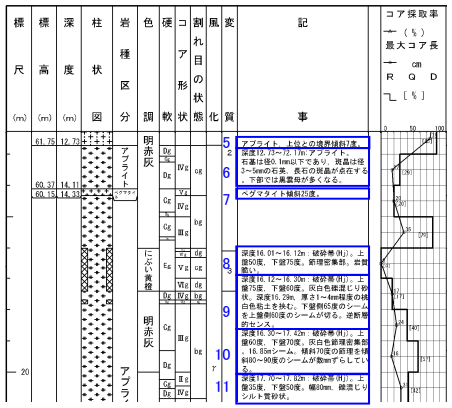
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
a	0.00～9.81m ・盛土である。
1	0.40～2.00m ・径5～30mmの砕石，砂からなる。
2	2.00～9.63m ・シルト混じり砂礫からなる。
3	9.63～9.81m ・コンクリート片を含む。
4	9.81～12.73m ・花崗斑岩である。 ・強風化し，軟質化している。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて盛土とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
4	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・"硬軟"欄に基づき軟質化していると記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
6 12.73～41.21m ・アプライトである。
7 14.11～14.33m ・ペグマタイトを挟む。
8 ～ 11 ●16.01～17.82m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は50°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
6 12.73～41.21m ・アプライトである。
7 14.11～14.33m ・ペグマタイトを挟む。
8 ～ 11 ●16.01～17.82m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は50°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
6 12.73～41.21m ・アプライトである。
7 14.11～14.33m ・ペグマタイトを挟む。
8 ～ 11 ●16.01～17.82m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は50°である。

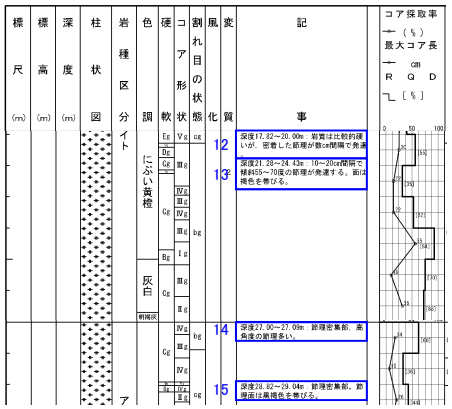
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
6 12.73～41.21m ・アプライトである。
7 14.11～14.33m ・ペグマタイトを挟む。
8 ～ 11 ●16.01～17.82m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は50°である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
5,6	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
7	・柱状図に合わせてペグマタイトの深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
8～11	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では，破砕部に挟まれた区間について，破砕部の下端面と同系統の割れ目が分布していることから，一連の破砕部であると判断した。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・破砕部の各性状間の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"粘土を挟む"と記載"されているが，粘土が不明瞭で，連続性に乏しいことから削除。 ・シームについては，連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。 ・"節理密集部"との記載については，上記再観察により固結礫状部としたため削除。 ・"逆断層的センス"との記載については，破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし

H19-No.16

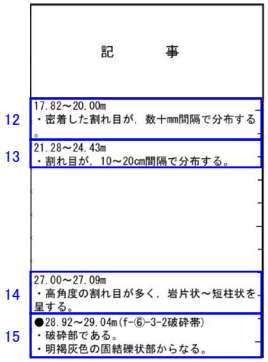
委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）



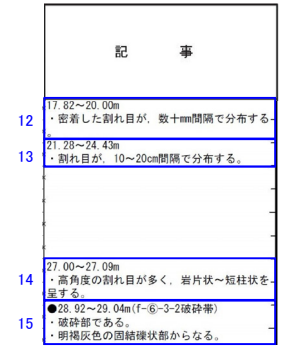
審査資料案



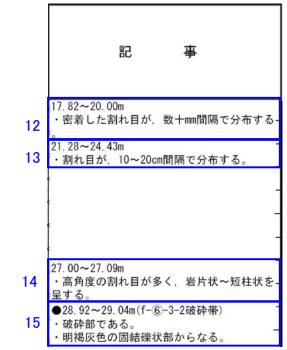
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



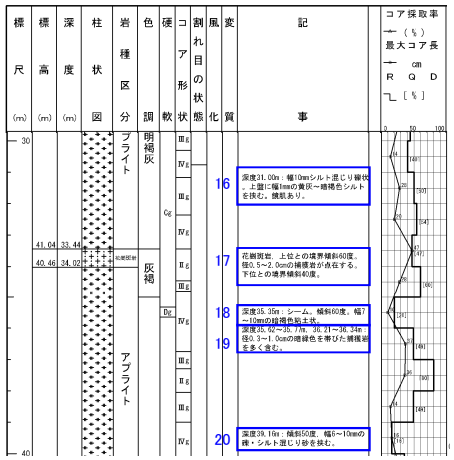
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。 ・表現の見直し(数cm→数十mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
13	・割れ目の傾斜，色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
14	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
15	・節理密集部と記載されているが，報告書から申請書提出までの間に行った再観察により破砕部と認定されているため，その結果を反映。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-32頁)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料案

記　事
17 33.44～34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33～35.35m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。
19 35.62～35.77m，36.21～36.34m ・径3～10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事
17 33.44～34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33～35.35m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。
19 35.62～35.77m，36.21～36.34m ・径3～10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
17 33.44～34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33～35.35m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
19 35.62～35.77m，36.21～36.34m ・径3～10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

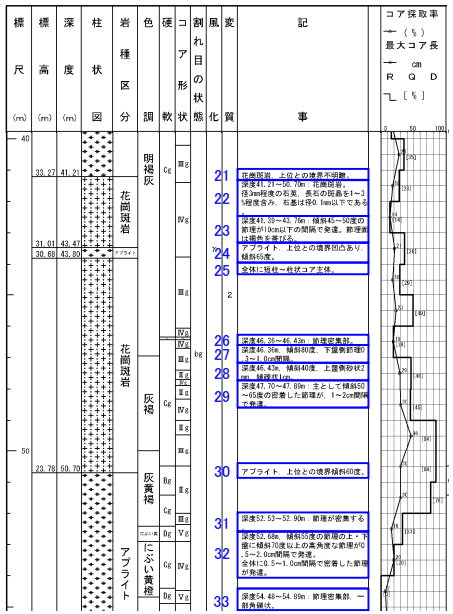
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
17 33.44～34.02m ・花崗斑岩を挟む。
18 ●35.33～35.35m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
19 35.62～35.77m，36.21～36.34m ・径3～10mmの暗緑色の捕獲岩を多く含む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16	・鏡肌を伴いシルト混じり礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
17	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・捕獲岩については，補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
18	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-101頁)。 ・シームと記載されているが，報告書から申請書提出までの間に行った再観察により破砕部と認定されているため，その結果を反映。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-33頁)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
19	・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
20	・礫・シルト混じり砂を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—	—

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
22 41.21～50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39～43.76m ・割れ目が，10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47～43.80m ・アプライトを挟む。
26 46.36～46.43m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
29 47.70～47.89m ・密着した割れ目が，1～2cm間隔で分布する。
30 50.70～57.17m ・アプライトである。
31～33 52.53～52.90m，54.48～54.89m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
22 41.21～50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39～43.76m ・割れ目が，10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47～43.80m ・アプライトを挟む。
26 46.36～46.43m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
29 47.70～47.89m ・密着した割れ目が，1～2cm間隔で分布する。
30 50.70～57.17m ・アプライトである。
31～33 52.53～52.90m，54.48～54.89m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
22 41.21～50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39～43.76m ・割れ目が，10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47～43.80m ・アプライトを挟む。
26 46.36～46.43m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
29 47.70～47.89m ・密着した割れ目が，1～2cm間隔で分布する。
30 50.70～57.17m ・アプライトである。
31～33 52.53～52.90m，54.48～54.89m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。

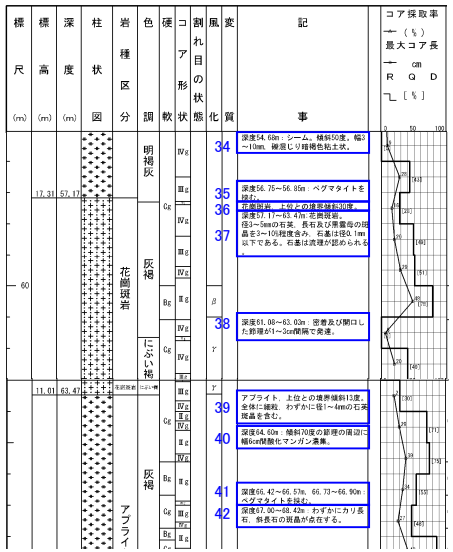
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
22 41.21～50.70m ・花崗斑岩である。
23 41.39～43.76m ・割れ目が，10cm以下の間隔で分布する。
24 43.47～43.80m ・アプライトを挟む。
26 46.36～46.43m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
29 47.70～47.89m ・密着した割れ目が，1～2cm間隔で分布する。
30 50.70～57.17m ・アプライトである。
31～33 52.53～52.90m，54.48～54.89m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜及び色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
24	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
25	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
26～28	・"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。 ・割れ目の傾斜及び間隔については，補足的なものであるため削除。 ・砂状や細礫状については，掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
30	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
31～33	・割れ目の発達状況について一括記載。 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状欄"に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m，66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m，66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m，66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

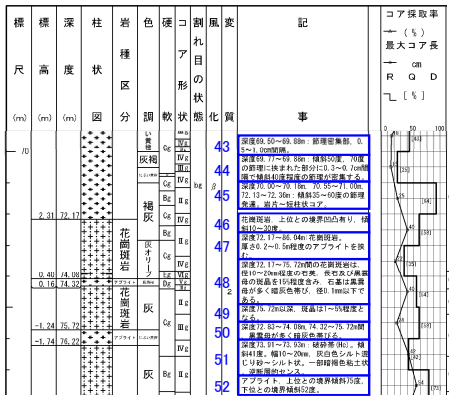
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
35	56.75～56.85m ・ペグマタイトを挟む。
37	57.17～63.47m ・花崗斑岩である。
38	61.08～63.03m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
39	63.47～72.17m ・アプライトである。
41	66.42～66.57m，66.73～66.90m ・ペグマタイトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-102頁)。	—	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
36,37	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜，流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
38	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
39	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの酸化マンガンについては，補足的なものであるため削除。	—	—	—
41	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
42	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—	—

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
43～45 ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
47 ・花崗斑岩である。 ・幅20～50cm程度のアプライトを挟む。
51 ●73.91～73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
b ・アプライトである。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
43～45 ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
47 ・花崗斑岩である。 ・幅20～50cm程度のアプライトを挟む。
51 ●73.91～73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
b ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
43～45 ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
47 ・花崗斑岩である。 ・幅20～50cm程度のアプライトを挟む。
51 ●73.91～73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
b ・アプライトである。

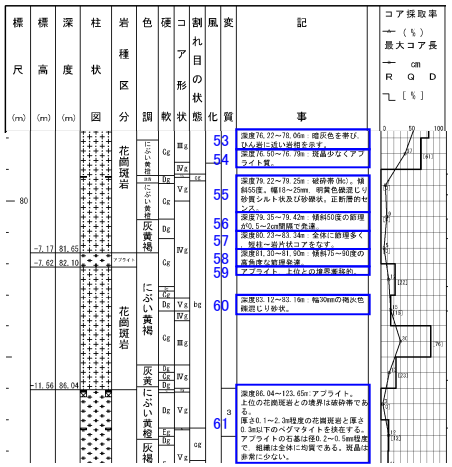
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
43～45 ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
47 ・花崗斑岩である。 ・幅20～50cm程度のアプライトを挟む。
51 ●73.91～73.93m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・暗褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。
b ・アプライトである。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43～45	・割れ目の発達状況について一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
46～48,50	・"岩種区分"欄に基づき花崗斑岩について一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
51	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜が41° である"との記載については，見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"逆断層センスである"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
49,52,b	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　　事

審査資料案

記事	記　　事
55	●79.22～79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35～79.42m ・割れ目が5～20mm間隔で分布する。
57	80.23～83.34m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
58	81.30～81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65～82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04～123.65m ・アプライトである。 ・幅10～230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　　事
55	●79.22～79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35～79.42m ・割れ目が5～20mm間隔で分布する。
57	80.23～83.34m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
58	81.30～81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65～82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04～123.65m ・アプライトである。 ・幅10～230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　　事
55	●79.22～79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35～79.42m ・割れ目が5～20mm間隔で分布する。
57	80.23～83.34m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
58	81.30～81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65～82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04～123.65m ・アプライトである。 ・幅10～230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

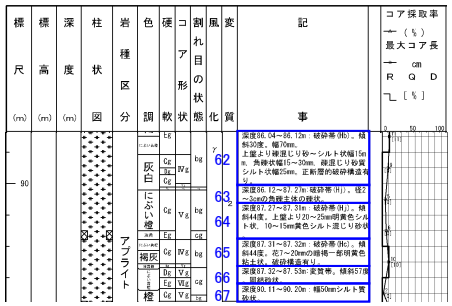
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　　事
55	●79.22～79.25m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・明黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.5cmである。
56	79.35～79.42m ・割れ目が5～20mm間隔で分布する。
57	80.23～83.34m ・割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
58	81.30～81.90m ・高角度の割れ目が分布する。
59	81.65～82.10m ・アプライトを挟む。
61	86.04～123.65m ・アプライトである。 ・幅10～230cm程度の花崗斑岩と幅30cm以下のペグマタイトを挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
53	・色調及び岩相については，補足的なものであるため削除。	—	—	—
54	・岩相については，補足的なものであるため削除。	—	—	—
55	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜が55° である"との記載については，見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"正断層的センスである"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
56	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
58	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
59	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
61	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の破砕帯については，別途記載しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
●86.04～87.32m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下端境界の傾斜は44°である。	62～65
87.32～87.53m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。	66

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
●86.04～87.32m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下端境界の傾斜は44°である。	62～65
87.32～87.53m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。	66

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
●86.04～87.32m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄～暗褐灰色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下端境界の傾斜は44°である。	62～65
87.32～87.53m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。	66

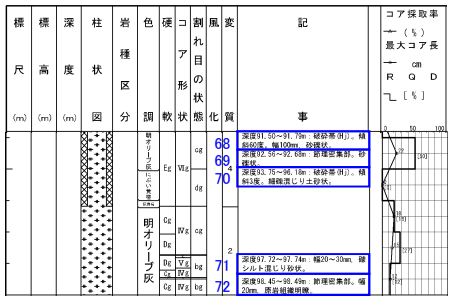
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
●86.04～87.32m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄～暗褐灰色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅2.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.4cm ・下端境界の傾斜は44°である。	62～65
87.32～87.53m ・変質している。 ・にぶい黄橙色の固結した砂状を呈する。	66

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62～65	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・正断層的との記載については，破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。 ・固結礫状部の色調について，黄～暗褐灰色と書くべきところを誤って黄色と記載。	変更なし	・誤記修正(黄色→黄～暗褐灰色)。	変更なし
66	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"色調"欄に基づきにぶい黄橙色と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
67	・シルト質砂状を呈するが，原岩組織の残留が認められることから削除。	—	—	—

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
68 ●91.50～91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69 92.56～93.68m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。
70 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリーブ灰～にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
71, 72 97.72～98.49m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
68 ●91.50～91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69 92.56～93.68m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。
70 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリーブ灰～にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
71, 72 97.72～98.49m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
68 ●91.50～91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69 92.56～93.68m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。
70 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリーブ灰～にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
71, 72 97.72～98.49m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。

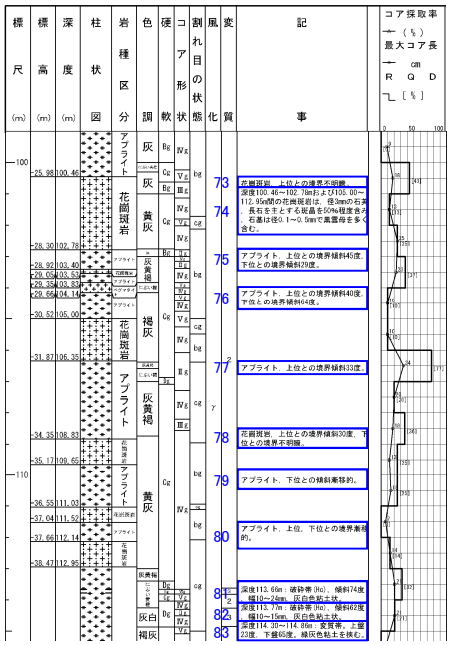
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
68 ●91.50～91.79m ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は60°である。
69 92.56～93.68m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。
70 ●93.75～96.18m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・明オリーブ灰～にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
71, 72 97.72～98.49m ・割れ目が多く，土砂状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
68	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく，下端境界は不明瞭であるため記載せず)。	変更なし	変更なし	変更なし
69	・"コア形状"欄に基づき土砂状～岩片状と記載。 ・誤記修正(92.56～92.68m→92.56～93.68m)。	変更なし	変更なし	変更なし
70	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・"傾斜が3°である"との記載については，見かけの傾斜を取得した不連続面が不明瞭であるため削除。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
71,72	・割れ目の発達状況を一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき土砂状～岩片状と記載。 ・礫シルト混じり砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

	記事
74	100.46～102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78～123.65m ・アプライトである。 ・花崗斑岩，ペグマタイトを挟む。
d	103.40～103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83～104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00～106.35m，108.83～109.65m，111.03～111.52m，112.14～112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66～113.77m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30～114.86m ・変質し，緑灰色の粘土を挟む。

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事
74	100.46～102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78～123.65m ・アプライトである。 ・花崗斑岩，ペグマタイトを挟む。
d	103.40～103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83～104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00～106.35m，108.83～109.65m，111.03～111.52m，112.14～112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66～113.77m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30～114.86m ・変質し，緑灰色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
74	100.46～102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78～123.65m ・アプライトである。 ・花崗斑岩，ペグマタイトを挟む。
d	103.40～103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83～104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00～106.35m，108.83～109.65m，111.03～111.52m，112.14～112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66～113.77m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30～114.86m ・変質し，緑灰色の粘土を挟む。

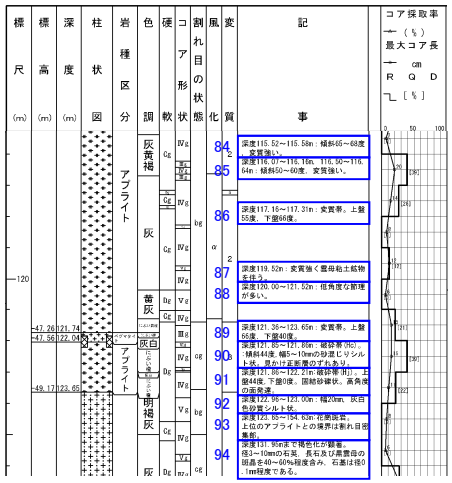
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
74	100.46～102.78m ・花崗斑岩である。
c	102.78～123.65m ・アプライトである。 ・花崗斑岩，ペグマタイトを挟む。
d	103.40～103.53m ・花崗斑岩を挟む。
e	103.83～104.14m ・ペグマタイトを挟む。
78, f	105.00～106.35m，108.83～109.65m，111.03～111.52m，112.14～112.95m ・花崗斑岩を挟む。
81, 82	●113.66～113.77m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm ・上端境界の傾斜は74°である。
83	114.30～114.86m ・変質し，緑灰色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
73,74	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
75～77, 79,80,c	・アプライトについて，柱状図の区間を統合し一括記載。 ・柱状図に基づき花崗斑岩とペグマタイトの挟在を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
78,f	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
81,82	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では，近接して分布する同系統の破砕部を一連の破砕部であると判断した。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・下端境界の見かけの傾斜については，掘削時の機械割れによりコアが乱れているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
83	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
86 117.16～117.31m ・変質して，軟質化している。
88 120.00～121.52m ・低角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
89 121.36～123.65m ・変質し，軟質化している。
g 121.74～122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90, 91 ●121.85～122.21m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は44°である。
93 123.65～154.63m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
86 117.16～117.31m ・変質して，軟質化している。
88 120.00～121.52m ・低角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
89 121.36～123.65m ・変質し，軟質化している。
g 121.74～122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90, 91 ●121.85～122.21m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は44°である。
93 123.65～154.63m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
86 117.16～117.31m ・変質して，軟質化している。
88 120.00～121.52m ・低角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
89 121.36～123.65m ・変質し，軟質化している。
g 121.74～122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90, 91 ●121.85～122.21m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は44°である。
93 123.65～154.63m ・花崗斑岩である。

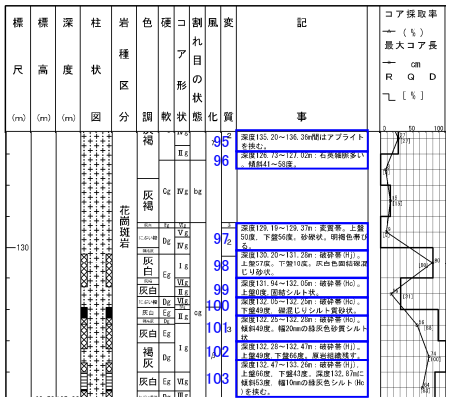
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
86 117.16～117.31m ・変質して，軟質化している。
88 120.00～121.52m ・低角度の割れ目が多く，岩片状～短柱状を呈する。
89 121.36～123.65m ・変質し，軟質化している。
g 121.74～122.04m ・ペグマタイトを挟む。
90, 91 ●121.85～122.21m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は44°である。
93 123.65～154.63m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
84	・変質しているが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
85	・変質しているが，連続性に乏しいことから削除。	—	—	—
86	・"硬軟"欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
87	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—	—
88	・"コア形状"欄に基づき岩片状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
89	・"硬軟"欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
90,91	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"下盤0度である"との記載については，掘削時の機械割れによりコアが乱れているため削除。 ・"見かけ正断層のずれあり"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することしているため削除。 ・"高角度の面発達"との記載については，複合面構造を示したものであるが，上記再観察による最新活動面近傍の明瞭なせん断構造・変形構造の有無について，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
92	・砂質シルト状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
93,94	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
96	126.73～127.02m ・石英脈を多く挟む。
97	129.19～129.37m ・変質し，明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20～131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°，下端境界の傾斜は18°である。
99～103	●131.94～133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
96	126.73～127.02m ・石英脈を多く挟む。
97	129.19～129.37m ・変質し，明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20～131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°，下端境界の傾斜は18°である。
99～103	●131.94～133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
96	126.73～127.02m ・石英脈を多く挟む。
97	129.19～129.37m ・変質し，明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20～131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°，下端境界の傾斜は18°である。
99～103	●131.94～133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。

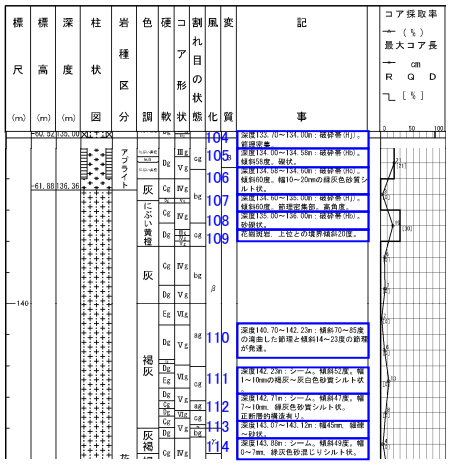
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
96	126.73～127.02m ・石英脈を多く挟む。
97	129.19～129.37m ・変質し，明褐色の砂礫状を呈する。
98	●130.20～131.28m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は57°，下端境界の傾斜は18°である。
99～103	●131.94～133.07m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
95	・アプライトの区間深度について，135.00～136.36mと書くべきところを誤って135.20～136.36mと記載。 ※審査資料案以降の記事は本資料次頁に記載。	—	—	—
96	・石英脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
97	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
98	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
99～103	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察により下端深度を見直し。再観察では，割れ目は多いが硬質で，せん断構造や変形構造が認められない133.07～133.26mを破砕部ではないと判断した。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"原岩組織残す"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・薄片観察の結果に基づき断層岩区分を見直したことに伴い，未固結粘土状部の表記を固結粘土状部に見直し。	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
104～108 ●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
95 135.00～136.63m ・アプライトを挟む。
h 136.00～149.00m ・割れ目が多く，土砂～岩片状を呈する。
109 136.36～154.63m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
104～108 ●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
95 135.00～136.63m ・アプライトを挟む。
h 136.00～149.00m ・割れ目が多く，土砂～岩片状を呈する。
109 136.36～154.63m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
104～108 ●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
95 135.00～136.63m ・アプライトを挟む。
h 136.00～149.00m ・割れ目が多く，土砂～岩片状を呈する。
109 136.36～154.63m ・花崗斑岩である。

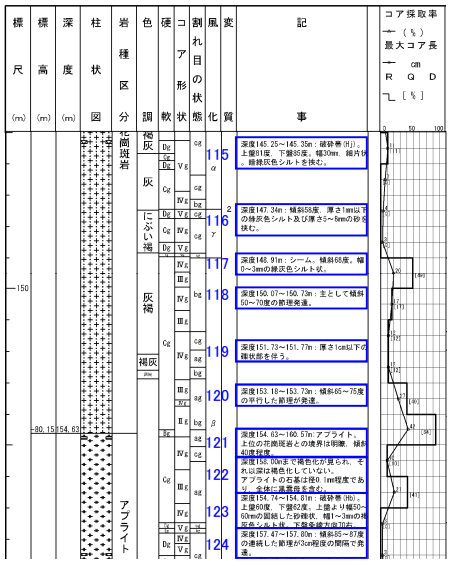
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
104～108 ●133.70～136.00m ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結砂状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm
95 135.00～136.63m ・アプライトを挟む。
h 136.00～149.00m ・割れ目が多く，土砂～岩片状を呈する。
109 136.36～154.63m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
104～108	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"節理密集部"との記載については，上記再観察により固結礫状部としたため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし	変更なし
95	(誤記)アプライトの区間深度について，135.00～136.36mと書くべきところを誤って135.20～136.63mと記載。 ※報告書の記事は本資料前頁に記載。	変更なし	変更なし	変更なし
h	・RQDの低下が顕著であることから，割れ目の多い区間を記載。 ・"コア形状"欄に基づき土砂～岩片状と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
109	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
110	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
111	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-103頁)。	—	—	—
112	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-104頁)。	—	—	—
113	・細礫～砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
114	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-105頁)。	—	—	—

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事

審査資料案

記事	記　事
115	●145.25～145.35m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は81°，下端境界の傾斜は85°である。
120	153.18～153.73m ・平行した割れ目が分布する。
121,122	154.63～160.57m ・アプライトである。 ・158.00mまで褐色化している。
123	●154.74～154.81m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は62°である。
124	157.47～157.80m ・連続した割れ目が，3cm程度の間隔で分布する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事
115	●145.25～145.35m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は81°，下端境界の傾斜は85°である。
120	153.18～153.73m ・平行した割れ目が分布する。
121,122	154.63～160.57m ・アプライトである。 ・158.00mまで褐色化している。
123	●154.74～154.81m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は62°である。
124	157.47～157.80m ・連続した割れ目が，3cm程度の間隔で分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
115	●145.25～145.35m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は81°，下端境界の傾斜は85°である。
120	153.18～153.73m ・平行した割れ目が分布する。
121,122	154.63～160.57m ・アプライトである。 ・158.00mまで褐色化している。
123	●154.74～154.81m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は62°である。
124	157.47～157.80m ・連続した割れ目が，3cm程度の間隔で分布する。

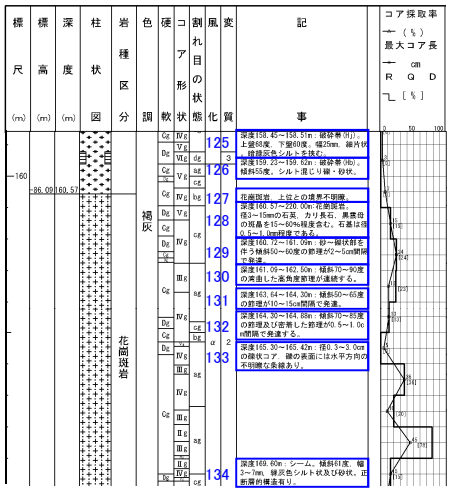
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
115	●145.25～145.35m ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は81°，下端境界の傾斜は85°である。
120	153.18～153.73m ・平行した割れ目が分布する。
121,122	154.63～160.57m ・アプライトである。 ・158.00mまで褐色化している。
123	●154.74～154.81m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は62°である。
124	157.47～157.80m ・連続した割れ目が，3cm程度の間隔で分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
115	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
116	・シルト及び砂を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
117	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-106頁)。	—	—	—
118	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—	—
119	・礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
120	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
121,122	・アプライトについて一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
123	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 (誤記)上端境界の見かけの傾斜として，60°と書くべきところを誤って30°と記載。 ・"条線方向70右"と記載されているが，掘削時の機械割れによりコアが乱れてことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし
124	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
125 ●158.45～158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は60°である。
126 ●159.23～159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128 160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129 160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って，砂～礫状を呈する。
130 161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131 163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132 164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が，5～10mm間隔で分布する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
125 ●158.45～158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は60°である。
126 ●159.23～159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128 160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129 160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って，砂～礫状を呈する。
130 161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131 163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132 164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が，5～10mm間隔で分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
125 ●158.45～158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は60°である。
126 ●159.23～159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128 160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129 160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って，砂～礫状を呈する。
130 161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131 163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132 164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が，5～10mm間隔で分布する。

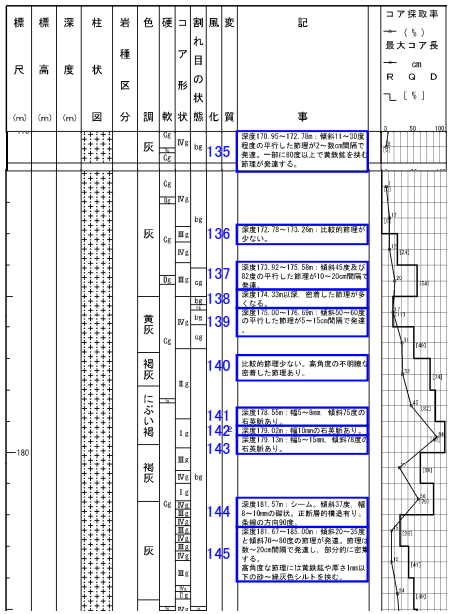
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
125 ●158.45～158.51m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は60°である。
126 ●159.23～159.62m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は55°である。
128 160.57～220.00m ・花崗斑岩である。
129 160.72～161.09m ・割れ目が2～5cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って，砂～礫状を呈する。
130 161.09～162.50m ・高角度の割れ目が連続する。
131 163.64～164.30m ・割れ目が10～15cm間隔で分布する。
132 164.30～164.88m ・割れ目・密着した割れ目が，5～10mm間隔で分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
125	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
126	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく，下端境界は不明瞭であるため記載せず)。	変更なし	変更なし	変更なし
127,128	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
129	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
130	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
131	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
132	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
133	・礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
134	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-107頁)。	—	—	—

H19-No.16

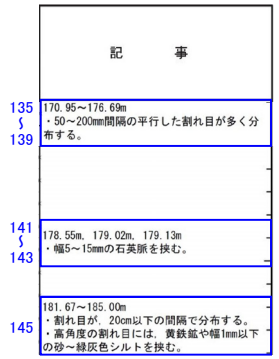
委託報告書
（平成19年）



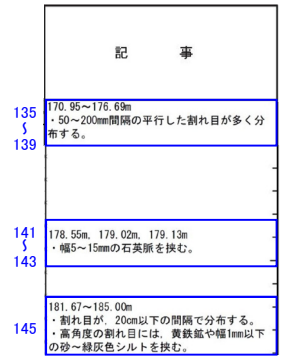
設置許可申請書
（平成27年11月）



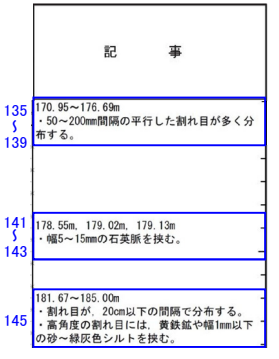
審査資料案



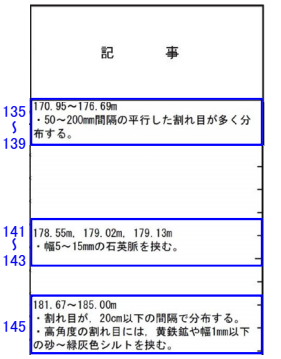
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



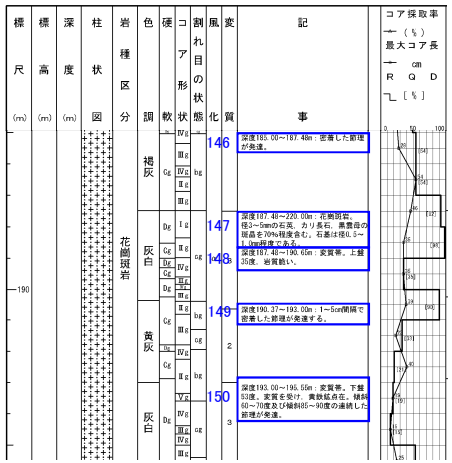
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
135～139	・割れ目の発達状況について，区間を統合し一括記載。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
140	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
141～143	・石英脈について一括記載。 ・石英脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
144	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-108頁)。	—	—	—
145	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
146	185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147	187.48～220.00m ・花崗斑岩である。
148	187.48～190.65m ・変質により，軟質化している。
149	190.37～193.00m ・密着した割れ目が，1～5cm間隔で分布する。
150	193.00～195.55m ・変質により，軟質化しており，黄鉄鉱が点在する。 ・連続した割れ目が分布する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
146	185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147	187.48～220.00m ・花崗斑岩である。
148	187.48～190.65m ・変質により，軟質化している。
149	190.37～193.00m ・密着した割れ目が，1～5cm間隔で分布する。
150	193.00～195.55m ・変質により，軟質化しており，黄鉄鉱が点在する。 ・連続した割れ目が分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
146	185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147	187.48～220.00m ・花崗斑岩である。
148	187.48～190.65m ・変質により，軟質化している。
149	190.37～193.00m ・密着した割れ目が，1～5cm間隔で分布する。
150	193.00～195.55m ・変質により，軟質化しており，黄鉄鉱が点在する。 ・連続した割れ目が分布する。

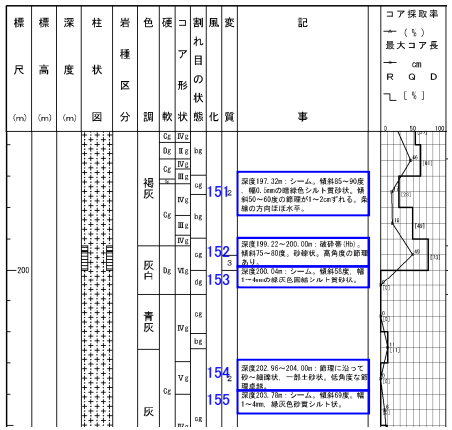
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
146	185.00～187.48m ・密着した割れ目が分布する。
147	187.48～220.00m ・花崗斑岩である。
148	187.48～190.65m ・変質により，軟質化している。
149	190.37～193.00m ・密着した割れ目が，1～5cm間隔で分布する。
150	193.00～195.55m ・変質により，軟質化しており，黄鉄鉱が点在する。 ・連続した割れ目が分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
146	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
147	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
148	・"硬軟"欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
149	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
150	・"硬軟"欄に基づき軟質と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.16

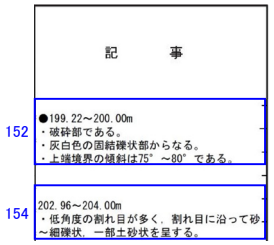
委託報告書
（平成19年）



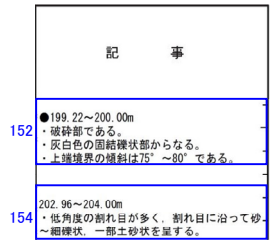
設置許可申請書
（平成27年11月）



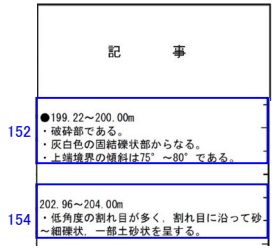
審査資料案



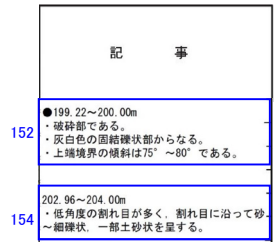
審査資料
（平成29年12月22日）



審査資料
（平成30年11月30日）



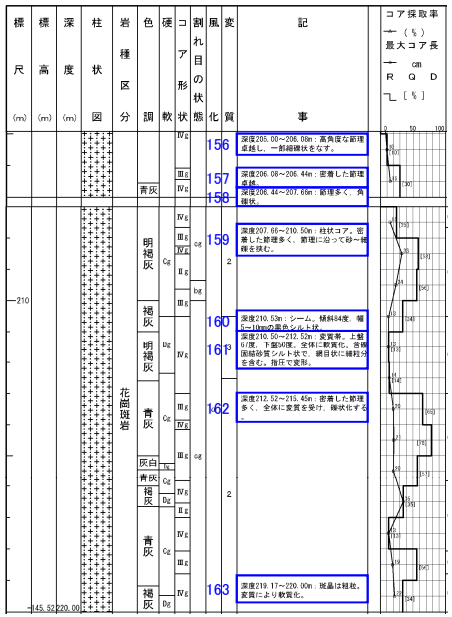
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
151	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-109頁)。	—	—	—
152	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく，下端境界は不明瞭であるため記載せず)。 ・"高角度の節理あり"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
153	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-110頁)。	—	—	—
154	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
155	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-111頁)。	—	—	—

H19-No.16

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く，一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く，割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.53m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く，一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く，割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.53m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く，一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く，割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.70～210.71m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
156 205.00～206.08m ・高角度の割れ目が多く，一部細礫状を呈する。
157 206.08～206.44m ・密着した割れ目が多い。
158 206.44～207.66m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
159 207.66～210.50m ・柱状を呈する。 ・密着した割れ目が多く，割れ目に沿って砂～細礫を挟む。
160 ●210.70～210.71m ・破砕部である。 ・黒色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
162 212.52～215.45m ・密着した割れ目が多い。

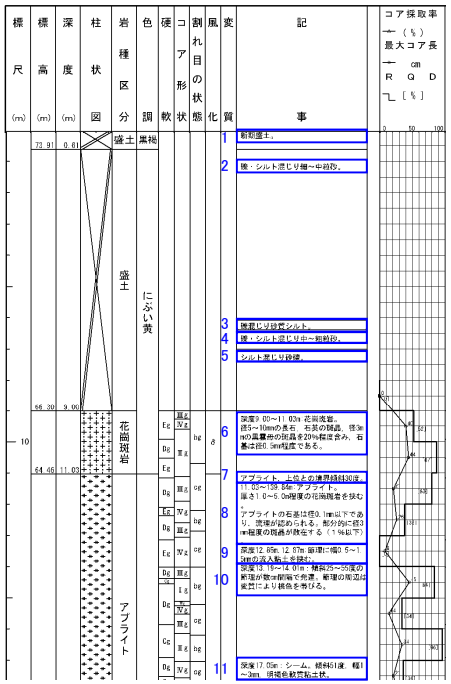
記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
156	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
157	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
158	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
159	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
160	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-112頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-34頁)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	・誤記修正(210.53m→210.70～210.71m)。	変更なし
161	・砂質シルト状を呈し細粒分を含むが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
162	・礫状化を伴う割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
163	・斑晶については，補足的なものであるため削除。 ・変質及び硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

H19-No.17

余白

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
1～5	0.00～9.00m ・盛土である。 ・礫・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
6	9.00～11.03m ・花崗斑岩である。
8	11.03～20.95m ・アプライトである。
10	13.19～14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
1～5	0.00～9.00m ・盛土である。 ・礫・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
6	9.00～11.03m ・花崗斑岩である。
8	11.03～20.95m ・アプライトである。
10	13.19～14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1～5	0.00～9.00m ・盛土である。 ・礫・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
6	9.00～11.03m ・花崗斑岩である。
8	11.03～20.95m ・アプライトである。
10	13.19～14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

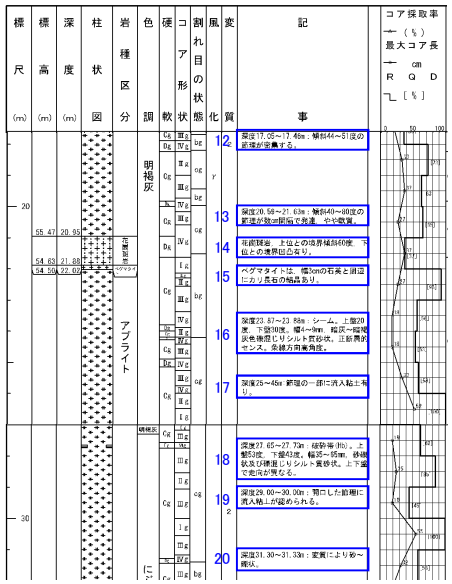
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1～5	0.00～9.00m ・盛土である。 ・礫・シルト混じり砂～シルト混じり砂礫からなる。
6	9.00～11.03m ・花崗斑岩である。
8	11.03～20.95m ・アプライトである。
10	13.19～14.01m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～5	・柱状図に合わせて盛土とその深度区間を記載。 ・構成粒子について一括記載。	変更なし	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
7,8	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・花崗斑岩の挟在については，柱状図に合わせて別途記載しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
9	・流入粘土を挟在するが，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
10	・割れ目の傾斜や割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
11	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-113頁)。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
12	17.05～17.46m ・割れ目が密集する。
14	20.95～21.88m ・花崗斑岩である。
13	20.59～21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15	21.88～22.02m ・ペグマタイトである。
18	●27.65～27.73m(f-⑥-3-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は43°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
12	17.05～17.46m ・割れ目が密集する。
14	20.95～21.88m ・花崗斑岩である。
13	20.59～21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15	21.88～22.02m ・ペグマタイトである。
18	●27.65～27.73m(f-⑥-3-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は43°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
12	17.05～17.46m ・割れ目が密集する。
14	20.95～21.88m ・花崗斑岩である。
13	20.59～21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15	21.88～22.02m ・ペグマタイトである。
18	●27.65～27.73m(f-⑥-3-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は43°である。

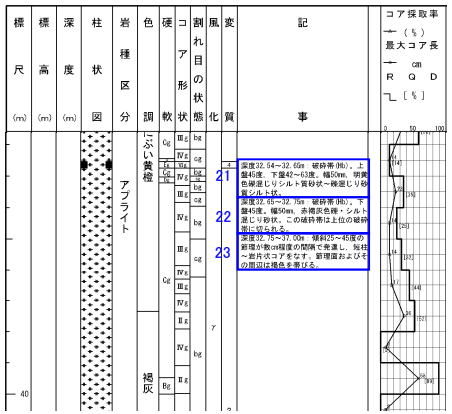
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
12	17.05～17.46m ・割れ目が密集する。
14	20.95～21.88m ・花崗斑岩である。
13	20.59～21.63m ・割れ目が数十mm間隔で分布する。
15	21.88～22.02m ・ペグマタイトである。
18	●27.65～27.73m(f-⑥-3-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN34° E57° Wである。 ・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は43°である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
13	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせてペグマタイトの深度区間を記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，構成鉱物については削除。	変更なし	変更なし	変更なし
16	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-114頁)。	—	—	—
17	・流入粘土が認められるが，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
18	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"上下盤で走向が異なる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
19	・流入粘土が認められるが，細粒分が割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
20	・砂～礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°，下端境界の傾斜は45°である。
32.75～37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し，岩片状～短柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°，下端境界の傾斜は45°である。
32.75～37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し，岩片状～短柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°，下端境界の傾斜は45°である。
32.75～37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し，岩片状～短柱状を呈する。

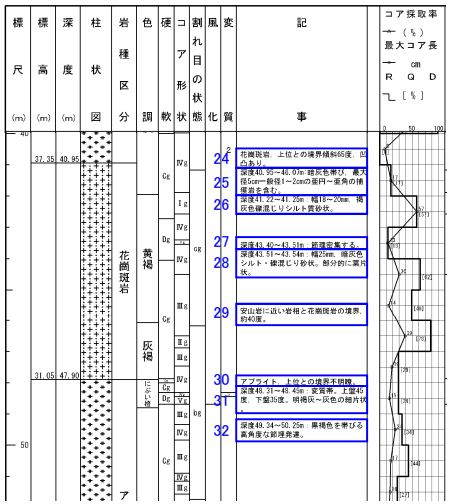
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●32.54～32.75m(f-17-2破砕帯) ・破砕部である。 ・赤褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN35° E51° Wである。 ・上端傾斜の境界は45°，下端境界の傾斜は45°である。
32.75～37.00m ・割れ目が数十mm程度の間隔で分布し，岩片状～短柱状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“上位の破砕帯に切られる。”との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜や割れ目の意の変色については，補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し（cm→mm）。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　　事

審査資料案

記事	記　　事
24	40.95～47.90m ・花崗斑岩である。
25	40.95～46.07m ・径10～50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。
30	47.90～56.72m ・アプライトである。
31	48.31～48.45m ・変質している。 ・明褐灰～灰色の細片状を呈する。
32	49.34～50.25m ・高角度の割れ目が分布する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　　事
24	40.95～47.90m ・花崗斑岩である。
25	40.95～46.07m ・径10～50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。
30	47.90～56.72m ・アプライトである。
31	48.31～48.45m ・変質している。 ・明褐灰～灰色の細片状を呈する。
32	49.34～50.25m ・高角度の割れ目が分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　　事
24	40.95～47.90m ・花崗斑岩である。
25	40.95～46.07m ・径10～50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。
30	47.90～56.72m ・アプライトである。
31	48.31～48.45m ・変質している。 ・明褐灰～灰色の細片状を呈する。
32	49.34～50.25m ・高角度の割れ目が分布する。

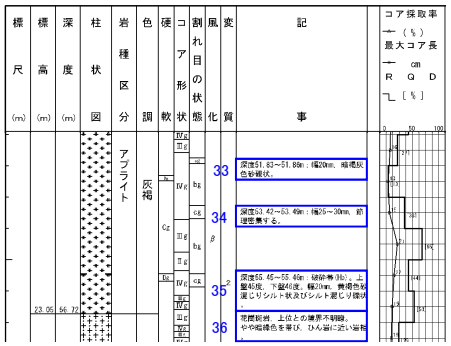
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　　事
24	40.95～47.90m ・花崗斑岩である。
25	40.95～46.07m ・径10～50mmの暗灰色の捕獲岩を含む。
30	47.90～56.72m ・アプライトである。
31	48.31～48.45m ・変質している。 ・明褐灰～灰色の細片状を呈する。
32	49.34～50.25m ・高角度の割れ目が分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
25	・捕獲岩の円磨度については，補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(cm→mm)。	変更なし	変更なし	変更なし
26	・礫混じりシルト質砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
27	・礫混じりシルト質砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
28	・シルト・礫混じり砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
29	・花崗斑岩中の岩相については，補足的なものであるため削除。	—	—	—
30	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
31	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
32	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料案

記　事

35 ●55.45～55.46m
・破砕部である。
・黄褐色の固結砂状部からなる。
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。
・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は46°である。

36 56.72～59.96m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

35 ●55.45～55.46m
・破砕部である。
・黄褐色の固結砂状部からなる。
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。
・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は46°である。

36 56.72～59.96m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

35 ●55.45～55.46m
・破砕部である。
・黄褐色の固結砂状部からなる。
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。
・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は46°である。

36 56.72～59.96m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

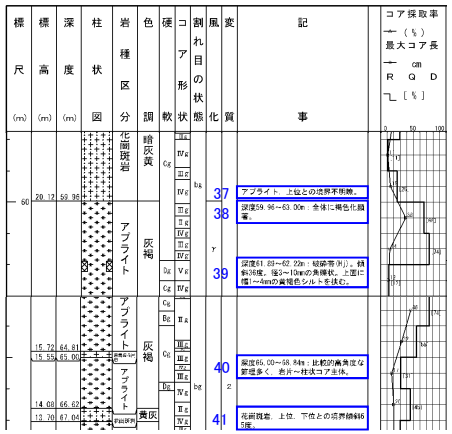
35 ●55.45～55.46m
・破砕部である。
・黄褐色の固結砂状部からなる。
・走向・傾斜はN39° E52° Wである。
・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は46°である。

36 56.72～59.96m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・砂礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
34	・割れ目が発達するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
35	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
36	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜，岩相の記載について，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料案

記　事

37 59.96～122.98m
・アプライトである。

39 ●61.89～62.22m
・破砕部である。
・灰褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81～65.00m
・黒雲母花崗岩を挟む。

40 65.00～68.84m
・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。

41 66.72～67.04m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

37 59.96～122.98m
・アプライトである。

39 ●61.89～62.22m
・破砕部である。
・灰褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81～65.00m
・黒雲母花崗岩を挟む。

40 65.00～68.84m
・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。

41 66.72～67.04m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

37 59.96～122.98m
・アプライトである。

39 ●61.89～62.22m
・破砕部である。
・灰褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81～65.00m
・黒雲母花崗岩を挟む。

40 65.00～68.84m
・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。

41 66.72～67.04m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

37 59.96～122.98m
・アプライトである。

39 ●61.89～62.22m
・破砕部である。
・灰褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN28° E50° Wである。
・上端境界の傾斜は36° である。

a 64.81～65.00m
・黒雲母花崗岩を挟む。

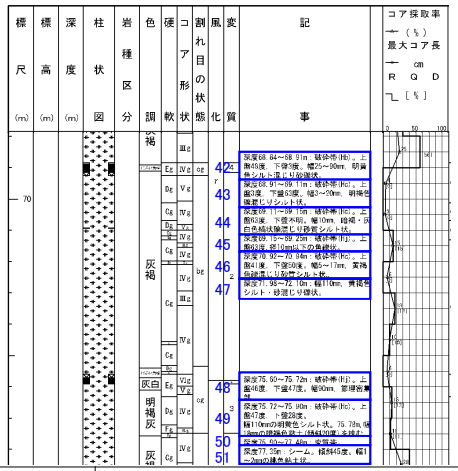
40 65.00～68.84m
・割れ目が多く，岩片状～柱状を呈する。

41 66.72～67.04m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
38	・色調については，補足的なものであるため削除。	—	—	—
39	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく，下端境界は不明瞭であるため記載せず)。	変更なし	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
41	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。 （誤記）66.62mと書くべきところを誤って66.72mと記載。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事

審査資料案

記事	記　事
42～45	●68.84～69.25m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10°E62°Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
46	●70.92～70.94m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18°E53°Wである。 ・上端境界の傾斜は41°，下端境界の傾斜は50°である。
48,49	●75.60～75.90m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14°E77°Wである。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は28°である。
50	75.90～77.48m ・変質している。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事
42～45	●68.84～69.25m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10°E62°Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
46	●70.92～70.94m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18°E53°Wである。 ・上端境界の傾斜は41°，下端境界の傾斜は50°である。
48,49	●75.60～75.90m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14°E77°Wである。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は28°である。
50	75.90～77.48m ・変質している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
42～45	●68.84～69.25m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10°E62°Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
46	●70.92～70.94m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18°E53°Wである。 ・上端境界の傾斜は41°，下端境界の傾斜は50°である。
48,49	●75.60～75.90m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙～暗褐灰色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14°E77°Wである。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は28°である。
50	75.90～77.48m ・変質している。

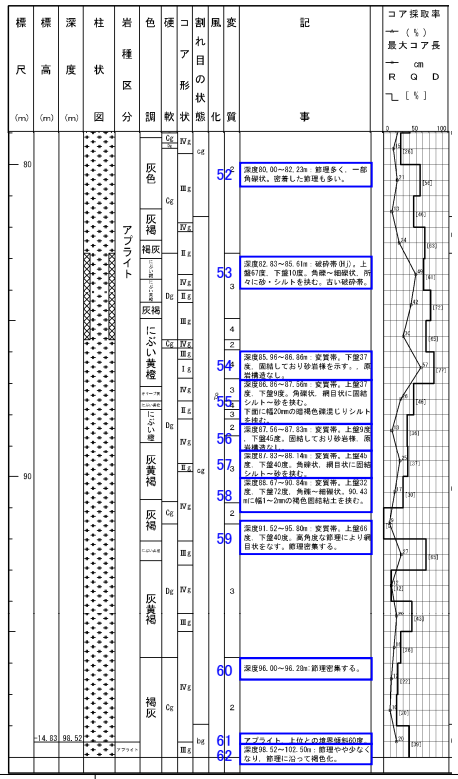
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
42～45	●68.84～69.25m(D-11破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明黄色の固結礫状部からなる。 ・明褐色の未固結粘土状部：累計幅2.2cm ・走向・傾斜はN10°E62°Wである。 ・上端境界の傾斜は48°である。
46	●70.92～70.94m(D-12破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.7cmである。 ・走向・傾斜はN18°E53°Wである。 ・上端境界の傾斜は41°，下端境界の傾斜は50°である。
48,49	●75.60～75.90m(D-14破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙～暗褐灰色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN14°E77°Wである。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は28°である。
50	75.90～77.48m ・変質している。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42～45	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし	変更なし
46	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
47	・シルト・砂混じり礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
48,49	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"節理密集部"との記載については，上記再観察により固結礫状部としたため削除。	変更なし	・誤記修正(にぶい黄橙色の固結礫状部→にぶい黄橙～暗褐灰色の固結礫状部)。	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
51	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-115頁)。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
52 80.00～82.23m ・割れ目が多く，一部角礫状を呈する。
53 ●82.83～85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰～にぶい褐～にぶい黄橙～灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19°W36°Wである。 ・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は10°である。
54～57 85.96～88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙～オリーブ黄色の固結した砂岩様，網目状に固結シルト～砂を挟む角礫状を呈する。
58 88.67～90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙～灰褐色の角礫状～細礫状を呈する。
59 91.52～95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
52 80.00～82.23m ・割れ目が多く，一部角礫状を呈する。
53 ●82.83～85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰～にぶい褐～にぶい黄橙～灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19°W36°Wである。 ・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は10°である。
54～57 85.96～88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙～オリーブ黄色の固結した砂岩様，網目状に固結シルト～砂を挟む角礫状を呈する。
58 88.67～90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙～灰褐色の角礫状～細礫状を呈する。
59 91.52～95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
52 80.00～82.23m ・割れ目が多く，一部角礫状を呈する。
53 ●82.83～85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰～にぶい褐～にぶい黄橙～灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19°W36°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は10°である。
54～57 85.96～88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙～オリーブ黄色の固結した砂岩様，網目状に固結シルト～砂を挟む角礫状を呈する。
58 88.67～90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙～灰褐色の角礫状～細礫状を呈する。
59 91.52～95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

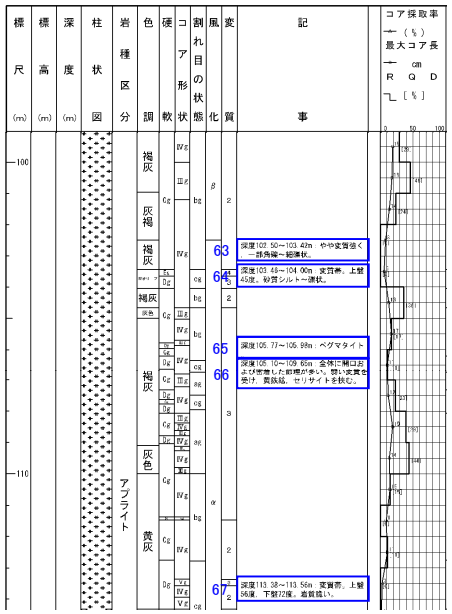
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
52 80.00～82.23m ・割れ目が多く，一部角礫状を呈する。
53 ●82.83～85.61m(D-47破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰～にぶい褐～にぶい黄橙～灰褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19°W36°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は10°である。
54～57 85.96～88.14m ・変質している。 ・にぶい黄橙～オリーブ黄色の固結した砂岩様，網目状に固結シルト～砂を挟む角礫状を呈する。
58 88.67～90.84m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は72°である。 ・にぶい橙～灰褐色の角礫状～細礫状を呈する。
59 91.52～95.80m ・変質している。 ・高角度の割れ目が密集し網目状に分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・割れ目の密着状況については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
53	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"古い破砕帯"との記載については，破砕部の生成時期が不明であるため削除。	変更なし	・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を追記。	変更なし
54～57	・変質している区間を統合して一括記載。 ・"色調"欄に基づきにぶい黄橙～オリーブ黄と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
58	・"色調"欄に基づきにぶい橙～灰褐と記載。 ・粘土を挟在しているが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達の程度については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。	—	—	—
61	・アプライト区間中に，アプライトについて，重複して記載されたものであるため削除。	—	—	—
62	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
64	103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の粉質シルト状～礫状を呈する。
65	105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
67	113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
64	103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の粉質シルト状～礫状を呈する。
65	105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
67	113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
64	103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の粉質シルト状～礫状を呈する。
65	105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
67	113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

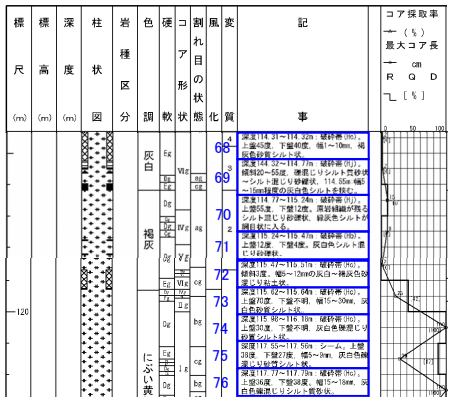
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
64	103.46～104.00m ・変質している。 ・灰オリーブ色の粉質シルト状～礫状を呈する。
65	105.77～105.98m ・ペグマタイトを挟む。
67	113.38～113.56m ・変質している。 ・岩質は脆い。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
63	・一部角礫～細礫状化するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
64	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"色調"欄に基づき灰オリーブ色と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
65	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の開口・密着状況，割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—	—
67	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料案

記　事
●114.31～115.63m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm ・走向・傾斜はN8° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は51° である。
●117.77～117.79m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN11° W57° Wである。 ・上端境界の傾斜は36° ，下端境界の傾斜は38° である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事
●114.31～115.63m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm ・走向・傾斜はN8° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は51° である。
●117.77～117.79m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN11° W57° Wである。 ・上端境界の傾斜は36° ，下端境界の傾斜は38° である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
●114.31～115.63m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm ・走向・傾斜はN8° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は51° である。
●117.77～117.79m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN11° W57° Wである。 ・上端境界の傾斜は36° ，下端境界の傾斜は38° である。

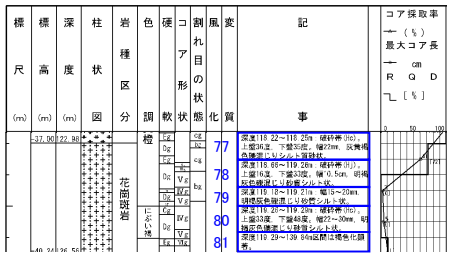
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
●114.31～115.63m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に緑灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐灰色の未固結粘土状部：累計幅3.3cm ・走向・傾斜はN8° W67° Wである。 ・上端境界の傾斜は51° である。
●117.77～117.79m(D-16破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.8cmである。 ・走向・傾斜はN11° W57° Wである。 ・上端境界の傾斜は36° ，下端境界の傾斜は38° である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
68～73	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合し，下端深度を見直し。再観察では，破砕部に挟まれた区間について，岩盤が劣化し礫の定向配列が認められることから，一連の破砕部であると判断した。また，破砕部の下端について，機械割れ部分を破砕部ではないと判断した。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
74	・再観察により変質部と認定。変質部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-5頁)。	—	—	—
75	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-116頁)。	—	—	—
76	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
●118.22～118.25m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。 ・走向・傾斜はN11°E59°Wである。 ・上端境界の傾斜は36°，下端境界の傾斜は35°である。
●118.66～119.29m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅2.6cm ・走向・傾斜はN14°E57°Wである。 ・上端境界の傾斜は16°，下端境界の傾斜は48°である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
●118.22～118.25m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。 ・走向・傾斜はN11°E59°Wである。 ・上端境界の傾斜は36°，下端境界の傾斜は35°である。
●118.66～119.29m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅2.6cm ・走向・傾斜はN14°E57°Wである。 ・上端境界の傾斜は16°，下端境界の傾斜は48°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●118.22～118.25m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。 ・走向・傾斜はN11°E59°Wである。 ・上端境界の傾斜は36°，下端境界の傾斜は35°である。
●118.66～119.29m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅2.6cm ・走向・傾斜はN14°E57°Wである。 ・上端境界の傾斜は16°，下端境界の傾斜は48°である。

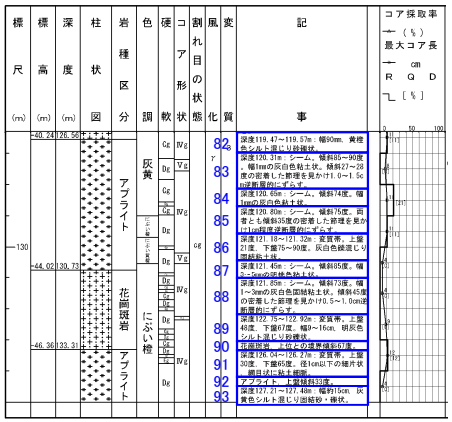
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●118.22～118.25m(D-17破砕帯) ・破砕部である。 ・灰黄褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.2cmである。 ・走向・傾斜はN11°E59°Wである。 ・上端境界の傾斜は36°，下端境界の傾斜は35°である。
●118.66～119.29m(D-18破砕帯) ・破砕部である。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅2.6cm ・走向・傾斜はN14°E57°Wである。 ・上端境界の傾斜は16°，下端境界の傾斜は48°である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
77	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
78～80	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし	変更なし
81	・色調については，補足的なものであるため削除。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
86 121.18～121.32m ・変質している。 ・灰白色の礫混じり固結粘土状を呈する。
89 122.75～122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90 122.98～126.56m ・花崗斑岩である。
91 126.04～126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し，粘土細脈が網目状に分布する。
92 126.56～130.73m ・アプライトである。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
86 121.18～121.32m ・変質している。 ・灰白色の礫混じり固結粘土状を呈する。
89 122.75～122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90 122.98～126.56m ・花崗斑岩である。
91 126.04～126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し，粘土細脈が網目状に分布する。
92 126.56～130.73m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
86 121.18～121.32m ・変質している。 ・灰白色の礫混じり固結粘土状を呈する。
89 122.75～122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90 122.98～126.56m ・花崗斑岩である。
91 126.04～126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し，粘土細脈が網目状に分布する。
92 126.56～130.73m ・アプライトである。

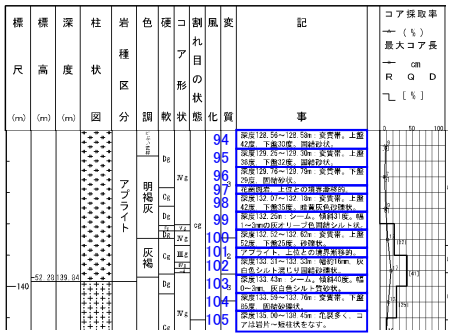
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
86 121.18～121.32m ・変質している。 ・灰白色の礫混じり固結粘土状を呈する。
89 122.75～122.92m ・変質している。 ・明灰色のシルト混じり砂礫状を呈する。
90 122.98～126.56m ・花崗斑岩である。
91 126.04～126.27m ・変質している。 ・灰黄色の細片状を呈し，粘土細脈が網目状に分布する。
92 126.56～130.73m ・アプライトである。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・シルト混じり砂礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
83	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-117頁)。	—	—	—
84	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-118頁)。	—	—	—
85	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-119頁)。	—	—	—
86	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
87	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-120頁)。	—	—	—
88	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-121頁)。	—	—	—
89	・変質している区間の幅や境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
90	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
91	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"色調"欄に基づき灰黄色と記載。	変更なし	変更なし	変更なし
92	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
93	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
97	130.73～133.31m ・花崗斑岩である。
101	133.31～139.84m ・アプライトである。
104	133.59～133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
97	130.73～133.31m ・花崗斑岩である。
101	133.31～139.84m ・アプライトである。
104	133.59～133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
97	130.73～133.31m ・花崗斑岩である。
101	133.31～139.84m ・アプライトである。
104	133.59～133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

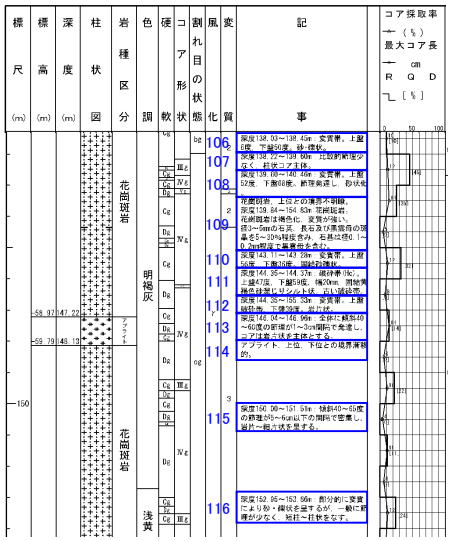
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
97	130.73～133.31m ・花崗斑岩である。
101	133.31～139.84m ・アプライトである。
104	133.59～133.76m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
94	・固結砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
95	・固結砂状を呈するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—	—
96	・固結砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
97	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
98	・砂礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—	—
99	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-122頁)。	—	—	—
100	・砂礫状を呈するが，挟在物の系統的な配列が認められないことから削除。	—	—	—
101	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
102	・シルト混じり砂礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
103	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-123頁)。	—	—	—
104	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
105	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　　事

審査資料案

記事	記　　事
106	138.03～138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
108	139.60～140.46m ・変質している。 ・割れ目が多く，割れ目沿いに砂状を呈する。
109	139.84～147.22m ・花崗斑岩である。
110	143.11～143.28m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
111	●144.35～144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN10°E65°Wである。 ・上端境界の傾斜は47°，下端境界の傾斜は59°である。
112	144.35～155.33m ・変質している。 ・岩片状を呈する。
114	147.22～148.13m ・アプライトである。
b	148.13～154.83m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　　事
106	138.03～138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
108	139.60～140.46m ・変質している。 ・割れ目が多く，割れ目沿いに砂状を呈する。
109	139.84～147.22m ・花崗斑岩である。
110	143.11～143.28m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
111	●144.35～144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN10°E65°Wである。 ・上端境界の傾斜は47°，下端境界の傾斜は59°である。
112	144.35～155.33m ・変質している。 ・岩片状を呈する。
114	147.22～148.13m ・アプライトである。
b	148.13～154.83m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　　事
106	138.03～138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
108	139.60～140.46m ・変質している。 ・割れ目が多く，割れ目沿いに砂状を呈する。
109	139.84～147.22m ・花崗斑岩である。
110	143.11～143.28m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
111	●144.35～144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN10°E65°Wである。 ・上端境界の傾斜は47°，下端境界の傾斜は59°である。
112	144.35～155.33m ・変質している。 ・岩片状を呈する。
114	147.22～148.13m ・アプライトである。
b	148.13～154.83m ・花崗斑岩である。

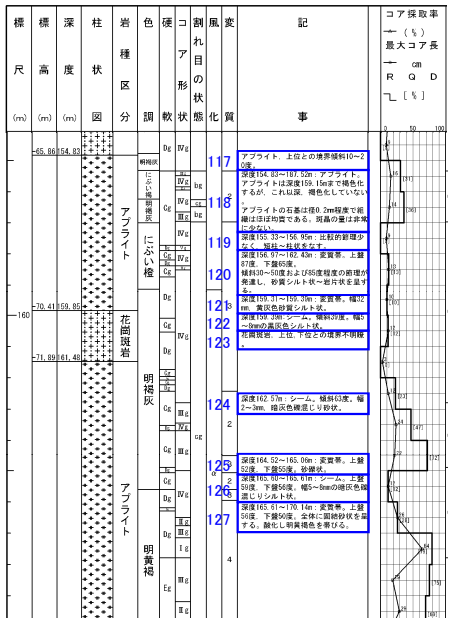
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　　事
106	138.03～138.45m ・変質している。 ・砂・礫状を呈する。
108	139.60～140.46m ・変質している。 ・割れ目が多く，割れ目沿いに砂状を呈する。
109	139.84～147.22m ・花崗斑岩である。
110	143.11～143.28m ・変質している。 ・固結した砂礫状を呈する。
111	●144.35～144.37m ・破砕部である。 ・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN10°E65°Wである。 ・上端境界の傾斜は47°，下端境界の傾斜は59°である。
112	144.35～155.33m ・変質している。 ・岩片状を呈する。
114	147.22～148.13m ・アプライトである。
b	148.13～154.83m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
106	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
107	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
108	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
109	・アプライトを挟在することから，柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
110	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
111	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・“古い破砕帯”との記載については，破砕部の生成時期が不明であるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
112	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
113	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
114	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
115	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
116	・一部で砂・礫状を呈するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事
118 154.83～159.85m ・アプライトである。
120 156.97～162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く，砂質シルト状～岩片状を呈する。
123 159.85～161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48～187.52m ・アプライトである。
125 164.52～165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61～170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事
118 154.83～159.85m ・アプライトである。
120 156.97～162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く，砂質シルト状～岩片状を呈する。
123 159.85～161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48～187.52m ・アプライトである。
125 164.52～165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61～170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
118 154.83～159.85m ・アプライトである。
120 156.97～162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く，砂質シルト状～岩片状を呈する。
123 159.85～161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48～187.52m ・アプライトである。
125 164.52～165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61～170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

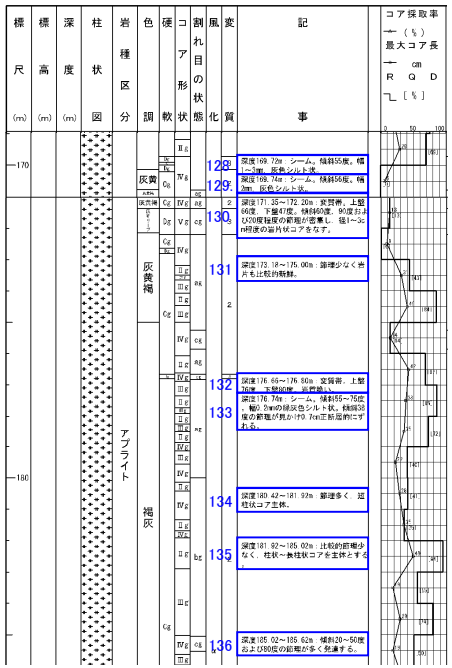
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
118 154.83～159.85m ・アプライトである。
120 156.97～162.43m ・変質している。 ・割れ目が多く，砂質シルト状～岩片状を呈する。
123 159.85～161.48m ・花崗斑岩である。
c 161.48～187.52m ・アプライトである。
125 164.52～165.06m ・変質している。 ・砂礫状を呈する。
127 165.61～170.14m ・変質している。 ・固結した砂状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
117,118	・花崗斑岩を挟在することから，柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜，色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
119	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
120	・変質している区間の境界傾斜，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
121	・砂質シルト状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—	—
122	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-124頁)。	—	—	—
123	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし	変更なし
124	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-125頁)。	—	—	—
125	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
126	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-126頁)。	—	—	—
127	・変質している区間の境界傾斜，色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
130	171.35～172.20m ・変質している。 ・割れ目が密集し，岩片状を呈する。
132	176.66～176.80m ・変質している。 ・岩質は脆い。
135	181.92～185.02m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
130	171.35～172.20m ・変質している。 ・割れ目が密集し，岩片状を呈する。
132	176.66～176.80m ・変質している。 ・岩質は脆い。
135	181.92～185.02m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
130	171.35～172.20m ・変質している。 ・割れ目が密集し，岩片状を呈する。
132	176.66～176.80m ・変質している。 ・岩質は脆い。
135	181.92～185.02m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

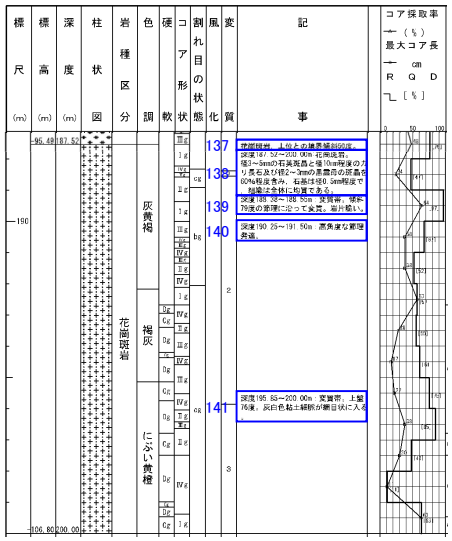
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
130	171.35～172.20m ・変質している。 ・割れ目が密集し，岩片状を呈する。
132	176.66～176.80m ・変質している。 ・岩質は脆い。
135	181.92～185.02m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
128	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-127頁)。	—	—	—
129	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-128頁)。	—	—	—
130	・変質している区間の境界傾斜，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
131	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
132	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
133	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-129頁)。	—	—	—
134	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
135	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし
136	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—

H19-No.17

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料案

記事	
138	187.52～200.00m ・花崗斑岩である。
139	188.38～188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており，岩片は脆い。
141	195.85～200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	
138	187.52～200.00m ・花崗斑岩である。
139	188.38～188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており，岩片は脆い。
141	195.85～200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
138	187.52～200.00m ・花崗斑岩である。
139	188.38～188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており，岩片は脆い。
141	195.85～200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
138	187.52～200.00m ・花崗斑岩である。
139	188.38～188.55m ・変質している。 ・割れ目に沿って変質しており，岩片は脆い。
141	195.85～200.00m ・変質している。 ・灰白色の粘土細脈が網目状に分布する。

記事	報告書⇒ 審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H29.12.22)	審査資料(H29.12.22)⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
137,138	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
139	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし
140	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—	—
141	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし	変更なし

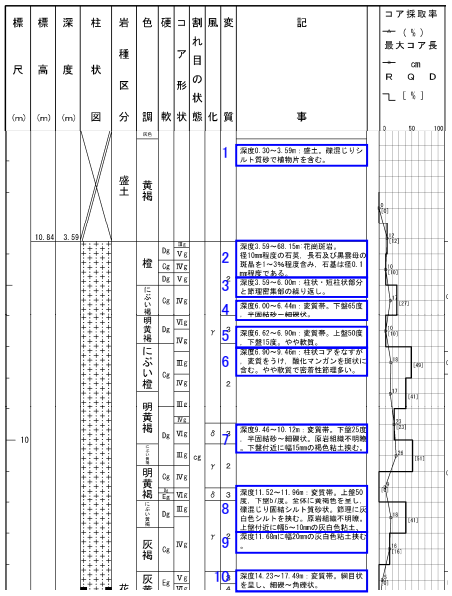
余白

H19-No.19

余白

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～3.59m
・盛土である。

2 3.59～43.49m
・花崗斑岩である。

7 9.46～10.12m
・変質している。
・半固結砂～細礫状を呈する。

8 11.52～11.96m
・変質している。
・黄褐色を呈し，礫混じり固結シルト質砂状を呈する。

10 14.23～17.49m
・変質している。
・細礫～角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～3.59m
・盛土である。

2 3.59～43.49m
・花崗斑岩である。

7 9.46～10.12m
・変質している。
・半固結砂～細礫状を呈する。

8 11.52～11.96m
・変質している。
・黄褐色を呈し，礫混じり固結シルト質砂状を呈する。

10 14.23～17.49m
・変質している。
・細礫～角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

1 0.00～3.59m
・盛土である。

2 3.59～43.49m
・花崗斑岩である。

7 9.46～10.12m
・変質している。
・半固結砂～細礫状を呈する。

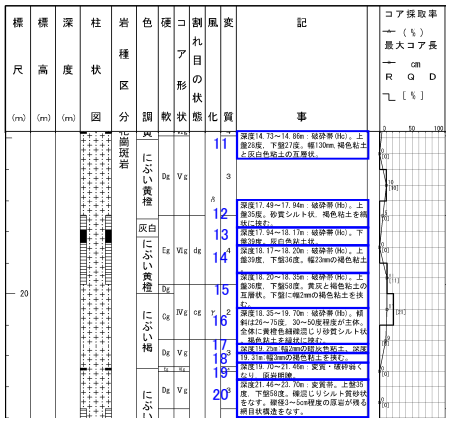
8 11.52～11.96m
・変質している。
・黄褐色を呈し，礫混じり固結シルト質砂状を呈する。

10 14.23～17.49m
・変質している。
・細礫～角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
4	・半固結砂～細礫状を呈するが，直線性に乏しいことから削除。	－	－
5	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	－	－
6	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・酸化マンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－
7	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟むが，上端下端の境界面が不明瞭であることから削除。	変更なし	変更なし
8,9	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を挟むが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
10	・網目状については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
11 ●14.73～14.86m(f-19-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は27°である。
12～18 ●17.49～19.70m(D-26破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20 21.46～23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
11 ●14.73～14.86m(f-19-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は27°である。
12～18 ●17.49～19.70m(D-26破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20 21.46～23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

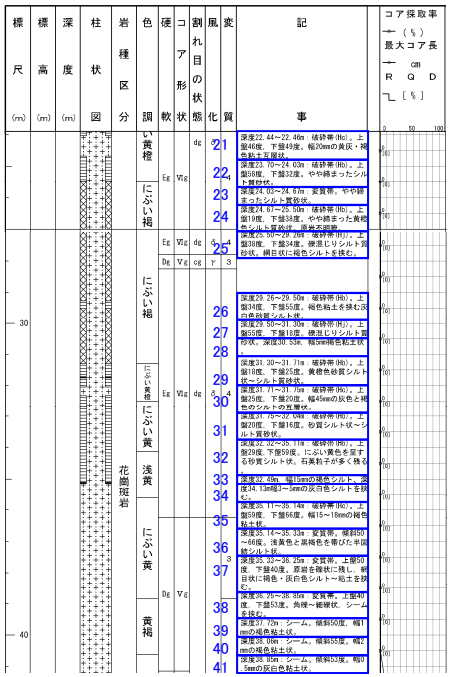
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
11 ●14.73～14.86m(f-19-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は13.0cmである。 ・走向・傾斜はN42° W63° Eである。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は27°である。
12～18 ●17.49～19.70m(D-26破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.3cm ・走向・傾斜はN36° W65° Eである。
20 21.46～23.70m ・変質している。 ・礫混じりシルト質砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
12～18	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・変質や破砕を伴う岩盤の劣化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・原岩組織の明瞭さについては，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	―	―
20	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・網目状構造については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
21 ●22.44～22.46m ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN34°W72°Eである。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は49°である。
22 ～ 35 ●23.70～35.14m(浦底断層) ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN41°W87°NEである。
36 ～ 41 35.14～38.85m ・変質している。 ・浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状，網目状の褐色・灰白色シルト～粘土状，角礫～細礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
21 ●22.44～22.46m ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN34°W72°Eである。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は49°である。
22 ～ 35 ●23.70～35.14m(浦底断層) ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN41°W87°NEである。
36 ～ 41 35.14～38.85m ・変質している。 ・浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状，網目状の褐色・灰白色シルト～粘土状，角礫～細礫状を呈する。

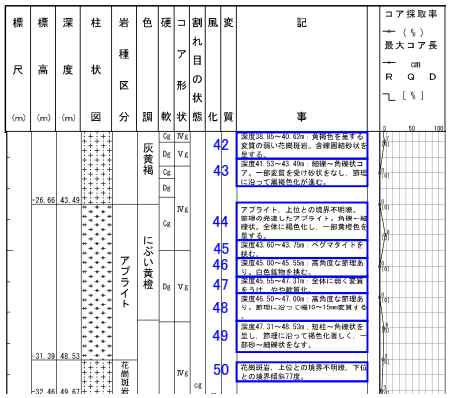
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
21 ●22.44～22.46m ・破砕部である。 ・黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.0cmである。 ・走向・傾斜はN34°W72°Eである。 ・上端境界の傾斜は46°，下端境界の傾斜は49°である。
22 ～ 35 ●23.70～35.14m(浦底断層) ・破砕部である。 ・左ずれ逆断層センスである。 ・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.8cm ・走向・傾斜はN41°W87°NEである。
36 ～ 41 35.14～38.85m ・変質している。 ・浅黄色と黒褐色を帯びた半固結シルト状，網目状の褐色・灰白色シルト～粘土状，角礫～細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。	変更なし	変更なし
22～35	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では，破砕部に挟まれた区間について，破砕部と同系統の割れ目が分布することから，一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"原岩不明瞭"，"石英粒子が多く残る"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"網目状に褐色シルトを挟む"との記載については，シルトの連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
36～41	・変質している区間を一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-147～149頁)。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
44	43.49～61.41m ・アプライトである。 ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。
45	43.60～43.75m ・ペグマタイトを挟む。
50	48.53～49.67m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
44	43.49～61.41m ・アプライトである。 ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。
45	43.60～43.75m ・ペグマタイトを挟む。
50	48.53～49.67m ・花崗斑岩である。

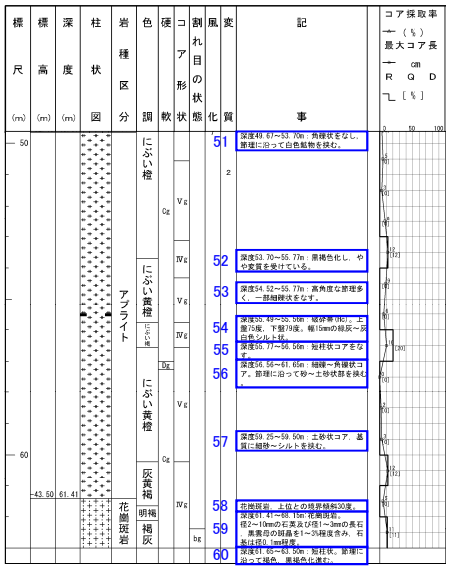
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
44	43.49～61.41m ・アプライトである。 ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。
45	43.60～43.75m ・ペグマタイトを挟む。
50	48.53～49.67m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	・含礫固結砂状を呈するが，礫に定向配列が認められないことから削除。	―	―
43	・細礫～角礫状化を伴う割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部砂状を呈するが，系統的でないことから削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
44	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの鉱物の挟在については，補足的なものであるため削除。	―	―
47	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
48	・割れ目沿いの変質については，補足的なものであるため削除。	―	―
49	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・一部砂～細礫状を呈するが，砂の連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
50	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

54 ●55.49～55.56m(f-19-5破砕帯)
・破砕部である。
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° W82° Wである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は79°である。

59 61.41～68.15m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

54 ●55.49～55.56m(f-19-5破砕帯)
・破砕部である。
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° W82° Wである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は79°である。

59 61.41～68.15m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

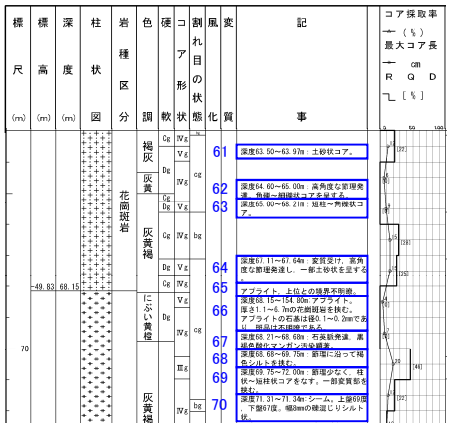
54 ●55.49～55.56m(f-19-5破砕帯)
・破砕部である。
・緑灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° W82° Wである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は79°である。

59 61.41～68.15m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の挟在については，補足的なものであるため削除。	―	―
52	・変色については，補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―
53	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細礫状を呈するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―
54	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
55	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
56	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに砂～土砂状部を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―
57	・土砂状を呈し，細砂～シルトを挟在するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
58,59	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

64 67.11～67.64m
・割れ目が多く，一部土砂状を呈する。

66 68.15～137.60m
・アプライトである。
・幅1.1～6.7mの花崗斑岩を挟む。

67 68.21～68.68m
・石英脈が発達し，黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

64 67.11～67.64m
・割れ目が多く，一部土砂状を呈する。

66 68.15～137.60m
・アプライトである。
・幅1.1～6.7mの花崗斑岩を挟む。

67 68.21～68.68m
・石英脈が発達し，黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

64 67.11～67.64m
・割れ目が多く，一部土砂状を呈する。

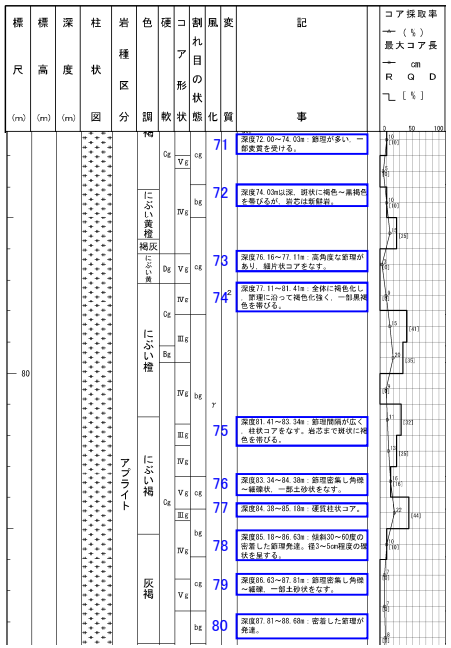
66 68.15～137.60m
・アプライトである。
・幅1.1～6.7mの花崗斑岩を挟む。

67 68.21～68.68m
・石英脈が発達し，黒褐色酸化マンガン汚染が顕著である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・土砂状を呈するが，当該区間の上部については連続性に乏しく，下部については掘削時の機械割れと判断し削除。	－	－
62	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
63	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－
64	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65,66	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	変更なし	変更なし	変更なし
68	・シルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
69	・コア形状及び割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で変質部を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
70	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-150頁）。	－	－

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
71 72.00～74.03m ・割れ目が多く，一部変質している。
73 76.16～77.11m ・高角度な割れ目があり，細片状を呈する。
76 83.34～84.38m ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
71 72.00～74.03m ・割れ目が多く，一部変質している。
73 76.16～77.11m ・高角度な割れ目があり，細片状を呈する。
76 83.34～84.38m ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。

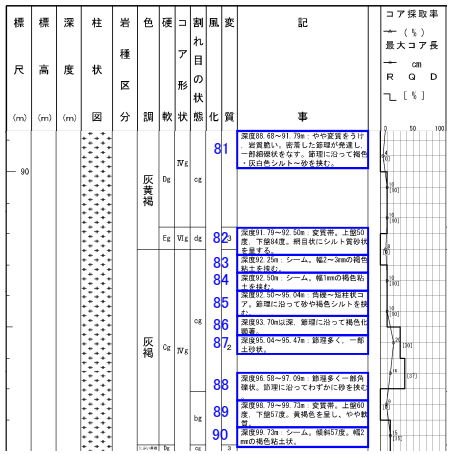
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
71 72.00～74.03m ・割れ目が多く，一部変質している。
73 76.16～77.11m ・高角度な割れ目があり，細片状を呈する。
76 83.34～84.38m ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―
73	変更なし	変更なし	変更なし
74	・色調，割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
75	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―
76	・角礫～細礫状の区間であり，一部土砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
77	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
78	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
79	・角礫～細礫状の区間であり，一部土砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
80	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
87,88	95.04～95.47m，96.58～97.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
87,88	95.04～95.47m，96.58～97.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

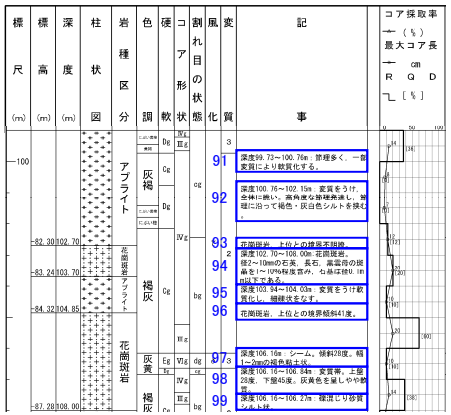
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
87,88	95.04～95.47m，96.58～97.09m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
81	・脆弱化や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いにシルト～砂を挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	―	―
82～84	・網目状にシルト質砂状を呈するが，系統的でなく，連続性に乏しいことから削除。 ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-151,152頁)。	―	―
85	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに砂やシルトを挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	―	―
86	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
87,88	・割れ目の多い区間を一括記載し，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・一部土砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。 ・割れ目沿いに砂を挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
89	・変質を伴う硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―
90	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-153頁)。	―	―

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

91 99.73～100.76m
・割れ目が多く，短柱状を呈する。

92 100.76～102.15m
・変質している。

94 102.70～103.70m，104.85～108.00m
・花崗斑岩を挟む。

95 103.94～104.03m
・変質している。
・細礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

91 99.73～100.76m
・割れ目が多く，短柱状を呈する。

92 100.76～102.15m
・変質している。

94 102.70～103.70m，104.85～108.00m
・花崗斑岩を挟む。

95 103.94～104.03m
・変質している。
・細礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

91 99.73～100.76m
・割れ目が多く，短柱状を呈する。

92 100.76～102.15m
・変質している。

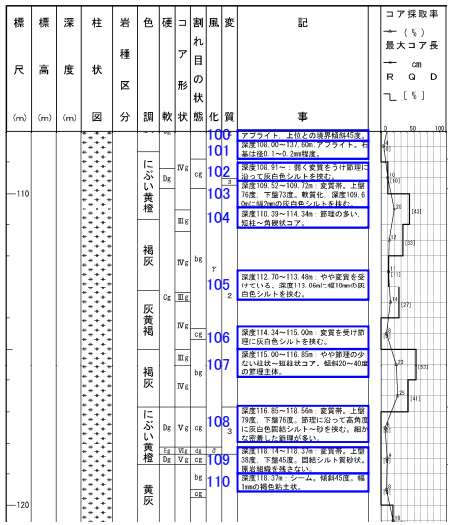
94 102.70～103.70m，104.85～108.00m
・花崗斑岩を挟む。

95 103.94～104.03m
・変質している。
・細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし
92	・脆弱化や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いにシルトを挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
93,94,96	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
95	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
97,98,99	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-154頁）。 ・変質し，一部で礫混じり砂質シルト状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

103 109.52～109.72m
・変質している。
・灰白色シルト状を呈する。

108 116.85～118.56m
・変質している。
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14～118.37m
・変質している。
・固結シルト質砂状である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

103 109.52～109.72m
・変質している。
・灰白色シルト状を呈する。

108 116.85～118.56m
・変質している。
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14～118.37m
・変質している。
・固結シルト質砂状である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

103 109.52～109.72m
・変質している。
・灰白色シルト状を呈する。

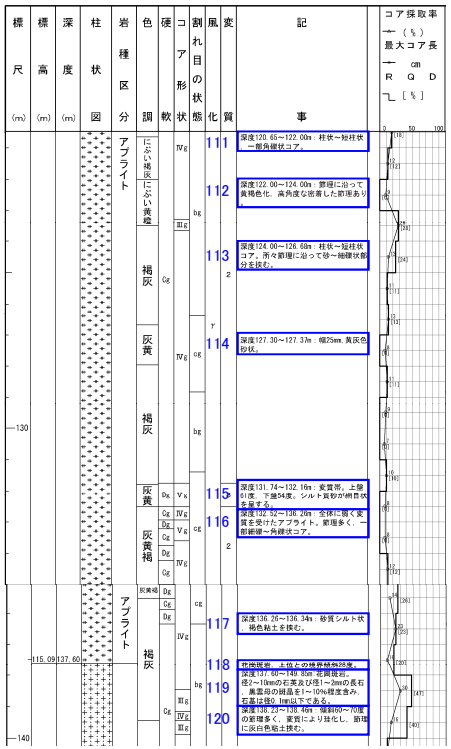
108 116.85～118.56m
・変質している。
・灰白色固結シルト～砂状を呈する。

109 118.14～118.37m
・変質している。
・固結シルト質砂状である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
100,101	・アプライトの深度区間については，記事No.66で記載しているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－
102	・割れ目沿いにシルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
103	・変質している区間の境界傾斜，シルトを挟在する深度の記載については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
104	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
105	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・一部でシルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
106	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。 ・一部割れ目沿いにシルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
107	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
108	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
109	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
110	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-155頁）。	－	－

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
119	137.60～149.85m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
119	137.60～149.85m ・花崗斑岩である。

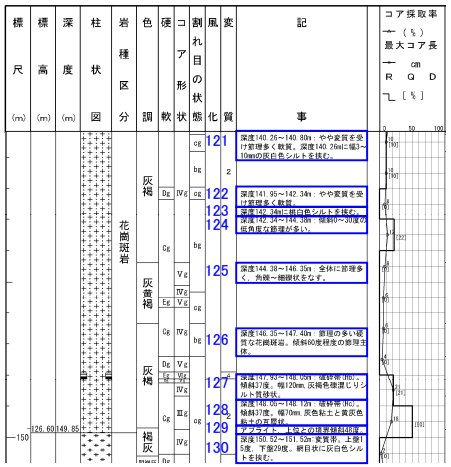
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
119	137.60～149.85m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
112	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
113	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部の割れ目沿いに砂～細礫を挟在するが，周囲の割れ目と差異が認められないことから削除。	―	―
114	・砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
115	・一部でシルト質砂を含むが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
116	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細～角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
117	・砂質シルト状を呈し，粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
118,119	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
120	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・珪化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

124～126
142.34～147.40m
・割れ目が多く，角礫状～短柱状を呈する。

127,128
●147.93～148.12m(f-19-6破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰褐色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm
・走向・傾斜はN13°E68°Eである。

129
149.85～154.80m
・アプライトである。

130
150.52～151.52m
・変質している。
・網目状に灰白色シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

124～126
142.34～147.40m
・割れ目が多く，角礫状～短柱状を呈する。

127,128
●147.93～148.12m(f-19-6破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰褐色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm
・走向・傾斜はN13°E68°Eである。

129
149.85～154.80m
・アプライトである。

130
150.52～151.52m
・変質している。
・網目状に灰白色シルトを挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

124～126
142.34～147.40m
・割れ目が多く，角礫状～短柱状を呈する。

127,128
●147.93～148.12m(f-19-6破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰褐色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm
・走向・傾斜はN13°E68°Eである。

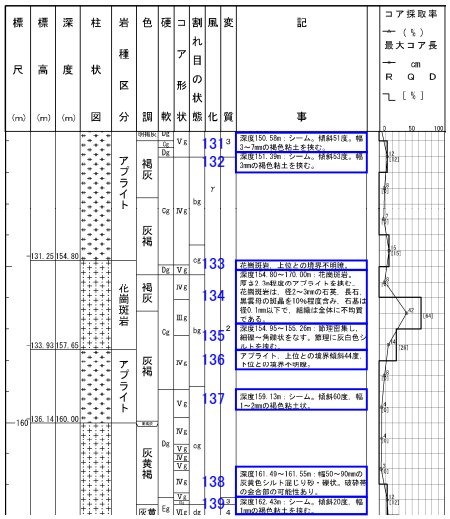
129
149.85～154.80m
・アプライトである。

130
150.52～151.52m
・変質している。
・網目状に灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部にシルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
122,123	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・軟質化し，一部にシルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
124～126	・割れ目の発達状況について，区間を統合して一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき，角礫状～短柱状と記載。	変更なし	変更なし
127,128	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
129	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
130	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

134 154.80～170.00m
・花崩斑岩である。

135 154.95～155.26m
・割れ目が密集し，細礫～角礫状を呈する。

136 157.65～160.00m
・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

134 154.80～170.00m
・花崩斑岩である。

135 154.95～155.26m
・割れ目が密集し，細礫～角礫状を呈する。

136 157.65～160.00m
・アプライトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

134 154.80～170.00m
・花崩斑岩である。

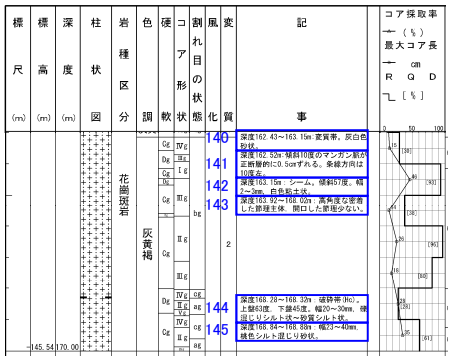
135 154.95～155.26m
・割れ目が密集し，細礫～角礫状を呈する。

136 157.65～160.00m
・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-156頁)。	―	―
132	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-157頁)。	―	―
133,134	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。 ・当該区間に挟在するアプライトについては，個別に記載するため削除。	変更なし	変更なし
135	・コア形状及び割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部の割れ目沿いにシルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
136	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
137	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-158頁)。	―	―
138	・シルト混じり砂・礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
139	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-159頁)。	―	―

H19-No.19

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

140 162.43～163.15m
・変質している。
・灰白色砂状を呈する。

144 ●168.28～168.32m
・破砕部である。
・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。
・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm
・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は45°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

140 162.43～163.15m
・変質している。
・灰白色砂状を呈する。

144 ●168.28～168.32m
・破砕部である。
・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。
・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm
・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は45°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

140 162.43～163.15m
・変質している。
・灰白色砂状を呈する。

144 ●168.28～168.32m
・破砕部である。
・主に明青灰色の固結粘土状部からなる。
・明青灰色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm
・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は45°である。

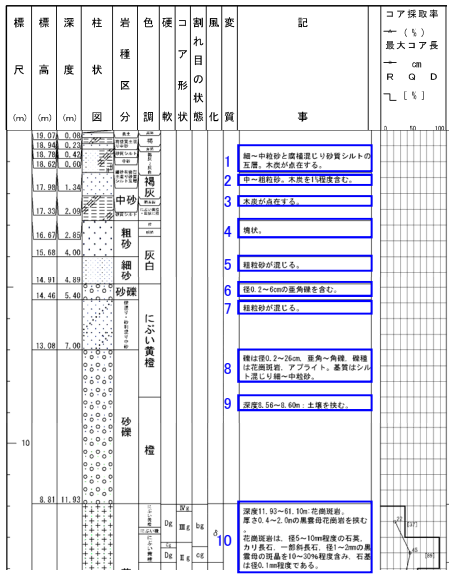
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
140～142	・マンガン脈が見かけ正断層的にずれる旨と条線について記載されているが，マンガン脈をずらしている割れ目の連続性に乏しいことから削除。 ・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-160頁)。	変更なし	変更なし
143	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
144	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
145	・シルト混じり砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―

H19-No.8

余白

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
1 0.00～0.42m ・細～中粒砂と有機質土混じり砂，砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2 0.42～2.09m ・中～粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3 2.09～2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
5 2.85～4.89m ・細～粗粒砂である。
6 4.89～5.40m ・砂礫である。 ・径0.2～6cmの亜角礫を含む。
7 5.40～7.00m ・礫混じり砂である。
8 7.00～11.93m ・砂礫である。 ・礫は径0.2～26cm，亜角～角礫，礫種は花崗斑岩，アプライトである。
9 8.56～8.60m ・土壌を挟む。
10 11.93～29.32m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
1 0.00～0.42m ・細～中粒砂と有機質土混じり砂，砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2 0.42～2.09m ・中～粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3 2.09～2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
5 2.85～4.89m ・細～粗粒砂である。
6 4.89～5.40m ・砂礫である。 ・径0.2～6cmの亜角礫を含む。
7 5.40～7.00m ・礫混じり砂である。
8 7.00～11.93m ・砂礫である。 ・礫は径0.2～26cm，亜角～角礫，礫種は花崗斑岩，アプライトである。
9 8.56～8.60m ・土壌を挟む。
10 11.93～29.32m ・花崗斑岩である。

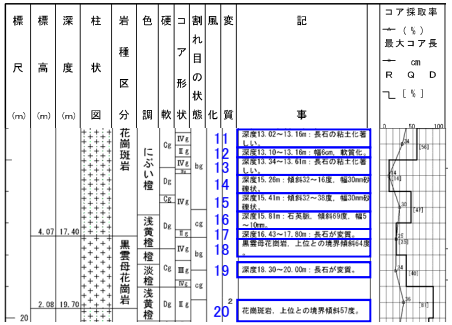
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
1 0.00～0.42m ・細～中粒砂と有機質土混じり砂，砂質シルトの互層である。 ・炭化木が点在する。
2 0.42～2.09m ・中～粗粒砂である。 ・炭化木を含む。
3 2.09～2.85m ・砂質シルトである。 ・炭化木が点在する。
5 2.85～4.89m ・細～粗粒砂である。
6 4.89～5.40m ・砂礫である。 ・径0.2～6cmの亜角礫を含む。
7 5.40～7.00m ・礫混じり砂である。
8 7.00～11.93m ・砂礫である。 ・礫は径0.2～26cm，亜角～角礫，礫種は花崗斑岩，アプライトである。
9 8.56～8.60m ・土壌を挟む。
10 11.93～29.32m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植混じり→有機質土混じり)。 ・表現の見直し(木炭→炭化木)。 ・柱状図に合わせて区間深度を記載。 (誤記)0.00～1.34mと書くべきところを誤って0.00～0.42mと記載。	変更なし	変更なし
2	・表現の見直し(木炭→炭化木)。 ・柱状図に合わせて区間深度を記載。 (誤記)1.34～2.09mと書くべきところを誤って0.42～2.09mと記載。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。 ・表現の見直し(木炭→炭化木)。	変更なし	変更なし
4,5	・砂について，区間を統合して一括記載し，柱状図に合わせて細～粗粒砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，塊状については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粗粒砂については削除。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，基質については削除。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・黒雲母花崗岩の挟在については，柱状図に合わせて個別に説明することとしているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



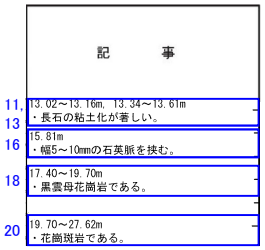
設置許可申請書
（平成27年11月）



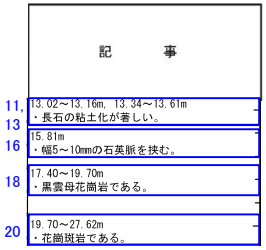
審査資料
（平成29年12月22日）



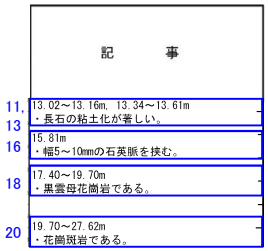
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



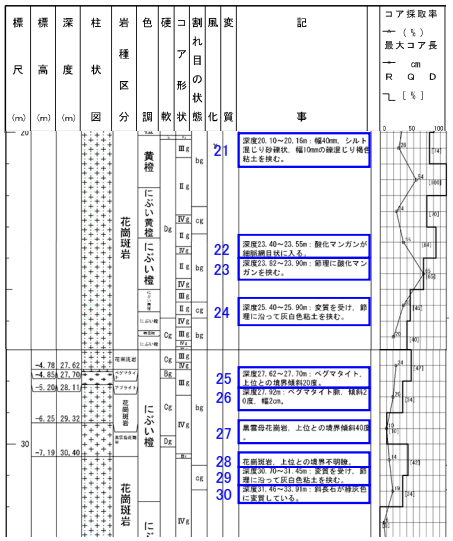
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,13	・長石の粘土化が著しい区間を一括記載。	変更なし	変更なし
12	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	—	—
14,15	・砂礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
16	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・長石の変質については，補足的なものであるため削除。	—	—
18	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・長石の変質については，補足的なものであるため削除。	—	—
20	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 20.10～20.16m
・幅40mmのシルト混じり砂礫状，幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。

22 23.40～23.55m
・酸化マンガンが細脈網目状に入る。

23 23.82～23.90m
・割れ目に酸化マンガンを挟む。

25 27.62～27.70m
・ペグマタイトである。

a 27.70～28.11m
・アプライトである。

26 27.92m
・幅2cmのペグマタイト脈を挟む。

27 29.32～30.40m
・黒雲母花崗岩である。

29, 30 30.40～33.45m
・花崗斑岩である。
・割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
・斜長石が緑灰色に変質している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 20.10～20.16m
・幅40mmのシルト混じり砂礫状，幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。

22 23.40～23.55m
・酸化マンガンが細脈網目状に入る。

23 23.82～23.90m
・割れ目に酸化マンガンを挟む。

25 27.62～27.70m
・ペグマタイトである。

a 27.70～28.11m
・アプライトである。

26 27.92m
・幅2cmのペグマタイト脈を挟む。

27 29.32～30.40m
・黒雲母花崗岩である。

29, 30 30.40～33.45m
・花崗斑岩である。
・割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
・斜長石が緑灰色に変質している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

21 20.10～20.16m
・幅40mmのシルト混じり砂礫状，幅10mmの礫混じり褐色粘土を挟む。

22 23.40～23.55m
・酸化マンガンが細脈網目状に入る。

23 23.82～23.90m
・割れ目に酸化マンガンを挟む。

25 27.62～27.70m
・ペグマタイトである。

a 27.70～28.11m
・アプライトである。

26 27.92m
・幅2cmのペグマタイト脈を挟む。

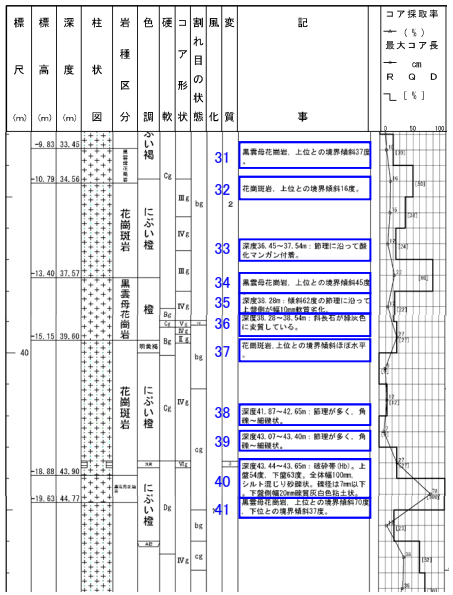
27 29.32～30.40m
・黒雲母花崗岩である。

29, 30 30.40～33.45m
・花崗斑岩である。
・割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。
・斜長石が緑灰色に変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・変質を伴い粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
25	・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
26	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28～30	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間とその区間内における変質について一括記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
31 33.45～34.56m ・黒雲母花崗岩である。
32 34.56～37.57m ・花崗斑岩である。
33 36.45～37.54m ・割れ目に沿って酸化マンガン付着。
34 37.57～39.60m ・黒雲母花崗岩である。
37 39.60～43.90m ・花崗斑岩である。
38, 41.87～42.65m，43.07～43.40m 39 ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。
●43.44～43.65m(f-8-1破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 40 ・走向・傾斜はN16°W82°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は54°，下端境界の傾斜は63°である。
41 43.90～44.47m ・黒雲母花崗岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
31 33.45～34.56m ・黒雲母花崗岩である。
32 34.56～37.57m ・花崗斑岩である。
33 36.45～37.54m ・割れ目に沿って酸化マンガン付着。
34 37.57～39.60m ・黒雲母花崗岩である。
37 39.60～43.90m ・花崗斑岩である。
38, 41.87～42.65m，43.07～43.40m 39 ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。
●43.44～43.65m(f-8-1破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 40 ・走向・傾斜はN16°W82°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は54°，下端境界の傾斜は63°である。
41 43.90～44.47m ・黒雲母花崗岩である。

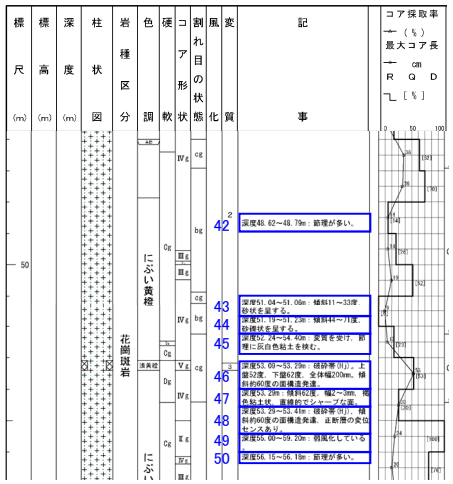
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
31 33.45～34.56m ・黒雲母花崗岩である。
32 34.56～37.57m ・花崗斑岩である。
33 36.45～37.54m ・割れ目に沿って酸化マンガン付着。
34 37.57～39.60m ・黒雲母花崗岩である。
37 39.60～43.90m ・花崗斑岩である。
38, 41.87～42.65m，43.07～43.40m 39 ・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。
●43.44～43.65m(f-8-1破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 40 ・走向・傾斜はN16°W82°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は54°，下端境界の傾斜は63°である。
41 43.90～44.47m ・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・柱状図に合わせて黒雲母花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目沿いに軟質劣化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
36	・斜長石の変質については，補足的なものであるため削除。	—	—
37	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38,39	・角礫～細礫状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
40	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
41	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

b 44.77～61.10m
・花崗斑岩である。

45 52.24～54.40m
・変質を受け，割れ目に灰白色粘土を挟む。

46～48 ●53.09～53.41m(f-8-2破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN9°W86°Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は52°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

b 44.77～61.10m
・花崗斑岩である。

45 52.24～54.40m
・変質を受け，割れ目に灰白色粘土を挟む。

46～48 ●53.09～53.41m(f-8-2破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN9°W86°Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は52°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

b 44.77～61.10m
・花崗斑岩である。

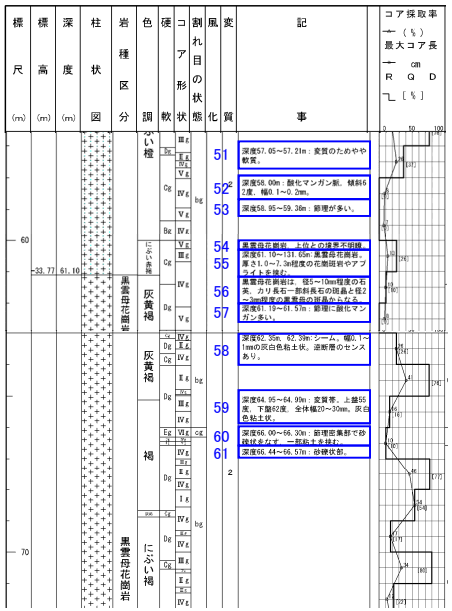
45 52.24～54.40m
・変質を受け，割れ目に灰白色粘土を挟む。

46～48 ●53.09～53.41m(f-8-2破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN9°W86°Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は52°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
42	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
43	・砂状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
44	・砂礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
45	変更なし	変更なし	変更なし
46～48	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"面構造発達"との記載については，複合面構造を示したものであるが，上記再観察による最新活動面近傍の明瞭なせん断構造・変形構造の有無について，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"直線的でシャープな面"との記載については，再観察による最新活動面の平滑さについて，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"正断層の変位センスあり"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することしているため削除。	変更なし	変更なし
49	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
50	・割れ目が多いが，周囲の岩盤の劣化が認められないことから削除。	—	—

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

55 61.10～131.65m
・黒雲母花崗岩である。
・幅1.0～7.3m程度の花崗斑岩やアプライトを挟む。

57 61.19～61.57m
・割れ目に酸化マンガン多い。

58 62.35m，62.39m
・変質している。
・幅0.1～1mmの灰白色粘土状を呈する。

59 64.95～64.99m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

60, 61 66.00～66.30m，66.44～66.57m
・割れ目密集部で砂礫状を呈する。
・一部，粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

55 61.10～131.65m
・黒雲母花崗岩である。
・幅1.0～7.3m程度の花崗斑岩やアプライトを挟む。

57 61.19～61.57m
・割れ目に酸化マンガン多い。

58 62.35m，62.39m
・変質している。
・幅0.1～1mmの灰白色粘土状を呈する。

59 64.95～64.99m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

60, 61 66.00～66.30m，66.44～66.57m
・割れ目密集部で砂礫状を呈する。
・一部，粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

55 61.10～131.65m
・黒雲母花崗岩である。
・幅1.0～7.3m程度の花崗斑岩やアプライトを挟む。

57 61.19～61.57m
・割れ目に酸化マンガン多い。

58 62.35m，62.39m
・変質している。
・幅0.1～1mmの灰白色粘土状を呈する。

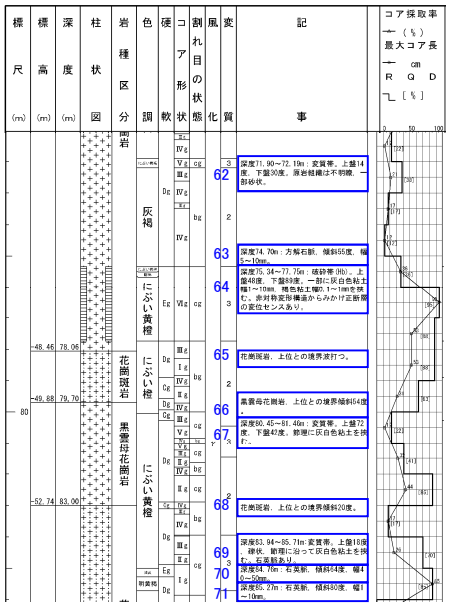
59 64.95～64.99m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

60, 61 66.00～66.30m，66.44～66.57m
・割れ目密集部で砂礫状を呈する。
・一部，粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・変質し，やや軟質となるが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
52	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	—	—
53	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
54～56	・岩種境界の明瞭さ傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-48頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの幅については，補足的なものであるため削除。 ・"逆断層のセンスあり"との記載については，不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60,61	砂礫状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

62 71.90～72.19m
・変質している。

63 74.70m
・幅5～10mmの方解石脈を挟む。

64 ●75.34～77.75m(D-25破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° W88° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

65 78.06～79.70m
・花崗斑岩である。

66 79.70～83.00m
・黒雲母花崗岩である。

67 80.45～81.46m
・変質している。
・割れ目に灰白色粘土を挟む。

68 83.00～90.35m
・花崗斑岩である。

69 83.94～85.71m
・変質している。
・礫状，割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。

70 84.76m
・幅40～50mmの石英脈を挟む。

71 85.27m
・幅1～10mmの石英脈を挟む。

審査資料（平成30年11月30日）

記　事

62 71.90～72.19m
・変質している。

63 74.70m
・幅5～10mmの方解石脈を挟む。

64 ●75.34～77.75m(D-25破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° W88° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

65 78.06～79.70m
・花崗斑岩である。

66 79.70～83.00m
・黒雲母花崗岩である。

67 80.45～81.46m
・変質している。
・割れ目に灰白色粘土を挟む。

68 83.00～90.35m
・花崗斑岩である。

69 83.94～85.71m
・変質している。
・礫状，割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。

70 84.76m
・幅40～50mmの石英脈を挟む。

71 85.27m
・幅1～10mmの石英脈を挟む。

審査資料（令和2年2月7日）

記　事

62 71.90～72.19m
・変質している。

63 74.70m
・幅5～10mmの方解石脈を挟む。

64 ●75.34～77.75m(D-25破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° W88° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

65 78.06～79.70m
・花崗斑岩である。

66 79.70～83.00m
・黒雲母花崗岩である。

67 80.45～81.46m
・変質している。
・割れ目に灰白色粘土を挟む。

68 83.00～90.35m
・花崗斑岩である。

69 83.94～85.71m
・変質している。
・礫状，割れ目に沿って灰白色粘土を挟む。

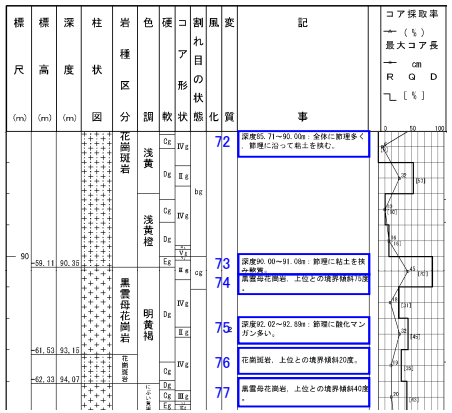
70 84.76m
・幅40～50mmの石英脈を挟む。

71 85.27m
・幅1～10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・一部砂状を呈するが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
63	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
64	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"みかけ正断層の変位センスあり"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし
65	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の形態については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・鉱物脈については，別途，個別に説明しているため削除。	変更なし	変更なし
70	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
71	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
72 85.71～90.00m ・全体に割れ目が多く，割れ目に沿って粘土を挟む。
74 90.35～93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75 92.02～92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76 93.15～94.07m ・花崗斑岩である。
77 94.07～100.15m ・黒雲母花崗岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
72 85.71～90.00m ・全体に割れ目が多く，割れ目に沿って粘土を挟む。
74 90.35～93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75 92.02～92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76 93.15～94.07m ・花崗斑岩である。
77 94.07～100.15m ・黒雲母花崗岩である。

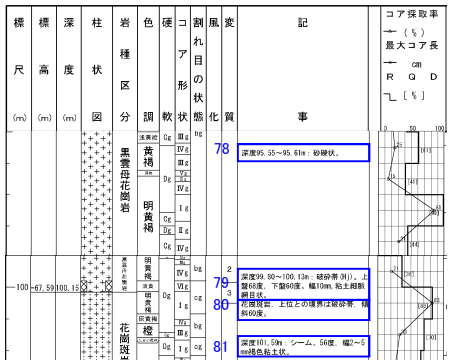
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
72 85.71～90.00m ・全体に割れ目が多く，割れ目に沿って粘土を挟む。
74 90.35～93.15m ・黒雲母花崗岩である。
75 92.02～92.89m ・割れ目に酸化マンガン多い。
76 93.15～94.07m ・花崗斑岩である。
77 94.07～100.15m ・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
74	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
75	変更なし	変更なし	変更なし
76	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
77	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

79 ●99.80～100.13m
・破砕部である。
・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN42° W58° Eである。
・フィルム状の粘土を狭在する。
・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は60°である。

c 100.15～103.45m
・花崗斑岩である。

81 101.59m
・変質している。
・褐色粘土状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

79 ●99.80～100.13m
・破砕部である。
・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN42° W58° Eである。
・フィルム状の粘土を狭在する。
・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は60°である。

c 100.15～103.45m
・花崗斑岩である。

81 101.59m
・変質している。
・褐色粘土状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

79 ●99.80～100.13m
・破砕部である。
・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN42° W58° Eである。
・フィルム状の粘土を狭在する。
・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は60°である。

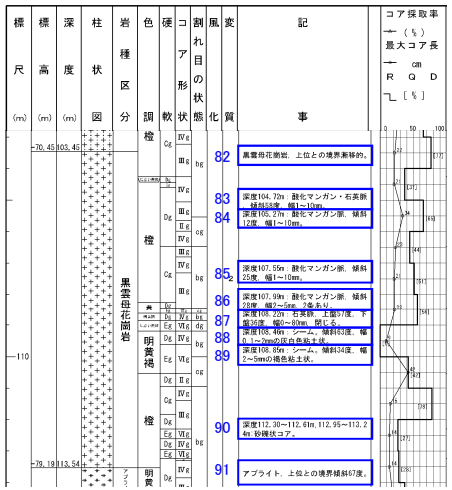
c 100.15～103.45m
・花崗斑岩である。

81 101.59m
・変質している。
・褐色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	・砂礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
79	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
80,c	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・岩種境界の破砕帯の記載については，記事No.79で説明しているため削除。	変更なし	変更なし
81	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-49頁）。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
82	103.45～113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90	112.30～112.61m, 112.95～113.24m ・砂礫状を呈する。
91	113.54～114.47m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
82	103.45～113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90	112.30～112.61m, 112.95～113.24m ・砂礫状を呈する。
91	113.54～114.47m ・アプライトである。

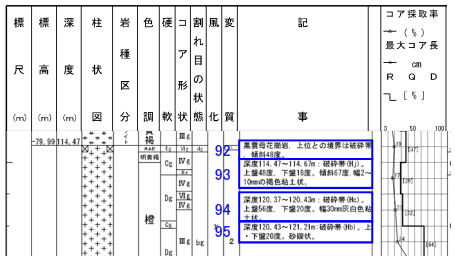
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
82	103.45～113.54m ・黒雲母花崗岩である。
90	112.30～112.61m, 112.95～113.24m ・砂礫状を呈する。
91	113.54～114.47m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
83～87	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	—	—
88,89	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-50,51頁)。	—	—
90	変更なし	変更なし	変更なし
91	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
92 114.47～131.65m ・黒雲母花崗岩である。
93 ●114.47～114.67m ・破砕部である。 ・浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN56° W85° Eである。 ・上端境界の傾斜は48°，下端境界の傾斜は18°である。
94, 95 ●120.37～121.21m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN7° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°，下端境界の傾斜は20°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
92 114.47～131.65m ・黒雲母花崗岩である。
93 ●114.47～114.67m ・破砕部である。 ・浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN56° W85° Eである。 ・上端境界の傾斜は48°，下端境界の傾斜は18°である。
94, 95 ●120.37～121.21m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN7° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°，下端境界の傾斜は20°である。

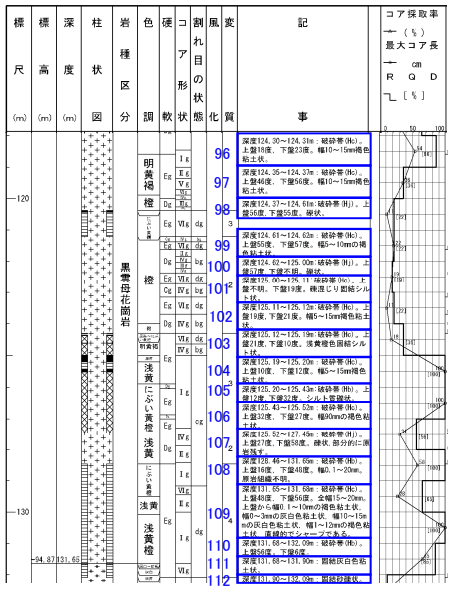
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
92 114.47～131.65m ・黒雲母花崗岩である。
93 ●114.47～114.67m ・破砕部である。 ・浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN56° W85° Eである。 ・上端境界の傾斜は48°，下端境界の傾斜は18°である。
94, 95 ●120.37～121.21m ・破砕部である。 ・主ににぶい黄褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・走向・傾斜はN7° E72° Eである。 ・上端境界の傾斜は56°，下端境界の傾斜は20°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・岩種境界については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
93	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"傾斜67° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
94,95	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

96～112
●124.30～132.09m(浦底断層)
・破砕部である。
・左ずれセンスである。
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN15°W86°Eである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

96～112
●124.30～132.09m(浦底断層)
・破砕部である。
・左ずれセンスである。
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN15°W86°Eである。

審査資料
（令和2年2月7日）

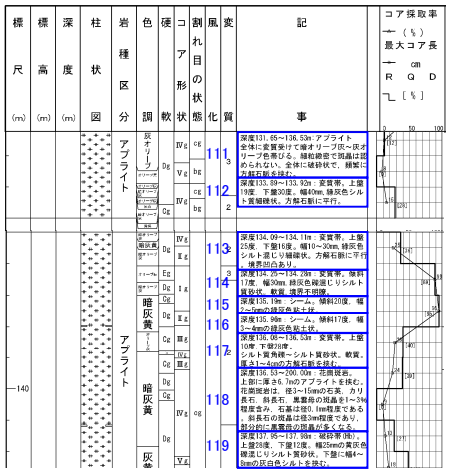
記　事

96～112
●124.30～132.09m(浦底断層)
・破砕部である。
・左ずれセンスである。
・主に褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN15°W86°Eである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
96～112	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では，破砕部に挟まれた区間について，破砕部と同系統の割れ目が分布することから，一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"部分的に原岩残す"，"原岩組織不明"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"直線的でシャープである"との記載については，再観察による最新活動面の平滑さについて，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
111 131.65～136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し，暗オリーブ灰～灰オリーブ色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112 133.89～133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113 134.09～134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114 134.25～134.28m ・変質している。 ・緑灰色礫混じりシルト質砂状で軟質である。
117 136.08～136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫～砂状で軟質である。
118 136.53～200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119 ●137.95～137.98m(f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33°W60°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は12°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
111 131.65～136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し，暗オリーブ灰～灰オリーブ色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112 133.89～133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113 134.09～134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114 134.25～134.28m ・変質している。 ・緑灰色礫混じりシルト質砂状で軟質である。
117 136.08～136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫～砂状で軟質である。
118 136.53～200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119 ●137.95～137.98m(f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33°W60°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は12°である。

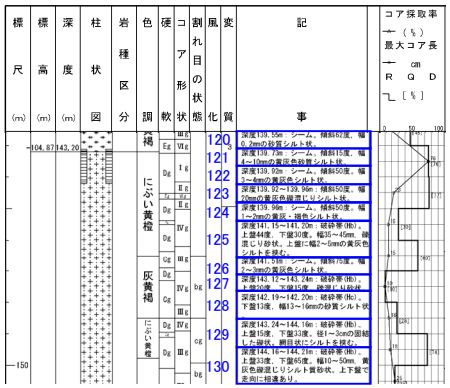
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
111 131.65～136.53m ・安山岩である。 ・全体に変質し，暗オリーブ灰～灰オリーブ色を帯びる。 ・全体に方解石脈を挟む。
112 133.89～133.92m ・変質している。 ・緑灰色シルト質細礫状を呈する。
113 134.09～134.11m ・変質している。 ・緑灰色シルト混じり細礫状を呈する。 ・境界に凹凸あり。
114 134.25～134.28m ・変質している。 ・緑灰色礫混じりシルト質砂状で軟質である。
117 136.08～136.53m ・変質している。 ・シルト質角礫～砂状で軟質である。
118 136.53～200.00m ・花崗斑岩である。 ・上部に幅6.7mのアプライトを挟む。
119 ●137.95～137.98m(f-8-8破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN33°W60°Eである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は28°，下端境界の傾斜は12°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	(誤記)アプライトと書くべきところを誤って安山岩と記載。 ・斑晶については，補足的なものであるため削除。 ・劣化部については，個別に記載することとしており，全体に破砕状であるとのまとめ書きの記載は削除。	変更なし	変更なし
112	・変質している区間の境界傾斜や幅，鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
113	・変質している区間の境界傾斜や幅，鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
114	・変質している区間の境界傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
115,116	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-52,53頁)。	ー	ー
117	・変質している区間の境界傾斜や幅，鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
118	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
119	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

125
●141.15～141.20m
・破砕部である。
・暗灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN76°E26°Sである。
・上端境界の傾斜は44°，下端境界の傾斜は30°である。

127
～
130
●143.12～144.21m(D-34破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm
・走向・傾斜はN39°W64°Eである。
・下端境界の傾斜は13°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

125
●141.15～141.20m
・破砕部である。
・暗灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN76°E26°Sである。
・上端境界の傾斜は44°，下端境界の傾斜は30°である。

127
～
130
●143.12～144.21m(D-34破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm
・走向・傾斜はN39°W64°Eである。
・下端境界の傾斜は13°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

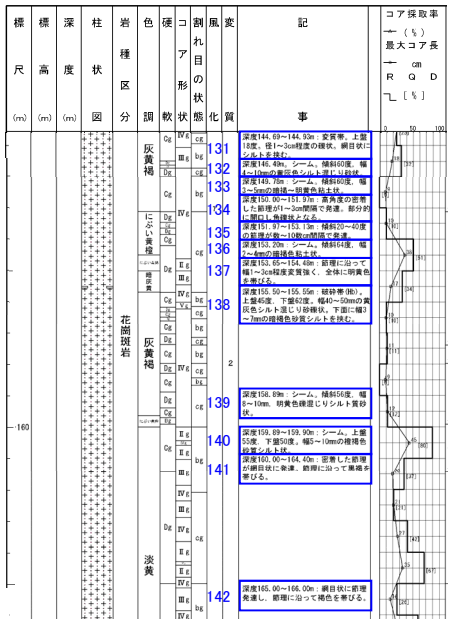
125
●141.15～141.20m
・破砕部である。
・暗灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN76°E26°Sである。
・上端境界の傾斜は44°，下端境界の傾斜は30°である。

127
～
130
●143.12～144.21m(D-34破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄橙色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm
・走向・傾斜はN39°W64°Eである。
・下端境界の傾斜は13°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
120～122,124	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-54～57頁)。	—	—
123	・一部で黄灰色礫混じりシルト状を呈するが，シルトの連続性に乏しいことから削除。	—	—
125	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
126	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-58頁)。	—	—
127～130	・誤記修正(143.19～143.20m→142.19～142.20m)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界については不明瞭であるため削除)。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"網目状にシルトを挟む"との記載については，シルトの連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。 ・"上下盤で走向に相違あり"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	

審査資料案

記事	
131	144.69～144.93m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は18°である。 ・径1～3cm程度の礫状を呈する。 ・網目状にシルトを挟む。
134	150.00～151.97m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
138	●155.50～155.55m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°W86°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は62°である。
141,142	160.00～166.00m ・密着した割れ目が網目状に発達する。 ・割れ目に沿って褐色を帯びる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
131	144.69～144.93m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は18°である。 ・径1～3cm程度の礫状を呈する。 ・網目状にシルトを挟む。
134	150.00～151.97m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
138	●155.50～155.55m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°W86°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は62°である。
141,142	160.00～166.00m ・密着した割れ目が網目状に発達する。 ・割れ目に沿って褐色を帯びる。

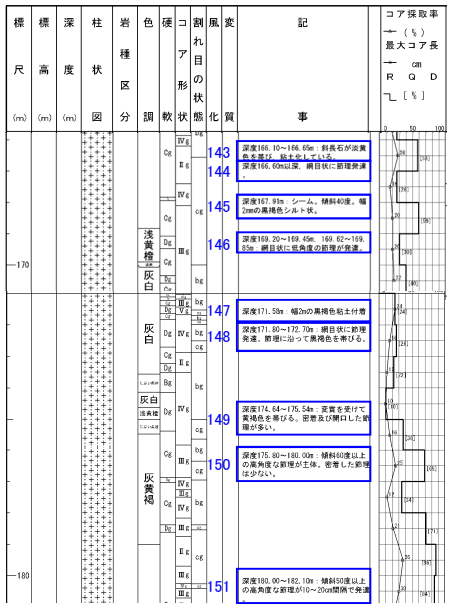
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
131	144.69～144.93m ・変質している。 ・上端境界の傾斜は18°である。 ・径1～3cm程度の礫状を呈する。 ・網目状にシルトを挟む。
134	150.00～151.97m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
138	●155.50～155.55m(f-8-11破砕帯) ・破砕部である。 ・黄灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°W86°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は45°，下端境界の傾斜は62°である。
141,142	160.00～166.00m ・密着した割れ目が網目状に発達する。 ・割れ目に沿って褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	変更なし	変更なし	変更なし
132,133	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-59,60頁)。	—	—
134	・割れ目間隔については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
135	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
136	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-61頁)。	—	—
137	・変質を伴う割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
138	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
139,140	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-62,63頁)。	—	—
141,142	・網目状の割れ目の発達について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記	事
143	166.10～166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び，粘土化している。
146	169.20～169.45m，169.62～169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148	171.80～172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149	174.64～175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており，密着及び開口した割れ目が多い。
151	180.00～182.10m ・高角度の割れ目が10～20cm間隔で発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記	事
143	166.10～166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び，粘土化している。
146	169.20～169.45m，169.62～169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148	171.80～172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149	174.64～175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており，密着及び開口した割れ目が多い。
151	180.00～182.10m ・高角度の割れ目が10～20cm間隔で発達する。

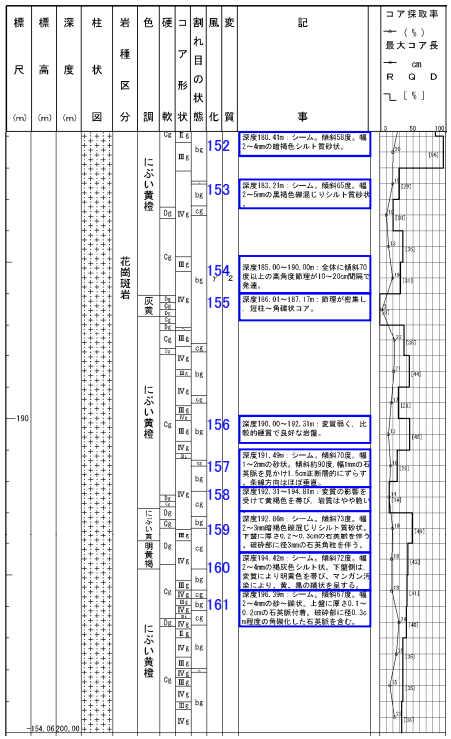
審査資料
（令和2年2月7日）

記	事
143	166.10～166.65m ・斜長石が淡黄色を帯び，粘土化している。
146	169.20～169.45m，169.62～169.85m ・網目状に低角度の割れ目が発達する。
148	171.80～172.70m ・網目状に割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
149	174.64～175.54m ・変質を受けて黄褐色を帯びており，密着及び開口した割れ目が多い。
151	180.00～182.10m ・高角度の割れ目が10～20cm間隔で発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
143	変更なし	変更なし	変更なし
144	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
145	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-64頁)。	—	—
146	変更なし	変更なし	変更なし
147	・粘土が付着するが，連続性に乏しいため削除。	—	—
148	変更なし	変更なし	変更なし
149	変更なし	変更なし	変更なし
150	・割れ目の傾斜，割れ目の密着状態については，補足的なものであるため削除。	—	—
151	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.8

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

154 185.00～190.00m
・全体に高角度の割れ目が10～20cm間隔で発達する。

158 192.31～194.81m
・変質の影響を受けて黄褐色を帯び，岩質はやや脆い。

161 196.39m
・幅1～2mmの石英脈に沿って，砂～礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

154 185.00～190.00m
・全体に高角度の割れ目が10～20cm間隔で発達する。

158 192.31～194.81m
・変質の影響を受けて黄褐色を帯び，岩質はやや脆い。

161 196.39m
・幅1～2mmの石英脈に沿って，砂～礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

154 185.00～190.00m
・全体に高角度の割れ目が10～20cm間隔で発達する。

158 192.31～194.81m
・変質の影響を受けて黄褐色を帯び，岩質はやや脆い。

161 196.39m
・幅1～2mmの石英脈に沿って，砂～礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
152,153	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-65,66頁)。	—	—
154	変更なし	変更なし	変更なし
155	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
156	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
157	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-67頁)。	—	—
158	変更なし	変更なし	変更なし
159,160	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-68,69頁)。	—	—
161	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-70頁)。 ・砂～礫状部の傾斜や幅や粒径については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

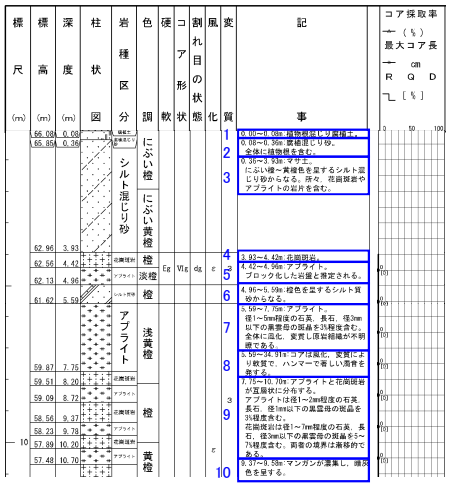
余白

H20-①-2

余白

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～0.08m
・有機質土である。
2 0.00～0.36m
・有機質混じり砂である。
・全体に植物根を含む。
3 0.36～3.93m
・シルト混じり砂である。
・にぶい橙～黄橙色を呈する。
・所々に花崗斑岩やアプライトの岩片を含む。
4 3.93～5.59m
・花崗斑岩である。
5 4.42～4.96m
・アプライトである。
6 4.96～5.59m
・強風化部である。
・シルト質砂状を呈すマサ土からなる。
7 5.59～7.75m
・アプライトである。
・風化，変質し原岩組織が不明瞭である。
8 5.59～34.91m
・風化，変質により軟質で，ハンマーで著しい濁音を発する。
9 7.75～10.70m
・アプライトと花崗斑岩が互層状に分布する
10 9.37～9.58m
・マンガンが濃集し，暗灰色を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～0.08m
・有機質土である。
2 0.00～0.36m
・有機質混じり砂である。
・全体に植物根を含む。
3 0.36～3.93m
・シルト混じり砂である。
・にぶい橙～黄橙色を呈する。
・所々に花崗斑岩やアプライトの岩片を含む。
4 3.93～5.59m
・花崗斑岩である。
5 4.42～4.96m
・アプライトである。
6 4.96～5.59m
・強風化部である。
・シルト質砂状を呈すマサ土からなる。
7 5.59～7.75m
・アプライトである。
・風化，変質し原岩組織が不明瞭である。
8 5.59～34.91m
・風化，変質により軟質で，ハンマーで著しい濁音を発する。
9 7.75～10.70m
・アプライトと花崗斑岩が互層状に分布する
10 9.37～9.58m
・マンガンが濃集し，暗灰色を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

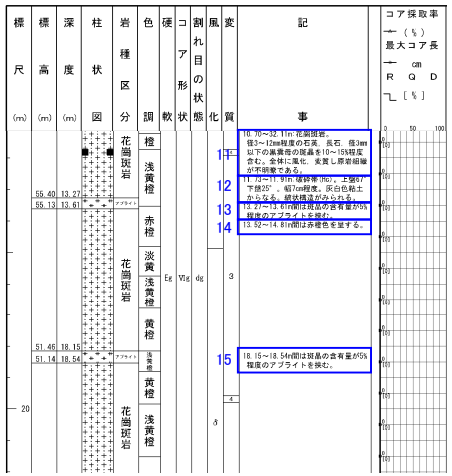
記　事

1 0.00～0.08m
・有機質土である。
2 0.00～0.36m
・有機質混じり砂である。
・全体に植物根を含む。
3 0.36～3.93m
・シルト混じり砂である。
・にぶい橙～黄橙色を呈する。
・所々に花崗斑岩やアプライトの岩片を含む。
4 3.93～5.59m
・花崗斑岩である。
5 4.42～4.96m
・アプライトである。
6 4.96～5.59m
・強風化部である。
・シルト質砂状を呈すマサ土からなる。
7 5.59～7.75m
・アプライトである。
・風化，変質し原岩組織が不明瞭である。
8 5.59～34.91m
・風化，変質により軟質で，ハンマーで著しい濁音を発する。
9 7.75～10.70m
・アプライトと花崗斑岩が互層状に分布する
10 9.37～9.58m
・マンガンが濃集し，暗灰色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(植物根混じり腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・表現の見直し(腐植混じり砂→有機質混じり砂)。 (誤記)上端深度について，0.08mと書くべきところを誤って0.00mと記載。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 (誤記)下端深度について，4.42mと書くべきところを誤って5.59mと記載。	変更なし	変更なし
5	・"ブロック化した岩盤"との記載については，風化を伴う岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6	・当該区間は，風化した岩盤に挟まれることから，風化によりシルト混じり砂状を呈するものと判断し，"強風化部である"と記載。 ・原岩は花崗岩的であることから，"マサ土からなる"と記載。	変更なし	変更なし
7	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

11 10.70～32.11m
・花崗斑岩である。
・全体に風化，変質し原岩組織が不明瞭である。

12 ●11.73～11.91m
・破砕部である。
・主に灰白色の固結粘土状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm
・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は25°である。

13 13.27～13.61m
・アプライトである。

14 13.52～14.81m
・赤橙色化する。

15 18.15～18.54m
・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

11 10.70～32.11m
・花崗斑岩である。
・全体に風化，変質し原岩組織が不明瞭である。

12 ●11.73～11.91m
・破砕部である。
・主に灰白色の固結粘土状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm
・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は25°である。

13 13.27～13.61m
・アプライトである。

14 13.52～14.81m
・赤橙色化する。

15 18.15～18.54m
・アプライトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

11 10.70～32.11m
・花崗斑岩である。
・全体に風化，変質し原岩組織が不明瞭である。

12 ●11.73～11.91m
・破砕部である。
・主に灰白色の固結粘土状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.0cm
・上端境界の傾斜は67°，下端境界の傾斜は25°である。

13 13.27～13.61m
・アプライトである。

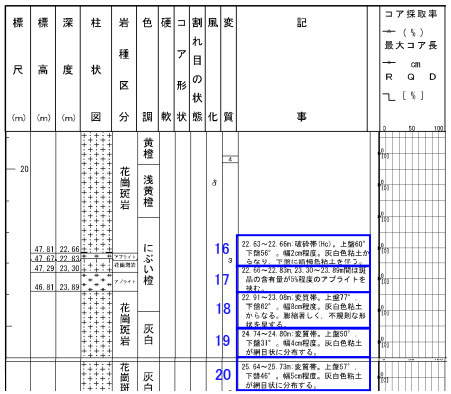
14 13.52～14.81m
・赤橙色化する。

15 18.15～18.54m
・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
12	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"縞状構造がみられる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記事	記事
16	●22.63～22.66m(f-①-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN62°E33°Nである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は56°である。
17	22.66～22.83m，23.30～23.89m ・アプライトである。
18	22.91～23.08m ・変質している。 ・灰白色粘土からなる。 ・膨縮が著しい。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は62°である。
19	24.74～24.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
20	25.64～25.73m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
16	●22.63～22.66m(f-①-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN62°E33°Nである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は56°である。
17	22.66～22.83m，23.30～23.89m ・アプライトである。
18	22.91～23.08m ・変質している。 ・灰白色粘土からなる。 ・膨縮が著しい。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は62°である。
19	24.74～24.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
20	25.64～25.73m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

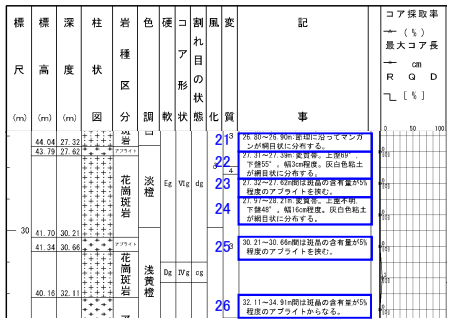
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
16	●22.63～22.66m(f-①-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・灰白色の未固結礫状部及び暗褐色の未固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結礫状部：累計幅1.0cm ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN62°E33°Nである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は56°である。
17	22.66～22.83m，23.30～23.89m ・アプライトである。
18	22.91～23.08m ・変質している。 ・灰白色粘土からなる。 ・膨縮が著しい。 ・上端境界の傾斜は77°，下端境界の傾斜は62°である。
19	24.74～24.80m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
20	25.64～25.73m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
16	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
18	・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
19	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
21 26.80～26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
22 27.31～27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23 27.32～27.62m ・アプライトである。
24 27.97～28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
25 30.21～30.66m ・アプライトである。
a 30.66～30.11m ・花崗斑岩である。
26 32.11～34.91m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
21 26.80～26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
22 27.31～27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23 27.32～27.62m ・アプライトである。
24 27.97～28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
25 30.21～30.66m ・アプライトである。
a 30.66～30.11m ・花崗斑岩である。
26 32.11～34.91m ・アプライトである。

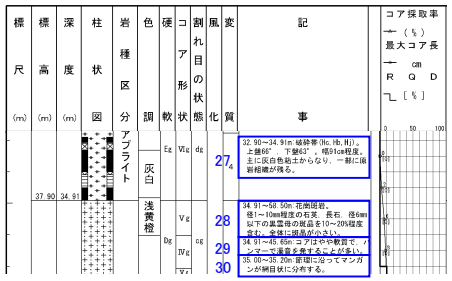
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
21 26.80～26.90m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。
22 27.31～27.39m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23 27.32～27.62m ・アプライトである。
24 27.97～28.21m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
25 30.21～30.66m ・アプライトである。
a 30.66～30.11m ・花崗斑岩である。
26 32.11～34.91m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
24	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 （誤記）32.11mと書くべきところを誤って30.11mと記載。	変更なし	変更なし
26	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
27 ●32.90～34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18°W73°Wである。 ・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は63°である。
28 34.91～115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
29 34.91～45.65m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発することが多い。
30 35.00～35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
27 ●32.90～34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18°W73°Wである。 ・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は63°である。
28 34.91～115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
29 34.91～45.65m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発することが多い。
30 35.00～35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。

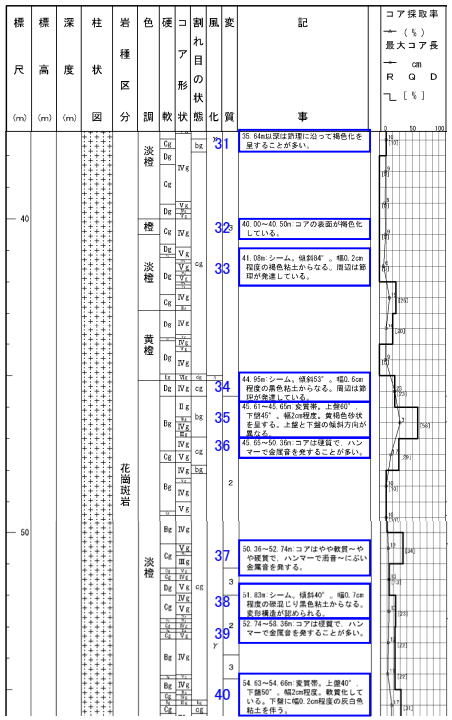
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
27 ●32.90～34.91m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN18°W73°Wである。 ・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は63°である。
28 34.91～115.00m ・花崗斑岩である。 ・全体に斑晶が小さい。
29 34.91～45.65m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発することが多い。
30 35.00～35.20m ・割れ目沿いにマンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"一部に原岩組織が残る"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

31 35.64m以深
・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00～40.50m
・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m
・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m
・幅0.6cmの黒色粘土である。
35 45.61～45.65m
・変質している。
・黄褐色の砂状を呈する。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は45°である。
36 45.65～50.36m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
37 50.36～52.74m
・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
38 51.83m
・幅0.7cmの礫混じり黒色粘土である。
39 52.74～58.36m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
40 54.63～54.66m
・変質している。
・軟質化している。
・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

31 35.64m以深
・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00～40.50m
・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m
・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m
・幅0.6cmの黒色粘土である。
35 45.61～45.65m
・変質している。
・黄褐色の砂状を呈する。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は45°である。
36 45.65～50.36m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
37 50.36～52.74m
・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
38 51.83m
・幅0.7cmの礫混じり黒色粘土である。
39 52.74～58.36m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
40 54.63～54.66m
・変質している。
・軟質化している。
・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。

審査資料
（令和2年2月7日）

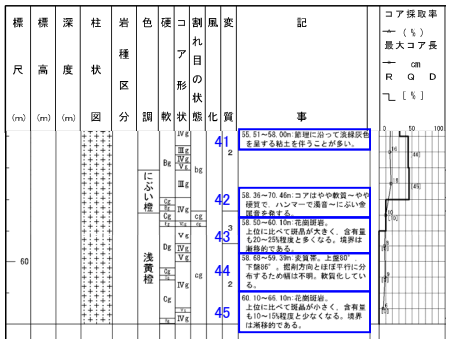
記　事

31 35.64m以深
・割れ目沿いに褐色化することが多い。
32 40.00～40.50m
・コアの表面が褐色化している。
33 41.08m
・幅0.2cmの褐色粘土である。
34 44.95m
・幅0.6cmの黒色粘土である。
35 45.61～45.65m
・変質している。
・黄褐色の砂状を呈する。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は45°である。
36 45.65～50.36m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
37 50.36～52.74m
・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
38 51.83m
・幅0.7cmの礫混じり黒色粘土である。
39 52.74～58.36m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
40 54.63～54.66m
・変質している。
・軟質化している。
・下端に幅約2cmの灰白色粘土を伴う。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	変更なし	変更なし	変更なし
33	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-166頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-167頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・"上盤と下盤の傾斜方向が異なる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-168頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"変形構造が認められる"との記載については，変形構造が不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
41	55.51～58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
42	58.36～70.46m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
44	58.68～59.39m ・変質している。 ・軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
41	55.51～58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
42	58.36～70.46m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
44	58.68～59.39m ・変質している。 ・軟質化している。

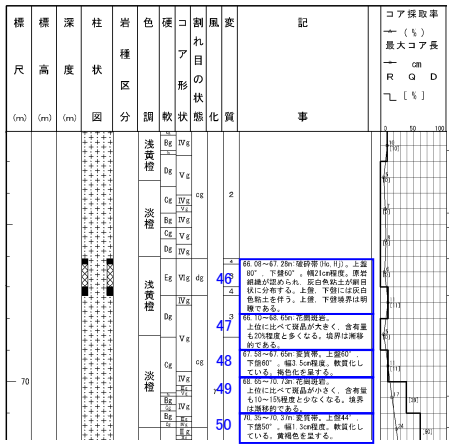
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
41	55.51～58.00m ・割れ目沿いに淡緑灰色の粘土を伴うことが多い。
42	58.36～70.46m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
44	58.68～59.39m ・変質している。 ・軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
43	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
44	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

46 ●66.08～67.28m(f-①-2-4破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° E80° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は60°である。

48 67.58～67.65m
・変質している。
・褐色を呈し軟質化している。

50 70.35～70.37m
・変質している。
・黄褐色を呈し，軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

46 ●66.08～67.28m(f-①-2-4破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° E80° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は60°である。

48 67.58～67.65m
・変質している。
・褐色を呈し軟質化している。

50 70.35～70.37m
・変質している。
・黄褐色を呈し，軟質化している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

46 ●66.08～67.28m(f-①-2-4破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° E80° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は60°である。

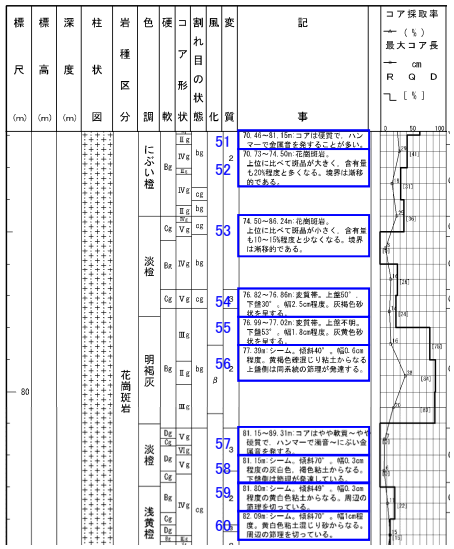
48 67.58～67.65m
・変質している。
・褐色を呈し軟質化している。

50 70.35～70.37m
・変質している。
・黄褐色を呈し，軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められ"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"灰白色粘土が網目状に分布する"との記載については，粘土の連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。 ・"上盤，下盤には灰白色粘土を伴う"との記載については，上記再観察により，連続性に乏しい上盤側の粘土を固結礫状部に含めたこと，及び下盤側の粘土をフィルム状の粘土と認定したことから削除。 ・"上盤，下盤境界は明瞭である"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
48	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
49	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
50	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

51 70.46～81.15m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。

54 76.82～76.86m
・変質している。
・灰褐色の砂状を呈する。

55 76.99～77.02m
・変質している。
・灰黄色の砂状を呈する。

56 77.39m
・幅0.6cmの黄褐色礫混じり粘土からなる。

57 81.15～89.31m
・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。

58 81.15m
・幅0.3cmの灰白色，褐色粘土を挟む。

59 81.80m
・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。

60 82.09m
・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

51 70.46～81.15m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。

54 76.82～76.86m
・変質している。
・灰褐色の砂状を呈する。

55 76.99～77.02m
・変質している。
・灰黄色の砂状を呈する。

56 77.39m
・幅0.6cmの黄褐色礫混じり粘土からなる。

57 81.15～89.31m
・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。

58 81.15m
・幅0.3cmの灰白色，褐色粘土を挟む。

59 81.80m
・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。

60 82.09m
・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

51 70.46～81.15m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。

54 76.82～76.86m
・変質している。
・灰褐色の砂状を呈する。

55 76.99～77.02m
・変質している。
・灰黄色の砂状を呈する。

56 77.39m
・幅0.6cmの黄褐色礫混じり粘土からなる。

57 81.15～89.31m
・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。

58 81.15m
・幅0.3cmの灰白色，褐色粘土を挟む。

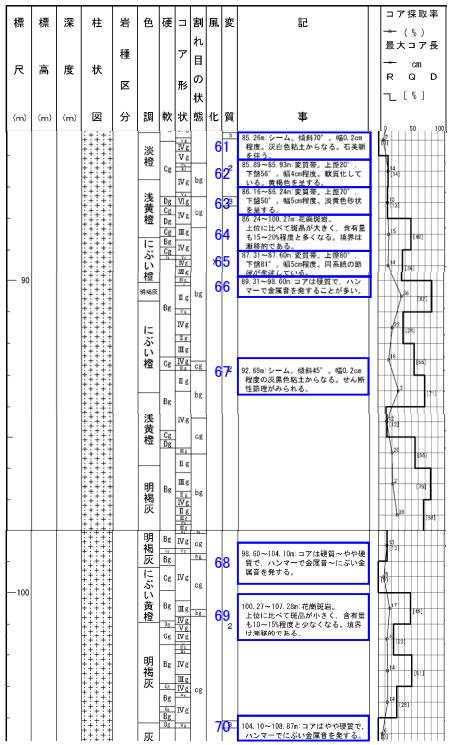
59 81.80m
・幅0.3cmの黄白色粘土を挟む。

60 82.09m
・幅1cmの黄白色粘土混じり砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52,53	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
54	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
55	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
56	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-169頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-170頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-171頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-172頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

61 85.26m
・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み，石英脈を伴う。

62 85.89～85.93m
・変質している。
・黄褐色を呈し軟質化している。

63 86.16～86.24m
・変質している。
・淡黄色の砂状を呈する。

65 87.31～87.60m
・変質している。
・同系統の割れ目が発達している。

66 89.31～98.60m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。

67 92.69m
・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。

68 98.60～104.10m
・硬質～やや硬質で，ハンマーで金属音～にぶい金属音を発する。

70 104.10～108.87m
・やや硬質で，ハンマーでにぶい金属音を発する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

61 85.26m
・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み，石英脈を伴う。

62 85.89～85.93m
・変質している。
・黄褐色を呈し軟質化している。

63 86.16～86.24m
・変質している。
・淡黄色の砂状を呈する。

65 87.31～87.60m
・変質している。
・同系統の割れ目が発達している。

66 89.31～98.60m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。

67 92.69m
・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。

68 98.60～104.10m
・硬質～やや硬質で，ハンマーで金属音～にぶい金属音を発する。

70 104.10～108.87m
・やや硬質で，ハンマーでにぶい金属音を発する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

61 85.26m
・幅0.2cmの灰白色粘土を挟み，石英脈を伴う。

62 85.89～85.93m
・変質している。
・黄褐色を呈し軟質化している。

63 86.16～86.24m
・変質している。
・淡黄色の砂状を呈する。

65 87.31～87.60m
・変質している。
・同系統の割れ目が発達している。

66 89.31～98.60m
・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。

67 92.69m
・幅0.2cmの灰黒色粘土からなる。

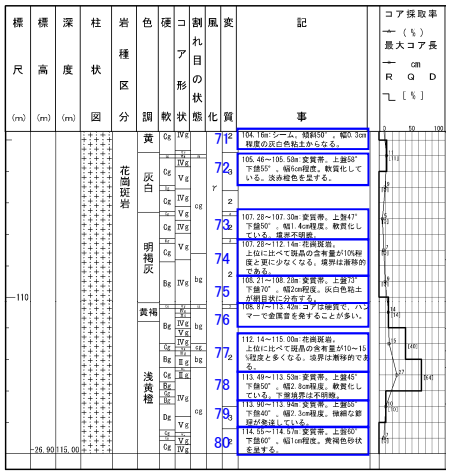
68 98.60～104.10m
・硬質～やや硬質で，ハンマーで金属音～にぶい金属音を発する。

70 104.10～108.87m
・やや硬質で，ハンマーでにぶい金属音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-173頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
63	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，区間長を記載していることから削除。	変更なし	変更なし
64	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
65	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-174頁)。 ・シームの傾斜や当該区間の周囲における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
70	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

71 104.16m
・幅0.3cmの灰白色粘土からなる。
72 105.46～105.58m
・変質している。
・淡赤褐色を呈し軟質化している。
73 107.28～107.30m
・変質している。
・軟質化している。
75 108.21～108.28m
・変質している。
・灰白色の粘土が網目状に分布する。
76 108.87～113.42m
・コアは硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
78 113.49～113.53m
・変質している。
・軟質化している。
79 113.90～113.94m
・変質している。
・微細な割れ目が発達している。
80 114.55～114.57m
・変質している。
・黄褐色の砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

71 104.16m
・幅0.3cmの灰白色粘土からなる。
72 105.46～105.58m
・変質している。
・淡赤褐色を呈し軟質化している。
73 107.28～107.30m
・変質している。
・軟質化している。
75 108.21～108.28m
・変質している。
・灰白色の粘土が網目状に分布する。
76 108.87～113.42m
・コアは硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
78 113.49～113.53m
・変質している。
・軟質化している。
79 113.90～113.94m
・変質している。
・微細な割れ目が発達している。
80 114.55～114.57m
・変質している。
・黄褐色の砂状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

71 104.16m
・幅0.3cmの灰白色粘土からなる。
72 105.46～105.58m
・変質している。
・淡赤褐色を呈し軟質化している。
73 107.28～107.30m
・変質している。
・軟質化している。
75 108.21～108.28m
・変質している。
・灰白色の粘土が網目状に分布する。
76 108.87～113.42m
・コアは硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
78 113.49～113.53m
・変質している。
・軟質化している。
79 113.90～113.94m
・変質している。
・微細な割れ目が発達している。
80 114.55～114.57m
・変質している。
・黄褐色の砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-175頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
72	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・変質している区間の幅，境界傾斜，境界の不明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
75	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
76	変更なし	変更なし	変更なし
77	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
78	・変質している区間の幅，境界傾斜，境界の不明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
79	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
80	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

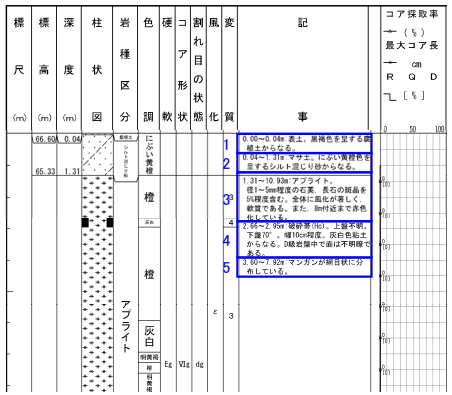
余白

H20-①-1

余白

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
2	0.00～1.31m ・シルト混じり砂である。
1	0.00～0.04m ・黒褐色を呈する有機質土からなる。
3	1.31～10.93m ・アプライトである。 ・風化が著しく軟質である。
4	●2.66～2.95m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・上端境界の傾斜は不明，下端境界の傾斜は54°である。
5	3.60～7.92m ・マンガンが網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
2	0.00～1.31m ・シルト混じり砂である。
1	0.00～0.04m ・黒褐色を呈する有機質土からなる。
3	1.31～10.93m ・アプライトである。 ・風化が著しく軟質である。
4	●2.66～2.95m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・上端境界の傾斜は不明，下端境界の傾斜は54°である。
5	3.60～7.92m ・マンガンが網目状に分布する。

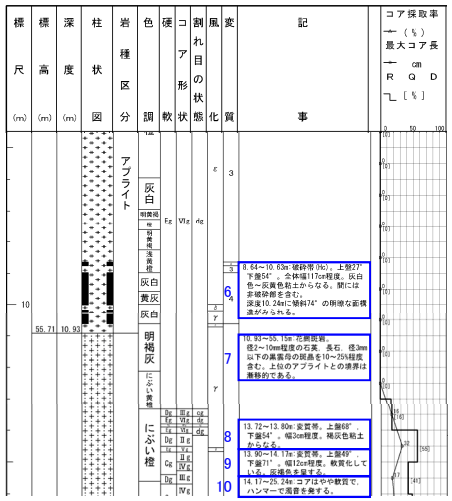
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
2	0.00～1.31m ・シルト混じり砂である。
1	0.00～0.04m ・黒褐色を呈する有機質土からなる。
3	1.31～10.93m ・アプライトである。 ・風化が著しく軟質である。
4	●2.66～2.95m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・上端境界の傾斜は不明，下端境界の傾斜は54°である。
5	3.60～7.92m ・マンガンが網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，マサ土，色調については削除。 ・区間の上端深度については，表土部分を含め深度0.00mと記載。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“面は不明瞭である”との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

6 ●8.64～10.63m(D-6破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・上端境界の傾斜は27°，下端境界の傾斜は54°である。

7 10.93～55.15m
・花崗斑岩である。

8 13.72～13.80m
・変質している。
・灰褐色粘土からなる。

9 13.90～14.17m
・変質している。
・灰褐色を呈し，軟質化する。

10 14.17～25.24m
・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

6 ●8.64～10.63m(D-6破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・上端境界の傾斜は27°，下端境界の傾斜は54°である。

7 10.93～55.15m
・花崗斑岩である。

8 13.72～13.80m
・変質している。
・灰褐色粘土からなる。

9 13.90～14.17m
・変質している。
・灰褐色を呈し，軟質化する。

10 14.17～25.24m
・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

6 ●8.64～10.63m(D-6破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰黄色の固結礫状部からなる。
・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・上端境界の傾斜は27°，下端境界の傾斜は54°である。

7 10.93～55.15m
・花崗斑岩である。

8 13.72～13.80m
・変質している。
・灰褐色粘土からなる。

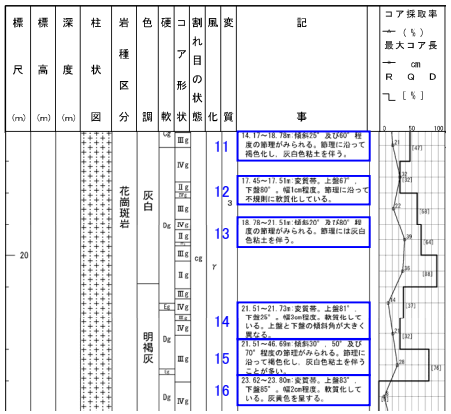
9 13.90～14.17m
・変質している。
・灰褐色を呈し，軟質化する。

10 14.17～25.24m
・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
7	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・幅については，区間長を記載していることから削除。 (誤記)褐灰と書くべきところを誤って灰褐と記載。	変更なし	変更なし
9	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
11 14.17～18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45～17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78～21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51～21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51～46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16,a ●23.62～24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81° ，下端境界の傾斜は25° である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
11 14.17～18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45～17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78～21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51～21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51～46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16,a ●23.62～24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81° ，下端境界の傾斜は25° である。

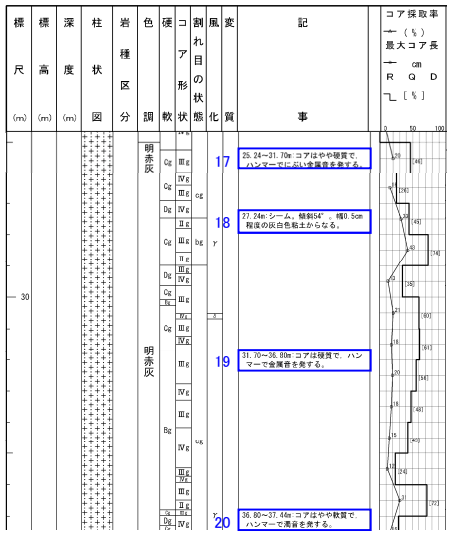
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
11 14.17～18.78m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
12 17.45～17.51m ・変質している。 ・割れ目沿いに軟質化する。
13 18.78～21.51m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴う。
14 21.51～21.73m ・変質している。 ・軟質化する。
15 21.51～46.69m ・割れ目沿いに灰白色粘土を伴うことが多い。
16,a ●23.62～24.62m(D-19破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25° E72° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81° ，下端境界の傾斜は25° である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜及び割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の傾斜及び割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16,a	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-35頁)。 ・上記再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　　事

審査資料案

記事	記　　事
17	25.24～31.70m ・やや硬質で，ハンマーでにぶい金属音を発する。
18	27.24m ・幅0.5cmの灰白色粘土からなる。
19	31.70～36.80m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
20	36.80～37.44m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　　事
17	25.24～31.70m ・やや硬質で，ハンマーでにぶい金属音を発する。
18	27.24m ・幅0.5cmの灰白色粘土からなる。
19	31.70～36.80m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
20	36.80～37.44m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。

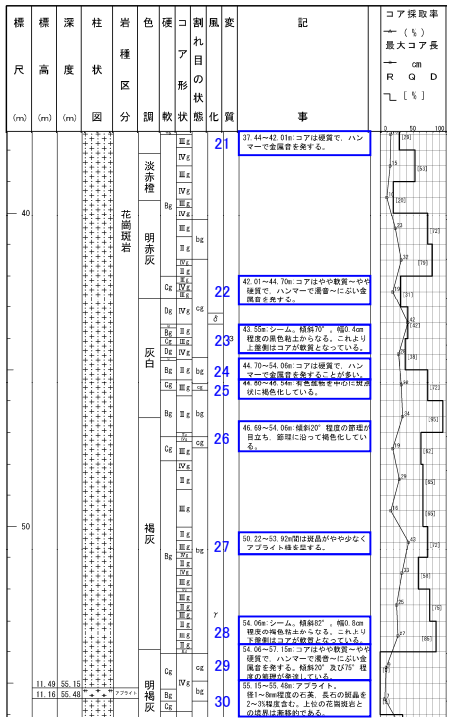
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　　事
17	25.24～31.70m ・やや硬質で，ハンマーでにぶい金属音を発する。
18	27.24m ・幅0.5cmの灰白色粘土からなる。
19	31.70～36.80m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
20	36.80～37.44m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-161頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	事

審査資料案

記事	事
21	37.44～42.01m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
22	42.01～44.70m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70～54.06m ・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80～46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69～54.06m ・割れ目沿いに褐色化している。
27	50.22～53.92m ・斑晶がやや少なく，アプライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06～57.15m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15～55.48m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	事
21	37.44～42.01m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
22	42.01～44.70m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70～54.06m ・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80～46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69～54.06m ・割れ目沿いに褐色化している。
27	50.22～53.92m ・斑晶がやや少なく，アプライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06～57.15m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15～55.48m ・アプライトである。

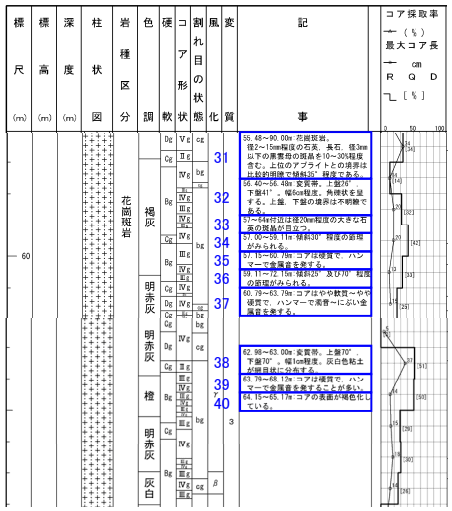
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	事
21	37.44～42.01m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
22	42.01～44.70m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
23	43.55m ・幅0.4cmの黒色粘土からなる。これより上端側はコアが軟質化する。
24	44.70～54.06m ・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
25	44.80～46.54m ・有色鉱物を中心に斑点状に褐色化している。
26	46.69～54.06m ・割れ目沿いに褐色化している。
27	50.22～53.92m ・斑晶がやや少なく，アプライト様を呈する。
28	54.06m ・幅0.8cmの褐色粘土からなる。下端側は軟質である。
29	54.06～57.15m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
30	55.15～55.48m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-162頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-163頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
31	55.48～90.00m ・花崗斑岩である。
32	56.40～56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し，幅6cmである。
33	57.00～64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34	57.00～59.11m ・割れ目が分布する。
35	57.15～60.79m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
36	59.11～72.15m ・割れ目が分布する。
37	60.79～63.79m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
38	62.98～63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの網目状に分布する。
39	63.79～68.12m ・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
40	64.15～65.17m ・コアの表面が褐色化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
31	55.48～90.00m ・花崗斑岩である。
32	56.40～56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し，幅6cmである。
33	57.00～64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34	57.00～59.11m ・割れ目が分布する。
35	57.15～60.79m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
36	59.11～72.15m ・割れ目が分布する。
37	60.79～63.79m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
38	62.98～63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの網目状に分布する。
39	63.79～68.12m ・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
40	64.15～65.17m ・コアの表面が褐色化している。

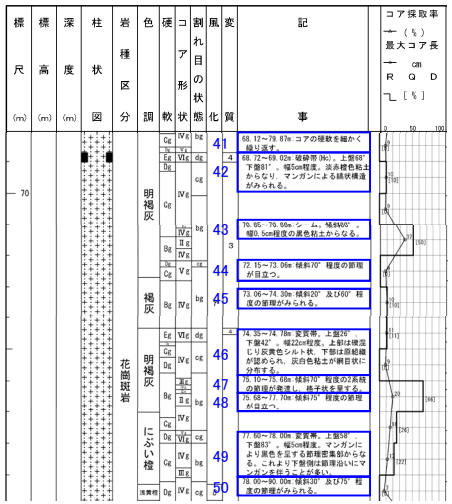
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
31	55.48～90.00m ・花崗斑岩である。
32	56.40～56.48m ・変質している。 ・角礫状を呈し，幅6cmである。
33	57.00～64.00m付近 ・径20mm程度の大きな石英の斑晶が目立つ。
34	57.00～59.11m ・割れ目が分布する。
35	57.15～60.79m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
36	59.11～72.15m ・割れ目が分布する。
37	60.79～63.79m ・やや軟質～やや硬質で，ハンマーで濁音～にぶい金属音を発する。
38	62.98～63.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が幅1cmの網目状に分布する。
39	63.79～68.12m ・硬質で，ハンマーで金属音を発することが多い。
40	64.15～65.17m ・コアの表面が褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界の明瞭さや境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・変質している区間の境界の明瞭さや境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
41	68.12～79.87m ・硬軟を細かく繰り返す。
42	●68.72～69.02m(f-①-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤橙色の固結礫状部からなる。 ・淡赤橙色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36°E66°Wである。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
43	70.85～70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15～73.06m ・割れ目が目立つ。
45	73.06～74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35～74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状，下部は灰白色粘土が網目状に分布する。
47	75.10～75.68m ・2系統の割れ目が発達し，格子状を呈する。
48	75.68～77.70m ・割れ目が目立つ。
49	77.60～78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00～90.00m ・割れ目が分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
41	68.12～79.87m ・硬軟を細かく繰り返す。
42	●68.72～69.02m(f-①-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤橙色の固結礫状部からなる。 ・淡赤橙色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36°E66°Wである。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
43	70.85～70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15～73.06m ・割れ目が目立つ。
45	73.06～74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35～74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状，下部は灰白色粘土が網目状に分布する。
47	75.10～75.68m ・2系統の割れ目が発達し，格子状を呈する。
48	75.68～77.70m ・割れ目が目立つ。
49	77.60～78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00～90.00m ・割れ目が分布する。

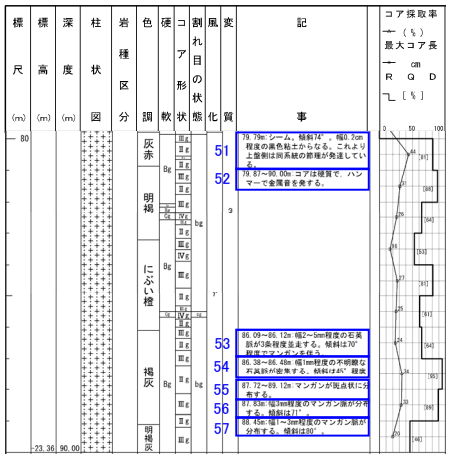
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
41	68.12～79.87m ・硬軟を細かく繰り返す。
42	●68.72～69.02m(f-①-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に淡赤橙色の固結礫状部からなる。 ・淡赤橙色の未固結粘土状部：累計幅4.7cm ・走向・傾斜はN36°E66°Wである。 ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は81°である。 ・マンガンの縞状構造を伴う。
43	70.85～70.88m ・幅0.5cmの黒色粘土からなる。
44	72.15～73.06m ・割れ目が目立つ。
45	73.06～74.30m ・割れ目が分布する。
46	74.35～74.78m ・変質している。 ・上部は灰黄色の礫混じりシルト状，下部は灰白色粘土が網目状に分布する。
47	75.10～75.68m ・2系統の割れ目が発達し，格子状を呈する。
48	75.68～77.70m ・割れ目が目立つ。
49	77.60～78.00m ・変質している。 ・マンガンを伴う割れ目密集部である。
50	78.00～90.00m ・割れ目が分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
43	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-164頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・幅については，区間長を記載していることから削除。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・当該区間より下盤側における割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
51	79.79m ・幅0.2cmの黒色粘土からなる。
52	79.87～90.00m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
53	86.09～86.12m ・幅2～5mmの石英脈が3条程度並走する。 ・マンガンを伴う。
54	86.38～86.48m ・幅約1mmの不明瞭な石英脈が密集する。
55	87.72～89.12m ・マンガンが斑点状に分布する。
56	87.83m ・幅約3mmのマンガン脈が分布する。
57	88.45m ・幅1～3mmのマンガン脈が分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
51	79.79m ・幅0.2cmの黒色粘土からなる。
52	79.87～90.00m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
53	86.09～86.12m ・幅2～5mmの石英脈が3条程度並走する。 ・マンガンを伴う。
54	86.38～86.48m ・幅約1mmの不明瞭な石英脈が密集する。
55	87.72～89.12m ・マンガンが斑点状に分布する。
56	87.83m ・幅約3mmのマンガン脈が分布する。
57	88.45m ・幅1～3mmのマンガン脈が分布する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
51	79.79m ・幅0.2cmの黒色粘土からなる。
52	79.87～90.00m ・硬質で，ハンマーで金属音を発する。
53	86.09～86.12m ・幅2～5mmの石英脈が3条程度並走する。 ・マンガンを伴う。
54	86.38～86.48m ・幅約1mmの不明瞭な石英脈が密集する。
55	87.72～89.12m ・マンガンが斑点状に分布する。
56	87.83m ・幅約3mmのマンガン脈が分布する。
57	88.45m ・幅1～3mmのマンガン脈が分布する。

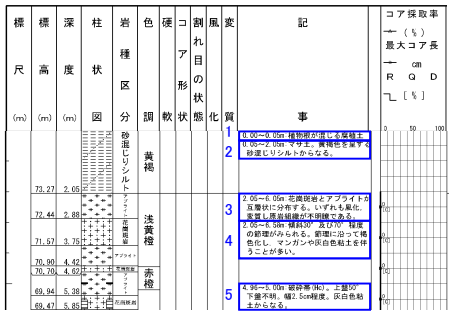
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-165頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・当該区間の上盤側における割れ目の傾向については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	・石英脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・石英脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
55	変更なし	変更なし	変更なし
56	・マンガン脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	・マンガン脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-3

余白

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記　事
a	0.00～2.05m ・砂混じりシルトである。
1	0.00～0.05m ・植物根が混じる有機質土。
2	0.05～2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05～6.05m ・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。 ・風化，変質し原岩組織が不明瞭である。
5	●4.96～5.00m ・破砕部である。 ・主に赤橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN83°E40°Nである。 ・上端境界の傾斜は50°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
a	0.00～2.05m ・砂混じりシルトである。
1	0.00～0.05m ・植物根が混じる有機質土。
2	0.05～2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05～6.05m ・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。 ・風化，変質し原岩組織が不明瞭である。
5	●4.96～5.00m ・破砕部である。 ・主に赤橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN83°E40°Nである。 ・上端境界の傾斜は50°である。

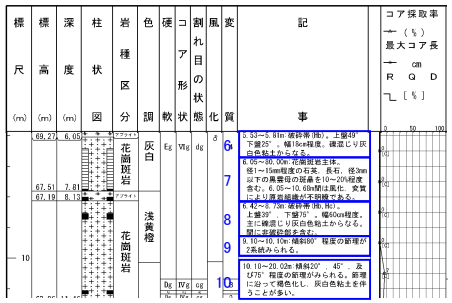
審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
a	0.00～2.05m ・砂混じりシルトである。
1	0.00～0.05m ・植物根が混じる有機質土。
2	0.05～2.05m ・黄褐色を呈するマサ土である。
3	2.05～6.05m ・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。 ・風化，変質し原岩組織が不明瞭である。
5	●4.96～5.00m ・破砕部である。 ・主に赤橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.2cm ・走向・傾斜はN83°E40°Nである。 ・上端境界の傾斜は50°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて砂混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの変色，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが，破砕部の区間を除き，いずれも系統的でなく，連続性に乏しいことから削除。	―	―
5	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
6 ●5.53～5.81m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E55° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°，下端境界の傾斜は25°である。
7 6.05～80.00m ・花崗斑岩主体である。
8 ●6.42～8.73m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN12° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は39°，下端境界の傾斜は75°である。
b 7.81～8.13m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
6 ●5.53～5.81m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E55° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°，下端境界の傾斜は25°である。
7 6.05～80.00m ・花崗斑岩主体である。
8 ●6.42～8.73m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN12° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は39°，下端境界の傾斜は75°である。
b 7.81～8.13m ・アプライトである。

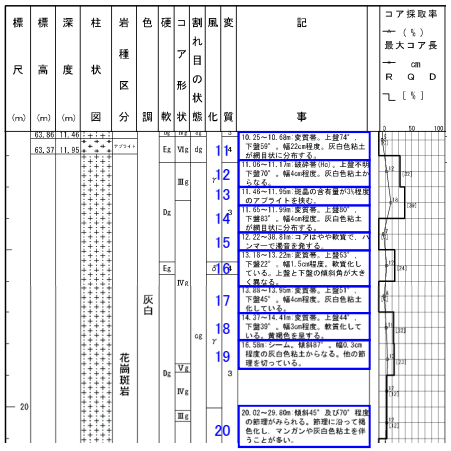
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
6 ●5.53～5.81m ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E55° Wである。 ・上端境界の傾斜は49°，下端境界の傾斜は25°である。
7 6.05～80.00m ・花崗斑岩主体である。
8 ●6.42～8.73m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN12° E74° Wである。 ・上端境界の傾斜は39°，下端境界の傾斜は75°である。
b 7.81～8.13m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
7	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"間に非破砕部を挟む"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
10	・割れ目沿いの変色，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが，変質部及び破砕部の区間を除き，いずれも系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
11 10.25～10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
12 ●11.06～11.17m(f-①-3-4破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下端境界の傾斜は70° である。
13 11.46～11.95m ・アプライトである。
14 11.65～11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15 12.22～38.81m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。
16 13.18～13.22m ・変質している。
17 13.88～13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
18 14.37～14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し，軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
11 10.25～10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
12 ●11.06～11.17m(f-①-3-4破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下端境界の傾斜は70° である。
13 11.46～11.95m ・アプライトである。
14 11.65～11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15 12.22～38.81m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。
16 13.18～13.22m ・変質している。
17 13.88～13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
18 14.37～14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し，軟質化している。

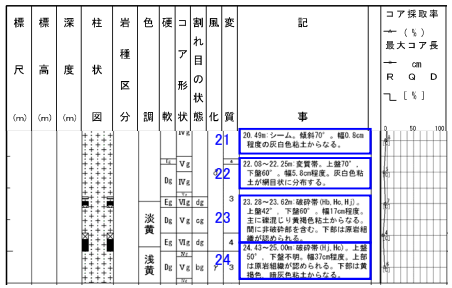
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
11 10.25～10.68m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
12 ●11.06～11.17m(f-①-3-4破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は4.0cmである。 ・走向・傾斜はN11° W85° Wである。 ・下端境界の傾斜は70° である。
13 11.46～11.95m ・アプライトである。
14 11.65～11.99m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15 12.22～38.81m ・やや軟質で，ハンマーで濁音を発する。
16 13.18～13.22m ・変質している。
17 13.88～13.95m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
18 14.37～14.41m ・変質している。 ・黄褐色を呈し，軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
17	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-176頁)。	―	―
20	・割れ目沿いの変色，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが，変質部及び破砕部の区間を除き，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
22 22.08～22.25m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23 ●23.28～23.62m(f-①-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°E48°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は60°である。
24 ●24.43～25.00m(f-①-3-6破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°W64°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
22 22.08～22.25m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23 ●23.28～23.62m(f-①-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°E48°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は60°である。
24 ●24.43～25.00m(f-①-3-6破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°W64°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

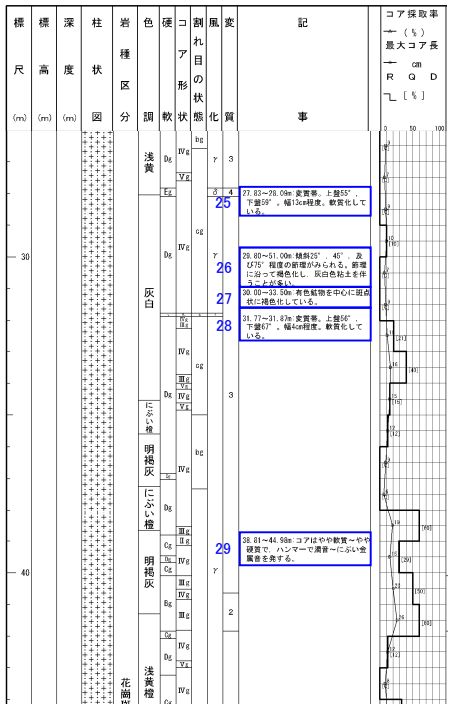
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
22 22.08～22.25m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
23 ●23.28～23.62m(f-①-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN12°E48°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は60°である。
24 ●24.43～25.00m(f-①-3-6破砕帯) ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN26°W64°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は50°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-177頁)。	―	―
22	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"間に非破砕部を含む"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"原岩組織が認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
26 29.80～51.00m ・割れ目沿いに褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00～33.50m ・斑点状に褐色化している。
28 31.77～31.87m ・変質している。 ・軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
26 29.80～51.00m ・割れ目沿いに褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00～33.50m ・斑点状に褐色化している。
28 31.77～31.87m ・変質している。 ・軟質化している。

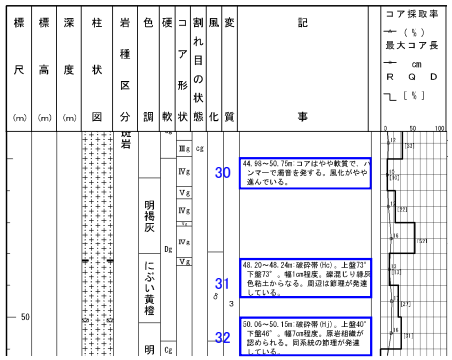
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
26 29.80～51.00m ・割れ目沿いに褐色化し，灰白色粘土を伴うことが多い。
27 30.00～33.50m ・斑点状に褐色化している。
28 31.77～31.87m ・変質している。 ・軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
26	・割れ目沿いの変色，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を伴うが，変質部及び破砕部の区間を除き，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の幅や境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
31 ●48.20～48.24m(f-①-3-7破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN35°E69°Wである。 ・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は73°である。
32 ●50.06～50.15m(f-①-3-8破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN38°E61°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界の傾斜は46°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
31 ●48.20～48.24m(f-①-3-7破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN35°E69°Wである。 ・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は73°である。
32 ●50.06～50.15m(f-①-3-8破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN38°E61°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界の傾斜は46°である。

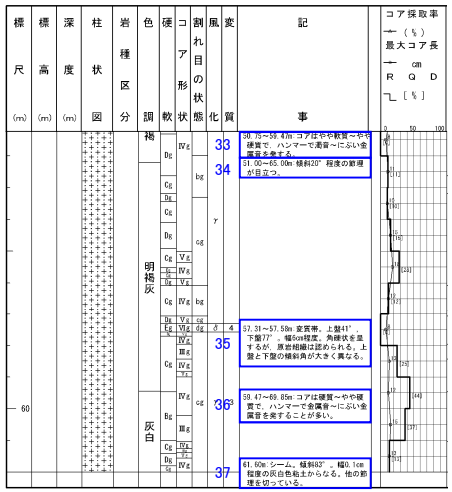
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
31 ●48.20～48.24m(f-①-3-7破砕帯) ・破砕部である。 ・主に黄褐色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm ・走向・傾斜はN35°E69°Wである。 ・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は73°である。
32 ●50.06～50.15m(f-①-3-8破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN38°E61°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は40°，下端境界の傾斜は46°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	・硬軟，風化については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
31	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"周辺は節理が発達している"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"同系統の節理が発達している"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

34 51.00～65.00m
・割れ目が目立つ。

35 57.31～57.58m
・変質している。
・角礫状を呈するが，原岩組織は残る。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

34 51.00～65.00m
・割れ目が目立つ。

35 57.31～57.58m
・変質している。
・角礫状を呈するが，原岩組織は残る。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

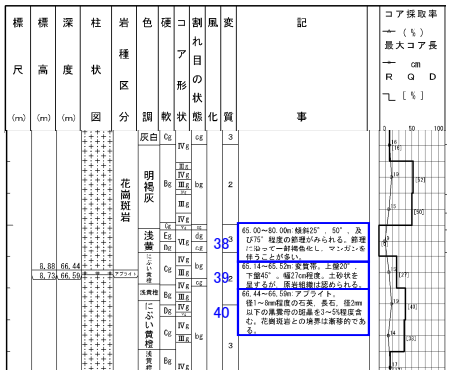
34 51.00～65.00m
・割れ目が目立つ。

35 57.31～57.58m
・変質している。
・角礫状を呈するが，原岩組織は残る。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
34	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
37	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-178頁)。	―	―

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

39,c
●65.14～65.89m(D-19破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN49° E71° Nである。
・幅12mmの粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は45°である。

40
66.44～66.59m
・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

39,c
●65.14～65.89m(D-19破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN49° E71° Nである。
・幅12mmの粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は45°である。

40
66.44～66.59m
・アプライトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

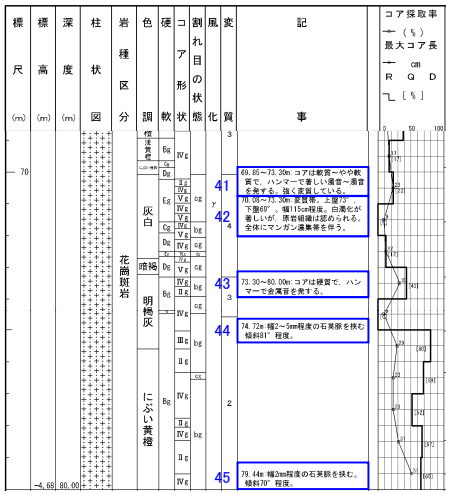
39,c
●65.14～65.89m(D-19破砕帯)
・破砕部である。
・浅黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN49° E71° Nである。
・幅12mmの粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は20°，下端境界の傾斜は45°である。

40
66.44～66.59m
・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
39,c	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-36頁)。 ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，幅12mmの粘土を記載。	変更なし	変更なし
40	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

42,d ●72.50～72.66m（f-①-1-3破砕帯）
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は69°である。

44 74.72m
・幅2～5mmの石英脈を挟む。

45 79.44m
・幅2mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

42,d ●72.50～72.66m（f-①-1-3破砕帯）
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は69°である。

44 74.72m
・幅2～5mmの石英脈を挟む。

45 79.44m
・幅2mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

42,d ●72.50～72.66m（f-①-1-3破砕帯）
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN40° E72° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は69°である。

44 74.72m
・幅2～5mmの石英脈を挟む。

45 79.44m
・幅2mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
41	・変質を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
42,d	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明（補足説明資料4　補足4-37頁）。 ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・"原岩組織は認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"マンガン濃集帯"の記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
44	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

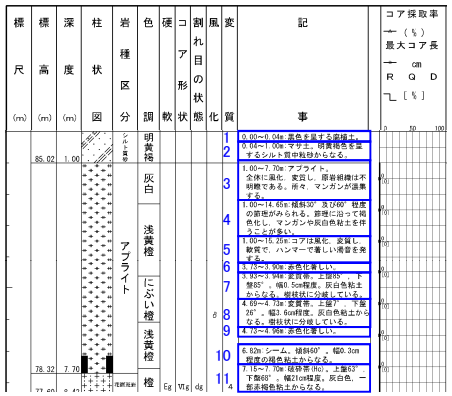
余白

H20-①-4

余白

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
a	0.00～1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00～0.04m ・有機質土である。
2	0.04～1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00～7.70m ・アプライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々でマンガンが濃集する。
4	1.00～14.65m ・割れ目沿いに褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73～3.90m ・赤色化が著しい。
7,8,10,11	●3.93～7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淺黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は68°である。
9	4.73～4.96m ・赤色化が著しい。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
a	0.00～1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00～0.04m ・有機質土である。
2	0.04～1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00～7.70m ・アプライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々でマンガンが濃集する。
4	1.00～14.65m ・割れ目沿いに褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73～3.90m ・赤色化が著しい。
7,8,10,11	●3.93～7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淺黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は68°である。
9	4.73～4.96m ・赤色化が著しい。

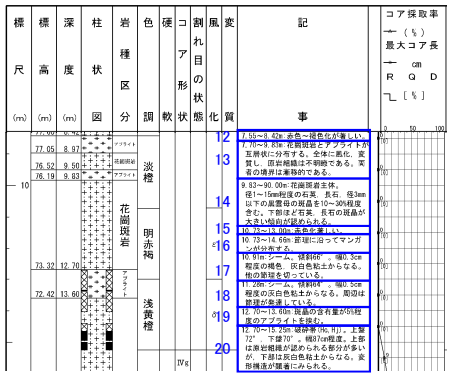
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
a	0.00～1.00m ・シルト質砂である。
1	0.00～0.04m ・有機質土である。
2	0.04～1.00m ・中粒砂主体である。
3	1.00～7.70m ・アプライトである。 ・原岩組織は不明瞭である。 ・所々でマンガンが濃集する。
4	1.00～14.65m ・割れ目沿いに褐色化し，マンガンや灰白色粘土を伴うことが多い。
6	3.73～3.90m ・赤色化が著しい。
7,8,10,11	●3.93～7.70m(D-5破砕帯) ・破砕部である。 ・主に淺黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は68°である。
9	4.73～4.96m ・赤色化が著しい。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2	・マサ土，色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・風化・変質の程度については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
4	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	・風化・変質を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	―	―
6	変更なし	変更なし	変更なし
7,8,10,11	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-179頁)。 ・報告書から申請書提出までの間に行った再観察により上端深度を見直し。再観察では，破砕部と同系統の高角度な割れ目が分布し，原岩組織が不明瞭となっている区間を含め，一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察により上端深度を見直し。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　　事

審査資料案

記事	記　　事
12	7.55～8.42m ・赤～褐色化が著しい。
13	7.70～9.83m ・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。
14	9.83～90.00m ・花崗斑岩が主体である。
15	10.73～13.00m ・赤色化が著しい。
16	10.73～14.66m ・割れ目沿いにマンガンが分布する。
b	●12.25～12.26m(f-①-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・境界の傾斜は40°である。
19	12.70～13.60m ・アプライトである。
20	●12.70～15.25m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32°E80°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は70°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　　事
12	7.55～8.42m ・赤～褐色化が著しい。
13	7.70～9.83m ・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。
14	9.83～90.00m ・花崗斑岩が主体である。
15	10.73～13.00m ・赤色化が著しい。
16	10.73～14.66m ・割れ目沿いにマンガンが分布する。
b	●12.25～12.26m(f-①-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・境界の傾斜は40°である。
19	12.70～13.60m ・アプライトである。
20	●12.70～15.25m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32°E80°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は70°である。

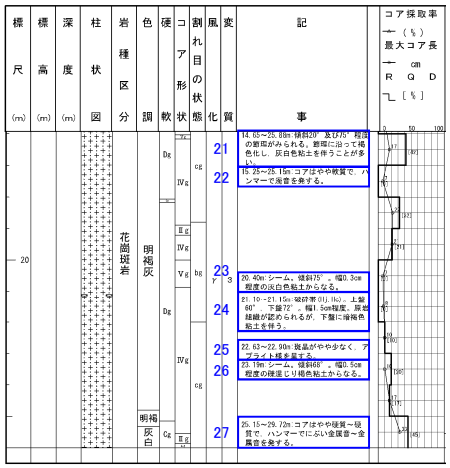
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　　事
12	7.55～8.42m ・赤～褐色化が著しい。
13	7.70～9.83m ・花崗斑岩とアプライトが互層状に分布する。
14	9.83～90.00m ・花崗斑岩が主体である。
15	10.73～13.00m ・赤色化が著しい。
16	10.73～14.66m ・割れ目沿いにマンガンが分布する。
b	●12.25～12.26m(f-①-2-2破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・境界の傾斜は40°である。
19	12.70～13.60m ・アプライトである。
20	●12.70～15.25m(D-6破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明赤褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅6.8cm ・走向・傾斜はN32°E80°Wである。 ・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・風化・変質の程度については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-180頁)。	ー	ー
18	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-181頁)。	ー	ー
b	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-38頁)。 ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められる部分が多い"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"変形構造が顕著にみられる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

24 ●21.10～21.15m(f-①-4-3破砕帯)
・破砕部である。
・明褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN19°E74°Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は72°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

24 ●21.10～21.15m(f-①-4-3破砕帯)
・破砕部である。
・明褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN19°E74°Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は72°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

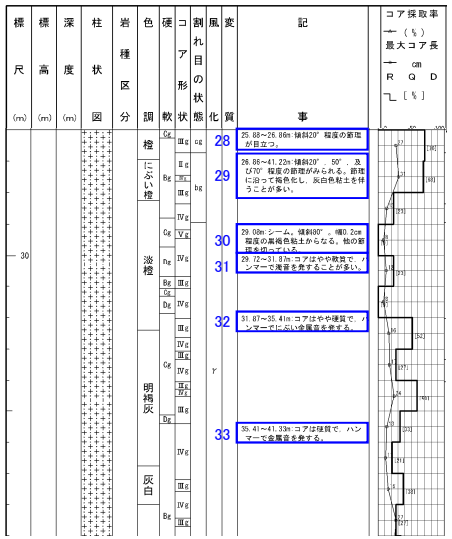
記　事

24 ●21.10～21.15m(f-①-4-3破砕帯)
・破砕部である。
・明褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN19°E74°Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は72°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を伴うが，破砕部の区間を除き，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
22	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
23	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-182頁)。	―	―
24	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・"原岩組織が認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
25	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
26	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-183頁)。	―	―
27	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
28 25.88～26.86m ・低角度の割れ目が目立つ。
31 29.72～31.87m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。
c ●31.63～31.87m(f-①-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN6°E55°Wである。
32,33 31.87～41.33m ・割れ目が多く，柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
28 25.88～26.86m ・低角度の割れ目が目立つ。
31 29.72～31.87m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。
c ●31.63～31.87m(f-①-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN6°E55°Wである。
32,33 31.87～41.33m ・割れ目が多く，柱状を呈する。

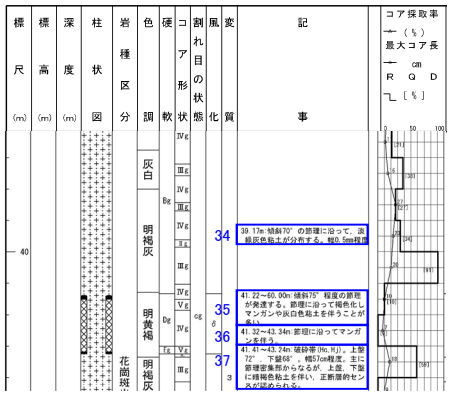
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
28 25.88～26.86m ・低角度の割れ目が目立つ。
31 29.72～31.87m ・割れ目が多く，短柱状を呈する。
c ●31.63～31.87m(f-①-3-5破砕帯) ・破砕部である。 ・淡橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN6°E55°Wである。
32,33 31.87～41.33m ・割れ目が多く，柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
28	・表現の見直し。(傾斜20° 程度→低角度)	変更なし	変更なし
29	・割れ目の傾斜や割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが，破砕部の区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3 補足3-184頁)。	―	―
31	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
c	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4 補足4-39頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
32,33	・割れ目の発達が同傾向の区間を一括記載。 ・"コア形状"欄に基づき柱状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

36 41.32～43.34m
・割れ目沿いにマンガンを伴う。

37 ●41.41～43.24m(D-19破砕帯)
・破砕部である。
・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN36° E76° Wである。
・上端境界の傾斜は72° 、下端境界の傾斜は68° である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

36 41.32～43.34m
・割れ目沿いにマンガンを伴う。

37 ●41.41～43.24m(D-19破砕帯)
・破砕部である。
・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN36° E76° Wである。
・上端境界の傾斜は72° 、下端境界の傾斜は68° である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

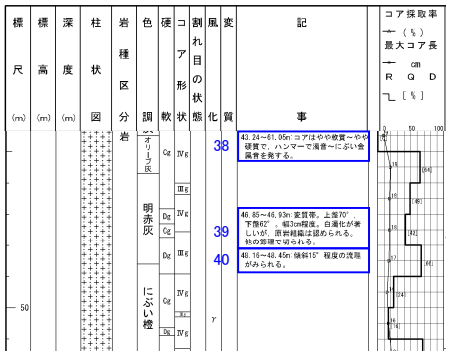
36 41.32～43.34m
・割れ目沿いにマンガンを伴う。

37 ●41.41～43.24m(D-19破砕帯)
・破砕部である。
・主に明黄褐色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.5cm
・走向・傾斜はN36° E76° Wである。
・上端境界の傾斜は72° 、下端境界の傾斜は68° である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
34	・割れ目沿いに粘土脈が分布するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
35	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが，変質部及び破砕部の区間を除き，いずれも系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・"正断層的センスが認められる"との記載については，破砕部の変位センスを薄片観察に基づき認定することとしているため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
39	46.85～46.93m ・変質している。 ・白濁化が著しい。
40	48.16～48.45m ・流理がみられる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
39	46.85～46.93m ・変質している。 ・白濁化が著しい。
40	48.16～48.45m ・流理がみられる。

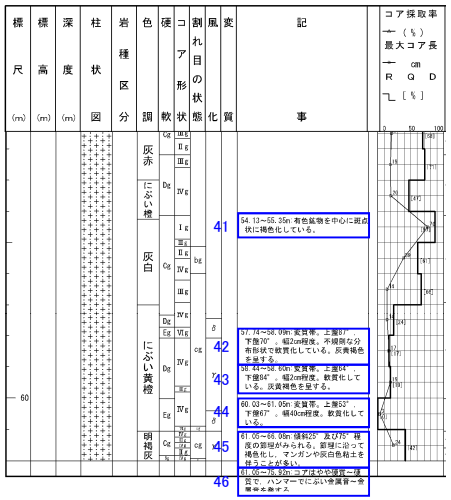
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
39	46.85～46.93m ・変質している。 ・白濁化が著しい。
40	48.16～48.45m ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
39	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"他の節理で切られる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	・流理の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
41	54.13～55.35m ・斑点状に褐色化している。
42	57.74～58.09m ・変質している。 ・灰黄褐色を呈し軟質化している。
43	58.44～58.60m ・変質している。 ・灰黄褐色を呈し軟質化している。
44	●60.47～60.67m(f-①-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・幅10mmの粘土を挟在する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
41	54.13～55.35m ・斑点状に褐色化している。
42	57.74～58.09m ・変質している。 ・灰黄褐色を呈し軟質化している。
43	58.44～58.60m ・変質している。 ・灰黄褐色を呈し軟質化している。
44	●60.47～60.67m(f-①-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・幅10mmの粘土を挟在する。

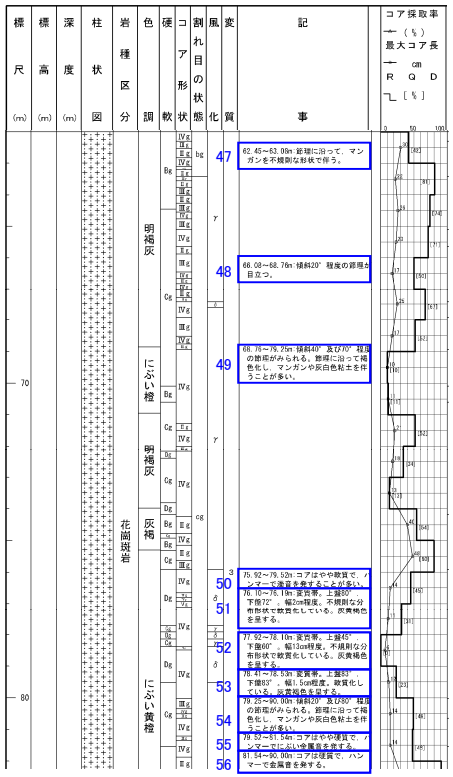
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
41	54.13～55.35m ・斑点状に褐色化している。
42	57.74～58.09m ・変質している。 ・灰黄褐色を呈し軟質化している。
43	58.44～58.60m ・変質している。 ・灰黄褐色を呈し軟質化している。
44	●60.47～60.67m(f-①-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・幅10mmの粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明。(補足説明資料4　補足4-40頁) ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，幅10mmの粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
46	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	―	―

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

47 62.45～63.08m
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

48 66.08～68.76m
・低角度の割れ目が目立つ。

51 76.10～76.19m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

52 77.92～78.10m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

53 78.41～78.53m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

47 62.45～63.08m
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

48 66.08～68.76m
・低角度の割れ目が目立つ。

51 76.10～76.19m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

52 77.92～78.10m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

53 78.41～78.53m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

47 62.45～63.08m
・割れ目沿いにマンガンを不規則な形状で伴う。

48 66.08～68.76m
・低角度の割れ目が目立つ。

51 76.10～76.19m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

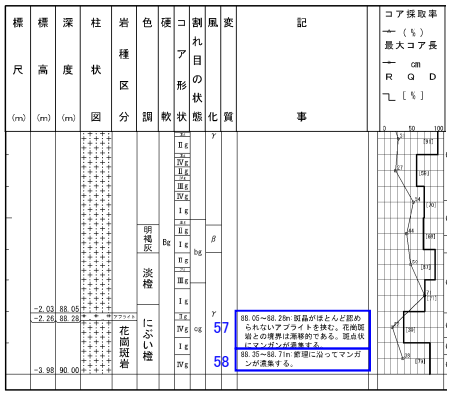
52 77.92～78.10m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

53 78.41～78.53m
・変質している。
・灰黄褐色を呈し，軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	変更なし	変更なし	変更なし
48	・表現の見直し(傾斜20° 程度→低角度)。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが，変質している区間を除き，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
50	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
51	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いで粘土を伴うが，変質している区間を除き，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
55	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
56	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H20-①-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

57 88.05～88.28m
・アプライトである。
58 88.35～88.71m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

57 88.05～88.28m
・アプライトである。
58 88.35～88.71m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

57 88.05～88.28m
・アプライトである。
58 88.35～88.71m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さやマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし

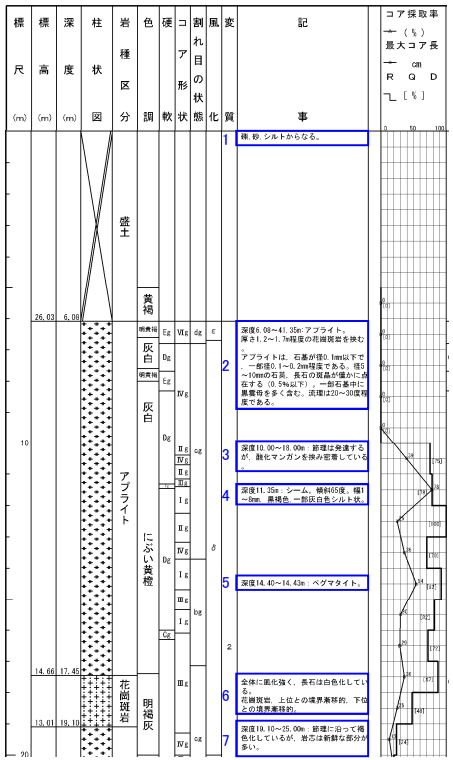
余白

H19-No.11

余白

H19-No.11

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～6.08m
・盛土である。

2 6.08～41.35m
・アプライトである。
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。

3 10.00～18.00m
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。

4 11.35m
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。

5 14.40～14.43m
・ペグマタイトである。

6 17.45～19.10m
・花崗斑岩である。
・全体に強風化し，長石は白色化している。

7 19.10～25.00m
・割れ目に沿って褐色化しているが，岩芯は新鮮な部分が多い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～6.08m
・盛土である。

2 6.08～41.35m
・アプライトである。
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。

3 10.00～18.00m
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。

4 11.35m
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。

5 14.40～14.43m
・ペグマタイトである。

6 17.45～19.10m
・花崗斑岩である。
・全体に強風化し，長石は白色化している。

7 19.10～25.00m
・割れ目に沿って褐色化しているが，岩芯は新鮮な部分が多い。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

1 0.00～6.08m
・盛土である。

2 6.08～41.35m
・アプライトである。
・幅1.2～1.7m程度の花崗斑岩を挟む。

3 10.00～18.00m
・酸化マンガンを挟む割れ目が発達する。

4 11.35m
・幅1～8mmの黒褐～灰白色シルト状を呈する。

5 14.40～14.43m
・ペグマタイトである。

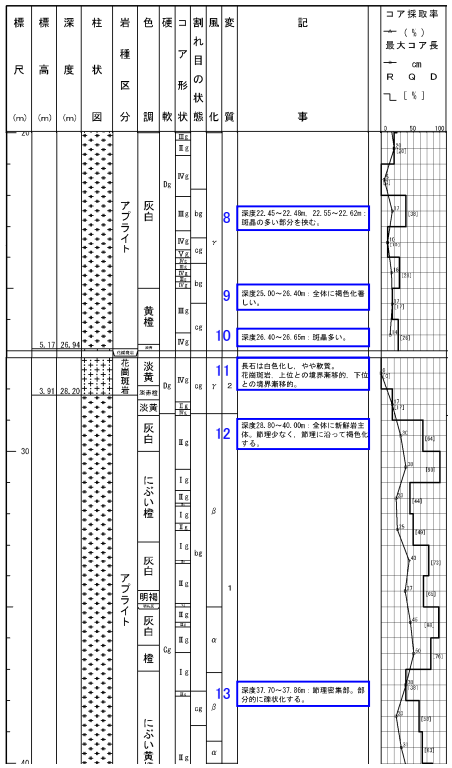
6 17.45～19.10m
・花崗斑岩である。
・全体に強風化し，長石は白色化している。

7 19.10～25.00m
・割れ目に沿って褐色化しているが，岩芯は新鮮な部分が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-76頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.11

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

8 22.45～22.48m，22.55～22.62m
・斑晶の多い部分を挟む。

9 25.00～26.40m
・全体に褐色化が著しい。

11 26.94～28.20m
・花崗斑岩である。

12 28.80～40.00m
・全体に新鮮である。
・割れ目に沿って褐色化する。

13 37.70～37.86m
・割れ目の密集部であり，部分的に礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

8 22.45～22.48m，22.55～22.62m
・斑晶の多い部分を挟む。

9 25.00～26.40m
・全体に褐色化が著しい。

11 26.94～28.20m
・花崗斑岩である。

12 28.80～40.00m
・全体に新鮮である。
・割れ目に沿って褐色化する。

13 37.70～37.86m
・割れ目の密集部であり，部分的に礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

8 22.45～22.48m，22.55～22.62m
・斑晶の多い部分を挟む。

9 25.00～26.40m
・全体に褐色化が著しい。

11 26.94～28.20m
・花崗斑岩である。

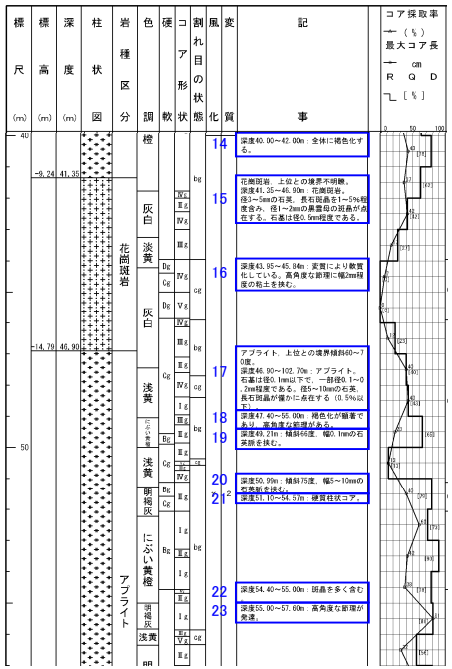
12 28.80～40.00m
・全体に新鮮である。
・割れ目に沿って褐色化する。

13 37.70～37.86m
・割れ目の密集部であり，部分的に礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
11	・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・長石の白色化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.11

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

14 40.00～42.00m
・全体に褐色化する。
15 41.35～46.90m
・花崗斑岩である。
16 43.95～45.84m
・変質により軟質化している。
・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17 46.90～102.70m
・アプライトである。
18 47.40～55.00m
・褐色化が顕著である。
19 49.21m
・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20 50.99m
・幅5～10mmの石英脈を挟む。
23 55.00～57.60m
・高角度割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

14 40.00～42.00m
・全体に褐色化する。
15 41.35～46.90m
・花崗斑岩である。
16 43.95～45.84m
・変質により軟質化している。
・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17 46.90～102.70m
・アプライトである。
18 47.40～55.00m
・褐色化が顕著である。
19 49.21m
・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20 50.99m
・幅5～10mmの石英脈を挟む。
23 55.00～57.60m
・高角度割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

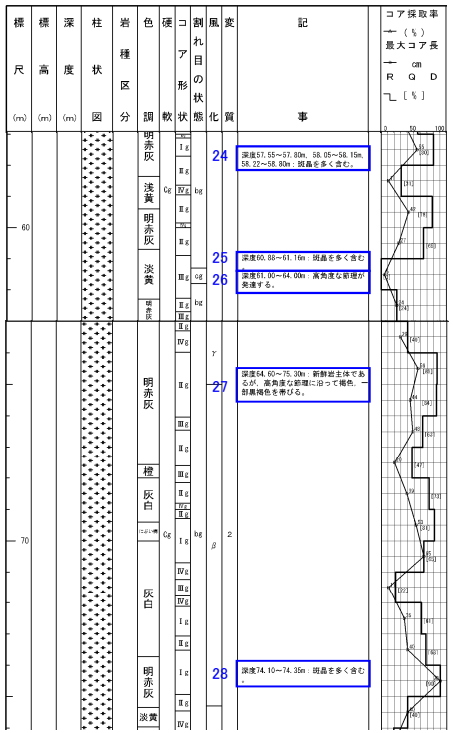
記　事

14 40.00～42.00m
・全体に褐色化する。
15 41.35～46.90m
・花崗斑岩である。
16 43.95～45.84m
・変質により軟質化している。
・高角度割れ目に幅2mm程度の粘土を挟む。
17 46.90～102.70m
・アプライトである。
18 47.40～55.00m
・褐色化が顕著である。
19 49.21m
・幅0.1mmの石英脈を挟む。
20 50.99m
・幅5～10mmの石英脈を挟む。
23 55.00～57.60m
・高角度割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	変更なし	変更なし	変更なし
15	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
22	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
23	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.11

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

26 61.00～64.00m
・高角度割れ目が発達する。

27 64.60～75.30m
・新鮮である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

26 61.00～64.00m
・高角度割れ目が発達する。

27 64.60～75.30m
・新鮮である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

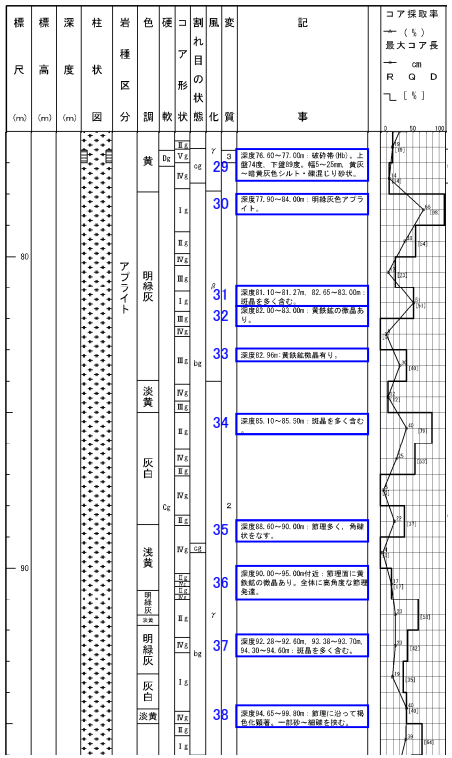
26 61.00～64.00m
・高角度割れ目が発達する。

27 64.60～75.30m
・新鮮である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
25	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
26	変更なし	変更なし	変更なし
27	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.11

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)
・破砕部である。
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は89°である。

30 77.90～84.00m
・明緑灰色のアプライトである。

35 88.60～90.00m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

36 90.00～95.00m付近
・全体に高角度割れ目が発達する。

38 94.65～99.80m
・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)
・破砕部である。
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は89°である。

30 77.90～84.00m
・明緑灰色のアプライトである。

35 88.60～90.00m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

36 90.00～95.00m付近
・全体に高角度割れ目が発達する。

38 94.65～99.80m
・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

29 ●76.60～77.00m(D-2破砕帯)
・破砕部である。
・暗黄灰色の固結礫状部からなる。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は89°である。

30 77.90～84.00m
・明緑灰色のアプライトである。

35 88.60～90.00m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

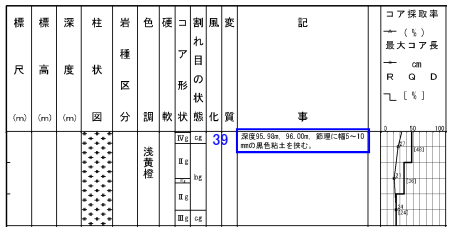
36 90.00～95.00m付近
・全体に高角度割れ目が発達する。

38 94.65～99.80m
・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし
31	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
32	・黄鉄鉱の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—
33	・黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	—	—
34	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
38	・一部に砂～細礫を挟むが，直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

H19-No.11

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
39 95.98m、96.00m ・割れ目に幅5～10mmの黒色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
39 95.98m、96.00m ・割れ目に幅5～10mmの黒色粘土を挟む。

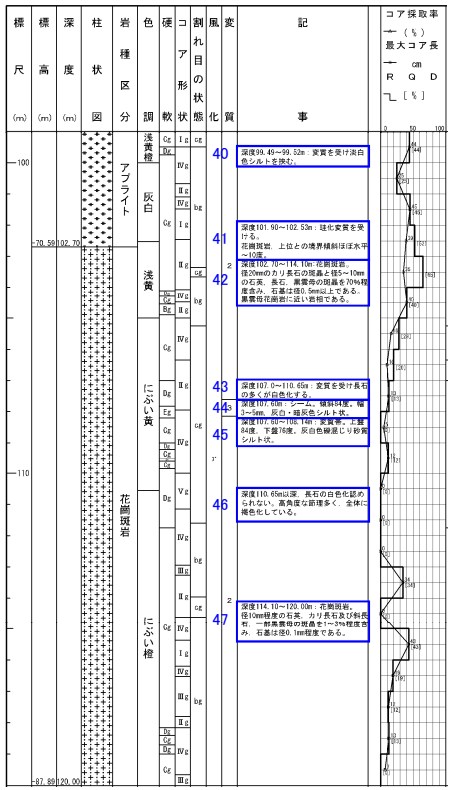
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
39 95.98m、96.00m ・割れ目に幅5～10mmの黒色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.11

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	事

審査資料案

記事	事
40	99.49～99.52m ・変質している。 ・淡白色シルト状を呈する。
41	101.90～102.53m ・珪化変質を受ける。
42,47	102.70～120.00m ・花崗斑岩である。
45	107.60～108.14m ・変質している。 ・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	事
40	99.49～99.52m ・変質している。 ・淡白色シルト状を呈する。
41	101.90～102.53m ・珪化変質を受ける。
42,47	102.70～120.00m ・花崗斑岩である。
45	107.60～108.14m ・変質している。 ・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	事
40	99.49～99.52m ・変質している。 ・淡白色シルト状を呈する。
41	101.90～102.53m ・珪化変質を受ける。
42,47	102.70～120.00m ・花崗斑岩である。
45	107.60～108.14m ・変質している。 ・灰白色礫混じり砂質シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	変更なし	変更なし	変更なし
41	変更なし	変更なし	変更なし
42,47	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
43	・長石の白色化については，風化・変質に関する補足的なものであることから削除。	—	—
44	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-77頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅について，補足的なものであるため削除。	—	—
45	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—
46	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜，変色については，補足的なものであるため削除。	—	—

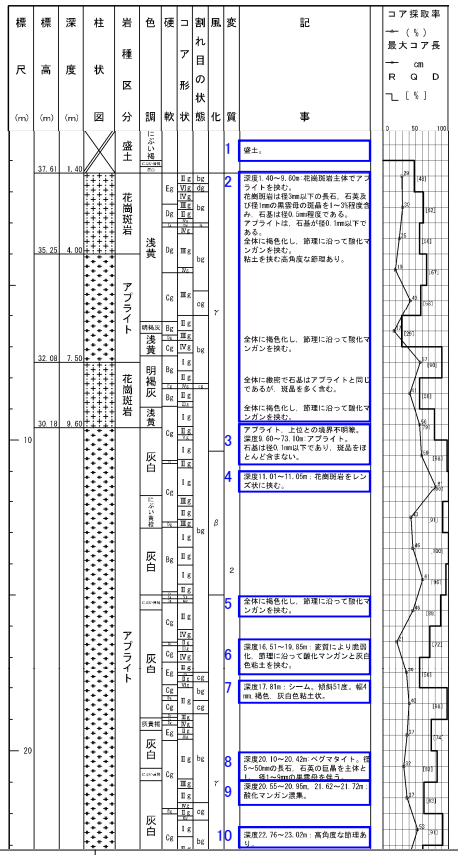
余白

H19-No.13

余白

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～1.40m
・盛土である。

2 1.40～9.60m
・花崗斑岩主体でアプライトを挟む。
・割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。

3 9.60～73.10m
・アプライトである。

4 11.01～11.05m
・花崗斑岩をレンズ状に挟む。

6 16.51～19.85m
・変質している。
・割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。

8 20.10～20.42m
・ペグマタイトである。

9 20.55～20.95m，21.62～21.72m
・酸化マンガンが濃集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～1.40m
・盛土である。

2 1.40～9.60m
・花崗斑岩主体でアプライトを挟む。
・割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。

3 9.60～73.10m
・アプライトである。

4 11.01～11.05m
・花崗斑岩をレンズ状に挟む。

6 16.51～19.85m
・変質している。
・割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。

8 20.10～20.42m
・ペグマタイトである。

9 20.55～20.95m，21.62～21.72m
・酸化マンガンが濃集する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

1 0.00～1.40m
・盛土である。

2 1.40～9.60m
・花崗斑岩主体でアプライトを挟む。
・割れ目に沿って酸化マンガンを挟む。

3 9.60～73.10m
・アプライトである。

4 11.01～11.05m
・花崗斑岩をレンズ状に挟む。

6 16.51～19.85m
・変質している。
・割れ目に沿って酸化マンガンと灰白色粘土を挟む。

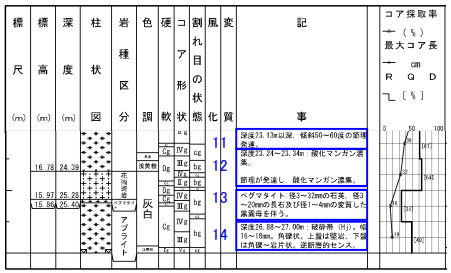
8 20.10～20.42m
・ペグマタイトである。

9 20.55～20.95m，21.62～21.72m
・酸化マンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・色調，割れ目沿いの酸化マンガンについては，補足的なものであるため削除。	—	—
6	・脆弱化については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-83頁)。	—	—
8	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	

審査資料案

記事	
11	23.13m以深 ・割れ目が発達する。
12	23.24～23.34m ・酸化マンガンが濃集する。
a	24.39～25.28m ・花崗斑岩である。
13	25.28～25.40m ・ペグマタイトである。 ・径3～32mmの石英，径3～20mmの長石及び径1～4mmの変質した黒雲母を伴う。
14	●26.88～27.00m（D-2破砕帯） ・破砕部である。 ・淡黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E81°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
11	23.13m以深 ・割れ目が発達する。
12	23.24～23.34m ・酸化マンガンが濃集する。
a	24.39～25.28m ・花崗斑岩である。
13	25.28～25.40m ・ペグマタイトである。 ・径3～32mmの石英，径3～20mmの長石及び径1～4mmの変質した黒雲母を伴う。
14	●26.88～27.00m（D-2破砕帯） ・破砕部である。 ・淡黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E81°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

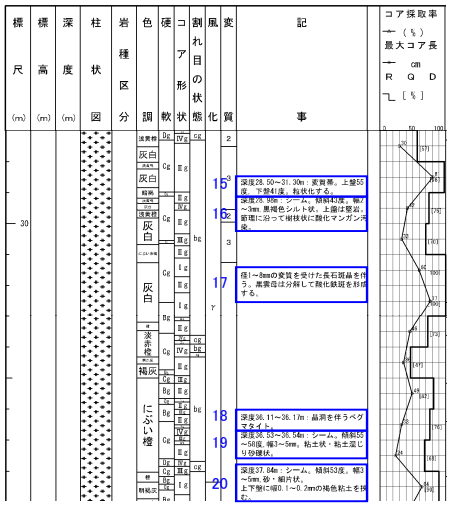
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
11	23.13m以深 ・割れ目が発達する。
12	23.24～23.34m ・酸化マンガンが濃集する。
a	24.39～25.28m ・花崗斑岩である。
13	25.28～25.40m ・ペグマタイトである。 ・径3～32mmの石英，径3～20mmの長石及び径1～4mmの変質した黒雲母を伴う。
14	●26.88～27.00m（D-2破砕帯） ・破砕部である。 ・淡黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E81°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
11	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に合わせてペグマタイトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし
14	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"逆断層的センス"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

15 28.50～31.30m
・変質し，粒状化する。

18 36.11～36.17m
・ペグマタイトを挟む。

19 36.53～36.54m
・幅3～5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

15 28.50～31.30m
・変質し，粒状化する。

18 36.11～36.17m
・ペグマタイトを挟む。

19 36.53～36.54m
・幅3～5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

15 28.50～31.30m
・変質し，粒状化する。

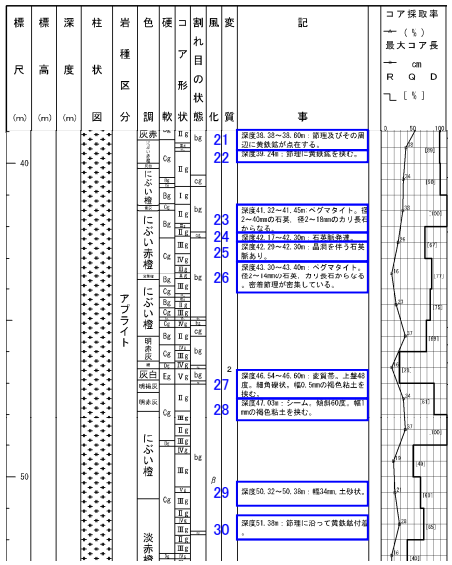
18 36.11～36.17m
・ペグマタイトを挟む。

19 36.53～36.54m
・幅3～5mmの粘土状・粘土混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15	・変質している区間の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-84頁)。	—	—
17	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
18	・晶洞については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-85頁)。 ・シームの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-86頁)。	—	—

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

23 41.32～41.45m
・ペグマタイトを挟む。
24, 25 42.17～42.30m、42.29～42.30m
・石英脈が発達する。
26 43.30～43.40m
・ペグマタイトである。
28 47.03m
・幅1mmの褐色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

23 41.32～41.45m
・ペグマタイトを挟む。
24, 25 42.17～42.30m、42.29～42.30m
・石英脈が発達する。
26 43.30～43.40m
・ペグマタイトである。
28 47.03m
・幅1mmの褐色粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

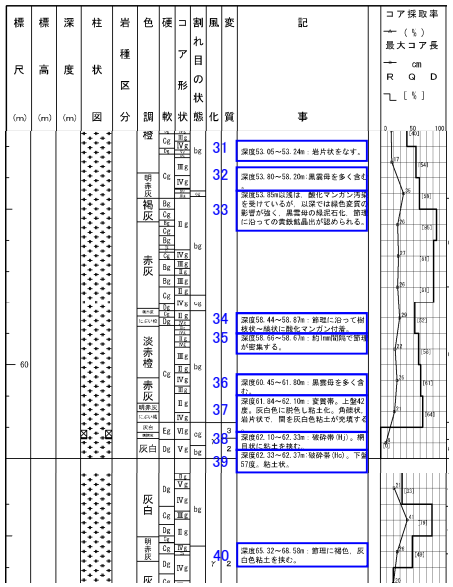
記　事

23 41.32～41.45m
・ペグマタイトを挟む。
24, 25 42.17～42.30m、42.29～42.30m
・石英脈が発達する。
26 43.30～43.40m
・ペグマタイトである。
28 47.03m
・幅1mmの褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	—	—
22	・割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	—	—
23	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
24,25	・石英脈が発達する区間について一括記載。 ・晶洞については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
27	・細角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断したため削除。	—	—
28	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-87頁)。 ・シームの傾斜については，補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
29	・土砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
30	・割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

31 53.05～53.24m
・割れ目が多く，岩片状を呈する。
33 53.85m以深
・変質し，緑色を呈する。
34 58.44～58.87m
・割れ目に沿って樹枝状～縞状に酸化マンガンが付着する。
35 58.66～58.67m
・約1mm間隔で割れ目が密集する。
37 61.84～62.10m
・変質している。
・角礫状～岩片状を呈し，灰白色粘土が充填する。
38, 39 ●62.10～62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

31 53.05～53.24m
・割れ目が多く，岩片状を呈する。
33 53.85m以深
・変質し，緑色を呈する。
34 58.44～58.87m
・割れ目に沿って樹枝状～縞状に酸化マンガンが付着する。
35 58.66～58.67m
・約1mm間隔で割れ目が密集する。
37 61.84～62.10m
・変質している。
・角礫状～岩片状を呈し，灰白色粘土が充填する。
38, 39 ●62.10～62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

審査資料
（令和2年2月7日）

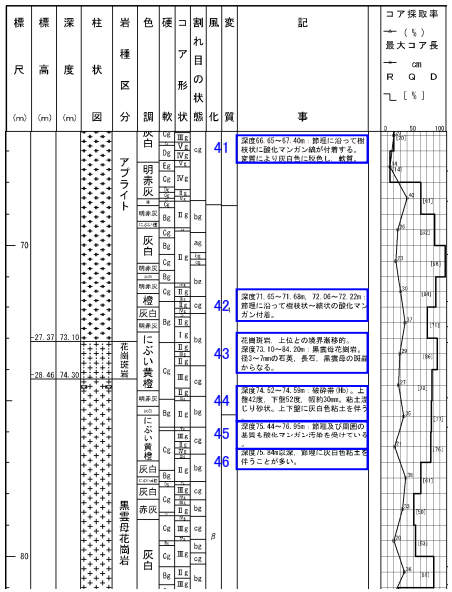
記　事

31 53.05～53.24m
・割れ目が多く，岩片状を呈する。
33 53.85m以深
・変質し，緑色を呈する。
34 58.44～58.87m
・割れ目に沿って樹枝状～縞状に酸化マンガンが付着する。
35 58.66～58.67m
・約1mm間隔で割れ目が密集する。
37 61.84～62.10m
・変質している。
・角礫状～岩片状を呈し，灰白色粘土が充填する。
38, 39 ●62.10～62.37m(D-3破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅2.5cm
・走向・傾斜はNS84°Wである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
33	・酸化マンガン汚染，緑色変質については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
37	・変質している区間の境界傾斜や脱色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38,39	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"網目状に粘土を挟む"との記載については，粘土の連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
40	・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記　事
41	66.65～67.40m ・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。
42	71.65～71.68m，72.06～72.22m ・割れ目に沿って樹枝状～縞状の酸化マンガンが付着する。
b	73.10～74.30m ・花崗斑岩である。
43	74.30～84.20m ・黒雲母花崗岩である。
44	●74.52～74.59m(f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10°E73°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は52°である。
45	75.44～76.95m ・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
41	66.65～67.40m ・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。
42	71.65～71.68m，72.06～72.22m ・割れ目に沿って樹枝状～縞状の酸化マンガンが付着する。
b	73.10～74.30m ・花崗斑岩である。
43	74.30～84.20m ・黒雲母花崗岩である。
44	●74.52～74.59m(f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10°E73°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は52°である。
45	75.44～76.95m ・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

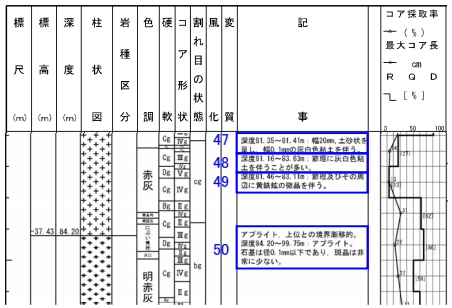
審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
41	66.65～67.40m ・割れ目に沿って樹枝状に酸化マンガンが付着する。
42	71.65～71.68m，72.06～72.22m ・割れ目に沿って樹枝状～縞状の酸化マンガンが付着する。
b	73.10～74.30m ・花崗斑岩である。
43	74.30～84.20m ・黒雲母花崗岩である。
44	●74.52～74.59m(f-13-3破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN10°E73°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は52°である。
45	75.44～76.95m ・割れ目に沿って酸化マンガン汚染が見られる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・脱色については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
43	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
44	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"上下盤に灰白色粘土を伴う"との記載については，連続性や直線性に乏しいことから固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・一部で粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
47 81.35～81.41m ・幅20mmの土砂状を呈し，幅0.1mmの灰白色粘土を伴う。
48, c ●81.92～82.37m(f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15°E78°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
50 84.20～99.75m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
47 81.35～81.41m ・幅20mmの土砂状を呈し，幅0.1mmの灰白色粘土を伴う。
48, c ●81.92～82.37m(f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15°E78°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
50 84.20～99.75m ・アプライトである。

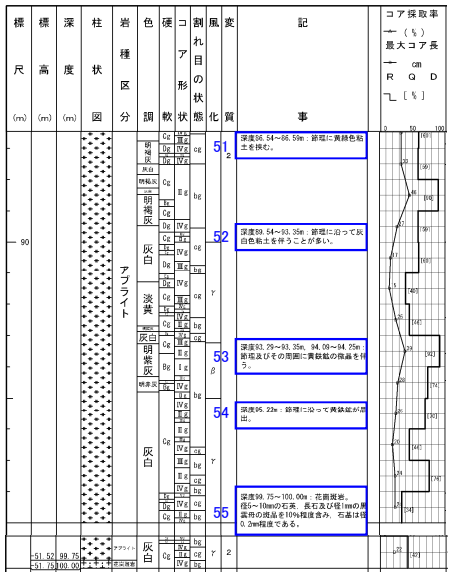
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
47 81.35～81.41m ・幅20mmの土砂状を呈し，幅0.1mmの灰白色粘土を伴う。
48, c ●81.92～82.37m(f-12-4破砕帯) ・破砕部である。 ・赤灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15°E78°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
50 84.20～99.75m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	変更なし	変更なし	変更なし
48,c	・再観察による破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-30頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
49	・割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	—	—
50	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.13

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

51 86.54～86.59m
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75～100.00m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

51 86.54～86.59m
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75～100.00m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

51 86.54～86.59m
・割れ目に黄緑色粘土を挟む。

55 99.75～100.00m
・花崗斑岩である。

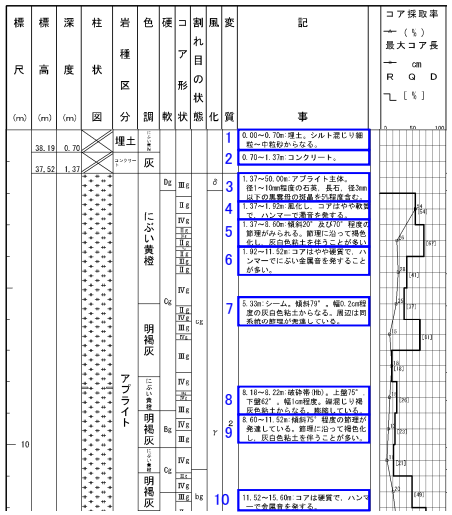
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・一部で粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	—	—
53	・割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	—	—
54	・割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	—	—
55	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-③-1

余白

H20-③-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
1	0.00～0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
2	0.70～1.37m ・コンクリートである。
3	1.37～50.00m ・アプライト主体である。
4	1.37～1.92m ・風化部である。
7	5.33m ・幅0.2cm程度の灰白色粘土からなる。
8	●8.18～8.22m(f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79°W73°Sである。 ・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は62°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1	0.00～0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
2	0.70～1.37m ・コンクリートである。
3	1.37～50.00m ・アプライト主体である。
4	1.37～1.92m ・風化部である。
7	5.33m ・幅0.2cm程度の灰白色粘土からなる。
8	●8.18～8.22m(f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79°W73°Sである。 ・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は62°である。

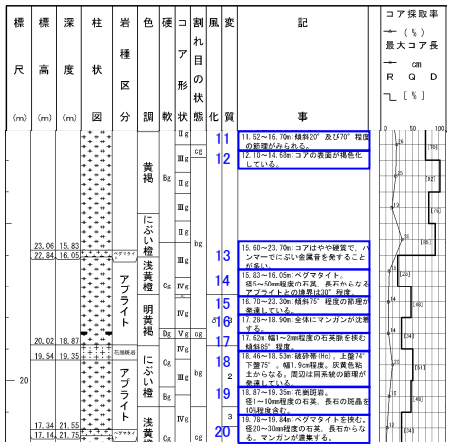
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1	0.00～0.70m ・埋土である。 ・シルト混じり細～中粒砂である。
2	0.70～1.37m ・コンクリートである。
3	1.37～50.00m ・アプライト主体である。
4	1.37～1.92m ・風化部である。
7	5.33m ・幅0.2cm程度の灰白色粘土からなる。
8	●8.18～8.22m(f-③-1-1破砕帯) ・破砕部である。 ・褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN79°W73°Sである。 ・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は62°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・風化を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
5	・割れ目傾斜や割れ目沿いの褐色化の記載については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
6	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
7	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-204頁)。 ・シームの傾斜，シーム周囲の割れ目の発達の記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"膨縮している"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
10	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H20-③-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

12 12.10～14.68m
・コアの表面が褐色化している。

14 15.83～16.05m
・ペグマタイトである。

17 17.62m
・幅1～2mmの石英脈を挟む。

18 ●18.46～18.53m(f-③-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。
・走向・傾斜はN59°E61°Nである。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は75°である。

19 18.87～19.35m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

12 12.10～14.68m
・コアの表面が褐色化している。

14 15.83～16.05m
・ペグマタイトである。

17 17.62m
・幅1～2mmの石英脈を挟む。

18 ●18.46～18.53m(f-③-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。
・走向・傾斜はN59°E61°Nである。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は75°である。

19 18.87～19.35m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

12 12.10～14.68m
・コアの表面が褐色化している。

14 15.83～16.05m
・ペグマタイトである。

17 17.62m
・幅1～2mmの石英脈を挟む。

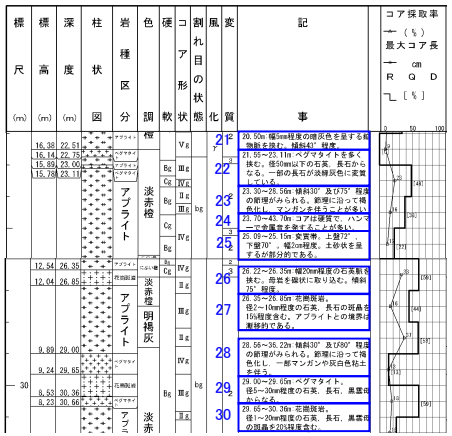
18 ●18.46～18.53m(f-③-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.9cmである。
・走向・傾斜はN59°E61°Nである。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は75°である。

19 18.87～19.35m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
14	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
16	・マンガンの沈着については，補足的なものであるため削除。	―	―
17	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“周辺は同系統の節理が発達している“との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・ペグマタイトの区間幅が小さく，柱状図で表示していないことから削除。	―	―

H20-③-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55～21.75m，22.51～22.75m， 23.00～23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09～25.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
26	26.22～26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35～26.85m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
29	29.00～29.65m ・ペグマタイトである。
30	29.65～30.36m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55～21.75m，22.51～22.75m， 23.00～23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09～25.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
26	26.22～26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35～26.85m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
29	29.00～29.65m ・ペグマタイトである。
30	29.65～30.36m ・花崗斑岩である。

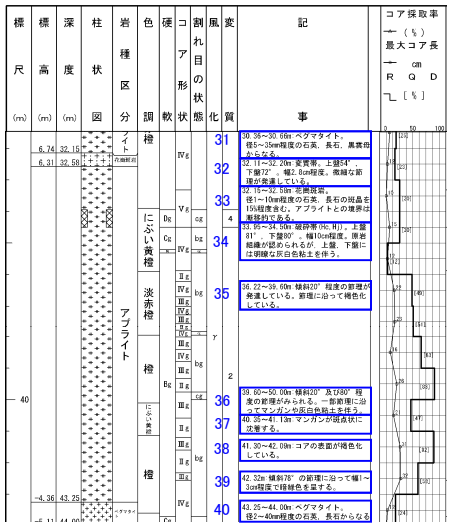
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
21	20.50m ・幅5mmの暗灰色鉱物脈を挟む。
22	21.55～21.75m，22.51～22.75m， 23.00～23.11m ・ペグマタイトである。
25	25.09～25.15m ・変質している。 ・土砂状を呈する。
26	26.22～26.35m ・幅20mmの石英脈を挟む。
27	26.35～26.85m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
29	29.00～29.65m ・ペグマタイトである。
30	29.65～30.36m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・鉱物脈の傾斜載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を個別に記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・長石の変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－
24	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
25	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・石英脈の傾斜，産状については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
28	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンの分布については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，破砕部の区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
29	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-③-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
31	30.36～30.66m ・ペグマタイトである。
32	32.11～32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33	32.15～32.58m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
34	●33.95～34.50m(D-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81° ，下端境界の傾斜は80° である。
38	41.30～42.09m ・褐色化している。
40	43.25～44.00m ・ペグマタイトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
31	30.36～30.66m ・ペグマタイトである。
32	32.11～32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33	32.15～32.58m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
34	●33.95～34.50m(D-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81° ，下端境界の傾斜は80° である。
38	41.30～42.09m ・褐色化している。
40	43.25～44.00m ・ペグマタイトである。

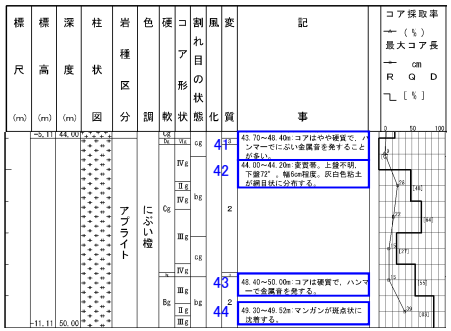
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
31	30.36～30.66m ・ペグマタイトである。
32	32.11～32.20m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
33	32.15～32.58m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
34	●33.95～34.50m(D-2破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN1° E80° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は81° ，下端境界の傾斜は80° である。
38	41.30～42.09m ・褐色化している。
40	43.25～44.00m ・ペグマタイトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
32	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
34	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる“との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―
36	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンの分布については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，変質している区間を除き，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
37	・マンガンの沈着については，補足的なものであるため削除。	―	―
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
40	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし

H20-③-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

42 44.00～44.20m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

42 44.00～44.20m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

42 44.00～44.20m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
42	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
44	・マンガンの沈着の記載については，補足的なものであるため削除。	―	―

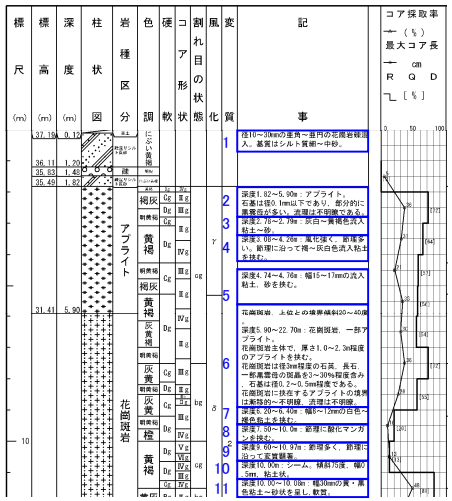
余白

H19-No.3

余白

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記　事
a	0.00～0.12m ・表土である。
b	0.12～1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20～1.48m ・礫である。
d	1.48～1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82～5.90m ・アプライトである。
4	3.08～4.26m ・風化部である。
5	4.74～4.76m ・幅15～17mmの流入粘土，砂を挟む。
6	5.90～22.70m ・花崗斑岩である。 ・部分的にアプライトを挟む。
7	6.20～6.40m ・幅8～12mmの白色～褐色粘土を挟む。
8	7.50～10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
a	0.00～0.12m ・表土である。
b	0.12～1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20～1.48m ・礫である。
d	1.48～1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82～5.90m ・アプライトである。
4	3.08～4.26m ・風化部である。
5	4.74～4.76m ・幅15～17mmの流入粘土，砂を挟む。
6	5.90～22.70m ・花崗斑岩である。 ・部分的にアプライトを挟む。
7	6.20～6.40m ・幅8～12mmの白色～褐色粘土を挟む。
8	7.50～10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

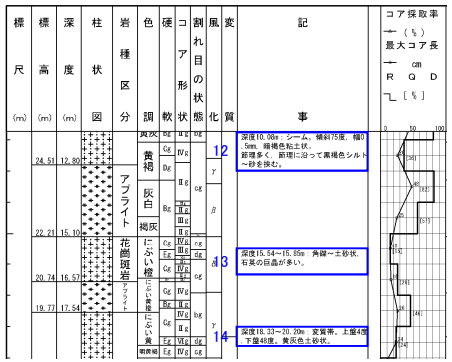
審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
a	0.00～0.12m ・表土である。
b	0.12～1.20m ・礫混じりシルト質砂である。
c	1.20～1.48m ・礫である。
d	1.48～1.82m ・礫混じりシルト質砂である。
2	1.82～5.90m ・アプライトである。
4	3.08～4.26m ・風化部である。
5	4.74～4.76m ・幅15～17mmの流入粘土，砂を挟む。
6	5.90～22.70m ・花崗斑岩である。 ・部分的にアプライトを挟む。
7	6.20～6.40m ・幅8～12mmの白色～褐色粘土を挟む。
8	7.50～10.00m ・割れ目に酸化マンガンを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせて表土と記載。	変更なし	変更なし
1,b	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，円磨度，礫種，基質については削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて礫と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・流入粘土～砂については，割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
4	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・流入粘土～砂については，割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・岩種境界の見かけ傾斜や境界の明瞭さ，流理については，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・アプライトの幅については，柱状図で深度区間を示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・変質を伴う割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-17頁)。	—	—
11	・粘土～砂を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記　事
13	15.54～15.85m ・角礫～土砂状で，石英の巨晶が多い。
14	18.33～20.20m ・変質している。 ・黄灰色土砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
13	15.54～15.85m ・角礫～土砂状で，石英の巨晶が多い。
14	18.33～20.20m ・変質している。 ・黄灰色土砂状を呈する。

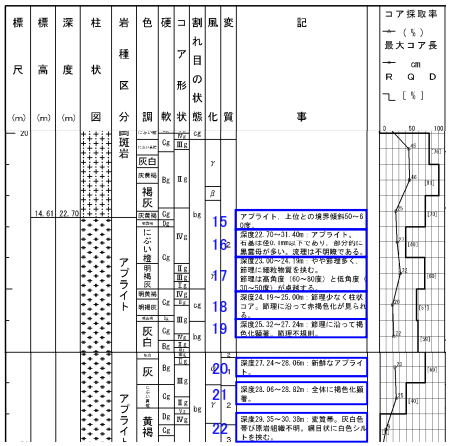
審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
13	15.54～15.85m ・角礫～土砂状で，石英の巨晶が多い。
14	18.33～20.20m ・変質している。 ・黄灰色土砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-18頁)。	—	—
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

16 22.70～31.40m
・アプライトである。

18 24.19～25.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。

e ●28.77～28.82m(f-2-8破砕帯)
・破砕部である。
・黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN32° E80° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

22 29.35～30.38m
・変質している。
・網目状に白色シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

16 22.70～31.40m
・アプライトである。

18 24.19～25.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。

e ●28.77～28.82m(f-2-8破砕帯)
・破砕部である。
・黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN32° E80° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

22 29.35～30.38m
・変質している。
・網目状に白色シルトを挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

16 22.70～31.40m
・アプライトである。

18 24.19～25.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。

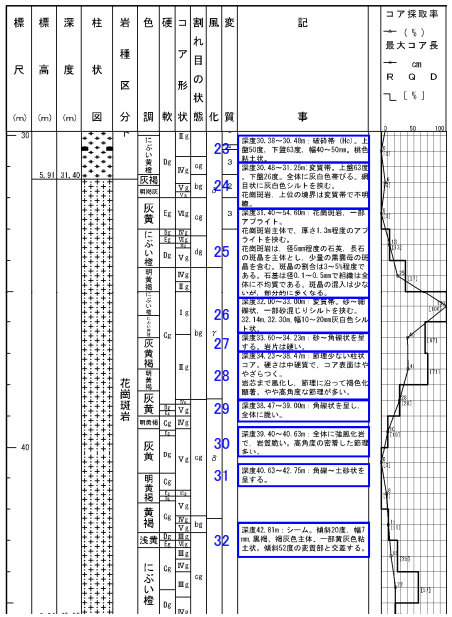
e ●28.77～28.82m(f-2-8破砕帯)
・破砕部である。
・黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN32° E80° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

22 29.35～30.38m
・変質している。
・網目状に白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15,16	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜や流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目に細粒物質を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
18	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目沿いの変色や割れ目沿いの傾斜（不規則）については，補足的なものであるため削除。	—	—
20	・風化については，岩級区分で示しているため削除。	—	—
21	・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
e	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明（補足説明資料4　補足4-26頁）。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
22	・原岩組織の残留の程度については，劣化に関する補足的なものであることから削除。	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
23	●30.38～30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48～31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し，細目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40～54.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアプライトを挟む。
26	32.00～33.00m ・変質している。 ・砂～細礫状，一部砂混じりシルトを挟む。
27～31	33.60～42.75m ・割れ目が多く，砂～角礫状を呈するものが多い。
32,f	●42.75～42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17°E77°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
23	●30.38～30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48～31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し，細目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40～54.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアプライトを挟む。
26	32.00～33.00m ・変質している。 ・砂～細礫状，一部砂混じりシルトを挟む。
27～31	33.60～42.75m ・割れ目が多く，砂～角礫状を呈するものが多い。
32,f	●42.75～42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17°E77°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

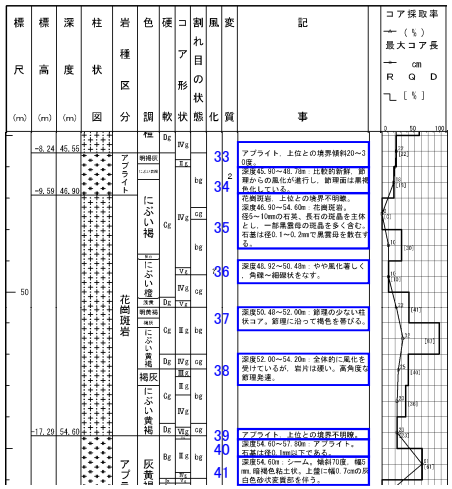
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
23	●30.38～30.48m(D-3破砕帯) ・破砕部である。 ・桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は63°である。
24	30.48～31.25m ・変質している。 ・全体に灰白色を呈し，細目状に灰白色シルトを挟む。
25	31.40～54.60m ・花崗斑岩である。 ・幅1.3m程度のアプライトを挟む。
26	32.00～33.00m ・変質している。 ・砂～細礫状，一部砂混じりシルトを挟む。
27～31	33.60～42.75m ・割れ目が多く，砂～角礫状を呈するものが多い。
32,f	●42.75～42.81m(f-2-10破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN17°E77°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
24	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
26	・灰白色シルトが認められるが，系統的でなく，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
27～31	・割れ目が発達の程度について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
32	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-19頁)。	変更なし	変更なし
f	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-27頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・見かけの傾斜の記載については，補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

33 45.55～46.90m
・アプライトである。

35 46.90～54.60m
・花崗斑岩である。

36,g ●50.35～50.48m(f-2-12破砕帯)
・破砕部である。
・淺黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN37°E67°Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 54.60～57.80m
・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

33 45.55～46.90m
・アプライトである。

35 46.90～54.60m
・花崗斑岩である。

36,g ●50.35～50.48m(f-2-12破砕帯)
・破砕部である。
・淺黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN37°E67°Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 54.60～57.80m
・アプライトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

33 45.55～46.90m
・アプライトである。

35 46.90～54.60m
・花崗斑岩である。

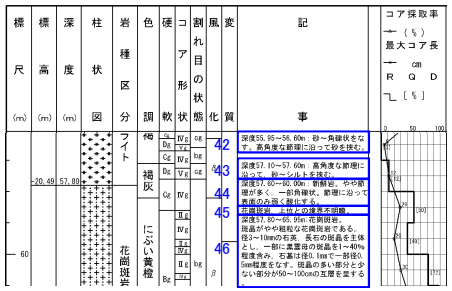
36,g ●50.35～50.48m(f-2-12破砕帯)
・破砕部である。
・淺黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN37°E67°Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 54.60～57.80m
・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
33	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・風化を伴う割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
35	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36,g	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-28頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
37	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの色調については，補足的なものであるため削除。	—	—
38	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
39,40	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-20頁)。	—	—

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



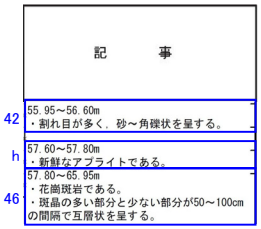
設置許可申請書
（平成27年11月）



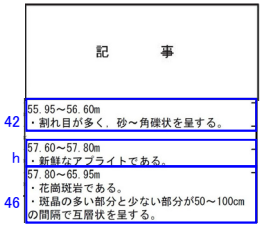
審査資料
（平成29年12月22日）



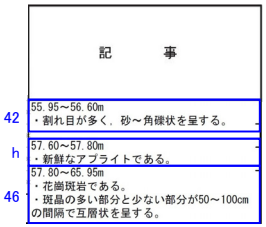
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



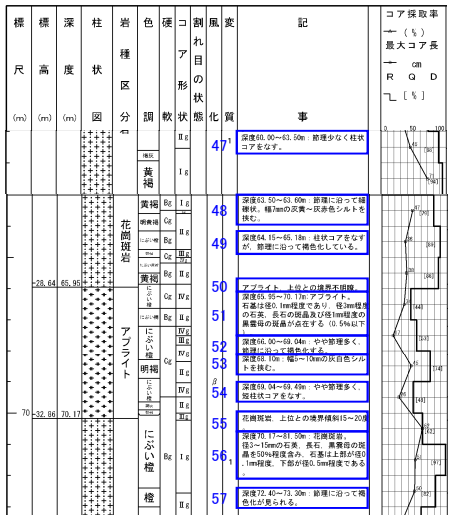
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	・割れ目沿いに砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
43	・割れ目沿いに砂～シルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
44,h	・新鮮な区間のうち，アプライトからなる区間を記載。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの酸化については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45,46	・一般的な岩相であり，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

48 63.50～63.60m
・割れ目に沿って細礫状を呈し，灰黄～灰赤色シルトを挟む。

51 65.95～70.17m
・アプライトである。

52, 53 66.00～69.04m
・やや割れ目が多く，割れ目に沿って褐色化が見られる。
・灰白色シルトを挟む。

54 69.04～69.49m
・やや割れ目が多く，短柱状を呈する。

56 70.17～200.00m
・花崗斑岩である。

57 72.40～73.30m
・割れ目に沿って褐色化が見られる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

48 63.50～63.60m
・割れ目に沿って細礫状を呈し，灰黄～灰赤色シルトを挟む。

51 65.95～70.17m
・アプライトである。

52, 53 66.00～69.04m
・やや割れ目が多く，割れ目に沿って褐色化が見られる。
・灰白色シルトを挟む。

54 69.04～69.49m
・やや割れ目が多く，短柱状を呈する。

56 70.17～200.00m
・花崗斑岩である。

57 72.40～73.30m
・割れ目に沿って褐色化が見られる。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

48 63.50～63.60m
・割れ目に沿って細礫状を呈し，灰黄～灰赤色シルトを挟む。

51 65.95～70.17m
・アプライトである。

52, 53 66.00～69.04m
・やや割れ目が多く，割れ目に沿って褐色化が見られる。
・灰白色シルトを挟む。

54 69.04～69.49m
・やや割れ目が多く，短柱状を呈する。

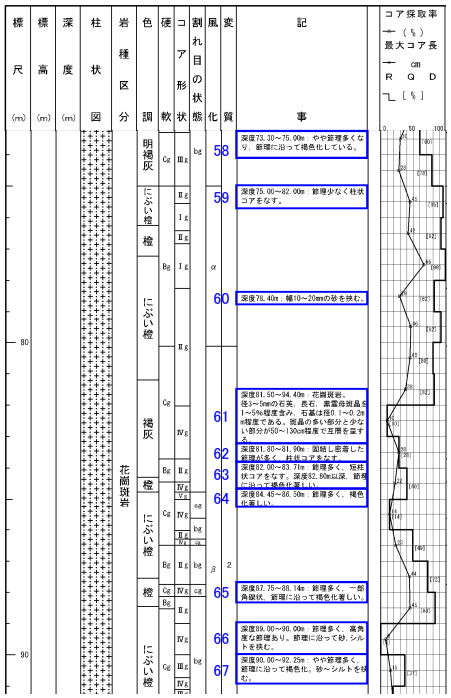
56 70.17～200.00m
・花崗斑岩である。

57 72.40～73.30m
・割れ目に沿って褐色化が見られる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
48	・シルトを挟在するが，連続性に乏しいことから，幅の記載を削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
50,51	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52,53	・割れ目の発達する区間とその区間内におけるシルトを挟在を一括記載。	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55,56	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

59 75.00～82.00m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

60 78.40m
・幅10～20mmの砂を挟む。

61 81.50～94.40m
・斑晶の多い部分と少ない部分が50～130cm間隔で互層状を呈する。

62, 81.80～83.71m
63 ・割れ目が多く，短柱～柱状を呈する。

64, 84.45～88.14m
65 ・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

59 75.00～82.00m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

60 78.40m
・幅10～20mmの砂を挟む。

61 81.50～94.40m
・斑晶の多い部分と少ない部分が50～130cm間隔で互層状を呈する。

62, 81.80～83.71m
63 ・割れ目が多く，短柱～柱状を呈する。

64, 84.45～88.14m
65 ・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

59 75.00～82.00m
・割れ目が少なく，柱状を呈する。

60 78.40m
・幅10～20mmの砂を挟む。

61 81.50～94.40m
・斑晶の多い部分と少ない部分が50～130cm間隔で互層状を呈する。

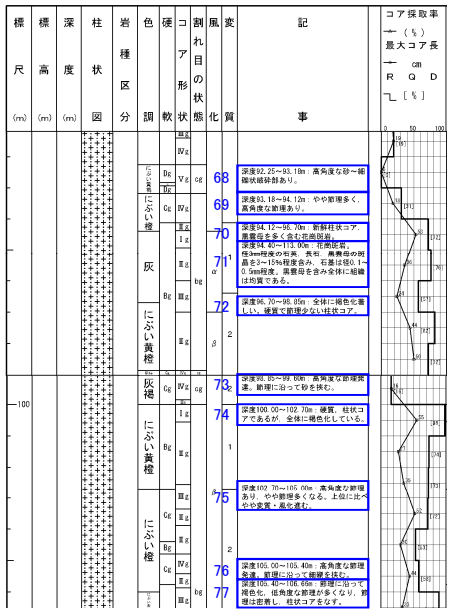
62, 81.80～83.71m
63 ・割れ目が多く，短柱～柱状を呈する。

64, 84.45～88.14m
65 ・割れ目に沿って褐色化が顕著である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	変更なし	変更なし	変更なし
61	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
62,63	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
64,65	・割れ目沿いの褐色化について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で砂及びシルトを挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
67	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。 ・一部で砂～シルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

69 93.18～94.12m
・高角度の割れ目が多い。
70 94.12～102.70m
～ ・硬質で割れ目が少なく，柱状を呈するものが多い。
74

77 105.40～106.66m
・割れ目に沿って褐色化し，低角度の割れ目が多く，柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

69 93.18～94.12m
・高角度の割れ目が多い。
70 94.12～102.70m
～ ・硬質で割れ目が少なく，柱状を呈するものが多い。
74

77 105.40～106.66m
・割れ目に沿って褐色化し，低角度の割れ目が多く，柱状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

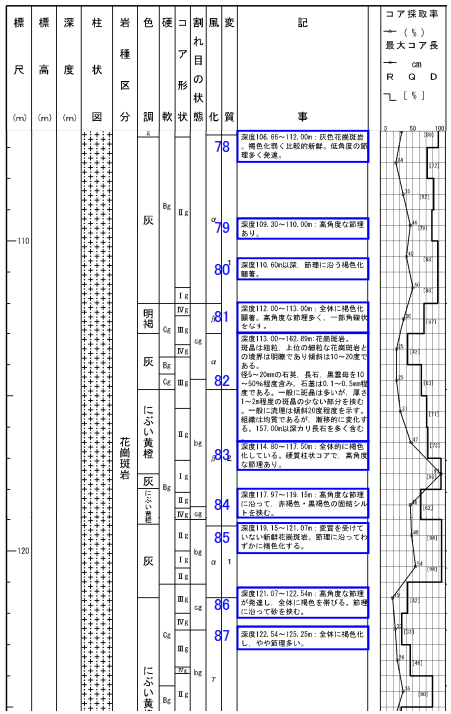
69 93.18～94.12m
・高角度の割れ目が多い。
70 94.12～102.70m
～ ・硬質で割れ目が少なく，柱状を呈するものが多い。
74

77 105.40～106.66m
・割れ目に沿って褐色化し，低角度の割れ目が多く，柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
68	・砂～細礫状破砕部については，系統的な割れ目の発達が見られるものの，原岩組織が残留しており，砂～細礫状化が著しい区間は，掘削時の機械割れによるものと判断し削除。	—	—
69	変更なし	変更なし	変更なし
70～74	・割れ目の発達の程度について一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・割れ目沿いの砂の挟在については，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
75	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変質・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	—	—
76	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細礫を挟在するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
77	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記　事
78	106.66～112.00m ・比較的新鮮であり，低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00～113.00m ・全体に褐色化が顕著であり，高角度の割れ目が多く，一部角礫状を呈する。
83	114.80～117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97～119.15m ・高角度の割れ目に沿って，赤褐～黒褐色の固結したシルト状部を挟む。
85	119.15～121.07m ・新鮮である。
86	121.07～122.54m ・高角度の割れ目が発達し，全体に褐色を帯びる。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
78	106.66～112.00m ・比較的新鮮であり，低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00～113.00m ・全体に褐色化が顕著であり，高角度の割れ目が多く，一部角礫状を呈する。
83	114.80～117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97～119.15m ・高角度の割れ目に沿って，赤褐～黒褐色の固結したシルト状部を挟む。
85	119.15～121.07m ・新鮮である。
86	121.07～122.54m ・高角度の割れ目が発達し，全体に褐色を帯びる。

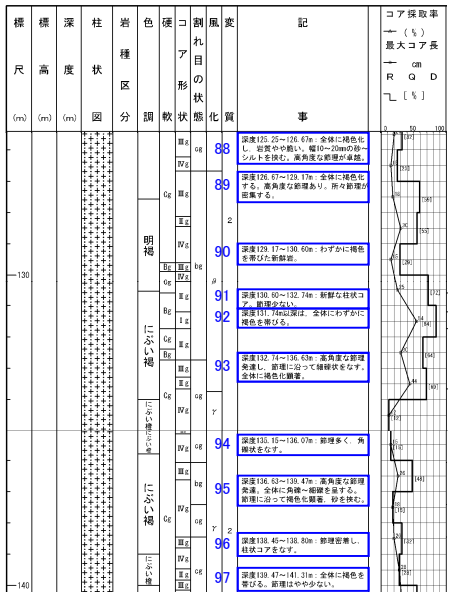
審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
78	106.66～112.00m ・比較的新鮮であり，低角度の割れ目が多く発達する。
81	112.00～113.00m ・全体に褐色化が顕著であり，高角度の割れ目が多く，一部角礫状を呈する。
83	114.80～117.50m ・全体的に褐色化する。
84	117.97～119.15m ・高角度の割れ目に沿って，赤褐～黒褐色の固結したシルト状部を挟む。
85	119.15～121.07m ・新鮮である。
86	121.07～122.54m ・高角度の割れ目が発達し，全体に褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
79	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—
80	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
81	変更なし	変更なし	変更なし
82	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については，補足的なものであるため削除。	—	—
83	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
84	変更なし	変更なし	変更なし
85	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
86	・割れ目沿いに砂を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
87	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

88, 89 125.25～129.17m
・全体に褐色化し，岩質やや脆い。
・幅10～20mmの砂～シルトを挟む。
・高角度の割れ目が卓越する。

91 130.60～132.74m
・新鮮で割れ目が少なく，柱状を呈する。

94 135.15～136.07m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

96 138.45～138.80m
・割れ目が密着し，柱状を呈する。

97 139.47～141.31m
・全体に褐色を帯びる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

88, 89 125.25～129.17m
・全体に褐色化し，岩質やや脆い。
・幅10～20mmの砂～シルトを挟む。
・高角度の割れ目が卓越する。

91 130.60～132.74m
・新鮮で割れ目が少なく，柱状を呈する。

94 135.15～136.07m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

96 138.45～138.80m
・割れ目が密着し，柱状を呈する。

97 139.47～141.31m
・全体に褐色を帯びる。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

88, 89 125.25～129.17m
・全体に褐色化し，岩質やや脆い。
・幅10～20mmの砂～シルトを挟む。
・高角度の割れ目が卓越する。

91 130.60～132.74m
・新鮮で割れ目が少なく，柱状を呈する。

94 135.15～136.07m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

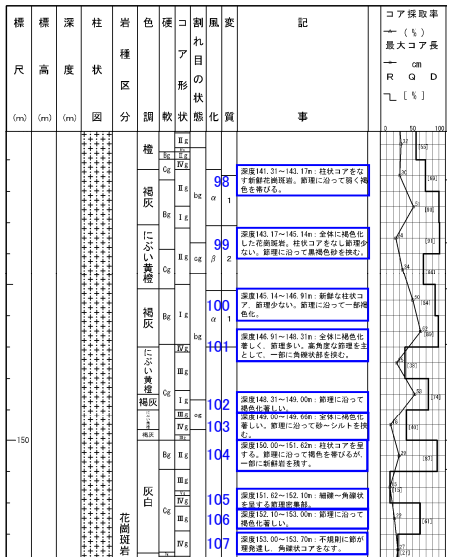
96 138.45～138.80m
・割れ目が密着し，柱状を呈する。

97 139.47～141.31m
・全体に褐色を帯びる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
88,89	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
90	・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
91	変更なし	変更なし	変更なし
92	・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
93	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
94	変更なし	変更なし	変更なし
95	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いで細礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。 ・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
96	変更なし	変更なし	変更なし
97	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

98 141.31～143.17m
・新鮮で割れ目が少なく，柱状を呈する。

101 146.91～148.31m
・全体に褐色化が著しく，部分的に角礫状を呈する。

105 151.62～152.10m
・割れ目が多く，細礫～角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

98 141.31～143.17m
・新鮮で割れ目が少なく，柱状を呈する。

101 146.91～148.31m
・全体に褐色化が著しく，部分的に角礫状を呈する。

105 151.62～152.10m
・割れ目が多く，細礫～角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

98 141.31～143.17m
・新鮮で割れ目が少なく，柱状を呈する。

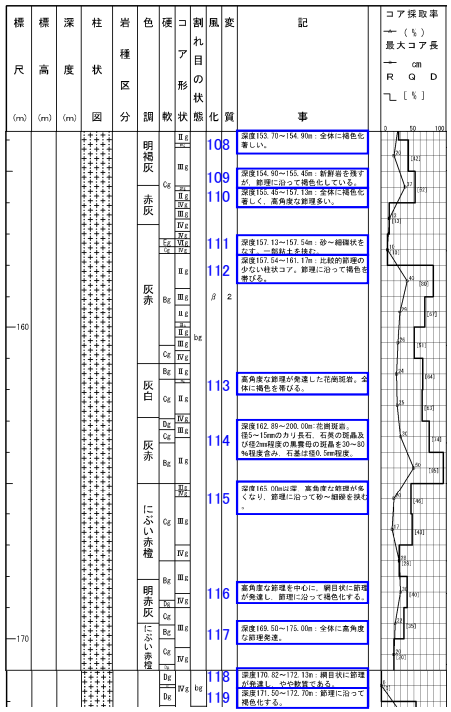
101 146.91～148.31m
・全体に褐色化が著しく，部分的に角礫状を呈する。

105 151.62～152.10m
・割れ目が多く，細礫～角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
98	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
99,100	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変色については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
101	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
102	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
103	・変色については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂～シルトを挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
104	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
105	変更なし	変更なし	変更なし
106	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
107	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
117	169.50～175.00m ・全体に高角度の割れ目が発達する。
118	170.82～172.13m ・網目状に割れ目が発達し，やや軟質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
117	169.50～175.00m ・全体に高角度の割れ目が発達する。
118	170.82～172.13m ・網目状に割れ目が発達し，やや軟質である。

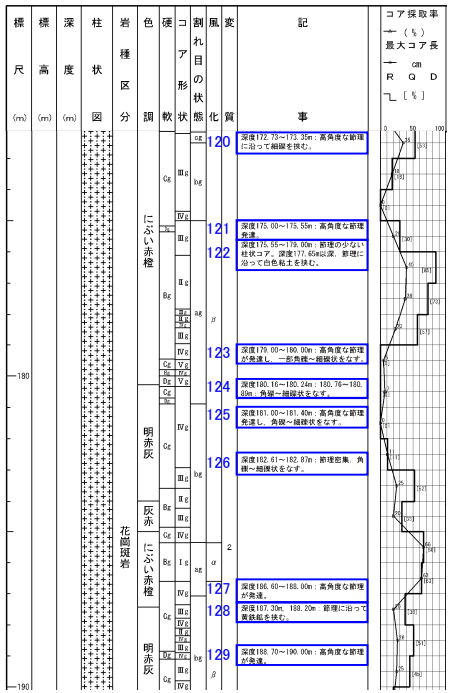
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
117	169.50～175.00m ・全体に高角度の割れ目が発達する。
118	170.82～172.13m ・網目状に割れ目が発達し，やや軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
108	・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
109	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
110	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
111	・砂～細礫状を呈し，一部で粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
112	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
113	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	—	—
114	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	—	—
115	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂～細礫を一部挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
116	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
117	変更なし	変更なし	変更なし
118	変更なし	変更なし	変更なし
119	・変色については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

120 172.73～173.35m
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

122 175.55～179.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。
・所々，割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61～182.87m
・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

120 172.73～173.35m
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

122 175.55～179.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。
・所々，割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61～182.87m
・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

120 172.73～173.35m
・高角度の割れ目に沿って細礫を挟む。

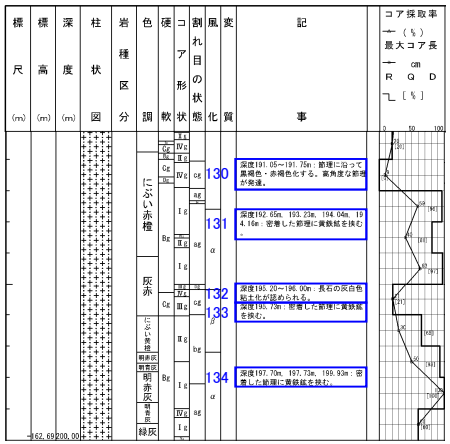
122 175.55～179.00m
・割れ目が少なく柱状を呈する。
・所々，割れ目に沿って白色粘土を挟む。

126 182.61～182.87m
・割れ目が多く，角礫～細礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
120	変更なし	変更なし	変更なし
121	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—
122	変更なし	変更なし	変更なし
123	・一部で角礫～細礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
124,125	・一部で角礫～細礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
126	変更なし	変更なし	変更なし
127	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
128	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—
129	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—

H19-No.3

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

132 195.20～196.00m
・長石の灰白色粘土化が認められる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

132 195.20～196.00m
・長石の灰白色粘土化が認められる。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

132 195.20～196.00m
・長石の灰白色粘土化が認められる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
130	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
131	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—
132	変更なし	変更なし	変更なし
133	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—
134	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—

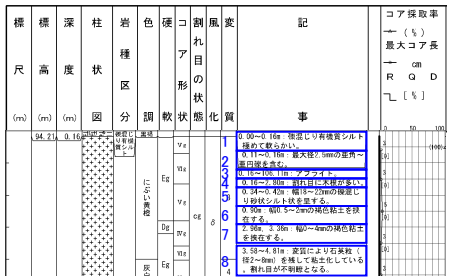
余白

H27-Br-1

余白

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
1 0.00～0.16m ・礫混じり有機質シルトである。
3 0.16～106.11m ・アプライトである。
4 0.16～2.80m ・割れ目に木根が多く混入している。
8 3.58～4.81m ・変質により，石英粒（径2～8mm）を残して粘土化している。 ・割れ目が不明瞭である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
1 0.00～0.16m ・礫混じり有機質シルトである。
3 0.16～106.11m ・アプライトである。
4 0.16～2.80m ・割れ目に木根が多く混入している。
8 3.58～4.81m ・変質により，石英粒（径2～8mm）を残して粘土化している。 ・割れ目が不明瞭である。

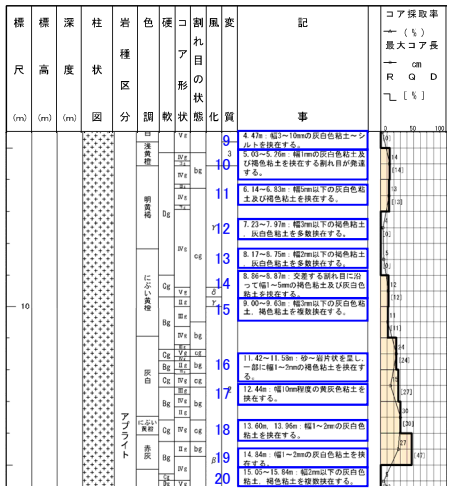
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
1 0.00～0.16m ・礫混じり有機質シルトである。
3 0.16～106.11m ・アプライトである。
4 0.16～2.80m ・割れ目に木根が多く混入している。
8 3.58～4.81m ・変質により，石英粒（径2～8mm）を残して粘土化している。 ・割れ目が不明瞭である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて礫混じり有機質シルトと記載。 ・硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2	・礫については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	－	－
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・礫混じり砂状シルト状を呈するが，表層の細粒分が割れ目を充填したものと判断し削除。	－	－
6	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
7	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
8	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

9～15 4.47～9.63m
・割れ目に灰白～褐色粘土を挟む。

16 11.42～11.58m
・割れ目が多く，砂～岩片状を呈する。
・幅1～2mmの一部に褐色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

9～15 4.47～9.63m
・割れ目に灰白～褐色粘土を挟む。

16 11.42～11.58m
・割れ目が多く，砂～岩片状を呈する。
・幅1～2mmの一部に褐色粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

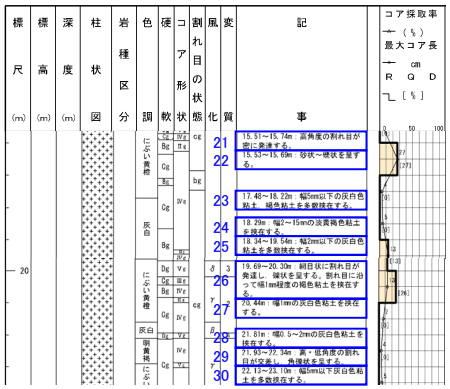
9～15 4.47～9.63m
・割れ目に灰白～褐色粘土を挟む。

16 11.42～11.58m
・割れ目が多く，砂～岩片状を呈する。
・幅1～2mmの一部に褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9～15	・挟在する粘土はいずれも幅が狭いため，挟在する粘土の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の発達の程度を記載。	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
18～20	・粘土を挟在するが，いずれも連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 15.51～15.74m
・高角度の割れ目が密に発達する。
22 15.53～15.69m
・割れ目が多く，砂状～礫状を呈する。
26 19.69～20.30m
・網目状に割れ目が発達し，礫状を呈する。
・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
27, 20.44～21.81m
28 ・幅0.5～2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
29 21.93～22.34m
・高～低角度の割れ目が斜交し，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 15.51～15.74m
・高角度の割れ目が密に発達する。
22 15.53～15.69m
・割れ目が多く，砂状～礫状を呈する。
26 19.69～20.30m
・網目状に割れ目が発達し，礫状を呈する。
・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
27, 20.44～21.81m
28 ・幅0.5～2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
29 21.93～22.34m
・高～低角度の割れ目が斜交し，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

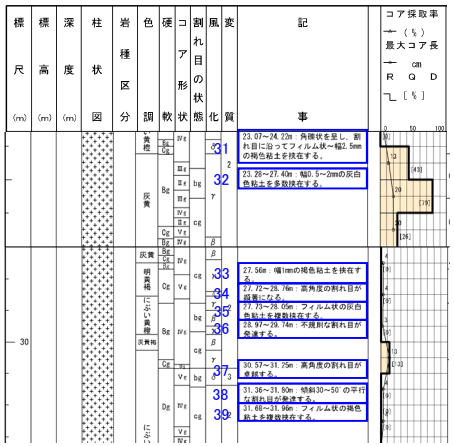
記　事

21 15.51～15.74m
・高角度の割れ目が密に発達する。
22 15.53～15.69m
・割れ目が多く，砂状～礫状を呈する。
26 19.69～20.30m
・網目状に割れ目が発達し，礫状を呈する。
・割れ目に沿って褐色を呈する粘土を挟む。
27, 20.44～21.81m
28 ・幅0.5～2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。
29 21.93～22.34m
・高～低角度の割れ目が斜交し，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。	変更なし	変更なし
23～25	・粘土を挟在するが，いずれも連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
26	・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
27,28	・挟在する粘土はいずれも幅が狭いため，挟在する粘土の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
31 23.07～24.22m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに，幅0～2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34 27.72～28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36 28.97～29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37 30.57～31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38 31.36～31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
31 23.07～24.22m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに，幅0～2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34 27.72～28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36 28.97～29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37 30.57～31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38 31.36～31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

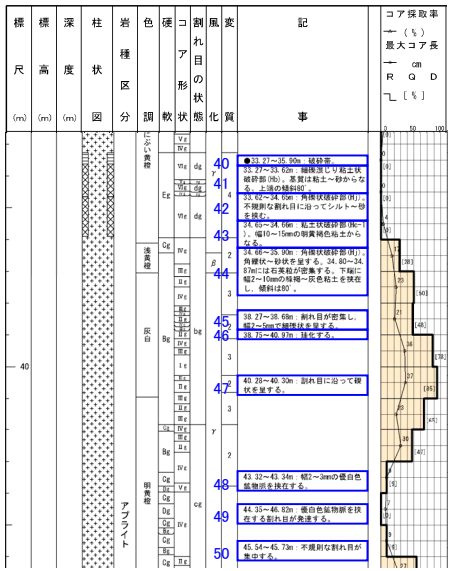
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
31 23.07～24.22m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。 ・割れ目沿いに，幅0～2.5mm以下の褐色を呈する粘土を挟む。
34 27.72～28.76m ・高角度の割れ目が発達する。
36 28.97～29.74m ・不規則な割れ目が発達する。
37 30.57～31.25m ・高角度の割れ目が発達する。
38 31.36～31.80m ・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・表現の見直し(フィルム状→幅0mm)。	変更なし	変更なし
32,33	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	変更なし	変更なし	変更なし
38	・表現の見直し(傾斜30～50°→中角度)。	変更なし	変更なし
39	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



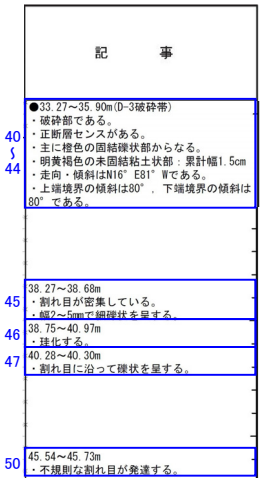
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

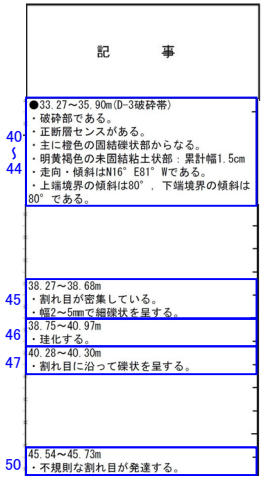
審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

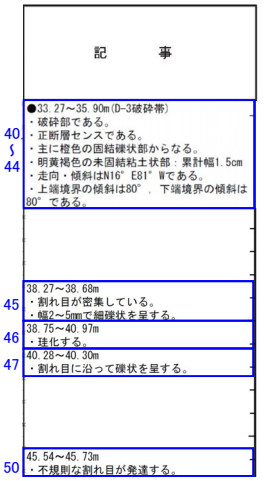
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）

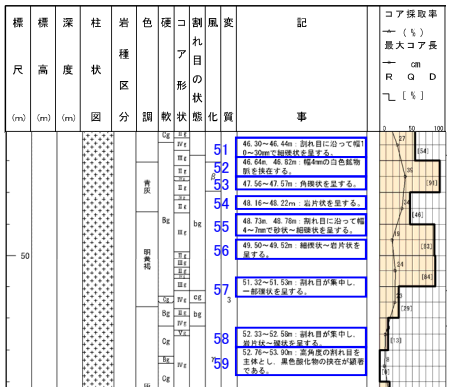


記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40～44	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"石英粒が密集する"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・"割れ目に沿ってシルト～砂を挟む"と記載されているが，シルト～砂の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	・誤記修正（"正断層センスがある。"→"正断層センスである。"，審査会合（R1.10.11）にて説明済み）。
45～47	変更なし	変更なし	変更なし
48,49	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－
50	変更なし	変更なし	変更なし

下線部：令和2年5月13日提出の資料から誤記を修正

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
54 48.16～48.22m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
56 49.50～49.52m ・割れ目が多く，細礫状～岩片状を呈する。
58 52.33～52.58m ・割れ目が多く，岩片状～礫状を呈する。
59 52.76～53.90m ・高角度の割れ目が発達している。 ・黒色酸化物を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
54 48.16～48.22m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
56 49.50～49.52m ・割れ目が多く，細礫状～岩片状を呈する。
58 52.33～52.58m ・割れ目が多く，岩片状～礫状を呈する。
59 52.76～53.90m ・高角度の割れ目が発達している。 ・黒色酸化物を挟む。

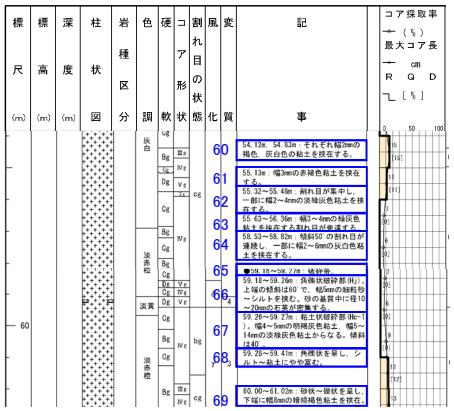
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
54 48.16～48.22m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
56 49.50～49.52m ・割れ目が多く，細礫状～岩片状を呈する。
58 52.33～52.58m ・割れ目が多く，岩片状～礫状を呈する。
59 52.76～53.90m ・高角度の割れ目が発達している。 ・黒色酸化物を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・割れ目沿いに細礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
52	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
53	・角礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
54	・割れ目の発達の程度を記載。	変更なし	変更なし
55	・割れ目沿いに砂状～細礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
56	・割れ目の発達の程度を記載。	変更なし	変更なし
57	・一部礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

62 55.32～55.48m
・割れ目が発達する。
・一部に幅2～4mmの淡緑灰色粘土を挟む。

64 58.53～58.82m
・中角度の割れ目が連続する。
・一部に幅2～6mmの灰白色粘土を挟む。

65～67 ●59.18～59.27m(f-br-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・正断層センスである。
・主に橙色の固結礫状部からなる。
・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm
・走向・傾斜はN31°E45°Wである。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は40°である。

68 59.28～59.41m
・角礫状を呈し，一部シルト～粘土となる。

69 60.00～61.02m
・砂状～礫状を呈する。
・下端に幅8mmの暗緑灰色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

62 55.32～55.48m
・割れ目が発達する。
・一部に幅2～4mmの淡緑灰色粘土を挟む。

64 58.53～58.82m
・中角度の割れ目が連続する。
・一部に幅2～6mmの灰白色粘土を挟む。

65～67 ●59.18～59.27m(f-br-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・正断層センスである。
・主に橙色の固結礫状部からなる。
・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm
・走向・傾斜はN31°E45°Wである。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は40°である。

68 59.28～59.41m
・角礫状を呈し，一部シルト～粘土となる。

69 60.00～61.02m
・砂状～礫状を呈する。
・下端に幅8mmの暗緑灰色粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

62 55.32～55.48m
・割れ目が発達する。
・一部に幅2～4mmの淡緑灰色粘土を挟む。

64 58.53～58.82m
・中角度の割れ目が連続する。
・一部に幅2～6mmの灰白色粘土を挟む。

65～67 ●59.18～59.27m(f-br-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・正断層センスである。
・主に橙色の固結礫状部からなる。
・明褐灰色の未固結粘土状部：累計幅0.7cm
・走向・傾斜はN31°E45°Wである。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は40°である。

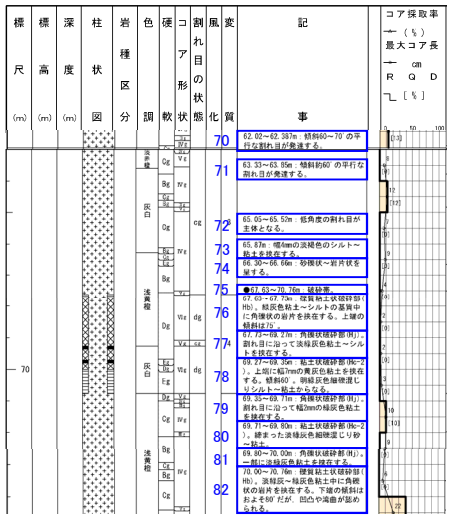
68 59.28～59.41m
・角礫状を呈し，一部シルト～粘土となる。

69 60.00～61.02m
・砂状～礫状を呈する。
・下端に幅8mmの暗緑灰色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60,61	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
62	変更なし	変更なし	変更なし
63	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
64	・表現の見直し(傾斜50°→中角度)。	変更なし	変更なし
65～67	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"石英が密集する"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・"細粒砂～シルトを挟む"と記載されているが，細粒砂～シルトの連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

70, 71
62.02～62.38m，63.33～63.85m
・高角度の割れ目が発達する。
72
65.05～65.52m
・低角度の割れ目が発達する。
74
66.30～66.66m
・割れ目が多く，砂礫状～岩片状を呈する。
75 ～ 82
●67.63～70.76m(f-br-1-3破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に明褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.5cm
・走向・傾斜はN42°E64°NWである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は80°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

70, 71
62.02～62.38m，63.33～63.85m
・高角度の割れ目が発達する。
72
65.05～65.52m
・低角度の割れ目が発達する。
74
66.30～66.66m
・割れ目が多く，砂礫状～岩片状を呈する。
75 ～ 82
●67.63～70.76m(f-br-1-3破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に明褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.5cm
・走向・傾斜はN42°E64°NWである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は80°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

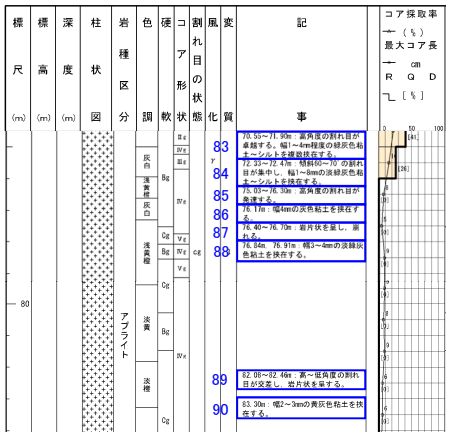
記　事

70, 71
62.02～62.38m，63.33～63.85m
・高角度の割れ目が発達する。
72
65.05～65.52m
・低角度の割れ目が発達する。
74
66.30～66.66m
・割れ目が多く，砂礫状～岩片状を呈する。
75 ～ 82
●67.63～70.76m(f-br-1-3破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・主に明褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅7.5cm
・走向・傾斜はN42°E64°NWである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は80°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70,71	・表現の見直し(傾斜60～70° →高角度)。	変更なし	変更なし
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・シルト～粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
74	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。	変更なし	変更なし
75～82	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"粘土～シルトを挟在する"，"粘土を挟在する"と記載されているが，粘土やシルトの連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"凹凸や湾曲が認められる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

85 75.03～76.30m
・高角度の割れ目が発達する。

87 76.40～76.70m
・割れ目が多く，岩片状を呈する。

89 82.08～82.46m
・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

85 75.03～76.30m
・高角度の割れ目が発達する。

87 76.40～76.70m
・割れ目が多く，岩片状を呈する。

89 82.08～82.46m
・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

85 75.03～76.30m
・高角度の割れ目が発達する。

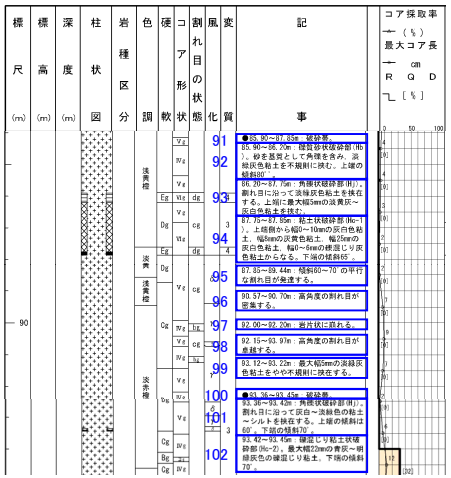
87 76.40～76.70m
・割れ目が多く，岩片状を呈する。

89 82.08～82.46m
・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83,84	・割れ目が発達し，粘土～シルトを挟在するが，直線性や連続性に乏しいことから削除。	―	―
85	変更なし	変更なし	変更なし
86	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
87	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化状況については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
88	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
89	変更なし	変更なし	変更なし
90	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
●85.90～87.85m(f-br-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰黄～灰白色の未固結粘土状部：累計幅4.6cm ・走向・傾斜はN34°E65°Wである。 ・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は65°である。
87.85～89.44m，90.57～90.70m ・高角度の割れ目が発達する。
92.00～92.20m ・岩片状を呈する。
92.15～93.97m ・高角度の割れ目が発達する。
●93.36～93.45m(f-br-1-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：0.8cm ・走向・傾斜はN46°E73°Wである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●85.90～87.85m(f-br-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰黄～灰白色の未固結粘土状部：累計幅4.6cm ・走向・傾斜はN34°E65°Wである。 ・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は65°である。
87.85～89.44m，90.57～90.70m ・高角度の割れ目が発達する。
92.00～92.20m ・岩片状を呈する。
92.15～93.97m ・高角度の割れ目が発達する。
●93.36～93.45m(f-br-1-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：0.8cm ・走向・傾斜はN46°E73°Wである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。

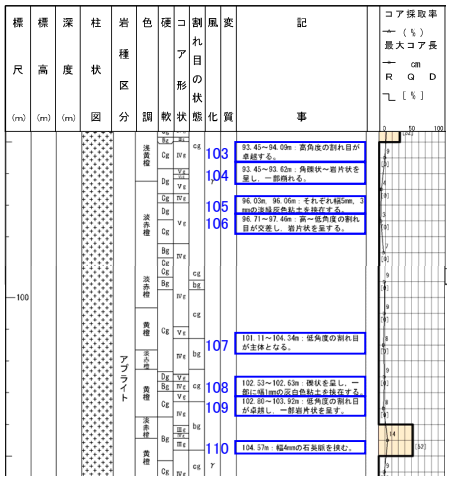
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●85.90～87.85m(f-br-1-4破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・灰黄～灰白色の未固結粘土状部：累計幅4.6cm ・走向・傾斜はN34°E65°Wである。 ・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は65°である。
87.85～89.44m，90.57～90.70m ・高角度の割れ目が発達する。
92.00～92.20m ・岩片状を呈する。
92.15～93.97m ・高角度の割れ目が発達する。
●93.36～93.45m(f-br-1-5破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれセンスである。 ・主に明褐色の固結礫状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：0.8cm ・走向・傾斜はN46°E73°Wである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
91～94	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"粘土を不規則に挟む"と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
95,96	・表現の見直し(60～70° →高角度)。	変更なし	変更なし
97	変更なし	変更なし	変更なし
98	変更なし	変更なし	変更なし
99	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
100～102	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書の記載は，当初観察に基づくものであるため，報告書での性状や色調については，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"粘土～シルトを挟在する"と記載されているが，粘土～シルトの連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
103 93.45～94.09m ・高角度の割れ目が発達する。
104 93.45～93.62m ・角礫状～岩片状を呈する。
106 96.71～97.46m ・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。
107 101.11～104.34m ・低角度の割れ目が発達する。
108 102.53～102.63m ・割れ目が多く，礫状を呈する。 ・一部に幅1mmの灰白色粘土を挟む。
109 102.80～103.92m ・低角度の割れ目が発達し，一部岩片状を呈す。
110 104.57m ・幅4mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
103 93.45～94.09m ・高角度の割れ目が発達する。
104 93.45～93.62m ・角礫状～岩片状を呈する。
106 96.71～97.46m ・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。
107 101.11～104.34m ・低角度の割れ目が発達する。
108 102.53～102.63m ・割れ目が多く，礫状を呈する。 ・一部に幅1mmの灰白色粘土を挟む。
109 102.80～103.92m ・低角度の割れ目が発達し，一部岩片状を呈す。
110 104.57m ・幅4mmの石英脈を挟む。

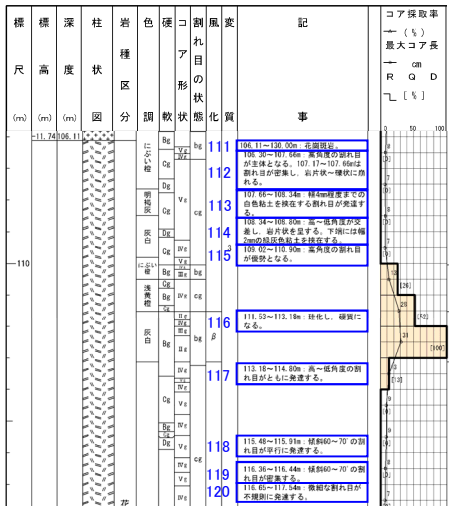
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
103 93.45～94.09m ・高角度の割れ目が発達する。
104 93.45～93.62m ・角礫状～岩片状を呈する。
106 96.71～97.46m ・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。
107 101.11～104.34m ・低角度の割れ目が発達する。
108 102.53～102.63m ・割れ目が多く，礫状を呈する。 ・一部に幅1mmの灰白色粘土を挟む。
109 102.80～103.92m ・低角度の割れ目が発達し，一部岩片状を呈す。
110 104.57m ・幅4mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
103,104	変更なし	変更なし	変更なし
105	・96.03mに粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。 ・96.06mに粘土を挟在するが，直線性に乏しいことから削除。	―	―
106	変更なし	変更なし	変更なし
107	変更なし	変更なし	変更なし
108	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。	変更なし	変更なし
109	変更なし	変更なし	変更なし
110	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

111 106.11～130.00m
・花崗斑岩である。

112 107.17～107.66m
・割れ目が密集し，岩片状～礫状を呈する。

114 108.34～108.80m
・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。

116 111.53～113.18m
・珪化し，硬質になる。

120 116.65～117.54m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

111 106.11～130.00m
・花崗斑岩である。

112 107.17～107.66m
・割れ目が密集し，岩片状～礫状を呈する。

114 108.34～108.80m
・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。

116 111.53～113.18m
・珪化し，硬質になる。

120 116.65～117.54m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

111 106.11～130.00m
・花崗斑岩である。

112 107.17～107.66m
・割れ目が密集し，岩片状～礫状を呈する。

114 108.34～108.80m
・高～低角度の割れ目が斜交し，岩片状を呈する。

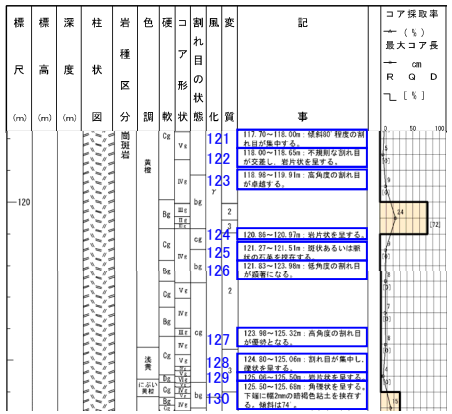
116 111.53～113.18m
・珪化し，硬質になる。

120 116.65～117.54m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。	変更なし	変更なし
112	・106.30～107.66mの割れ目の発達の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし
113	・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
114	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
115	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
116	変更なし	変更なし	変更なし
117～119	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
120	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
121	117.70～118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122	118.00～118.65m ・不規則な割れ目が斜交し，岩片状を呈する。
123	118.98～119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125	121.27～121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128	124.80～125.06m ・割れ目が集中し，礫状を呈する。
129	125.06～125.50m ・岩片状を呈する。
130	125.50～125.68m ・角礫状を呈する。 ・下端に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
121	117.70～118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122	118.00～118.65m ・不規則な割れ目が斜交し，岩片状を呈する。
123	118.98～119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125	121.27～121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128	124.80～125.06m ・割れ目が集中し，礫状を呈する。
129	125.06～125.50m ・岩片状を呈する。
130	125.50～125.68m ・角礫状を呈する。 ・下端に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

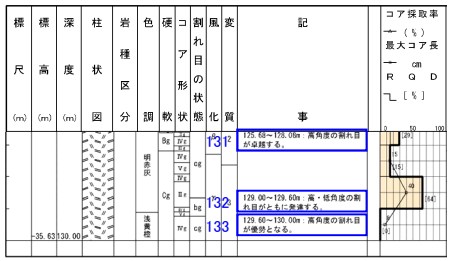
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
121	117.70～118.00m ・高角度の割れ目が発達する。
122	118.00～118.65m ・不規則な割れ目が斜交し，岩片状を呈する。
123	118.98～119.91m ・高角度の割れ目が発達する。
125	121.27～121.51m ・斑状あるいは脈状の石英を挟む。
128	124.80～125.06m ・割れ目が集中し，礫状を呈する。
129	125.06～125.50m ・岩片状を呈する。
130	125.50～125.68m ・角礫状を呈する。 ・下端に幅2mmの暗褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
121	・表現の見直し(傾斜80° →高角度)。	変更なし	変更なし
122	変更なし	変更なし	変更なし
123	変更なし	変更なし	変更なし
124	・岩片状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
125	変更なし	変更なし	変更なし
126,127	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
128	変更なし	変更なし	変更なし
129	変更なし	変更なし	変更なし
130	・境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-1

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
133 129.60～130.00m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
133 129.60～130.00m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
133 129.60～130.00m ・高角度の割れ目が発達する。

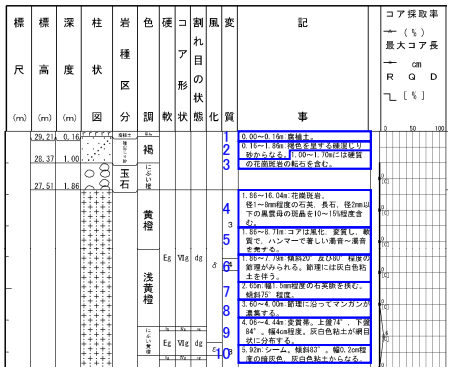
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
131	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
132	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
133	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-8

余白

H20-①-8

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
1	0.00～0.16m ・有機質土である。
2	0.16～1.00m ・礫混じり砂である。
3	1.00～1.70m ・玉石である。 ・硬質の花崗斑岩である。
4	1.86～16.04m ・花崗斑岩である。
5	1.86～8.71m ・変質している。 ・風化を受け軟質化する。
7	2.65m ・幅1.5mmの石英脈を挟む。
8	3.60～4.00m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
9	4.06～4.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1	0.00～0.16m ・有機質土である。
2	0.16～1.00m ・礫混じり砂である。
3	1.00～1.70m ・玉石である。 ・硬質の花崗斑岩である。
4	1.86～16.04m ・花崗斑岩である。
5	1.86～8.71m ・変質している。 ・風化を受け軟質化する。
7	2.65m ・幅1.5mmの石英脈を挟む。
8	3.60～4.00m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
9	4.06～4.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

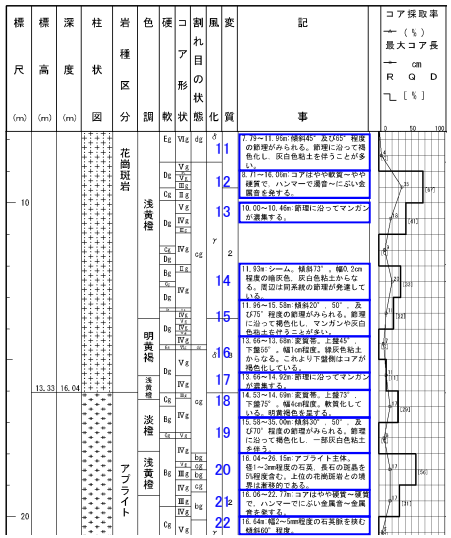
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1	0.00～0.16m ・有機質土である。
2	0.16～1.00m ・礫混じり砂である。
3	1.00～1.70m ・玉石である。 ・硬質の花崗斑岩である。
4	1.86～16.04m ・花崗斑岩である。
5	1.86～8.71m ・変質している。 ・風化を受け軟質化する。
7	2.65m ・幅1.5mmの石英脈を挟む。
8	3.60～4.00m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
9	4.06～4.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
2	・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて玉石と記載。	変更なし	変更なし
4	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
6	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
7	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-192頁)。	－	－

H20-①-8

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

12 8.71～16.06m
・割れ目が多く，角礫状～短柱状を呈する。
13 10.00～10.46m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16 13.66～13.68m
・変質している。
・緑灰色粘土からなる。
17 13.66～14.92m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
18 14.53～14.69m
・変質している。
・明黄褐色を呈し，軟質化している。
20 16.04～26.15m
・アプライトが主体である。
22 16.64m
・幅2～5mm程度の石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

12 8.71～16.06m
・割れ目が多く，角礫状～短柱状を呈する。
13 10.00～10.46m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16 13.66～13.68m
・変質している。
・緑灰色粘土からなる。
17 13.66～14.92m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
18 14.53～14.69m
・変質している。
・明黄褐色を呈し，軟質化している。
20 16.04～26.15m
・アプライトが主体である。
22 16.64m
・幅2～5mm程度の石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

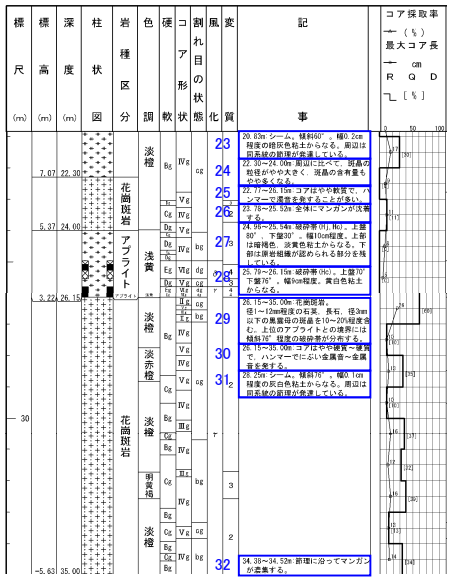
記　事

12 8.71～16.06m
・割れ目が多く，角礫状～短柱状を呈する。
13 10.00～10.46m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16 13.66～13.68m
・変質している。
・緑灰色粘土からなる。
17 13.66～14.92m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
18 14.53～14.69m
・変質している。
・明黄褐色を呈し，軟質化している。
20 16.04～26.15m
・アプライトが主体である。
22 16.64m
・幅2～5mm程度の石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
12	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDの変動が見られることから，"コア形状"欄に基づき角礫～短柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-193頁)。	－	－
15	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
16	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，破砕部の区間を除きいずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
20	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
22	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-8

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

24 22.30～24.00m
・花崗斑岩である。
26 23.78～25.52m
・全体にマンガンが沈着する。
●24.96～26.15m(D-4破砕帯)
・破砕部である。
・主に淺黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部からなる。
27, 28
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅10.0cm
・走向・傾斜はN5°E79°Wである。
・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は76°である。
29 26.15～35.00m
・花崗斑岩である。
32 34.38～34.52m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

24 22.30～24.00m
・花崗斑岩である。
26 23.78～25.52m
・全体にマンガンが沈着する。
●24.96～26.15m(D-4破砕帯)
・破砕部である。
・主に淺黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部からなる。
27, 28
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅10.0cm
・走向・傾斜はN5°E79°Wである。
・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は76°である。
29 26.15～35.00m
・花崗斑岩である。
32 34.38～34.52m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

24 22.30～24.00m
・花崗斑岩である。
26 23.78～25.52m
・全体にマンガンが沈着する。
●24.96～26.15m(D-4破砕帯)
・破砕部である。
・主に淺黄色の固結礫状部からなる。
27, 28
・暗褐～黄白色の未固結粘土状部：累計幅10.0cm
・走向・傾斜はN5°E79°Wである。
・上端境界の傾斜は80°，下端境界の傾斜は76°である。
29 26.15～35.00m
・花崗斑岩である。
32 34.38～34.52m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
23	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-194頁)。	―	―
24	・柱状図に合わせて花崗斑岩と記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
25	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
26	変更なし	変更なし	変更なし
27,28	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では，破砕部に挟まれた区間について，高角度の割れ目が連続していることから，一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	・誤記修正(浅黄色の固結礫状部及び黄白色の固結粘土状部→浅黄色の固結礫状部，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。 ・誤記修正(暗褐色の未固結粘土状部→暗褐～黄白色の未固結粘土状部，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
29	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の破砕帯の記載については，記事No.27で別途説明しているため削除。	変更なし	変更なし
30	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
31	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-195頁)。	―	―
32	変更なし	変更なし	変更なし

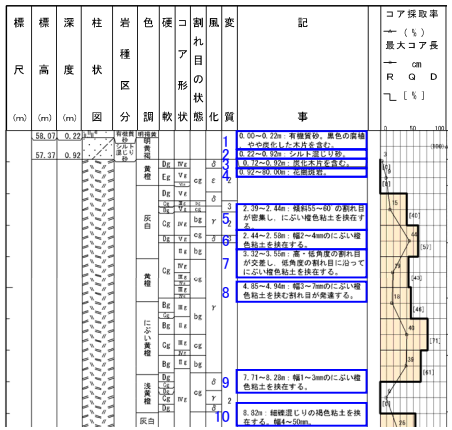
余白

H27-Br-2

余白

H27-Br-2

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～0.22m
・有機質砂である。
・腐植や木片を含む。
2 0.22～0.92m
・シルト混じり砂である。
3 ・炭化木片を含む。
4 0.92～80.00m
・花崗斑岩である。
5 2.39～2.44m
・中～高角度の割れ目が発達する。
・にぶい橙色粘土を挟む。
10 8.82m
・褐色の細礫混じりの粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～0.22m
・有機質砂である。
・腐植や木片を含む。
2 0.22～0.92m
・シルト混じり砂である。
3 ・炭化木片を含む。
4 0.92～80.00m
・花崗斑岩である。
5 2.39～2.44m
・中～高角度の割れ目が発達する。
・にぶい橙色粘土を挟む。
10 8.82m
・褐色の細礫混じりの粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

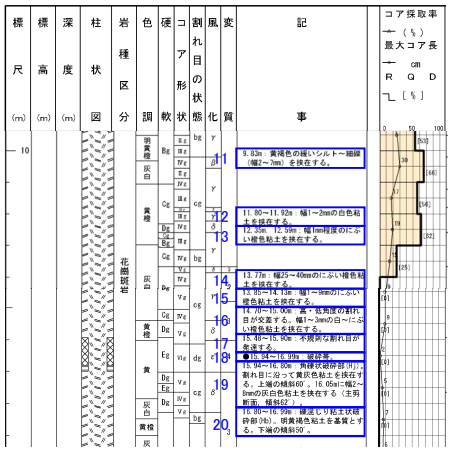
記　事

1 0.00～0.22m
・有機質砂である。
・腐植や木片を含む。
2 0.22～0.92m
・シルト混じり砂である。
3 ・炭化木片を含む。
4 0.92～80.00m
・花崗斑岩である。
5 2.39～2.44m
・中～高角度の割れ目が発達する。
・にぶい橙色粘土を挟む。
10 8.82m
・褐色の細礫混じりの粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・腐植の色調，木片の炭化の程度の記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
2,3	・炭化木片を含む区間の深度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・記載の統一化(傾斜55～60° →中～高角度)。	変更なし	変更なし
6	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
7	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—
8	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
9	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
10	・粘土の幅の記載については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書
（平成27年）



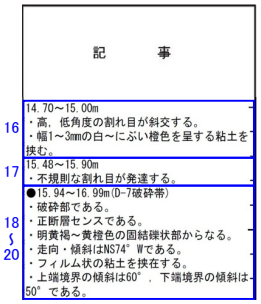
設置許可申請書
（平成27年11月）



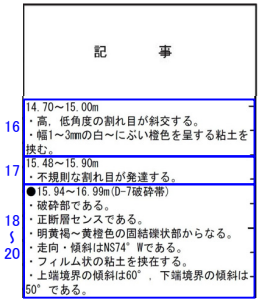
審査資料
（平成29年12月22日）



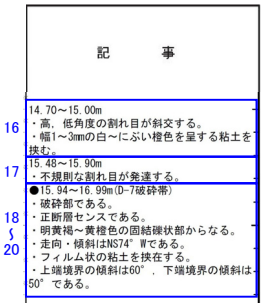
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



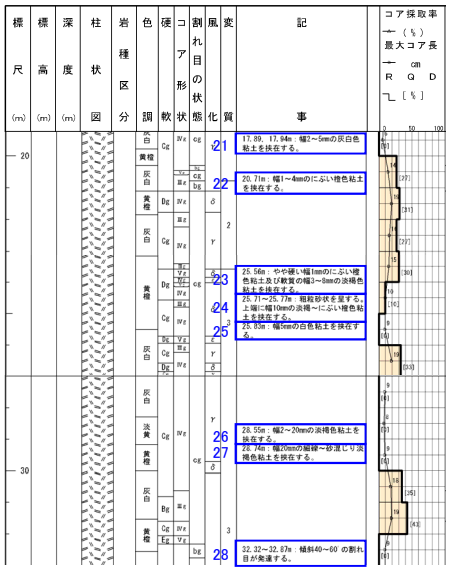
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・シルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
12	・粘土を挟在するが，系統的でなく連続性に乏しいことから削除。	—	—
13	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
14	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないこと，また，ボアホールテレビでは，連続性に乏しく幅も狭いことから削除。	—	—
15	・粘土を挟在するが，直線性や連続性に乏しいことから削除。 ・一部の粘土については，ボアホールテレビを確認し掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18～20	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，薄片観察の結果から断層ガウジを認定し，フィルム状の粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"粘土を挟在する"と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。 ・"主剪断面"との記載については，最新活動面を示したものであり，最新活動面位置については，性状一覧表に示し，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

24 25.71～25.77m
・粗粒砂状を呈する。
・上端に幅10mmの淡褐～にぶい橙色粘土を挟む。

27 28.74m
・幅20mmの淡褐色の細礫～砂混じり粘土を挟む。

28 32.32～32.87m
・中角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

24 25.71～25.77m
・粗粒砂状を呈する。
・上端に幅10mmの淡褐～にぶい橙色粘土を挟む。

27 28.74m
・幅20mmの淡褐色の細礫～砂混じり粘土を挟む。

28 32.32～32.87m
・中角度の割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

24 25.71～25.77m
・粗粒砂状を呈する。
・上端に幅10mmの淡褐～にぶい橙色粘土を挟む。

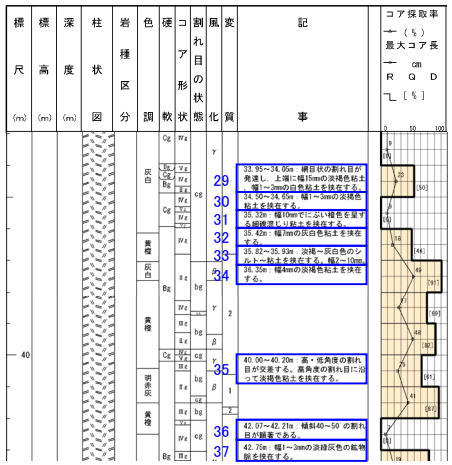
27 28.74m
・幅20mmの淡褐色の細礫～砂混じり粘土を挟む。

28 32.32～32.87m
・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
22	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
23	・粘土については，ボアホールテレビを確認し掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
26	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・記載の統一化（傾斜40～60° →中角度）。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
29 33.95～34.05m ・網目状の割れ目が発達する。 ・上端に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1～3mmの白色を呈する粘土を挟む。
33 35.82～35.93m ・淡褐～灰白色を呈するシルト～粘土を挟む。
35 40.00～40.20m ・高，低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って，淡褐色を呈する粘土を挟む。
36 42.07～42.21m ・中角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
29 33.95～34.05m ・網目状の割れ目が発達する。 ・上端に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1～3mmの白色を呈する粘土を挟む。
33 35.82～35.93m ・淡褐～灰白色を呈するシルト～粘土を挟む。
35 40.00～40.20m ・高，低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って，淡褐色を呈する粘土を挟む。
36 42.07～42.21m ・中角度の割れ目が発達する。

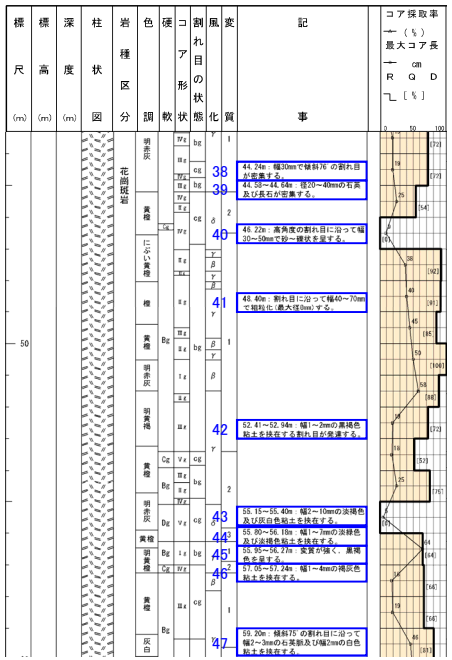
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
29 33.95～34.05m ・網目状の割れ目が発達する。 ・上端に幅15mmの淡褐色を呈する粘土及び幅1～3mmの白色を呈する粘土を挟む。
33 35.82～35.93m ・淡褐～灰白色を呈するシルト～粘土を挟む。
35 40.00～40.20m ・高，低角度の割れ目が斜交する。 ・高角度の割れ目に沿って，淡褐色を呈する粘土を挟む。
36 42.07～42.21m ・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
31	・細礫混じり粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
32	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
34	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・記載の統一化（傾斜40～50°→中角度）。	変更なし	変更なし
37	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	—	—

H27-Br-2

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

38 44.24m
・高角度の割れ目が発達する。
39 44.58～44.64m
・径20～40mmの石英及び長石が密集する。
40 46.22m
・高角度の割れ目に沿って，砂～礫状を呈する。
45 55.95～56.27m
・変質しており，黒褐色を呈する。
47 59.20m
・高角度の割れ目に沿って幅2～3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

38 44.24m
・高角度の割れ目が発達する。
39 44.58～44.64m
・径20～40mmの石英及び長石が密集する。
40 46.22m
・高角度の割れ目に沿って，砂～礫状を呈する。
45 55.95～56.27m
・変質しており，黒褐色を呈する。
47 59.20m
・高角度の割れ目に沿って幅2～3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

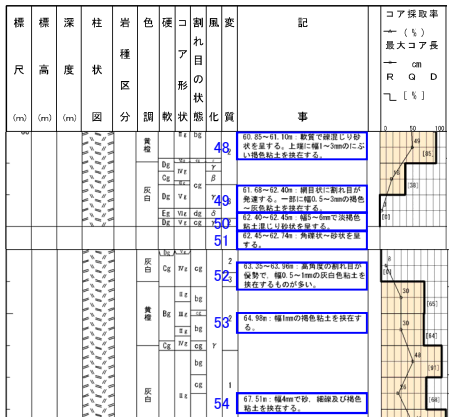
記　事

38 44.24m
・高角度の割れ目が発達する。
39 44.58～44.64m
・径20～40mmの石英及び長石が密集する。
40 46.22m
・高角度の割れ目に沿って，砂～礫状を呈する。
45 55.95～56.27m
・変質しており，黒褐色を呈する。
47 59.20m
・高角度の割れ目に沿って幅2～3mmの石英脈及び幅2mmの白色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38	・記載の統一化（傾斜76°→高角度）。 ・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
41	・粗粒化の記載については，花崗斑岩の斑晶に関する補足的なものであるため削除。	—	—
42	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目の発達状況については，RQD及び最大コア長で表示することで削除。	—	—
43	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
44	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	—	—
47	・記載の統一化（傾斜75°→高角度）。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

48 60.85～61.10m
・軟質で礫混じり砂状を呈する。
・上端に幅1～3mmのにぶい褐色を呈する粘土を挟む。

49 61.68～62.40m
・網目状に割れ目が発達する。
・一部に幅0.5～3mmの褐～灰色粘土を挟む。

51 62.45～62.74m
・角礫状～砂状を呈する。

52 63.35～63.96m
・高角度の割れ目が発達する。

54 67.51m
・砂，細礫及び褐色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

48 60.85～61.10m
・軟質で礫混じり砂状を呈する。
・上端に幅1～3mmのにぶい褐色を呈する粘土を挟む。

49 61.68～62.40m
・網目状に割れ目が発達する。
・一部に幅0.5～3mmの褐～灰色粘土を挟む。

51 62.45～62.74m
・角礫状～砂状を呈する。

52 63.35～63.96m
・高角度の割れ目が発達する。

54 67.51m
・砂，細礫及び褐色粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

48 60.85～61.10m
・軟質で礫混じり砂状を呈する。
・上端に幅1～3mmのにぶい褐色を呈する粘土を挟む。

49 61.68～62.40m
・網目状に割れ目が発達する。
・一部に幅0.5～3mmの褐～灰色粘土を挟む。

51 62.45～62.74m
・角礫状～砂状を呈する。

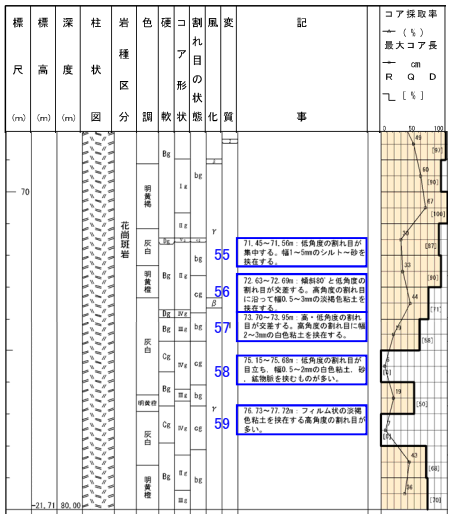
52 63.35～63.96m
・高角度の割れ目が発達する。

54 67.51m
・砂，細礫及び褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	変更なし	変更なし	変更なし
50	・粘土混じり砂状を呈するが，粘土や砂の連続性に乏しいことから削除。	—	—
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
53	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
54	・幅については，ばらつきがあることから削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-2

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

55 71.45～71.56m
・低角度の割れ目が発達する。
・シルト～砂を挟む。

56 72.63～72.69m
・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
・高角度の割れ目に沿って幅0.5～3mmの淡褐色粘土を挟む。

57 73.70～73.95m
・高，低角度の割れ目が斜交する。
・高角度の割れ目に幅2～3mmの白色粘土を挟む。

59 76.73～77.72m
・高角度の割れ目に沿って，淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

55 71.45～71.56m
・低角度の割れ目が発達する。
・シルト～砂を挟む。

56 72.63～72.69m
・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
・高角度の割れ目に沿って幅0.5～3mmの淡褐色粘土を挟む。

57 73.70～73.95m
・高，低角度の割れ目が斜交する。
・高角度の割れ目に幅2～3mmの白色粘土を挟む。

59 76.73～77.72m
・高角度の割れ目に沿って，淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

55 71.45～71.56m
・低角度の割れ目が発達する。
・シルト～砂を挟む。

56 72.63～72.69m
・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
・高角度の割れ目に沿って幅0.5～3mmの淡褐色粘土を挟む。

57 73.70～73.95m
・高，低角度の割れ目が斜交する。
・高角度の割れ目に幅2～3mmの白色粘土を挟む。

59 76.73～77.72m
・高角度の割れ目に沿って，淡褐色を呈するフィルム状の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
55	・幅については，ばらつきがあることから削除。	変更なし	変更なし
56	・記載の統一化(傾斜80°→高角度)。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の傾斜や鉱物脈の記載については，補足的なものであるため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし

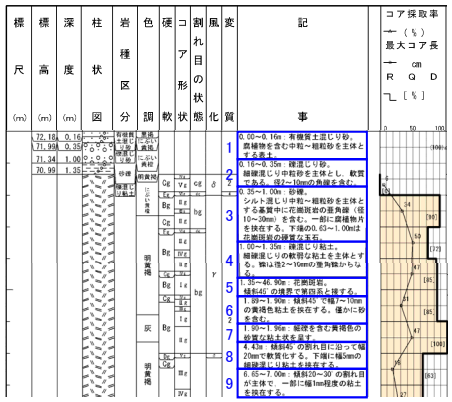
余白

H27-Br-8

余白

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16～0.35m ・礫混じり砂である。
3 0.35～1.00m ・砂礫である。
4 1.00～1.35m ・礫混じり粘土である。
5 1.35～46.90m ・花崗斑岩である。
9 6.65～7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に幅1mm程度の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16～0.35m ・礫混じり砂である。
3 0.35～1.00m ・砂礫である。
4 1.00～1.35m ・礫混じり粘土である。
5 1.35～46.90m ・花崗斑岩である。
9 6.65～7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に幅1mm程度の粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

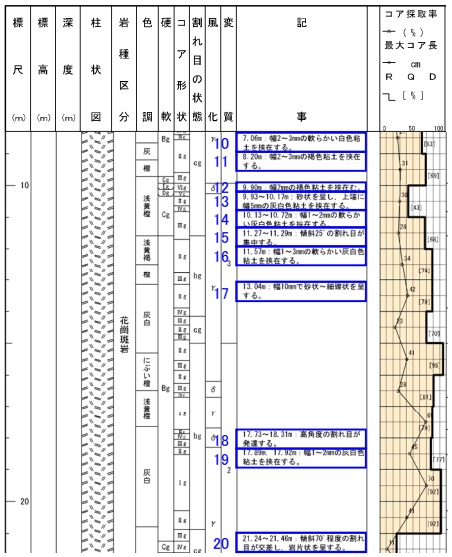
記　事

1 0.00～0.16m ・有機質土混じり砂である。
2 0.16～0.35m ・礫混じり砂である。
3 0.35～1.00m ・砂礫である。
4 1.00～1.35m ・礫混じり粘土である。
5 1.35～46.90m ・花崗斑岩である。
9 6.65～7.00m ・低角度の割れ目が主体である。 ・一部に幅1mm程度の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，腐植物，粒度については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，硬軟，礫径，円磨度については削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫種，円磨度，礫径，腐植物片については削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，円磨度については削除。	変更なし	変更なし
5	・境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6,7	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
8	・割れ目沿いに軟質化し粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
9	・表現の見直し(傾斜20～30° →低角度)。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

10～14 7.06～10.72m
・割れ目沿いに白～褐色を呈する粘土を挟む。
・一部砂状を呈する。

15 11.27～11.29m
・低角度の割れ目が発達する。

17 13.04m
・砂状～細礫状を呈する。

18 17.73～18.31m
・高角度の割れ目が発達する。

20 21.24～21.46m
・高角度の割れ目が斜交する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

10～14 7.06～10.72m
・割れ目沿いに白～褐色を呈する粘土を挟む。
・一部砂状を呈する。

15 11.27～11.29m
・低角度の割れ目が発達する。

17 13.04m
・砂状～細礫状を呈する。

18 17.73～18.31m
・高角度の割れ目が発達する。

20 21.24～21.46m
・高角度の割れ目が斜交する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

10～14 7.06～10.72m
・割れ目沿いに白～褐色を呈する粘土を挟む。
・一部砂状を呈する。

15 11.27～11.29m
・低角度の割れ目が発達する。

17 13.04m
・砂状～細礫状を呈する。

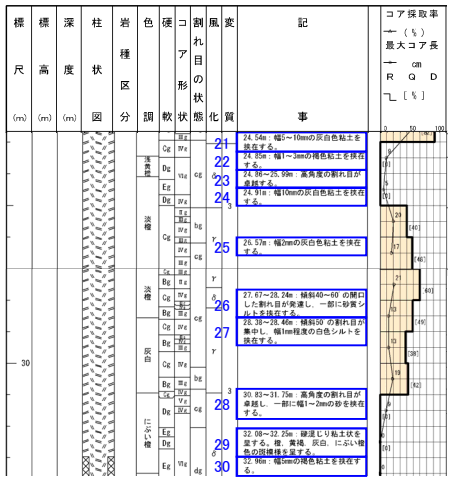
18 17.73～18.31m
・高角度の割れ目が発達する。

20 21.24～21.46m
・高角度の割れ目が斜交する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
10～14	・粘土の挟在について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
15	・表現の見直し(傾斜25°→低角度)。	変更なし	変更なし
16	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
17	・砂状～細礫状の区間の幅について，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	変更なし	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
20	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
23 24.86～25.99m ・高角度の割れ目が発達する。
24, 24.91m，26.57m 25 ・幅2～10mmの灰白色粘土を挟む。
26 27.67～28.24m ・中角度の開口した割れ目が発達する。
27 28.38～28.46m ・中角度の割れ目が発達する。
28 ～ 30 30.83～32.96m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
23 24.86～25.99m ・高角度の割れ目が発達する。
24, 24.91m，26.57m 25 ・幅2～10mmの灰白色粘土を挟む。
26 27.67～28.24m ・中角度の開口した割れ目が発達する。
27 28.38～28.46m ・中角度の割れ目が発達する。
28 ～ 30 30.83～32.96m ・高角度の割れ目が発達する。

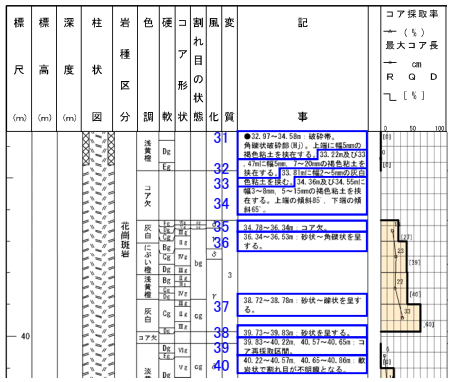
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
23 24.86～25.99m ・高角度の割れ目が発達する。
24, 24.91m，26.57m 25 ・幅2～10mmの灰白色粘土を挟む。
26 27.67～28.24m ・中角度の開口した割れ目が発達する。
27 28.38～28.46m ・中角度の割れ目が発達する。
28 ～ 30 30.83～32.96m ・高角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
22	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
23	変更なし	変更なし	変更なし
24,25	・粘土の挟在について一括記載。	変更なし	変更なし
26	・表現の見直し(傾斜40～60°→中角度)。 ・砂質シルトを挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
27	・表記の見直し(傾斜50°→中角度)。 ・シルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
28～30	・高角度の割れ目の発達について，区間を統合して一括記載。 ・一部割れ目に砂を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。 ・一部で礫混じり粘土状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



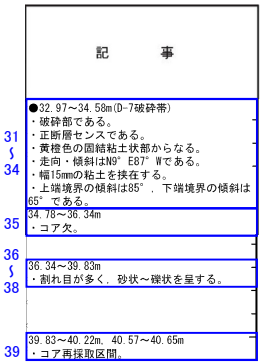
設置許可申請書
（平成27年11月）



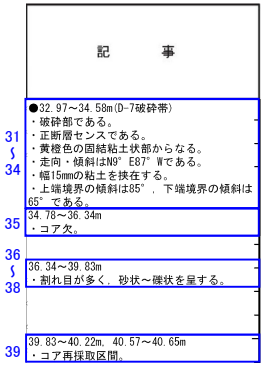
審査資料
（平成29年12月22日）



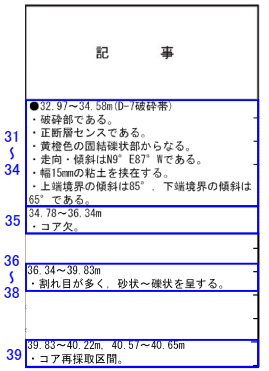
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）

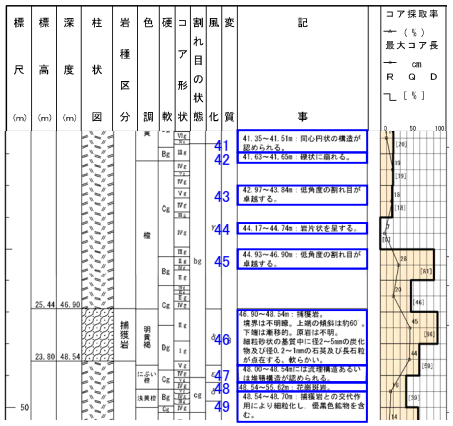


記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31～34	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，薄片観察の結果から断層ガウジを認定し，幅15mmの粘土を記載。	変更なし	・誤記修正（固結粘土状部→固結礫状部，審査会合(R1.10.11)にて説明済み）。
35	変更なし	変更なし	変更なし
36～38	・砂状～礫状について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・風化の程度及び硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	－	－

下線部：令和2年5月13日提出の資料から誤記を修正

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

42
S
45
41.63～46.90m
・低角度の割れ目が発達する。
・一部，礫状及び岩片状を呈する。
46
46.90～48.54m
・捕獲岩である。
・境界は不明瞭である。
48
48.54～55.53m
・花崗斑岩である。
49
48.54～48.70m
・細粒な優黒色鉱物を含む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

42
S
45
41.63～46.90m
・低角度の割れ目が発達する。
・一部，礫状及び岩片状を呈する。
46
46.90～48.54m
・捕獲岩である。
・境界は不明瞭である。
48
48.54～55.53m
・花崗斑岩である。
49
48.54～48.70m
・細粒な優黒色鉱物を含む。

審査資料
（令和2年2月7日）

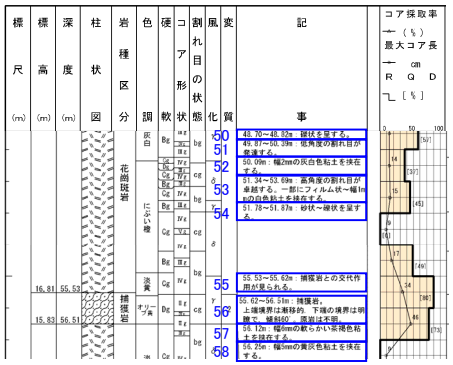
記　事

42
S
45
41.63～46.90m
・低角度の割れ目が発達する。
・一部，礫状及び岩片状を呈する。
46
46.90～48.54m
・捕獲岩である。
・境界は不明瞭である。
48
48.54～55.53m
・花崗斑岩である。
49
48.54～48.70m
・細粒な優黒色鉱物を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・同心円状の構造については，補足的なものであるため削除。	－	－
42～45	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
46	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
47	・流理構造，堆積構造については，補足的なものであるため削除。	－	－
48	・誤記修正(48.54～55.62m→48.54～55.53m)	変更なし	変更なし
49	・捕獲岩との交代作用については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



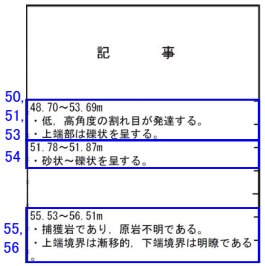
設置許可申請書
（平成27年11月）



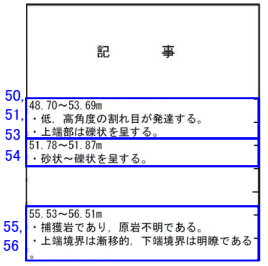
審査資料
（平成29年12月22日）



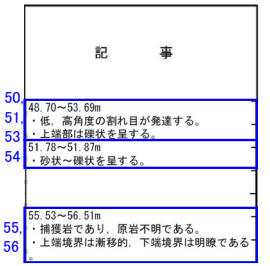
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



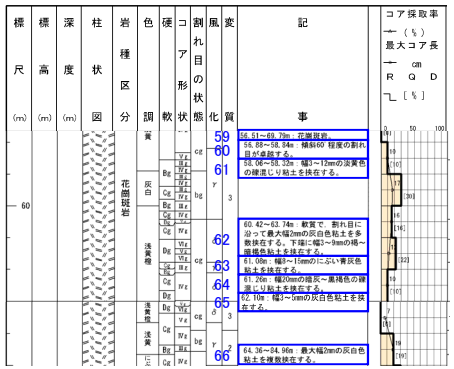
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50,51,53	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
52	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
54	変更なし	変更なし	変更なし
55,56	・捕獲岩及び捕獲岩との交代作用について，区間を統合して一括記載。 ・境界の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
58	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

59 56.51～69.79m
・花崗斑岩である。

60, 61 56.88～58.84m
・高角度の割れ目が発達する。
・一部幅3～12mmで淡黄色礫混じり粘土を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

59 56.51～69.79m
・花崗斑岩である。

60, 61 56.88～58.84m
・高角度の割れ目が発達する。
・一部幅3～12mmで淡黄色礫混じり粘土を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

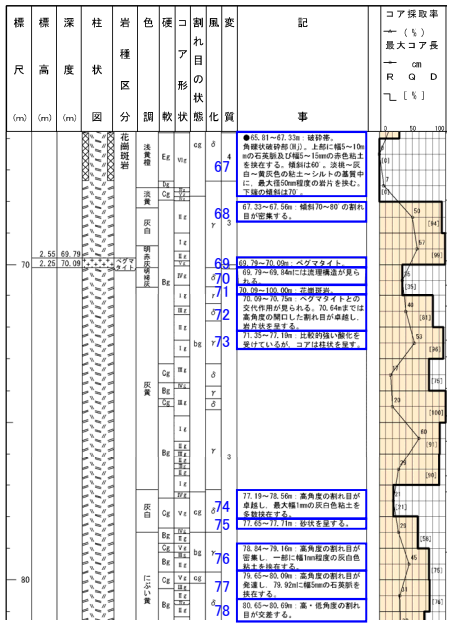
59 56.51～69.79m
・花崗斑岩である。

60, 61 56.88～58.84m
・高角度の割れ目が発達する。
・一部幅3～12mmで淡黄色礫混じり粘土を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
59	変更なし	変更なし	変更なし
60,61	・割れ目の発達する区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・表現の見直し(傾斜60° →高角度)。	変更なし	変更なし
62～65	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
66	・粘土を複数挟在するが，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

67 ●65.81～67.33m
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN23°E56°Wである。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。

68 67.33～67.56m
・高角度の割れ目が発達する。

69 69.79～70.09m
・ペグマタイトである。

70 69.79～69.84m
・流理構造が見られる。

71 70.09～100.00m
・花崗斑岩である。

73 71.35～77.19m
・強い酸化を受けている。

74 77.19～78.56m
・高角度の割れ目が発達する。

75 77.65～77.71m
・砂状を呈する。

76 78.84～79.16m
・高角度の割れ目が発達する。

77 79.65～80.09m
・高角度の割れ目が発達する。
・79.92mに幅5mmの石英脈を挟む。

78 80.65～80.69m
・高，低角度の割れ目が斜交する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

67 ●65.81～67.33m
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN23°E56°Wである。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。

68 67.33～67.56m
・高角度の割れ目が発達する。

69 69.79～70.09m
・ペグマタイトである。

70 69.79～69.84m
・流理構造が見られる。

71 70.09～100.00m
・花崗斑岩である。

73 71.35～77.19m
・強い酸化を受けている。

74 77.19～78.56m
・高角度の割れ目が発達する。

75 77.65～77.71m
・砂状を呈する。

76 78.84～79.16m
・高角度の割れ目が発達する。

77 79.65～80.09m
・高角度の割れ目が発達する。
・79.92mに幅5mmの石英脈を挟む。

78 80.65～80.69m
・高，低角度の割れ目が斜交する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

67 ●65.81～67.33m
・破砕部である。
・浅黄橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN23°E56°Wである。
・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。

68 67.33～67.56m
・高角度の割れ目が発達する。

69 69.79～70.09m
・ペグマタイトである。

70 69.79～69.84m
・流理構造が見られる。

71 70.09～100.00m
・花崗斑岩である。

73 71.35～77.19m
・強い酸化を受けている。

74 77.19～78.56m
・高角度の割れ目が発達する。

75 77.65～77.71m
・砂状を呈する。

76 78.84～79.16m
・高角度の割れ目が発達する。

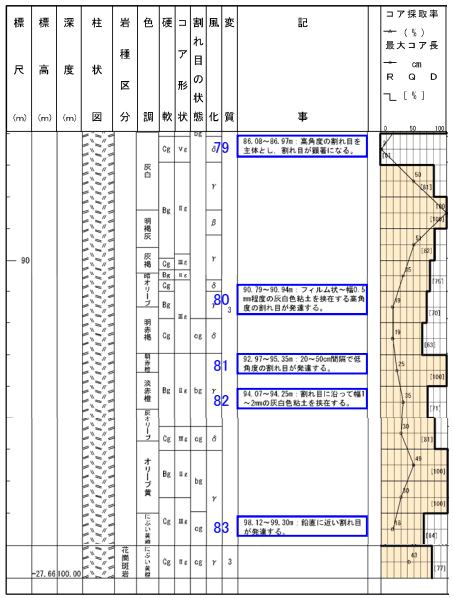
77 79.65～80.09m
・高角度の割れ目が発達する。
・79.92mに幅5mmの石英脈を挟む。

78 80.65～80.69m
・高，低角度の割れ目が斜交する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・石英脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	・表現の見直し(傾斜70～80°→高角度)。	変更なし	変更なし
69,70	変更なし	変更なし	変更なし
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	・ペグマタイトとの交代作用については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
73	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
74	・粘土を挟在するが，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
75	変更なし	変更なし	変更なし
76	・粘土の挟在の記載については，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
77	変更なし	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-8

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

79 86.08～86.97m
・高角度の割れ目が発達する。

81 92.97～95.35m
・低角度の割れ目が発達する。

83 98.12～99.30m
・鉛直に近い割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

79 86.08～86.97m
・高角度の割れ目が発達する。

81 92.97～95.35m
・低角度の割れ目が発達する。

83 98.12～99.30m
・鉛直に近い割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

79 86.08～86.97m
・高角度の割れ目が発達する。

81 92.97～95.35m
・低角度の割れ目が発達する。

83 98.12～99.30m
・鉛直に近い割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
79	変更なし	変更なし	変更なし
80	・割れ目が発達し，一部に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
81	・割れ目間隔については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
82	・粘土を挟在するが，いずれも連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
83	変更なし	変更なし	変更なし

余白

H24-B14-1

余白

H24-B14-1

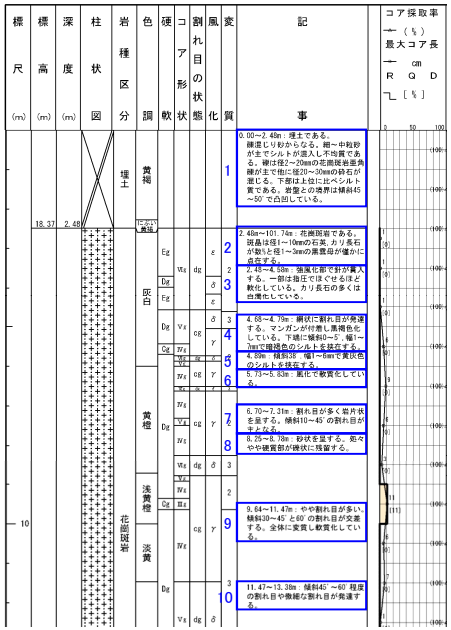
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

1 0.00～2.48m
・埋土である。

2 2.48～101.74m
・花崗斑岩である。

3 2.48～4.58m
・強風化部である。

6 5.73～5.83m
・強風化部である。

7 6.70～7.31m
・割れ目が多く，砂～角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～2.48m
・埋土である。

2 2.48～101.74m
・花崗斑岩である。

3 2.48～4.58m
・強風化部である。

6 5.73～5.83m
・強風化部である。

7 6.70～7.31m
・割れ目が多く，砂～角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

1 0.00～2.48m
・埋土である。

2 2.48～101.74m
・花崗斑岩である。

3 2.48～4.58m
・強風化部である。

6 5.73～5.83m
・強風化部である。

7 6.70～7.31m
・割れ目が多く，砂～角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子，境界傾斜に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしているため削除。	変更なし	変更なし
3	・長石の白濁化については，風化・変質に関する補足的なものであることから，削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
4	・シルトを挟在し，割れ目が発達するが，シルトの直線性に乏しく，割れ目の発達が系統的でないことから削除。 ・色調の記載については，補足的なものであるため削除。	－	－
5	・シルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
6	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"コア形状"欄に基づき砂～角礫状と記載。	変更なし	変更なし
8	・細粒化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
9	・硬軟及び割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・変質の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－
10	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－

H24-B14-1

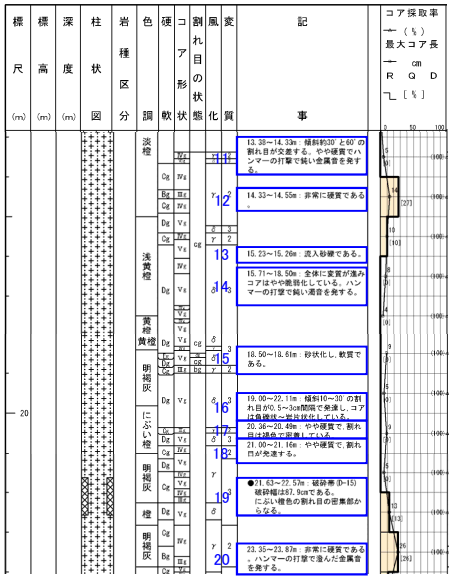
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事
12　14.33～14.55m ・非常に硬質で，短柱状を呈する。
15　18.50～18.61m ・砂状を呈する。
19　●21.63～22.57m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25°E67°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
12　14.33～14.55m ・非常に硬質で，短柱状を呈する。
15　18.50～18.61m ・砂状を呈する。
19　●21.63～22.57m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25°E67°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
12　14.33～14.55m ・非常に硬質で，短柱状を呈する。
15　18.50～18.61m ・砂状を呈する。
19　●21.63～22.57m(D-15破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN25°E67°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・硬軟，割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
12	・"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	・流入砂礫については，割れ目を充填したものであるため削除。	―	―
14	・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
15	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
17	・局所的に挟まれる硬質部については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
18	・局所的に挟まれる硬質部については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
19	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
20	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H24-B14-1

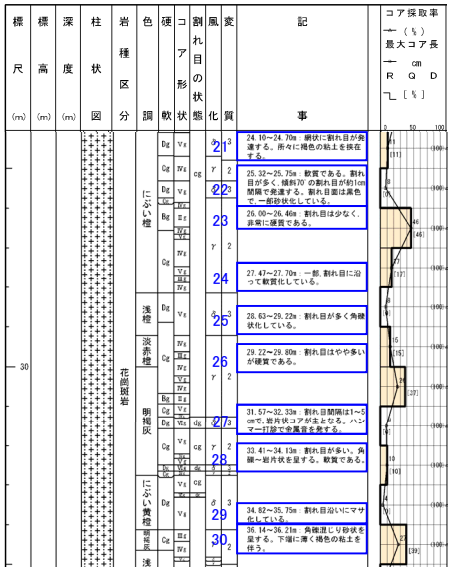
設置許可申請書
（平成27年11月）



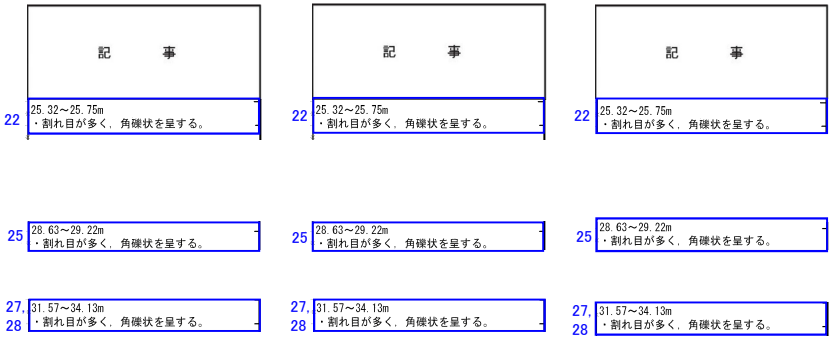
審査資料
（平成29年12月22日）



委託報告書
（平成30年）



審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，系統的でないことから削除。	―	―
22	・硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目沿いに砂状化するが，連続性に乏しいことから削除。 ・割れ目沿いの変色，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・局所的に挟まれる硬質部については，補足的なものであるため削除。	―	―
24	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
27,28	・RQDが周囲と比べ低いため，割れ目の多い区間を一括記載。	変更なし	変更なし
29	・割れ目沿いにマサ化するが，系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
30	・割れ目沿いに角礫混じり砂状化，粘土状化するが，粘土は連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H24-B14-1

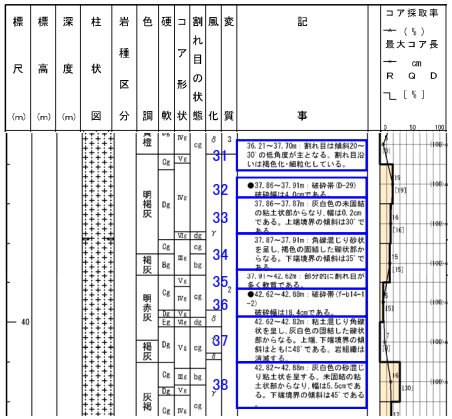
設置許可申請書
（平成27年11月）



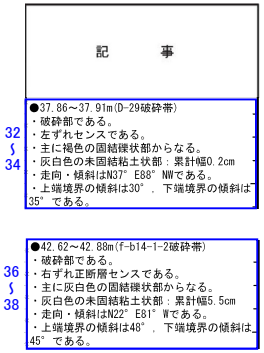
審査資料
（平成29年12月22日）



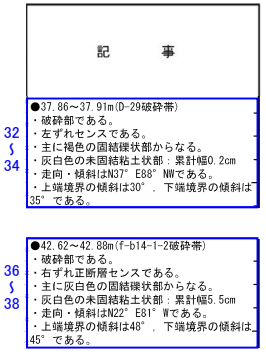
委託報告書
（平成30年）



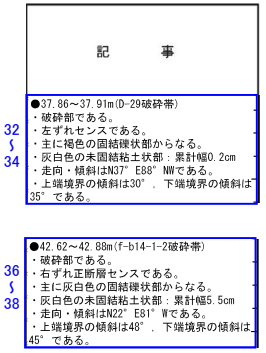
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いの変色，割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに細粒化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
32～34	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目の発達の程度，軟質については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
36～38	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・〃岩組織は消滅する〃との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B14-1

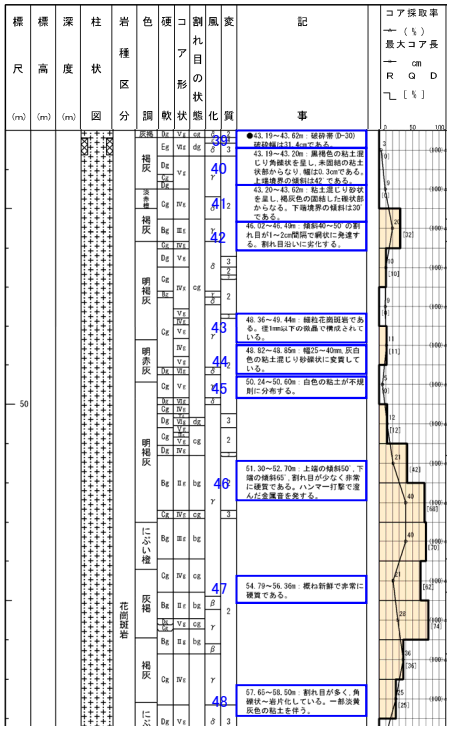
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記事	記　事
39～41	●43.19～43.62m(D-30破砕帯) ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN43°E77°SEである。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は30°である。
44	48.82～48.85m ・変質が著しく，緑灰色に変色する。
48	57.65～58.50m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
39～41	●43.19～43.62m(D-30破砕帯) ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN43°E77°SEである。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は30°である。
44	48.82～48.85m ・変質が著しく，緑灰色に変色する。
48	57.65～58.50m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
39～41	●43.19～43.62m(D-30破砕帯) ・破砕部である。 ・主に褐灰色の固結礫状部からなる。 ・黒褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN43°E77°SEである。 ・上端境界の傾斜は42°，下端境界の傾斜は30°である。
44	48.82～48.85m ・変質が著しく，緑灰色に変色する。
48	57.65～58.50m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39～41	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
42	・割れ目の発達の程度及び劣化については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
43	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
44	・区間の幅については，ばらつきがあることから削除。 ・性状については，不均質であることから削除。 ・色調については，コア写真に基づき緑灰色と記載。	変更なし	変更なし
45	・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
46	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
47	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
48	・表現の見直し(岩片～角礫状→角礫状)。 ・一部に粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

H24-B14-1

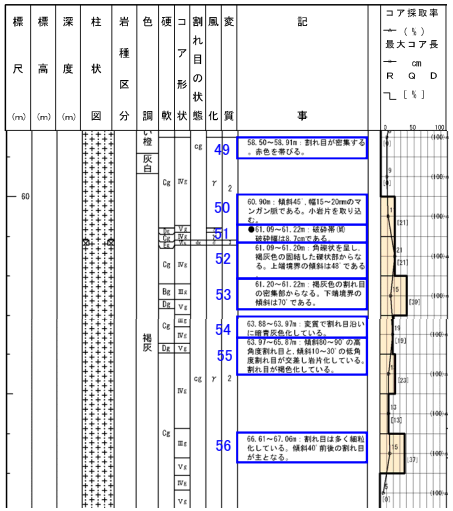
設置許可申請書
（平成27年11月）



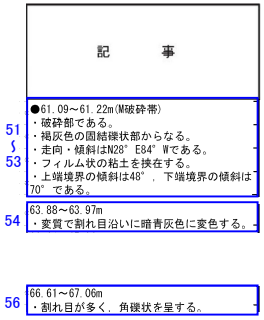
審査資料
（平成29年12月22日）



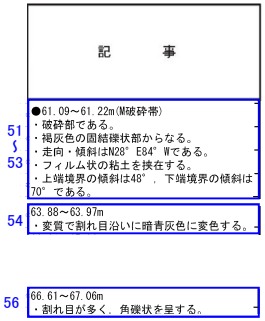
委託報告書
（平成30年）



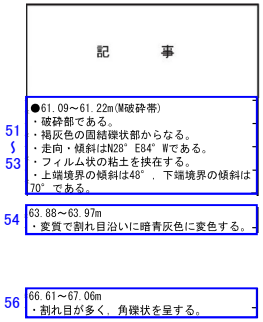
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
50	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―
51～53	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・低角度割れ目と高角度割れ目が交差するが，低角度割れ目に変位がないことから削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
56	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B14-1

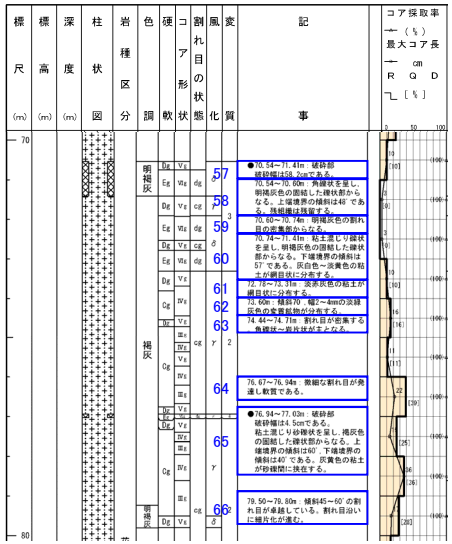
設置許可申請書
（平成27年11月）



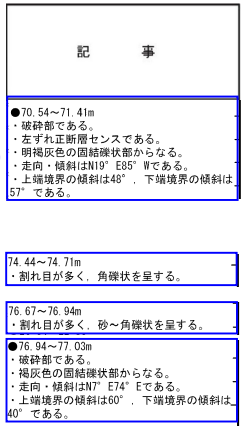
審査資料
（平成29年12月22日）



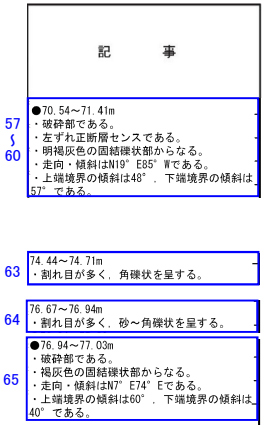
委託報告書
（平成30年）



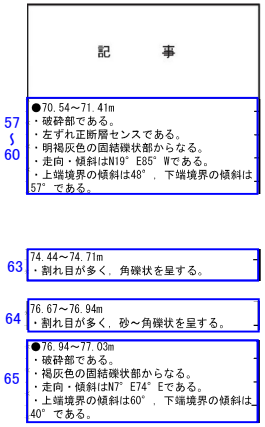
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57～60	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・“ 残組織は残留する”との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・原岩組織と書くべきところを誤って残組織と記載。 ・” 粘土が網目状に分布する”と記載されているが，粘土の直線性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
61	・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
62	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―
63	・表現の見直し(角礫状～岩片状→角礫状)。	変更なし	変更なし
64	・”コア形状”欄に基づき砂～角礫状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
65	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・” 粘土を砂礫間に挟在する”と記載されているが，粘土の直線性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
66	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―

H24-B14-1

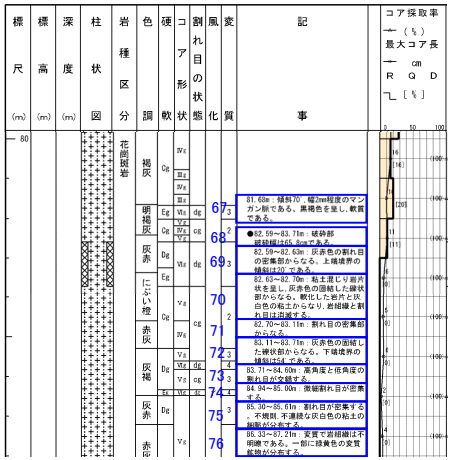
設置許可申請書
（平成27年11月）



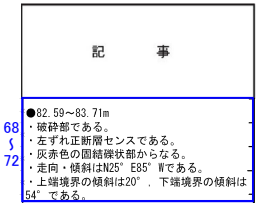
審査資料
（平成29年12月22日）



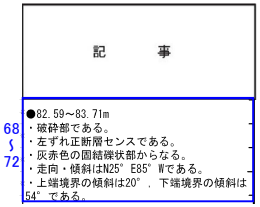
委託報告書
（平成30年）



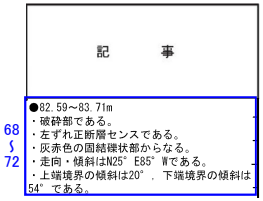
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
68～72	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・〃軟化した岩片と灰白色の粘土からなり，岩組織と割れ目は消滅する〃との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
74	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
75	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・一部に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性に乏しいことから削除。	―	―
76	・変質の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―

H24-B14-1

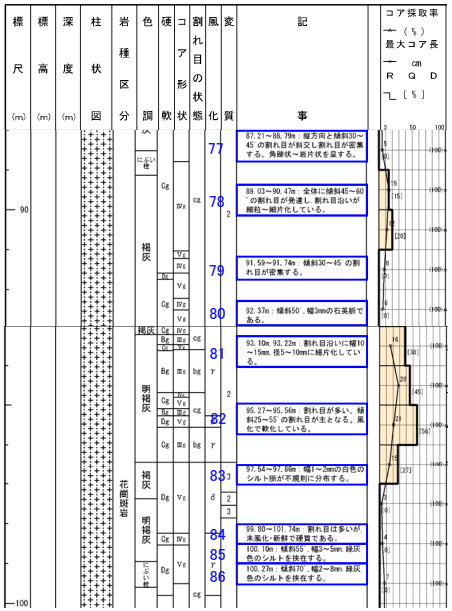
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

77　87.21～88.79m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

77　87.21～88.79m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

77　87.21～88.79m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
77	・表現の見直し(角礫状～岩片状→角礫状)。	変更なし	変更なし
78	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いに細粒～細片化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
79	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
80	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
81	・割れ目沿いに細片化するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
82	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
83	・一部にシルトを挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
84	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
85	・シルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―
86	・シルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―

H24-B14-1

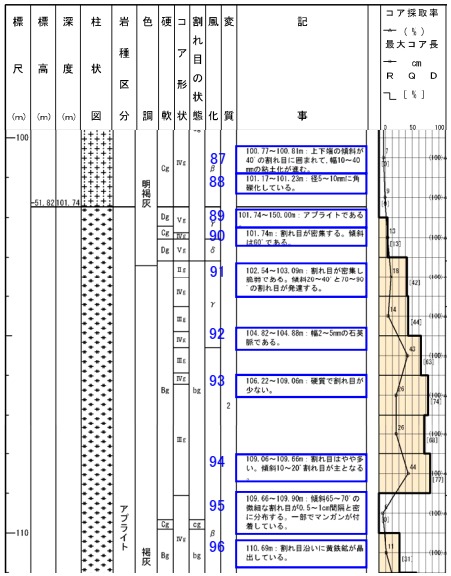
設置許可申請書
（平成27年11月）



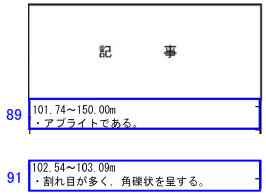
審査資料
（平成29年12月22日）



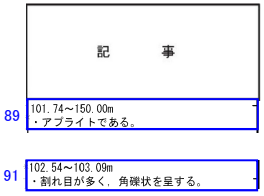
委託報告書
（平成30年）



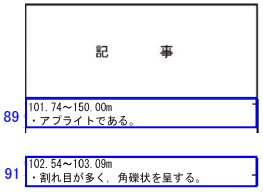
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	・一部で粘土化するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
88	・角礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
89	変更なし	変更なし	変更なし
90	・割れ目が密集するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―
91	・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
92	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
93	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
94	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
95	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
96	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―

H24-B14-1

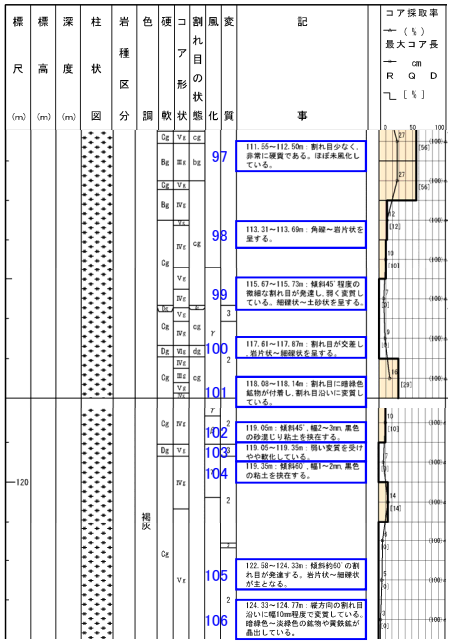
設置許可申請書
（平成27年11月）



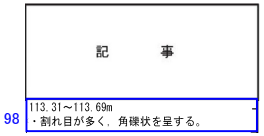
審査資料
（平成29年12月22日）

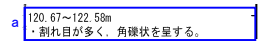


委託報告書
（平成30年）

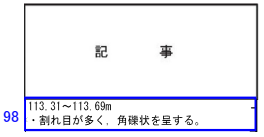


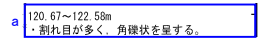
審査資料案



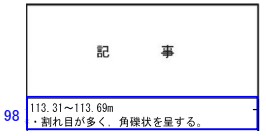


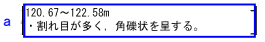
審査資料
（平成30年11月30日）





審査資料
（令和2年2月7日）





記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
97	・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
98	・表現の見直し（角礫状～岩片状→角礫状）。	変更なし	変更なし
99	・割れ目が発達し細礫状～土砂状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・変質の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－
100	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
101	・割れ目沿いの鉱物脈の晶出については，補足的なものであるため削除。 ・変質の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－
102	・砂混じり粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
103	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
104	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
a	・割れ目の発達の程度を記載。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
105	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
106	・割れ目沿いに変質しているが，連続性に乏しいことから削除。 ・鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－

H24-B14-1

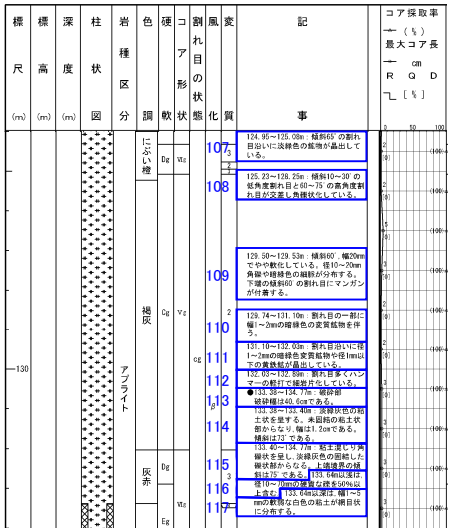
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

113 ～ 117
●133.38～134.77m
・破砕部である。
・主に淡緑灰色の固結礫状部からなる。
・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm
・走向・傾斜はN38°E74°SEである。
・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

113 ～ 117
●133.38～134.77m
・破砕部である。
・主に淡緑灰色の固結礫状部からなる。
・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm
・走向・傾斜はN38°E74°SEである。
・上端境界の傾斜は73°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

113 ～ 117
●133.38～134.77m
・破砕部である。
・主に淡緑灰色の固結礫状部からなる。
・淡緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm
・走向・傾斜はN38°E74°SEである。
・上端境界の傾斜は73°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
107	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－
108	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
109	・割れ目沿いに軟質化については，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－
110	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－
111	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－
112	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	－	－
113～117	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・〃硬質な礫を50%以上含む〃との記載については，補足的なものであるため削除。 ・〃粘土が網目状に分布する〃と記載されているが，粘土の直線性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし

H24-B14-1

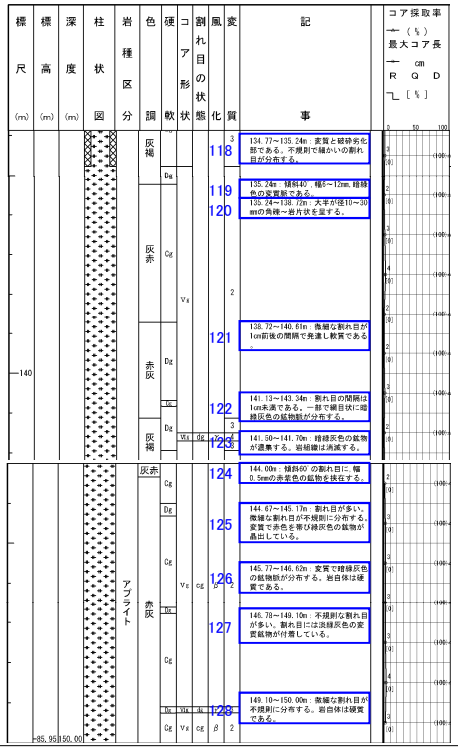
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

121 138.72～140.61m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

128 149.10～150.00m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

121 138.72～140.61m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

128 149.10～150.00m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

121 138.72～140.61m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

128 149.10～150.00m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
118	・割れ目の発達の程度及び変質の程度については，周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―
119	・変質脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
120	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。	―	―
121	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
122	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
123	・原岩組織が消滅し軟質化しているが，当該区間の上端及び下端の境界面が不明瞭であることから削除。 ・鉱物の濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
124	・割れ目沿いの鉱物の挟在については，補足的なものであるため削除。	―	―
125	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―
126	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
127	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で表示しているため削除。 ・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―
128	・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

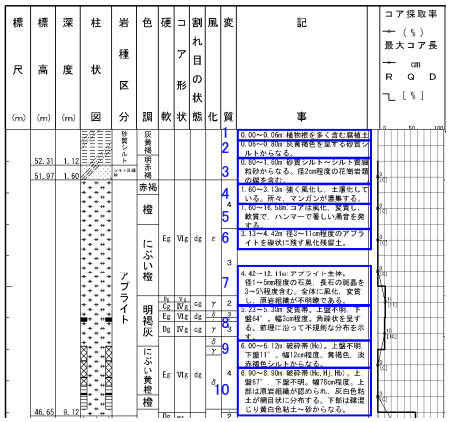
余白

H20-④-2

余白

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～0.06m
・植物根を多く含む。
2 0.06～1.12m
・砂質シルトである。
・灰黄褐色を呈する。
3 1.12～1.60m
・シルト質砂である。
・径2cm程度の花崗岩類の礫を含む。
7 4 5 1.60～12.11m
・アプライトである。
5 6 8 1.60～16.68m
・強風化部である。
5.23～5.30m
・変質している。
・角礫状を呈する。
9 ●6.00～6.12m(f-④-2-1破砕帯)
・破砕部である。
・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN86° W42° Sである。
・幅100mmの粘土を挟在する。
・下端境界の傾斜は11° である。
10 ●6.90～8.90m(D-20破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・上端境界の傾斜は67° である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～0.06m
・植物根を多く含む。
2 0.06～1.12m
・砂質シルトである。
・灰黄褐色を呈する。
3 1.12～1.60m
・シルト質砂である。
・径2cm程度の花崗岩類の礫を含む。
7 4 5 1.60～12.11m
・アプライトである。
5 6 8 1.60～16.68m
・強風化部である。
5.23～5.30m
・変質している。
・角礫状を呈する。
9 ●6.00～6.12m(f-④-2-1破砕帯)
・破砕部である。
・淡赤褐色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN86° W42° Sである。
・幅100mmの粘土を挟在する。
・下端境界の傾斜は11° である。
10 ●6.90～8.90m(D-20破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・上端境界の傾斜は67° である。

審査資料
（令和2年2月7日）

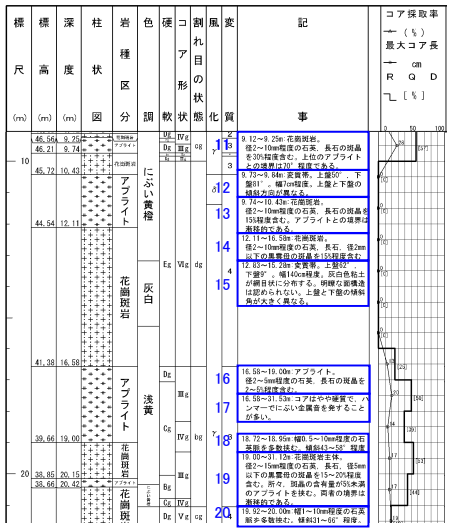
記　事

1 0.00～0.06m
・植物根を多く含む。
2 0.06～1.12m
・砂質シルトである。
・灰黄褐色を呈する。
3 1.12～1.60m
・シルト質砂である。
・径2cm程度の花崗岩類の礫を含む。
7 4 5 1.60～12.11m
・アプライトである。
5 6 8 1.60～16.68m
・強風化部である。
5.23～5.30m
・変質している。
・角礫状を呈する。
9 ●6.00～6.12m(f-④-2-1破砕帯)
・破砕部である。
・走向・傾斜はN86° W42° Sである。
・幅100mmの粘土を挟在する。
・下端境界の傾斜は11° である。
10 ●6.90～8.90m(D-20破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・上端境界の傾斜は67° である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，腐植土については削除。	変更なし	変更なし
2,3	・柱状図に合わせて砂質シルトとシルト質砂，及びそれらの深度区間を記載。 ・表現の見直し(シルト質細砂→シルト質砂)。	変更なし	変更なし
4～6	・土壌化，軟質化，礫状化について，区間を統合して一括記載し，"風化"欄に基づき強風化部であると記載。 (誤記)一括記載した下端深度について，16.58mと書くべきところを誤って16.68mと記載。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の境界傾斜，幅，分布の不規則さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，幅100mmの粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	・誤記修正(“淡赤褐色の固結粘土状部からなる”の削除，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。
10	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められ"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"粘土が網目状に分布する"との記載については，粘土の連続性や直線性に乏しいことから，固結礫状部に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

11 9.12～9.25m
・花崗斑岩である。
12 9.73～9.84m
・変質している。
13 9.74～10.43m
・花崗斑岩である。
・アプライトとの境界は漸移的である。
14 12.11～16.58m
・花崗斑岩である。
15 ●14.63～14.66m(f-④-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・幅20mmの粘土を挟在する。
16 16.58～19.00m
・アプライトである。
18 18.72～18.95m
・幅0.5～10mmの石英脈を多数挟む。
19 19.00～31.12m
・花崗斑岩主体である。
・アプライトとの境界は漸移的である。
20 19.92～20.00m
・幅1～10mm程度の石英脈を多数挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

11 9.12～9.25m
・花崗斑岩である。
12 9.73～9.84m
・変質している。
13 9.74～10.43m
・花崗斑岩である。
・アプライトとの境界は漸移的である。
14 12.11～16.58m
・花崗斑岩である。
15 ●14.63～14.66m(f-④-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・幅20mmの粘土を挟在する。
16 16.58～19.00m
・アプライトである。
18 18.72～18.95m
・幅0.5～10mmの石英脈を多数挟む。
19 19.00～31.12m
・花崗斑岩主体である。
・アプライトとの境界は漸移的である。
20 19.92～20.00m
・幅1～10mm程度の石英脈を多数挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

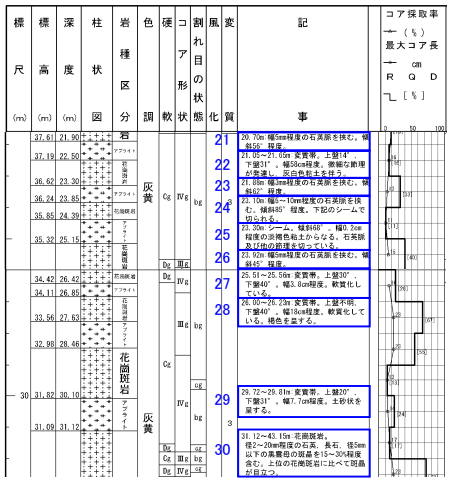
記　事

11 9.12～9.25m
・花崗斑岩である。
12 9.73～9.84m
・変質している。
13 9.74～10.43m
・花崗斑岩である。
・アプライトとの境界は漸移的である。
14 12.11～16.58m
・花崗斑岩である。
15 ●14.63～14.66m(f-④-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・主に灰白色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
16 16.58～19.00m
・アプライトである。
18 18.72～18.95m
・幅0.5～10mmの石英脈を多数挟む。
19 19.00～31.12m
・花崗斑岩主体である。
・アプライトとの境界は漸移的である。
20 19.92～20.00m
・幅1～10mm程度の石英脈を多数挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
14	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
15	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明（補足説明資料4　補足4-45頁）。 ・認定された破砕部の区間深度を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，幅20mmの粘土を記載。	変更なし	・記載の統一化（“幅20mmの粘土を挟在する”→“灰白色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm”）。
16	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
17	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
18	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
a　20.15～20.42m，21.90～22.50m，23.30～23.85m，24.39～25.15m，26.42～26.85m，27.63～28.40m，30.10～31.12m ・アプライトである。
21　20.70m ・幅5mmの石英脈を挟む。
22　21.05～21.65m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し，灰白色粘土を伴う。
23　21.88m ・幅3mmの石英脈を挟む。
24　23.10m ・幅5～10mmの石英脈を挟む。
26　23.92m ・幅5mm程度の石英脈を挟む。
27　25.51～25.56m ・変質している。 ・軟質化している。
28　26.00～26.23m ・変質している。 ・褐色を呈し，軟質化している。
29　29.72～29.81m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
a　20.15～20.42m，21.90～22.50m，23.30～23.85m，24.39～25.15m，26.42～26.85m，27.63～28.40m，30.10～31.12m ・アプライトである。
21　20.70m ・幅5mmの石英脈を挟む。
22　21.05～21.65m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し，灰白色粘土を伴う。
23　21.88m ・幅3mmの石英脈を挟む。
24　23.10m ・幅5～10mmの石英脈を挟む。
26　23.92m ・幅5mm程度の石英脈を挟む。
27　25.51～25.56m ・変質している。 ・軟質化している。
28　26.00～26.23m ・変質している。 ・褐色を呈し，軟質化している。
29　29.72～29.81m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

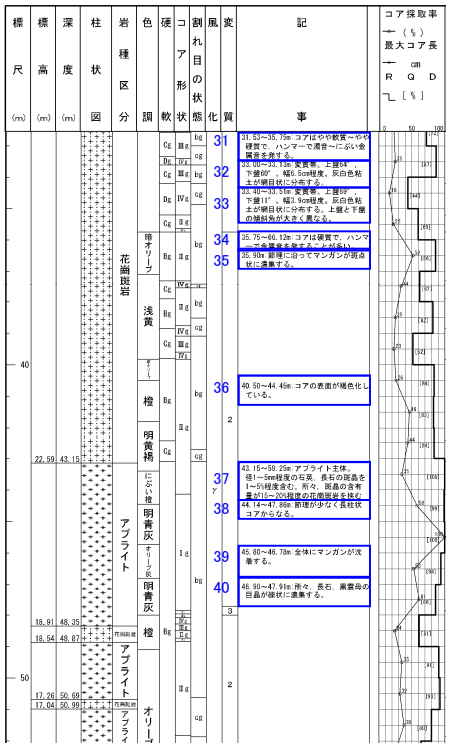
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
a　20.15～20.42m，21.90～22.50m，23.30～23.85m，24.39～25.15m，26.42～26.85m，27.63～28.40m，30.10～31.12m ・アプライトである。
21　20.70m ・幅5mmの石英脈を挟む。
22　21.05～21.65m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達し，灰白色粘土を伴う。
23　21.88m ・幅3mmの石英脈を挟む。
24　23.10m ・幅5～10mmの石英脈を挟む。
26　23.92m ・幅5mm程度の石英脈を挟む。
27　25.51～25.56m ・変質している。 ・軟質化している。
28　26.00～26.23m ・変質している。 ・褐色を呈し，軟質化している。
29　29.72～29.81m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を一括記載。 （誤記）一括記載した一部の下端深度について，28.46mと書くべきところを誤って28.40mと記載。	変更なし	変更なし
21	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-206頁）。	―	―
26	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

32 33. 00～33. 13m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

33 33. 40～33. 51m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

36 40. 50～44. 45m
・コアの表面が褐色化している。

37 43. 15～59. 25m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

38 44. 14～47. 86m
・割れ目が少なく，長柱状コアを呈する。

39 45. 80～46. 78m
・全体にマンガンが沈着する。

40 46. 90～47. 91m
・所々，長石，黒雲母の巨晶が礫状に濃集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

32 33. 00～33. 13m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

33 33. 40～33. 51m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

36 40. 50～44. 45m
・コアの表面が褐色化している。

37 43. 15～59. 25m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

38 44. 14～47. 86m
・割れ目が少なく，長柱状コアを呈する。

39 45. 80～46. 78m
・全体にマンガンが沈着する。

40 46. 90～47. 91m
・所々，長石，黒雲母の巨晶が礫状に濃集する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

32 33. 00～33. 13m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

33 33. 40～33. 51m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

36 40. 50～44. 45m
・コアの表面が褐色化している。

37 43. 15～59. 25m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

38 44. 14～47. 86m
・割れ目が少なく，長柱状コアを呈する。

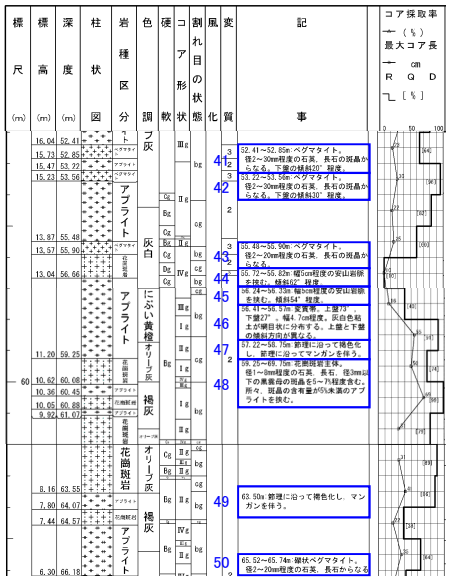
39 45. 80～46. 78m
・全体にマンガンが沈着する。

40 46. 90～47. 91m
・所々，長石，黒雲母の巨晶が礫状に濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
32	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
35	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

b　48.35～48.87m，50.69～50.99m
・花崗斑岩である。

41～43　52.41～52.85m，53.22～53.56m，55.48～55.90m
・ペグマタイトである。

44　55.72～55.82m
・幅5cmの安山岩脈を挟む。

45　56.24～56.33m
・幅5cmの安山岩脈を挟む。

c　55.90～56.66m
・花崗斑岩である。

46　56.41～56.57m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

47　57.22～58.75m
・割れ目沿いに褐色化し，マンガンを伴う。

48　59.25～69.75m
・花崗斑岩主体である。
・アプライトを挟む。

d　60.08～60.45m，60.88～61.07m，63.55～64.07m，64.57～66.18m
・アプライトである。

49　63.50m
・割れ目沿いに褐色化し，マンガンを伴う。

50　65.52～65.74m
・ペグマタイトである。
・礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

b　48.35～48.87m，50.69～50.99m
・花崗斑岩である。

41～43　52.41～52.85m，53.22～53.56m，55.48～55.90m
・ペグマタイトである。

44　55.72～55.82m
・幅5cmの安山岩脈を挟む。

45　56.24～56.33m
・幅5cmの安山岩脈を挟む。

c　55.90～56.66m
・花崗斑岩である。

46　56.41～56.57m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

47　57.22～58.75m
・割れ目沿いに褐色化し，マンガンを伴う。

48　59.25～69.75m
・花崗斑岩主体である。
・アプライトを挟む。

d　60.08～60.45m，60.88～61.07m，63.55～64.07m，64.57～66.18m
・アプライトである。

49　63.50m
・割れ目沿いに褐色化し，マンガンを伴う。

50　65.52～65.74m
・ペグマタイトである。
・礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

b　48.35～48.87m，50.69～50.99m
・花崗斑岩である。

41～43　52.41～52.85m，53.22～53.56m，55.48～55.90m
・ペグマタイトである。

44　55.72～55.82m
・幅5cmの安山岩脈を挟む。

45　56.24～56.33m
・幅5cmの安山岩脈を挟む。

c　55.90～56.66m
・花崗斑岩である。

46　56.41～56.57m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

47　57.22～58.75m
・割れ目沿いに褐色化し，マンガンを伴う。

48　59.25～69.75m
・花崗斑岩主体である。
・アプライトを挟む。

d　60.08～60.45m，60.88～61.07m，63.55～64.07m，64.57～66.18m
・アプライトである。

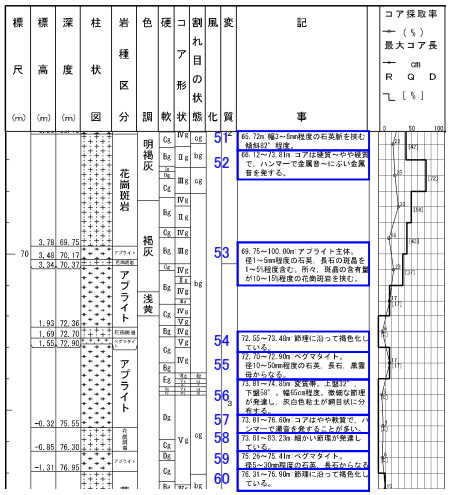
49　63.50m
・割れ目沿いに褐色化し，マンガンを伴う。

50　65.52～65.74m
・ペグマタイトである。
・礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
41～43	・ペグマタイトの区間を一括記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
44	・安山岩脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・安山岩脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
46	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	変更なし	変更なし	変更なし
48	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
49	変更なし	変更なし	変更なし
50	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

51 65.72m
・幅3～8mmの石英脈を挟む。

53 69.75～100.00m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

e 70.17～70.37m，72.36～72.90m，75.55～76.30m，76.95～79.25m
・花崗斑岩である。

54 72.55～73.48m
・割れ目沿いに褐色化している。

55 72.70～72.90m
・ペグマタイトである。

56 73.81～74.85m
・変質している。
・微細な割れ目が発達し，灰白色粘土が網目状に分布する。

58 73.81～83.23m
・細かい割れ目が発達している。

f ●74.45～74.50m（f-④-1-3破砕帯）
・破砕部である。
・明褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° W67° Wである。

60 76.31～76.90m
・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

51 65.72m
・幅3～8mmの石英脈を挟む。

53 69.75～100.00m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

e 70.17～70.37m，72.36～72.90m，75.55～76.30m，76.95～79.25m
・花崗斑岩である。

54 72.55～73.48m
・割れ目沿いに褐色化している。

55 72.70～72.90m
・ペグマタイトである。

56 73.81～74.85m
・変質している。
・微細な割れ目が発達し，灰白色粘土が網目状に分布する。

58 73.81～83.23m
・細かい割れ目が発達している。

f ●74.45～74.50m（f-④-1-3破砕帯）
・破砕部である。
・明褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° W67° Wである。

60 76.31～76.90m
・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

51 65.72m
・幅3～8mmの石英脈を挟む。

53 69.75～100.00m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

e 70.17～70.37m，72.36～72.90m，75.55～76.30m，76.95～79.25m
・花崗斑岩である。

54 72.55～73.48m
・割れ目沿いに褐色化している。

55 72.70～72.90m
・ペグマタイトである。

56 73.81～74.85m
・変質している。
・微細な割れ目が発達し，灰白色粘土が網目状に分布する。

58 73.81～83.23m
・細かい割れ目が発達している。

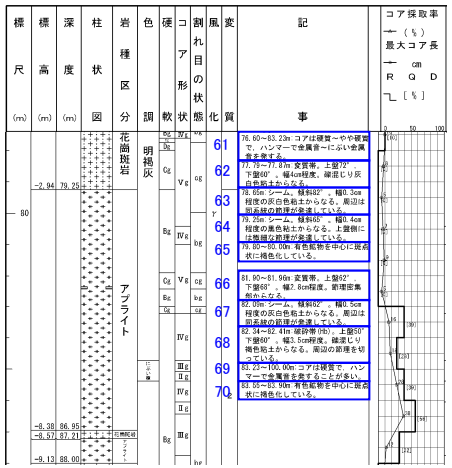
f ●74.45～74.50m（f-④-1-3破砕帯）
・破砕部である。
・明褐灰色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN4° W67° Wである。

60 76.31～76.90m
・割れ目沿いに褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
53	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
54	変更なし	変更なし	変更なし
55	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
56	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
57	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
58	変更なし	変更なし	変更なし
f	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明（補足説明資料4　補足4-46頁）。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
59	・ペグマタイトの区間幅が小さく，柱状図で表示していないことから削除。	－	－
60	変更なし	変更なし	変更なし

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
62 77.79～77.87m ・変質している。 ・礫混じり粘土状を呈する。
66 81.90～81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68 ●82.34～82.41m(f-④-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W67°Wである。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は60°である。
70 83.55～83.90m ・斑点状に褐色化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
62 77.79～77.87m ・変質している。 ・礫混じり粘土状を呈する。
66 81.90～81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68 ●82.34～82.41m(f-④-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W67°Wである。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は60°である。
70 83.55～83.90m ・斑点状に褐色化している。

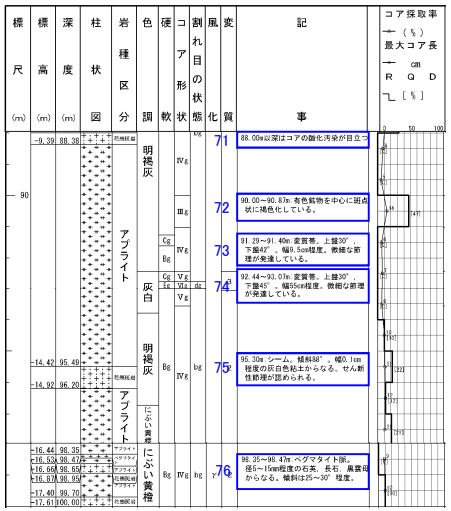
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
62 77.79～77.87m ・変質している。 ・礫混じり粘土状を呈する。
66 81.90～81.96m ・変質している。 ・割れ目が密集する。
68 ●82.34～82.41m(f-④-2-3破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN4°W67°Wである。 ・上端境界の傾斜は50°，下端境界の傾斜は60°である。
70 83.55～83.90m ・斑点状に褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
62	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
63	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-207頁)。	―	―
64	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-208頁)。	―	―
65	・変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
66	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
67	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-209頁)。	―	―
68	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"周辺の節理を切っている"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
70	変更なし	変更なし	変更なし

H20-④-2

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
g 86.95～87.21m, 88.00～88.38m ・花崗斑岩である。
72 90.00～90.87m ・斑点状に褐色化している。
73 91.29～91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74 92.44～93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h 95.49～96.20m, 98.65～98.95m, 99.70～100.00m ・花崗斑岩である。
76 98.35～98.47m ・ペグマタイトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
g 86.95～87.21m, 88.00～88.38m ・花崗斑岩である。
72 90.00～90.87m ・斑点状に褐色化している。
73 91.29～91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74 92.44～93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h 95.49～96.20m, 98.65～98.95m, 99.70～100.00m ・花崗斑岩である。
76 98.35～98.47m ・ペグマタイトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
g 86.95～87.21m, 88.00～88.38m ・花崗斑岩である。
72 90.00～90.87m ・斑点状に褐色化している。
73 91.29～91.40m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
74 92.44～93.07m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
h 95.49～96.20m, 98.65～98.95m, 99.70～100.00m ・花崗斑岩である。
76 98.35～98.47m ・ペグマタイトである。

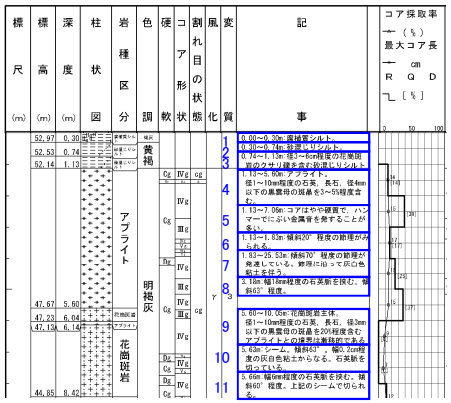
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
g	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
71	・酸化汚染については，補足的なものであるため削除。	―	―
72	変更なし	変更なし	変更なし
73	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
75	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-210頁)。	―	―
76	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

余白

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
1 0.00～0.30m ・有機質シルトである。
2 0.30～0.74m ・砂混じりシルトである。
3 0.74～1.13m ・礫混じりシルトである。 ・径3～6cm程度の花崗斑岩のクサリ礫を含む。
4 1.13～5.60m ・アプライトである。
9 5.60～10.05m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
11 5.66m ・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
1 0.00～0.30m ・有機質シルトである。
2 0.30～0.74m ・砂混じりシルトである。
3 0.74～1.13m ・礫混じりシルトである。 ・径3～6cm程度の花崗斑岩のクサリ礫を含む。
4 1.13～5.60m ・アプライトである。
9 5.60～10.05m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
11 5.66m ・幅6mmの石英脈を挟む。

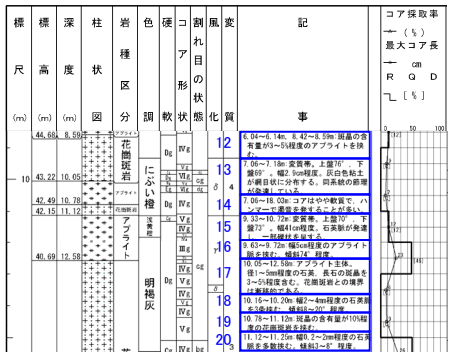
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
1 0.00～0.30m ・有機質シルトである。
2 0.30～0.74m ・砂混じりシルトである。
3 0.74～1.13m ・礫混じりシルトである。 ・径3～6cm程度の花崗斑岩のクサリ礫を含む。
4 1.13～5.60m ・アプライトである。
9 5.60～10.05m ・花崗斑岩主体である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
11 5.66m ・幅6mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(腐植質→有機質)。	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて礫混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
4	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
6	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
7	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質部及び破砕部の区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
8	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
9	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-205頁)。	―	―
11	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・記事No.10のシームで切られるとの記載については，石英脈に変位が認められないことから削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
12	6.04～6.14m，8.42～8.59m ・アプライトを挟む。
13	7.06～7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15	●9.33～9.61m(f-④-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN82°W45°Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
16	9.63～9.72m ・幅5cmのアプライトを脈状に挟む。
17	10.05～12.58m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
18	10.16～10.20m ・幅2～4mmで石英脈を挟む。
19	10.78～11.12m ・花崗斑岩である。
20	11.12～11.25m ・幅0.2～2mmの石英脈を多数挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
12	6.04～6.14m，8.42～8.59m ・アプライトを挟む。
13	7.06～7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15	●9.33～9.61m(f-④-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN82°W45°Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
16	9.63～9.72m ・幅5cmのアプライトを脈状に挟む。
17	10.05～12.58m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
18	10.16～10.20m ・幅2～4mmで石英脈を挟む。
19	10.78～11.12m ・花崗斑岩である。
20	11.12～11.25m ・幅0.2～2mmの石英脈を多数挟む。

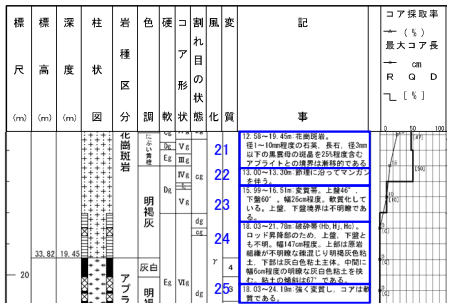
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
12	6.04～6.14m，8.42～8.59m ・アプライトを挟む。
13	7.06～7.18m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
15	●9.33～9.61m(f-④-2-1破砕帯) ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN82°W45°Sである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。
16	9.63～9.72m ・幅5cmのアプライトを脈状に挟む。
17	10.05～12.58m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
18	10.16～10.20m ・幅2～4mmで石英脈を挟む。
19	10.78～11.12m ・花崗斑岩である。
20	11.12～11.25m ・幅0.2～2mmの石英脈を多数挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
13	・変質している区間の境界傾斜，幅，"同系統の節理が発達している"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
15	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-43頁)。 ・上記再観察に伴い，区間深度を見直し。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
16	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
18	・鉱物脈の傾斜，本数については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
20	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記事

審査資料案

記事	記事
21	12.58～19.45m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
23	15.99～16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24	●18.03～21.78m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31°W73°Wである。
25	18.03～24.19m ・強く変質し，軟質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
21	12.58～19.45m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
23	15.99～16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24	●18.03～21.78m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31°W73°Wである。
25	18.03～24.19m ・強く変質し，軟質である。

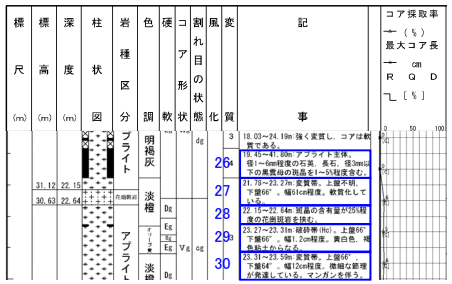
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
21	12.58～19.45m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
23	15.99～16.51m ・変質している。 ・軟質化している。
24	●18.03～21.78m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅6.0cm ・走向・傾斜はN31°W73°Wである。
25	18.03～24.19m ・強く変質し，軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－
23	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。その後，審査会合（H29.12.22）から審査会合（H30.11.30）までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が不明瞭な"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

26 19.45～41.80m
・アプライト主体である。

27 21.78～23.27m
・変質している。
・軟質化している。

28 22.15～22.64m
・花崗斑岩である。

29 ●23.27～23.31m(f-④-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・走向・傾斜はN8°W73°Wである。
・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は66°である。

30 23.31～23.59m
・変質している。
・微細な割れ目が発達している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

26 19.45～41.80m
・アプライト主体である。

27 21.78～23.27m
・変質している。
・軟質化している。

28 22.15～22.64m
・花崗斑岩である。

29 ●23.27～23.31m(f-④-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・走向・傾斜はN8°W73°Wである。
・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は66°である。

30 23.31～23.59m
・変質している。
・微細な割れ目が発達している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

26 19.45～41.80m
・アプライト主体である。

27 21.78～23.27m
・変質している。
・軟質化している。

28 22.15～22.64m
・花崗斑岩である。

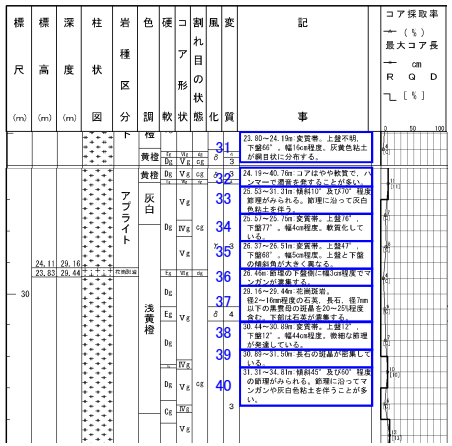
29 ●23.27～23.31m(f-④-1-2破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれ正断層センスである。
・褐色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・走向・傾斜はN8°W73°Wである。
・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は66°である。

30 23.31～23.59m
・変質している。
・微細な割れ目が発達している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
26	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
27	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
29	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
30	・変質している区間の境界傾斜，幅，マンガンについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
31 23.80～24.19m ・変質している。 ・灰黄色粘土が網目状に分布する。
34 25.57～25.75m ・変質している。
35 26.37～26.51m ・変質している。 ・軟質化している。
37 29.16～29.44m ・花崗斑岩である。
38 30.44～30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
31 23.80～24.19m ・変質している。 ・灰黄色粘土が網目状に分布する。
34 25.57～25.75m ・変質している。
35 26.37～26.51m ・変質している。 ・軟質化している。
37 29.16～29.44m ・花崗斑岩である。
38 30.44～30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

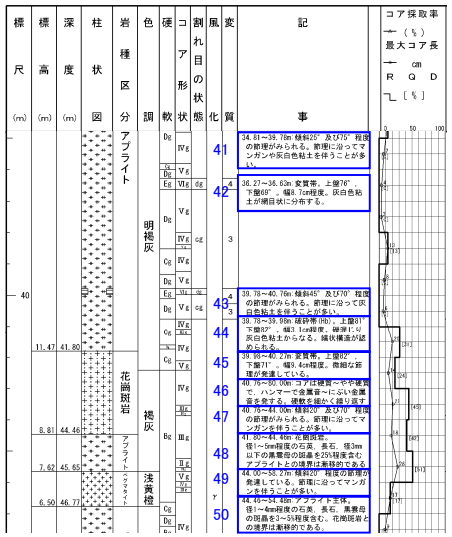
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
31 23.80～24.19m ・変質している。 ・灰黄色粘土が網目状に分布する。
34 25.57～25.75m ・変質している。
35 26.37～26.51m ・変質している。 ・軟質化している。
37 29.16～29.44m ・花崗斑岩である。
38 30.44～30.89m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
33	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
34	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
35	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。 ・"硬軟"欄に基づき、軟質と記載。	変更なし	変更なし
36	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
37	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
38	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
40	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
42 36.27～36.63m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
44 ●39.78～39.98m(f-④-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は81°，下端境界の傾斜は82°である。
45 39.98～40.27m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
48 41.80～44.46m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
50 44.46～54.48m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
42 36.27～36.63m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
44 ●39.78～39.98m(f-④-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は81°，下端境界の傾斜は82°である。
45 39.98～40.27m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
48 41.80～44.46m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
50 44.46～54.48m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

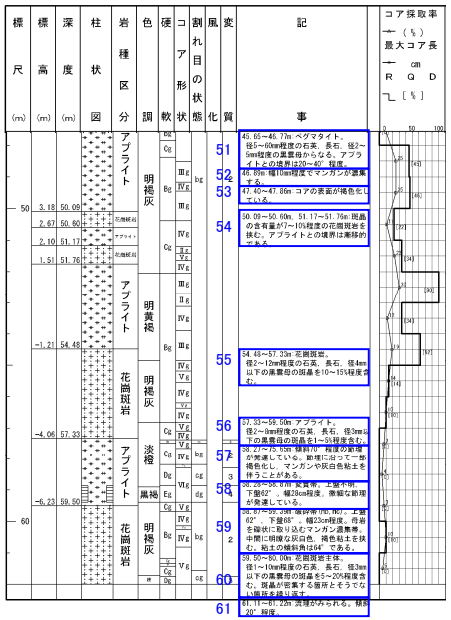
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
42 36.27～36.63m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
44 ●39.78～39.98m(f-④-1-3破砕帯) ・破砕部である。 ・灰白色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11° E78° Wである。 ・上端境界の傾斜は81°，下端境界の傾斜は82°である。
45 39.98～40.27m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達する。
48 41.80～44.46m ・花崗斑岩である。 ・アプライトとの境界は漸移的である。
50 44.46～54.48m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
42	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，破砕部の区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
44	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"縞状構造が認められる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
47	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
48	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
50	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事

51 45.65～46.77m
・ペグマタイトである。

54 50.09～50.60m、51.17～51.76m
・花崗斑岩である。
・アプライトとの境界は漸移的である。

55 54.48～57.33m
・花崗斑岩である。

56 57.33～59.50m
・アプライトである。

58 58.28～58.87m
・変質している。
・微細な割れ目が発達する。

59 ●58.87～59.39m(f-④-1-4破砕帯)
・破砕部である。
・黒褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN17° E70° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は62°，下端境界の傾斜は68°である。

60 59.50～80.00m
・花崗斑岩主体である。

61 61.11～61.22m
・流理がみられる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事

51 45.65～46.77m
・ペグマタイトである。

54 50.09～50.60m、51.17～51.76m
・花崗斑岩である。
・アプライトとの境界は漸移的である。

55 54.48～57.33m
・花崗斑岩である。

56 57.33～59.50m
・アプライトである。

58 58.28～58.87m
・変質している。
・微細な割れ目が発達する。

59 ●58.87～59.39m(f-④-1-4破砕帯)
・破砕部である。
・黒褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN17° E70° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は62°，下端境界の傾斜は68°である。

60 59.50～80.00m
・花崗斑岩主体である。

61 61.11～61.22m
・流理がみられる。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事

51 45.65～46.77m
・ペグマタイトである。

54 50.09～50.60m、51.17～51.76m
・花崗斑岩である。
・アプライトとの境界は漸移的である。

55 54.48～57.33m
・花崗斑岩である。

56 57.33～59.50m
・アプライトである。

58 58.28～58.87m
・変質している。
・微細な割れ目が発達する。

59 ●58.87～59.39m(f-④-1-4破砕帯)
・破砕部である。
・黒褐色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN17° E70° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は62°，下端境界の傾斜は68°である。

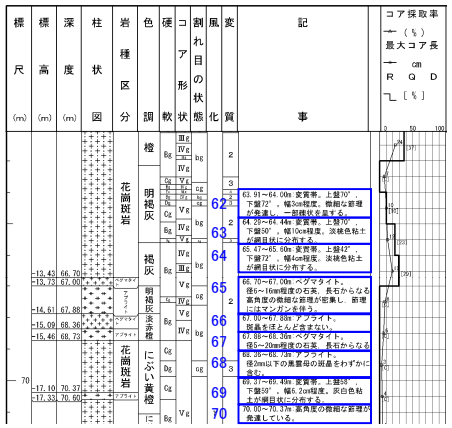
60 59.50～80.00m
・花崗斑岩主体である。

61 61.11～61.22m
・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
52	・マンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
53	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―
54	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
55	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
56	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
57	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質部及び破砕部の区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
58	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“マンガン濃集帯”との記載については，補足的なものであるため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
60	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
61	・流理の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
a 61.57～61.91m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
62,63 ●63.91～64.44m(D-21破砕帯) ・破砕部である。 ・淡桃色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° E68° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°，下端境界の傾斜は50°である。
64 65.47～65.60m ・変質している。 ・淡桃色粘土が網目状に分布する。
65,67 66.70～67.00m，67.88～68.36m ・ペグマタイトである。
66,68 67.00～67.88m，68.36～68.73m ・アプライトである。
69 69.37～69.49m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
a 61.57～61.91m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
62,63 ●63.91～64.44m(D-21破砕帯) ・破砕部である。 ・淡桃色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° E68° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°，下端境界の傾斜は50°である。
64 65.47～65.60m ・変質している。 ・淡桃色粘土が網目状に分布する。
65,67 66.70～67.00m，67.88～68.36m ・ペグマタイトである。
66,68 67.00～67.88m，68.36～68.73m ・アプライトである。
69 69.37～69.49m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

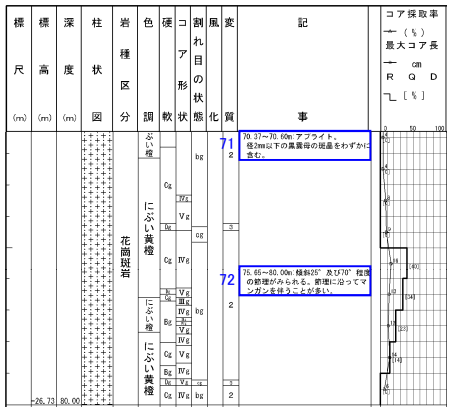
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
a 61.57～61.91m ・変質している。 ・微細な割れ目が発達している。
62,63 ●63.91～64.44m(D-21破砕帯) ・破砕部である。 ・淡桃色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN19° E68° Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°，下端境界の傾斜は50°である。
64 65.47～65.60m ・変質している。 ・淡桃色粘土が網目状に分布する。
65,67 66.70～67.00m，67.88～68.36m ・ペグマタイトである。
66,68 67.00～67.88m，68.36～68.73m ・アプライトである。
69 69.37～69.49m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
a	・RQDと最大コア長が低下することから，微細な割れ目が発達する区間について，"変質"欄に基づき，変質していると記載。	変更なし	変更なし
62,63	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明。(補足説明資料4　補足4-44頁) ・上記の再観察による上端境界と下端境界の見かけの傾斜を記載。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
64	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65,67	・ペグマタイトとその深度区間について一括記載。 ・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・高角度の微細な割れ目の密集については，周囲の割れ目と差異が認められないため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66,68	・アプライトとその深度区間について一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
69	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―

H20-④-1

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
71	70.37～70.60m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
71	70.37～70.60m ・アプライトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
71	70.37～70.60m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
72	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―

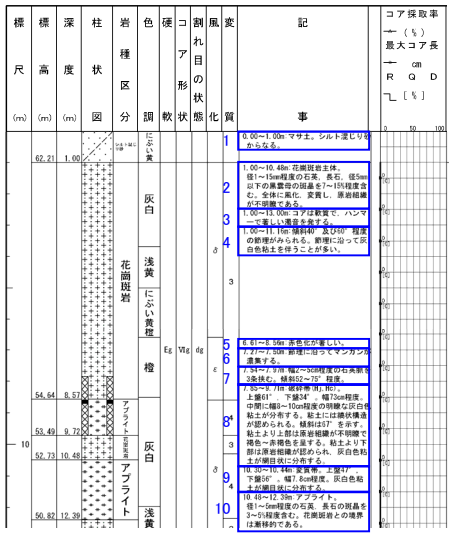
余白

H20-④-5

余白

H20-④-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記	事

審査資料案

	記	事
1		0.00～1.00m ・シルト混じり砂である。 ・マサ土である。
2,14,32,48		1.00～65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
5		6.61～8.56m ・赤色化が著しい。
6		7.27～7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7		7.54～7.97m ・幅2～5cmの石英脈を挟む。
8		●7.85～9.71m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部，淡赤橙色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56°W70°Sである。 ・上端境界の傾斜は61°，下端境界の傾斜は34°である。
a,10,19		8.75～9.72m，10.48～12.39m， 15.74～16.02m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
9		10.30～10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記	事
1	0.00～1.00m ・シルト混じり砂である。 ・マサ土である。
2,14,32,48	1.00～65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
5	6.61～8.56m ・赤色化が著しい。
6	7.27～7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54～7.97m ・幅2～5cmの石英脈を挟む。
8	●7.85～9.71m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部，淡赤橙色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56°W70°Sである。 ・上端境界の傾斜は61°，下端境界の傾斜は34°である。
a,10,19	8.75～9.72m，10.48～12.39m， 15.74～16.02m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
9	10.30～10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

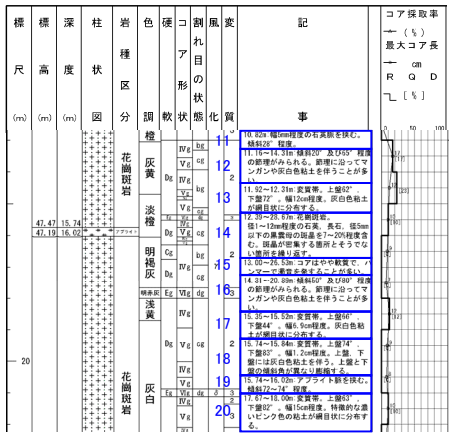
審査資料
（令和2年2月7日）

記	事
1	0.00～1.00m ・シルト混じり砂である。 ・マサ土である。
2,14,32,48	1.00～65.00m ・花崗斑岩が主体である。 ・原岩組織が不明瞭である。
5	6.61～8.56m ・赤色化が著しい。
6	7.27～7.50m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	7.54～7.97m ・幅2～5cmの石英脈を挟む。
8	●7.85～9.71m(D-20破砕帯) ・破砕部である。 ・主に赤褐色の固結礫状部，淡赤橙色の固結砂状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅9.0cm ・走向・傾斜はN56°W70°Sである。 ・上端境界の傾斜は61°，下端境界の傾斜は34°である。
a,10,19	8.75～9.72m，10.48～12.39m， 15.74～16.02m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
9	10.30～10.44m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2,14,32,48	・途中に挟むアプライトを挟在層であると判断し，孔底まで花崗斑岩が主体であると記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 (誤記)“原岩組織が不明瞭である。”との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除すべきところを誤って記載。	変更なし	変更なし
3	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
4	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質部及び破砕部の区間を除き，いずれも系統的でなく，連続性に乏しいことから削除。	―	―
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	変更なし	変更なし	変更なし
7	・鉱物脈の本数，傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・“粘土には縞状構造が認められる”との記載については，補足的なものであるため削除。 ・“原岩組織が不明瞭”，“原岩組織が認められ”との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
a,10,19	・柱状図に合わせてアプライトが挟在する区間を一括記載。 (誤記)8.57～9.72mと書くべきところを誤って8.75～9.72mと記載。	変更なし	変更なし
9	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事	
11	10.82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
13	11.92～12.31m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上端境界の傾斜は62°，下端境界の傾斜は72°である。
17	15.35～15.52m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18	15.74～15.84m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
20	17.67～18.00m ・変質している。 ・濃桃色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事	
11	10.82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
13	11.92～12.31m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上端境界の傾斜は62°，下端境界の傾斜は72°である。
17	15.35～15.52m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18	15.74～15.84m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
20	17.67～18.00m ・変質している。 ・濃桃色粘土が網目状に分布する。

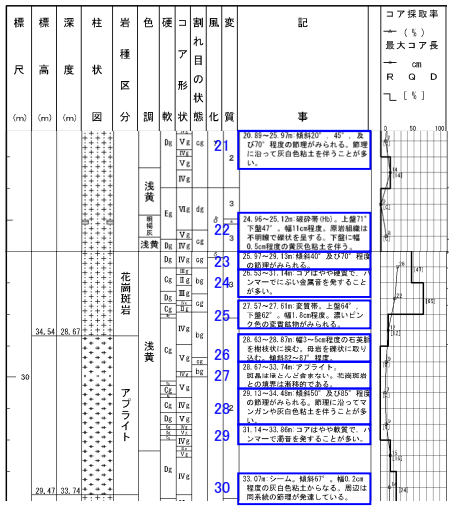
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事	
11	10.82m ・幅5mmの石英脈を挟む。
13	11.92～12.31m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布している。 ・上端境界の傾斜は62°，下端境界の傾斜は72°である。
17	15.35～15.52m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
18	15.74～15.84m ・変質している。 ・灰白色粘土状を呈する。
20	17.67～18.00m ・変質している。 ・濃桃色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンの記載については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	―	―
13	・変質している区間の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・花崗斑岩の深度区間については，記事No.2で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
15	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
16	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンの記載については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	―	―
17	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・アプライト脈については，記事aで説明しているため削除。	―	―
20	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
●24.96～25.12m(D-21破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11°E62°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は47°である。
27.57～27.61m ・変質している。 ・軟質化している。
28.63～28.87m ・幅3～5cmの石英脈を挟む。
28.67～33.74m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
●24.96～25.12m(D-21破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11°E62°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は47°である。
27.57～27.61m ・変質している。 ・軟質化している。
28.63～28.87m ・幅3～5cmの石英脈を挟む。
28.67～33.74m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

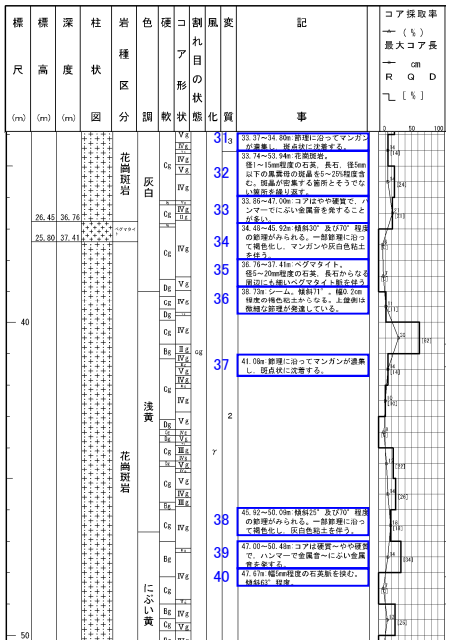
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
●24.96～25.12m(D-21破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN11°E62°Wである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は71°，下端境界の傾斜は47°である。
27.57～27.61m ・変質している。 ・軟質化している。
28.63～28.87m ・幅3～5cmの石英脈を挟む。
28.67～33.74m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，破砕部の区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	―	―
22	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織は不明瞭"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
24	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
25	・"硬軟"欄に基づき軟質と記載。 ・変質している区間の境界傾斜，幅，変色鉱物については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・鉱物脈の産状，傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
28	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
29	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-216頁)。	―	―

H20-④-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

35 36.76～37.41m
・ペグマタイトである。

36 ●38.73～38.74m(f-④-9-1破砕帯)
・破砕部である。
・褐色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN9° E70° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 47.67m
・幅5mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

35 36.76～37.41m
・ペグマタイトである。

36 ●38.73～38.74m(f-④-9-1破砕帯)
・破砕部である。
・褐色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN9° E70° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 47.67m
・幅5mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

35 36.76～37.41m
・ペグマタイトである。

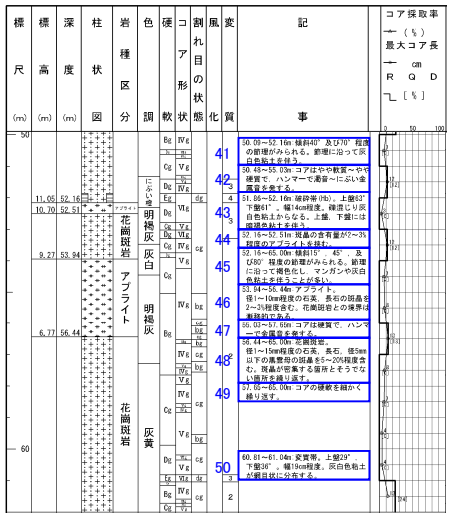
36 ●38.73～38.74m(f-④-9-1破砕帯)
・破砕部である。
・褐色の固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN9° E70° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

40 47.67m
・幅5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
32	・花崗斑岩の深度区間については，記事No.2で説明しているため削除。	―	―
33	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
34	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，破砕部の区間を除き，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
35	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
36	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-217頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-48頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
37	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
38	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
39	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
40	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

43 ●51.86～52.16m(f-④-5-3破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN11° W68° Wである。
・幅16mmの粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は61°である。

44 52.16～52.51m
・アプライトである。

46 53.94～56.44m
・アプライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

50 60.81～61.04m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

43 ●51.86～52.16m(f-④-5-3破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN11° W68° Wである。
・幅16mmの粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は61°である。

44 52.16～52.51m
・アプライトである。

46 53.94～56.44m
・アプライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

50 60.81～61.04m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

43 ●51.86～52.16m(f-④-5-3破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN11° W68° Wである。
・幅16mmの粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は61°である。

44 52.16～52.51m
・アプライトである。

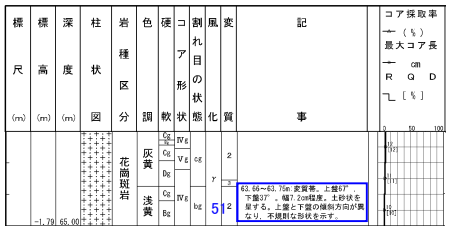
46 53.94～56.44m
・アプライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

50 60.81～61.04m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，破砕部の区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	－	－
42	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
43	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質について，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，幅16mmの粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
44	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
46	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
48	・花崗斑岩の深度区間については，記事No.2で説明しているため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
49	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
50	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
51 63.66～63.75m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
51 63.66～63.75m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
51 63.66～63.75m ・変質している。 ・土砂状を呈する。

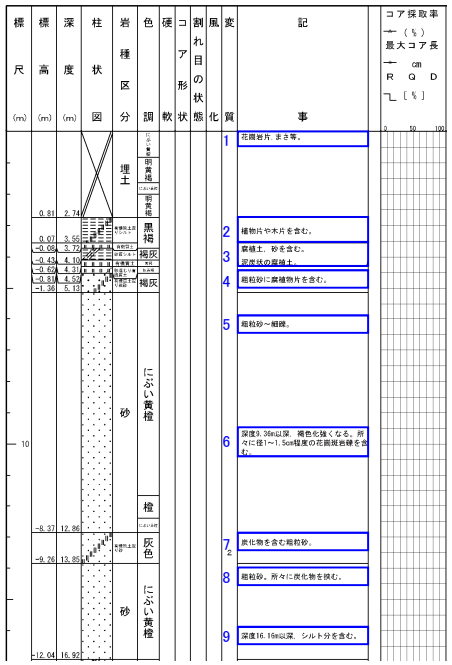
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.7

余白

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～2.74m
・埋土である。
・花崗岩片，まさ等を含む。

2 2.74～3.55m
・有機質土混じりシルトである。
・植物片や木片を含む。

a 3.55～3.72m
・有機質土である。

3 3.72～4.10m
・砂質シルトである。
・泥炭状の有機質土である。

b 4.10～4.31m
・有機質土である。

c 4.31～4.52m
・砂混じり有機質土である。

4 4.52～5.13m
・有機質土混じり粗砂である。

5 5.13～12.86m
・砂である。

7 12.86～13.85m
・有機質土混じり砂である。

8 13.85～16.92m
・砂である。
・粗粒砂。
・所々に炭化物を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～2.74m
・埋土である。
・花崗岩片，まさ等を含む。

2 2.74～3.55m
・有機質土混じりシルトである。
・植物片や木片を含む。

a 3.55～3.72m
・有機質土である。

3 3.72～4.10m
・砂質シルトである。
・泥炭状の有機質土である。

b 4.10～4.31m
・有機質土である。

c 4.31～4.52m
・砂混じり有機質土である。

4 4.52～5.13m
・有機質土混じり粗砂である。

5 5.13～12.86m
・砂である。

7 12.86～13.85m
・有機質土混じり砂である。

8 13.85～16.92m
・砂である。
・粗粒砂。
・所々に炭化物を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

1 0.00～2.74m
・埋土である。
・花崗岩片，まさ等を含む。

2 2.74～3.55m
・有機質土混じりシルトである。
・植物片や木片を含む。

a 3.55～3.72m
・有機質土である。

3 3.72～4.10m
・砂質シルトである。
・泥炭状の有機質土である。

b 4.10～4.31m
・有機質土である。

c 4.31～4.52m
・砂混じり有機質土である。

4 4.52～5.13m
・有機質土混じり粗砂である。

5 5.13～12.86m
・砂である。

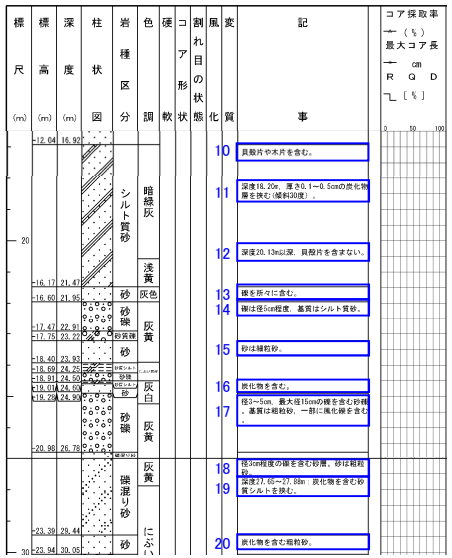
7 12.86～13.85m
・有機質土混じり砂である。

8 13.85～16.92m
・砂である。
・粗粒砂。
・所々に炭化物を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて埋土と記載。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて有機質土混じりシルトと記載。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて有機質土と記載。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。 ・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせて有機質土と記載。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて砂混じり有機質土と記載。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて有機質土混じり粗砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，腐植物編については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫については削除。	変更なし	変更なし
6	・変色については，補足的なものであるため削除。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種については削除。	—	—
7	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，炭化物，粒度については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
9	・シルトについては，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	—	—

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

10 16.92～21.47m
・シルト質砂である。
・貝殻片や木片を含む。

11 18.20m
・幅0.1～0.5cmの炭化物層を挟む。

13 21.47～21.95m
・砂である。

14 21.95～23.22m
・砂～砂質礫である。
・礫は径5cm程度，基質はシルト質砂。

15, 16 23.22～23.93m
・砂である。
・炭化物を含む。

d 23.93～24.25m
・砂質シルトである。

e 24.25～24.50m
・砂礫である。

f 24.50～24.60m
・砂質シルトである。

g 24.60～24.90m
・砂である。

17 24.90～26.78m
・砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径15cmの礫を含む。

18 26.78～29.44m
・礫混じり砂である。
・径3cm程度の礫を含む砂層，砂は粗粒砂。

19 27.65～27.88m
・炭化物を含む砂質シルトを挟む。

20 29.44～30.05m
・砂である。
・炭化物を含む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

10 16.92～21.47m
・シルト質砂である。
・貝殻片や木片を含む。

11 18.20m
・幅0.1～0.5cmの炭化物層を挟む。

13 21.47～21.95m
・砂である。

14 21.95～23.22m
・砂～砂質礫である。
・礫は径5cm程度，基質はシルト質砂。

15, 16 23.22～23.93m
・砂である。
・炭化物を含む。

d 23.93～24.25m
・砂質シルトである。

e 24.25～24.50m
・砂礫である。

f 24.50～24.60m
・砂質シルトである。

g 24.60～24.90m
・砂である。

17 24.90～26.78m
・砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径15cmの礫を含む。

18 26.78～29.44m
・礫混じり砂である。
・径3cm程度の礫を含む砂層，砂は粗粒砂。

19 27.65～27.88m
・炭化物を含む砂質シルトを挟む。

20 29.44～30.05m
・砂である。
・炭化物を含む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

10 16.92～21.47m
・シルト質砂である。
・貝殻片や木片を含む。

11 18.20m
・幅0.1～0.5cmの炭化物層を挟む。

13 21.47～21.95m
・砂である。

14 21.95～23.22m
・砂～砂質礫である。
・礫は径5cm程度，基質はシルト質砂。

15, 16 23.22～23.93m
・砂である。
・炭化物を含む。

d 23.93～24.25m
・砂質シルトである。

e 24.25～24.50m
・砂礫である。

f 24.50～24.60m
・砂質シルトである。

g 24.60～24.90m
・砂である。

17 24.90～26.78m
・砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径15cmの礫を含む。

18 26.78～29.44m
・礫混じり砂である。
・径3cm程度の礫を含む砂層，砂は粗粒砂。

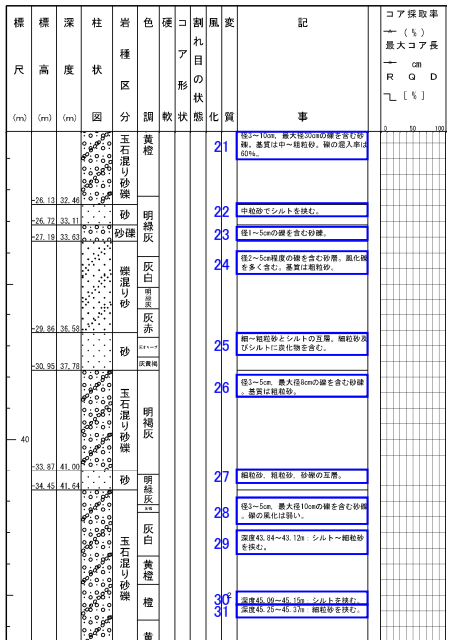
19 27.65～27.88m
・炭化物を含む砂質シルトを挟む。

20 29.44～30.05m
・砂である。
・炭化物を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
10	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
11	・炭化物層の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・"貝殻片を含まない"との記載ついては，補足的なものであるため削除。	—	—
13	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて砂～砂質礫と記載。 ・表現の見直し(砂礫，砂質礫→砂～砂質礫)。	変更なし	変更なし
15,16	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
f	・柱状図に合わせて砂質シルトと記載。	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせて砂と記載。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・基質と風化礫については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・粒度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 30.05～32.46m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～10cm，最大径30cmの礫を含む。

22 32.46～33.11m
・砂である。

23 33.11～33.63m
・砂礫である。
・径1～5cmの礫を含む。

24 33.63～36.58m
・礫混じり砂である。
・径2～5cm程度の礫を含む砂層。
・風化礫を多く含む。
・基質は粗粒砂。

25 36.58～37.78m
・砂である。
・炭化物を含むシルトと互層する。

26 37.78～41.00m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径8cmの礫を含む。
・基質は粗粒砂。

27 41.00～41.64m
・砂である。

28 41.64～46.66m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径10cmの礫を含む。

29～31 43.84～45.73m
・所々，シルト～細粒砂を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 30.05～32.46m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～10cm，最大径30cmの礫を含む。

22 32.46～33.11m
・砂である。

23 33.11～33.63m
・砂礫である。
・径1～5cmの礫を含む。

24 33.63～36.58m
・礫混じり砂である。
・径2～5cm程度の礫を含む砂層。
・風化礫を多く含む。
・基質は粗粒砂。

25 36.58～37.78m
・砂である。
・炭化物を含むシルトと互層する。

26 37.78～41.00m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径8cmの礫を含む。
・基質は粗粒砂。

27 41.00～41.64m
・砂である。

28 41.64～46.66m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径10cmの礫を含む。

29～31 43.84～45.73m
・所々，シルト～細粒砂を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

21 30.05～32.46m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～10cm，最大径30cmの礫を含む。

22 32.46～33.11m
・砂である。

23 33.11～33.63m
・砂礫である。
・径1～5cmの礫を含む。

24 33.63～36.58m
・礫混じり砂である。
・径2～5cm程度の礫を含む砂層。
・風化礫を多く含む。
・基質は粗粒砂。

25 36.58～37.78m
・砂である。
・炭化物を含むシルトと互層する。

26 37.78～41.00m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径8cmの礫を含む。
・基質は粗粒砂。

27 41.00～41.64m
・砂である。

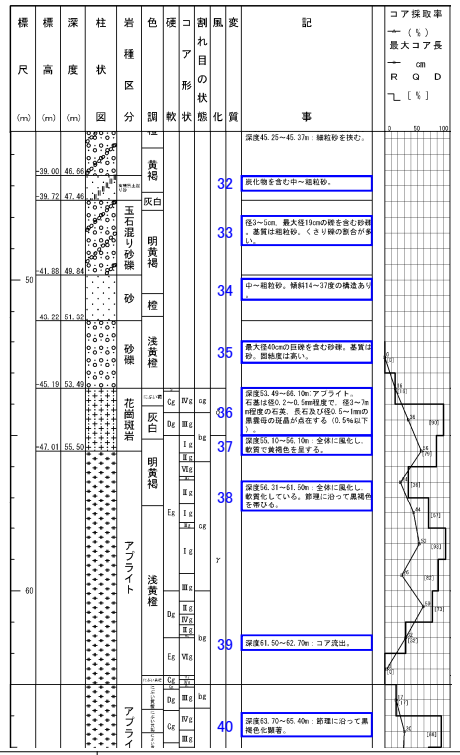
28 41.64～46.66m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径10cmの礫を含む。

29～31 43.84～45.73m
・所々，シルト～細粒砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 ・基質については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・礫率については，区間内でばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，シルトについては削除。	変更なし	変更なし
23	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
24	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
25	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・粒度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，互層については削除。	変更なし	変更なし
28	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫の風化については削除。	変更なし	変更なし
29～31	・シルト～細粒砂の挟在について，区間を統合して一括記載。 （誤記）43.84～45.37mと書くべきところを誤って43.84～45.73mと記載。	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

32 46.66～47.46m
・有機質土混じり砂である。

33 47.46～49.84m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径19cmの礫を含む。
・くさり礫が多い。

34 49.84～51.32m
・砂である。

35 51.32～53.49m
・砂礫である。
・最大径40cmの巨礫を含む。

h 53.49～55.50m
・花崗斑岩である。
・全体的に風化している。

36 55.50～66.10m
・アプライトである。
・全体的に風化している。

39 61.50～62.70m
・コア流出。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

32 46.66～47.46m
・有機質土混じり砂である。

33 47.46～49.84m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径19cmの礫を含む。
・くさり礫が多い。

34 49.84～51.32m
・砂である。

35 51.32～53.49m
・砂礫である。
・最大径40cmの巨礫を含む。

h 53.49～55.50m
・花崗斑岩である。
・全体的に風化している。

36 55.50～66.10m
・アプライトである。
・全体的に風化している。

39 61.50～62.70m
・コア流出。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

32 46.66～47.46m
・有機質土混じり砂である。

33 47.46～49.84m
・玉石混じり砂礫である。
・平均径3～5cm，最大径19cmの礫を含む。
・くさり礫が多い。

34 49.84～51.32m
・砂である。

35 51.32～53.49m
・砂礫である。
・最大径40cmの巨礫を含む。

h 53.49～55.50m
・花崗斑岩である。
・全体的に風化している。

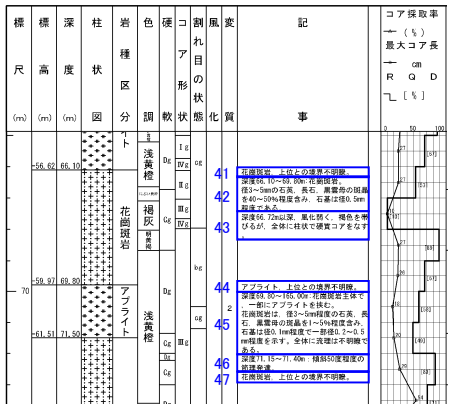
36 55.50～66.10m
・アプライトである。
・全体的に風化している。

39 61.50～62.70m
・コア流出。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，炭化物，粒度については削除。	変更なし	変更なし
33	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 ・基質については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
34	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，堆積構造については削除。	変更なし	変更なし
35	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・基質，固結度については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・"風化"欄に基づき風化していると記載。	変更なし	変更なし
36	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・"風化"欄に基づき風化していると記載。	変更なし	変更なし
37	・風化を伴う硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	—	—
38	・風化を伴う硬軟については，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



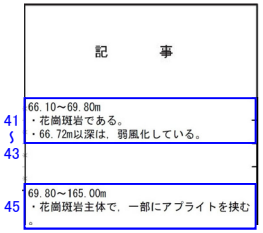
設置許可申請書
（平成27年11月）



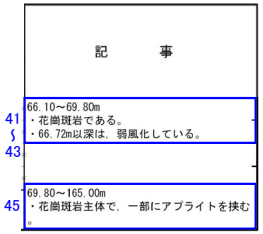
審査資料
（平成29年12月22日）



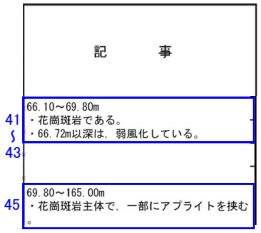
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



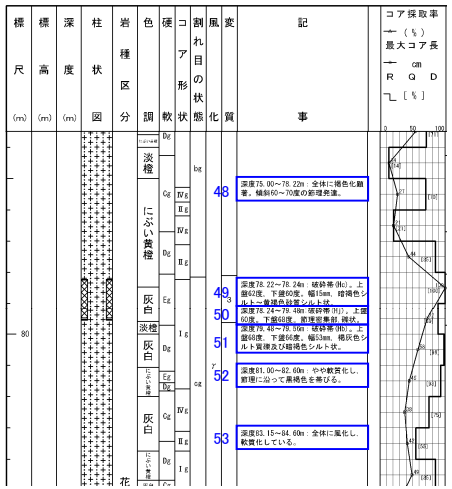
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41～43	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
44	・アプライトについては，花崗斑岩を主体とする区間内の挟在層として，柱状図で表示することとしているため削除。	—	—
45	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
46	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
47	・花崗斑岩の分布については，記事No.45で区間を統合して一括記載しているため削除。 ・岩種境界については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

48 75.00～78.22m
・全体に褐色化が顕著である。
・割れ目が発達する。

49～51 ●78.22～79.56m(D-24破砕帯)
・破砕部である。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm
・走向・傾斜はN7°E87°Wである。
・上端境界の傾斜は62°である。

52 81.00～82.60m
・やや軟質化し、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。

53 83.15～84.60m
・全体に風化し、軟質化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

48 75.00～78.22m
・全体に褐色化が顕著である。
・割れ目が発達する。

49～51 ●78.22～79.56m(D-24破砕帯)
・破砕部である。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm
・走向・傾斜はN7°E87°Wである。
・上端境界の傾斜は62°である。

52 81.00～82.60m
・やや軟質化し、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。

53 83.15～84.60m
・全体に風化し、軟質化している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

48 75.00～78.22m
・全体に褐色化が顕著である。
・割れ目が発達する。

49～51 ●78.22～79.56m(D-24破砕帯)
・破砕部である。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm
・走向・傾斜はN7°E87°Wである。
・上端境界の傾斜は62°である。

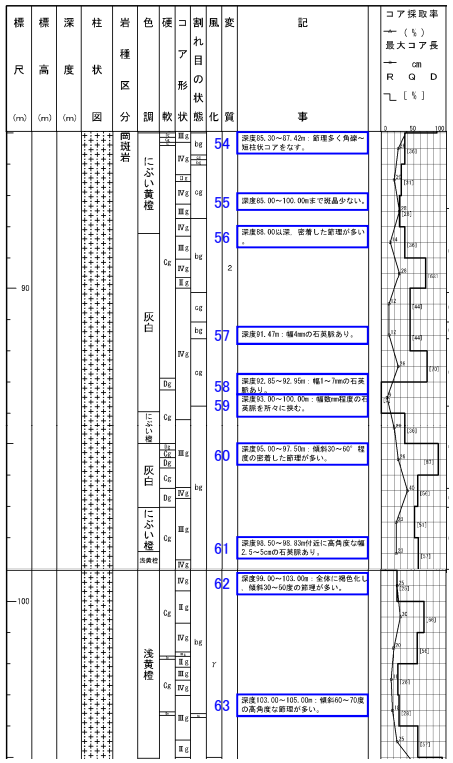
52 81.00～82.60m
・やや軟質化し、割れ目に沿って黒褐色を帯びる。

53 83.15～84.60m
・全体に風化し、軟質化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49～51	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・下端境界の見かけの傾斜については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"節理密集部"との記載については，上記再観察により固結礫状部としたため削除。	変更なし	変更なし
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85～92.95m ・幅1～7mmの石英脈が分布する。
59 93.00～100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00～97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50～98.83m ・幅2.5～5cmの石英脈が分布する。
62 99.00～103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00～105.00m ・高角度の割れ目が多い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85～92.95m ・幅1～7mmの石英脈が分布する。
59 93.00～100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00～97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50～98.83m ・幅2.5～5cmの石英脈が分布する。
62 99.00～103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00～105.00m ・高角度の割れ目が多い。

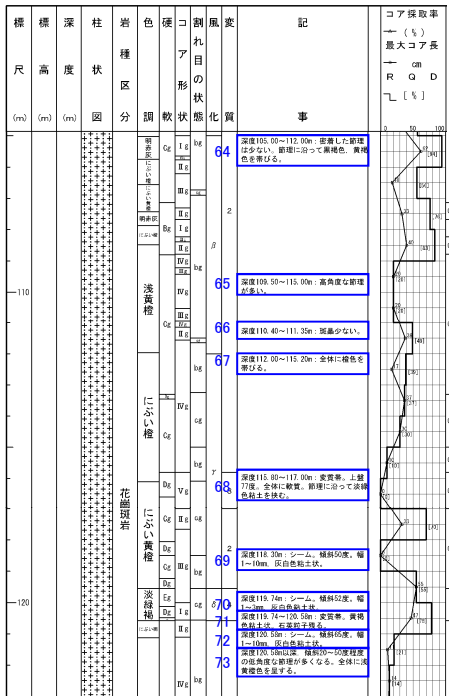
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
57 91.47m ・幅4mmの石英脈が分布する。
58 92.85～92.95m ・幅1～7mmの石英脈が分布する。
59 93.00～100.00m ・幅数mm程度の石英脈を所々に挟む。
60 95.00～97.50m ・密着した割れ目が多い。
61 98.50～98.83m ・幅2.5～5cmの石英脈が分布する。
62 99.00～103.00m ・全体に褐色化が著しい。
63 103.00～105.00m ・高角度の割れ目が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
54	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
55	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
56	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
62	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

64 105.00～112.00m
・割れ目に沿って黒褐色，黄褐色を帯びる。

65 109.50～115.00m
・高角度の割れ目が多い。

68 115.80～117.00m
・変質している。
・全体に軟質であり，割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。

69 118.30m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

70 119.74m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

71 119.74～120.58m
・変質している。
・黄褐色粘土状を呈し，石英粒子が残存する

72 120.58m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

64 105.00～112.00m
・割れ目に沿って黒褐色，黄褐色を帯びる。

65 109.50～115.00m
・高角度の割れ目が多い。

68 115.80～117.00m
・変質している。
・全体に軟質であり，割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。

69 118.30m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

70 119.74m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

71 119.74～120.58m
・変質している。
・黄褐色粘土状を呈し，石英粒子が残存する

72 120.58m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

64 105.00～112.00m
・割れ目に沿って黒褐色，黄褐色を帯びる。

65 109.50～115.00m
・高角度の割れ目が多い。

68 115.80～117.00m
・変質している。
・全体に軟質であり，割れ目に沿って淡緑色粘土を挟む。

69 118.30m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

70 119.74m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

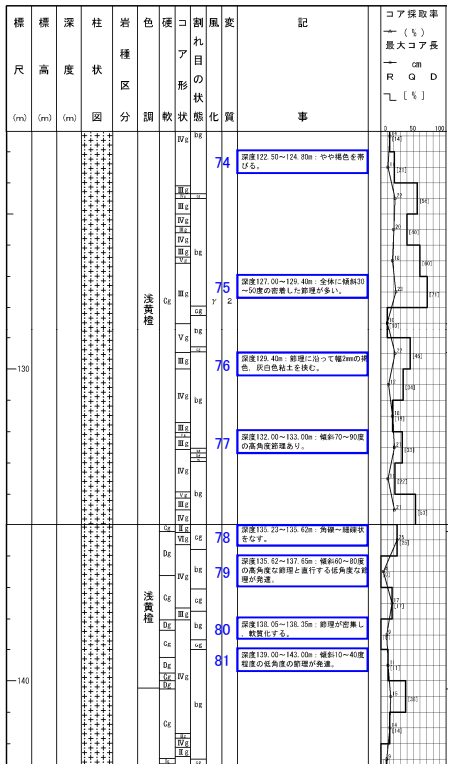
71 119.74～120.58m
・変質している。
・黄褐色粘土状を呈し，石英粒子が残存する

72 120.58m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
65	変更なし	変更なし	変更なし
66	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	—	—
67	・色調については，補足的なものであるため削除。	—	—
68	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-42頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-43頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
71	変更なし	変更なし	変更なし
72	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-44頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	—	—

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
75 127.00～129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76 129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色～灰白色粘土を挟む。
77 132.00～133.00m ・高角度の割れ目あり。
78 135.23～135.62m ・割れ目が多く，角礫～細礫状をなす。
80 138.05～138.35m ・割れ目が密集し，軟質化する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
75 127.00～129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76 129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色～灰白色粘土を挟む。
77 132.00～133.00m ・高角度の割れ目あり。
78 135.23～135.62m ・割れ目が多く，角礫～細礫状をなす。
80 138.05～138.35m ・割れ目が密集し，軟質化する。

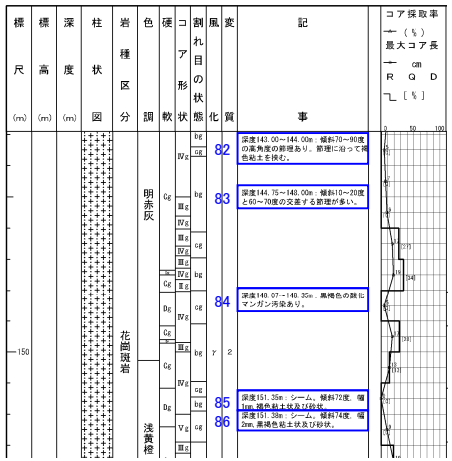
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
75 127.00～129.40m ・全体に密着した割れ目が多い。
76 129.40m ・割れ目に沿って幅2mmの褐色～灰白色粘土を挟む。
77 132.00～133.00m ・高角度の割れ目あり。
78 135.23～135.62m ・割れ目が多く，角礫～細礫状をなす。
80 138.05～138.35m ・割れ目が密集し，軟質化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
74	・色調については，補足的なものであるため削除。	—	—
75	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
76	変更なし	変更なし	変更なし
77	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
78	変更なし	変更なし	変更なし
79	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
80	変更なし	変更なし	変更なし
81	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

82 143.00～144.00m
・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。

84 148.07～148.35m
・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。

85, 86 ●151.35～151.38m(f-8-11破砕帯)
・破砕部である。
・褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN15° E86° Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

82 143.00～144.00m
・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。

84 148.07～148.35m
・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。

85, 86 ●151.35～151.38m(f-8-11破砕帯)
・破砕部である。
・褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN15° E86° Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

82 143.00～144.00m
・高角度の割れ目に沿って褐色粘土を挟む。

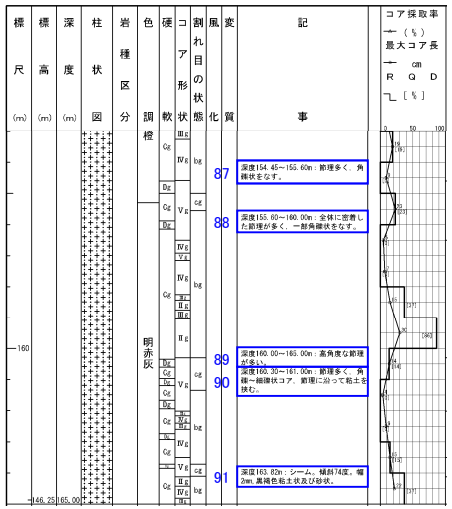
84 148.07～148.35m
・黒褐色の酸化マンガン汚染がみられる。

85, 86 ●151.35～151.38m(f-8-11破砕帯)
・破砕部である。
・褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN15° E86° Eである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
83	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
84	変更なし	変更なし	変更なし
85,86	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-45,46頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-29頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.7

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

87 154.45～155.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

88 155.60～160.00m
・全体に密着した割れ目が多く，一部角礫状を呈する。

91 163.82m
・変質している。
・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

87 154.45～155.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

88 155.60～160.00m
・全体に密着した割れ目が多く，一部角礫状を呈する。

91 163.82m
・変質している。
・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

87 154.45～155.60m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

88 155.60～160.00m
・全体に密着した割れ目が多く，一部角礫状を呈する。

91 163.82m
・変質している。
・黒褐色粘土状及び砂状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	変更なし	変更なし	変更なし
88	変更なし	変更なし	変更なし
89	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
90	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
91	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-47頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-23

余白

H24-B8-23

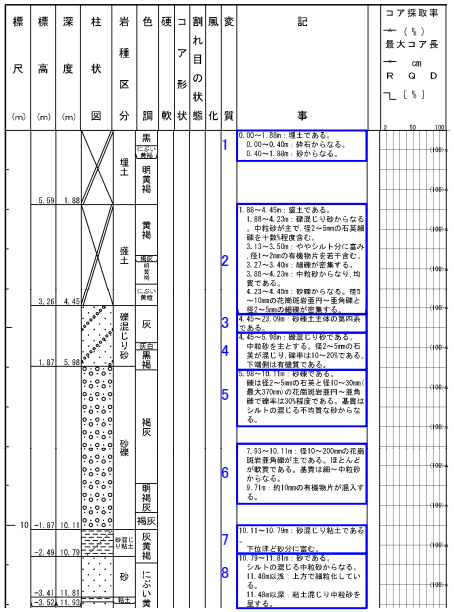
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事
1 0.00～1.88m ・埋土である。
2 1.88～4.45m ・盛土である。
4 4.45～5.98m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2～5mm石英を含む。
5, 5.98～10.11m ・砂礫である。 6 ・径2～5mmの石英と径10～30mmの花崗斑岩亜円～亜角礫を含む。
7 10.11～10.79m ・砂混じり粘土である。
8 10.79～11.81m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
1 0.00～1.88m ・埋土である。
2 1.88～4.45m ・盛土である。
4 4.45～5.98m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2～5mm石英を含む。
5, 5.98～10.11m ・砂礫である。 6 ・径2～5mmの石英と径10～30mmの花崗斑岩亜円～亜角礫を含む。
7 10.11～10.79m ・砂混じり粘土である。
8 10.79～11.81m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
1 0.00～1.88m ・埋土である。
2 1.88～4.45m ・盛土である。
4 4.45～5.98m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂を主体とする。 ・径2～5mm石英を含む。
5, 5.98～10.11m ・砂礫である。 6 ・径2～5mmの石英と径10～30mmの花崗斑岩亜円～亜角礫を含む。
7 10.11～10.79m ・砂混じり粘土である。
8 10.79～11.81m ・砂である。 ・シルトの混じる中粒砂が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
3	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	－	－
4	・礫率については，層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・有機質については，当該区間全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
5,6	・柱状図に対応した層相名を記載していることとしているため，区間の細分については削除。 ・礫率については，層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・基質については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に対応した層相名を記載していることとしているため，部分的な砂分の増大の記載については削除。	変更なし	変更なし
8	・細粒化や粘土混じりについては，当該区間全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-23

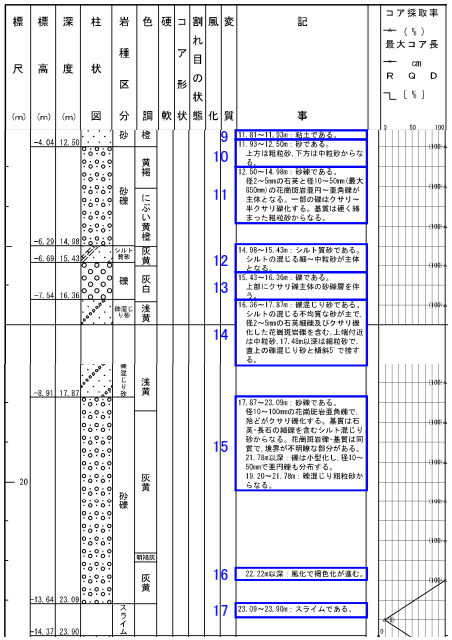
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事
9 11.81～11.93m ・粘土である。
10 11.93～12.50m ・砂である。
11 12.50～14.98m ・砂礫である。
12 14.98～15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43～16.36m ・礫である。
14 16.36～17.87m ・礫混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2～5mmの石英細礫及び花崗斑岩礫を含む。
15 17.87～23.09m ・砂礫である。 ・径10～100mmの花崗斑岩亜角礫を含む。
17 23.09～23.90m ・スライム。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
9 11.81～11.93m ・粘土である。
10 11.93～12.50m ・砂である。
11 12.50～14.98m ・砂礫である。
12 14.98～15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43～16.36m ・礫である。
14 16.36～17.87m ・礫混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2～5mmの石英細礫及び花崗斑岩礫を含む。
15 17.87～23.09m ・砂礫である。 ・径10～100mmの花崗斑岩亜角礫を含む。
17 23.09～23.90m ・スライム。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
9 11.81～11.93m ・粘土である。
10 11.93～12.50m ・砂である。
11 12.50～14.98m ・砂礫である。
12 14.98～15.43m ・シルト質砂である。 ・細～中粒砂が主体である。
13 15.43～16.36m ・礫である。
14 16.36～17.87m ・礫混じり砂である。 ・シルトの混じる不均質な砂が主体である。 ・径2～5mmの石英細礫及び花崗斑岩礫を含む。
15 17.87～23.09m ・砂礫である。 ・径10～100mmの花崗斑岩亜角礫を含む。
17 23.09～23.90m ・スライム。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	変更なし	変更なし	変更なし
10	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については削除。	変更なし	変更なし
12	・シルトの記載については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
15	・"クサリ礫化"，"礫・基質は同質で，境界が不明瞭"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・基質の記載については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
16	・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－
17	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-23

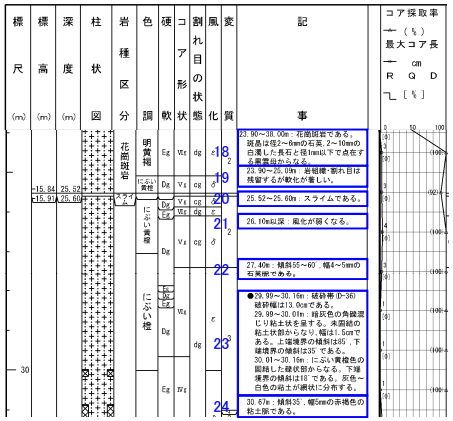
設置許可申請書
（平成27年11月）



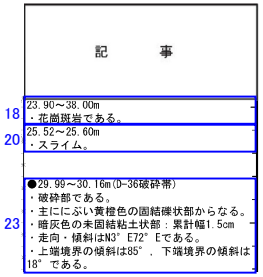
審査資料
（平成29年12月22日）



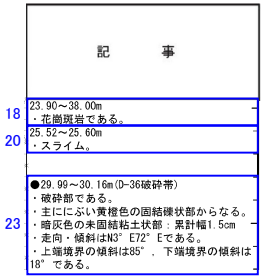
委託報告書
（平成30年）



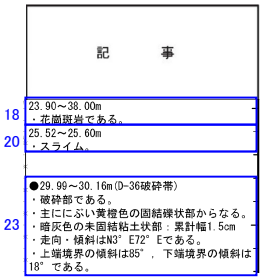
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
19	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織や割れ目の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	―	―
20	変更なし	変更なし	変更なし
21	・風化が弱まる傾向は，26.10m以深の区間全体にみられるものではないため削除。	―	―
22	・石英脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
23	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"粘土が網状に分布する"と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
24	・粘土脈を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―

H24-B8-23

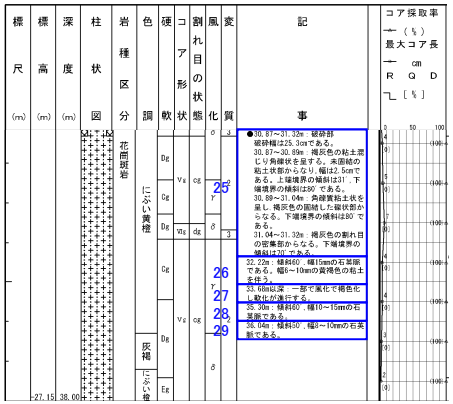
設置許可申請書
（平成27年11月）



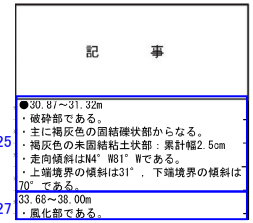
審査資料
（平成29年12月22日）



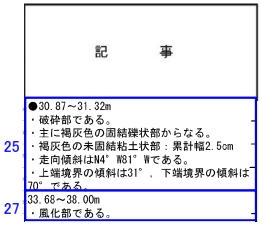
委託報告書
（平成30年）



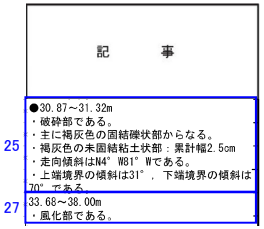
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
26	・石英脈については，補足的なものであるため削除。 ・一部に粘土を伴うが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
27	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・軟化については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
28	・石英脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
29	・石英脈については，補足的なものであるため削除。	―	―

H24-B8-29

余白

H24-B8-29

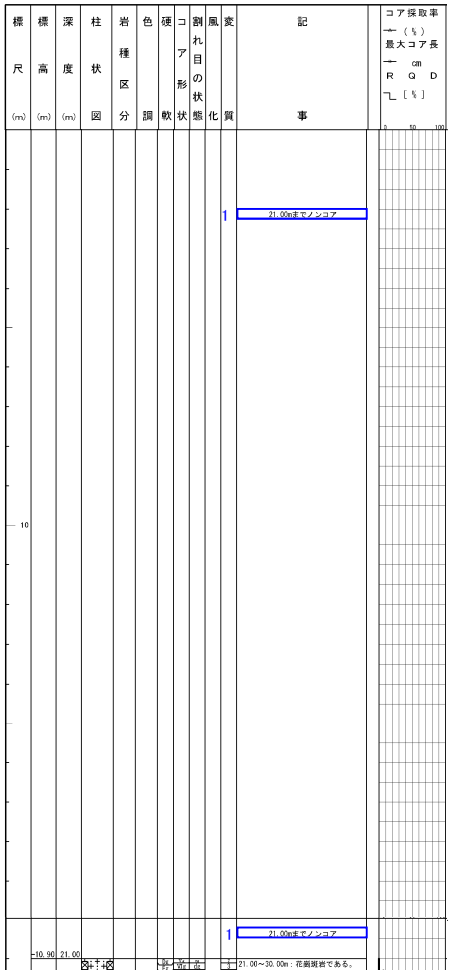
設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記事	
1	21.00mまでノンコア

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1	21.00mまでノンコア

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1	21.00mまでノンコア

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-29

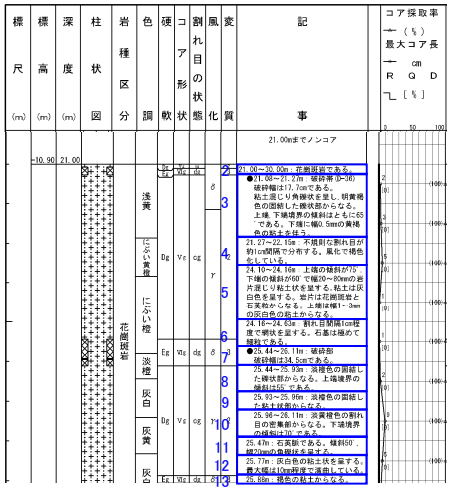
設置許可申請書
（平成27年11月）



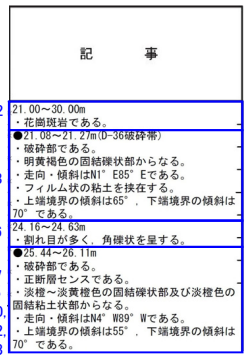
審査資料
（平成29年12月22日）



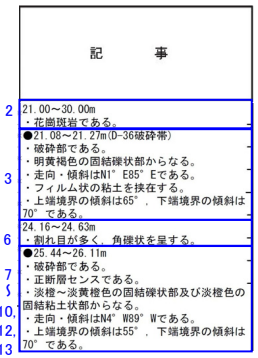
委託報告書
（平成30年）



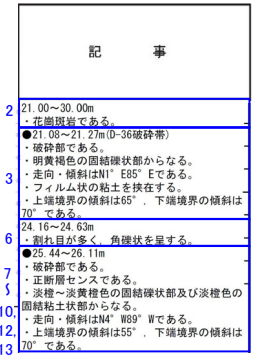
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 (誤記)下端境界の見かけ傾斜として，65°と書くべきところを誤って70°と記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・〃粘土を伴う〃との記載については，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
4	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・風化を伴う褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―
5	・岩片混じり粘土状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
6	・〃コア形状〃欄に基づき角礫状と記載。 ・石基については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7～10,12,13	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・〃粘土状を呈する〃と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
11	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―

H24-B8-29

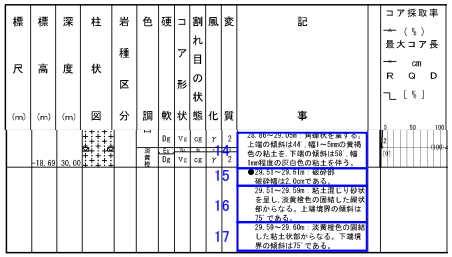
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

15
～
17

●29.51～29.61m
・破砕部である。
・淡黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN15°E45°Eである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は75°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

15
～
17

●29.51～29.61m
・破砕部である。
・淡黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN15°E45°Eである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は75°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

15
～
17

●29.51～29.61m
・破砕部である。
・淡黄橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。
・走向・傾斜はN15°E45°Eである。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は75°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
14	・角礫状を呈し粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
15～17	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・誤記修正(記事No.17の区間下端の深度ついては，29.60m→29.61m)。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-30

余白

H24-B8-30

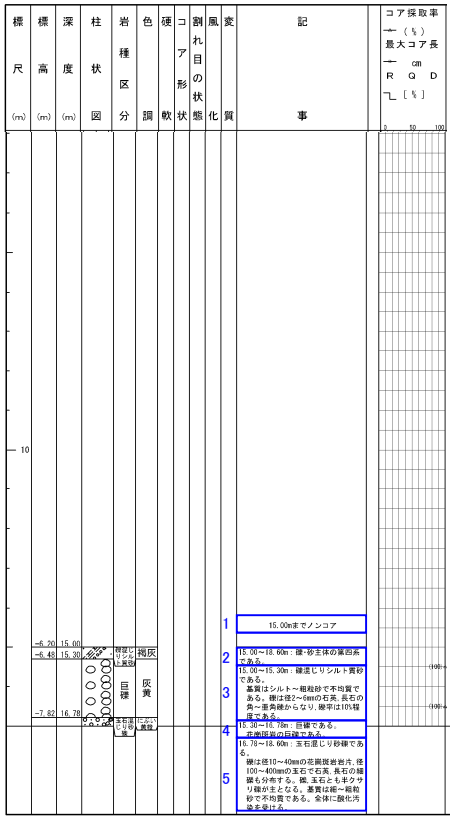
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　　事

1 15.00mまでノンコア
3 15.00～15.30m ・礫・シルト混じり砂である。
4 15.30～16.78m ・花崗斑岩の巨礫である。
5 16.78～18.60m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10～40mmの花崗斑岩岩片，径100～400mmの玉石を主体とする。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　　事

1 15.00mまでノンコア
3 15.00～15.30m ・礫・シルト混じり砂である。
4 15.30～16.78m ・花崗斑岩の巨礫である。
5 16.78～18.60m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10～40mmの花崗斑岩岩片，径100～400mmの玉石を主体とする。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　　事

1 15.00mまでノンコア
3 15.00～15.30m ・礫・シルト混じり砂である。
4 15.30～16.78m ・花崗斑岩の巨礫である。
5 16.78～18.60m ・玉石混じり砂礫である。 ・径10～40mmの花崗斑岩岩片，径100～400mmの玉石を主体とする。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	－	－
3	・再観察結果に基づき，礫・シルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，基質，淘汰度，礫径，礫率については削除。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・クサリ礫については，ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。 ・基質については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・酸化汚染については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-30

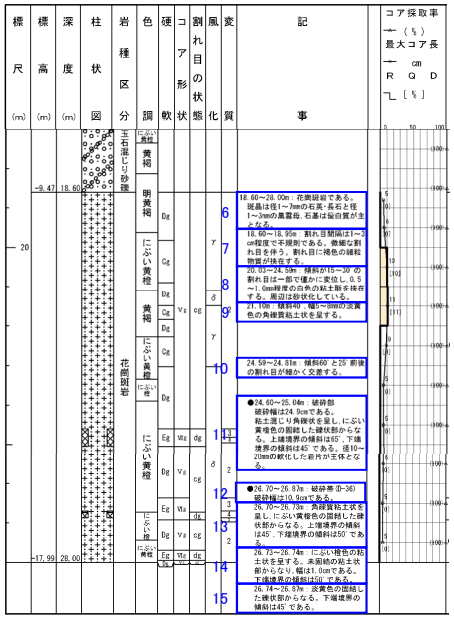
設置許可申請書
（平成27年11月）



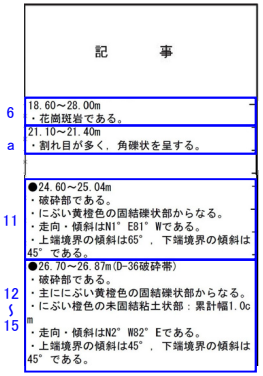
審査資料
（平成29年12月22日）



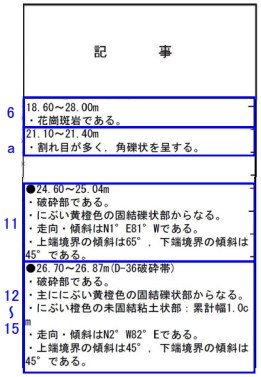
委託報告書
（平成30年）



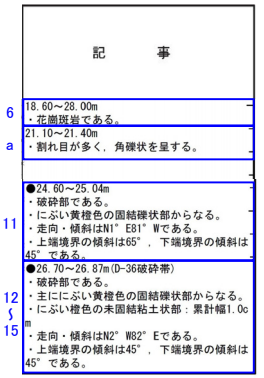
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



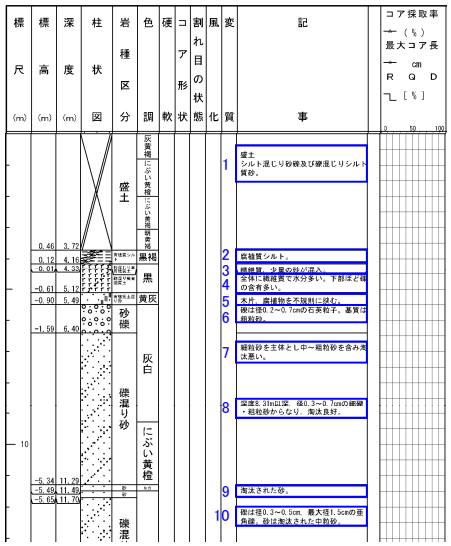
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
6	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細粒物質を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
8,9,a	・一部の割れ目がわずかに変位するとの記載については，変位が認められないため削除。 ・割れ目沿いに砂状化し粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・細片化の著しい21.10～21.40mについて，"コア形状"欄に基づき，角礫状と記載。	変更なし	変更なし
10	・当該区間の大部分が破砕部であり，破砕部の記載に含めたため削除。	―	―
11	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"軟化した岩片が主体となる"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12～15	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

余白

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
1	0.00～3.72m ・盛土である。
2	3.72～4.16m ・有機質シルトである。
3	4.16～4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4	4.33～5.12m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5	5.12～5.49m ・有機質土混じり砂である。
6	5.49～6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2～0.7cmの石英、基質は粗粒砂。
7	6.40～11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中～粗粒砂を含み淘汰悪い。
9	11.29～11.70m ・砂である。
10	11.70～14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3～0.5cm、最大径1.5cmの亜角礫。 ・砂は淘汰の良い中粒砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1	0.00～3.72m ・盛土である。
2	3.72～4.16m ・有機質シルトである。
3	4.16～4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4	4.33～5.12m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5	5.12～5.49m ・有機質土混じり砂である。
6	5.49～6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2～0.7cmの石英、基質は粗粒砂。
7	6.40～11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中～粗粒砂を含み淘汰悪い。
9	11.29～11.70m ・砂である。
10	11.70～14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3～0.5cm、最大径1.5cmの亜角礫。 ・砂は淘汰の良い中粒砂である。

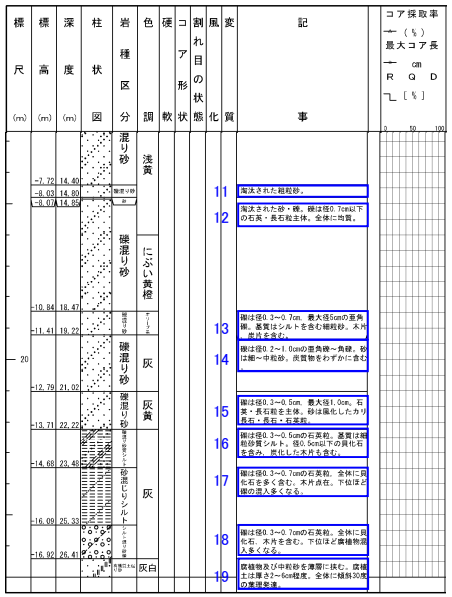
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1	0.00～3.72m ・盛土である。
2	3.72～4.16m ・有機質シルトである。
3	4.16～4.33m ・砂混じり高有機質土である。
4	4.33～5.12m ・礫混じり高有機質土である。 ・下部ほど礫の含有量が多い。
5	5.12～5.49m ・有機質土混じり砂である。
6	5.49～6.40m ・砂礫である。 ・礫は径0.2～0.7cmの石英、基質は粗粒砂。
7	6.40～11.29m ・礫混じり砂である。 ・細粒砂を主体とし、中～粗粒砂を含み淘汰悪い。
9	11.29～11.70m ・砂である。
10	11.70～14.40m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3～0.5cm、最大径1.5cmの亜角礫。 ・砂は淘汰の良い中粒砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土と記載。 ・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は一部削除。	変更なし	変更なし
2	・表現の見直し(腐植質→有機質)。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂混じり高有機質土と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，繊維質，砂については削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて礫混じり高有機質土と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，繊維質，水分，礫については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，木片，腐植物については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
7,8	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・深度8.31m以深の記載については，当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
9	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・淘汰度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
11 14.40～14.85m ・礫混じり砂である。
12 14.85～18.47m ・礫混じり砂である。
13 18.47～19.22m ・礫混じり砂である。 ・木片，炭片を含む。
14 19.22～21.02m ・礫混じり砂である。 ・砂は細～中粒砂。 ・炭質物をわずかに含む。
15 21.02～22.22m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3～0.5cm，最大径1.0cm。 ・石英・長石粒を主体とする。
16 22.22～23.48m ・礫混じりシルトである。 ・径0.5cm以下の貝化石を含み，炭化した木片も含む。
17 23.48～25.33m ・砂混じりシルトである。 ・全体に貝化石を多く含み，木片が点在する。
18 25.33～26.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・全体に貝化石，木片を含み，下位ほど有機質の混入が多くなる。
19 26.41～28.45m ・有機質土混じり砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
11 14.40～14.85m ・礫混じり砂である。
12 14.85～18.47m ・礫混じり砂である。
13 18.47～19.22m ・礫混じり砂である。 ・木片，炭片を含む。
14 19.22～21.02m ・礫混じり砂である。 ・砂は細～中粒砂。 ・炭質物をわずかに含む。
15 21.02～22.22m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3～0.5cm，最大径1.0cm。 ・石英・長石粒を主体とする。
16 22.22～23.48m ・礫混じりシルトである。 ・径0.5cm以下の貝化石を含み，炭化した木片も含む。
17 23.48～25.33m ・砂混じりシルトである。 ・全体に貝化石を多く含み，木片が点在する。
18 25.33～26.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・全体に貝化石，木片を含み，下位ほど有機質の混入が多くなる。
19 26.41～28.45m ・有機質土混じり砂である。

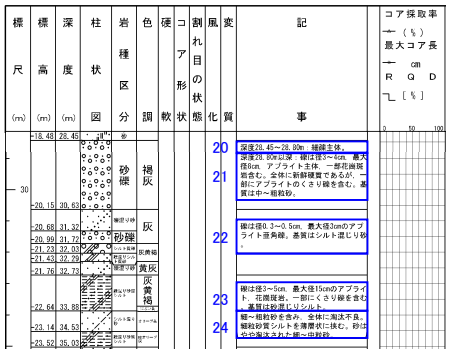
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
11 14.40～14.85m ・礫混じり砂である。
12 14.85～18.47m ・礫混じり砂である。
13 18.47～19.22m ・礫混じり砂である。 ・木片，炭片を含む。
14 19.22～21.02m ・礫混じり砂である。 ・砂は細～中粒砂。 ・炭質物をわずかに含む。
15 21.02～22.22m ・礫混じり砂である。 ・礫は径0.3～0.5cm，最大径1.0cm。 ・石英・長石粒を主体とする。
16 22.22～23.48m ・礫混じりシルトである。 ・径0.5cm以下の貝化石を含み，炭化した木片も含む。
17 23.48～25.33m ・砂混じりシルトである。 ・全体に貝化石を多く含み，木片が点在する。
18 25.33～26.41m ・シルト混じり砂礫である。 ・全体に貝化石，木片を含み，下位ほど有機質の混入が多くなる。
19 26.41～28.45m ・有機質土混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，淘汰度については削除。	変更なし	変更なし
12	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，淘汰度，礫径，礫種については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，礫径，円磨度を削除し，木片，炭片を記載。 ・粒度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・砂の構成鉱物については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・再観察により礫混じり砂質シルトを礫混じりシルトに見直し。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，石英粒を削除し，貝化石，木片を記載。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて砂混じりシルトと記載。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，石英粒を削除し，貝化石，木片を記載。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・表現の見直し(腐植物→有機質)。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせて有機質土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，薄層，堆積構造については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
28.45～30.63m ・砂礫である。
20,21 28.45～28.80m ・細礫主体である。 28.80～30.63m ・礫は径3～4cm，最大径8cmでアプライト主体。 ・一部，花崗斑岩を含む。 ・基質は中～粗粒砂。
22 30.63～31.32m ・礫混じり砂である。
a 31.32～31.72m ・砂礫である。
b 31.72～32.03m ・シルト質礫である。
c 32.03～32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d 32.29～32.73m ・礫混じり砂である。
23 32.73～33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部にくさり礫を含む。
24 33.88～34.53m ・シルト混じり砂である。
e 34.53～35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
28.45～30.63m ・砂礫である。
20,21 28.45～28.80m ・細礫主体である。 28.80～30.63m ・礫は径3～4cm，最大径8cmでアプライト主体。 ・一部，花崗斑岩を含む。 ・基質は中～粗粒砂。
22 30.63～31.32m ・礫混じり砂である。
a 31.32～31.72m ・砂礫である。
b 31.72～32.03m ・シルト質礫である。
c 32.03～32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d 32.29～32.73m ・礫混じり砂である。
23 32.73～33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部にくさり礫を含む。
24 33.88～34.53m ・シルト混じり砂である。
e 34.53～35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

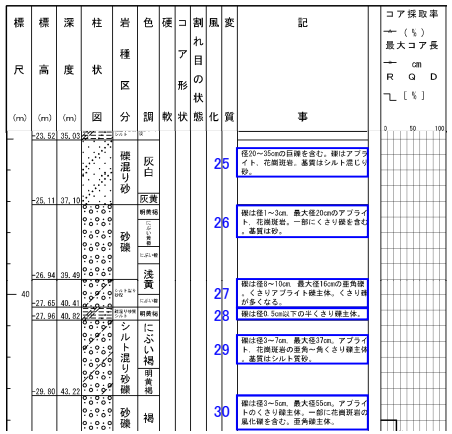
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
28.45～30.63m ・砂礫である。
20,21 28.45～28.80m ・細礫主体である。 28.80～30.63m ・礫は径3～4cm，最大径8cmでアプライト主体。 ・一部，花崗斑岩を含む。 ・基質は中～粗粒砂。
22 30.63～31.32m ・礫混じり砂である。
a 31.32～31.72m ・砂礫である。
b 31.72～32.03m ・シルト質礫である。
c 32.03～32.29m ・礫混じりシルト質砂である。
d 32.29～32.73m ・礫混じり砂である。
23 32.73～33.88m ・礫混じり砂質シルトである。 ・一部にくさり礫を含む。
24 33.88～34.53m ・シルト混じり砂である。
e 34.53～35.03m ・礫混じり砂質シルトである。 ・細粒砂質シルトを薄層状に挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20,21	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・礫の硬軟については，補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせてシルト質礫と記載。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
d	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
23	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，基質については削除。	変更なし	変更なし
24	・柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，淘汰度，粒度については削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，淘汰度，粒度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

25 35.03～37.10m
・礫混じり砂である。
・径20～35cmの巨礫を含む。

26 37.10～39.49m
・砂礫である。
・一部にくさり礫を含む。

27 39.49～40.41m
・シルト混じり砂礫である。
・礫は径8～10cm，最大径16cm。
・くさり礫主体。

28 40.41～40.82m
・礫混じり砂質シルトである。

29 40.82～43.22m
・シルト混じり砂礫である。
・アプライト，花崗斑岩の亜角～角くさり礫主体。

30 43.22～44.65m
・砂礫である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

25 35.03～37.10m
・礫混じり砂である。
・径20～35cmの巨礫を含む。

26 37.10～39.49m
・砂礫である。
・一部にくさり礫を含む。

27 39.49～40.41m
・シルト混じり砂礫である。
・礫は径8～10cm，最大径16cm。
・くさり礫主体。

28 40.41～40.82m
・礫混じり砂質シルトである。

29 40.82～43.22m
・シルト混じり砂礫である。
・アプライト，花崗斑岩の亜角～角くさり礫主体。

30 43.22～44.65m
・砂礫である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

25 35.03～37.10m
・礫混じり砂である。
・径20～35cmの巨礫を含む。

26 37.10～39.49m
・砂礫である。
・一部にくさり礫を含む。

27 39.49～40.41m
・シルト混じり砂礫である。
・礫は径8～10cm，最大径16cm。
・くさり礫主体。

28 40.41～40.82m
・礫混じり砂質シルトである。

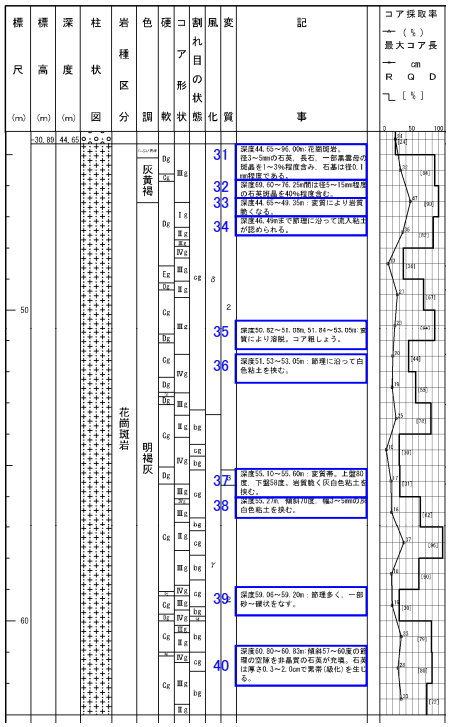
29 40.82～43.22m
・シルト混じり砂礫である。
・アプライト，花崗斑岩の亜角～角くさり礫主体。

30 43.22～44.65m
・砂礫である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
25	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や基質については削除。	変更なし	変更なし
26	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・礫径については，ばらつきが大きいため削除。 ・礫種については，風化により特徴がやや不明瞭となっているため削除。	変更なし	変更なし
27	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・礫種については，風化により特徴がやや不明瞭となっているため削除。	変更なし	変更なし
28	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，くさり礫については削除。	変更なし	変更なし
29	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・礫径については，ばらつきが大きいため削除。 ・シルト質砂については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
30	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，円磨度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
31 44.65～72.23m ・花崗斑岩である。
33, 44.65～49.35m ・変質している。 34 ・深度46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。
36 51.53～53.05m ・割れ目に沿って白色粘土を挟む。
37 55.10～55.60m ・変質している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
31 44.65～72.23m ・花崗斑岩である。
33, 44.65～49.35m ・変質している。 34 ・深度46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。
36 51.53～53.05m ・割れ目に沿って白色粘土を挟む。
37 55.10～55.60m ・変質している。

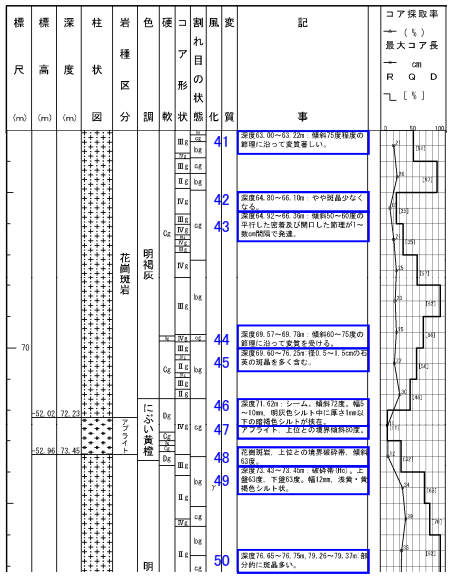
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
31 44.65～72.23m ・花崗斑岩である。
33, 44.65～49.35m ・変質している。 34 ・深度46.49mまで割れ目に沿って流入粘土が認められる。
36 51.53～53.05m ・割れ目に沿って白色粘土を挟む。
37 55.10～55.60m ・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31,32	・花崗斑岩が連続する区間にアプライトを挟在することから，柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
33,34	・“脆くなる。”との記載については，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
35	・溶脱については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	－	－
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
38	・粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
39	・一部で砂～礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
40	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
41	63.00～63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92～66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1～数cm間隔で発達する。
44	69.57～69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。
46	71.62m ・変質している。 ・幅5～10mm，明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23～73.45m ・アプライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	●73.43～73.45m(D-38破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN6°E82°Wである。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45～84.00m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
41	63.00～63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92～66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1～数cm間隔で発達する。
44	69.57～69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。
46	71.62m ・変質している。 ・幅5～10mm，明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23～73.45m ・アプライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	●73.43～73.45m(D-38破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN6°E82°Wである。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45～84.00m ・花崗斑岩である。

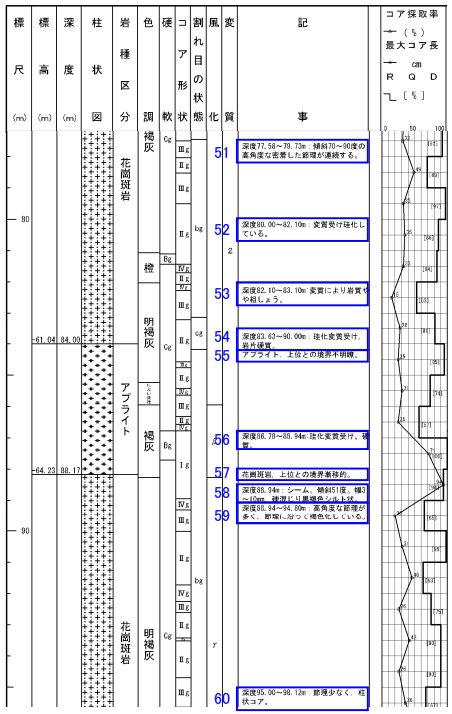
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
41	63.00～63.22m ・割れ目に沿って著しく変質する。
43	64.92～66.36m ・平行した密着及び開口した割れ目が1～数cm間隔で発達する。
44	69.57～69.78m ・割れ目に沿って変質を受ける。
46	71.62m ・変質している。 ・幅5～10mm，明灰色シルト中に幅1mm以下の暗褐色シルトが挟在。
47	72.23～73.45m ・アプライトである。 ・上位の花崗斑岩との境界の傾斜は80°である。
49	●73.43～73.45m(D-38破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・浅黄色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は累計幅1.2cmである。 ・走向・傾斜はN6°E82°Wである。 ・上端境界の傾斜は63°，下端境界の傾斜は63°である。
48	73.45～84.00m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
43	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
46	・”変質”欄に基づき変質していると記載。 ・見かけ傾斜の記載については，補足的なものであるため削除。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-31頁)。	変更なし	変更なし
47	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
48	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・上位との境界の破砕帯については，記事No.49で別途説明。	変更なし	変更なし
49	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
50	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

52 80.00～82.10m
・珪化している。

55 84.00～88.17m
・アプライトである。
・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。

57 88.17～175.00m
・花崗斑岩である。

58 88.94m
・変質している。
・裸混じり黒褐色シルト状を呈する。

59 88.94～94.80m
・褐色化した高角度割れ目が多い。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

52 80.00～82.10m
・珪化している。

55 84.00～88.17m
・アプライトである。
・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。

57 88.17～175.00m
・花崗斑岩である。

58 88.94m
・変質している。
・裸混じり黒褐色シルト状を呈する。

59 88.94～94.80m
・褐色化した高角度割れ目が多い。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

52 80.00～82.10m
・珪化している。

55 84.00～88.17m
・アプライトである。
・上位の花崗斑岩との境界は不明瞭である。

57 88.17～175.00m
・花崗斑岩である。

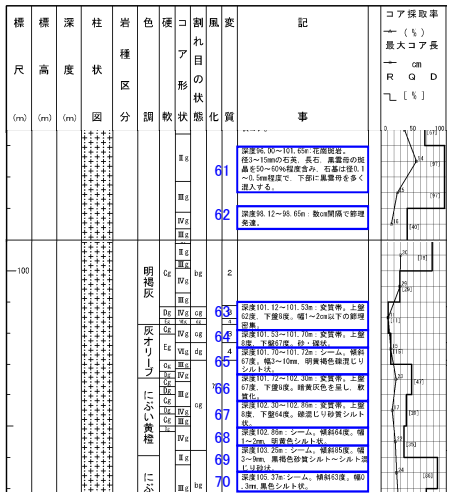
58 88.94m
・変質している。
・裸混じり黒褐色シルト状を呈する。

59 88.94～94.80m
・褐色化した高角度割れ目が多い。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	・変質を伴う花崗斑岩の組織については，補足的なものであるため削除。	－	－
54	・変質を伴う硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	－	－
55	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし
56	・変質を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
57	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	・”変質”欄に基づき変質していると記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-32頁）。 ・見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

63
～
70
101.12～105.37m
・変質している。
・シルト状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

63
～
70
101.12～105.37m
・変質している。
・シルト状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

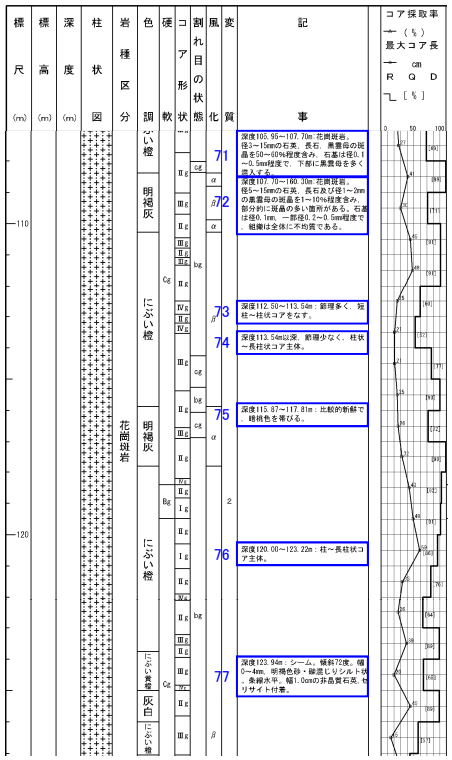
記　事

63
～
70
101.12～105.37m
・変質している。
・シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
62	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
63～70	・変質している区間及びシルト状部について，区間を統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-33～36頁）。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

77 123.94m
・変質している。
・明褐色砂・礫混じりシルト状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

77 123.94m
・変質している。
・明褐色砂・礫混じりシルト状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

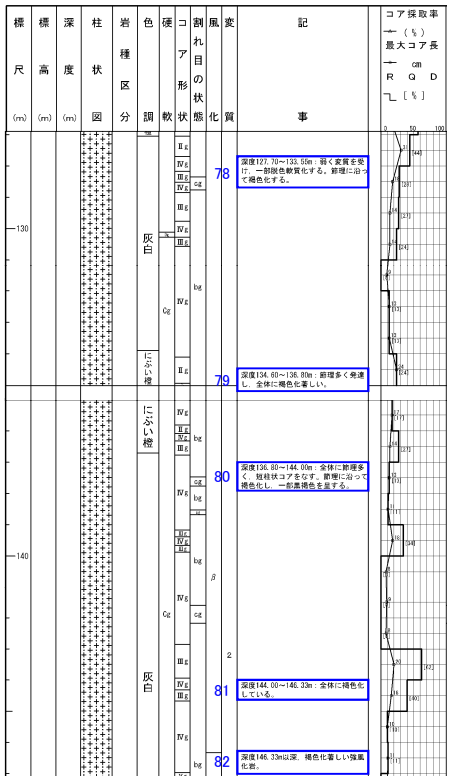
記　事

77 123.94m
・変質している。
・明褐色砂・礫混じりシルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71,72	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
73,74	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
75	・新鮮岩の色調については，補足的なものであるため削除。	―	―
76	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
77	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-37頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅，鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。 ・条線については，不明瞭であるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

80 136.80～144.00m
・全体に割れ目が多く，短柱状コアからなる。
・割れ目に沿って褐色化し，一部黒褐色を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

80 136.80～144.00m
・全体に割れ目が多く，短柱状コアからなる。
・割れ目に沿って褐色化し，一部黒褐色を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

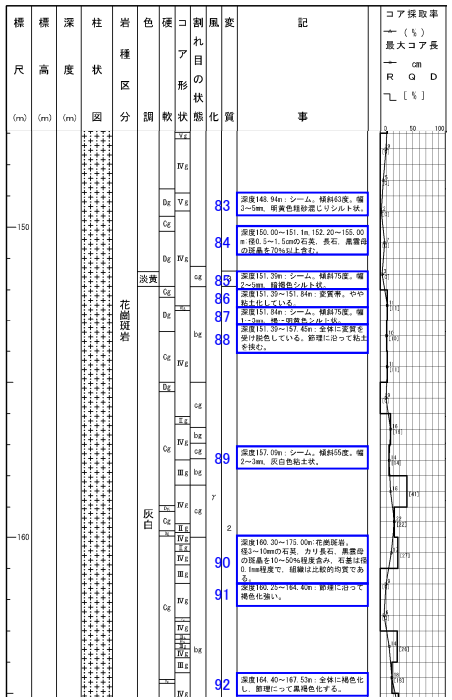
記　事

80 136.80～144.00m
・全体に割れ目が多く，短柱状コアからなる。
・割れ目に沿って褐色化し，一部黒褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
78	・変質を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
79	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的な記載であるため削除。	―	―
80	変更なし	変更なし	変更なし
81	・変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
82	・強風化を伴う岩盤の劣化については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・色調については，補足的な記載であるため削除。	―	―

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

83 148.94m
・変質している。
・明黄色粗粒砂混じりシルト状を呈する。

85～87 151.39～151.84m
・変質している。
・上部は暗褐色，下部は褐～明黄色である。

89 157.09m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

83 148.94m
・変質している。
・明黄色粗粒砂混じりシルト状を呈する。

85～87 151.39～151.84m
・変質している。
・上部は暗褐色，下部は褐～明黄色である。

89 157.09m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

83 148.94m
・変質している。
・明黄色粗粒砂混じりシルト状を呈する。

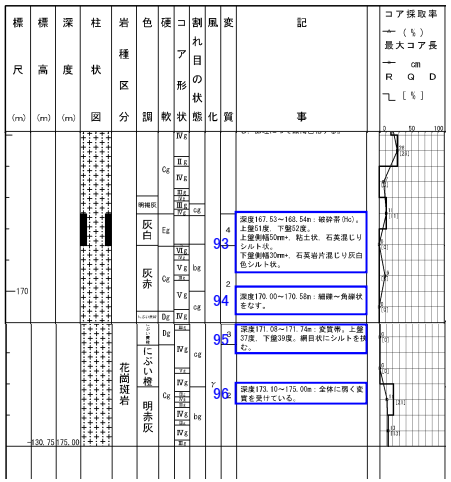
85～87 151.39～151.84m
・変質している。
・上部は暗褐色，下部は褐～明黄色である。

89 157.09m
・変質している。
・灰白色粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-38頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
84	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
85～87	・変質を伴う変色の区間の記載について，統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-39,40頁)。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
88	・脱色については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	―	―
89	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-41頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
90	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
91	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
92	・変色については，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.6

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

93 ●167.53～168.54m(f-6-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。
・走向・傾斜はN41° W69° Wである。
・上端境界の傾斜は51°，下端境界の傾斜は52°である。

f 167.59～168.49m
・コア欠。

95 171.08～171.74m
・変質している。
・網目状にシルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

93 ●167.53～168.54m(f-6-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。
・走向・傾斜はN41° W69° Wである。
・上端境界の傾斜は51°，下端境界の傾斜は52°である。

f 167.59～168.49m
・コア欠。

95 171.08～171.74m
・変質している。
・網目状にシルトを挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

93 ●167.53～168.54m(f-6-2破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は5.0cmである。
・走向・傾斜はN41° W69° Wである。
・上端境界の傾斜は51°，下端境界の傾斜は52°である。

f 167.59～168.49m
・コア欠。

95 171.08～171.74m
・変質している。
・網目状にシルトを挟む。

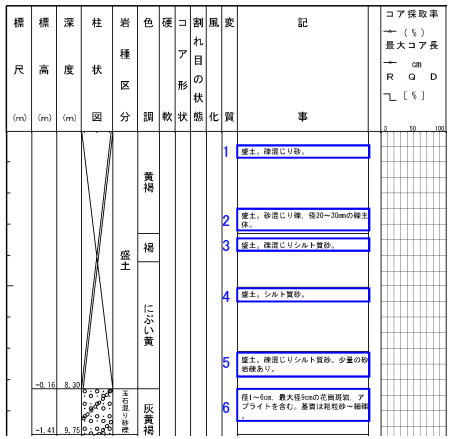
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
f	・コア欠区間におけるボアホールテレビ観察の結果を記載。	変更なし	変更なし
94	・細礫～角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
95	変更なし	変更なし	変更なし
96	・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―

H19-No.18

余白

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1～5 0.00～8.30m
・盛土である。

6 8.30～9.75m
・玉石混じり砂礫である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1～5 0.00～8.30m
・盛土である。

6 8.30～9.75m
・玉石混じり砂礫である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

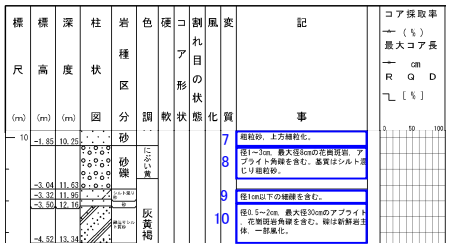
1～5 0.00～8.30m
・盛土である。

6 8.30～9.75m
・玉石混じり砂礫である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～5	・柱状図に合わせて盛土とその深度区間を記載。 ・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

7 9.75～10.25m
・砂である。
8 10.25～11.63m
・砂礫である。
・花崗斑岩，アプライト角礫からなる。
・基質はシルト混じり粗粒砂である。
9 11.63～11.95m
・シルト混じり砂である。
a 11.95～12.16m
・砂である。
10 12.16～13.34m
・礫混じりシルト質砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

7 9.75～10.25m
・砂である。
8 10.25～11.63m
・砂礫である。
・花崗斑岩，アプライト角礫からなる。
・基質はシルト混じり粗粒砂である。
9 11.63～11.95m
・シルト混じり砂である。
a 11.95～12.16m
・砂である。
10 12.16～13.34m
・礫混じりシルト質砂である。

審査資料
（令和2年2月7日）

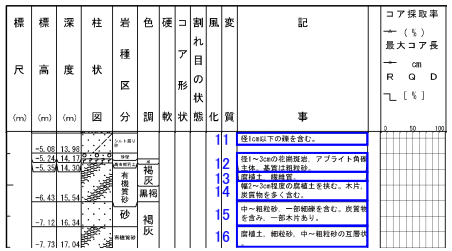
記　事

7 9.75～10.25m
・砂である。
8 10.25～11.63m
・砂礫である。
・花崗斑岩，アプライト角礫からなる。
・基質はシルト混じり粗粒砂である。
9 11.63～11.95m
・シルト混じり砂である。
a 11.95～12.16m
・砂である。
10 12.16～13.34m
・礫混じりシルト質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
7	・柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，堆積構造については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。 ・礫径については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
9	・柱状図に合わせてシルト混じり砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，細礫については削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
10	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，円磨度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事

審査資料案

	記事
11	13.34～13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.98～14.17m ・砂礫である。
13	14.17～14.30m ・高有機質土である。
14	14.30～15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54～16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み，一部木片が認められる。
16	16.34～17.04m ・有機質砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
11	13.34～13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.98～14.17m ・砂礫である。
13	14.17～14.30m ・高有機質土である。
14	14.30～15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54～16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み，一部木片が認められる。
16	16.34～17.04m ・有機質砂である。

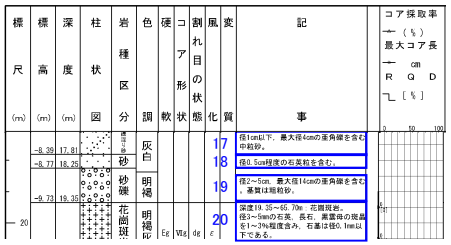
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
11	13.34～13.98m ・シルト混じり砂である。
12	13.98～14.17m ・砂礫である。
13	14.17～14.30m ・高有機質土である。
14	14.30～15.54m ・有機質砂である。 ・木片・炭化物を多く含む。
15	15.54～16.34m ・砂である。 ・炭化物を含み，一部木片が認められる。
16	16.34～17.04m ・有機質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に合わせてシルト混じり砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径については削除。	変更なし	変更なし
12	・柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，円磨度，基質については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に合わせて高有機質土とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，腐植土，繊維質については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて有機質砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしており，腐植土の記載については，当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 ・粒度については，層相内で多少のばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
16	・柱状図に合わせて有機質砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，腐植土，粒度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

	記事

審査資料
（平成29年12月22日）

	記事

審査資料案

	記事
17	17.04～17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下，最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
18	17.81～18.25m ・砂である。
19	18.25～19.35m ・砂礫である。
20	19.35～45.52m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
17	17.04～17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下，最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
18	17.81～18.25m ・砂である。
19	18.25～19.35m ・砂礫である。
20	19.35～45.52m ・花崗斑岩である。

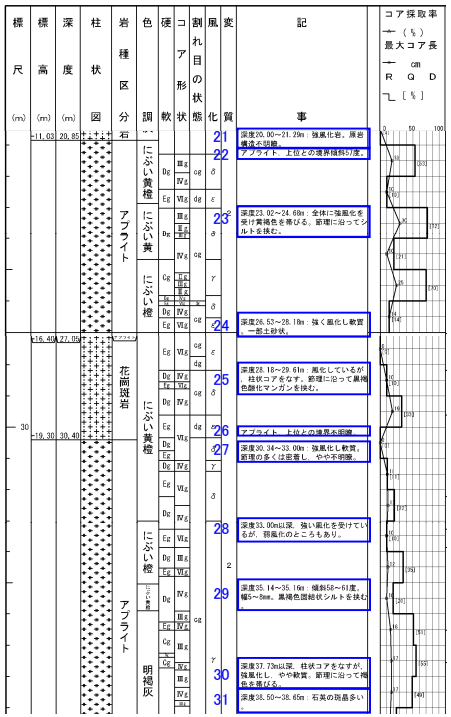
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
17	17.04～17.81m ・礫混じり砂である。 ・径1cm以下，最大径4cmの亜角礫を含む中粒砂である。
18	17.81～18.25m ・砂である。
19	18.25～19.35m ・砂礫である。
20	19.35～45.52m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
17	・柱状図に合わせて礫混じり砂とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
18	・柱状図に合わせて砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，石英については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせて砂礫とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，円磨度，基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・誤記修正(65.70m→45.52m)。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 20.00～21.29m
・強風化部である。
22 20.85～27.05m
・アプライトである。
23 23.02～24.68m
・全体に強風化し，黄褐色を帯び，割れ目に沿ってシルトを挟む。
26 30.40～42.40m
・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 20.00～21.29m
・強風化部である。
22 20.85～27.05m
・アプライトである。
23 23.02～24.68m
・全体に強風化し，黄褐色を帯び，割れ目に沿ってシルトを挟む。
26 30.40～42.40m
・アプライトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

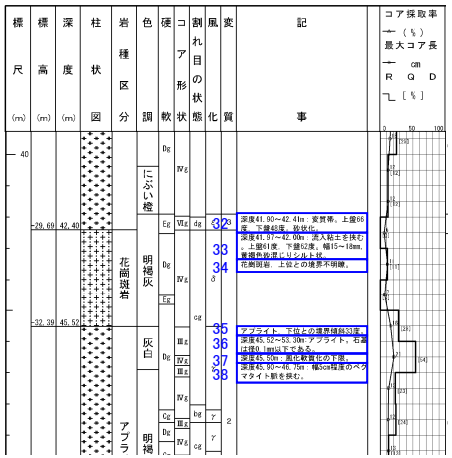
記　事

21 20.00～21.29m
・強風化部である。
22 20.85～27.05m
・アプライトである。
23 23.02～24.68m
・全体に強風化し，黄褐色を帯び，割れ目に沿ってシルトを挟む。
26 30.40～42.40m
・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・風化を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部土砂状を呈するが，当該区間の周囲と岩盤状況に明瞭な差が認められないことから削除。	―	―
25	・風化については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
26	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・強風化を伴う硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・割れ目の明瞭さについては，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	―	―
28	・風化については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
29	・シルトを挟在するが，直線性に乏しいことから削除。	―	―
30	・風化については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・硬軟や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
31	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

32 41.90～42.41m
・変質し，砂状を呈する。

33 41.97～42.00m
・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。

36 45.52～53.30m
・アプライトである。

38 45.90～46.75m
・幅5cm程度のペグマタイト脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

32 41.90～42.41m
・変質し，砂状を呈する。

33 41.97～42.00m
・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。

36 45.52～53.30m
・アプライトである。

38 45.90～46.75m
・幅5cm程度のペグマタイト脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

32 41.90～42.41m
・変質し，砂状を呈する。

33 41.97～42.00m
・黄褐色砂混じりシルト状の流入粘土を挟む。

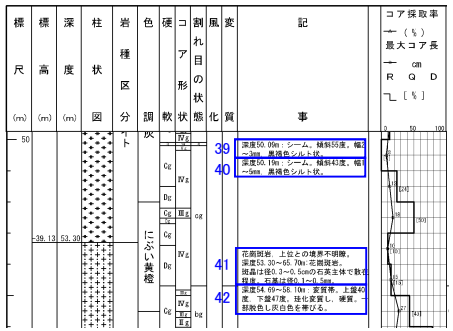
36 45.52～53.30m
・アプライトである。

38 45.90～46.75m
・幅5cm程度のペグマタイト脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・流入粘土の区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・花崗斑岩については，記事No.20で記載済みであるため削除。	－	－
35,36	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・風化を伴う硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
38	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

41 53.30～65.70m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

41 53.30～65.70m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

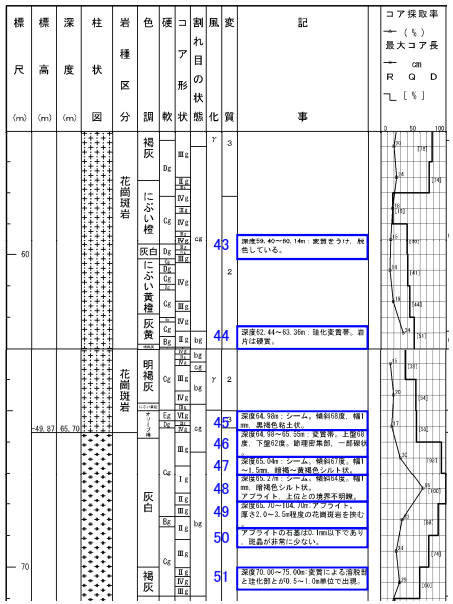
記　事

41 53.30～65.70m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
39	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-130頁)。	―	―
40	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-131頁)。	―	―
41	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・変質しているが，RQDが周囲に比べて大きいことから削除。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

49 65.70～104.70m
・アプライトである。
・幅2.0～3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

49 65.70～104.70m
・アプライトである。
・幅2.0～3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

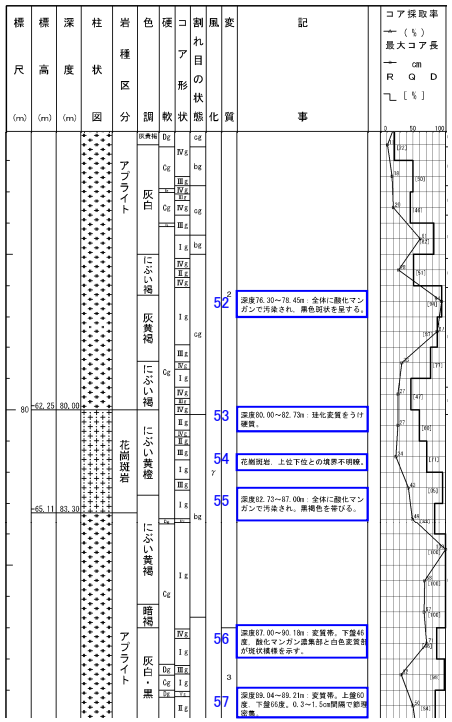
記　事

49 65.70～104.70m
・アプライトである。
・幅2.0～3.5m程度の花崗斑岩を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・脱色については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	―	―
44	・変質しているが，岩片は硬質であることから削除。	―	―
45	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-132頁)。	―	―
46	・変質を伴う岩盤の劣化の程度については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・一部礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
47,48	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-133，134頁)。	―	―
49,50	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
51	・溶脱部と珪化部については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

55 82.73～87.00m
・全体が酸化マンガンで汚染され，黒褐色を帯びる。

57 89.04～89.21m
・変質している。
・0.3～1.5cm間隔で割れ目が密集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

55 82.73～87.00m
・全体が酸化マンガンで汚染され，黒褐色を帯びる。

57 89.04～89.21m
・変質している。
・0.3～1.5cm間隔で割れ目が密集する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

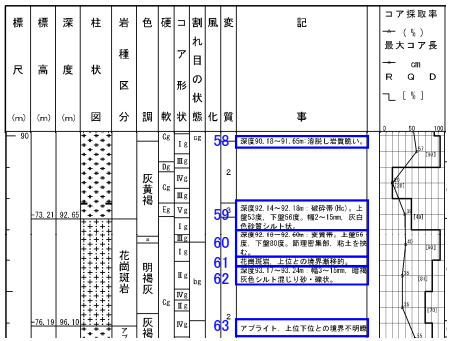
55 82.73～87.00m
・全体が酸化マンガンで汚染され，黒褐色を帯びる。

57 89.04～89.21m
・変質している。
・0.3～1.5cm間隔で割れ目が密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・マンガン汚染については，補足的なものであるため削除。	―	―
53	・珪化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
54	・当該区間の花崗斑岩については，アプライト内の挟在層として，その分布を柱状図で表示することとしているため削除。	―	―
55	変更なし	変更なし	変更なし
56	・変質しているが，硬軟や割れ目の発達の程度について，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないことから削除。	―	―
57	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

59 ●92.14～92.18m(f-18-1破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・走向・傾斜はN31° E84° Wである。
・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は56°である。

60 92.18～92.60m
・変質し，割れ目に粘土を挟む。

62 93.17～93.24m
・暗褐灰色シルト混じり砂状，礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

59 ●92.14～92.18m(f-18-1破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・走向・傾斜はN31° E84° Wである。
・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は56°である。

60 92.18～92.60m
・変質し，割れ目に粘土を挟む。

62 93.17～93.24m
・暗褐灰色シルト混じり砂状，礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

59 ●92.14～92.18m(f-18-1破砕帯)
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・走向・傾斜はN31° E84° Wである。
・上端境界の傾斜は53°，下端境界の傾斜は56°である。

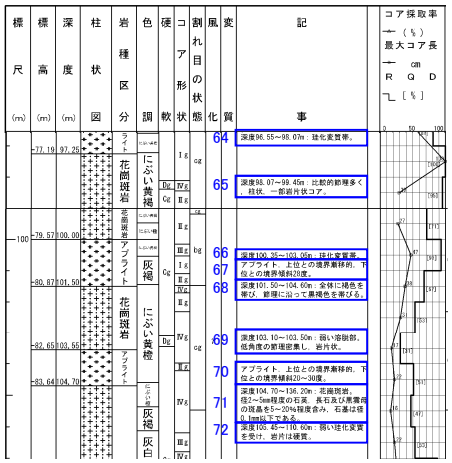
60 92.18～92.60m
・変質し，割れ目に粘土を挟む。

62 93.17～93.24m
・暗褐灰色シルト混じり砂状，礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58	・溶脱については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
59	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
60	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・当該区間の花崗斑岩については，アプライト内の挟在層として，その分布を柱状図で表示することとしているため削除。	―	―
62	・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
63	・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
66 100.35～103.05m ・珪化変質している。
68 101.50～104.60m ・全体に褐色を帯び，割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70～136.20m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
66 100.35～103.05m ・珪化変質している。
68 101.50～104.60m ・全体に褐色を帯び，割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70～136.20m ・花崗斑岩である。

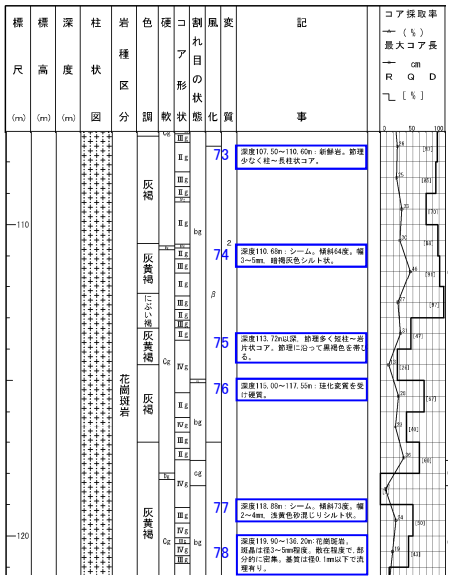
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
66 100.35～103.05m ・珪化変質している。
68 101.50～104.60m ・全体に褐色を帯び，割れ目に沿って黒褐色を帯びる。
71 104.70～136.20m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
64	・珪化変質しているが，割れ目頻度が周囲に比べ小さく，良好な岩盤からなることから削除。	―	―
65	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
68	変更なし	変更なし	変更なし
69	・溶脱については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
70	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
71	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
72	・珪化変質しているが，割れ目頻度は比較的小さく，良好な岩盤からなることから削除。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

74 110.68m
・変質している。
・暗褐灰色シルト状を呈する。

77 118.88m
・変質している。
・淺黄色砂混じりシルト状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

74 110.68m
・変質している。
・暗褐灰色シルト状を呈する。

77 118.88m
・変質している。
・淺黄色砂混じりシルト状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

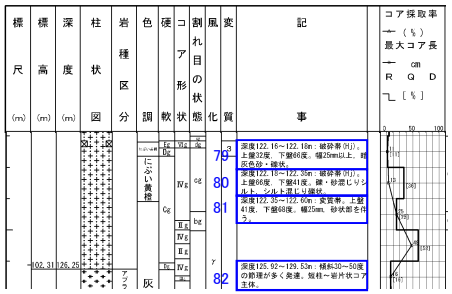
74 110.68m
・変質している。
・暗褐灰色シルト状を呈する。

77 118.88m
・変質している。
・淺黄色砂混じりシルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
73	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
74	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-135頁) ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
75	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―
76	・珪化については，風化・変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。 ・硬軟の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
77	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-136頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
78	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

79, 80 ●122.16～122.35m(f-18-2破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は66°である。

81 122.35～122.60m
・変質し，砂状を呈する。

82 125.92～129.53m
・割れ目が多く発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

79, 80 ●122.16～122.35m(f-18-2破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は66°である。

81 122.35～122.60m
・変質し，砂状を呈する。

82 125.92～129.53m
・割れ目が多く発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

79, 80 ●122.16～122.35m(f-18-2破砕帯)
・破砕部である。
・にぶい黄褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN6° E87° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は32°，下端境界の傾斜は66°である。

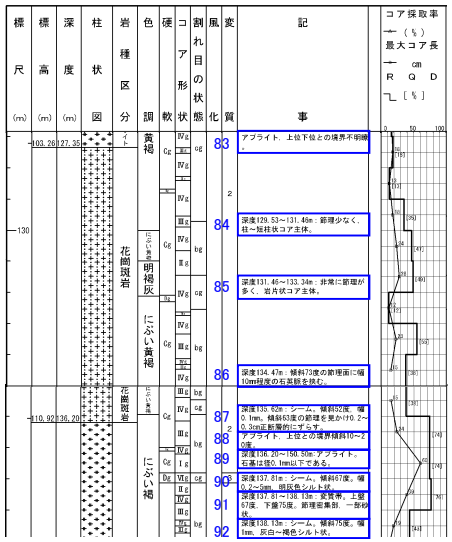
81 122.35～122.60m
・変質し，砂状を呈する。

82 125.92～129.53m
・割れ目が多く発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
79,80	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察による下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 (誤記)下端境界の見かけの傾斜として，41°と書くべきところを誤って66°と記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
81	・変質している区間の境界傾斜と幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
82	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・"短柱～岩片状"との記載については，ばらつきが大きいため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

83 126.25～127.35m
・アプライトを挟む。

86 134.47m
・幅10mm程度の石英脈を挟む。

87 135.62m
・変質している。

89 136.20～150.50m
・アプライトである。

90～92 137.81～138.13m
・変質している。
・明灰色シルトと灰白～褐色シルト状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

83 126.25～127.35m
・アプライトを挟む。

86 134.47m
・幅10mm程度の石英脈を挟む。

87 135.62m
・変質している。

89 136.20～150.50m
・アプライトである。

90～92 137.81～138.13m
・変質している。
・明灰色シルトと灰白～褐色シルト状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

83 126.25～127.35m
・アプライトを挟む。

86 134.47m
・幅10mm程度の石英脈を挟む。

87 135.62m
・変質している。

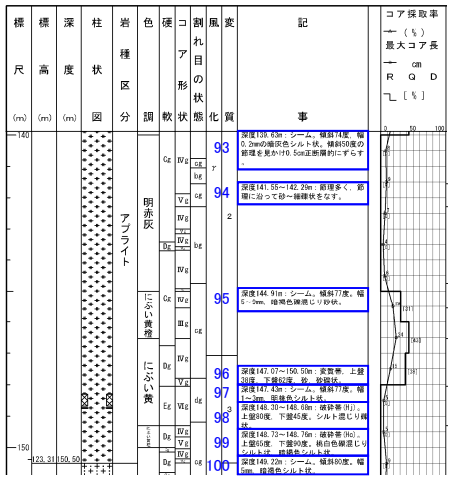
89 136.20～150.50m
・アプライトである。

90～92 137.81～138.13m
・変質している。
・明灰色シルトと灰白～褐色シルト状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
83	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
84	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
85	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
86	・石英脈の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
87	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-137頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
88,89	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
90～92	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-138,139頁)。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。 ・変質している区間とその上下端のシルト状部を一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

93 139.63m
・変質している。
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99 ●148.30～148.76m(D-39破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

93 139.63m
・変質している。
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99 ●148.30～148.76m(D-39破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

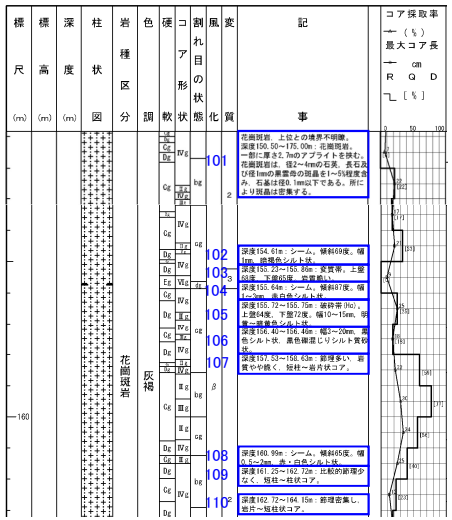
93 139.63m
・変質している。
・暗灰色シルト状を呈する。

98, 99 ●148.30～148.76m(D-39破砕帯)
・破砕部である。
・主ににぶい黄色の固結礫状部からなる。
・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅1.5cm

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
93	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-140頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
94	・割れ目沿いで砂～細礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
95	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-141頁)	―	―
96	・変質については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・砂，砂礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
97	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-142頁)。	―	―
98,99	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では，破砕部に挟まれた区間について，破砕部と同系統の高角な割れ目が分布していることから，一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
100	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-143頁)。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

101 150.50～175.00m
・花崗斑岩である。

102 154.61m
・変質している。
・暗褐色シルト状を呈する。

104 155.64m
・変質している。
・赤白色シルト状を呈する。

105 ●155.72～155.75m
・破砕部である。
・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。
・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN36°E76°Wである。
・上端境界の傾斜は64°，下端境界の傾斜は72°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

101 150.50～175.00m
・花崗斑岩である。

102 154.61m
・変質している。
・暗褐色シルト状を呈する。

104 155.64m
・変質している。
・赤白色シルト状を呈する。

105 ●155.72～155.75m
・破砕部である。
・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。
・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN36°E76°Wである。
・上端境界の傾斜は64°，下端境界の傾斜は72°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

101 150.50～175.00m
・花崗斑岩である。

102 154.61m
・変質している。
・暗褐色シルト状を呈する。

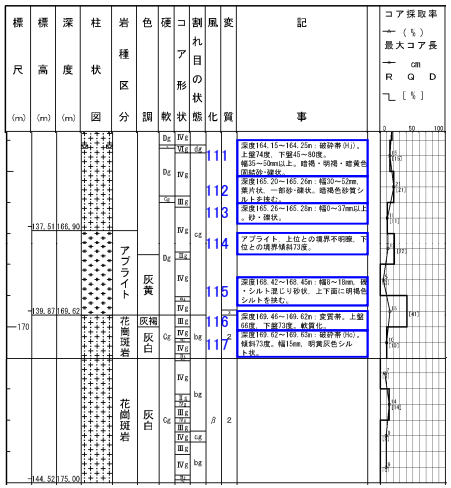
104 155.64m
・変質している。
・赤白色シルト状を呈する。

105 ●155.72～155.75m
・破砕部である。
・主に暗黄色の固結粘土状部からなる。
・明黄色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN36°E76°Wである。
・上端境界の傾斜は64°，下端境界の傾斜は72°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
101	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。 ・アプライトの挟在については，記事No.114で別途説明しているため削除。	変更なし	変更なし
102	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-144頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
103	・変質及び硬軟については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
104	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-145頁)。 ・"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
105	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
106	・シルト状及び礫混じりシルト質砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められず，下端側は直線的でないことから削除。	―	―
107	・割れ目の発達や脆弱化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
108	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-146頁)。	―	―
109	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
110	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―

H19-No.18

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

111 ●164.15～164.25m
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN9° E78° Wである。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は45～80° である。

114 166.90～169.62m
・アプライトを挟む。

116 169.46～169.62m
・変質し，軟質化している。

117 ●169.62～169.63m
・破砕部である。
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。
・上端境界の傾斜は73° である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

111 ●164.15～164.25m
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN9° E78° Wである。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は45～80° である。

114 166.90～169.62m
・アプライトを挟む。

116 169.46～169.62m
・変質し，軟質化している。

117 ●169.62～169.63m
・破砕部である。
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。
・上端境界の傾斜は73° である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

111 ●164.15～164.25m
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN9° E78° Wである。
・上端境界の傾斜は74°，下端境界の傾斜は45～80° である。

114 166.90～169.62m
・アプライトを挟む。

116 169.46～169.62m
・変質し，軟質化している。

117 ●169.62～169.65m
・破砕部である。
・明黄灰色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.5cmである。
・走向・傾斜はN20° E89° Wである。
・上端境界の傾斜は73° である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
111	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
112,113	・葉片状及び砂・礫状を呈し，砂質シルトを挟在するが，上端下端の境界面が系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
114	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
115	・礫・シルト混じり砂状を呈し，一部にシルトを挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―
116	・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
117	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・見かけの傾斜の取得位置について，上端境界と記載。	変更なし	・誤記修正(169.63m→169.65m，審査会合(R1.10.11)にて説明済み)。

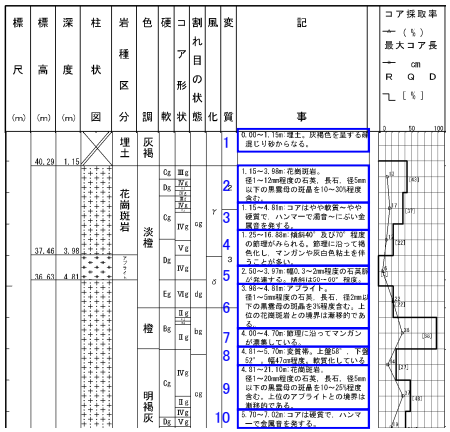
余白

H20-①-5

余白

H20-①-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記	事

審査資料案

	記事
1	0.00～1.15m ・埋土である。 ・灰褐色の礫混じり砂からなる。
2	1.15～3.98m ・花崗斑岩である。
5	2.50～3.97m ・幅0.3～2mmの石英脈が発達する。
6	3.98～4.81m ・アプライトである。
7	4.00～4.70m ・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
8	4.81～5.70m ・変質している。 ・軟質化している。
9	4.81～21.10m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
1	0.00～1.15m ・埋土である。 ・灰褐色の礫混じり砂からなる。
2	1.15～3.98m ・花崗斑岩である。
5	2.50～3.97m ・幅0.3～2mmの石英脈が発達する。
6	3.98～4.81m ・アプライトである。
7	4.00～4.70m ・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
8	4.81～5.70m ・変質している。 ・軟質化している。
9	4.81～21.10m ・花崗斑岩である。

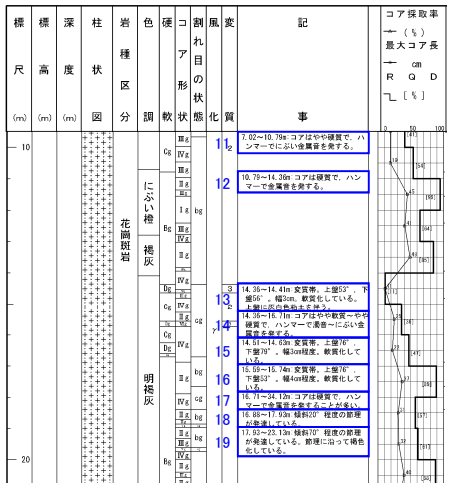
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
1	0.00～1.15m ・埋土である。 ・灰褐色の礫混じり砂からなる。
2	1.15～3.98m ・花崗斑岩である。
5	2.50～3.97m ・幅0.3～2mmの石英脈が発達する。
6	3.98～4.81m ・アプライトである。
7	4.00～4.70m ・割れ目沿いにマンガンが濃集している。
8	4.81～5.70m ・変質している。 ・軟質化している。
9	4.81～21.10m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
4	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが，変質している区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
5	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－

H20-①-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
12	10.79～14.36m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
13	14.36～14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い，軟質化している。
15	14.51～14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16	15.59～15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
18	16.88～17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
19	17.93～23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
12	10.79～14.36m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
13	14.36～14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い，軟質化している。
15	14.51～14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16	15.59～15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
18	16.88～17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
19	17.93～23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

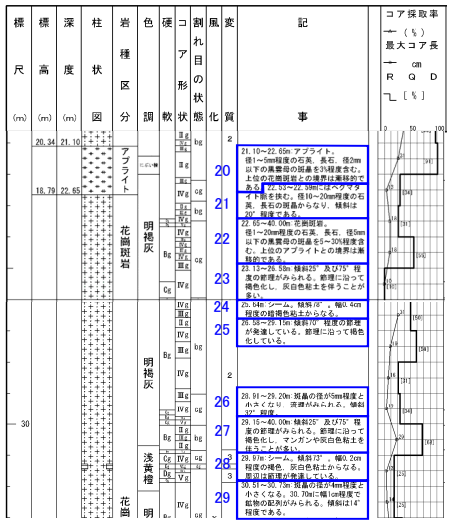
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
12	10.79～14.36m ・割れ目が少なく，柱状～長柱状を呈する。
13	14.36～14.41m ・変質している。 ・灰白色粘土を伴い，軟質化している。
15	14.51～14.63m ・変質している。 ・軟質化している。
16	15.59～15.74m ・変質している。 ・軟質化している。
18	16.88～17.93m ・低角度の割れ目が発達している。
19	17.93～23.13m ・割れ目沿いに褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
12	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDと最大コア長が増大することから，“コア形状”欄に基づき柱状～長柱状と記載。	変更なし	変更なし
13	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
15	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・変質している区間の幅，境界傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
18	・表現の見直し(傾斜20° 程度→低角度)。	変更なし	変更なし
19	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

20 21.10～22.65m ・アプライトである。
21 22.53～22.59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22 22.65～40.00m ・花崗斑岩である。
25 26.58～29.15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26 28.91～29.20m ・流理がみられる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

20 21.10～22.65m ・アプライトである。
21 22.53～22.59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22 22.65～40.00m ・花崗斑岩である。
25 26.58～29.15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26 28.91～29.20m ・流理がみられる。

審査資料
（令和2年2月7日）

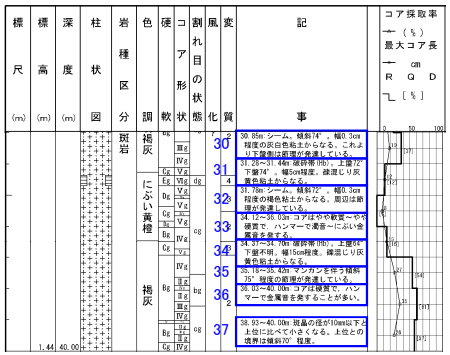
記　事

20 21.10～22.65m ・アプライトである。
21 22.53～22.59m ・ペグマタイト脈を挟む。
22 22.65～40.00m ・花崗斑岩である。
25 26.58～29.15m ・割れ目沿いに褐色化している。
26 28.91～29.20m ・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
20	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
21	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・ペグマタイトの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
24	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-185頁)。	―	―
25	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
26	・斑晶，流理の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
27	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土を伴うが，破砕部の区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
28	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-186頁)。	―	―
29	・斑晶，鉱物の配列については，補足的なものであるため削除。	―	―

H20-①-5

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

31 ●31.28～31.44m(D-43破砕帯)
・破砕部である。
・灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN33° W75° Wである。

34 ●34.37～34.70m
・破砕部である。
・灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN89° W58° Sである。

35 35.18～35.42m
・マンガンを伴う割れ目が発達している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

31 ●31.28～31.44m(D-43破砕帯)
・破砕部である。
・灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN33° W75° Wである。

34 ●34.37～34.70m
・破砕部である。
・灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN89° W58° Sである。

35 35.18～35.42m
・マンガンを伴う割れ目が発達している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

31 ●31.28～31.44m(D-43破砕帯)
・破砕部である。
・灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN33° W75° Wである。

34 ●34.37～34.70m
・破砕部である。
・灰黄色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN89° W58° Sである。

35 35.18～35.42m
・マンガンを伴う割れ目が発達している。

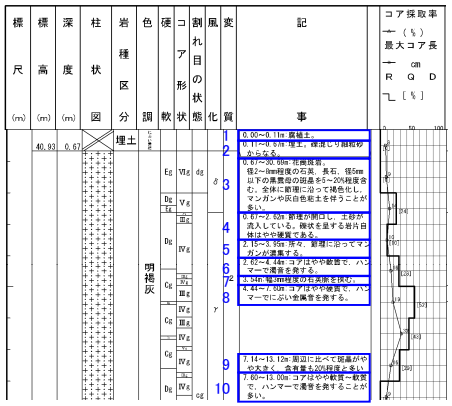
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-187頁)。	―	―
31	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
32	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-188頁)。	―	―
33	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
34	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
35	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
36	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
37	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―

H20-①-6

余白

H20-①-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	事

審査資料案

記事	事
2	0.00～0.67m ・埋土である。
1	0.00～0.11m ・有機質土である。
2	0.11～0.67m ・礫混じり細粒砂からなる。
3,26,36	0.67～85.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目沿いに褐色化する。
4	0.67～2.62m ・割れ目が開口し，土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15～3.95m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	事
2	0.00～0.67m ・埋土である。
1	0.00～0.11m ・有機質土である。
2	0.11～0.67m ・礫混じり細粒砂からなる。
3,26,36	0.67～85.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目沿いに褐色化する。
4	0.67～2.62m ・割れ目が開口し，土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15～3.95m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

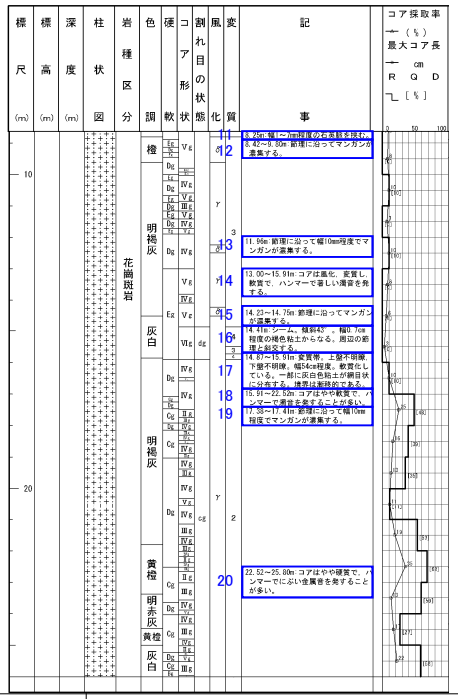
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	事
2	0.00～0.67m ・埋土である。
1	0.00～0.11m ・有機質土である。
2	0.11～0.67m ・礫混じり細粒砂からなる。
3,26,36	0.67～85.00m ・花崗斑岩である。 ・割れ目沿いに褐色化する。
4	0.67～2.62m ・割れ目が開口し，土砂が流入している。 ・礫状を呈する。
5	2.15～3.95m ・所々に割れ目沿いにマンガンが濃集する。
7	3.54m ・幅3mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1,2	・柱状図に合わせて埋土と記載。 ・表現の見直し(腐植土→有機質土)。	変更なし	変更なし
3,26,36	・柱状図に合わせて花崗斑岩の区間をまとめ書き。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・一部土砂化した区間における岩片の硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
5	変更なし	変更なし	変更なし
6	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
9	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
10	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H20-①-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
11	8.25m ・幅1～7mmの石英脈を挟む。
12	8.42～9.80m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
13	11.96m ・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
15	14.23～14.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16	●14.41～14.42m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
17	●14.78～15.13m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
19	17.38～17.41m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
11	8.25m ・幅1～7mmの石英脈を挟む。
12	8.42～9.80m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
13	11.96m ・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
15	14.23～14.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16	●14.41～14.42m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
17	●14.78～15.13m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
19	17.38～17.41m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

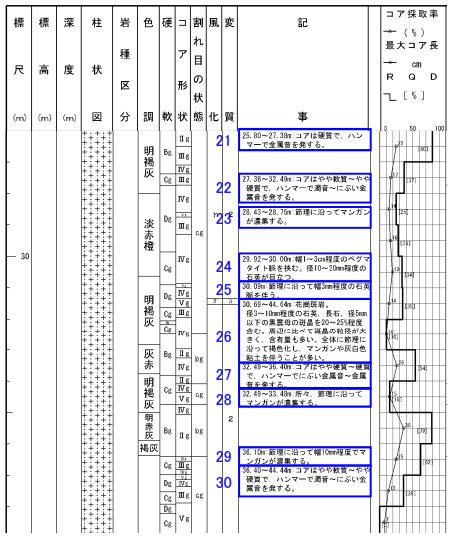
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
11	8.25m ・幅1～7mmの石英脈を挟む。
12	8.42～9.80m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
13	11.96m ・割れ目沿いに幅10mmでマンガンが濃集する。
15	14.23～14.75m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
16	●14.41～14.42m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN53° W60° Sである。
17	●14.78～15.13m ・破砕部である。 ・灰白色の固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN81° W65° Sである。
19	17.38～17.41m ・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	変更なし	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・風化及び変質の程度と硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-189頁)。 ・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-41頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
17	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-42頁)。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H20-①-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 25.80～27.38m
・割れ目が多く，短柱状を呈する。

23 28.43～28.75m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

24 29.92～30.00m
・幅1～3cm程度のペグマタイト脈を挟む。

25 30.09m
・幅3mmの石英脈を挟む。

28 32.49～33.48m
・所々で割れ目沿いにマンガンが濃集する。

29 36.10m
・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 25.80～27.38m
・割れ目が多く，短柱状を呈する。

23 28.43～28.75m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

24 29.92～30.00m
・幅1～3cm程度のペグマタイト脈を挟む。

25 30.09m
・幅3mmの石英脈を挟む。

28 32.49～33.48m
・所々で割れ目沿いにマンガンが濃集する。

29 36.10m
・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

21 25.80～27.38m
・割れ目が多く，短柱状を呈する。

23 28.43～28.75m
・割れ目沿いにマンガンが濃集する。

24 29.92～30.00m
・幅1～3cm程度のペグマタイト脈を挟む。

25 30.09m
・幅3mmの石英脈を挟む。

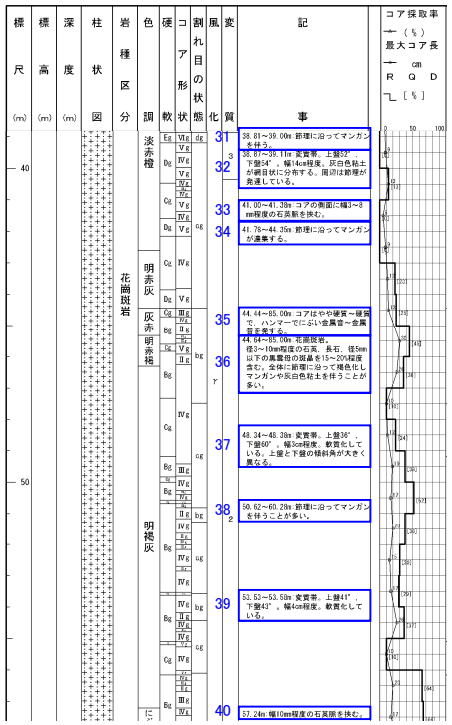
28 32.49～33.48m
・所々で割れ目沿いにマンガンが濃集する。

29 36.10m
・割れ目沿いに幅10mm程度でマンガンが濃集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・RQDと最大コア長のピークが認められることから，"コア形状"欄に基づき短柱状と記載。	変更なし	変更なし
22	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，石英については削除。	変更なし	変更なし
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・記事No.3と合わせて説明しているため削除。	―	―
27	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―

H20-①-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
32 38.87～39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00～41.38m ・コアの側面に幅3～8mmの石英脈を挟む。
34 41.78～44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34～48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62～60.28m ・割れ目沿いにマンガンを伴うことが多い。
39 53.53～53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
32 38.87～39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00～41.38m ・コアの側面に幅3～8mmの石英脈を挟む。
34 41.78～44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34～48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62～60.28m ・割れ目沿いにマンガンを伴うことが多い。
39 53.53～53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

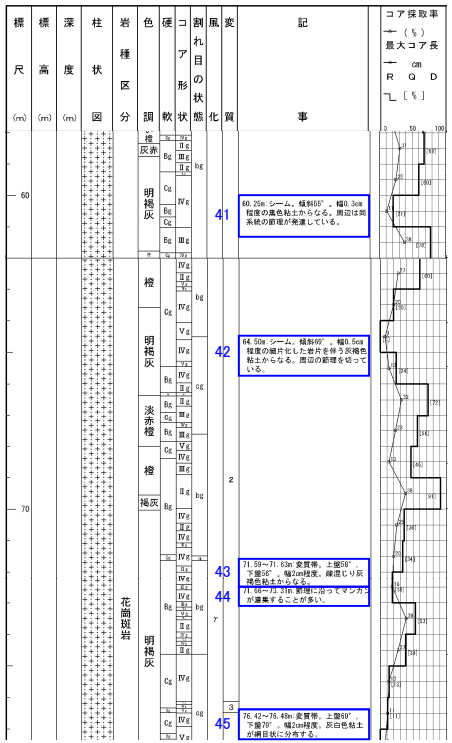
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
32 38.87～39.11m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
33 41.00～41.38m ・コアの側面に幅3～8mmの石英脈を挟む。
34 41.78～44.35m ・割れ目沿いにマンガンが濃集する。
37 48.34～48.38m ・変質している。 ・軟質化している。
38 50.62～60.28m ・割れ目沿いにマンガンを伴うことが多い。
39 53.53～53.58m ・変質している。 ・軟質化している。
40 57.24m ・幅約10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
32	・変質している区間の境界傾斜，幅，“周辺は節理が発達している”との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
36	・記事No.3と合わせて説明しているため削除。	―	―
37	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	変更なし	変更なし	変更なし
39	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	変更なし	変更なし	変更なし

H20-①-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

43 71.59～71.63m
・変質している。
・灰褐色礫混じり粘土状を呈する。

44 71.66～73.31m
・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。

45 76.42～76.48m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

43 71.59～71.63m
・変質している。
・灰褐色礫混じり粘土状を呈する。

44 71.66～73.31m
・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。

45 76.42～76.48m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

43 71.59～71.63m
・変質している。
・灰褐色礫混じり粘土状を呈する。

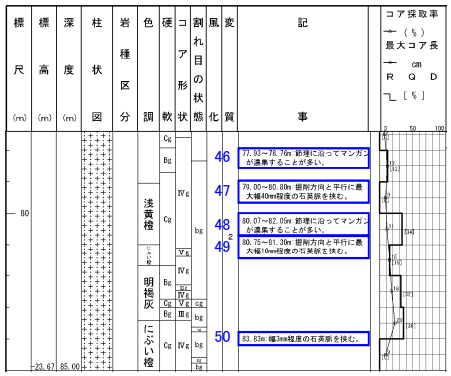
44 71.66～73.31m
・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。

45 76.42～76.48m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-190頁)。	―	―
42	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-191頁)。	―	―
43	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-①-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
46 77.93～78.76m ・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
47 79.00～80.80m ・最大幅40mmの石英脈を挟む。
48 80.07～82.05m ・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
49 80.75～81.30m ・最大幅10mmの石英脈を挟む。
50 83.83m ・幅3mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
46 77.93～78.76m ・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
47 79.00～80.80m ・最大幅40mmの石英脈を挟む。
48 80.07～82.05m ・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
49 80.75～81.30m ・最大幅10mmの石英脈を挟む。
50 83.83m ・幅3mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
46 77.93～78.76m ・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
47 79.00～80.80m ・最大幅40mmの石英脈を挟む。
48 80.07～82.05m ・割れ目沿いにマンガンが濃集することが多い。
49 80.75～81.30m ・最大幅10mmの石英脈を挟む。
50 83.83m ・幅3mmの石英脈を挟む。

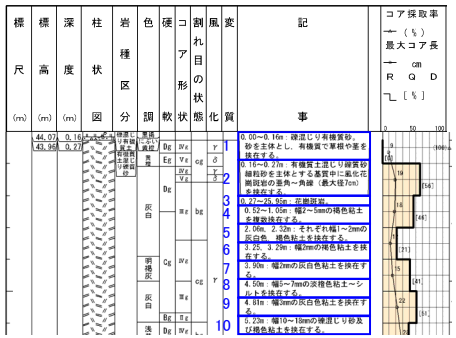
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	変更なし	変更なし	変更なし
47	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-3

余白

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
1 0.00～0.16m ・礫混じり有機質土である。
2 0.16～0.27m ・有機質土混じり礫質砂である。
3 0.27～25.95m ・花崗斑岩である。
4 0.52～3.90m ・割れ目に褐～灰白色を呈する粘土を挟む。
5
7
10 5.23m ・幅10～18mmで礫混じり砂及び褐色粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
1 0.00～0.16m ・礫混じり有機質土である。
2 0.16～0.27m ・有機質土混じり礫質砂である。
3 0.27～25.95m ・花崗斑岩である。
4 0.52～3.90m ・割れ目に褐～灰白色を呈する粘土を挟む。
5
7
10 5.23m ・幅10～18mmで礫混じり砂及び褐色粘土を挟む。

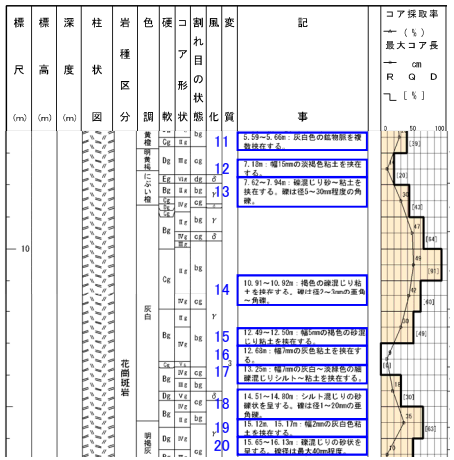
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
1 0.00～0.16m ・礫混じり有機質土である。
2 0.16～0.27m ・有機質土混じり礫質砂である。
3 0.27～25.95m ・花崗斑岩である。
4 0.52～3.90m ・割れ目に褐～灰白色を呈する粘土を挟む。
5
7
10 5.23m ・幅10～18mmで礫混じり砂及び褐色粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(有機質砂→有機質土)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，草根や茎の挟在については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，基質や礫種，円磨度，礫径については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4～7	・粘土を挟在する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
8	・粘土～シルトを挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
9	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
10	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
12 7.18m ・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。
13 7.62～7.94m ・礫混じり砂～粘土を挟む。
16 12.68m ・幅7mmの灰色粘土を挟む。
18 14.51～14.80m ・シルト混じり砂礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
12 7.18m ・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。
13 7.62～7.94m ・礫混じり砂～粘土を挟む。
16 12.68m ・幅7mmの灰色粘土を挟む。
18 14.51～14.80m ・シルト混じり砂礫状を呈する。

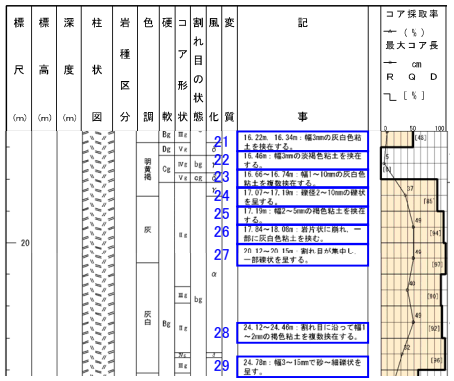
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
12 7.18m ・幅15mmの淡褐色粘土を挟む。
13 7.62～7.94m ・礫混じり砂～粘土を挟む。
16 12.68m ・幅7mmの灰色粘土を挟む。
18 14.51～14.80m ・シルト混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・礫径及び円磨度については，補足的な記載であるため削除。	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
15	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
18	・礫径及び円磨度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
20	・礫混じり砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

24 17.07～17.19m
・割れ目が多く，礫状を呈する。

27 20.12～20.15m
・割れ目が集中し，一部礫状を呈する。

29 24.78m
・割れ目が多く，砂～細礫状を呈す。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

24 17.07～17.19m
・割れ目が多く，礫状を呈する。

27 20.12～20.15m
・割れ目が集中し，一部礫状を呈する。

29 24.78m
・割れ目が多く，砂～細礫状を呈す。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

24 17.07～17.19m
・割れ目が多く，礫状を呈する。

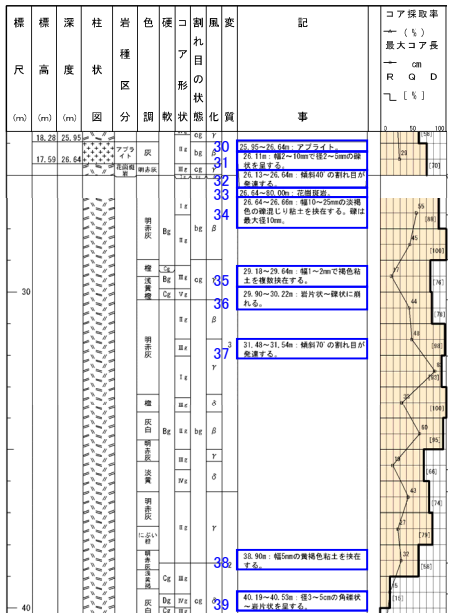
27 20.12～20.15m
・割れ目が集中し，一部礫状を呈する。

29 24.78m
・割れ目が多く，砂～細礫状を呈す。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
23	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
24	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。 ・礫径については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
26	・岩片状については，掘削時の機械割れと判断し削除。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・一部で粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
29	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。 ・砂～細礫状を呈する区間の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

30 25.95～26.64m
・アプライトである。
31 26.11m
・割れ目が多く，礫状を呈する。
32 26.13～26.64m
・中角度の割れ目が発達する。
33 26.64～80.00m
・花崗斑岩である。
37 31.48～31.54m
・高角度の割れ目が発達する。
39 40.19～40.53m
・割れ目が多い角礫状～岩片状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

30 25.95～26.64m
・アプライトである。
31 26.11m
・割れ目が多く，礫状を呈する。
32 26.13～26.64m
・中角度の割れ目が発達する。
33 26.64～80.00m
・花崗斑岩である。
37 31.48～31.54m
・高角度の割れ目が発達する。
39 40.19～40.53m
・割れ目が多い角礫状～岩片状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

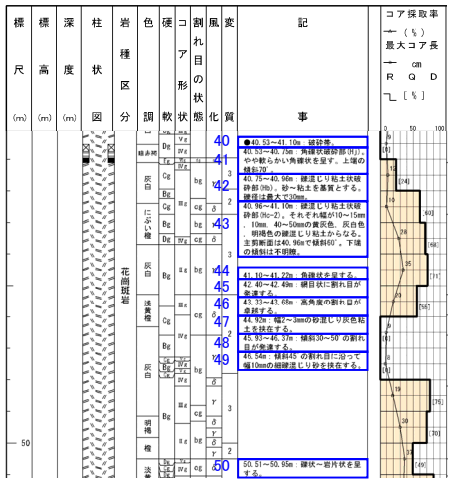
記　事

30 25.95～26.64m
・アプライトである。
31 26.11m
・割れ目が多く，礫状を呈する。
32 26.13～26.64m
・中角度の割れ目が発達する。
33 26.64～80.00m
・花崗斑岩である。
37 31.48～31.54m
・高角度の割れ目が発達する。
39 40.19～40.53m
・割れ目が多い角礫状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30	変更なし	変更なし	変更なし
31	・礫状を呈する区間の幅及び礫径については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・表現の見直し(傾斜40°→中角度)。	変更なし	変更なし
33	変更なし	変更なし	変更なし
34	・礫混じり粘土を挟在するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
35	・一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
36	・岩片～礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	－	－
37	・表現の見直し(傾斜70°→高角度)。	変更なし	変更なし
38	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
39	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多い"と記載。 ・角礫～岩片状を呈する区間の礫径については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



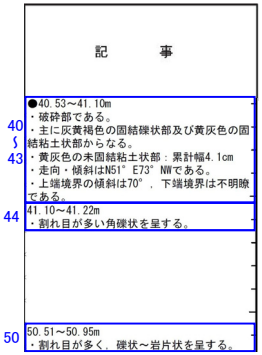
設置許可申請書
（平成27年11月）



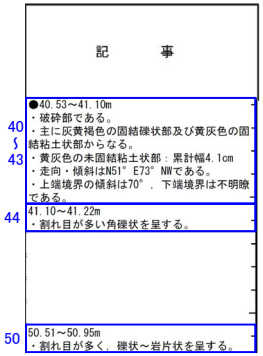
審査資料
（平成29年12月22日）



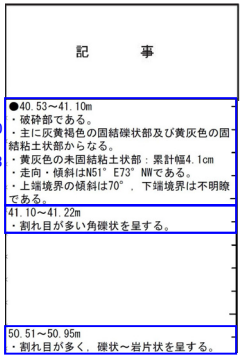
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



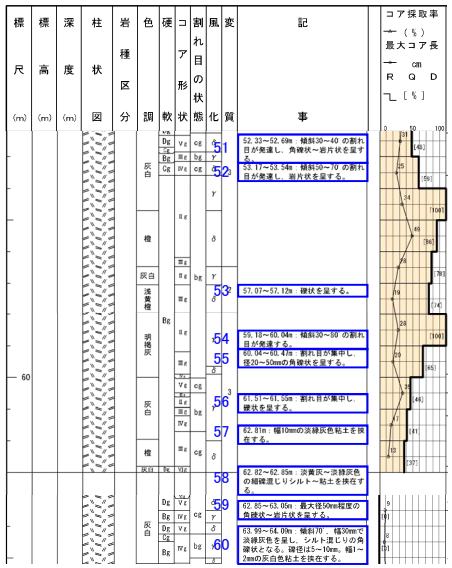
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40～43	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"主剪断面"との記載については，最新活動面を示したものであり，性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
44	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多い"と記載。	変更なし	変更なし
45	・網目状に割れ目が発達するが，区間の連続性に乏しいことから削除。	―	―
46	・高角度の割れ目が発達するが，系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
47	・砂混じり粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
48	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
49	・細礫混じり砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
50	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記　事
51	52.33～52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状～岩片状を呈する。
52	53.17～53.54m ・中～高角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
54～56	59.18～61.55m ・低～高角度の割れ目が発達する。
57	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82～62.85m ・淡黄灰～淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト～粘土を挟む。
59	62.85～63.05m ・角礫状～岩片状を呈する。
60	63.99～64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1～2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
51	52.33～52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状～岩片状を呈する。
52	53.17～53.54m ・中～高角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
54～56	59.18～61.55m ・低～高角度の割れ目が発達する。
57	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82～62.85m ・淡黄灰～淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト～粘土を挟む。
59	62.85～63.05m ・角礫状～岩片状を呈する。
60	63.99～64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1～2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

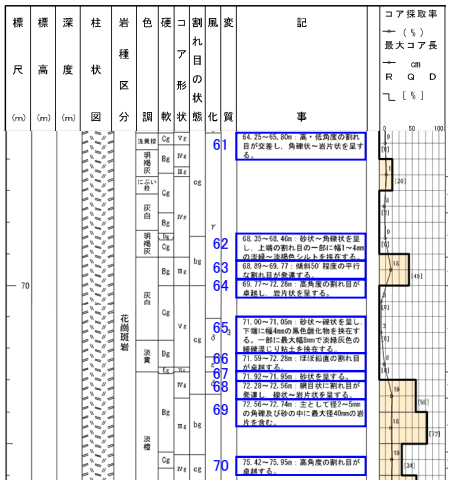
審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
51	52.33～52.69m ・中角度の割れ目が発達する。 ・角礫状～岩片状を呈する。
52	53.17～53.54m ・中～高角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
54～56	59.18～61.55m ・低～高角度の割れ目が発達する。
57	62.81m ・幅10mmの淡緑灰色粘土を挟む。
58	62.82～62.85m ・淡黄灰～淡緑灰色を呈する細礫混じりシルト～粘土を挟む。
59	62.85～63.05m ・角礫状～岩片状を呈する。
60	63.99～64.09m ・淡緑灰色を呈するシルト混じりの角礫状部である。 ・幅1～2mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・表現の見直し(傾斜30～40°→中角度)。	変更なし	変更なし
52	・表現の見直し(傾斜50～70°→中～高角度)。	変更なし	変更なし
53	・礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	－	－
54～56	・割れ目の発達の程度を一括記載。 ・部分的な礫状部については，掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	変更なし	変更なし	変更なし
59	・角礫状～岩片状を呈する区間の礫径については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・角礫状を呈する区間の礫径については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
61	64.25～65.80m ・高，低角度の割れ目が斜交し，角礫状～岩片状を呈する。
63, 64	68.89～72.28m ・高，中角度の割れ目が発達する。
66	71.59～72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67	71.92～71.95m ・砂状を呈する。
68	72.28～72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
61	64.25～65.80m ・高，低角度の割れ目が斜交し，角礫状～岩片状を呈する。
63, 64	68.89～72.28m ・高，中角度の割れ目が発達する。
66	71.59～72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67	71.92～71.95m ・砂状を呈する。
68	72.28～72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

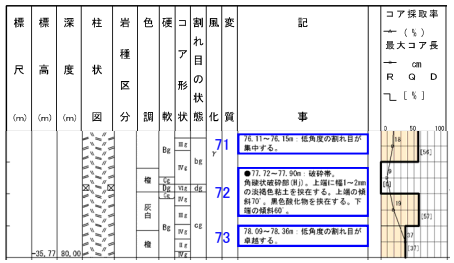
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
61	64.25～65.80m ・高，低角度の割れ目が斜交し，角礫状～岩片状を呈する。
63, 64	68.89～72.28m ・高，中角度の割れ目が発達する。
66	71.59～72.28m ・ほぼ鉛直の割れ目が発達する。
67	71.92～71.95m ・砂状を呈する。
68	72.28～72.56m ・網目状に割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	変更なし	変更なし	変更なし
62	・砂状～角礫状を呈し，一部でシルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
63,64	・割れ目の発達の程度を一括記載。 ・表現の見直し(傾斜50°　→中角度)。 ・割れ目の傾斜の状況については，補足的なものであるため削除。 ・岩片状については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
65	・砂状～礫状を呈し，一部で粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	変更なし	変更なし	変更なし
68	・礫状～岩片状については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
69	・角礫及び砂状を呈するが，岩片に定向配列がないことから削除。	―	―
70	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―

H27-Br-3

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
72 ●77.72～77.90m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN38° W76° SWである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°，下端境界の傾斜は60°である。
73 78.09～78.36m ・低角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
72 ●77.72～77.90m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN38° W76° SWである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°，下端境界の傾斜は60°である。
73 78.09～78.36m ・低角度の割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
72 ●77.72～77.90m(D-43破砕帯) ・破砕部である。 ・明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN38° W76° SWである。 ・フィルム状の粘土を挟在する。 ・上端境界の傾斜は70°，下端境界の傾斜は60°である。
73 78.09～78.36m ・低角度の割れ目が発達する。

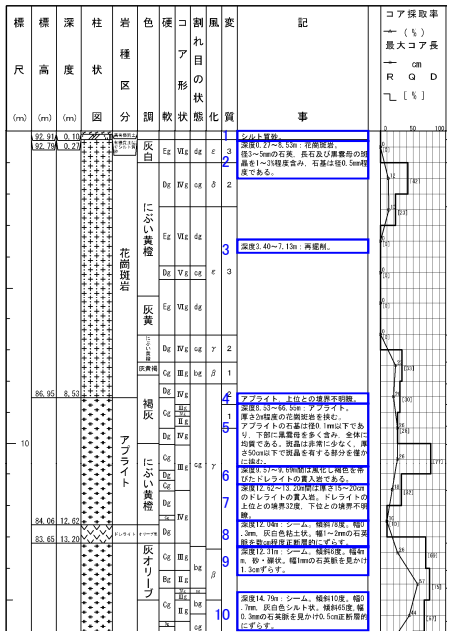
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
72	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，肉眼観察の結果に基づいてカタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，薄片観察の結果から断層ガウジを認定し，フィルム状の粘土を記載。 ・"黒色酸化物を挟在する"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.15

余白

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
1	0.00～0.27m ・高有機質土～有機質土混じりシルト質砂である。
2	0.27～8.53m ・花崗斑岩である。
3	3.40～7.13m ・再掘削コアである。
4,5,21,23	8.53～66.55m ・アプライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6,7	9.57～9.69m，12.62～13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1	0.00～0.27m ・高有機質土～有機質土混じりシルト質砂である。
2	0.27～8.53m ・花崗斑岩である。
3	3.40～7.13m ・再掘削コアである。
4,5,21,23	8.53～66.55m ・アプライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6,7	9.57～9.69m，12.62～13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

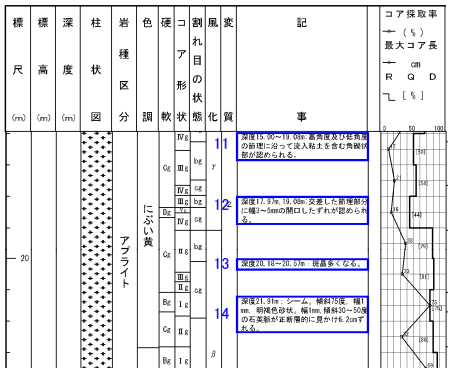
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1	0.00～0.27m ・高有機質土～有機質土混じりシルト質砂である。
2	0.27～8.53m ・花崗斑岩である。
3	3.40～7.13m ・再掘削コアである。
4,5,21,23	8.53～66.55m ・アプライトである。 ・幅2m程度の花崗斑岩を挟む。
6,7	9.57～9.69m，12.62～13.20m ・ドレライトを挟む。 ・風化して褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・層厚が薄いことから堆積物区間を一括記載し，柱状図に合わせて高有機質土～有機質土混じりシルト質砂と記載。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4,5,21,23	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
6,7	・ドレライトとその深度区間を一括記載。 ・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-94頁)。	―	―
9	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-95頁)。	―	―
10	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-96頁)。	―	―

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）

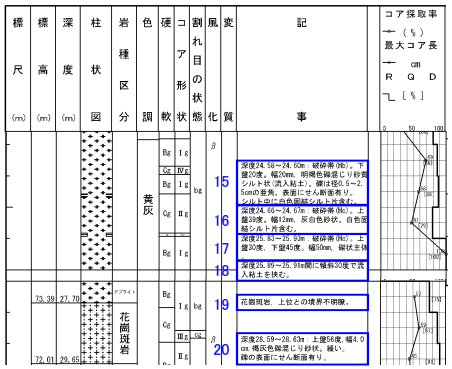


設置許可申請書 （平成27年11月）	審査資料 （平成29年12月22日）	審査資料案	審査資料 （平成30年11月30日）	審査資料 （令和2年2月7日）
記　事	記　事	記　事	記　事	記　事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・流入粘土を含む角礫状を呈するが，割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
12	・"開口したずれが認められる"との記載については，周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	－	－
13	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－
14	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-97頁)。	－	－

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事

15, 16, a
●24.58～24.67m(f-15-1破砕帯)
・破砕部である。
・主に明褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm
・走向・傾斜はN7°W88°Eである。

17
●25.83～25.93m(f-15-2破砕帯)
・破砕部である。
・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅5.0cm
・走向・傾斜はN6°E89°Eである。
・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は45°である。

b
27.70～29.65m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事

15, 16, a
●24.58～24.67m(f-15-1破砕帯)
・破砕部である。
・主に明褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm
・走向・傾斜はN7°W88°Eである。

17
●25.83～25.93m(f-15-2破砕帯)
・破砕部である。
・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅5.0cm
・走向・傾斜はN6°E89°Eである。
・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は45°である。

b
27.70～29.65m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事

15, 16, a
●24.58～24.67m(f-15-1破砕帯)
・破砕部である。
・主に明褐色の固結礫状部からなる。
・灰白色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm
・走向・傾斜はN7°W88°Eである。

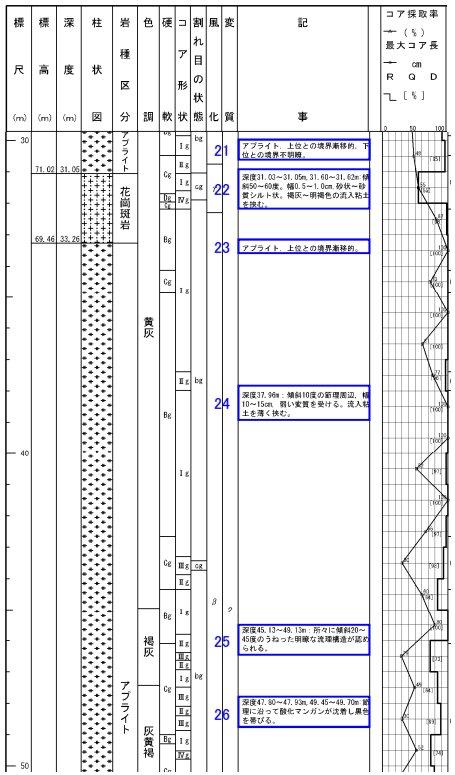
17
●25.83～25.93m(f-15-2破砕帯)
・破砕部である。
・主に黄灰色の固結礫状部からなる。
・黄灰色の未固結粘土状部：累計幅5.0cm
・走向・傾斜はN6°E89°Eである。
・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は45°である。

b
27.70～29.65m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
15,16,a	・報告書から申請書提出までの間に行った破砕部の再観察により破砕部の区間を統合。再観察では，破砕部に挟まれた区間について，岩盤が劣化していることから，一連の破砕部であると判断した。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“表面にせん断面有り。”との記載については，最新活動面を示したものであり，性状一覧表に上記再観察による最新活動面位置を示し，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
17	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
18	・流入粘土を挟在するが，割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
19,b	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・礫混じり砂状を呈するが，上端及び下端の境界面が系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

22 31.03～31.05m，31.60～31.62m
・褐灰～明褐色の流入粘土を挟む。

c 31.05～33.26m
・花崗斑岩である。

24 37.96m
・弱い変質を受け，流入粘土を薄く挟む。

25 45.13～49.13m
・滴曲した明瞭な流理構造が認められる。

d ●46.92～46.93m(f-④-3-1破砕帯)
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

22 31.03～31.05m，31.60～31.62m
・褐灰～明褐色の流入粘土を挟む。

c 31.05～33.26m
・花崗斑岩である。

24 37.96m
・弱い変質を受け，流入粘土を薄く挟む。

25 45.13～49.13m
・滴曲した明瞭な流理構造が認められる。

d ●46.92～46.93m(f-④-3-1破砕帯)
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

22 31.03～31.05m，31.60～31.62m
・褐灰～明褐色の流入粘土を挟む。

c 31.05～33.26m
・花崗斑岩である。

24 37.96m
・弱い変質を受け，流入粘土を薄く挟む。

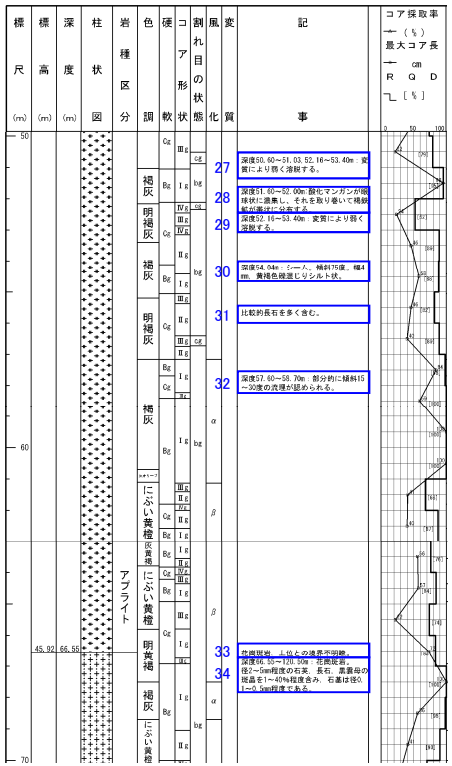
25 45.13～49.13m
・滴曲した明瞭な流理構造が認められる。

d ●46.92～46.93m(f-④-3-1破砕帯)
・破砕部である。
・暗褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN20° E74° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・アプライトの深度区間については，記事No.4で説明しているため削除。	―	―
22	・流入粘土の傾斜，幅，粒度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
23	・アプライトの深度区間については，記事No.4で説明しているため削除。	―	―
24	・割れ目の傾斜，流入粘土を挟む区間の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・流理の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
d	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-31頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。	変更なし	変更なし
26	・割れ目沿いの酸化マンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	事

審査資料案

記事	事
27	50.60～51.03m, 52.16～53.40m ・変質により弱く溶脱する。
28	51.60～52.00m ・酸化マンガンが濃集する。
29	52.16～53.40m ・変質により弱く溶脱する。
30	54.04m ・黄褐色礫混じりシルト状を呈する。
34	66.55～81.80m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	事
27	50.60～51.03m, 52.16～53.40m ・変質により弱く溶脱する。
28	51.60～52.00m ・酸化マンガンが濃集する。
29	52.16～53.40m ・変質により弱く溶脱する。
30	54.04m ・黄褐色礫混じりシルト状を呈する。
34	66.55～81.80m ・花崗斑岩である。

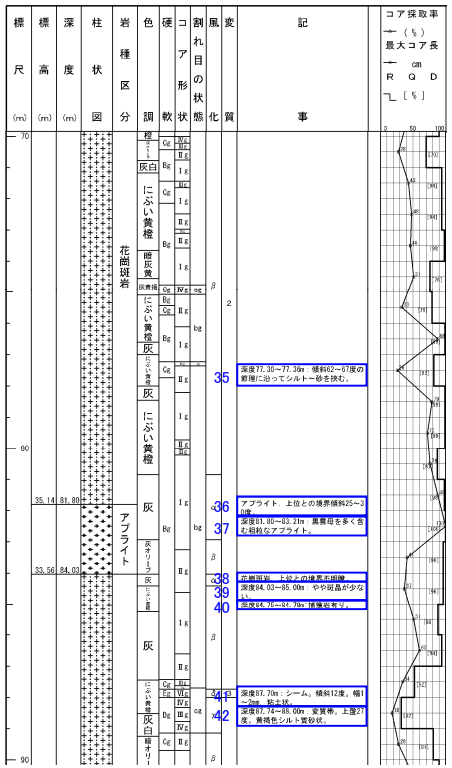
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	事
27	50.60～51.03m, 52.16～53.40m ・変質により弱く溶脱する。
28	51.60～52.00m ・酸化マンガンが濃集する。
29	52.16～53.40m ・変質により弱く溶脱する。
30	54.04m ・黄褐色礫混じりシルト状を呈する。
34	66.55～81.80m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	・褐鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-98頁)。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
31	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
32	・流理については，補足的なものであるため削除。	―	―
33,34	・柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

37 81.80～83.21m
・アプライトである。
・黒雲母を含み，粗粒である。

38 84.03～115.40m
・花崗斑岩である。

40 84.75～84.78m
・捕獲岩が認められる。

41 87.70～88.00m
・変質している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

37 81.80～83.21m
・アプライトである。
・黒雲母を含み，粗粒である。

38 84.03～115.40m
・花崗斑岩である。

40 84.75～84.78m
・捕獲岩が認められる。

41 87.70～88.00m
・変質している。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

37 81.80～83.21m
・アプライトである。
・黒雲母を含み，粗粒である。

38 84.03～115.40m
・花崗斑岩である。

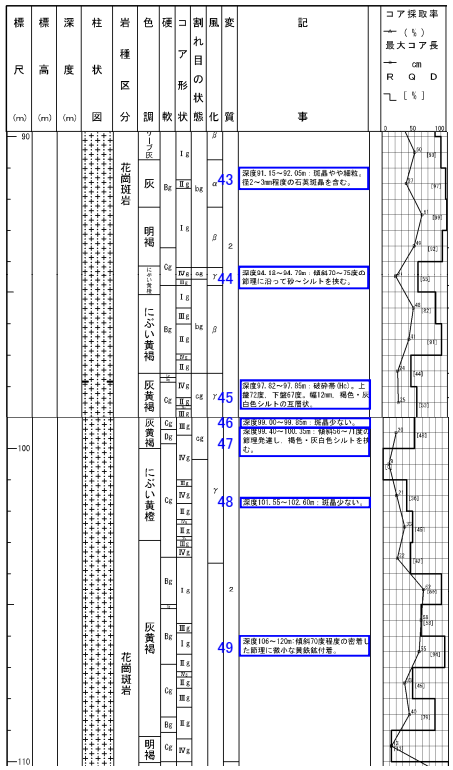
40 84.75～84.78m
・捕獲岩が認められる。

41 87.70～88.00m
・変質している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
35	・割れ目沿いにシルト～砂を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
36,37	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。	変更なし	変更なし
38	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－
40	変更なし	変更なし	変更なし
41,42	・粘土状とシルト質砂状部分について，区間を統合して一括記載し，"変質"欄に基づき変質していると記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-99頁)。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

44 94.18～94.79m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

45 ●97.82～97.85m(f-15-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に灰黄橙色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。
・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40～100.35m
・割れ目に褐～灰白色シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

44 94.18～94.79m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

45 ●97.82～97.85m(f-15-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に灰黄橙色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。
・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40～100.35m
・割れ目に褐～灰白色シルトを挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

44 94.18～94.79m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

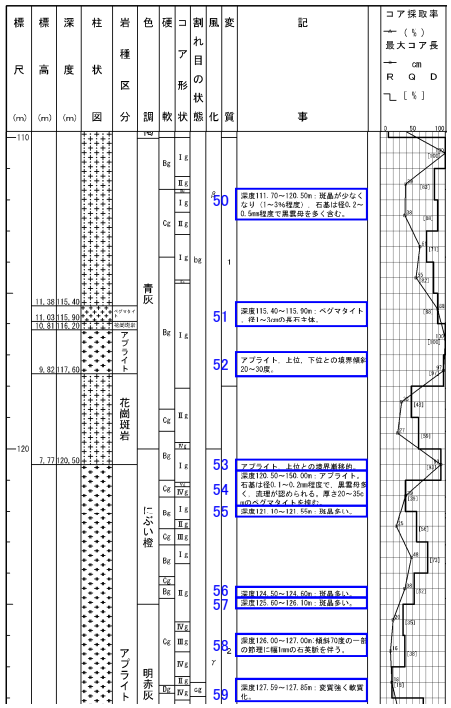
45 ●97.82～97.85m(f-15-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に灰黄橙色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅1.0cm
・走向・傾斜はN17° E64° Wである。
・上端境界の傾斜は72°，下端境界の傾斜は67°である。

47 99.40～100.35m
・割れ目に褐～灰白色シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
43	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
44	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
46	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
47	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
49	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
51 115.40～115.90m ・ペグマタイトである。
e 115.90～116.20m ・花崗斑岩である。
f 116.20～117.60m ・アプライトである。
g 117.60～120.50m ・花崗斑岩である。
54, h 120.50～134.02m ・アプライトである。 ・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
58 126.00～127.00m ・一部の割れ目に石英脈を挟む。
59 127.59～127.85m ・変質が強く，軟質化する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
51 115.40～115.90m ・ペグマタイトである。
e 115.90～116.20m ・花崗斑岩である。
f 116.20～117.60m ・アプライトである。
g 117.60～120.50m ・花崗斑岩である。
54, h 120.50～134.02m ・アプライトである。 ・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
58 126.00～127.00m ・一部の割れ目に石英脈を挟む。
59 127.59～127.85m ・変質が強く，軟質化する。

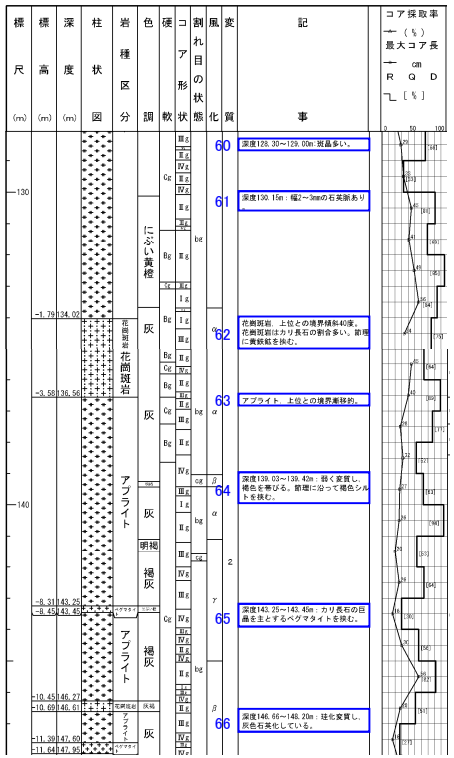
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
51 115.40～115.90m ・ペグマタイトである。
e 115.90～116.20m ・花崗斑岩である。
f 116.20～117.60m ・アプライトである。
g 117.60～120.50m ・花崗斑岩である。
54, h 120.50～134.02m ・アプライトである。 ・花崗斑岩・ペグマタイトを挟む。
58 126.00～127.00m ・一部の割れ目に石英脈を挟む。
59 127.59～127.85m ・変質が強く，軟質化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
50	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
51	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
52,f	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
g	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
53,54,h	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・柱状図に合わせて花崗斑岩の挟在について記載。 ・流理については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
55	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－
56	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－
57	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－
58	・割れ目の傾斜や石英脈の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

61 130.15m ・幅2～3mmの石英脈を挟む。
i 134.02～136.56m ・花崗斑岩である。
j 136.56～143.25m ・アプライトである。
65 143.25～143.45m ・ペグマタイトを挟む。
k 143.45～146.27m ・アプライトである。
l 146.27～146.61m ・花崗斑岩である。
m 146.61～147.60m ・アプライトである。
66 146.66～148.20m ・珪化変質している。
n 147.50～147.95m ・ペグマタイトである。
o 147.95～150.00m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

61 130.15m ・幅2～3mmの石英脈を挟む。
i 134.02～136.56m ・花崗斑岩である。
j 136.56～143.25m ・アプライトである。
65 143.25～143.45m ・ペグマタイトを挟む。
k 143.45～146.27m ・アプライトである。
l 146.27～146.61m ・花崗斑岩である。
m 146.61～147.60m ・アプライトである。
66 146.66～148.20m ・珪化変質している。
n 147.50～147.95m ・ペグマタイトである。
o 147.95～150.00m ・アプライトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

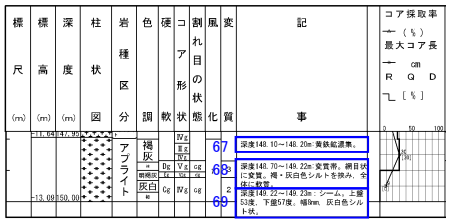
記　事

61 130.15m ・幅2～3mmの石英脈を挟む。
i 134.02～136.56m ・花崗斑岩である。
j 136.56～143.25m ・アプライトである。
65 143.25～143.45m ・ペグマタイトを挟む。
k 143.45～146.27m ・アプライトである。
l 146.27～146.61m ・花崗斑岩である。
m 146.61～147.60m ・アプライトである。
66 146.66～148.20m ・珪化変質している。
n 147.50～147.95m ・ペグマタイトである。
o 147.95～150.00m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
61	変更なし	変更なし	変更なし
62,i	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の傾斜，割れ目沿いの黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
63,j	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
64	・変質しシルトを挟在するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
65	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
k	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
l	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
m	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
66	・灰色石英については，変質に関する補足的な特徴の記載であるため削除。	変更なし	変更なし
n	・柱状図に合わせてペグマタイトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
o	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

H19-No.15

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
68	148.70～149.22m ・変質し，網目状を呈する。
69	149.22～149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
68	148.70～149.22m ・変質し，網目状を呈する。
69	149.22～149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
68	148.70～149.22m ・変質し，網目状を呈する。
69	149.22～149.23m ・割れ目に灰白色シルトを挟む。

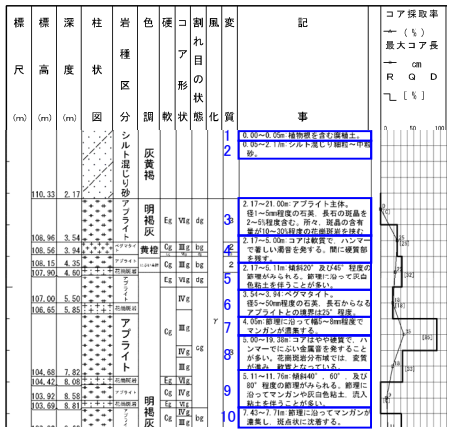
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・黄鉄鉱については，補足的なものであるため削除。	―	―
68	・シルトを挟在するが，系統的なものでなく，連続性に乏しいことから削除。 ・硬軟については，岩級区分で示していることから削除。	変更なし	変更なし
69	・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-100頁)。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-3

余白

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記事
1	0.00～0.05m ・植物根を含む。
2	0.00～2.17m ・シルト混じり細粒～中粒砂である。
3	2.17～21.00m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む
4	2.17～5.00m ・風化部である。
6	3.54～3.94m ・ペグマタイトである。
a	4.35～4.60m，5.50～5.85m， 7.82～8.08m，8.58～8.81m， 9.60～9.70m，13.39～13.82m ・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
1	0.00～0.05m ・植物根を含む。
2	0.00～2.17m ・シルト混じり細粒～中粒砂である。
3	2.17～21.00m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む
4	2.17～5.00m ・風化部である。
6	3.54～3.94m ・ペグマタイトである。
a	4.35～4.60m，5.50～5.85m， 7.82～8.08m，8.58～8.81m， 9.60～9.70m，13.39～13.82m ・花崗斑岩である。

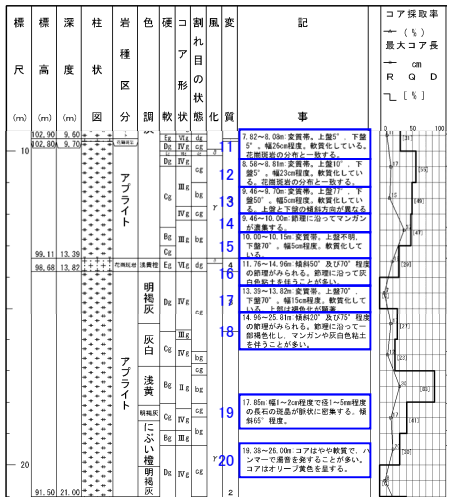
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
1	0.00～0.05m ・植物根を含む。
2	0.00～2.17m ・シルト混じり細粒～中粒砂である。
3	2.17～21.00m ・アプライト主体である。 ・花崗斑岩を挟む
4	2.17～5.00m ・風化部である。
6	3.54～3.94m ・ペグマタイトである。
a	4.35～4.60m，5.50～5.85m， 7.82～8.08m，8.58～8.81m， 9.60～9.70m，13.39～13.82m ・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名(シルト混じり砂)を記載することとしているため，"腐植土"の記載については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせてシルト混じり砂の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
3	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・"風化"欄に基づき，風化部と記載。	変更なし	変更なし
5	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	―	―
6	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・岩種境界の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
7	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
8	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
a	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・流入粘土については，割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
10	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
11 7.82～8.08m ・変質している。 ・軟質化している。
12 8.58～8.81m ・変質している。 ・軟質化している。
13 9.46～10.15m ・変質している。 ・軟質化している。 15
17 ●13.41～13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
19 17.85m ・幅1～2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
11 7.82～8.08m ・変質している。 ・軟質化している。
12 8.58～8.81m ・変質している。 ・軟質化している。
13 9.46～10.15m ・変質している。 ・軟質化している。 15
17 ●13.41～13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
19 17.85m ・幅1～2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

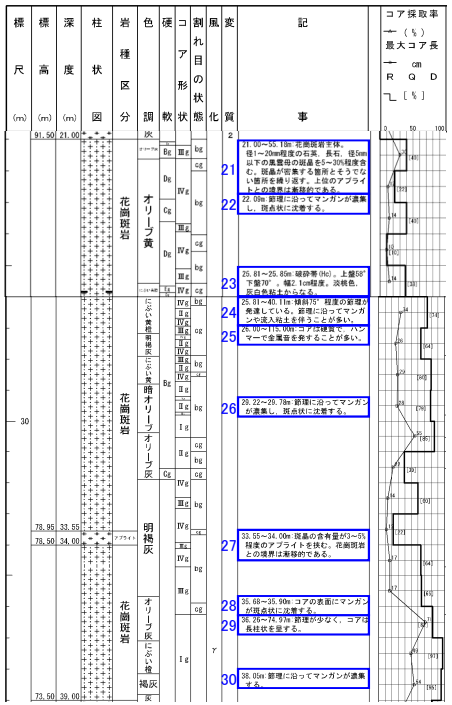
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
11 7.82～8.08m ・変質している。 ・軟質化している。
12 8.58～8.81m ・変質している。 ・軟質化している。
13 9.46～10.15m ・変質している。 ・軟質化している。 15
17 ●13.41～13.45m(f-15-3破砕帯) ・破砕部である。 ・浅黄橙色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN5°E76°Wである。
19 17.85m ・幅1～2cmで長石の斑晶が脈状に密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の境界傾斜，幅，"花崗斑岩の分布と一致する"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質している区間の境界傾斜，幅，"花崗斑岩の分布と一致する"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13～15	・変質について，区間を統合して一括記載。 ・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，破砕部の区間を除き，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
17	・再観察により破砕部と認定。破砕部への見直しの詳細については別途説明(補足説明資料4　補足4-47頁)。 ・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
19	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・色調については，補足的なものであるため削除。	－	－

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	記　事

審査資料案

記事	記　事
21	21.00～55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアプライトとの境界は漸移的である。
23	●25.81～25.85m(f-④-3-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°，下端境界の傾斜は70°である。
24	25.81～40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55～34.00m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68～35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26～74.97m ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記　事
21	21.00～55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアプライトとの境界は漸移的である。
23	●25.81～25.85m(f-④-3-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°，下端境界の傾斜は70°である。
24	25.81～40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55～34.00m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68～35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26～74.97m ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。

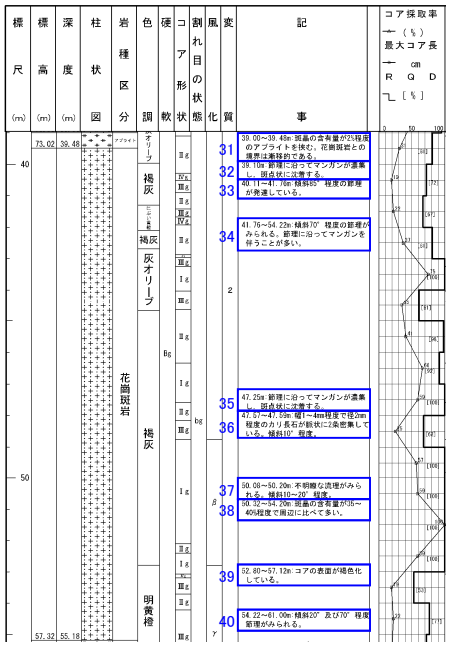
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記　事
21	21.00～55.18m ・花崗斑岩主体である。 ・上位のアプライトとの境界は漸移的である。
23	●25.81～25.85m(f-④-3-1破砕帯) ・破砕部である。 ・右ずれ正断層センスである。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は2.1cmである。 ・走向・傾斜はN23° E64° Wである。 ・上端境界の傾斜は58°，下端境界の傾斜は70°である。
24	25.81～40.11m ・割れ目沿いにマンガンや流入粘土を伴うことが多い。
27	33.55～34.00m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
28	35.68～35.90m ・マンガンが斑点状に分布する。
29	36.26～74.97m ・割れ目が少なく，長柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
23	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（2017.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
24	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
26	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
27	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	変更なし	変更なし	変更なし
30	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
31 39.00～39.48m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
33 40.11～41.76m ・高角度の割れ目が発達している。
37 50.08～50.20m ・不明瞭な流理がみられる。
39 52.80～57.12m ・褐色化している。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
31 39.00～39.48m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
33 40.11～41.76m ・高角度の割れ目が発達している。
37 50.08～50.20m ・不明瞭な流理がみられる。
39 52.80～57.12m ・褐色化している。

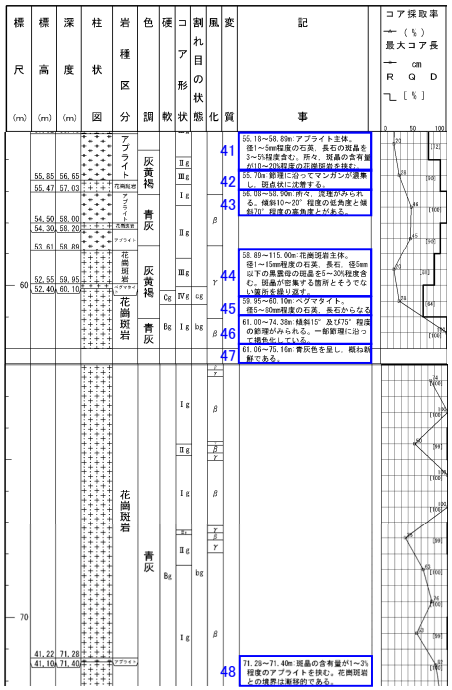
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
31 39.00～39.48m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
33 40.11～41.76m ・高角度の割れ目が発達している。
37 50.08～50.20m ・不明瞭な流理がみられる。
39 52.80～57.12m ・褐色化している。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
32	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
33	・表現の見直し(傾斜85° →高角度)。	変更なし	変更なし
34	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－
35	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
36	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－
37	・流理の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

41 55.18～58.89m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

42 55.70m
・マンガンが斑点状に分布する。

b 56.65～57.03m，58.00～58.20m
・花崗斑岩である。

44 58.89～115.00m
・花崗斑岩主体である。

45 59.95～60.10m
・ペグマタイトである。

47 61.06～75.16m
・新鮮・硬質である。

48 71.28～71.40m
・アプライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

41 55.18～58.89m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

42 55.70m
・マンガンが斑点状に分布する。

b 56.65～57.03m，58.00～58.20m
・花崗斑岩である。

44 58.89～115.00m
・花崗斑岩主体である。

45 59.95～60.10m
・ペグマタイトである。

47 61.06～75.16m
・新鮮・硬質である。

48 71.28～71.40m
・アプライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

41 55.18～58.89m
・アプライト主体である。
・花崗斑岩を挟む。

42 55.70m
・マンガンが斑点状に分布する。

b 56.65～57.03m，58.00～58.20m
・花崗斑岩である。

44 58.89～115.00m
・花崗斑岩主体である。

45 59.95～60.10m
・ペグマタイトである。

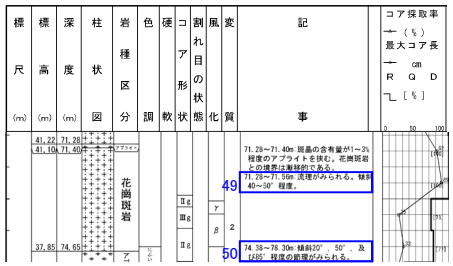
47 61.06～75.16m
・新鮮・硬質である。

48 71.28～71.40m
・アプライトである。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
42	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・流理については，補足的なものであるため削除。	―	―
b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。	変更なし	変更なし
44	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
45	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―
47	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・"硬軟"欄に基づき，硬質と記載。	変更なし	変更なし
48	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

49 71.28～71.56m
・流理がみられる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

49 71.28～71.56m
・流理がみられる。

審査資料
（令和2年2月7日）

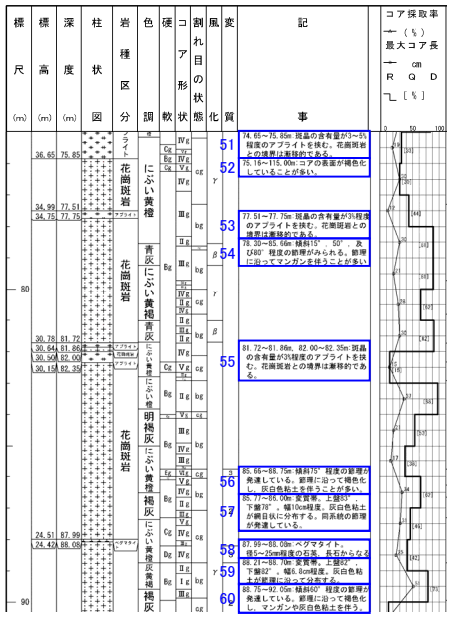
記　事

49 71.28～71.56m
・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
49	・流理の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
50	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
51 74.65～75.85m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
53 77.51～77.75m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
55 81.72～81.86m，82.00～82.35m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
57 85.77～86.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58 87.99～88.08m ・ペグマタイトである。
59 88.21～88.70m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目沿いに分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
51 74.65～75.85m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
53 77.51～77.75m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
55 81.72～81.86m，82.00～82.35m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
57 85.77～86.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58 87.99～88.08m ・ペグマタイトである。
59 88.21～88.70m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目沿いに分布する。

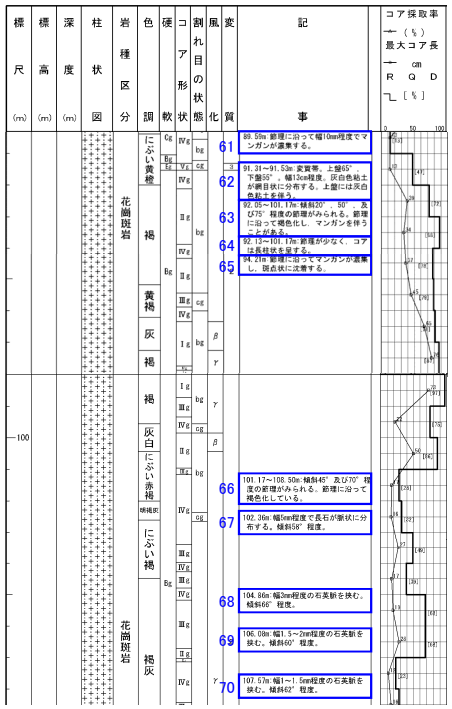
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
51 74.65～75.85m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
53 77.51～77.75m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
55 81.72～81.86m，82.00～82.35m ・アプライトである。 ・花崗斑岩との境界は漸移的である。
57 85.77～86.00m ・変質している。 ・灰白色粘土が網目状に分布する。
58 87.99～88.08m ・ペグマタイトである。
59 88.21～88.70m ・変質している。 ・灰白色粘土が割れ目沿いに分布する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
52	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―
53	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
55	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
56	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いに粘土を挟在するが，いずれも連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
57	・変質している区間の境界傾斜，幅，"同系統の節理が発達している"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
58	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
59	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

62 91.31～91.53m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

64 92.13～101.17m
・割れ目が少なく，長柱状を呈する。

67 102.36m
・幅5mmで長石脈を挟む。

68 104.86m
・幅3mmの石英脈を挟む。

69 106.08m
・幅1.5～2mmの石英脈を挟む。

70 107.57m
・幅1～1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

62 91.31～91.53m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

64 92.13～101.17m
・割れ目が少なく，長柱状を呈する。

67 102.36m
・幅5mmで長石脈を挟む。

68 104.86m
・幅3mmの石英脈を挟む。

69 106.08m
・幅1.5～2mmの石英脈を挟む。

70 107.57m
・幅1～1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

62 91.31～91.53m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

64 92.13～101.17m
・割れ目が少なく，長柱状を呈する。

67 102.36m
・幅5mmで長石脈を挟む。

68 104.86m
・幅3mmの石英脈を挟む。

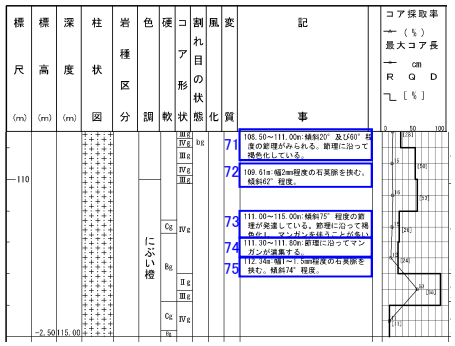
69 106.08m
・幅1.5～2mmの石英脈を挟む。

70 107.57m
・幅1～1.5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
62	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。 ・"上盤には灰白色粘土を伴う"との記載されているが，粘土の連続性に乏しく，網目状に分布する周囲の粘土と差異が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
64	変更なし	変更なし	変更なし
65	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
66	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―
67	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
68	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
69	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-3

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

72 109.61m
・幅2mmの石英脈を挟む。

75 112.34m
・幅1～1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

72 109.61m
・幅2mmの石英脈を挟む。

75 112.34m
・幅1～1.5mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

72 109.61m
・幅2mmの石英脈を挟む。

75 112.34m
・幅1～1.5mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―
72	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
73	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
74	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
75	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

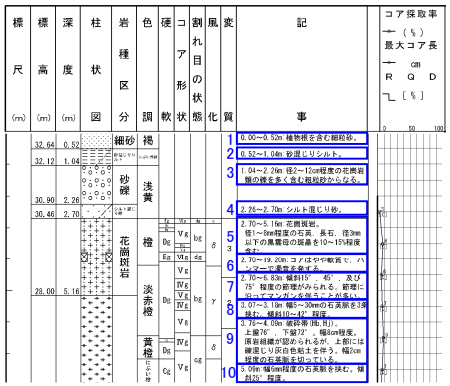
余白

H20-④-6

余白

H20-④-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～0.52m
・細粒砂である。
・植物根を含む。
2 0.52～1.04m
・砂混じりシルトである。
3 1.04～2.26m
・砂礫である。
・径2～12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4 2.26～2.70m
・シルト混じり砂である。
5 2.70～5.16m
・花崗斑岩である。
9 ●3.76～4.09m(f-④-6-1破砕帯)
・破砕部である。
・橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN60°W78°Sである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は76°，下端境界の傾斜は72°である。
10 5.09m
・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～0.52m
・細粒砂である。
・植物根を含む。
2 0.52～1.04m
・砂混じりシルトである。
3 1.04～2.26m
・砂礫である。
・径2～12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4 2.26～2.70m
・シルト混じり砂である。
5 2.70～5.16m
・花崗斑岩である。
9 ●3.76～4.09m(f-④-6-1破砕帯)
・破砕部である。
・橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN60°W78°Sである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は76°，下端境界の傾斜は72°である。
10 5.09m
・幅6mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

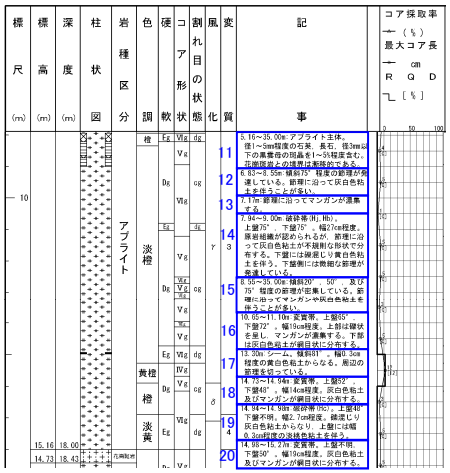
記　事

1 0.00～0.52m
・細粒砂である。
・植物根を含む。
2 0.52～1.04m
・砂混じりシルトである。
3 1.04～2.26m
・砂礫である。
・径2～12cm程度の花崗岩類の礫と粗粒砂の基質からなる。
4 2.26～2.70m
・シルト混じり砂である。
5 2.70～5.16m
・花崗斑岩である。
9 ●3.76～4.09m(f-④-6-1破砕帯)
・破砕部である。
・橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN60°W78°Sである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は76°，下端境界の傾斜は72°である。
10 5.09m
・幅6mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	変更なし	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて砂礫と記載。	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
6	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
7	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－
8	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－
9	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"石英脈を切っている"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
10	・鉱物脈の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

11 5.16～35.00m
・アプライトが主体である。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

14 ●7.94～9.00m(f-④-6-2破砕帯)
・破砕部である。
・赤褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN71° W79° Sである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は75°である。

16 10.65～11.10m
・変質している。
・礫状～灰白色粘土が網目状に分布する。

18 14.73～14.94m
・変質している。
・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する

19 ●14.94～14.98m(f-④-6-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に淡橙色の固結粘土状部からなる。
・淡桃色の未固結粘土状部，累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN55° E69° Sである。
・上端境界の傾斜は48°である。

14.98～15.27m
20 ・変質している。
・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

11 5.16～35.00m
・アプライトが主体である。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

14 ●7.94～9.00m(f-④-6-2破砕帯)
・破砕部である。
・赤褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN71° W79° Sである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は75°である。

16 10.65～11.10m
・変質している。
・礫状～灰白色粘土が網目状に分布する。

18 14.73～14.94m
・変質している。
・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する

19 ●14.94～14.98m(f-④-6-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に淡橙色の固結粘土状部からなる。
・淡桃色の未固結粘土状部，累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN55° E69° Sである。
・上端境界の傾斜は48°である。

14.98～15.27m
20 ・変質している。
・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

11 5.16～35.00m
・アプライトが主体である。
・花崗斑岩との境界は漸移的である。

14 ●7.94～9.00m(f-④-6-2破砕帯)
・破砕部である。
・赤褐色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN71° W79° Sである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は75°である。

16 10.65～11.10m
・変質している。
・礫状～灰白色粘土が網目状に分布する。

18 14.73～14.94m
・変質している。
・マンガンと灰白色粘土が網目状に分布する

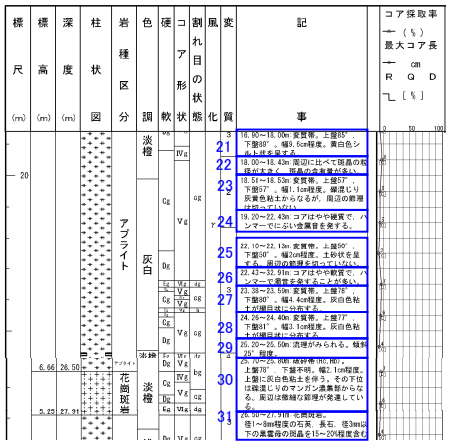
19 ●14.94～14.98m(f-④-6-3破砕帯)
・破砕部である。
・左ずれ正断層センスである。
・主に淡橙色の固結粘土状部からなる。
・淡桃色の未固結粘土状部，累計幅0.3cm
・走向・傾斜はN55° E69° Sである。
・上端境界の傾斜は48°である。

14.98～15.27m
20 ・変質している。
・灰白色粘土とマンガンが網目状に分布する

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
12	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，破砕部の区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	－	－
13	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
14	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合(H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"原岩組織が認められる"との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・"微細な節理が発達している"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質部及び破砕部の区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	－	－
16	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-218頁)。	－	－
18	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合 (H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。その後，審査会合(H29.12.22)から審査会合(H30.11.30)までの間に薄片観察による断層岩区分を行ったが，肉眼観察による判断結果から変更は無い。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし
20	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 16.90～18.00m
・変質している。
・黄白色シルト状を呈する。

22, 31 18.00～18.43m，26.50～27.91m
・花崗斑岩である。

23 18.51～18.53m
・変質している。
・灰黄色礫混じり粘土状を呈する。

25 22.10～22.13m
・変質している。
・土砂状を呈する。

27 23.38～23.59m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

28 24.26～24.40m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

29 25.20～25.50m
・流理がみられる。

30 ●25.70～25.80m(f-④-6-4破砕帯)
・破砕部である。
・淡橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN18° E77° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は78° である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 16.90～18.00m
・変質している。
・黄白色シルト状を呈する。

22, 31 18.00～18.43m，26.50～27.91m
・花崗斑岩である。

23 18.51～18.53m
・変質している。
・灰黄色礫混じり粘土状を呈する。

25 22.10～22.13m
・変質している。
・土砂状を呈する。

27 23.38～23.59m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

28 24.26～24.40m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

29 25.20～25.50m
・流理がみられる。

30 ●25.70～25.80m(f-④-6-4破砕帯)
・破砕部である。
・淡橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN18° E77° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は78° である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

21 16.90～18.00m
・変質している。
・黄白色シルト状を呈する。

22, 31 18.00～18.43m，26.50～27.91m
・花崗斑岩である。

23 18.51～18.53m
・変質している。
・灰黄色礫混じり粘土状を呈する。

25 22.10～22.13m
・変質している。
・土砂状を呈する。

27 23.38～23.59m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

28 24.26～24.40m
・変質している。
・灰白色粘土が網目状に分布する。

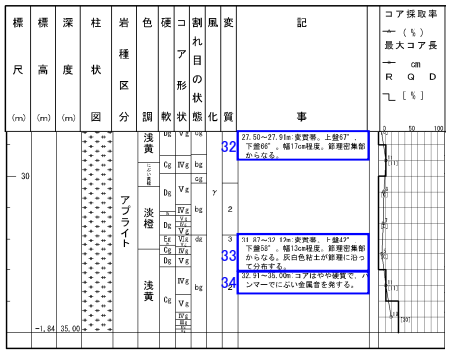
29 25.20～25.50m
・流理がみられる。

30 ●25.70～25.80m(f-④-6-4破砕帯)
・破砕部である。
・淡橙色の固結礫状部からなる。
・走向・傾斜はN18° E77° Wである。
・フィルム状の粘土を挟在する。
・上端境界の傾斜は78° である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22,31	・柱状図に合わせて花崗斑岩の挟在について記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
23	・変質している区間の境界傾斜，幅，周辺の割れ目を切っていないとの記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
24	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
25	・変質している区間の境界傾斜，幅，周辺の割れ目を切っていないとの記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
27	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
28	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
29	・流理の傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"マンガン濃集部からなる"，"微細な節理が発達している"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

H20-④-6

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
32	27.50～27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33	31.87～32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
32	27.50～27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33	31.87～32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
32	27.50～27.91m ・変質している。 ・割れ目が密集している。
33	31.87～32.12m ・変質している。 ・割れ目沿いに灰白色粘土が分布する。

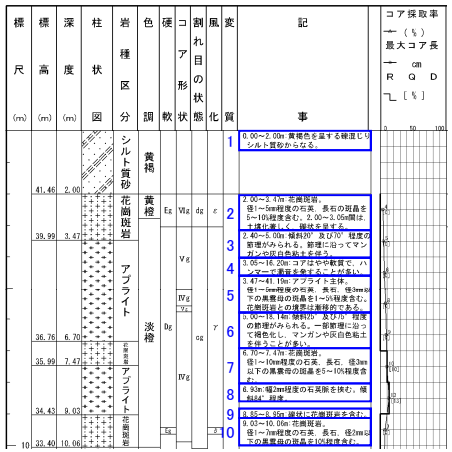
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
34	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－

H20-④-7

余白

H20-④-7

委託報告書
（平成20年）



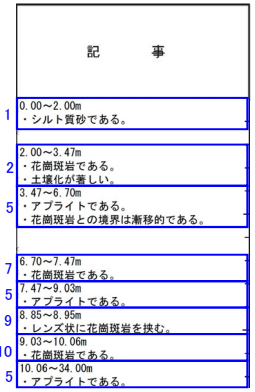
設置許可申請書
（平成27年11月）



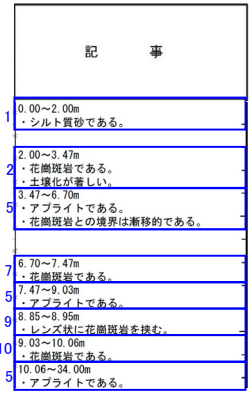
審査資料
（平成29年12月22日）



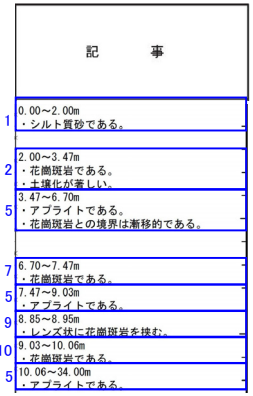
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



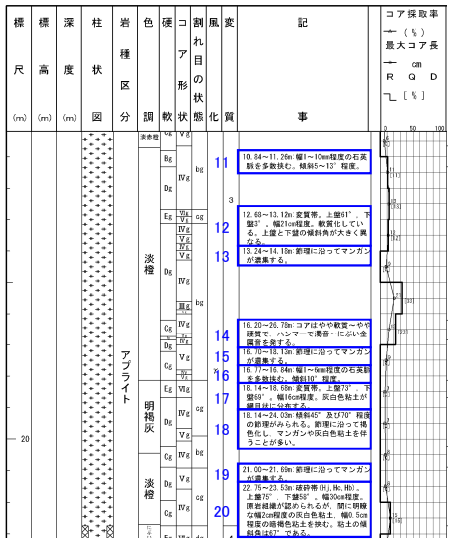
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせてシルト質砂と記載。 ・色調については，補足的なものであるため削除。 ・"礫混じり"との記載については，礫がほとんど認められないことから削除。	変更なし	変更なし
2	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
3	・割れ目の傾斜，割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	－	－
4	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
5	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
6	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	－	－
7	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
8	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－
9	・花崗斑岩の形態に基づき礫状をレンズ状と記載。	変更なし	変更なし
10	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-7

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	

審査資料案

記事	
11,16	10.84～16.84m ・幅1～10mmの石英脈を多数挟む。
17	18.14～18.68m ・変質し，灰白色粘土が網目状に分布する。
20	●22.75～23.53m(f-④-7-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN53°W80°Sである。 ・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は58°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
11,16	10.84～16.84m ・幅1～10mmの石英脈を多数挟む。
17	18.14～18.68m ・変質し，灰白色粘土が網目状に分布する。
20	●22.75～23.53m(f-④-7-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN53°W80°Sである。 ・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は58°である。

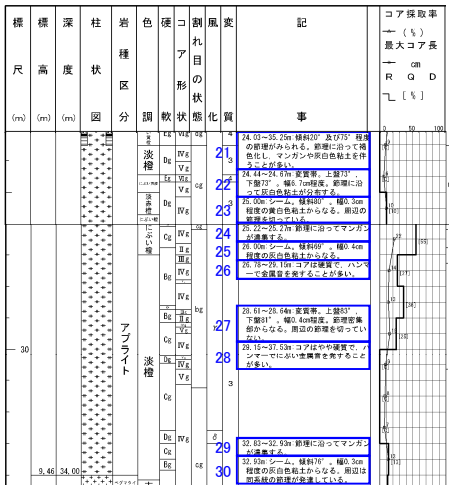
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
11,16	10.84～16.84m ・幅1～10mmの石英脈を多数挟む。
17	18.14～18.68m ・変質し，灰白色粘土が網目状に分布する。
20	●22.75～23.53m(f-④-7-1破砕帯) ・破砕部である。 ・主ににぶい黄橙色の固結礫状部及び灰白色の固結粘土状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.3cm ・走向・傾斜はN53°W80°Sである。 ・上端境界の傾斜は75°，下端境界の傾斜は58°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11,16	・石英脈の挟在について，区間を統合して一括記載。 ・傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・変質を伴い周囲に比べ軟質化しているが，粘土等の系統的な配列が認められないことから削除。	―	―
13	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
14	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
15	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
17	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
18	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質部及び破砕部の区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	―	―
19	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
20	・破砕帯名を記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・“原岩組織が認められる”との記載については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H20-④-7

委託報告書
（平成20年）

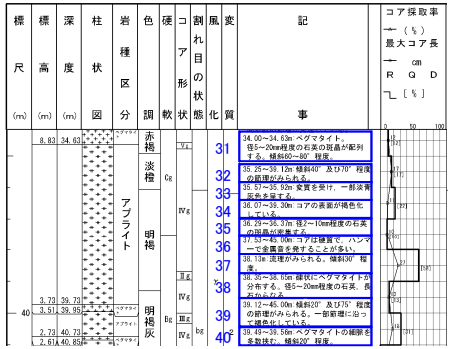


設置許可申請書 （平成27年11月）	審査資料 （平成29年12月22日）	審査資料案	審査資料 （平成30年11月30日）	審査資料 （令和2年2月7日）
記　事	記　事	記　事	記　事	記　事

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに粘土を挟在するが，変質している区間を除き，いずれも連続性に乏しいことから削除。	－	－
22	・変質し，割れ目沿いに粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
23	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-219頁)。	－	－
24	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
25	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-220頁)。	－	－
26	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
27	・変質し，割れ目が密集しているが，区間の連続性に乏しいことから削除。	－	－
28	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
29	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
30	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-221頁)。	－	－

H20-④-7

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

31 34.00～34.63m
・ペグマタイトである。
5 34.63～39.73m
・アプライトである。
35 36.29～36.37m
・径2～10mm程度の石英の斑晶が密集する。
37 38.13m
・流理がみられる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

31 34.00～34.63m
・ペグマタイトである。
5 34.63～39.73m
・アプライトである。
35 36.29～36.37m
・径2～10mm程度の石英の斑晶が密集する。
37 38.13m
・流理がみられる。

審査資料
（令和2年2月7日）

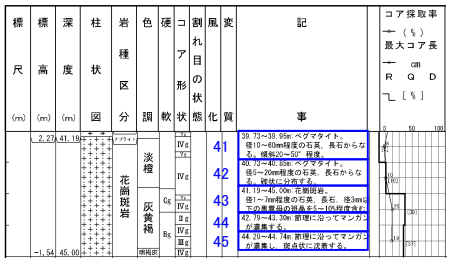
記　事

31 34.00～34.63m
・ペグマタイトである。
5 34.63～39.73m
・アプライトである。
35 36.29～36.37m
・径2～10mm程度の石英の斑晶が密集する。
37 38.13m
・流理がみられる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。 ・傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
33	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―
34	・色調については，補足的なものであるため削除。	―	―
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
37	・流理の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
38	・"礫状にペグマタイトが分布する"との記載については，補足的なものであるため削除。	―	―
39	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。	―	―
40	・ペグマタイトの細脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
5	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

H20-④-7

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

41 39.73～39.95m
・ペグマタイトである。
・径10～60mm程度の石英，長石からなる。

5 39.95～40.73m
・アプライトである。

42 40.73～40.85m
・ペグマタイトである。
・径5～20mm程度の石英，長石からなる。

5 40.85～41.19m
・アプライトである。

43 41.19～45.00m
・花崗斑岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

41 39.73～39.95m
・ペグマタイトである。
・径10～60mm程度の石英，長石からなる。

5 39.95～40.73m
・アプライトである。

42 40.73～40.85m
・ペグマタイトである。
・径5～20mm程度の石英，長石からなる。

5 40.85～41.19m
・アプライトである。

43 41.19～45.00m
・花崗斑岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

41 39.73～39.95m
・ペグマタイトである。
・径10～60mm程度の石英，長石からなる。

5 39.95～40.73m
・アプライトである。

42 40.73～40.85m
・ペグマタイトである。
・径5～20mm程度の石英，長石からなる。

5 40.85～41.19m
・アプライトである。

43 41.19～45.00m
・花崗斑岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・ペグマタイトの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42	・ペグマタイトの分布の形態については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
44	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
45	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
5	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-34

余白

H24-B8-34

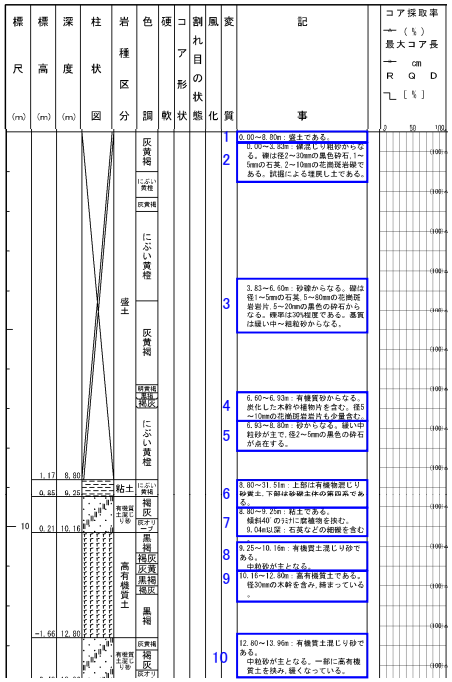
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事
1 0.00～8.80m ・盛土である。
7 8.80～9.25m ・粘土である。
8 9.25～10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9 10.16～12.80m ・高有機質土である。
10 12.80～13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
1 0.00～8.80m ・盛土である。
7 8.80～9.25m ・粘土である。
8 9.25～10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9 10.16～12.80m ・高有機質土である。
10 12.80～13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
1 0.00～8.80m ・盛土である。
7 8.80～9.25m ・粘土である。
8 9.25～10.16m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。
9 10.16～12.80m ・高有機質土である。
10 12.80～13.96m ・有機質土混じり砂である。 ・中粒砂が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～5	・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
6	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	－	－
7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，ラミナや植物片，細礫については削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，木幹や硬軟については削除。	変更なし	変更なし
10	・高有機質土については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-34

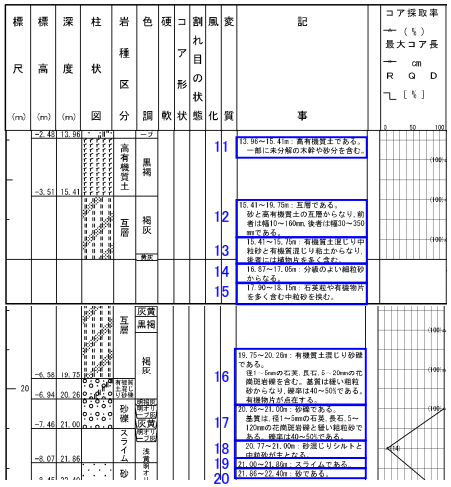
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

11 13.96～15.41m
・高有機質土である。

12 15.41～19.75m
・砂と高有機質土の互層である。
・砂は中粒砂主体である。
・砂は幅約10～160mm，高有機質土は幅約30～350mmで互層を呈する。

16 19.75～20.26m
・有機質土混じり砂礫である。

17 20.26～21.00m
・砂礫である。

19 21.00～21.86m
・スライム。

20 21.86～22.40m
・砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

11 13.96～15.41m
・高有機質土である。

12 15.41～19.75m
・砂と高有機質土の互層である。
・砂は中粒砂主体である。
・砂は幅約10～160mm，高有機質土は幅約30～350mmで互層を呈する。

16 19.75～20.26m
・有機質土混じり砂礫である。

17 20.26～21.00m
・砂礫である。

19 21.00～21.86m
・スライム。

20 21.86～22.40m
・砂である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

11 13.96～15.41m
・高有機質土である。

12 15.41～19.75m
・砂と高有機質土の互層である。
・砂は中粒砂主体である。
・砂は幅約10～160mm，高有機質土は幅約30～350mmで互層を呈する。

16 19.75～20.26m
・有機質土混じり砂礫である。

17 20.26～21.00m
・砂礫である。

19 21.00～21.86m
・スライム。

20 21.86～22.40m
・砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，木幹，砂分については削除。	変更なし	変更なし
12～15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。 ・区間の細分における基質の記載を踏まえ，中粒砂主体と記載。	変更なし	変更なし
16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，礫径，礫率，基質，有機物片については削除。	変更なし	変更なし
17,18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，礫種，礫径，礫率，基質については削除。	変更なし	変更なし
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-34

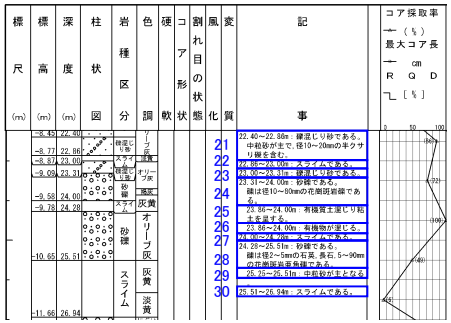
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

	記　事
21	22.40～22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である
22	22.86～23.00m ・スライム。
23	23.00～23.31m ・礫混じり砂である。
24	23.31～24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10～80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27	24.00～24.28m ・スライム。
28	24.28～25.51m ・砂礫である。 ・径2～5mmの石英及び長石，径5～90mmの花崗斑岩亜角礫を主体とする。
30	25.51～26.94m ・スライム。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
21	22.40～22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である
22	22.86～23.00m ・スライム。
23	23.00～23.31m ・礫混じり砂である。
24	23.31～24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10～80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27	24.00～24.28m ・スライム。
28	24.28～25.51m ・砂礫である。 ・径2～5mmの石英及び長石，径5～90mmの花崗斑岩亜角礫を主体とする。
30	25.51～26.94m ・スライム。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
21	22.40～22.86m ・礫混じり砂である。 ・中粒砂が主体である
22	22.86～23.00m ・スライム。
23	23.00～23.31m ・礫混じり砂である。
24	23.31～24.00m ・砂礫である。 ・礫は径10～80mmの花崗斑岩礫が主体である。
27	24.00～24.28m ・スライム。
28	24.28～25.51m ・砂礫である。 ・径2～5mmの石英及び長石，径5～90mmの花崗斑岩亜角礫を主体とする。
30	25.51～26.94m ・スライム。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・半クサリ礫については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24～26	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，有機質土混じり粘土や有機物については，当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
27	変更なし	変更なし	変更なし
28,29	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，中粒砂については，当該層相全体が示す特徴ではないため削除。	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-34

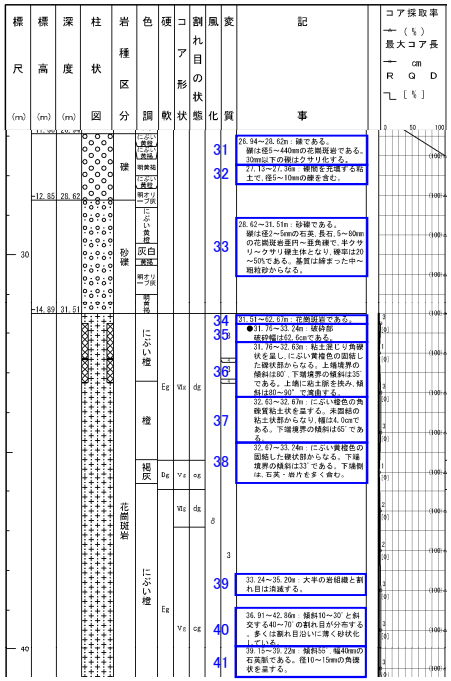
設置許可申請書
（平成27年11月）



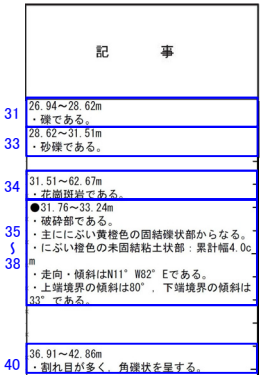
審査資料
（平成29年12月22日）



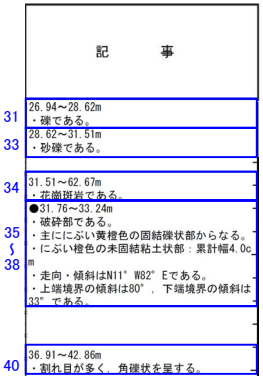
委託報告書
（平成30年）



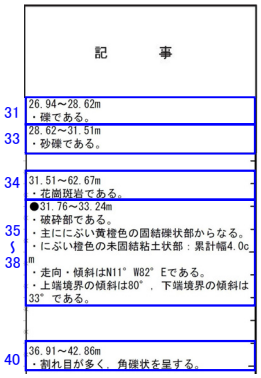
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31,32	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，礫種，礫径については削除。	変更なし	変更なし
33	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，礫径，礫率，円磨度，基質については削除。	変更なし	変更なし
34	変更なし	変更なし	変更なし
35～38	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"上端に粘土脈を挟み"との記載については，粘土の直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。 ・"石英・岩片を多く含む"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
39	・原岩組織や割れ目の消滅を伴う岩盤の劣化については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
40	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの砂状化については，系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
41	・石英脈については，補足的なものであるため削除。	―	―

H24-B8-34

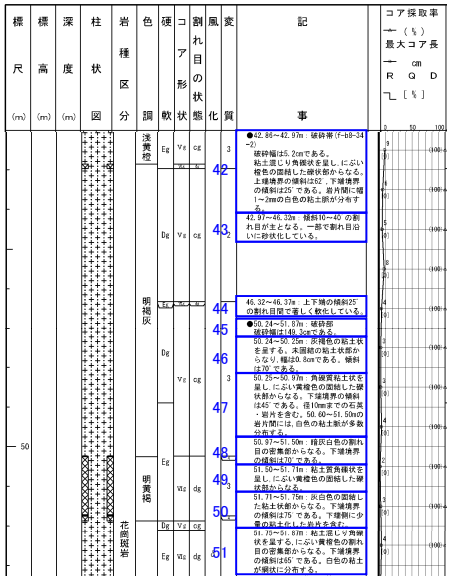
設置許可申請書
（平成27年11月）



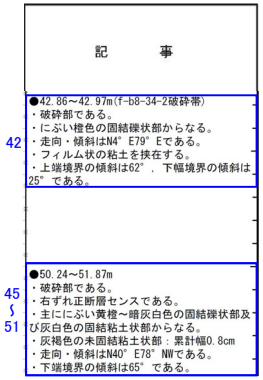
審査資料
（平成29年12月22日）



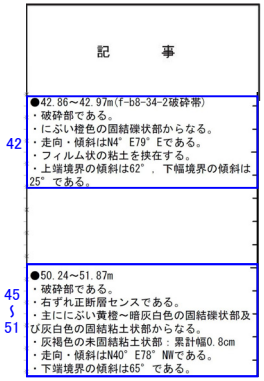
委託報告書
（平成30年）



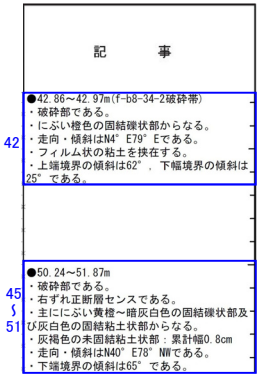
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"白色の粘土脈が分布する。"との記載については，粘土の連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
43	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・一部割れ目沿いに砂状化するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
44	・硬軟については，岩級区分で示しているため削除。	―	―
45～51	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・"粘土脈が多数分布する。"，"粘土が網状に分布する。"との記載については，粘土の連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。 ・"少量の粘土化した岩片を含む。"との記載については，補足的なものであるため削除。 ・"石英・岩片を含む。"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-34

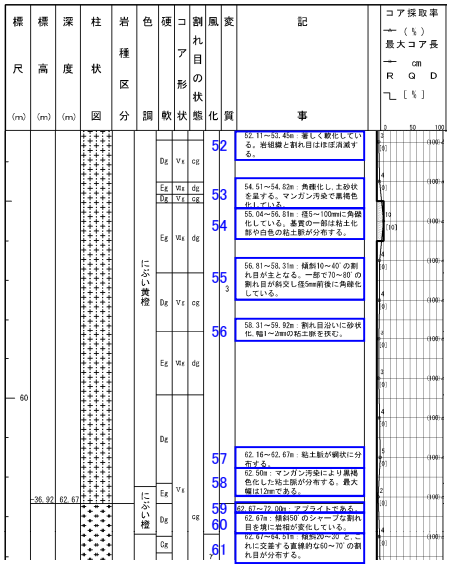
設置許可申請書
（平成27年11月）



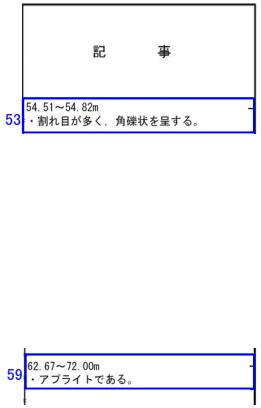
審査資料
（平成29年12月22日）



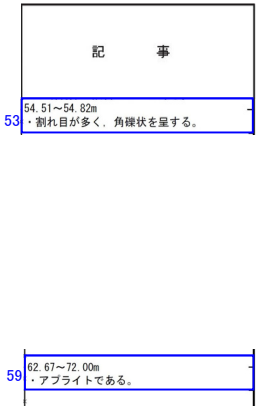
委託報告書
（平成30年）



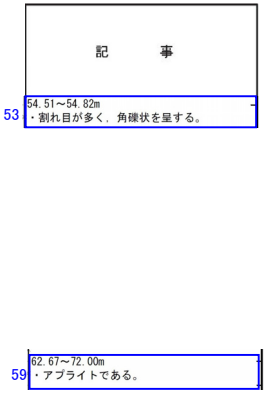
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
52	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織や割れ目の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	－	－
53	・コア形状が劣化している区間について，“割れ目が多く”と記載。 ・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・マンガン汚染については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・一部で角礫化しているが，境界面の直線性に乏しいことから削除。 ・粘土化部や粘土脈が分布するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
55	・一部で角礫化しているが，境界面の直線性に乏しいことから削除。	－	－
56	・割れ目沿いに砂状化しているが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・割れ目沿いに粘土脈を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
57,58	・マンガン汚染については，補足的なものであるため削除。 ・粘土脈が分布するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・岩種境界の明瞭さや見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－
61	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－

H24-B8-34

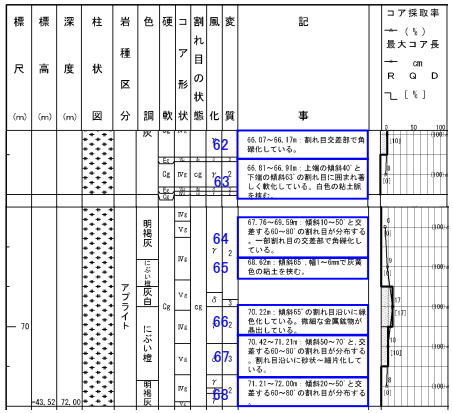
設置許可申請書
（平成27年11月）



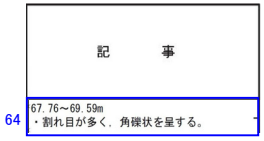
審査資料
（平成29年12月22日）



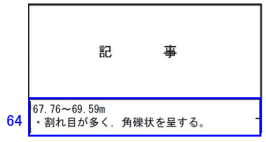
委託報告書
（平成30年）



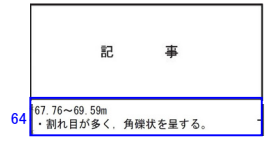
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
62	・角礫化しているが，挟在物の連続性に乏しいことから削除。	―	―
63	・軟化し粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
64	・コア形状が劣化している区間について，"割れ目が多く"と記載。 ・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
66	・割れ目沿いの変色，鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―
67	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いに砂状～細片化するが，挟在物の連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
68	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―

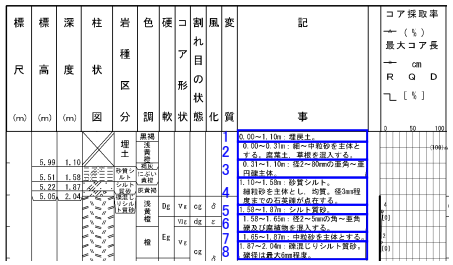
余白

H27-Br-5

余白

H27-Br-5

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～1.10m
・埋土である。
4 1.10～1.58m
・砂質シルトである。
5 1.58～1.87m
・シルト質砂である。
8 1.87～2.04m
・礫混じりシルト質砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～1.10m
・埋土である。
4 1.10～1.58m
・砂質シルトである。
5 1.58～1.87m
・シルト質砂である。
8 1.87～2.04m
・礫混じりシルト質砂である。

審査資料
（令和2年2月7日）

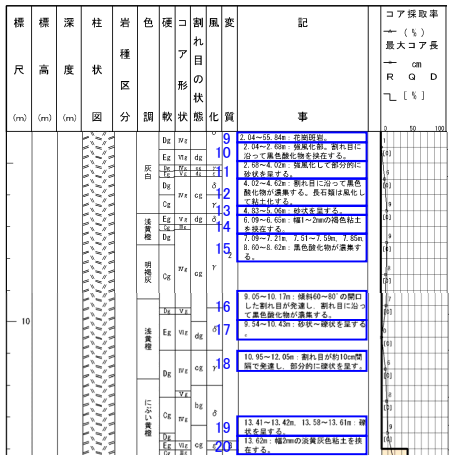
記　事

1 0.00～1.10m
・埋土である。
4 1.10～1.58m
・砂質シルトである。
5 1.58～1.87m
・シルト質砂である。
8 1.87～2.04m
・礫混じりシルト質砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(埋戻土→埋土)。	変更なし	変更なし
2,3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	—	—
4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫径，礫種については削除。	変更なし	変更なし
5～7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径については削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-5

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

9 2.04～55.84m
・花崗斑岩である。
10 2.04～4.62m
・強風化部である。
12 ・部分的に砂状を呈する。
13 4.83～5.06m
・砂状を呈する。
15 7.09～8.62m
・部分的に黒色酸化物を挟む。
17 9.54～13.61m
19 ・部分的に砂状～礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

9 2.04～55.84m
・花崗斑岩である。
10 2.04～4.62m
・強風化部である。
12 ・部分的に砂状を呈する。
13 4.83～5.06m
・砂状を呈する。
15 7.09～8.62m
・部分的に黒色酸化物を挟む。
17 9.54～13.61m
19 ・部分的に砂状～礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

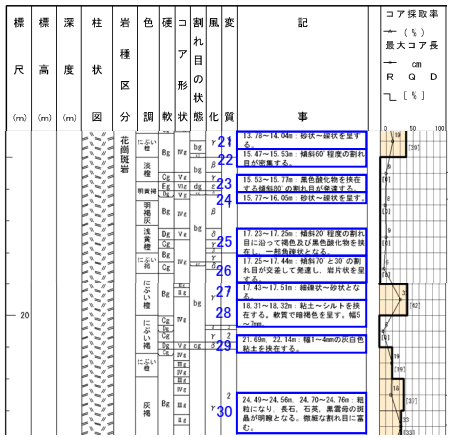
記　事

9 2.04～55.84m
・花崗斑岩である。
10 2.04～4.62m
・強風化部である。
12 ・部分的に砂状を呈する。
13 4.83～5.06m
・砂状を呈する。
15 7.09～8.62m
・部分的に黒色酸化物を挟む。
17 9.54～13.61m
19 ・部分的に砂状～礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
9	変更なし	変更なし	変更なし
10～12	・強風化部を一括記載。 ・割れ目沿いの黒色酸化物については，補足的なものであるため削除。 ・長石の粘土化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
15	・黒色酸化物の濃集が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
16	・割れ目の傾斜や割れ目沿いの黒色酸化物については，補足的なものであるため削除。	—	—
17～19	・砂状～礫状部を含む区間を一括記載。 ・割れ目間隔については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
20	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-5

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
21	13.78～14.04m ・砂状～礫状を呈する。
22,23	15.47～15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
27	17.43～17.51m ・細礫～砂状を呈する。
28	18.31～18.32m ・軟質で幅5～7mmの暗褐色を呈する粘土～シルトを挟む。
29	21.69～22.14m ・幅1～4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
21	13.78～14.04m ・砂状～礫状を呈する。
22,23	15.47～15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
27	17.43～17.51m ・細礫～砂状を呈する。
28	18.31～18.32m ・軟質で幅5～7mmの暗褐色を呈する粘土～シルトを挟む。
29	21.69～22.14m ・幅1～4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

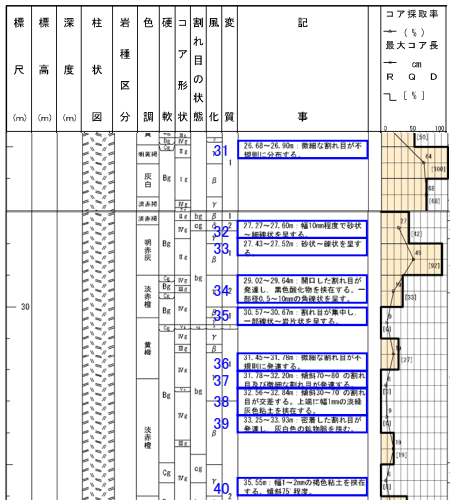
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
21	13.78～14.04m ・砂状～礫状を呈する。
22,23	15.47～15.77m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目沿いに黒色酸化物を挟む。
27	17.43～17.51m ・細礫～砂状を呈する。
28	18.31～18.32m ・軟質で幅5～7mmの暗褐色を呈する粘土～シルトを挟む。
29	21.69～22.14m ・幅1～4mmの灰白色を呈する粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22,23	・高角度の割れ目が発達する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
24	・砂状～礫状を呈するが，境界が不明瞭であり，定向配列や周囲の岩盤の劣化が認められないことから削除。	—	—
25	・割れ目沿いの変色や黒色酸化物の挟在については，補足的なものであるため削除。 ・一部角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
26	・一部岩片状については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
27	変更なし	変更なし	変更なし
28	変更なし	変更なし	変更なし
29	・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
30	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・微細な割れ目が発達するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—

H27-Br-5

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

31 26.68～26.90m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

35 30.57～30.67m
・割れ目が多く，礫状～岩片状を呈する。

36 31.45～31.78m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

37 31.78～32.20m
・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。

39 33.25～33.93m
・密着した割れ目が発達する。
・灰白色の鉱物脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

31 26.68～26.90m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

35 30.57～30.67m
・割れ目が多く，礫状～岩片状を呈する。

36 31.45～31.78m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

37 31.78～32.20m
・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。

39 33.25～33.93m
・密着した割れ目が発達する。
・灰白色の鉱物脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

31 26.68～26.90m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

35 30.57～30.67m
・割れ目が多く，礫状～岩片状を呈する。

36 31.45～31.78m
・微細な割れ目が不規則に発達する。

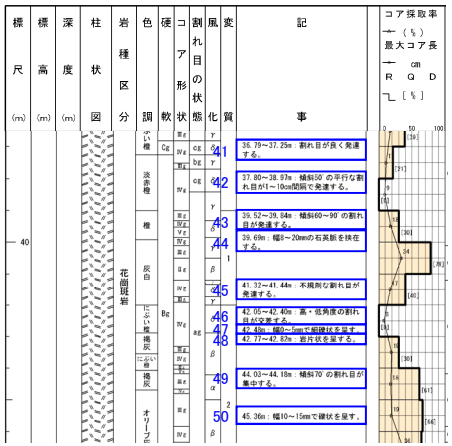
37 31.78～32.20m
・高角度の割れ目及び微細な割れ目が発達する。

39 33.25～33.93m
・密着した割れ目が発達する。
・灰白色の鉱物脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	変更なし	変更なし	変更なし
32	・一部砂状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
33	・砂状～礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
34	・一部角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。 ・割れ目の開口や黒色酸化物の挟在については，補足的なものであるため削除。	—	—
35	変更なし	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし
37	・表現の見直し(傾斜70～80° →高角度)。	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	—	—
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	—	—

H27-Br-5

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
44 39.69m ・幅8～20mmの石英脈を挟む。
45 41.32～41.44m ・不規則な割れ目が発達する。
48 42.77～42.82m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
49 44.03～44.18m ・高角度の割れ目が発達する。
50 45.36m ・割れ目が多く，礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
44 39.69m ・幅8～20mmの石英脈を挟む。
45 41.32～41.44m ・不規則な割れ目が発達する。
48 42.77～42.82m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
49 44.03～44.18m ・高角度の割れ目が発達する。
50 45.36m ・割れ目が多く，礫状を呈する。

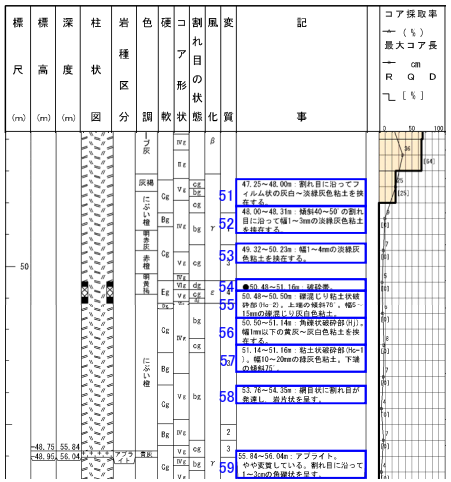
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
44 39.69m ・幅8～20mmの石英脈を挟む。
45 41.32～41.44m ・不規則な割れ目が発達する。
48 42.77～42.82m ・割れ目が多く，岩片状を呈する。
49 44.03～44.18m ・高角度の割れ目が発達する。
50 45.36m ・割れ目が多く，礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41～43	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目の傾斜の記載については，補足的なものであるため削除。	—	—
47	・細礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・表現の見直し(傾斜70° →高角度)。	変更なし	変更なし
50	・礫状部の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-5

委託報告書
（平成27年）



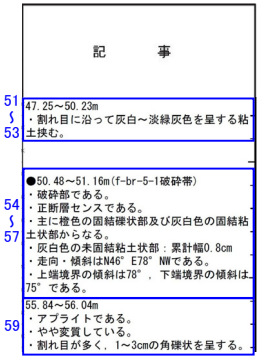
設置許可申請書
（平成27年11月）



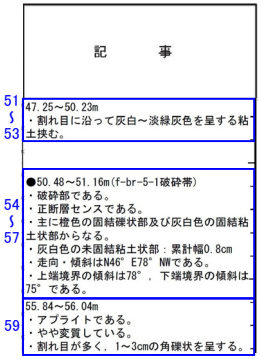
審査資料
（平成29年12月22日）



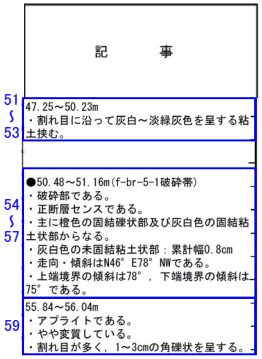
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



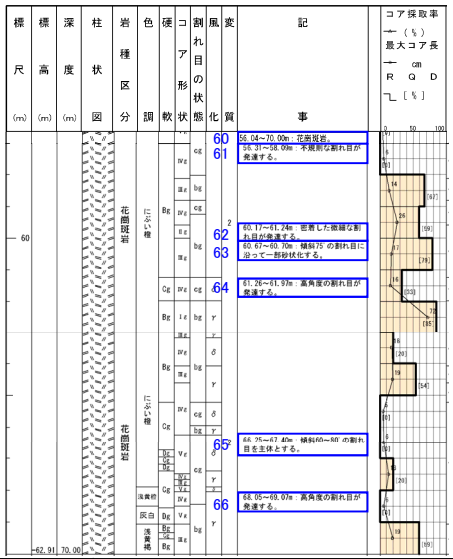
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51～53	・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。	変更なし	変更なし
54～57	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"粘土を挟在する"と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
58	・岩片状については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
59	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-5

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

60 56.04～70.00m
・花崗斑岩である。
62 60.17～61.24m
・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67～60.70m
・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26～61.97m
・高角度の割れ目が発達する。
65, 66 66.25～67.40m，68.05～69.07m
・硬度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

60 56.04～70.00m
・花崗斑岩である。
62 60.17～61.24m
・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67～60.70m
・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26～61.97m
・高角度の割れ目が発達する。
65, 66 66.25～67.40m，68.05～69.07m
・硬度の割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

60 56.04～70.00m
・花崗斑岩である。
62 60.17～61.24m
・密着した微細な割れ目が発達する。
63 60.67～60.70m
・高角度の割れ目に沿って一部砂状化する。
64 61.26～61.97m
・高角度の割れ目が発達する。
65, 66 66.25～67.40m，68.05～69.07m
・硬度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
60	変更なし	変更なし	変更なし
61	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
62	変更なし	変更なし	変更なし
63	・表現の見直し(傾斜75°→高角度)。	変更なし	変更なし
64	変更なし	変更なし	変更なし
65,66	・高角度の割れ目の発達が連続する区間を一括記載。 (誤記)高角度と書くべきところを誤って硬度と記載。	変更なし	変更なし

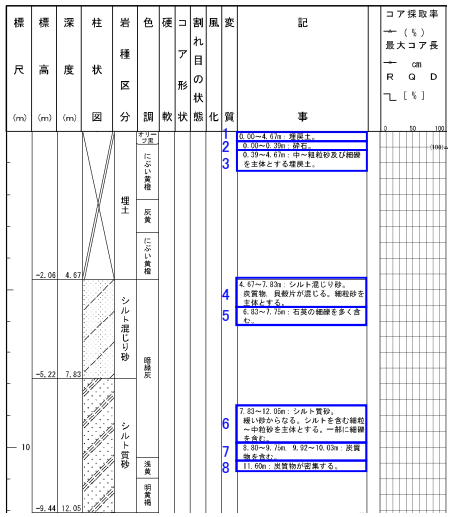
余白

H27-Br-6

余白

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
1, 3 0.00～4.67m ・埋土である。 ・中～粗粒砂及び細礫を主体とする。
4, 5 4.67～7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
6 7.83～12.05m ・シルト質砂である。
8 11.60m ・炭化物が密集する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
1, 3 0.00～4.67m ・埋土である。 ・中～粗粒砂及び細礫を主体とする。
4, 5 4.67～7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
6 7.83～12.05m ・シルト質砂である。
8 11.60m ・炭化物が密集する。

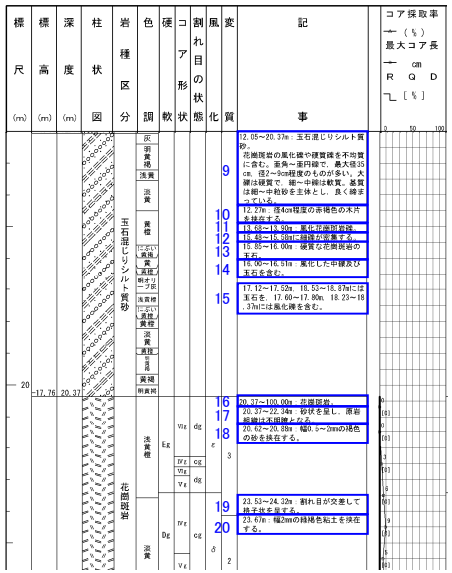
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
1, 3 0.00～4.67m ・埋土である。 ・中～粗粒砂及び細礫を主体とする。
4, 5 4.67～7.83m ・シルト混じり砂である。 ・石英の細礫を多く含む。
6 7.83～12.05m ・シルト質砂である。
8 11.60m ・炭化物が密集する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1～3	・表現の見直し(埋戻土→埋土)。 ・柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，区間の細分については削除。 ・砕石については，当該区間の主体的な構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
4,5	・柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，区間の細分については削除。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，細粒砂，炭質物，貝殻片を削除し，石英の細礫を記載。	変更なし	変更なし
6,7	・砂の粒度については，補足的なものであるため削除。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，細礫，炭質物を削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
9 12.05～20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗斑岩の風化礫や硬質礫を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし，良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37～100.00m ・花崗斑岩である。
17 20.37～22.34m ・砂状を呈する。 ・原岩組織は不明瞭である。
19 23.53～24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
9 12.05～20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗斑岩の風化礫や硬質礫を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし，良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37～100.00m ・花崗斑岩である。
17 20.37～22.34m ・砂状を呈する。 ・原岩組織は不明瞭である。
19 23.53～24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

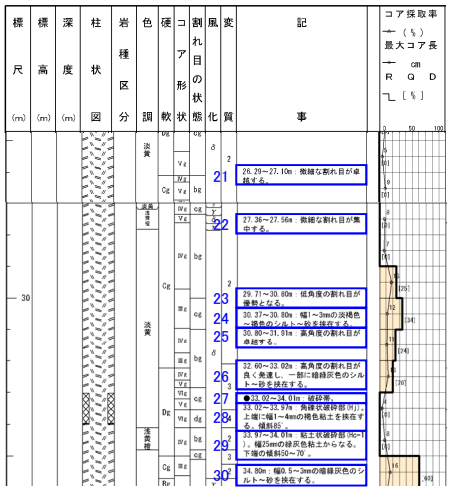
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
9 12.05～20.37m ・玉石混じりシルト質砂である。 ・花崗斑岩の風化礫や硬質礫を不均質に含む。 ・基質は細～中粒砂を主体とし，良く締まっている。
10 12.27m ・径4cm程度の赤褐色の木片を挟む。
16 20.37～100.00m ・花崗斑岩である。
17 20.37～22.34m ・砂状を呈する。 ・原岩組織は不明瞭である。
19 23.53～24.32m ・割れ目が斜交して格子状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料（H30.11.30）	審査資料（H30.11.30）⇒ 審査資料（R2.2.7）
9	・礫の円磨度や礫径については，ばらつきが大きいため削除。 ・礫径による硬軟の違いについては，ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	変更なし	変更なし
10	変更なし	変更なし	変更なし
11	・玉石混じりシルト質砂層中に含まれる礫単体の記載については，補足的なものであるため削除。	－	－
12	・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，細礫の密集を削除。	－	－
13	・玉石については，補足的なものであるため削除。	－	－
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	－	－
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	－	－
16	変更なし	変更なし	変更なし
17	変更なし	変更なし	変更なし
18	・砂を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
19	変更なし	変更なし	変更なし
20	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
21, 22 26.29～27.56m ・微細な割れ目が発達する。
23 29.71～30.80m ・低角度の割れ目が発達する。
25, 26 30.80～33.02m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む
27～29 ●33.02～34.01m(f-br-6-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN49°E72°Wである。 ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は50°～70°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
21, 22 26.29～27.56m ・微細な割れ目が発達する。
23 29.71～30.80m ・低角度の割れ目が発達する。
25, 26 30.80～33.02m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む
27～29 ●33.02～34.01m(f-br-6-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN49°E72°Wである。 ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は50°～70°である。

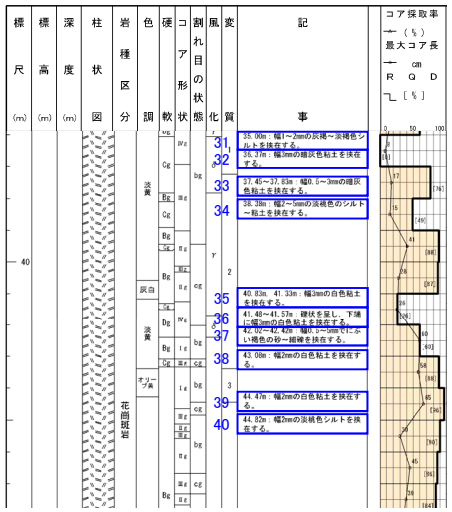
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
21, 22 26.29～27.56m ・微細な割れ目が発達する。
23 29.71～30.80m ・低角度の割れ目が発達する。
25, 26 30.80～33.02m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に暗緑灰色を呈するシルト～砂を挟む
27～29 ●33.02～34.01m(f-br-6-1破砕帯) ・破砕部である。 ・正断層センスである。 ・主に明褐灰色の固結礫状部からなる。 ・緑灰色の未固結粘土状部：累計幅1.2cm ・走向・傾斜はN49°E72°Wである。 ・上端境界の傾斜は85°，下端境界の傾斜は50°～70°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・微細な割れ目の発達について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	・シルト～砂を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
25,26	・高角度の割れ目の発達について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
27～29	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・"粘土を挟在する"と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
30	・シルト～砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

34 38.38m
・幅2～5mmの淡桃色シルト～粘土を挟む。

36 41.48～41.57m
・割れ目が多く，礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

34 38.38m
・幅2～5mmの淡桃色シルト～粘土を挟む。

36 41.48～41.57m
・割れ目が多く，礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

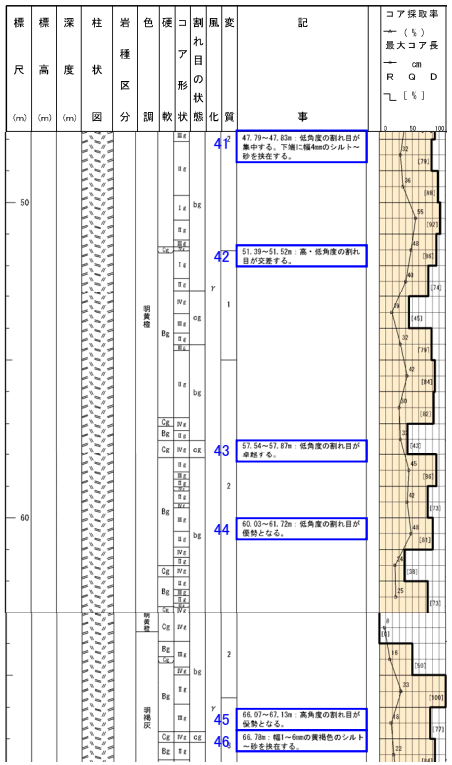
34 38.38m
・幅2～5mmの淡桃色シルト～粘土を挟む。

36 41.48～41.57m
・割れ目が多く，礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31～35	・粘土やシルトを挟在するが，いずれも周囲の岩盤に劣化が認められないことから，比較的目立つもののみを記載することとし，38.38mの粘土を記載。	変更なし	変更なし
36	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
37	・一部に砂～細礫を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
38	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
39	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
40	・シルトを挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
41 47.79～47.83m ・低角度の割れ目が発達する。
42 51.39～51.52m ・高，低角度の割れ目が斜交する。
43 57.54～57.87m ・低角度の割れ目が発達する。
44 60.03～61.72m ・低角度の割れ目が発達する。
45 66.07～67.13m ・高角度の割れ目が発達する。
46 66.78m ・幅1～6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
41 47.79～47.83m ・低角度の割れ目が発達する。
42 51.39～51.52m ・高，低角度の割れ目が斜交する。
43 57.54～57.87m ・低角度の割れ目が発達する。
44 60.03～61.72m ・低角度の割れ目が発達する。
45 66.07～67.13m ・高角度の割れ目が発達する。
46 66.78m ・幅1～6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

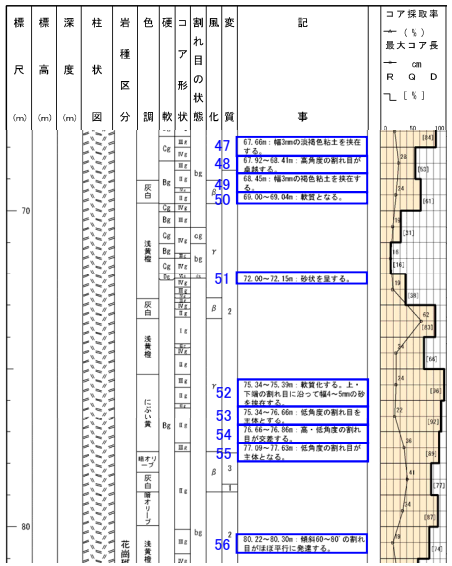
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
41 47.79～47.83m ・低角度の割れ目が発達する。
42 51.39～51.52m ・高，低角度の割れ目が斜交する。
43 57.54～57.87m ・低角度の割れ目が発達する。
44 60.03～61.72m ・低角度の割れ目が発達する。
45 66.07～67.13m ・高角度の割れ目が発達する。
46 66.78m ・幅1～6mmの黄褐色シルト～砂を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・シルト～砂を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
42	変更なし	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

48 67.92～68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00～69.04m ・軟質となる。
51 72.00～72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34～75.39m ・軟質となる。
53～55 75.34～77.63m ・高，低角度の割れ目が発達する。
56 80.22～80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

48 67.92～68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00～69.04m ・軟質となる。
51 72.00～72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34～75.39m ・軟質となる。
53～55 75.34～77.63m ・高，低角度の割れ目が発達する。
56 80.22～80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

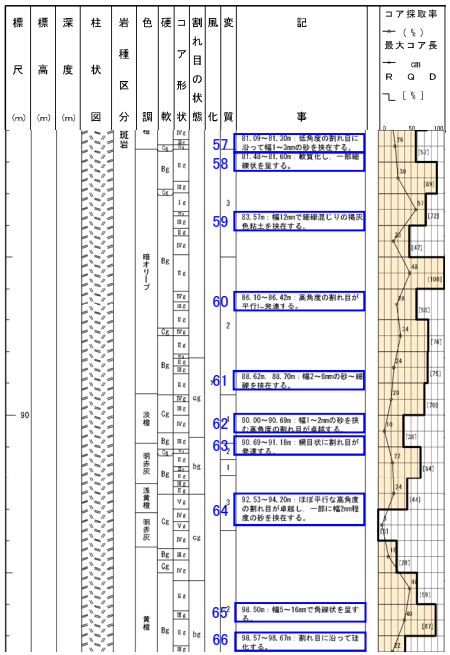
記　事

48 67.92～68.41m ・高角度の割れ目が発達する。
50 69.00～69.04m ・軟質となる。
51 72.00～72.15m ・砂状を呈する。
52 75.34～75.39m ・軟質となる。
53～55 75.34～77.63m ・高，低角度の割れ目が発達する。
56 80.22～80.30m ・高角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
48	変更なし	変更なし	変更なし
49	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
50	変更なし	変更なし	変更なし
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	・砂を挟在するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
53～55	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
56	・表現の見直し(傾斜60～80°→高角度)。 ・割れ目の発達の状況については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
57 81.09～81.30m ・低角度の割れ目に沿って幅1～3mmの砂を挟む。
58 81.48～81.60m ・軟質化する。 ・割れ目が多く，一部細礫状を呈する。
60 86.10～86.42m ・高角度の割れ目が発達する。
62 90.00～90.69m ・高角度の割れ目が発達する。
63 90.69～91.18m ・網目状に割れ目が発達する。
64 92.53～94.20m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に幅2mm程度の砂を挟む。
65 98.50m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
66 98.57～98.67m ・割れ目に沿って珪化する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
57 81.09～81.30m ・低角度の割れ目に沿って幅1～3mmの砂を挟む。
58 81.48～81.60m ・軟質化する。 ・割れ目が多く，一部細礫状を呈する。
60 86.10～86.42m ・高角度の割れ目が発達する。
62 90.00～90.69m ・高角度の割れ目が発達する。
63 90.69～91.18m ・網目状に割れ目が発達する。
64 92.53～94.20m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に幅2mm程度の砂を挟む。
65 98.50m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
66 98.57～98.67m ・割れ目に沿って珪化する。

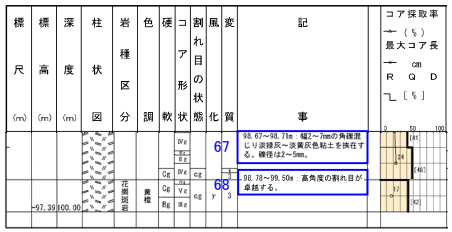
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
57 81.09～81.30m ・低角度の割れ目に沿って幅1～3mmの砂を挟む。
58 81.48～81.60m ・軟質化する。 ・割れ目が多く，一部細礫状を呈する。
60 86.10～86.42m ・高角度の割れ目が発達する。
62 90.00～90.69m ・高角度の割れ目が発達する。
63 90.69～91.18m ・網目状に割れ目が発達する。
64 92.53～94.20m ・高角度の割れ目が発達する。 ・一部に幅2mm程度の砂を挟む。
65 98.50m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
66 98.57～98.67m ・割れ目に沿って珪化する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
57	変更なし	変更なし	変更なし
58	・"コア形状"欄に基づき"割れ目が多く"と記載。	変更なし	変更なし
59	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
60	・割れ目の発達の状況については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
61	・砂～細礫を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
62	・砂の挟在については，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
63	変更なし	変更なし	変更なし
64	・割れ目の発達の状況については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
65	・角礫状の区間の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
66	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-6

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

68 98.78～99.50m
・高角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

68 98.78～99.50m
・高角度の割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

68 98.78～99.50m
・高角度の割れ目が発達する。

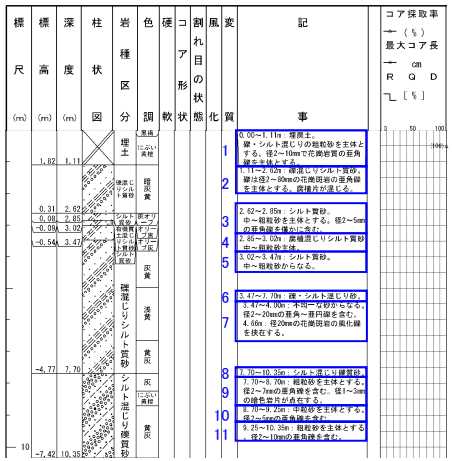
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
67	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
68	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-12

余白

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
1 0.00～1.11m ・埋土である。
2 1.11～2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62～2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85～3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02～3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47～7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8～11 7.70～10.35m ・シルト混じり礫質砂である。 ・中粒砂を主体とする。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
1 0.00～1.11m ・埋土である。
2 1.11～2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62～2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85～3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02～3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47～7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8～11 7.70～10.35m ・シルト混じり礫質砂である。 ・中粒砂を主体とする。

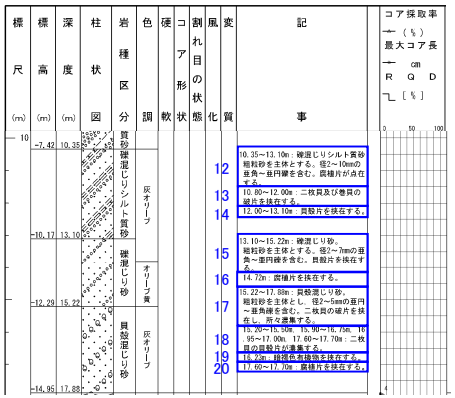
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
1 0.00～1.11m ・埋土である。
2 1.11～2.62m ・礫混じりシルト質砂である。
3 2.62～2.85m ・シルト質砂である。
4 2.85～3.02m ・有機質土混じりシルト質砂である。
5 3.02～3.47m ・シルト質砂である。
6 3.47～7.70m ・礫・シルト混じり砂である。
8～11 7.70～10.35m ・シルト混じり礫質砂である。 ・中粒砂を主体とする。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(埋戻土→埋土)。 ・埋戻土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，円磨度，腐植片については削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫径，円磨度については削除。	変更なし	変更なし
4	・表現の見直し(腐植混じり→有機質土混じり)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
6,7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8～11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。 (誤記)“中粒砂及び粗粒砂を主体とする”と書くべきところを誤って“中粒砂を主体とする”と記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	事

審査資料案

記事	事
12	10.35～13.10m ・礫混じりシルト質砂である。
15	13.10～15.22m ・礫混じり砂である。
17,19,20	15.22～17.88m ・貝殻混じり砂である。 ・一部，暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	事
12	10.35～13.10m ・礫混じりシルト質砂である。
15	13.10～15.22m ・礫混じり砂である。
17,19,20	15.22～17.88m ・貝殻混じり砂である。 ・一部，暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

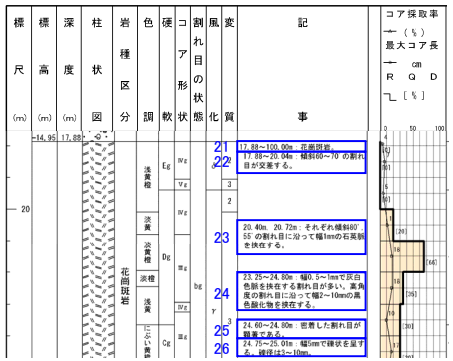
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	事
12	10.35～13.10m ・礫混じりシルト質砂である。
15	13.10～15.22m ・礫混じり砂である。
17,19,20	15.22～17.88m ・貝殻混じり砂である。 ・一部，暗褐色を呈する有機物及び腐植片を含む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12～14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，礫径，円磨度，粒度，腐植片については削除。	変更なし	変更なし
15,16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，粒度，礫径，円磨度，貝殻片については削除。	変更なし	変更なし
17～20	・砂の粒度については，補足的なものであるため削除。 ・層相の構成粒子のうち主体的でないものについては，目立つもののみを記載することにしており，礫，貝殻片を削除し，有機物，腐植片を記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 17.88～100.00m
・花崗斑岩である。

23 20.40m，20.72m
・高，中角度の割れ目に沿って幅1mmの石英脈を挟む。

25 24.60～24.80m
・密着した割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 17.88～100.00m
・花崗斑岩である。

23 20.40m，20.72m
・高，中角度の割れ目に沿って幅1mmの石英脈を挟む。

25 24.60～24.80m
・密着した割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

21 17.88～100.00m
・花崗斑岩である。

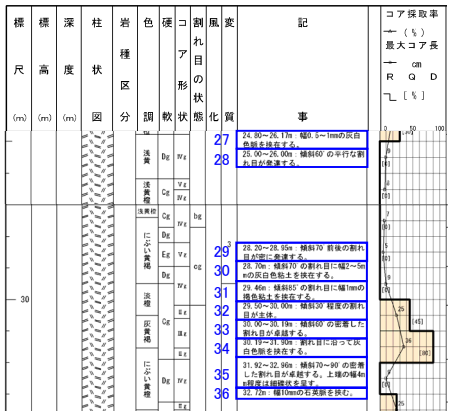
23 20.40m，20.72m
・高，中角度の割れ目に沿って幅1mmの石英脈を挟む。

25 24.60～24.80m
・密着した割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	変更なし	変更なし	変更なし
22	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—
23	・表現の見直し(傾斜80°，55°→高，中角度)。	変更なし	変更なし
24	・割れ目沿いに粘土脈を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・黒色酸化物については，補足的なものであるため削除。	—	—
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

27～34 24.80～31.90m
・低～高角度の割れ目が発達する。
・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む。

35 31.92～32.96m
・高角度の密着した割れ目が発達する。

36 32.72m
・幅10mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

27～34 24.80～31.90m
・低～高角度の割れ目が発達する。
・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む。

35 31.92～32.96m
・高角度の密着した割れ目が発達する。

36 32.72m
・幅10mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

27～34 24.80～31.90m
・低～高角度の割れ目が発達する。
・割れ目沿いに褐色及び灰白色の粘土を挟む。

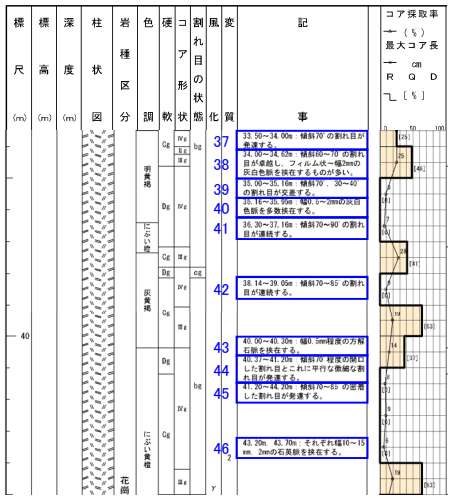
35 31.92～32.96m
・高角度の密着した割れ目が発達する。

36 32.72m
・幅10mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27～34	・割れ目の発達の程度や粘土の挟在について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
35	・表現の見直し(傾斜70～90° →高角度)。 ・細礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
36	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事

37～42 33.50～39.05m
・高角度の割れ目が発達し，一部で低角度の割れ目と斜交する。
43 40.00～40.30m
・幅0.5mm程度の方解石脈を挟む。
44 40.37～41.20m
・高角度の割れ目が発達する。
46 43.20m，43.70m
・幅10～15mm，2mmの石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事

37～42 33.50～39.05m
・高角度の割れ目が発達し，一部で低角度の割れ目と斜交する。
43 40.00～40.30m
・幅0.5mm程度の方解石脈を挟む。
44 40.37～41.20m
・高角度の割れ目が発達する。
46 43.20m，43.70m
・幅10～15mm，2mmの石英脈を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

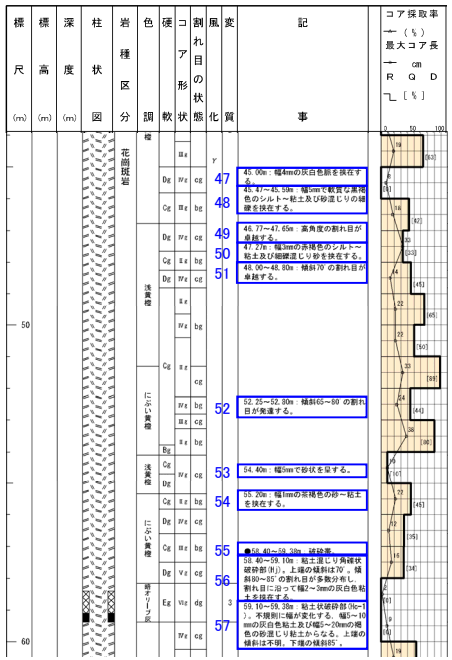
記事

37～42 33.50～39.05m
・高角度の割れ目が発達し，一部で低角度の割れ目と斜交する。
43 40.00～40.30m
・幅0.5mm程度の方解石脈を挟む。
44 40.37～41.20m
・高角度の割れ目が発達する。
46 43.20m，43.70m
・幅10～15mm，2mmの石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37～42	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。 ・灰白色脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	・表現の見直し(傾斜70°→高角度)。 ・割れ目の開口については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	—	—
46	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

49,51,52 46.77～52.80m
・高角度の割れ目が発達する。

53 54.40m
・割れ目が密集し，砂状を呈する。

55～57 ●58.40～59.38m(f-br-12-1破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれセンスである。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・走向・傾斜はN7°E85°Wである。
・下端境界の傾斜は85°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

49,51,52 46.77～52.80m
・高角度の割れ目が発達する。

53 54.40m
・割れ目が密集し，砂状を呈する。

55～57 ●58.40～59.38m(f-br-12-1破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれセンスである。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・走向・傾斜はN7°E85°Wである。
・下端境界の傾斜は85°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

49,51,52 46.77～52.80m
・高角度の割れ目が発達する。

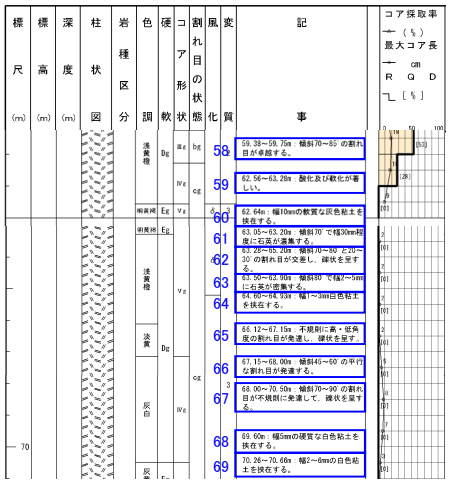
53 54.40m
・割れ目が密集し，砂状を呈する。

55～57 ●58.40～59.38m(f-br-12-1破砕帯)
・破砕部である。
・右ずれセンスである。
・主に褐灰色の固結礫状部からなる。
・褐色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm
・走向・傾斜はN7°E85°Wである。
・下端境界の傾斜は85°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
47	・灰白色脈については，補足的なものであるため削除。	—	—
48	・シルト～粘土及び砂混じり細礫を挟在するが，直線性に乏しいことから削除。	—	—
49,51,52	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
50	・シルト～粘土及び細礫混じり砂を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
53	・幅については，補足的なものであるため削除。 ・砂状部の周辺に細かな割れ目が発達することから，"割れ目が密集し"と記載。	変更なし	変更なし
54	・砂～粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
55～57	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，比較的直線的な下端境界で取得したものを除き削除。 ・"粘土を挟在する"と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。 ・"割れ目が多数分布"，"不規則に幅が変化する"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
58 59.38～59.75m ・高角度の割れ目が発達する。
59 62.56～63.28m ・酸化及び軟化が著しい。
62, 63 63.28～65.20m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・一部で石英が濃集する。
65 66.12～70.66m ・不規則に低～高角度の割れ目が発達する。 ・礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
58 59.38～59.75m ・高角度の割れ目が発達する。
59 62.56～63.28m ・酸化及び軟化が著しい。
62, 63 63.28～65.20m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・一部で石英が濃集する。
65 66.12～70.66m ・不規則に低～高角度の割れ目が発達する。 ・礫状を呈する。

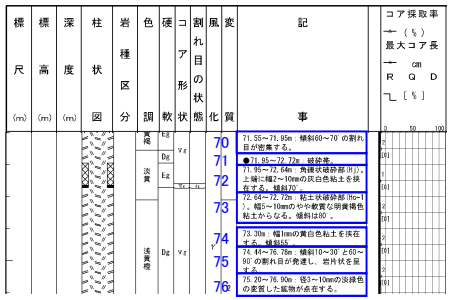
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
58 59.38～59.75m ・高角度の割れ目が発達する。
59 62.56～63.28m ・酸化及び軟化が著しい。
62, 63 63.28～65.20m ・高角度と低角度の割れ目が斜交する。 ・一部で石英が濃集する。
65 66.12～70.66m ・不規則に低～高角度の割れ目が発達する。 ・礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
58	・表現の見直し(傾斜70～85°→高角度)。	変更なし	変更なし
59	変更なし	変更なし	変更なし
60	・粘土を挟在するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	—	—
61	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—
62,63	・表現の見直し(傾斜70～80°と20～30°→高角度と低角度)。 ・割れ目の発達する区間とその区間内における石英の濃集を一括記載。	変更なし	変更なし
64	・粘土を挟在するが，直線性に乏しいことから削除。	—	—
65～69	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。 ・69.00mに粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・70.26～70.66mの区間に粘土を挟在するが，いずれも連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



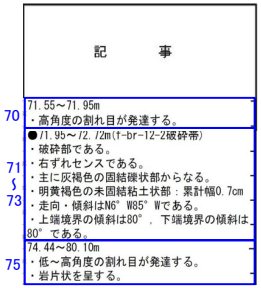
設置許可申請書
（平成27年11月）



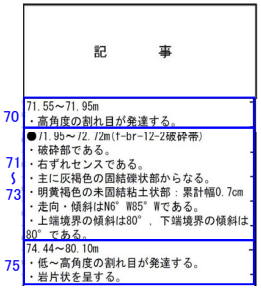
審査資料
（平成29年12月22日）



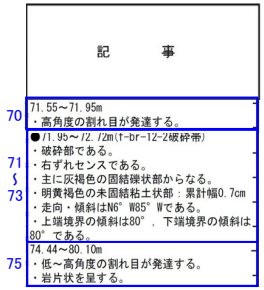
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



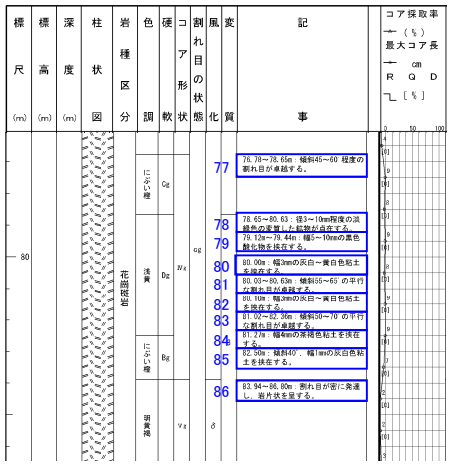
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
70	・表現の見直し(傾斜60～70°→高角度)。	変更なし	変更なし
71～73	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけ傾斜の見直しを反映。 ・"粘土を挟在する"と記載されているが，粘土の連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
74	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
75	・表現の見直し(傾斜10～30°，60～90°→低～高角度)。 (誤記)74.44～76.78mと書くべきところを誤って74.44～80.10mと記載。	変更なし	変更なし
76	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
83 81.02～82.36m ・中～高角度の割れ目が発達する。
86 83.94～86.80m ・割れ目が密に発達する。 ・岩片状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
83 81.02～82.36m ・中～高角度の割れ目が発達する。
86 83.94～86.80m ・割れ目が密に発達する。 ・岩片状を呈する。

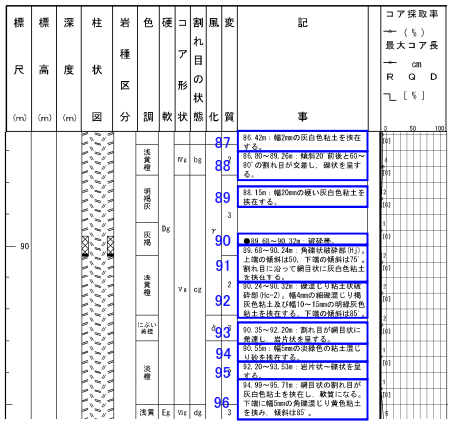
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
83 81.02～82.36m ・中～高角度の割れ目が発達する。
86 83.94～86.80m ・割れ目が密に発達する。 ・岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
77	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—
78	・鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	—	—
79	・黒色酸化物については，補足的なものであるため削除。	—	—
80	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
81	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	—	—
82	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
83	・表現の見直し(傾斜50～70° →中～高角度)。	変更なし	変更なし
84	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
85	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
86	変更なし	変更なし	変更なし

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



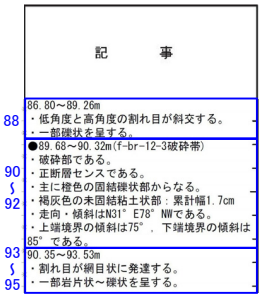
設置許可申請書
（平成27年11月）



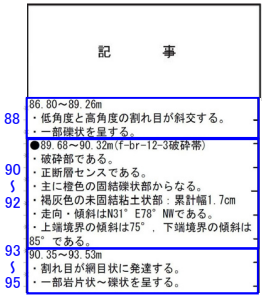
審査資料
（平成29年12月22日）



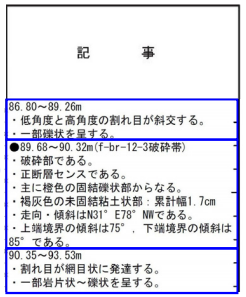
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



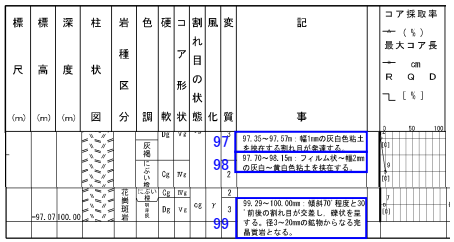
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
87	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
88	・表現の見直し(傾斜20°前後と60～80°→低角度と高角度)。	変更なし	変更なし
89	・粘土を挟在するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
90～92	・破砕帯名を記載。 ・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察による上端境界の見かけ傾斜の見直しを反映。	変更なし	変更なし
93～95	・割れ目の発達の程度について，区間を統合し一括記載。 ・粘土混じり砂を挟在するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
96	・粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性に乏しいことから削除。	—	—

H27-Br-12

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

99 99.29～100.00m
・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
・碟状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

99 99.29～100.00m
・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
・碟状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

99 99.29～100.00m
・高角度と低角度の割れ目が斜交する。
・碟状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
97	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	—	—
98	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	—	—
99	・表現の見直し(傾斜70°と30°前後→高角度と低角度)。 ・花崗斑岩の結晶度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

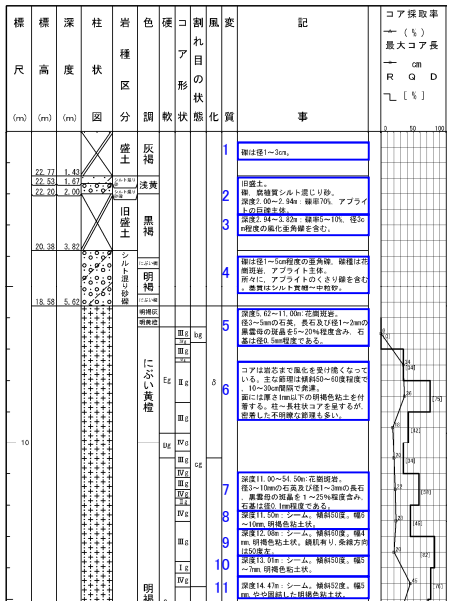
余白

H19-No.10

余白

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～1.43m
・盛土である。
a 1.43～1.67m
・シルト混じり砂である。
b 1.67～2.00m
・シルト混じり砂礫である。
2,3 2.00～3.82m
・旧盛土である。
4 3.82～5.62m
・シルト混じり砂礫である。
5,7,33,42,45,47,50,53,62 5.62～120.00m
・花崗斑岩である。
8～11 11.50～14.47m
・角礫状～明褐色の粘土状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～1.43m
・盛土である。
a 1.43～1.67m
・シルト混じり砂である。
b 1.67～2.00m
・シルト混じり砂礫である。
2,3 2.00～3.82m
・旧盛土である。
4 3.82～5.62m
・シルト混じり砂礫である。
5,7,33,42,45,47,50,53,62 5.62～120.00m
・花崗斑岩である。
8～11 11.50～14.47m
・角礫状～明褐色の粘土状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

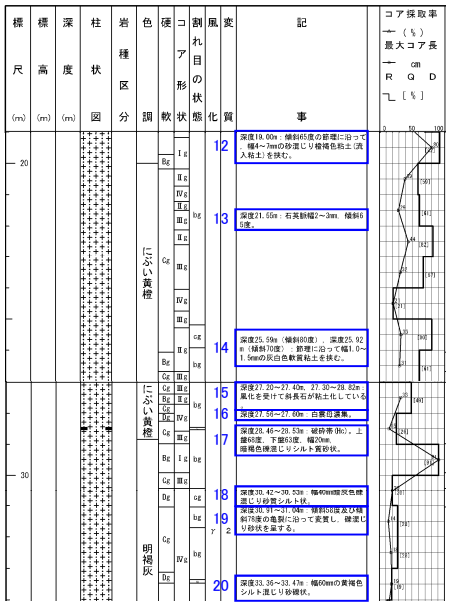
記　事

1 0.00～1.43m
・盛土である。
a 1.43～1.67m
・シルト混じり砂である。
b 1.67～2.00m
・シルト混じり砂礫である。
2,3 2.00～3.82m
・旧盛土である。
4 3.82～5.62m
・シルト混じり砂礫である。
5,7,33,42,45,47,50,53,62 5.62～120.00m
・花崗斑岩である。
8～11 11.50～14.47m
・角礫状～明褐色の粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて盛土と記載。 ・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，礫径に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
a	・柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。	変更なし	変更なし
b	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。	変更なし	変更なし
2,3	・柱状図に合わせて旧盛土と記載。 ・旧盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，円磨度，礫種，基質については削除。	変更なし	変更なし
5,7,33,42,45,47, 50,53,62	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 （誤記）5.62～115.15mと書くべきところを誤って5.62～120.00mと記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
6	・風化を伴う脆弱化や割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部割れ目に粘土を付着するが，いずれも連続性に乏しく，周囲の割れ目に劣化が認められないことから削除。	ー	ー
8～11	・粘土状の部分について，区間を統合して一括記載。 ・粘土の周辺で細片化していることから角礫状と記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-71～74頁）。	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
14 25.59～25.92m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。
15 27.20～28.82m ・風化部である。
17 ●28.46～28.53m ・破砕部である。 ・主に暗褐色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は63°である。
18 30.42～30.53m ・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
19 30.91～31.04m ・変質している。 ・割れ目が発達し，礫混じり砂状を呈する。
20 33.36～33.47m ・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
14 25.59～25.92m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。
15 27.20～28.82m ・風化部である。
17 ●28.46～28.53m ・破砕部である。 ・主に暗褐色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は63°である。
18 30.42～30.53m ・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
19 30.91～31.04m ・変質している。 ・割れ目が発達し，礫混じり砂状を呈する。
20 33.36～33.47m ・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。

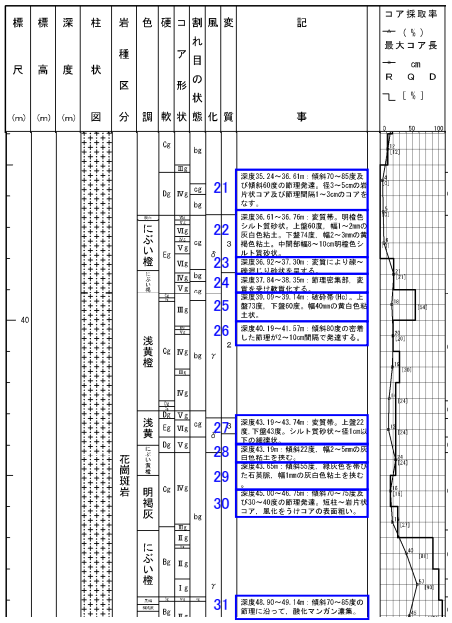
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
14 25.59～25.92m ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。 ・軟質である。
15 27.20～28.82m ・風化部である。
17 ●28.46～28.53m ・破砕部である。 ・主に暗褐色の固結礫状部からなる。 ・暗褐色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は68°，下端境界の傾斜は63°である。
18 30.42～30.53m ・暗灰色の礫混じり砂質シルト状を呈する。
19 30.91～31.04m ・変質している。 ・割れ目が発達し，礫混じり砂状を呈する。
20 33.36～33.47m ・黄褐色のシルト混じり砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・流入粘土を挟むが，割れ目を充填したものであり，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
13	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	－	－
14	・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。 （誤記）“25.59m，25.92m”と書くべきところを誤って”25.59～25.92m”と記載。	変更なし	変更なし
15	・表現の見直し（27.20～27.40m，27.30～28.82m→27.20～28.82m）。 ・斜長石の粘土化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
16	・白雲母の濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
17	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
18	・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
19	・割れ目傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
20	・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
21 35.24～36.61m ・高角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
22 36.61～36.76m ・変質している。 ・明橙色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明橙色のシルト質砂状を呈する。
23 36.92～37.30m ・変質している。 ・礫状～礫混じり砂状を呈する。
24 37.84～38.35m ・変質している。 ・割れ目が発達する。 ・軟質である。
25 ●39.09～39.14m ・破砕部である。 ・主ににぶい褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は60°である。
27～29 43.19～43.74m ・変質している。 ・シルト質砂状～細礫状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
30,31 45.00～49.14m ・高角度の割れ目が発達し，短柱状～岩片状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
21 35.24～36.61m ・高角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
22 36.61～36.76m ・変質している。 ・明橙色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明橙色のシルト質砂状を呈する。
23 36.92～37.30m ・変質している。 ・礫状～礫混じり砂状を呈する。
24 37.84～38.35m ・変質している。 ・割れ目が発達する。 ・軟質である。
25 ●39.09～39.14m ・破砕部である。 ・主ににぶい褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は60°である。
27～29 43.19～43.74m ・変質している。 ・シルト質砂状～細礫状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
30,31 45.00～49.14m ・高角度の割れ目が発達し，短柱状～岩片状を呈する。

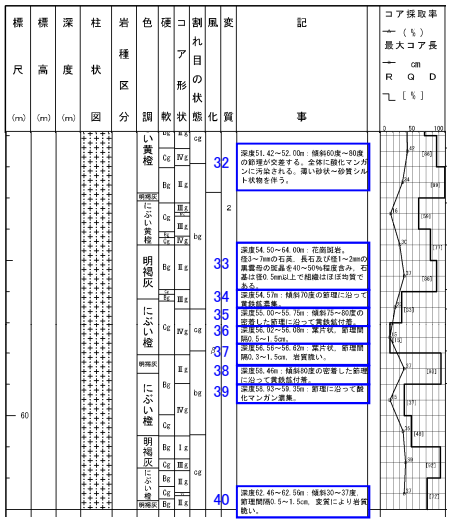
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
21 35.24～36.61m ・高角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
22 36.61～36.76m ・変質している。 ・明橙色のシルト質砂状～灰白～黄褐色の粘土及び明橙色のシルト質砂状を呈する。
23 36.92～37.30m ・変質している。 ・礫状～礫混じり砂状を呈する。
24 37.84～38.35m ・変質している。 ・割れ目が発達する。 ・軟質である。
25 ●39.09～39.14m ・破砕部である。 ・主ににぶい褐色の固結粘土状部からなる。 ・灰白色の未固結粘土状部：累計幅0.1cm ・上端境界の傾斜は73°，下端境界の傾斜は60°である。
27～29 43.19～43.74m ・変質している。 ・シルト質砂状～細礫状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
30,31 45.00～49.14m ・高角度の割れ目が発達し，短柱状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・表現の見直し(傾斜75～85° 及び傾斜60° →高角度)。 ・割れ目の発達の程度については，"コア形状"欄に基づき岩片状と記載。	変更なし	変更なし
22	・変質している区間の境界傾斜，細粒部の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24	変更なし	変更なし	変更なし
25	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
26	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
27～29	・変質している区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・変質している区間の境界傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
30,31	・RQDと最大コア長の増大が認められることから，割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載し，"コア形状"欄に基づき短柱状～岩片状と記載。 ・表現の見直し(傾斜70～85° 及び傾斜60° →高角度)。 ・割れ目沿いの酸化マンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

32 51.42～52.00m
・割れ目が発達し，砂状～砂質シルト状を呈する。

40 62.46～62.56m
・変質している。
・中角度の割れ目が発達する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

32 51.42～52.00m
・割れ目が発達し，砂状～砂質シルト状を呈する。

40 62.46～62.56m
・変質している。
・中角度の割れ目が発達する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

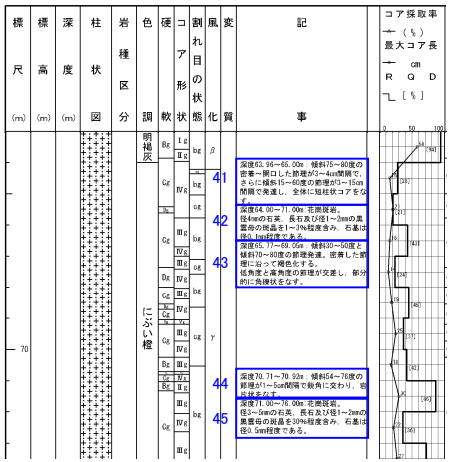
32 51.42～52.00m
・割れ目が発達し，砂状～砂質シルト状を呈する。

40 62.46～62.56m
・変質している。
・中角度の割れ目が発達する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・割れ目の傾斜，酸化マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・砂状～砂質シルト状物を伴うが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
33	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
34,35	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－
36,37	・葉片状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
38	・割れ目沿いの鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	－	－
39	・割れ目沿いの酸化マンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	－	－
40	・表現の見直し(傾斜30～37°　→中角度)。 ・割れ目間隔については，ばらつきがあるため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

41 63.96～65.00m
・割れ目が発達し，短柱状を呈する。

43, 44 65.77～71.00m
・低角度～高角度の割れ目が発達し，岩片状～部分的に角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

41 63.96～65.00m
・割れ目が発達し，短柱状を呈する。

43, 44 65.77～71.00m
・低角度～高角度の割れ目が発達し，岩片状～部分的に角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

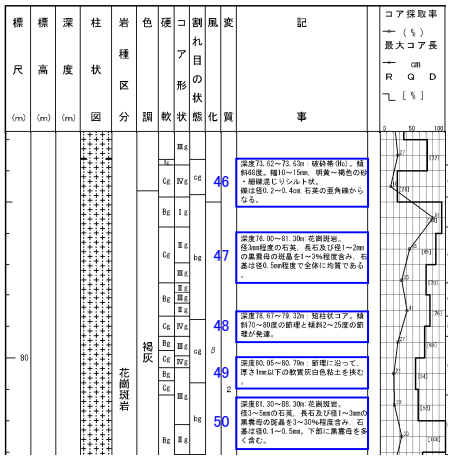
41 63.96～65.00m
・割れ目が発達し，短柱状を呈する。

43, 44 65.77～71.00m
・低角度～高角度の割れ目が発達し，岩片状～部分的に角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・割れ目間隔については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
42	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
43,44	・RQDと最大コア長が周囲に比べ低い区間が連続することから，割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。 ・表現の見直し（傾斜30°～80°→低角度～高角度）。	変更なし	変更なし
45	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

46 ●73.62～73.63m
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・上端・下端境界の傾斜は68°である。

48 78.67～79.32m
・割れ目が発達し，短柱状を呈する。

49 80.05～80.79m
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
・軟質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

46 ●73.62～73.63m
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・上端・下端境界の傾斜は68°である。

48 78.67～79.32m
・割れ目が発達し，短柱状を呈する。

49 80.05～80.79m
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
・軟質である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

46 ●73.62～73.63m
・破砕部である。
・灰白色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。
・上端・下端境界の傾斜は68°である。

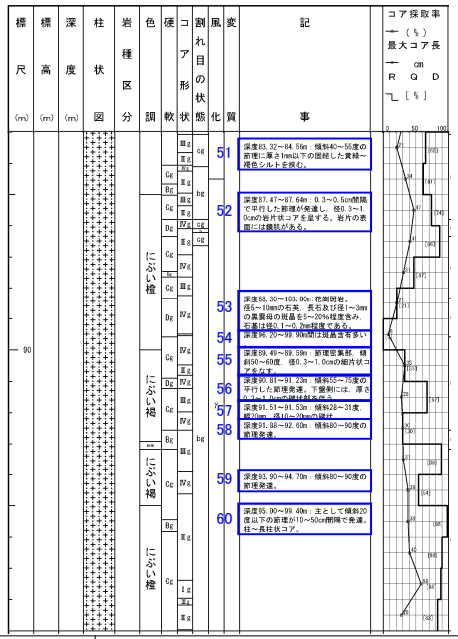
48 78.67～79.32m
・割れ目が発達し，短柱状を呈する。

49 80.05～80.79m
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
・軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
46	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・"傾斜68°"との記載については，上盤側と下盤側で同じ見かけの傾斜を示しているため，上盤側と下盤側に分けて記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"石英の亜角礫"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
48	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
49	・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
50	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

51 83.32～84.56m
・中角度の割れ目に沿って黄緑～褐色シルトを挟む。

52 87.47～87.64m
・割れ目が発達し，岩片状を呈する。

56～59 90.81～94.70m
・高角度の割れ目が発達し，礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

51 83.32～84.56m
・中角度の割れ目に沿って黄緑～褐色シルトを挟む。

52 87.47～87.64m
・割れ目が発達し，岩片状を呈する。

56～59 90.81～94.70m
・高角度の割れ目が発達し，礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

51 83.32～84.56m
・中角度の割れ目に沿って黄緑～褐色シルトを挟む。

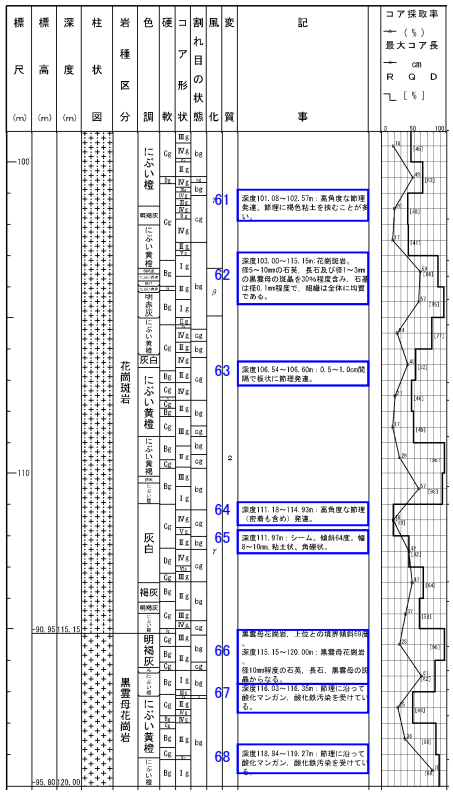
52 87.47～87.64m
・割れ目が発達し，岩片状を呈する。

56～59 90.81～94.70m
・高角度の割れ目が発達し，礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	・表現の見直し(傾斜40～55°→中角度)。 ・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。 ・劣化部の固結の程度については，ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	変更なし	変更なし
52	・割れ目間隔については，割れ目の発達の程度に関する補足的なものであるため削除。 ・鏡肌については，周囲の岩盤に劣化が認められないため削除。	変更なし	変更なし
53	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	－	－
54	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	－	－
55	・細片状を呈するが，直線性に乏しいことから削除。	－	－
56～59	・RQDの増大傾向が認められることから，割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。 ・表現の見直し(傾斜55～90°→高角度)。	変更なし	変更なし
60	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－

H19-No.10

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

	記　事
61	101.08～102.57m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。
63 ～ 65	106.54～114.93m ・角礫状～粘土状を呈する。 ・高角度の割れ目が発達する。
66	115.15～120.00m ・黒雲母花崗岩である。
67, 68	116.03～119.27m ・割れ目に沿って酸化マンガン，酸化鉄汚染を伴う。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
61	101.08～102.57m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。
63 ～ 65	106.54～114.93m ・角礫状～粘土状を呈する。 ・高角度の割れ目が発達する。
66	115.15～120.00m ・黒雲母花崗岩である。
67, 68	116.03～119.27m ・割れ目に沿って酸化マンガン，酸化鉄汚染を伴う。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
61	101.08～102.57m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。
63 ～ 65	106.54～114.93m ・角礫状～粘土状を呈する。 ・高角度の割れ目が発達する。
66	115.15～120.00m ・黒雲母花崗岩である。
67, 68	116.03～119.27m ・割れ目に沿って酸化マンガン，酸化鉄汚染を伴う。

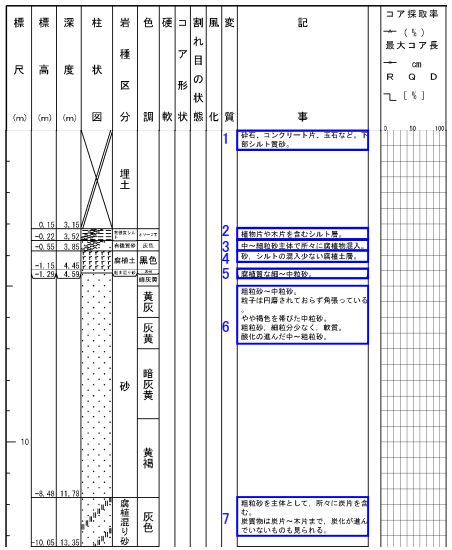
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
61	変更なし	変更なし	変更なし
62	・記事No.5で柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
63～65	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-75頁)。	変更なし	変更なし
66	・柱状図に合わせて黒雲母花崗岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
67,68	・割れ目沿いの酸化マンガンと酸化鉄汚染について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし

H19-No.5

余白

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
1	0.00～3.15m ・埋土である。
2	3.15～3.52m ・有機質シルトである。
3	3.52～3.85m ・有機質砂である。
4	3.85～4.45m ・有機質土である。
5	4.45～4.59m ・粘土混じり砂である。
6	4.59～11.78m ・砂である。
7	11.78～13.35m ・有機質混じり砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1	0.00～3.15m ・埋土である。
2	3.15～3.52m ・有機質シルトである。
3	3.52～3.85m ・有機質砂である。
4	3.85～4.45m ・有機質土である。
5	4.45～4.59m ・粘土混じり砂である。
6	4.59～11.78m ・砂である。
7	11.78～13.35m ・有機質混じり砂である。

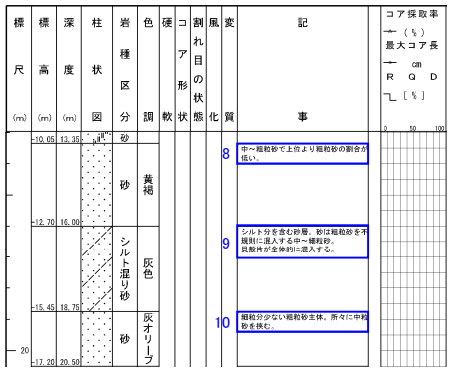
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1	0.00～3.15m ・埋土である。
2	3.15～3.52m ・有機質シルトである。
3	3.52～3.85m ・有機質砂である。
4	3.85～4.45m ・有機質土である。
5	4.45～4.59m ・粘土混じり砂である。
6	4.59～11.78m ・砂である。
7	11.78～13.35m ・有機質混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に合わせて埋土と記載。 ・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に合わせて有機質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，植物片，木片については削除。	変更なし	変更なし
3	・柱状図に合わせて有機質砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，腐植物については削除。	変更なし	変更なし
4	・柱状図に合わせて有機質土と記載。 ・表現の見直し(腐植土→有機質土)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，砂，シルトについては削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に合わせて粘土混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，腐植質，粒度については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，円磨度，硬軟については削除。	変更なし	変更なし
7	・柱状図に合わせて有機質混じり砂と記載。 ・表現の見直し(腐植混じり→有機質混じり)。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，炭片については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



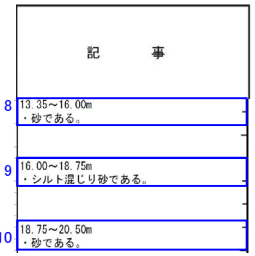
設置許可申請書
（平成27年11月）



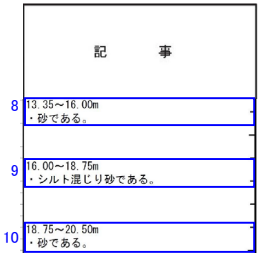
審査資料
（平成29年12月22日）



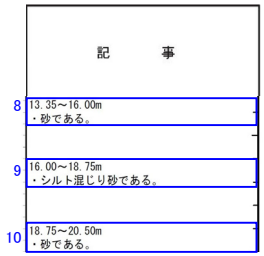
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



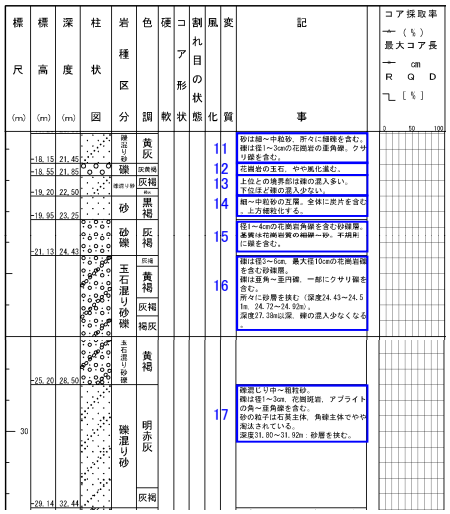
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
8	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
9	・柱状図に合わせてシルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度や貝殻片については削除。	変更なし	変更なし
10	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

11 20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12 21.45～21.85m ・礫である。
13 21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14 22.50～23.25m ・砂である。
15 23.25～24.43m ・砂礫である。
16 24.43～28.50m ・玉石混じり砂礫である。
17 28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

11 20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12 21.45～21.85m ・礫である。
13 21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14 22.50～23.25m ・砂である。
15 23.25～24.43m ・砂礫である。
16 24.43～28.50m ・玉石混じり砂礫である。
17 28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

審査資料
（令和2年2月7日）

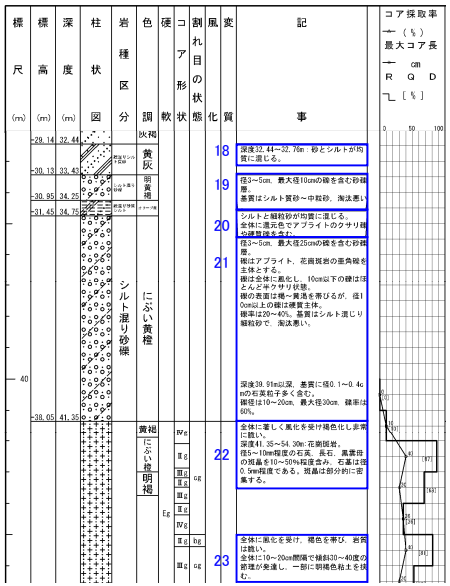
記　事

11 20.50～21.45m ・礫混じり砂である。
12 21.45～21.85m ・礫である。
13 21.85～22.50m ・礫混じり砂である。
14 22.50～23.25m ・砂である。
15 23.25～24.43m ・砂礫である。
16 24.43～28.50m ・玉石混じり砂礫である。
17 28.50～32.44m ・礫混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫径，礫種，円磨度については削除。	変更なし	変更なし
12	・柱状図に合わせて礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，風化については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫の混入状況については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に合わせて砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，炭片，堆積構造については削除。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に合わせて砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，基質については削除。	変更なし	変更なし
16	・柱状図に合わせて玉石混じり砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，円磨度，砂層については削除。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に合わせて礫混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，円磨度，基質，砂層については削除。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
18 32.44～33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19 33.43～34.25m ・シルト混じり砂である。
20 34.25～34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21 34.75～41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22 41.35～76.20m ・花崗斑岩である。
23 45.00～46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
18 32.44～33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19 33.43～34.25m ・シルト混じり砂である。
20 34.25～34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21 34.75～41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22 41.35～76.20m ・花崗斑岩である。
23 45.00～46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
18 32.44～33.43m ・礫混じりシルト質砂である。
19 33.43～34.25m ・シルト混じり砂である。
20 34.25～34.75m ・礫混じり砂質シルトである。
21 34.75～41.35m ・シルト混じり砂礫である。
22 41.35～76.20m ・花崗斑岩である。
23 45.00～46.00m ・風化部である。 ・一部に明褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
18	・柱状図に合わせて礫混じりシルト質砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，淘汰度については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 (誤記)シルト混じり砂礫と書くべきところを誤ってシルト混じり砂と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に合わせて礫混じり砂質シルトと記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，色調，礫種については削除。	変更なし	変更なし
21	・柱状図に合わせてシルト混じり砂礫と記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，円磨度，礫率，基質については削除。	変更なし	変更なし
22	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・風化や割れ目の発達を伴う岩盤の劣化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
23	・"風化"欄に基づき風化部と記載。 ・特徴的な一部に粘土を挟在する区間について記載。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
25	49.00～50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26	50.00～52.00m ・割れ目に沿って褐～暗褐色を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
25	49.00～50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26	50.00～52.00m ・割れ目に沿って褐～暗褐色を呈する。

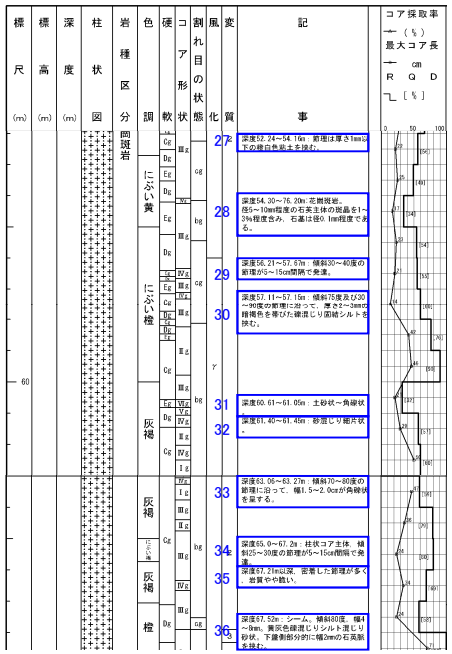
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
25	49.00～50.00m ・変質している。 ・一部に灰白色の粘土を挟む。
26	50.00～52.00m ・割れ目に沿って褐～暗褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
24	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	―	―
25	・変質している区間とその区間内における粘土の挟在を一括記載。 ・割れ目沿いの変色の記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	変更なし	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
27 52.00～54.00m ・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。
30 57.11～57.15m ・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
27 52.00～54.00m ・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。
30 57.11～57.15m ・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

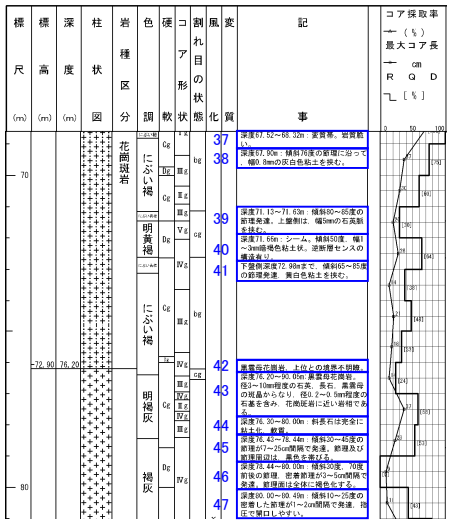
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
27 52.00～54.00m ・割れ目に沿って橙白色の粘土を挟む。
30 57.11～57.15m ・割れ目に沿って暗褐色の礫混じりシルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
27	・割れ目に沿って粘土を挟在する区間のうち，RQDと最大コア長が一定する区間を記載。 （誤記）52.24～54.16mと書くべきところを誤って52.00～54.00mと記載。	変更なし	変更なし
28	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	―	―
29	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
30	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・シルトの厚さについては，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
31	・土砂状～角礫状を呈するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
32	・砂混じり細片状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
33	・割れ目沿いに角礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
34	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
35	・割れ目の密着状態については，補足的なものであるため削除。 ・脆弱化を伴う岩盤の劣化の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
36	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-28頁）。	―	―

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

37 67.52～68.32m
・変質している。
・軟質である。

38 67.90m
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

39 71.13～71.63m
・割れ目が発達している。

41 71.66～72.98m
・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。

43 76.20～90.05m
・黒雲母花崗岩である。

44 76.30～80.00m
・軟質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

37 67.52～68.32m
・変質している。
・軟質である。

38 67.90m
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

39 71.13～71.63m
・割れ目が発達している。

41 71.66～72.98m
・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。

43 76.20～90.05m
・黒雲母花崗岩である。

44 76.30～80.00m
・軟質である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

37 67.52～68.32m
・変質している。
・軟質である。

38 67.90m
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

39 71.13～71.63m
・割れ目が発達している。

41 71.66～72.98m
・割れ目に沿って黄白色の粘土を挟む。

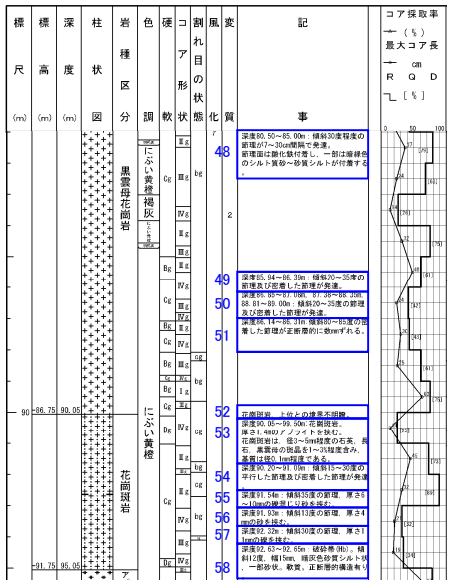
43 76.20～90.05m
・黒雲母花崗岩である。

44 76.30～80.00m
・軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
37	・表現の見直し(岩質脆い→軟質化)。	変更なし	変更なし
38	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・粘土の幅の記載については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
39	・割れ目の傾斜や鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
40	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-29頁)。	―	―
41	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
42,43	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
44	・斜長石の粘土化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
45～47	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	―	―

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

48 80.50～85.00m
・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

53 90.05～95.05m
・花崗斑岩である。

58 ●92.63～92.65m
・破砕部である。
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・上端境界の傾斜は12°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

48 80.50～85.00m
・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

53 90.05～95.05m
・花崗斑岩である。

58 ●92.63～92.65m
・破砕部である。
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・上端境界の傾斜は12°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

48 80.50～85.00m
・一部は暗緑色のシルト質砂～砂質シルトである。

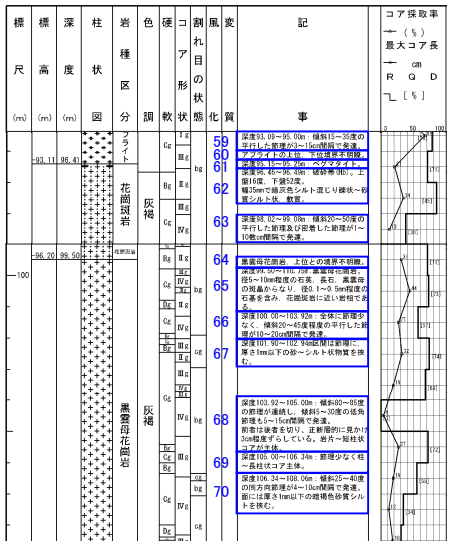
53 90.05～95.05m
・花崗斑岩である。

58 ●92.63～92.65m
・破砕部である。
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・上端境界の傾斜は12°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目に沿ってシルト質砂～砂質シルトを付着する区間について記載。	変更なし	変更なし
49,50	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
51	・密着した節理が正断層的にずれるとの記載については，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
52,53	・花崗斑岩が連続する区間にアプライトを挟在することから，柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
54	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
55,56	・礫混じり砂及び砂を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
57	・割れ目に沿って礫を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
58	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"軟質"との記載については，破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。 ・"正断層的構造有り"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することとしているため削除。 ・上記再観察による上端及び下端境界の見かけの傾斜の見直しを反映(上端境界に変更はなく，下端境界は不明瞭であるため記載せず)。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

60 95.05～96.41m
・アプライトである。

53 96.41～99.50m
・花崗斑岩である。

62 ●96.46～96.49m
・破砕部である。
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・フィルム状の粘土を狭在する。
・上端境界の傾斜は16°，下端境界の傾斜は52°である。

65 99.50～110.75m
・黒雲母花崗岩である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

60 95.05～96.41m
・アプライトである。

53 96.41～99.50m
・花崗斑岩である。

62 ●96.46～96.49m
・破砕部である。
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・フィルム状の粘土を狭在する。
・上端境界の傾斜は16°，下端境界の傾斜は52°である。

65 99.50～110.75m
・黒雲母花崗岩である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

60 95.05～96.41m
・アプライトである。

53 96.41～99.50m
・花崗斑岩である。

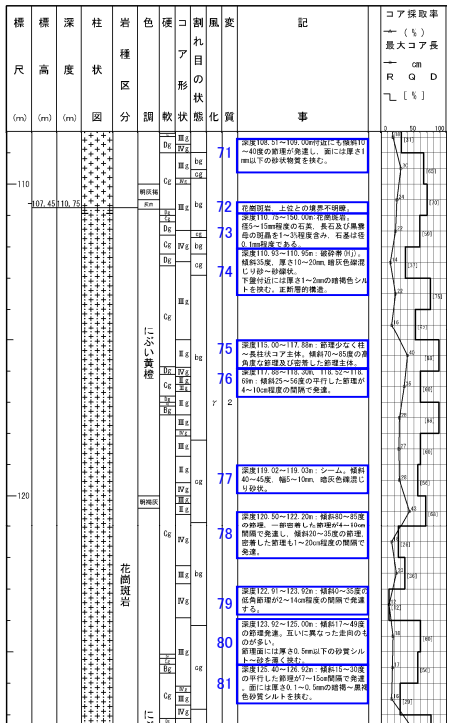
62 ●96.46～96.49m
・破砕部である。
・暗灰色の固結礫状部からなる。
・フィルム状の粘土を狭在する。
・上端境界の傾斜は16°，下端境界の傾斜は52°である。

65 99.50～110.75m
・黒雲母花崗岩である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
59	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
60	・柱状図に合わせてアプライトの深度区間を記載。 ・岩種境界の見かけ傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
53	・花崗斑岩が連続する区間にアプライトを挟在することから，柱状図に合わせて花崗斑岩の深度区間を記載。	変更なし	変更なし
61	・ペグマタイトの区間幅が小さく，柱状図で表示していないことから削除。	－	－
62	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・カタクレーサイト中に挟在するフィルム状の細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの(断層ガウジ)として扱い，フィルム状の粘土を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"軟質"との記載については，破砕部の硬軟を記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
63	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
64,65	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
66	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
67	・割れ目沿いに砂～シルト状物質を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
68	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・傾斜80～85度の割れ目が，傾斜5～30度の割れ目を正断層的にずらしているとの記載については，割れ目の周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
69	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
70	・割れ目沿いに砂質シルトを挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事	事

審査資料案

記事	事
73	110.75～150.00m ・花崗斑岩である。
74	●110.93～110.95m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は35°である。
80	123.92～125.00m ・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。
81	125.40～126.92m ・割れ目に沿って暗褐～黒褐色砂質シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	事
73	110.75～150.00m ・花崗斑岩である。
74	●110.93～110.95m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は35°である。
80	123.92～125.00m ・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。
81	125.40～126.92m ・割れ目に沿って暗褐～黒褐色砂質シルトを挟む。

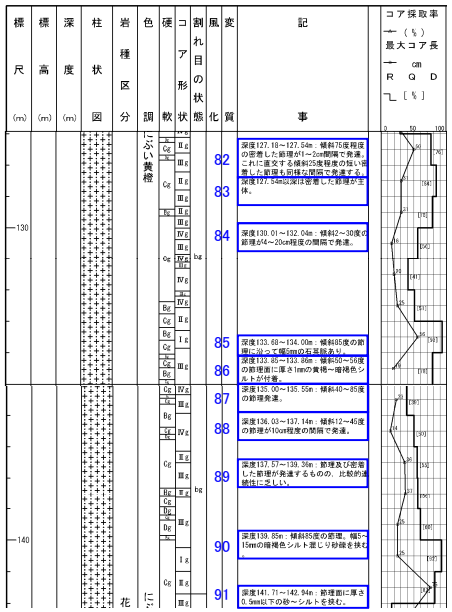
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	事
73	110.75～150.00m ・花崗斑岩である。
74	●110.93～110.95m ・破砕部である。 ・暗灰色の固結礫状部からなる。 ・上端境界の傾斜は35°である。
80	123.92～125.00m ・割れ目に沿って砂質シルト～砂を挟む。
81	125.40～126.92m ・割れ目に沿って暗褐～黒褐色砂質シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
71	・割れ目に沿って砂を挟在するが，直線性に乏しいことから削除。	－	－
72,73	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 ・岩種境界の明瞭さについては，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
74	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・見かけの傾斜の取得位置について，不連続面が明瞭であることから，上端境界と記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"正断層的構造"との記載については，肉眼観察に基づくものであり，審査資料では薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載することしているため削除。 ・"シルトを挟む"との記載については，シルトの連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
75,76	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
77	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明（補足説明資料3　補足3-30頁）。	－	－
78,79	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
80	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・砂質シルト～砂の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
81	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

91 141.71～142.94m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

91 141.71～142.94m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

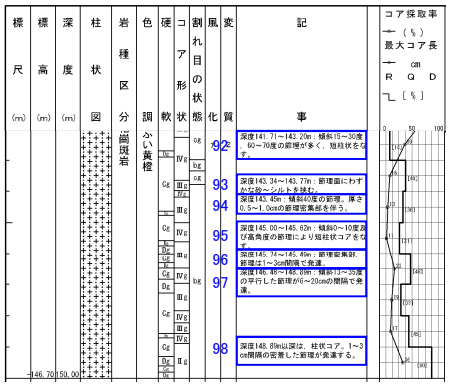
記　事

91 141.71～142.94m
・割れ目に沿って砂～シルトを挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
82	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
83	・割れ目の密着状態については，補足的なものであるため削除。	―	―
84	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
85	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
86	・割れ目沿いにシルトを付着するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
87～89	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
90	・割れ目に沿ってシルト混じり砂礫を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
91	・砂～シルトの厚さの記載については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H19-No.5

委託報告書
（平成19年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

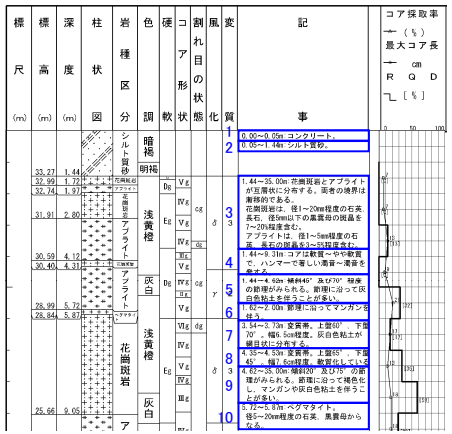
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
92	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
93,94	・一部で割れ目が密集し，砂～シルトを挟在するが，いずれも連続性に乏しいことから削除。	－	－
95	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－
96	・割れ目が密集するが，当該区間の周囲と岩盤状況に明瞭な差が認められないことから削除。	－	－
97,98	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	－	－

H20-④-4

余白

H20-④-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
1, 2	0.00～1.44m ・シルト質砂である。
3, a	1.44～1.72m，1.97～2.80m， 4.12～4.31m ・花崗斑岩である。
3, b	1.72～1.97m，2.80～4.12m， 4.31～5.72m ・アプライトである。
4, 5	1.44～9.31m ・中角度～高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
7	3.54～3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
8	4.35～4.53m ・変質している。 ・軟質である。
10	5.72～5.87m ・ペグマタイトである。
c	5.87～19.30m ・花崗斑岩が主体である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
1, 2	0.00～1.44m ・シルト質砂である。
3, a	1.44～1.72m，1.97～2.80m， 4.12～4.31m ・花崗斑岩である。
3, b	1.72～1.97m，2.80～4.12m， 4.31～5.72m ・アプライトである。
4, 5	1.44～9.31m ・中角度～高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
7	3.54～3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
8	4.35～4.53m ・変質している。 ・軟質である。
10	5.72～5.87m ・ペグマタイトである。
c	5.87～19.30m ・花崗斑岩が主体である。

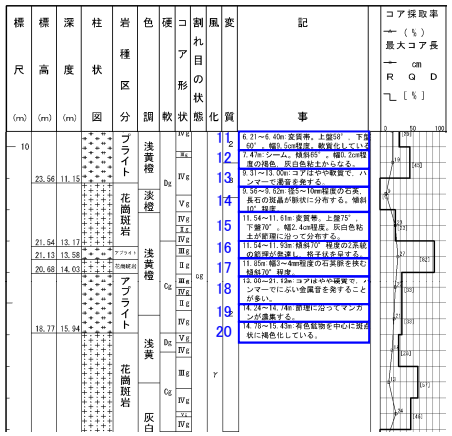
審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
1, 2	0.00～1.44m ・シルト質砂である。
3, a	1.44～1.72m，1.97～2.80m， 4.12～4.31m ・花崗斑岩である。
3, b	1.72～1.97m，2.80～4.12m， 4.31～5.72m ・アプライトである。
4, 5	1.44～9.31m ・中角度～高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白色の粘土を伴う。 ・軟質である。
7	3.54～3.73m ・変質している。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を網目状に挟む。
8	4.35～4.53m ・変質している。 ・軟質である。
10	5.72～5.87m ・ペグマタイトである。
c	5.87～19.30m ・花崗斑岩が主体である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1,2	・柱状図に合わせてシルト質砂とその深度区間を記載。 ・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，コンクリートについては削除。	変更なし	変更なし
3,a,b	・柱状図に合わせて花崗斑岩とアプライトの深度区間を岩種ごとに一括記載。 ・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし
4,5	・軟質な区間と区間内の割れ目の傾向を一括記載。 ・表現の見直し(45° 及び70° →中角度～高角度)。	変更なし	変更なし
6	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	－	－
7	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
8	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
9	・割れ目の傾斜，割れ目沿いの褐色化，マンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・割れ目沿いの粘土の挟在については，変質している区間や破砕部の記載の中で，目立つ粘土を個別に説明していることから削除。	－	－
10	・ペグマタイトの一般的な特徴を有しており，鉱物組成，粒径については削除。	変更なし	変更なし
c	・柱状図に合わせて花崗斑岩を主体とする深度区間を記載。	変更なし	変更なし

H20-④-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記	事

審査資料
（平成29年12月22日）

記	事

審査資料案

記	事
11	6.21～6.40m ・変質している。 ・軟質である。
d	9.05～11.15m，13.17～13.58m， 14.03～15.94m ・アプライトである。
15，16	11.54～11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し，格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記	事
11	6.21～6.40m ・変質している。 ・軟質である。
d	9.05～11.15m，13.17～13.58m， 14.03～15.94m ・アプライトである。
15，16	11.54～11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し，格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

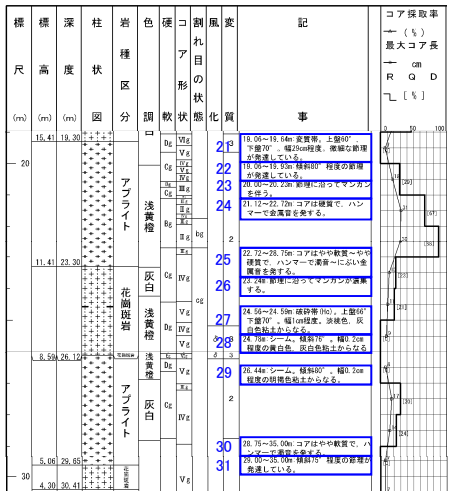
審査資料
（令和2年2月7日）

記	事
11	6.21～6.40m ・変質している。 ・軟質である。
d	9.05～11.15m，13.17～13.58m， 14.03～15.94m ・アプライトである。
15，16	11.54～11.61m ・変質している。 ・割れ目が発達し，格子状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
12	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-211頁)。	―	―
d	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
13	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
14	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
15,16	・格子状を呈する区間のうち，変質している区間のみを記載。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・変質している区間の境界傾斜，幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
18	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
19	・割れ目沿いのマンガンの濃集については，補足的なものであるため削除。	―	―
20	・変色については，補足的なものであるため削除。	―	―

H20-④-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
21, 22 19.06～19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
e 19.30～23.30m ・アプライトである。
24 21.12～22.72m ・硬質である。
25 22.72～28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
f 23.30～26.12m ・花崗斑岩である。
27 ●24.56～24.59m ・破砕部である。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN4°E71°Wである。 ・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は70°である。
g 26.12～29.65m ・アプライトである。
30, 31 28.75～35.00m ・高角度の割れ目が発達する。 ・軟質である。
h 29.65～30.41m，31.60～35.00m ・花崗斑岩である。
i 30.41～31.60m ・アプライトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
21, 22 19.06～19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
e 19.30～23.30m ・アプライトである。
24 21.12～22.72m ・硬質である。
25 22.72～28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
f 23.30～26.12m ・花崗斑岩である。
27 ●24.56～24.59m ・破砕部である。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN4°E71°Wである。 ・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は70°である。
g 26.12～29.65m ・アプライトである。
30, 31 28.75～35.00m ・高角度の割れ目が発達する。 ・軟質である。
h 29.65～30.41m，31.60～35.00m ・花崗斑岩である。
i 30.41～31.60m ・アプライトである。

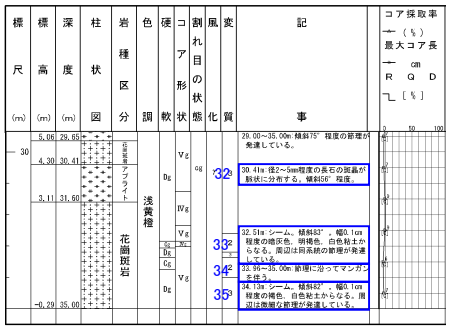
審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
21, 22 19.06～19.93m ・変質している。 ・高角度の割れ目が発達する。
e 19.30～23.30m ・アプライトである。
24 21.12～22.72m ・硬質である。
25 22.72～28.75m ・やや軟質～やや硬質である。
f 23.30～26.12m ・花崗斑岩である。
27 ●24.56～24.59m ・破砕部である。 ・淡桃色の未固結粘土状部からなる。この累計幅は1.0cmである。 ・走向・傾斜はN4°E71°Wである。 ・上端境界の傾斜は66°，下端境界の傾斜は70°である。
g 26.12～29.65m ・アプライトである。
30, 31 28.75～35.00m ・高角度の割れ目が発達する。 ・軟質である。
h 29.65～30.41m，31.60～35.00m ・花崗斑岩である。
i 30.41～31.60m ・アプライトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・高角度の割れ目が発達する区間と，その中で変質している区間を一括記載。 ・表現の見直し(80°→高角度)。	変更なし	変更なし
e	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
23	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
24	・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
25	・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26	・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。	―	―
f	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
27	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・幅の記載については，性状一覧表に上記再観察による破砕幅を示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
28	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-212頁)。	―	―
g	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
29	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-213頁)。	―	―
30,31	・軟質な区間とその中で高角度の割れ目が発達する区間を一括記載。 ・ハンマー打診による硬軟については，補足的なものであるため削除。 ・表現の見直し(75°→高角度)。	変更なし	変更なし
h	・柱状図に合わせて花崗斑岩とその深度区間を記載。	変更なし	変更なし
i	・柱状図に合わせてアプライトとその深度区間を記載。	変更なし	変更なし

H20-④-4

委託報告書
（平成20年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事
34, 35　33.96～35.00m ・高角度の割れ目が発達している。 ・割れ目に沿って褐～白色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
34, 35　33.96～35.00m ・高角度の割れ目が発達している。 ・割れ目に沿って褐～白色の粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
34, 35　33.96～35.00m ・高角度の割れ目が発達している。 ・割れ目に沿って褐～白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
32	・斑晶については，補足的なものであるため削除。	―	―
33	・シームについては削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-214頁)。	―	―
34,35	・割れ目の発達する区間とその中の粘土について一括記載。 ・割れ目沿いのマンガンについては，補足的なものであるため削除。 ・シームという用語については削除。 ・シームの削除の詳細については別途説明(補足説明資料3　補足3-215頁)。 ・シームの傾斜や幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

余白

H24-B8-15

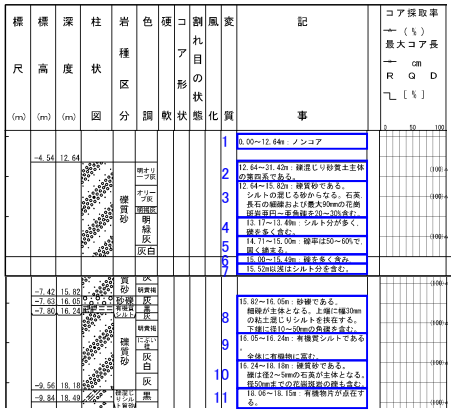
設置許可申請書
（平成27年11月）



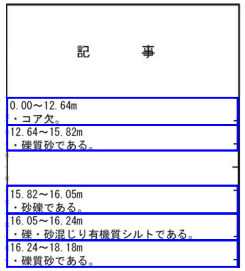
審査資料
（平成29年12月22日）



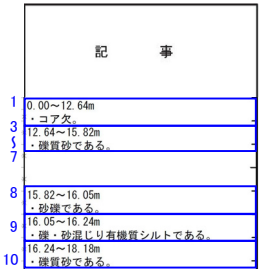
委託報告書
（平成30年）



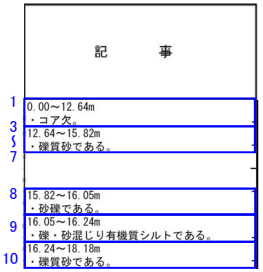
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・表現の見直し(ノンコア→コア欠)。	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	―	―
3～7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
9	・再観察結果に基づき，礫・砂混じり有機質シルトと記載。	変更なし	変更なし
10,11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や区間の細分については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

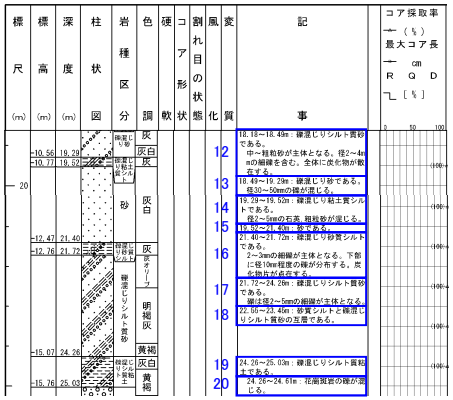
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

12 18.18～18.49m
・礫混じりシルト質砂である。
13 18.49～19.29m
・礫混じり砂である。
14 19.29～19.52m
・礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52～21.40m
・砂である。
16 21.40～21.72m
・礫混じり砂質シルトである。
17 21.72～24.26m
・礫混じりシルト質砂である。
19 24.26～28.93m
・礫混じりシルト質粘土である。
24.61～25.03m
・礫混じりｼﾙﾄ質粘土である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

12 18.18～18.49m
・礫混じりシルト質砂である。
13 18.49～19.29m
・礫混じり砂である。
14 19.29～19.52m
・礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52～21.40m
・砂である。
16 21.40～21.72m
・礫混じり砂質シルトである。
17 21.72～24.26m
・礫混じりシルト質砂である。
19 24.26～28.93m
・礫混じりシルト質粘土である。
24.61～25.03m
・礫混じりｼﾙﾄ質粘土である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

12 18.18～18.49m
・礫混じりシルト質砂である。
13 18.49～19.29m
・礫混じり砂である。
14 19.29～19.52m
・礫混じり粘土質シルトである。
15 19.52～21.40m
・砂である。
16 21.40～21.72m
・礫混じり砂質シルトである。
17 21.72～24.26m
・礫混じりシルト質砂である。
19 24.26～28.93m
・礫混じりシルト質粘土である。
24.61～25.03m
・礫混じりｼﾙﾄ質粘土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫径，炭化物については削除。	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径については削除。	変更なし	変更なし
14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫種については削除。	変更なし	変更なし
15	変更なし	変更なし	変更なし
16	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，炭化物については削除。	変更なし	変更なし
17,18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径や区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
19	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度，区間の細分については削除。 (誤記)24.26～25.03mと書くべきところを誤って24.26～28.93m，24.61～25.03mと記載。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や区間の細分については削除。	―	―

H24-B8-15

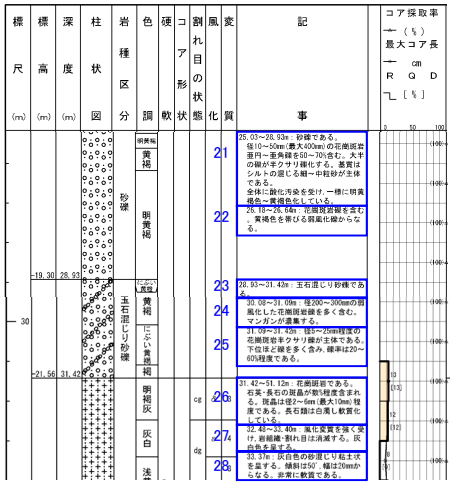
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

21 25.03～28.93m
・砂礫である。
23 28.93～31.42m
・玉石混じり砂礫である。
26 31.42～51.12m
・花崗斑岩である。
27 32.48～33.40m
・強風化部である。
・変質しており，灰白色を呈する。
28 33.37m
・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 25.03～28.93m
・砂礫である。
23 28.93～31.42m
・玉石混じり砂礫である。
26 31.42～51.12m
・花崗斑岩である。
27 32.48～33.40m
・強風化部である。
・変質しており，灰白色を呈する。
28 33.37m
・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

21 25.03～28.93m
・砂礫である。
23 28.93～31.42m
・玉石混じり砂礫である。
26 31.42～51.12m
・花崗斑岩である。
27 32.48～33.40m
・強風化部である。
・変質しており，灰白色を呈する。
28 33.37m
・灰白色の砂混じり粘土状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21,22	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
23～25	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や粒度，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
26～28	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

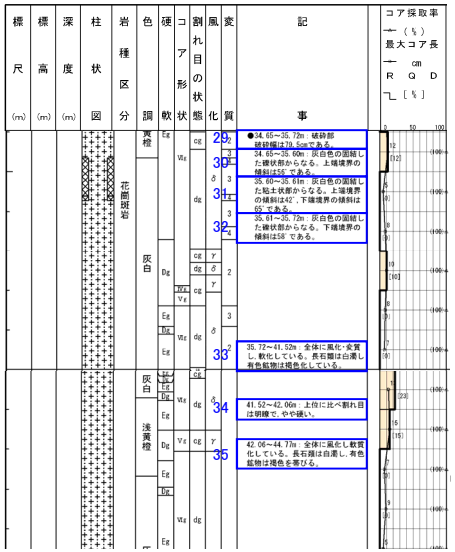
設置許可申請書
（平成27年11月）



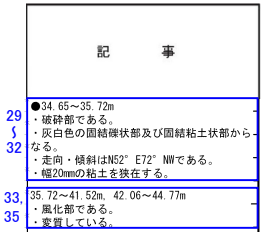
審査資料
（平成29年12月22日）



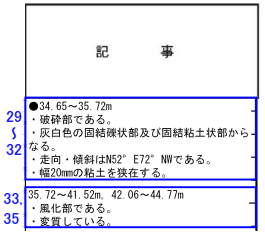
委託報告書
（平成30年）



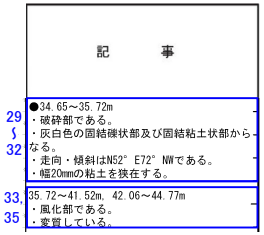
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29～32	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・カタクレーサイト中に挟在する細粒物質のうち，カタクレーサイトの特徴が明確に確認できないものについて，肉眼観察の結果に基づき，保守的に粘土を挟在するもの（断層ガウジ）として扱い，幅20mmの粘土を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
33,35	・長石類の白濁，鉱物の褐色化については，風化・変質に関する補足的なものであるため削除。 ・軟化については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
34	・割れ目の発達の程度や硬軟については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―

H24-B8-15

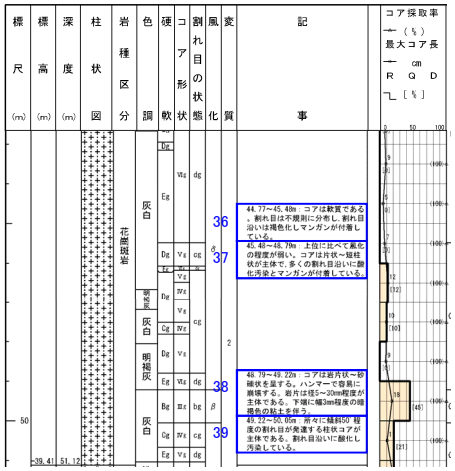
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事
36 44.77～45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48～48.79m ・片状～短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79～49.22m ・岩片状～砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22～50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し，柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
36 44.77～45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48～48.79m ・片状～短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79～49.22m ・岩片状～砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22～50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し，柱状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
36 44.77～45.48m ・軟質である。 ・割れ目に沿って褐色酸化物が付着する。
37 45.48～48.79m ・片状～短柱状を呈する。 ・割れ目に沿って黒色酸化物が付着する。
38 48.79～49.22m ・岩片状～砂礫状を呈する。 ・下端に幅3mm程度の暗褐色粘土を挟む。
39 49.22～50.05m ・傾斜50°の割れ目が発達し，柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
36	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いの酸化汚染，マンガン付着については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
37	・風化の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。 ・マンガンを黒色酸化物と記載。	変更なし	変更なし
38	・岩片の径については，割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。 ・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	変更なし	変更なし
39	・割れ目沿いの酸化汚染については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

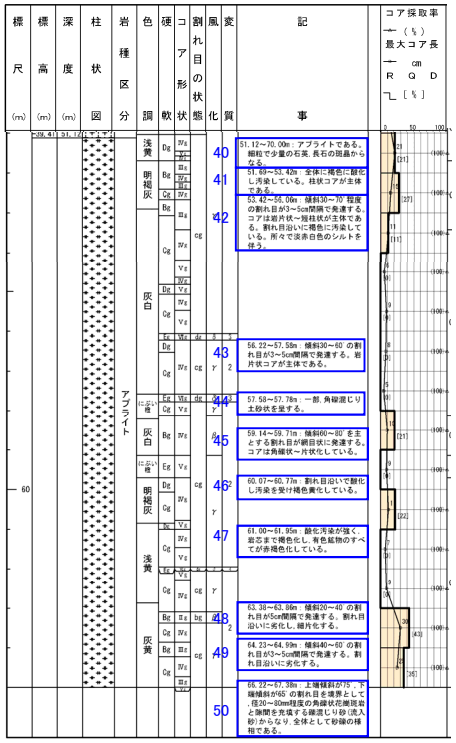
設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記事
40 51.12～70.00m ・アプライトである。 ・柱状を呈する。
42 53.42～56.06m ・傾斜30°～70°の割れ目が3～5cm間隔で発達し，岩片状～短柱状を呈する。 ・一部，割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43 56.22～57.58m ・傾斜30°～60°の割れ目が3～5cm間隔で発達し，岩片状を呈する。
44 57.58～57.78m ・一部，角礫混じり土砂状を呈する。
45 59.14～59.71m ・傾斜60°～80°の割れ目が網目状に発達し，角礫状～片状を呈する。
46 60.07～60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48 63.38～63.86m ・傾斜20°～40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49 64.23～64.99m ・傾斜40°～60°の割れ目が3～5cm間隔で発達する。
50 66.22～67.38m ・砂礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
40 51.12～70.00m ・アプライトである。 ・柱状を呈する。
42 53.42～56.06m ・傾斜30°～70°の割れ目が3～5cm間隔で発達し，岩片状～短柱状を呈する。 ・一部，割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43 56.22～57.58m ・傾斜30°～60°の割れ目が3～5cm間隔で発達し，岩片状を呈する。
44 57.58～57.78m ・一部，角礫混じり土砂状を呈する。
45 59.14～59.71m ・傾斜60°～80°の割れ目が網目状に発達し，角礫状～片状を呈する。
46 60.07～60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48 63.38～63.86m ・傾斜20°～40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49 64.23～64.99m ・傾斜40°～60°の割れ目が3～5cm間隔で発達する。
50 66.22～67.38m ・砂礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
40 51.12～70.00m ・アプライトである。 ・柱状を呈する。
42 53.42～56.06m ・傾斜30°～70°の割れ目が3～5cm間隔で発達し，岩片状～短柱状を呈する。 ・一部，割れ目に沿って淡赤白色のシルトを挟む。
43 56.22～57.58m ・傾斜30°～60°の割れ目が3～5cm間隔で発達し，岩片状を呈する。
44 57.58～57.78m ・一部，角礫混じり土砂状を呈する。
45 59.14～59.71m ・傾斜60°～80°の割れ目が網目状に発達し，角礫状～片状を呈する。
46 60.07～60.77m ・割れ目に沿って酸化する。
48 63.38～63.86m ・傾斜20°～40°の割れ目が5cm間隔で発達する。
49 64.23～64.99m ・傾斜40°～60°の割れ目が3～5cm間隔で発達する。
50 66.22～67.38m ・砂礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40	・一般的な岩相であり，石基及び斑晶の種類，粒径等については，特に目立つ区間のみ記載することとしており，特に目立つ区間ではないため削除。 （誤記）“柱状を呈する”と誤って記載。	変更なし	変更なし
41	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・酸化汚染については，補足的なものであるため削除。	－	－
42	・割れ目沿いの褐色化については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
43	変更なし	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・割れ目沿いの変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・酸化汚染については，補足的なものであるため削除。	－	－
48	・割れ目沿いの劣化については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	変更なし	変更なし
49	・割れ目沿いの劣化については，掘削時の機械割れと判断し削除。	変更なし	変更なし
50	・砂礫状区間の礫径や粒度については，割れ目の発達に関する補足的なものであるため削除。 ・割れ目の境界や角礫状及び流入砂については，掘削時の機械割れの影響と判断し削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-15

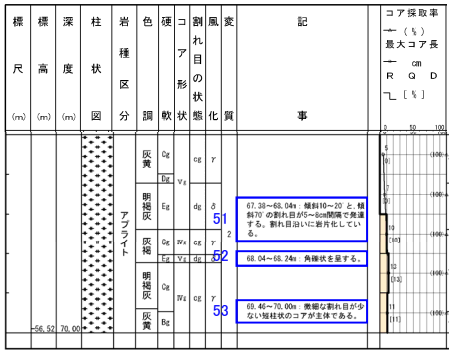
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事
51 67.38～68.04m ・傾斜10°～20°の割れ目と，傾斜70°の割れ目が5～8cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って岩片状を呈する。
52 68.04～68.24m ・角礫状を呈する。
53 69.46～70.00m ・短柱状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事
51 67.38～68.04m ・傾斜10°～20°の割れ目と，傾斜70°の割れ目が5～8cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って岩片状を呈する。
52 68.04～68.24m ・角礫状を呈する。
53 69.46～70.00m ・短柱状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事
51 67.38～68.04m ・傾斜10°～20°の割れ目と，傾斜70°の割れ目が5～8cm間隔で発達する。 ・割れ目に沿って岩片状を呈する。
52 68.04～68.24m ・角礫状を呈する。
53 69.46～70.00m ・短柱状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
51	変更なし	変更なし	変更なし
52	変更なし	変更なし	変更なし
53	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-27

余白

H24-B8-27

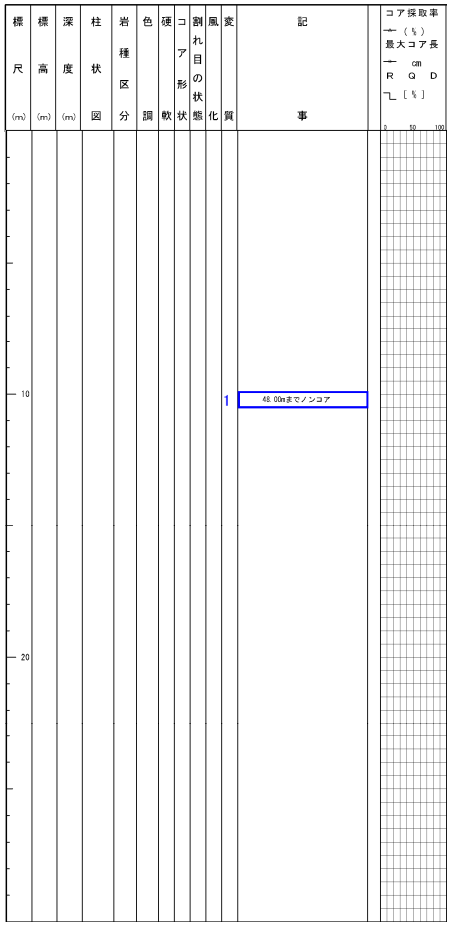
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記	事
1	48.00mまでノンコア

審査資料
（平成30年11月30日）

記	事
1	48.00mまでノンコア

審査資料
（令和2年2月7日）

記	事
1	48.00mまでノンコア

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-27

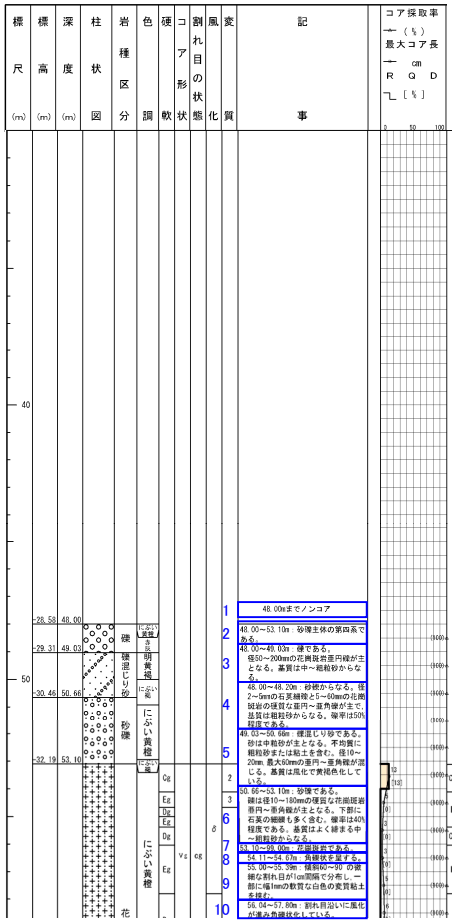
設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記事	記事
1	48.00mまでノンコア
3	48.00～49.03m ・礫である。 ・径50～200mmの花崗斑岩亜円礫が主体である。
5	49.03～50.66m ・礫混じり砂である。
6	50.66～53.10m ・砂礫である。
7	53.10～99.00m ・花崗斑岩である。
8	54.11～54.67m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
10	56.04～57.80m ・風化部である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	記事
1	48.00mまでノンコア
3	48.00～49.03m ・礫である。 ・径50～200mmの花崗斑岩亜円礫が主体である。
5	49.03～50.66m ・礫混じり砂である。
6	50.66～53.10m ・砂礫である。
7	53.10～99.00m ・花崗斑岩である。
8	54.11～54.67m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
10	56.04～57.80m ・風化部である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	記事
1	48.00mまでノンコア
3	48.00～49.03m ・礫である。 ・径50～200mmの花崗斑岩亜円礫が主体である。
5	49.03～50.66m ・礫混じり砂である。
6	50.66～53.10m ・砂礫である。
7	53.10～99.00m ・花崗斑岩である。
8	54.11～54.67m ・割れ目が多く，角礫状を呈する。
10	56.04～57.80m ・風化部である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	変更なし	変更なし	変更なし
2	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	－	－
3,4	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。 ・基質については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。	変更なし	変更なし
5	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，礫径，円磨度，基質については削除。	変更なし	変更なし
6	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種や円磨度，礫率，基質については削除。	変更なし	変更なし
7	変更なし	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部に変質粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
10	・角礫状化を伴う割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-27

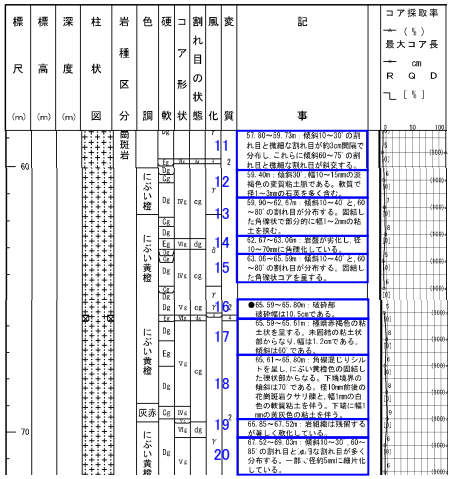
設置許可申請書
（平成27年11月）



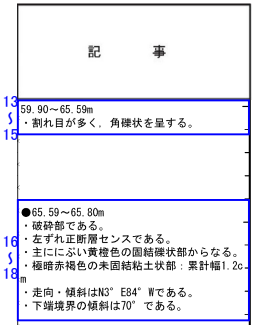
審査資料
（平成29年12月22日）



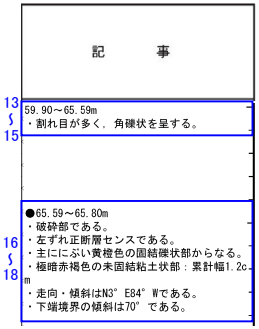
委託報告書
（平成30年）



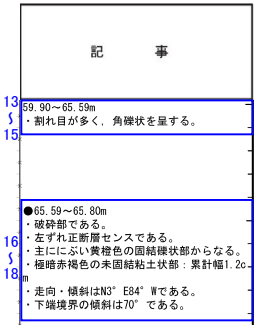
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
12	・一部に変質粘土を挟在するが，直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
13～15	・同系統の割れ目が分布する区間を一括記載し，"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。 ・部分的に粘土を挟在するが，系統的でなく，連続性や直線性に乏しいことから削除。 ・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	変更なし	変更なし
16～18	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・"傾斜は60° である"との記載については，最新活動面の見かけの傾斜を示したものであり，最新活動面の走向・傾斜を別途示しているため削除。 ・クサリ礫については，補足的なものであるため追記せず。 ・" 粘土を伴う"との記載については，粘土の直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため追記せず。	変更なし	変更なし
19	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・原岩組織の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。	―	―
20	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部で細片化するが，系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H24-B8-27

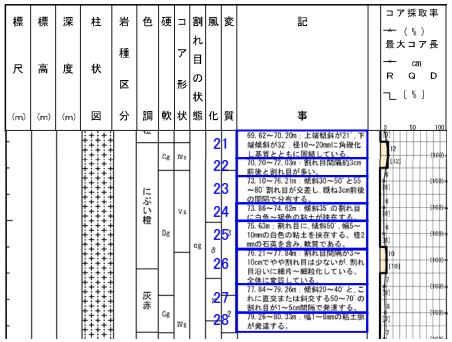
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

22 70.20～72.03m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

22 70.20～72.03m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

22 70.20～72.03m
・割れ目が多く，角礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・劣化部の固結の程度については，ボーリング間で必ずしも統一的な記載ではないため削除。	―	―
22	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
23	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
24	・一部で粘土を挟在するが，系統的でなく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
25	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
26	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・一部割れ目沿いで細片化しているが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	―	―
27	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。	―	―
28	・粘土脈が発達するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

H24-B8-27

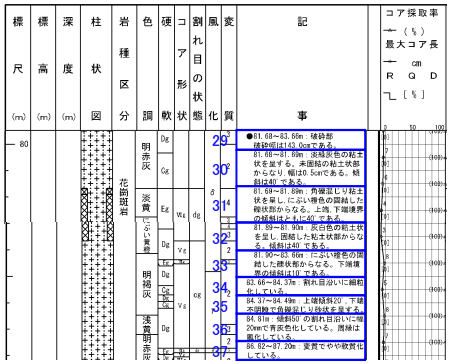
設置許可申請書
（平成27年11月）



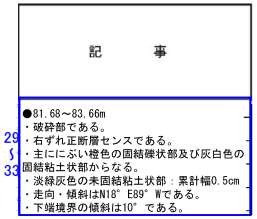
審査資料
（平成29年12月22日）



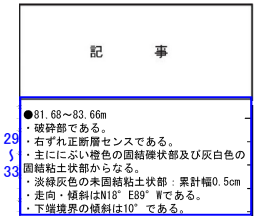
委託報告書
（平成30年）



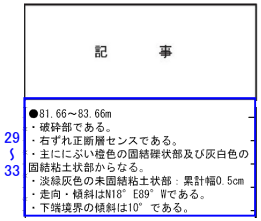
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29～33	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	・誤記修正（81.68→81.66）。
34	・割れ目沿いに細粒化しているが，連続性や直線性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
35	・角礫混じり砂状を呈するが，周囲との境界が不明瞭で，直線性に乏しいことから削除。	－	－
36	・割れ目沿いの変色，風化については，補足的なものであるため削除。	－	－
37	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。 ・変質の程度については，当該区間の周囲と明瞭な差が認められないため削除。	－	－

下線部：令和2年5月13日提出の資料から誤記を修正

H24-B8-27

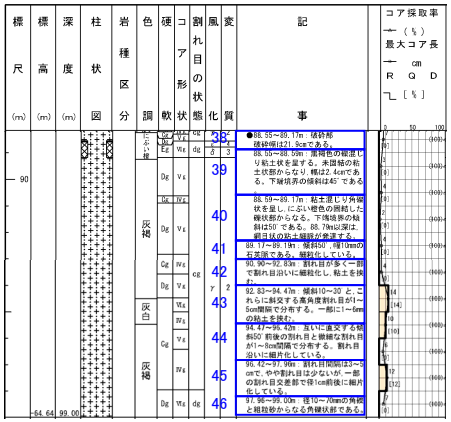
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

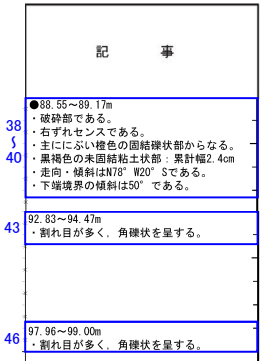
審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

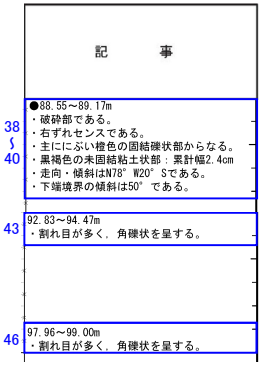
委託報告書
（平成30年）



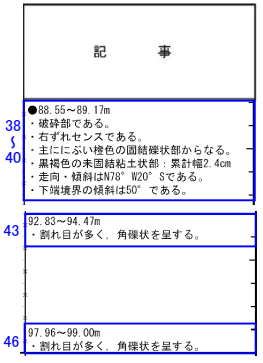
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
38～40	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・“網目状の粘土細脈が発達する”との記載については，粘土の直線性に乏しく，固結礫状部に含めているため削除。	変更なし	変更なし
41	・石英脈については，補足的なものであるため削除。	－	－
42	・一部割れ目沿いで細粒化し粘土を挟むが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
43	・“コア形状”欄に基づき角礫状と記載。 ・一部で粘土を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	変更なし	変更なし
44	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細片化するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	－	－
45	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・割れ目沿いに細片化するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
46	・角礫状部の粒度については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

余白

H24-B8-35

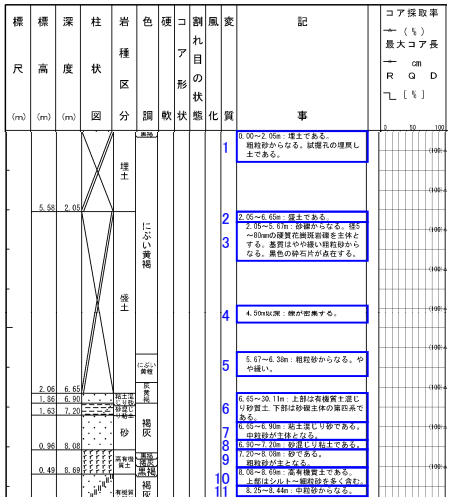
設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記事
1 0.00～2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05～6.65m ・盛土である。
7 6.65～6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90～7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20～8.08m ・砂である。
10 8.08～8.69m ・高有機質土である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
1 0.00～2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05～6.65m ・盛土である。
7 6.65～6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90～7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20～8.08m ・砂である。
10 8.08～8.69m ・高有機質土である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
1 0.00～2.05m ・埋戻し土である。
2 2.05～6.65m ・盛土である。
7 6.65～6.90m ・粘土混じり砂である。
8 6.90～7.20m ・砂混じり粘土である。
9 7.20～8.08m ・砂である。
10 8.08～8.69m ・高有機質土である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋土→埋戻し土)。	変更なし	変更なし
2～5	・盛土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
6	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	―	―
7	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
8	変更なし	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
10,11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，粒度については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

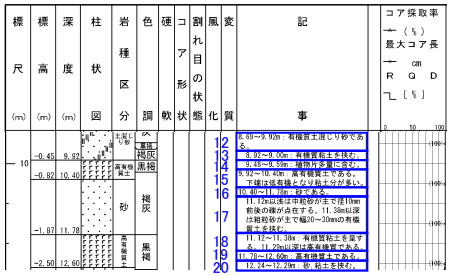
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　　事

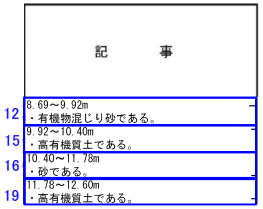
審査資料
（平成29年12月22日）

記　　事

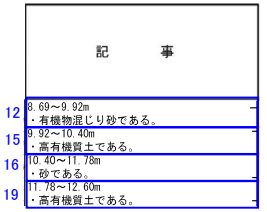
委託報告書
（平成30年）



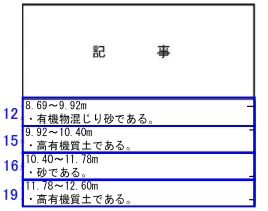
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12～14	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，下端の粘土分については削除。	変更なし	変更なし
16～18	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし
19,20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

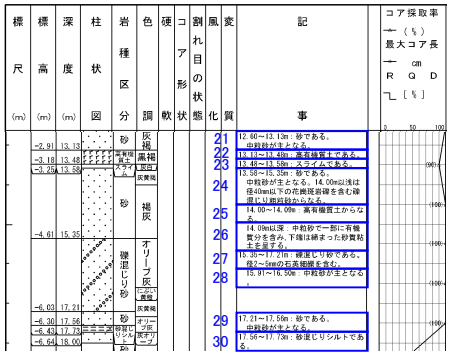
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記　事

21 12.60～13.13m
・砂である。
22 13.13～13.48m
・高有機質土である。
23 13.48～13.58m
・スライム。
24 13.58～15.35m
・砂である。
27 15.35～17.21m
・礫混じり砂である。
29 17.21～17.56m
・砂である。
30 17.56～17.73m
・砂混じりシルトである。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 12.60～13.13m
・砂である。
22 13.13～13.48m
・高有機質土である。
23 13.48～13.58m
・スライム。
24 13.58～15.35m
・砂である。
27 15.35～17.21m
・礫混じり砂である。
29 17.21～17.56m
・砂である。
30 17.56～17.73m
・砂混じりシルトである。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

21 12.60～13.13m
・砂である。
22 13.13～13.48m
・高有機質土である。
23 13.48～13.58m
・スライム。
24 13.58～15.35m
・砂である。
27 15.35～17.21m
・礫混じり砂である。
29 17.21～17.56m
・砂である。
30 17.56～17.73m
・砂混じりシルトである。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	変更なし	変更なし	変更なし
24～26	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，粒度，礫径，礫種については削除。	変更なし	変更なし
27,28	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，礫種，礫径については削除。	変更なし	変更なし
29	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
30	変更なし	変更なし	変更なし

H24-B8-35

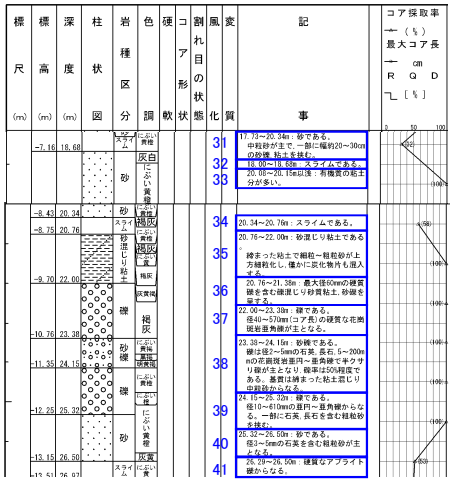
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

	記　事
31	17.73～20.34m ・砂である。
32,34	18.00～18.68m，20.34～20.76m ・スライム。
35	20.76～22.00m ・砂混じり粘土である。
37	22.00～23.38m ・礫である。
38	23.38～24.15m ・砂礫である。
39	24.15～25.32m ・礫である。
40	25.32～26.50m ・砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記　事
31	17.73～20.34m ・砂である。
32,34	18.00～18.68m，20.34～20.76m ・スライム。
35	20.76～22.00m ・砂混じり粘土である。
37	22.00～23.38m ・礫である。
38	23.38～24.15m ・砂礫である。
39	24.15～25.32m ・礫である。
40	25.32～26.50m ・砂である。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記　事
31	17.73～20.34m ・砂である。
32,34	18.00～18.68m，20.34～20.76m ・スライム。
35	20.76～22.00m ・砂混じり粘土である。
37	22.00～23.38m ・礫である。
38	23.38～24.15m ・砂礫である。
39	24.15～25.32m ・礫である。
40	25.32～26.50m ・砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31,33	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，粒度，挟在物については削除。	変更なし	変更なし
32,34	・スライムである区間を一括記載。	変更なし	変更なし
35,36	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，粒度，堆積構造，炭化物片については削除。	変更なし	変更なし
37	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，礫径，礫の硬軟については削除。	変更なし	変更なし
38	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，礫径，円磨度，礫率，基質については削除。	変更なし	変更なし
39	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，円磨度，挟在物については削除。	変更なし	変更なし
40,41	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，粒度については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

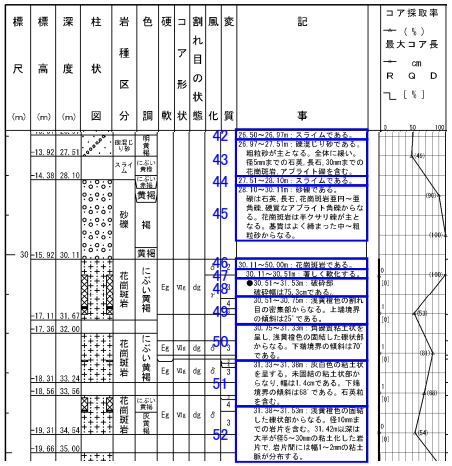
設置許可申請書
（平成27年11月）



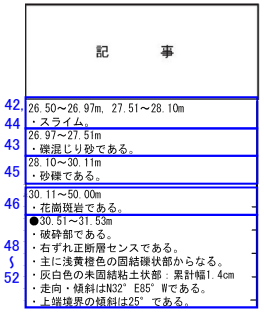
審査資料
（平成29年12月22日）



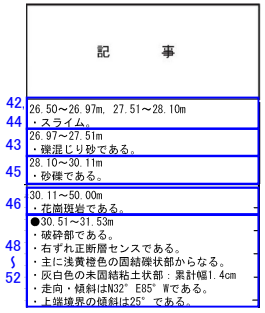
委託報告書
（平成30年）



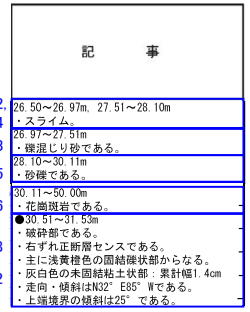
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
42,44	・スライムの区間を一括記載。	変更なし	変更なし
43	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，礫径，粒度については削除。	変更なし	変更なし
45	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，礫径，基質については削除。	変更なし	変更なし
46	変更なし	変更なし	変更なし
47	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	―	―
48～52	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・″石英粒を含む″，″岩片を含む″との記載については，補足的なものであるため削除。 ・″粘土脈が分布する″と記載されているが，粘土の連続性や直線性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

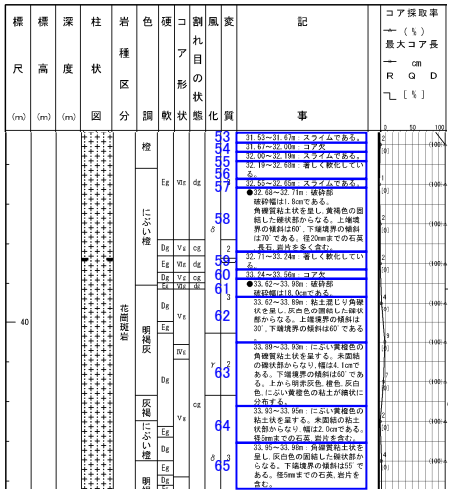
設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

記事
53～55 31.53～32.19m ・コア欠及びスライム。
55～58 ●32.68～32.71m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° W81° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。
58～60 33.24～33.56m ・コア欠。
60～61 ●33.62～33.98m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄橙色の未固結礫状部：累計幅4.1cm
61～65 ・にぶい黄橙色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN21° W74° Eである。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は55°である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
53～55 31.53～32.19m ・コア欠及びスライム。
55～58 ●32.68～32.71m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° W81° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。
58～60 33.24～33.56m ・コア欠。
60～61 ●33.62～33.98m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄橙色の未固結礫状部：累計幅4.1cm
61～65 ・にぶい黄橙色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN21° W74° Eである。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は55°である。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事
53～55 31.53～32.19m ・コア欠及びスライム。
55～58 ●32.68～32.71m ・破砕部である。 ・黄褐色の固結礫状部からなる。 ・走向・傾斜はN15° W81° Eである。 ・上端境界の傾斜は60°，下端境界の傾斜は70°である。
58～60 33.24～33.56m ・コア欠。
60～61 ●33.62～33.98m ・破砕部である。 ・主に灰白色の固結礫状部からなる。 ・にぶい黄橙色の未固結礫状部：累計幅4.1cm
61～65 ・にぶい黄橙色の未固結粘土状部：累計幅2.0cm ・走向・傾斜はN21° W74° Eである。 ・上端境界の傾斜は30°，下端境界の傾斜は55°である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
53～55	・コア欠及びスライムの区間を一括記載。	変更なし	変更なし
56	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
57	(誤記)″32.55～32.65m　スライム″とすべきところを誤って削除。	－	－
58	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・″石英，長石，岩片を多く含む″との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
59	・硬軟については，岩級区分に含めて示しているため削除。	－	－
60	変更なし	変更なし	変更なし
61～65	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結礫状部とした箇所の累計幅を記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・″粘土が縞状に分布する″，″石英，岩片を含む″との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-35

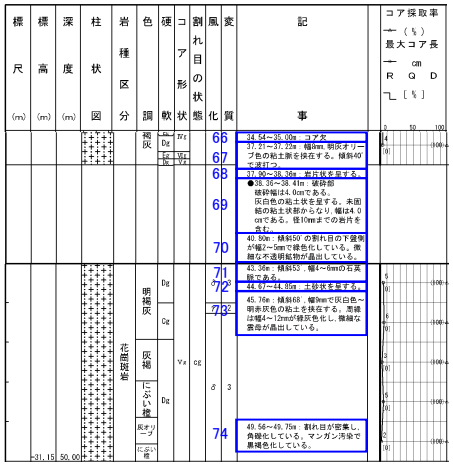
設置許可申請書
（平成27年11月）



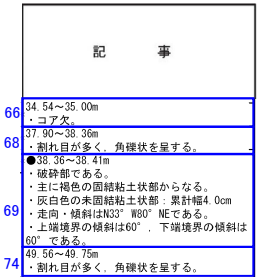
審査資料
（平成29年12月22日）



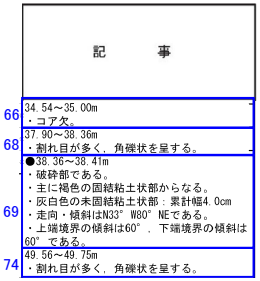
委託報告書
（平成30年）



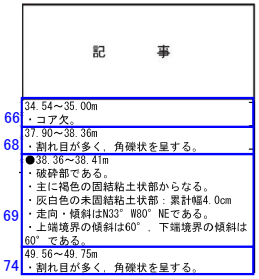
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
66	変更なし	変更なし	変更なし
67	・粘土脈を挟在するが，連続性や直線性に乏しいことから削除。	―	―
68	・"コア形状"欄に基づき角礫状と記載。	変更なし	変更なし
69	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・上記再観察で取得した，端部の見かけの傾斜を記載。 ・上記再観察で追加認定した，褐色の固結粘土状部を記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・" 径10mmまでの岩片を含む"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
70	・割れ目沿いの変色，鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―
71	・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
72	・土砂状を呈するが，当該区間の境界面が系統的でなく，礫に定向配列が見られないことから削除。	―	―
73	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。 ・変色や鉱物の晶出については，補足的なものであるため削除。	―	―
74	・変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

余白

H24-B8-36

余白

H24-B8-36

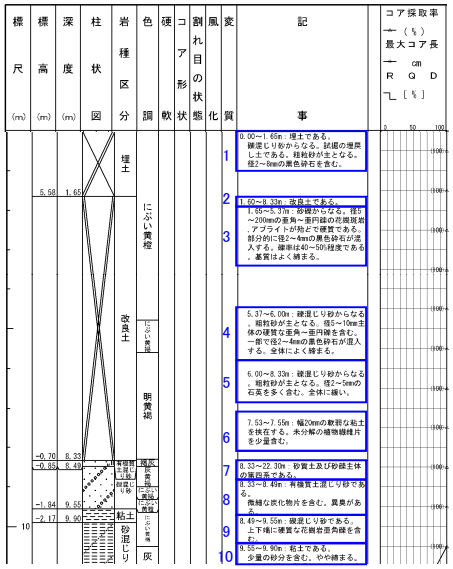
設置許可申請書
（平成27年11月）



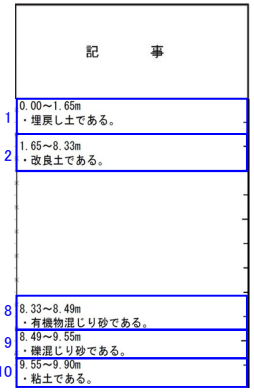
審査資料
（平成29年12月22日）



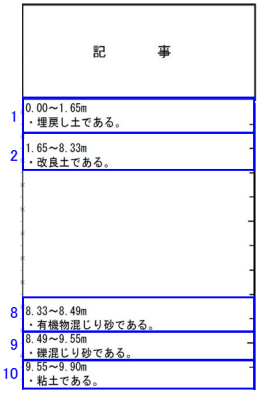
委託報告書
（平成30年）



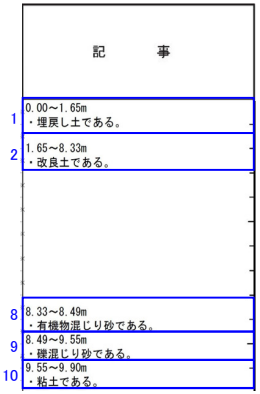
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・埋土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，構成粒子に関する記載は削除。 ・表現の見直し(埋土→埋戻し土)。	変更なし	変更なし
2～6	・改良土区間については，元々の地質の状態を示すものではないため，区間の細分に関する記載は削除。	変更なし	変更なし
7	・堆積物区間については，柱状図に対応した層相毎に記載することとしているため，土質構成や年代に関するまとめ書きは削除。	―	―
8	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，炭化物や異臭については削除。 ・表現の見直し(有機質土混じり→有機物混じり)。	変更なし	変更なし
9	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫については削除。	変更なし	変更なし
10	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，砂分，硬軟については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-36

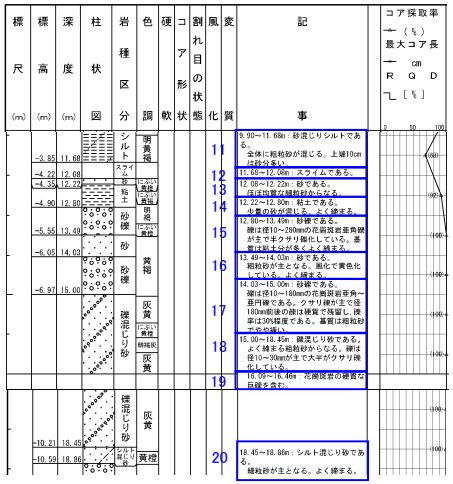
設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

委託報告書
（平成30年）



審査資料案

	記事
11	9.90～11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68～12.08m ・スライム。
13	12.08～12.22m ・砂である。
14	12.22～12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80～13.49m ・砂礫である。
16	13.49～14.03m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。
17	14.03～15.00m ・砂礫である。 ・径10～180mmの花崗斑岩亜角～亜円礫を主体とする。
18	15.00～18.45m ・礫混じり砂である。
20	18.45～18.86m ・シルト混じり砂である。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
11	9.90～11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68～12.08m ・スライム。
13	12.08～12.22m ・砂である。
14	12.22～12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80～13.49m ・砂礫である。
16	13.49～14.03m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。
17	14.03～15.00m ・砂礫である。 ・径10～180mmの花崗斑岩亜角～亜円礫を主体とする。
18	15.00～18.45m ・礫混じり砂である。
20	18.45～18.86m ・シルト混じり砂である。

審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
11	9.90～11.68m ・砂混じりシルトである。
12	11.68～12.08m ・スライム。
13	12.08～12.22m ・砂である。
14	12.22～12.80m ・粘土である。 ・少量の砂が混じる。
15	12.80～13.49m ・砂礫である。
16	13.49～14.03m ・砂である。 ・粗粒砂が主体である。
17	14.03～15.00m ・砂礫である。 ・径10～180mmの花崗斑岩亜角～亜円礫を主体とする。
18	15.00～18.45m ・礫混じり砂である。
20	18.45～18.86m ・シルト混じり砂である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
14	・硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
15	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径，礫種，円磨度，基質については削除。	変更なし	変更なし
16	・色調や硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
17	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫率，基質については削除。	変更なし	変更なし
18,19	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，区間の細分，礫径，基質については削除。	変更なし	変更なし
20	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，硬軟については削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-36

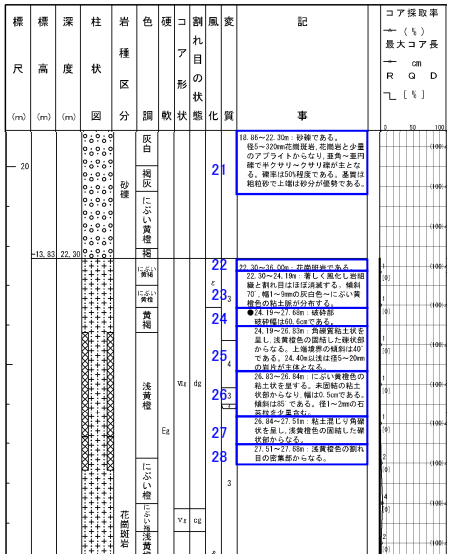
設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

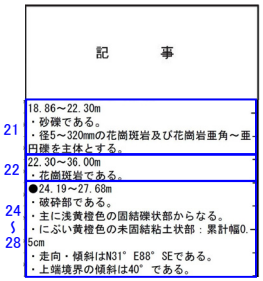
審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

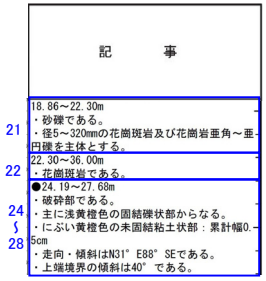
委託報告書
（平成30年）



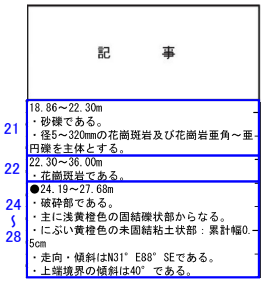
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・基質については，当該区間の目立つ構成粒子ではないため削除。 ・礫率については，層相内で多少のばらつきがあるため削除。 ・礫の硬軟については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	変更なし	変更なし	変更なし
23	・原岩組織や割れ目の残留の程度については，岩盤の劣化に関する補足的なものであるため削除。 ・一部で粘土脈を挟在するが，系統的でないことから削除。	―	―
24～28	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩（断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト）を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。 ・割れ目の密集部については，固結礫状部に含めているため削除。 ・"岩片が主体となる"，"石英粒を少量含む"との記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H24-B8-36

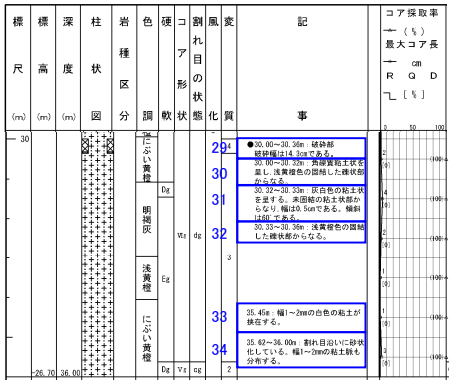
設置許可申請書
（平成27年11月）



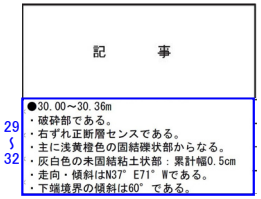
審査資料
（平成29年12月22日）



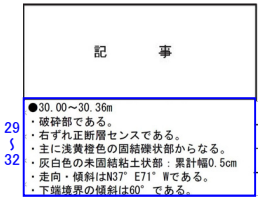
委託報告書
（平成30年）



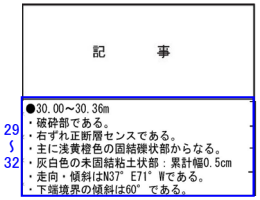
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



審査資料
（令和2年2月7日）



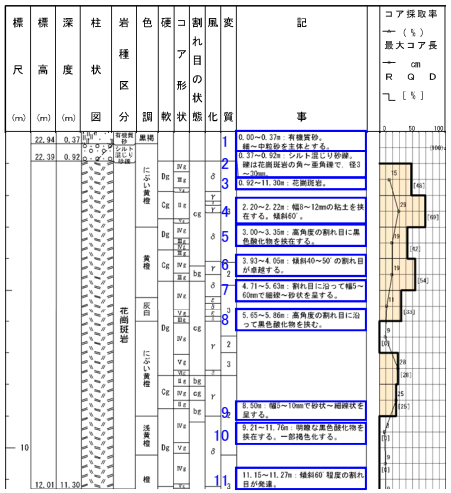
記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
29～32	・薄片観察の結果で得られた最新活動面の変位センスを記載。 ・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22)までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため削除。 (誤記)下端境界の傾斜は60° と誤って記載。 ・破砕幅については，性状一覧表に示しており，柱状図には記載しないこととしているため削除。	変更なし	変更なし
33	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
34	・割れ目沿いに砂状化し，一部で粘土脈が分布するが，粘土の連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－

H27-Br-4

余白

H27-Br-4

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

1 0.00～0.37m
・有機質砂である。
2 0.37～0.92m
・シルト混じり砂礫である。
3 0.92～11.30m
・花崗斑岩である。
5 3.00～3.35m
・高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6～11 3.93～11.27m
・高角度の割れ目が発達し，砂状～細礫状を呈する。
・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
・一部褐色を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

1 0.00～0.37m
・有機質砂である。
2 0.37～0.92m
・シルト混じり砂礫である。
3 0.92～11.30m
・花崗斑岩である。
5 3.00～3.35m
・高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6～11 3.93～11.27m
・高角度の割れ目が発達し，砂状～細礫状を呈する。
・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
・一部褐色を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

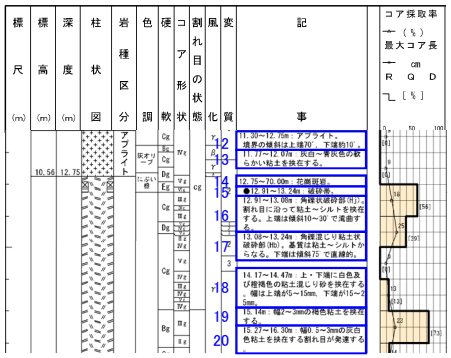
記　事

1 0.00～0.37m
・有機質砂である。
2 0.37～0.92m
・シルト混じり砂礫である。
3 0.92～11.30m
・花崗斑岩である。
5 3.00～3.35m
・高角度の割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
6～11 3.93～11.27m
・高角度の割れ目が発達し，砂状～細礫状を呈する。
・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。
・一部褐色を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫種，円磨度，礫径については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
5	変更なし	変更なし	変更なし
6～11	・花崗斑岩区間の割れ目の発達の程度を一括記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
12 11.30～12.75m ・アプライトである。 ・境界の傾斜は上端70°，下端約10°である。
13 11.77～12.07m ・灰白～青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
14 12.75～70.00m ・花崗斑岩である。
15 ● 12.91～13.24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN8°E68°Wである。 ・下端境界の傾斜は75°である。
17
18 14.17～14.47m ・上端・下端に白色及び橙褐色の粘土混じり砂を挟む。
20 15.27～16.30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
12 11.30～12.75m ・アプライトである。 ・境界の傾斜は上端70°，下端約10°である。
13 11.77～12.07m ・灰白～青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
14 12.75～70.00m ・花崗斑岩である。
15 ● 12.91～13.24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN8°E68°Wである。 ・下端境界の傾斜は75°である。
17
18 14.17～14.47m ・上端・下端に白色及び橙褐色の粘土混じり砂を挟む。
20 15.27～16.30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

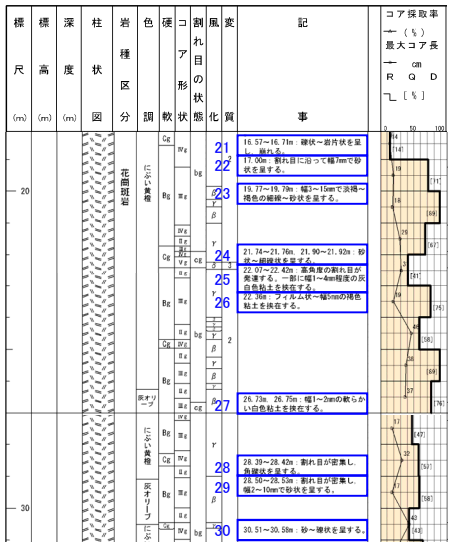
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
12 11.30～12.75m ・アプライトである。 ・境界の傾斜は上端70°，下端約10°である。
13 11.77～12.07m ・灰白～青灰色の粘土を挟む。 ・軟質である。
14 12.75～70.00m ・花崗斑岩である。
15 ● 12.91～13.24m ・破砕部である。 ・にぶい橙色の固結礫状部及び固結粘土状部からなる。 ・走向・傾斜はN8°E68°Wである。 ・下端境界の傾斜は75°である。
17
18 14.17～14.47m ・上端・下端に白色及び橙褐色の粘土混じり砂を挟む。
20 15.27～16.30m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
12	変更なし	変更なし	変更なし
13	変更なし	変更なし	変更なし
14	変更なし	変更なし	変更なし
15～17	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，直線的な端部で取得したものを除き削除。 ・"粘土～シルトを挟在する"と記載されているが，粘土～シルトの連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
18	・粘土混じり砂の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
19	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
20	・粘土の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

21 16.57～16.71m
・礫状～岩片状を呈する。
23,24 19.77～21.92m
・細礫状～砂状を呈する。
25 22.07～22.42m
・高角度の割れ目が発達する。
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
28～30 28.39～30.58m
・割れ目が発達し，角礫状～砂状～礫状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

21 16.57～16.71m
・礫状～岩片状を呈する。
23,24 19.77～21.92m
・細礫状～砂状を呈する。
25 22.07～22.42m
・高角度の割れ目が発達する。
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
28～30 28.39～30.58m
・割れ目が発達し，角礫状～砂状～礫状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

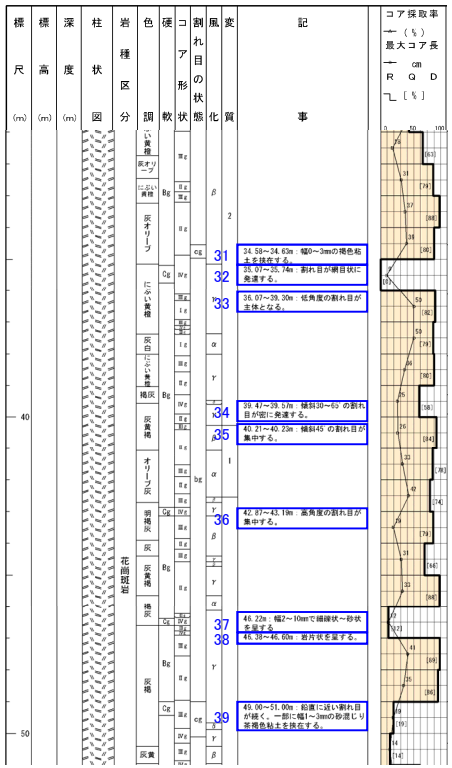
記　事

21 16.57～16.71m
・礫状～岩片状を呈する。
23,24 19.77～21.92m
・細礫状～砂状を呈する。
25 22.07～22.42m
・高角度の割れ目が発達する。
・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
28～30 28.39～30.58m
・割れ目が発達し，角礫状～砂状～礫状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・"崩れる"の記載については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
22	・割れ目に沿いに砂状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
23,24	・砂～細礫状の部分を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし
25	・粘土の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
26,27	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
28～30	・角礫状～砂状～礫状部を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

31 34.58～34.63m
・褐色の粘土を挟む。

32～36 35.07～43.19m
・低角度～高角度の割れ目が多く発達する。

37,38 46.22～46.60m
・細礫状～砂状～岩片状を呈する。

39 49.00～51.00m
・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

31 34.58～34.63m
・褐色の粘土を挟む。

32～36 35.07～43.19m
・低角度～高角度の割れ目が多く発達する。

37,38 46.22～46.60m
・細礫状～砂状～岩片状を呈する。

39 49.00～51.00m
・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

31 34.58～34.63m
・褐色の粘土を挟む。

32～36 35.07～43.19m
・低角度～高角度の割れ目が多く発達する。

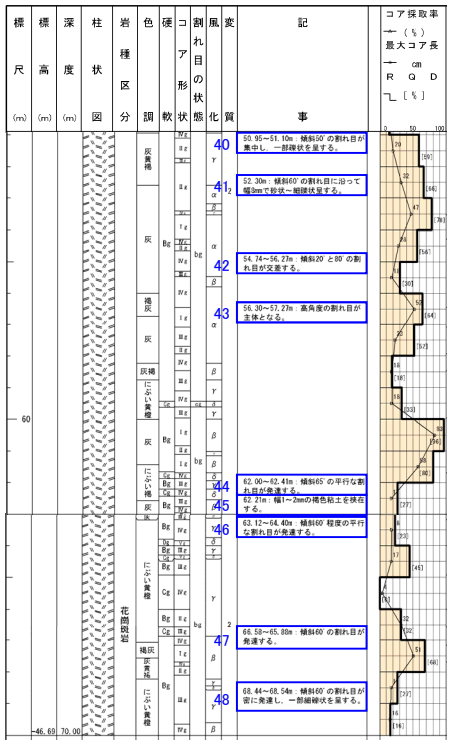
37,38 46.22～46.60m
・細礫状～砂状～岩片状を呈する。

39 49.00～51.00m
・割れ目に沿って茶褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
31	・粘土の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
32～36	・割れ目の発達の程度を一括記載。	変更なし	変更なし
37,38	・細礫状～砂状～岩片状部を含む区間を一括記載。	変更なし	変更なし
39	・割れ目の傾斜の記載については，補足的なものであるため削除。 ・記載の統一化(砂混じり粘土→粘土)。 ・粘土の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-4

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

40 ～ 47 50.95～68.44m
・低角度～高角度の割れ目が発達する。
・礫状～砂状～細礫状を呈する。
・一部割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

40 ～ 47 50.95～68.44m
・低角度～高角度の割れ目が発達する。
・礫状～砂状～細礫状を呈する。
・一部割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。

審査資料
（令和2年2月7日）

記　事

40 ～ 47 50.95～68.44m
・低角度～高角度の割れ目が発達する。
・礫状～砂状～細礫状を呈する。
・一部割れ目に沿って褐色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
40～47	・RQDと最大コア長が比較的高い状態が連続している区間について，割れ目の発達の程度を一括記載。 ・割れ目の傾斜や粘土の幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
48	・一部で細礫状を呈するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―

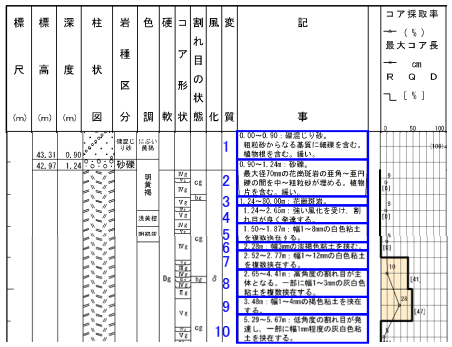
余白

H27-Br-9

余白

H27-Br-9

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

	記事
1	0.00～0.90m ・礫混じり砂である。
2	0.90～1.24m ・砂礫である。
3	1.24～80.00m ・花崗斑岩である。
4	1.24～2.65m ・強風化部である。 ・割れ目が発達する。
5,	1.50～1.87m，2.52～2.77m
7	・白色の粘土を挟む。
8	2.65～4.41m ・高角度の割れ目が発達する。
10	5.29～5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

	記事
1	0.00～0.90m ・礫混じり砂である。
2	0.90～1.24m ・砂礫である。
3	1.24～80.00m ・花崗斑岩である。
4	1.24～2.65m ・強風化部である。 ・割れ目が発達する。
5,	1.50～1.87m，2.52～2.77m
7	・白色の粘土を挟む。
8	2.65～4.41m ・高角度の割れ目が発達する。
10	5.29～5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

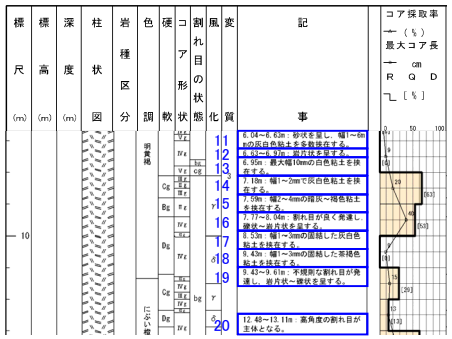
審査資料
（令和2年2月7日）

	記事
1	0.00～0.90m ・礫混じり砂である。
2	0.90～1.24m ・砂礫である。
3	1.24～80.00m ・花崗斑岩である。
4	1.24～2.65m ・強風化部である。 ・割れ目が発達する。
5,	1.50～1.87m，2.52～2.77m
7	・白色の粘土を挟む。
8	2.65～4.41m ・高角度の割れ目が発達する。
10	5.29～5.67m ・低角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
1	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，粒度，植物根，硬軟については削除。	変更なし	変更なし
2	・柱状図に対応した層相名を記載することとしているため，礫径や礫種，円磨度，基質，植物片，硬軟については削除。	変更なし	変更なし
3	変更なし	変更なし	変更なし
4	変更なし	変更なし	変更なし
5,7	・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
6	・粘土を挟在するが，連続性に乏しいことから削除。	－	－
8	・一部に粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
9	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
10	・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記　事

審査資料
（平成29年12月22日）

記　事

審査資料案

記　事

11, 6.04～6.97m
12 ・砂状～岩片状を呈する。
・灰白色の粘土を挟む。
16, 7.77～8.04m，9.43～9.61m
19 ・割れ目が発達し，礫状～岩片状を呈する。

審査資料
（平成30年11月30日）

記　事

11, 6.04～6.97m
12 ・砂状～岩片状を呈する。
・灰白色の粘土を挟む。
16, 7.77～8.04m，9.43～9.61m
19 ・割れ目が発達し，礫状～岩片状を呈する。

審査資料
（令和2年2月7日）

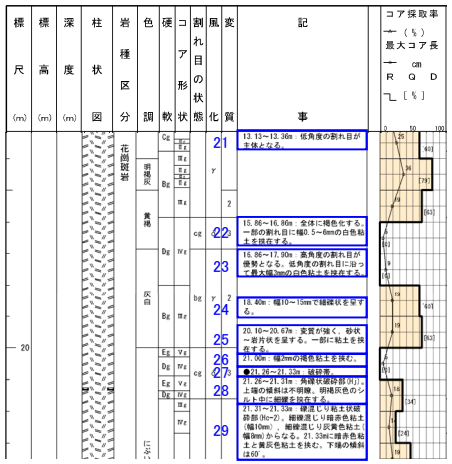
記　事

11, 6.04～6.97m
12 ・砂状～岩片状を呈する。
・灰白色の粘土を挟む。
16, 7.77～8.04m，9.43～9.61m
19 ・割れ目が発達し，礫状～岩片状を呈する。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
11～13	・細片化や細粒化について，区間を統合して一括記載。 ・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
14	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
15	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
16,19	・礫状～岩片状の区間を一括記載。	変更なし	変更なし
17	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
18	・粘土を挟在するが，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
20	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	－	－

H27-Br-9

委託報告書
（平成27年）



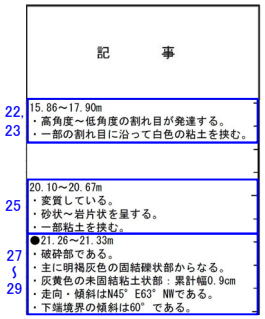
設置許可申請書
（平成27年11月）



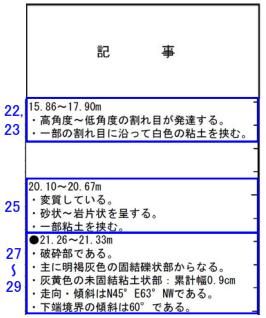
審査資料
（平成29年12月22日）



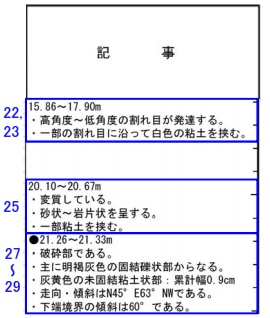
審査資料案



審査資料
（平成30年11月30日）



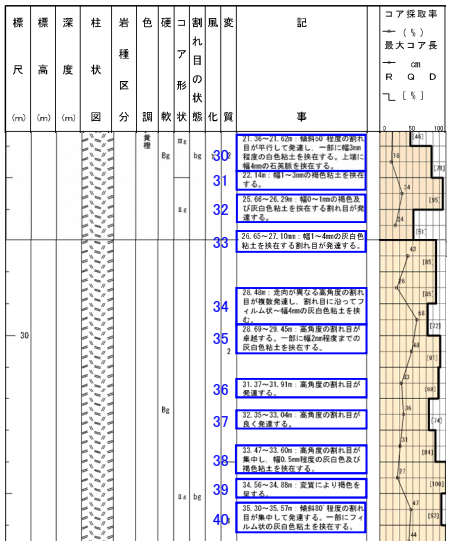
審査資料
（令和2年2月7日）



記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
21	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	―	―
22,23	・色調については，補足的なものであるため削除。 ・粘土の挟在が連続する区間を一括記載。 ・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
24	・細礫状を呈するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
25	変更なし	変更なし	変更なし
26	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	―	―
27～29	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
30, 32, 33, 35 21.36～21.62m，25.66～26.29m，26.65～27.10m，28.69～29.45m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白～灰白色の粘土を挟む。
36～38 31.37～31.91m，32.35～33.04m，33.47～33.60m ・高角度の割れ目が発達する。 ・下端に灰白及び褐色の粘土を挟む。
39 34.56～34.88m ・変質し，褐色を呈する。
40 35.30～35.57m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿ってフィルム状の灰白色の粘土を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
30, 32, 33, 35 21.36～21.62m，25.66～26.29m，26.65～27.10m，28.69～29.45m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白～灰白色の粘土を挟む。
36～38 31.37～31.91m，32.35～33.04m，33.47～33.60m ・高角度の割れ目が発達する。 ・下端に灰白及び褐色の粘土を挟む。
39 34.56～34.88m ・変質し，褐色を呈する。
40 35.30～35.57m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿ってフィルム状の灰白色の粘土を挟む。

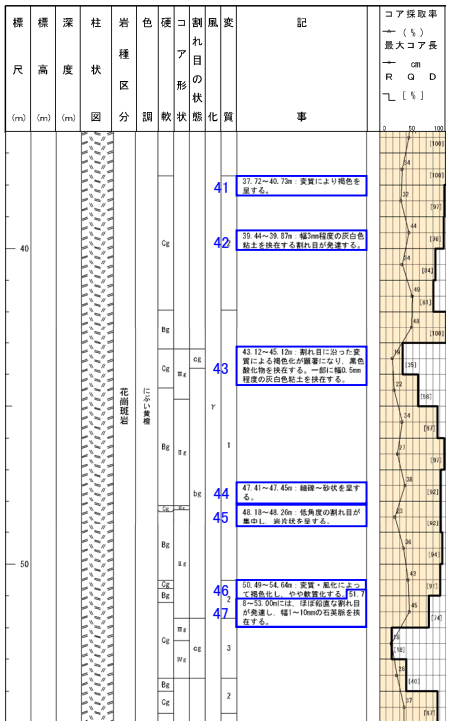
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
30, 32, 33, 35 21.36～21.62m，25.66～26.29m，26.65～27.10m，28.69～29.45m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って白～灰白色の粘土を挟む。
36～38 31.37～31.91m，32.35～33.04m，33.47～33.60m ・高角度の割れ目が発達する。 ・下端に灰白及び褐色の粘土を挟む。
39 34.56～34.88m ・変質し，褐色を呈する。
40 35.30～35.57m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿ってフィルム状の灰白色の粘土を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
30,32,33,35	・粘土を挟在する割れ目について一括記載。 ・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。 ・一部の粘土(褐色)ついては，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	変更なし	変更なし
31	・粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤に劣化が認められないことから削除。	－	－
34	・割れ目沿いに粘土を挟在するが，連続性に乏しく，周囲の岩盤と劣化が認められないことから削除。	－	－
36～38	・高角度の割れ目の発達について一括記載。 ・粘土を挟在する位置については，コア写真に基づき下端と記載。	変更なし	変更なし
39	変更なし	変更なし	変更なし
40	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
41 37.72～40.73m ・変質し，褐色を呈する。
42 39.44～39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43 43.12～45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44 47.41～47.45m ・細礫状～砂状を呈する。
45 48.18～48.26m ・低角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
46 50.49～54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
41 37.72～40.73m ・変質し，褐色を呈する。
42 39.44～39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43 43.12～45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44 47.41～47.45m ・細礫状～砂状を呈する。
45 48.18～48.26m ・低角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
46 50.49～54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

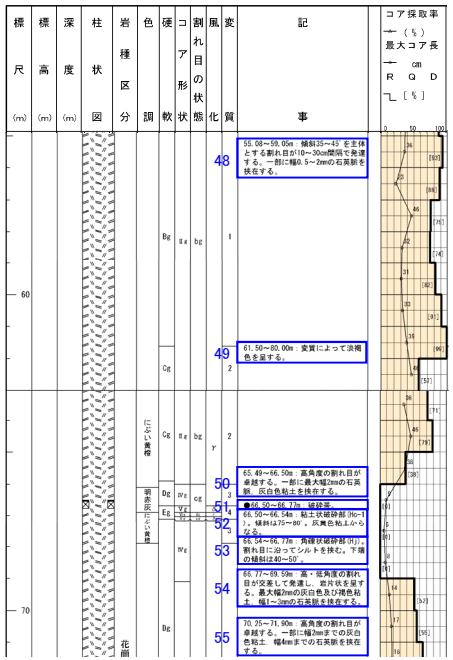
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
41 37.72～40.73m ・変質し，褐色を呈する。
42 39.44～39.87m ・割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
43 43.12～45.12m ・変質している。 ・割れ目に沿って黒色の酸化物を挟む。 ・一部割れ目に沿って灰白色の粘土を挟む。
44 47.41～47.45m ・細礫状～砂状を呈する。
45 48.18～48.26m ・低角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。
46 50.49～54.64m ・風化部である。 ・変質している。 ・やや軟質である。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
41	変更なし	変更なし	変更なし
42	・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
43	・粘土の幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
44	変更なし	変更なし	変更なし
45	変更なし	変更なし	変更なし
46	・変色については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
47	・割れ目の傾斜については，補足的なものであるため削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―

H27-Br-9

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事
50 65.49～66.50m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。
51～53 ●66.50～66.77m ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN48°E77°NWである。 ・下端の境界の傾斜は40°～50°である。
54,55 66.77～71.90m ・高角度～低角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土，石英脈を挟む。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事
50 65.49～66.50m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。
51～53 ●66.50～66.77m ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN48°E77°NWである。 ・下端の境界の傾斜は40°～50°である。
54,55 66.77～71.90m ・高角度～低角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土，石英脈を挟む。

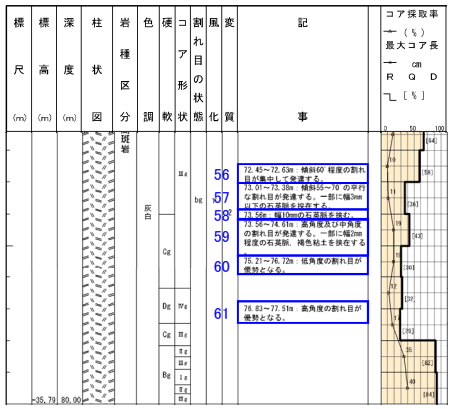
審査資料
（令和2年2月7日）

記事
50 65.49～66.50m ・高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び灰白色の粘土を挟む。
51～53 ●66.50～66.77m ・破砕部である。 ・主に灰褐色の固結礫状部からなる。 ・灰黄色の未固結粘土状部：累計幅0.9cm ・走向・傾斜はN48°E77°NWである。 ・下端の境界の傾斜は40°～50°である。
54,55 66.77～71.90m ・高角度～低角度の割れ目が発達し，岩片状を呈する。 ・割れ目に沿って灰白及び褐色の粘土，石英脈を挟む。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
48	・割れ目の発達の程度については，RQD，最大コア長，岩級区分で示しているため削除。 ・鉱物脈については，補足的なものであるため削除。	―	―
49	・色調ついては，補足的なものであるため削除。	―	―
50	・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし
51～53	・性状及び色調については，申請書提出から審査会合（H29.12.22）までの間に行った，断層岩区分を目的とした再観察の結果に基づき記載。肉眼観察で確認した原岩組織の残留の程度，連続性，硬軟に基づき，断層岩(断層ガウジ，断層角礫，カタクレーサイト)を判断。断層ガウジを未固結粘土状部，断層角礫を未固結礫状部，カタクレーサイトを性状に応じて，固結礫状・砂状・粘土状部と記載。 ・上記再観察で未固結粘土状部とした箇所の累計幅を記載。 ・報告書での性状や色調については，当初観察に基づくものであるため，審査資料案に反映させず。 ・ボアホールテレビの解析結果による最新活動面の走向・傾斜を記載。 ・破砕部の見かけの傾斜については，補足的なものであるため，端部で取得したものを除き削除。 ・“シルトを挟む”と記載されているが，シルトの連続性に乏しく，固結礫状部に含めていることから削除。	変更なし	変更なし
54,55	・割れ目の発達の程度について，区間を統合し一括記載。 ・幅については，ばらつきがあるため削除。	変更なし	変更なし

H27-Br-9

委託報告書
（平成27年）



設置許可申請書
（平成27年11月）

記事

審査資料
（平成29年12月22日）

記事

審査資料案

記事	
57～59	73.01～73.38m，73.56～74.61m ・中角度～高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。
60，61	75.21～77.51m ・低角度～高角度の割れ目が発達する。
61	76.83～77.51m ・高角度の割れ目が優勢となる。

審査資料
（平成30年11月30日）

記事	
57～59	73.01～73.38m，73.56～74.61m ・中角度～高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。
60，61	75.21～77.51m ・低角度～高角度の割れ目が発達する。
61	76.83～77.51m ・高角度の割れ目が優勢となる。

審査資料
（令和2年2月7日）

記事	
57～59	73.01～73.38m，73.56～74.61m ・中角度～高角度の割れ目が発達する。 ・割れ目に沿って石英脈及び褐色の粘土を挟む。
60，61	75.21～77.51m ・低角度～高角度の割れ目が発達する。
61	76.83～77.51m ・高角度の割れ目が優勢となる。

記事	報告書⇒審査資料案	審査資料案⇒ 審査資料(H30.11.30)	審査資料(H30.11.30)⇒ 審査資料(R2.2.7)
56	・割れ目が集中するが，掘削時の機械割れと判断し削除。	―	―
57～59	・粘土や鉱物脈を伴う割れ目について一括記載。 ・幅については，補足的なものであるため削除。	変更なし	変更なし
60,61	・割れ目の発達の程度について，区間を統合して一括記載。	変更なし	変更なし
61	変更なし	変更なし	変更なし

余白